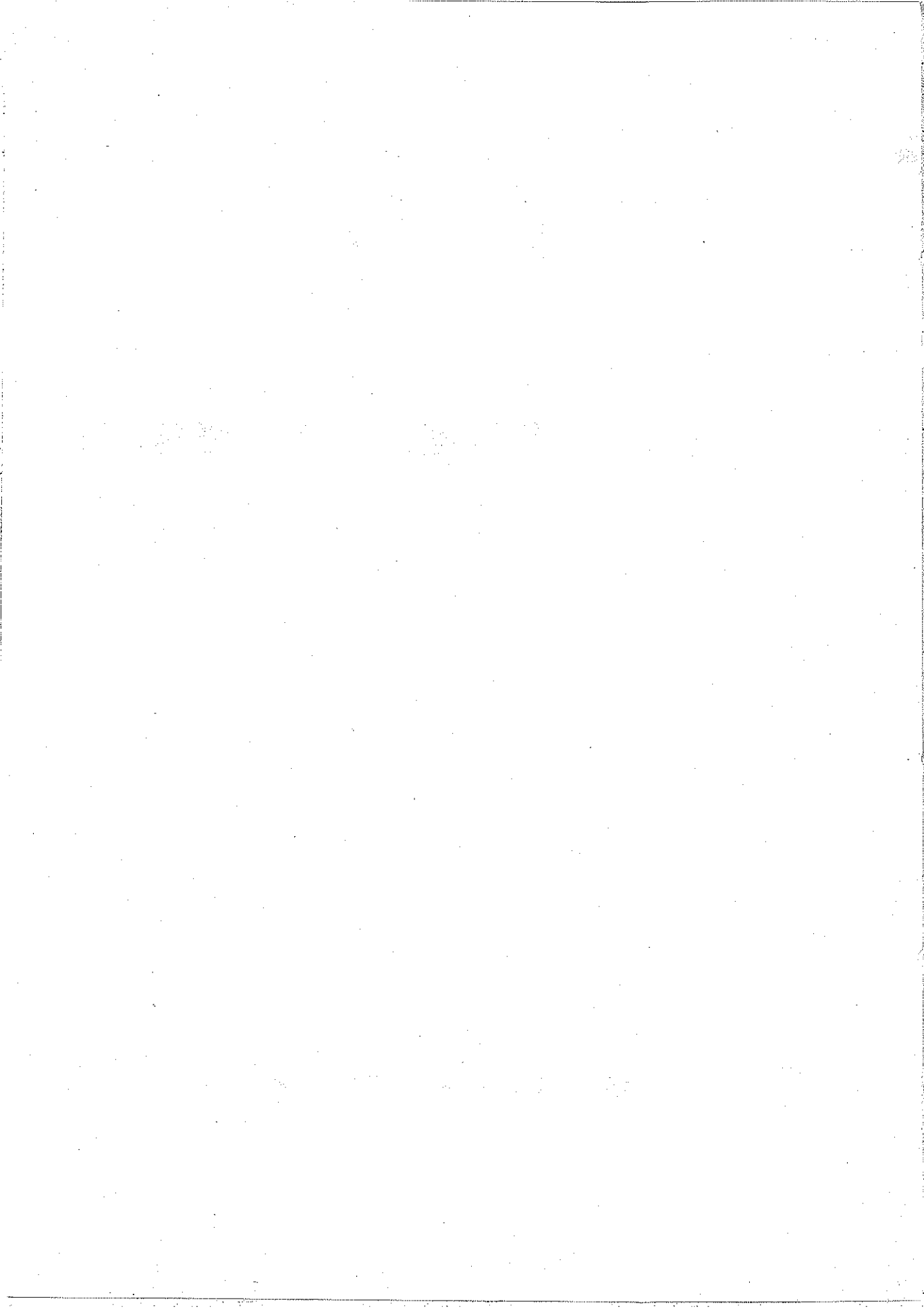


昭和52年 9 月27日開会  
昭和52年10月21日閉会

# 和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和52年9月27日(火曜日)第1日目

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣告(午前10時35分)	2頁
○ 議長開会あいさつ	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 会議録署名議員の指名について(田中包治君、直村静二君、勝部津喜枝君)	3頁
○ 会期の決定について(9月27日~10月15日(19日間))	3頁
○ 一般質問	4頁
1番に 17番 富山敏治君	4頁
2番に 2番 天堀博君	12頁
3番に 20番 田中包治君	23頁
4番に 15番 横田憲治郎君	35頁
○ 散会宣告(午後4時45分)	46頁

昭和52年9月28日(水曜日)第2日目

○ 出席議員	47頁
○ 議事説明員その他	48頁
○ 開会宣告(午前10時28分)	49頁
○ 一般質問	49頁
1番に 6番 大谷昌幸君	
2番に 21番 直村静二君	
3番に 1番 寺田茂君	
4番に 10番 山口義一君	
5番に 13番 赤阪和見君	
○ 散会宣告(午後4時28分)	104頁

昭和52年9月30日(金曜日)第3日目

○ 出席議員	105頁
○ 議事説明員その他	106頁
○ 開会宣告(午前10時20分)	108頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年5月分)	110頁
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年5月分)	120頁
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和51年5月分)	130頁
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和52年5月分)	140頁
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和52年6月分)	150頁
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和52年6月分)	160頁
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和52年6月分)	170頁
一 括 上 程	
○ 日程第8 昭和52年度定期監査(第1次分)結果報告	180頁
○ 日程第9 昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について	}
○ 日程第10 昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について	
○ 日程第11 町区域及び名称の変更について	
○ 日程第12 市道の路線認定について(和泉中央線)	
○ 日程第13 土地改良事業の施行について(老朽ため池事業、カマス谷池改修工事)	
○ 日程第14 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○ 日程第15 和泉市議会の議員その他非常勤の職務の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第16 和泉市議会の歴史に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	403 頁
○ 散会宣告(午後4時54分)	413頁

昭和52年10月3日(月曜日)第4日目

○ 出席議員	415頁
○ 議事説明員その他	416頁
○ 開会宣告(午前10時49分)	417頁
○ 日程第1 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	418頁
○ 散会宣告(午後4時42分)	467頁



昭和52年10月7日(金曜日)第5日目

○ 出席議員	469頁
○ 議事説明員その他	470頁
○ 開会宣告(午前11時)	471頁
○ 日程第1 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	472頁
○ 日程第2 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	481頁
○ 日程第3 昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	499頁
○ 日程第4 工事請負契約締結について((仮称)和泉第4団地Aブロック建設工事)	533頁
○ 日程第5 「狭山事件」の公正な裁判の審理と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議	536頁
○ 日程第6 国際人権規約の批准促進についての決議	539頁
○ 日程第7 「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議	542頁
○ 日程第8 教育予算の増額補正化に関する請願	547頁
○ 日程第9 身体障害者(児)・精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願	549頁
○ 日程第10 和泉市土地開発公社の公共用地取得事務執行調査について	550頁
○ 日程追加 議長の辞職許可について	559頁
○ 日程追加 議長選挙について	560頁
○ 散会宣告(午後5時32分)	560頁

昭和52年10月12日(水曜日)第6日目

○ 出席議員	561頁
○ 議事説明員その他	562頁
○ 開会宣告(午前11時17分)	563頁
○ 日程第1 議長選挙について	563頁
○ 散会宣告(午後12時)	565頁

昭和52年10月14日(金曜日)第7日目

○ 出席議員	567頁
○ 議事説明員その他	568頁
○ 開会宣告(午後3時5分)	569頁

- 日程第1 議長選挙について 570頁
- 自然流会(午後3時20分) 571頁

昭和52年10月15日(土曜日)第8日目

- 出席議員 573頁
- 議事説明員その他 574頁
- 開会宣告(午前11時28分) 575頁
- 日程第1 議長選挙について 575頁
- 日程追加 会期延長について(10月16日~10月20日 5日間) 577頁
- 散会宣告(午後12時13分) 578頁

昭和52年10月20日(木曜日)第9日目

- 出席議員 579頁
- 議事説明員その他 580頁
- 開会宣告(午後1時8分) 581頁
- 日程第1 副議長選挙について 581頁
- 日程追加 副議長の辞職許可について 583頁
- 日程追加 会期延長について 585頁
- 散会宣告(午後8時43分) 586頁

昭和52年10月21日(金曜日)第10日目

- 出席議員 587頁
- 議事説明員その他 588頁
- 開会宣告(午後1時15分) 590頁
- 日程第1 副議長選挙について 590頁
- 日程第2 常任委員会委員の辞職許可について 591頁
- 日程第3 議会運営委員会委員の辞職許可について
- 日程第4 交通公害対策委員会委員の辞職許可について
- 日程第5 開発事業対策委員会委員の辞職許可について
- 日程第6 第2版和国道対策委員会委員の辞職許可について
- 日程第7 同和对策委員会委員の辞職許可について

- 日程第 8 公園墓地設置委員会委員の辞職許可について
- 日程第 9 関西新国際空港対策委員会委員の辞職許可について
- 日程第 10 市立病院建設委員会委員の辞職許可について
- 日程第 11 土地開発委員会委員の辞職許可について
- 一 括 上 程
- 日程第 12 常任委員会委員の選任について 592頁
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 交通公害対策委員会委員の選任について
- 日程第 15 開発事業対策委員会委員の選任について
- 日程第 16 第 2 阪和国道対策委員会委員の選任について
- 日程第 17 同和対策委員会委員の選任について
- 日程第 18 公園墓地設置委員会委員の選任について
- 日程第 19 関西新国際空港対策委員会委員の選任について
- 日程第 20 市立病院建設委員会委員の選任について
- 日程第 21 土地開発公社委員会委員の選任について 593頁
- 一 括 上 程
- 日程第 22 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について 594頁
- 日程第 23 泉北水道企業団議会議員の選挙について
- 一 括 上 程
- 日程第 24 決算審査特別委員会委員の選任について 595頁
- 日程第 25 水道問題特別委員会委員の選任について
- 日程追加 監査委員の選任について
- 市長閉会あいさつ 599頁
- 議長閉会あいさつ 599頁
- 閉会宣告(午後 5 時 45 分) 600頁

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

DEPARTMENT OF CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

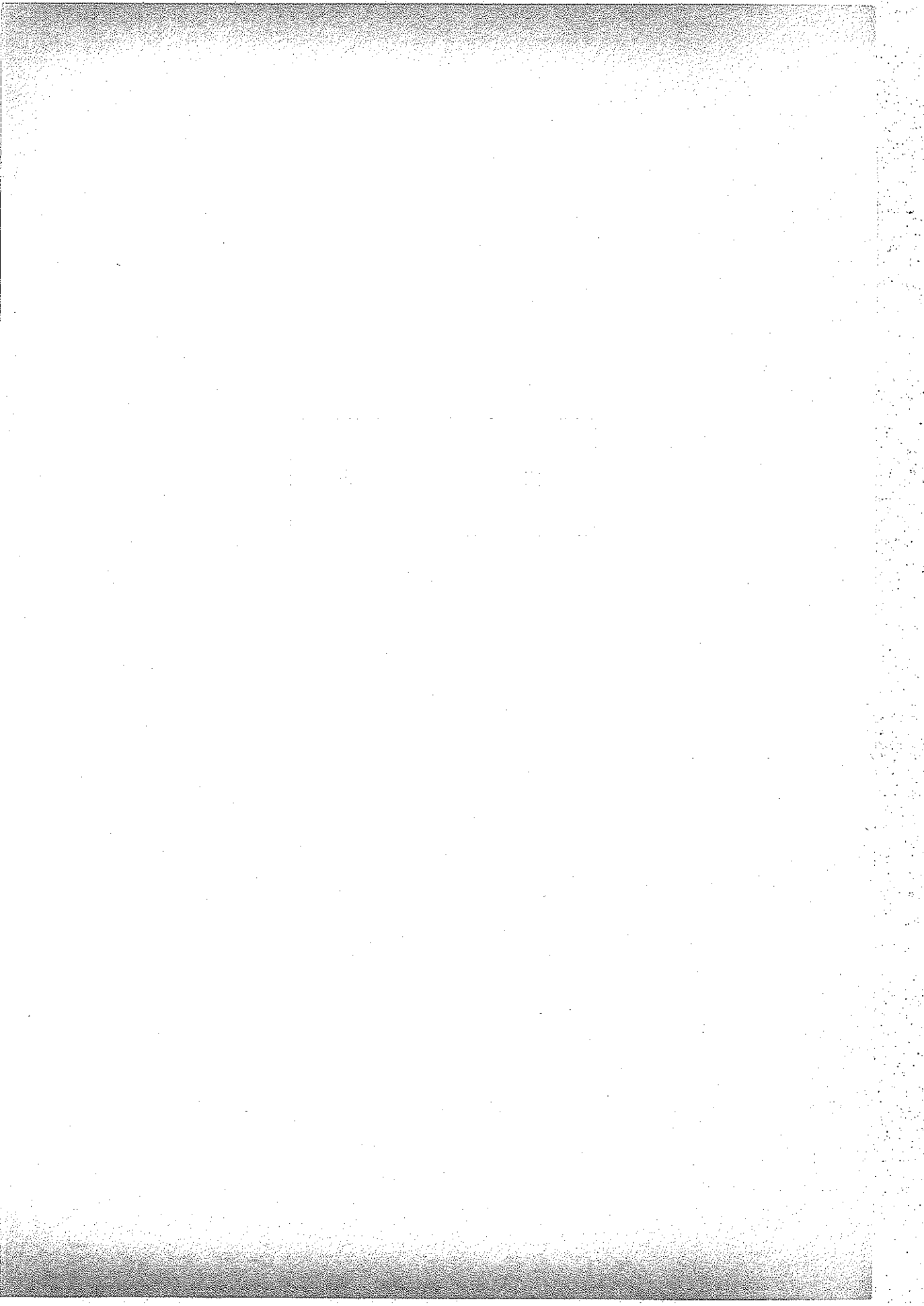
PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

PHYSICAL CHEMISTRY

第 1 日



昭和52年9月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田	茂君	15番	横田	憲治郎君
2番	天堀	博君	16番	木下	甲子三君
3番	橋本	佳行君	17番	富山	敏治君
5番	仁井	明君	18番	池辺	秀夫君
6番	大谷	昌幸君	19番	貝淵	博治君
7番	金沢	勝君	20番	田中	包治君
8番	成田	秀益君	21番	直村	静二君
9番	松下	定君	22番	勝部	津喜枝君
10番	山口	義一君	23番	三井	正光君
11番	上代	卯之松君	25番	竹内	修一君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
			29番	藤原	利一君

欠席議員(1名)

26番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同	和対策部長	佐原行雄
助	役	坂口禮之助	同	和対策次長	生田稔
参与兼建設部長事務取扱		中塚白	市	民部長	内田繁
市長公室長		西川喜久	市	民次長	中西淳富
市長公室次長兼企画室長		杉本弘文	福	祉事務所長	青木孝之
秘書広報課長		竹田明郎	産	業衛生部長	山本俊兼
財	務部長	吉岡昭男	産	業衛生次長	富田宏之
財	務次長兼 財政課長事務取扱	麻生和義	建	設部次長	森保

改良事業部長	林 徳次	収入役職務代理者	北野 敦雄
改良事業次長	逢野 一郎	教育委員長	堀内 由延
解放総合センター所長兼 総務課長事務取扱	秋本 啓介	教 育 長	葛城 宗一
用地担当理事 土地開発公社事務局長	西川 武雄	教育次長兼管理部長	広岡 史郎
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井 益一	教育次長兼指導部長	乾 武俊
病 院 長	竹林 淳	管理部長	松村 吉堯
病院事務局長	平野 誠蔵	指、導 部 次 長	橋本 昭夫
病院事務局次長兼 庶務課長	藤原 光夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
水道次長	福本 喬久	監 査 委 員	西口 喜一郎
消 防 長	和田 増義	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防次長兼消防署長	湯川 行雄	農業委員会事務局長	信田 種行

○  
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○  
 (午前11時35分開議)

○ 議長(坂上國治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には公私何かとお忙しいところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和52年和泉市議会第三回定例会を開会いたします。



本日の出席議員教及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席の届け出のある議員さんは、貝淵議員さんと柳瀬議員さんでございます。遅刻届け出のある議員さんは、成田議員でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在20名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員を20番、田中包治君、21番、直村静二君、22番、勝部津喜枝君にお願いいたします。

なお、議場に出席を求めたものの氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでございますので、御了承願います。

- 
- 議長(坂上國治君) この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和52年第3回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は「町区及び名称の変更について」外十件、昭和51年度水道事業会計、昭和51年度病事業会計決算認定についてと、監査報告8件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

簡単でございますが、開会に当りましてのごあいさつといたします。どうぞよろしく御願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月15日までの19日間と決定いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より10月15日までの19日間と決定いた

します。

- 議長（坂上國治君） それではただいまより一般質問に入ります。17番、富山敏治君。
- 17番（富山敏治君） お手元に配布されております一般質問の順位は、まことに恐縮ですが変更させていただきまして、まず下水道の計画についてお尋ねいたします。

御承知のように昨今、著しくふえる住宅の開発に伴う人口の急増12万になんなんとする和泉市に下水道の開発が一向に推進されておらないと見受けるものであります。文化都市の建設に欠かせないのは下水道の完備でなければならないと考えますが、鶴山台の一部あるいはまた同和地区関連に対して、泉北環境において一部下水道が少々ながらも実施されつつありますが、和泉市の中心周辺には何らの下水道が開発されておらないのであります。隣の高石市では、すでに各家庭の水洗便所方針が計画されておると聞いております。私は、少なくとも市制発足以来はや20数年を経過したこの和泉市に、いまだに下水道開発のまじさしええないのはまことに心外であります。市長、あなたの考えておられる文化都市、任んでよかつた和泉市というあなたの構想は一体どんなものなのか、あなたの構想を承るとともに、現時点での下水道開発についての計画を明らかにしていただきたいのであります。

第2点は、住宅の開発でございますが、私の住む黒鳥の一部にここ3、4カ月の間に約50軒近い建て売り住宅が建設されております。当然、建築基準法に基づき建築されていることとは思いますが、この建築確認願を提出するに当っては、和泉市の行政を通じて府に提出されていくものであると思います。本件に関して、開発特別委員会においても私は、再々発言をしてきたところでありますが、どうしても納得がいかないのであります。行政の責任において、あなた方はこの確認申請書が提出されたら、一度でも現場を見に行つたことがあるのかどうか。私が一番懸念するのは、公衆衛生上の問題及び火災予防上の問題であります。

まず、衛生上の問題点から申し上げますならば、これらの建て売り住宅各戸は水洗便所となっているのであります。圧縮式ミニ浄化槽が設置され、その排水が普通一般の溝あるいは光明池水路を過ぎるたんばに入る、雨水の処理をする、俗に言う溝に流されているのであります。この浄化槽は非常に小さいものですので再々故障する。したがって、完全なものとは保証しがたいのであります。もし、この浄化槽が故障した場合、下水道が完備されておらない関係上、町内を流れるこれらの雨水槽にそのまま流れしなる恐れは十分にあるわけでありまして。伝染病でも発生したら一体どうなるのか、思っただけでもぞうとするわけでありまして。衛生法上からもつと取り締まることができないのかと考えるものであります。

また、火災予防上からも問題があると思います。むねとむねがわずかに10センチもあいてお

らず、1戸建てといっても全く1軒同様です。もし火災が発生したならば、一たまりもなく全部焼け切ってしまうような状態である。

先ほど申し上げましたように、建築確認申請が出された時点において、行政がそれらの現場を一度見に行ったことがあるのかということ私は明らかにしていただきたいと思います。建築確認申請書が提出されたならば、それぞれの関係各課で審査されると聞いております。したがって、関係各課が今日まで取り扱ってきた確認申請に対していかなる見解をとってこられたのか、御説明を願いたいと思います。とともに、現在の建築準備法及び衛生法、消防法の一部を提示願いたいのであります。

以上の2点を質問し、答弁を求めて再質問を保留して終わります。

○ 議長(坂上國治君) 理事者答弁。

○ 参与(中塚白君) それでは、第1点目の下水道計画について私からお答え申し上げます。

御指摘のように、私の方の下水道計画は現在、汚水処理については、率直に申し上げた皆無でございます。これは和泉市は海を特たない地形的な環境もございまして、終末処理場の内陸部における設置が非常に困難であるということでここ2年前、いわゆる大阪湾岸汚 防止、流域南部大阪湾岸下水道というものが発足したのであります。これらの建設は忠岡沖にやるということで、年次的には工事着工をいたしてございます。しかしながら、この処理場の建設と、それにつなぐところの幹線下水道のまず整備をやらなければ、市の毛細管との接続が非常に困難でございます。一応、私の方の汚水、雨水合わせてそれに対応すべく計画決定はやってございますけれども、残念ながら、まだその幹線の完成はかなりの日数を要するわけの問題がございまして。

さりとて、人口急増に対しての措置は考えていかなければならない。汚水は流域下水の幹線の進接を待たなければできない現状でございますが、雨水については一応、私の方の計画にある程度合して一部施行しているのが現状でございます。

そういう現状と合わせて、2点目のいわゆるミ=開発についても私から総括的にお答えを申し上げます。

御指摘のように、最近のいわゆるミ=開発というものは、わいわい自身でも目に余るものがあるわけございまして、何かとこれを阻止しなければならぬということでのいろんな手段方法を考えてございます。しかしながら、申請は非常に功妙にされてくるわけでございます。その辺、行政サイドで何とかこれを抑えていかなければならない。先ほどから出ております浄化槽の問題、当然、こういうミ=開発については、できるだけ公共負担を抑えての建築がなされておる現状でございまして、御指摘のような事柄が住々にして見受けられるのであります。

なお、これに対する私の方の行政措置としては、先ほどから現地確認という言葉が出ておりましたが、全部が全部、現実に現地を視察してはございません。問題のあるやつについては、私の方もできるだけ現地確認はやらせておるわけでございますけれども、率直に申し上げて100%なされていない現状でございます。過日の開発委員会でも私、お答え申し上げましたように、何とかこれを事前に抑える方法を考えなければならないということで、いま事務当局でその原案を作成してございます。近々のうちに議会の皆さん方の御意見を承りたい、かように存じております。

以上、非常に簡単でございますけれども答弁といたします。

- 17番(富山敏治君) あのね、皆無だ、やられてないということをあなたの方から言ってる。それなら、やろうと努力したのかということ。もう20年にもなってるのに、いまだに皆無だということはどうしても納得いかない。あなたがいまおっしゃったようにやろうとしておるのか。やろうとしておるならば、先ほど質問ではっきり申し上げましたように、現時点での下水道計画を示せと言ってるんです。その点どうなんですか。

それから、第2点目の問題も含めて申し上げますが、申請が功妙になされているとおっしゃいましたね。功妙になされているということは、一つはだましているということなんですね。だまされてるのはだれですか。

衛生課長、消防長にもちょっと聞きますが、私がいま申し上げましたように、消防長自身も一応、あの近所を見に行ったことがありますか。恐らくや、確認申請が出れば、消防関係は消防署へ書類が回るということなんです。衛生関係は衛生課に書類が回って確認申請が府に送られるということを私は聞きました。しからば、あなた方は行政の責任において、本当に火災予防あるいは公衆衛生上、これで適切かどうかを判断するために現地へ調査に行ったことがあるのか、ないのか、答弁願いたい。

- 消防長(和田増義君) 御質問の消防関係についてお答えを申し上げます。

確かに先ほど参与の方から御答弁申し上げておりましたけれども、若干、法規的な面に触れてるものも出ておりますが、消防の防災という問題から考えますと、厳格に処理しておるところでございます。

御承知のとおり、2段階の措置で規制をしております。第1段階におきましては、開発申請が出てまいります、その時点で消火栓の位置等々を調べ指導し、協力を得て、その設備を充実したものでなければ認可しないということでございます。

第2点は、確認申請が建設の方に出てまいり、それを私の方に同意申請が回り、その時点で消防法に照らして十分検討し、さらに併行して現在、一般家庭の防火対象物の規制、共同住宅

につきましては防火対象物でございますので、そう位置づけられておりますので、それらの関係法規に照らして十分審査し、拒否するものは拒否する、あるいは許可するものは許可するというところでございます。

○ 17番(富山敏治君) 十分審査して、あれで消防法あるいは災害法というかに合致してあるんですか。

○ 消防長(和田増義君) お答え申し上げます。

現在までのところ、消防法の立場から見まして、それに合致していないものに対する調査というか。それをしたものはございません。合致していないものを脚下したことはございません。大体、消防法に照らして適合しておるということで許可してございます。

○ 17番(富山敏治君) あの建物が消防法に適合しておると確認を持つならば、それに関連している消防法の一部をここへ提出願いたい。

また、その先に戻って、功妙な申請がなされているという、その功妙な申請とはどんなものか、これも明らかに説明願いたい。

○ 参与(中塚白君) もう少し詳細に申し上げますと、私の申し上げた意味は、現実的に問題になるのは、少なくとも開発許可申請を出さなければならぬ建物が、単純な確認申請で済まされておるところにそもそも問題点がございまして。と申しますのは、法の適用するのは、個人住宅であれ、不動産の売買に供する住宅であれ、確認申請として出される手順は同じでございまして、その規模、同容によっておのずから異なってまいります。私がいま申し上げましたのは、現在、基準法で示されております開発許可申請の対象になるのは千平米以上でございまして、私の方の開発指導要綱では、それ以下に抑えてございまして。しかしながら、さらにそれが個人の1戸建てなり、個人の建物だという形で出されてくる。これが売買ということで、議員さん御指摘のような問題点をかもし出しておる要素になっております。私の申し上げた功妙な方法というのは、そのことを申し上げております。それがミニ開発の一番の問題でございまして。

しからは、それをどこで抑えるか、法的な問題もございまして。その辺も何とかチェックしなければならぬということで鋭意努力してあるわけでございまして、決め手がないのでございまして。少なくとも、最終の確認申請のおりるのは、大阪府の建築指導主事のもとでなされ、和泉市にはその基準は出されてますが、最終確認をおるされる大阪府がある程度市の意向も入れて強力なバックアップをされるよう、和泉市だけでなく、各市とも共通の悩みを持ってございまして。自衛手段としてそれぞれ指導要綱を設けてございまして、なお、その指導要綱をくぐって来るものがあるという現状でございまして、その辺をどう抑えるかが一番の問題点になる

わけでございます。個々の例を申し上げますといろいろ問題点がございまして、総括的にお答え申し上げます。

- 17番(富山敏治君) それでは部長、現在ではどうしようもないということなんですか。その点どうなんですか。
- 参与(中塚白君) 現状どうしようもないということで、私の方もさじを投げてるんじゃないやございません。もう少し具体的にお話申し上げますと、この建物についてだめだと仮になった場合、それに対して当然起こってくるのは、いわゆる民事訴訟とかの問題もございまして。それに対応するだけの準備もしたい。少なくとも、その辺までの腹づもりを持って事に処さなければならぬということも検討しておりますが、現実の結果から見まして、私の方もどうしようもないからと放っているわけではございません。
- 17番(富山敏治君) あのね、確認申請が提出される時点では、おっしゃるように個人の名前で出されるわけですね。だから、あなた方は仕方がないんだということだと思います。現状はどうにもならないだということだと思います。しかし、個人で出されておる住宅が、〇〇不動産、〇〇住宅という大きな看板を出して建て売りだと明らかになっておるわけなんですね。さすれば、申請は虚偽の申請ではないんですか。個人ではないことは明らかにわかるんでしょう。だから先ほど申し上げたように、そういう申請が出たならば、現地へ行っておるのがということですよ。何も私は個人の家を建てるのを制約せよと言ってるんじゃない。なるほど個人で建築確認申請を法律によって出すのはいいが、そうじゃなくて、建て売り住宅として新聞紙上に出てるでしょう。さすれば、その時点で個人のものでない、建て売り住宅ということが確認されていると私は解釈せざるを得ないんです。

もう1点は、あなたの方でそういう考え方に立っておるから幾らでも建ってくる。それに対応すべき和泉市の施策がゼロである。下水道問題ばかり、黒鳥地区では幼稚園問題、老人問題等いろんな問題が何ら施されず、だまされ放しのままで建て売り住宅がじゃんじゃんできてくる。しかも再々申し上げておりますように、むねとむねが10センチぐらい、手1つも入らない。体を横にしても通れないような建て方の中で、1軒の家が火事いったならば、あなたがおっしゃるような完全なものなのか。衛生上からもそのとおり。あの圧縮式の浄化槽を完全なものとして認めておるんですか。一遍現地へ行って見なさい。あの水洗便所から流れる水が皆黒鳥の家庭の排水路へ流れてるんですよ。そんな現実も何もわからんままに、いや、法律はこうです。ああです、と言ってもわれわれは納得できない。

どうですか消防長、私は消防長を責めるんじゃないやありません。あなたがおっしゃった消防法に適合しているならば、消防法をここへ出しなさい。衛生課もそのとおり。あれが公衆衛生上え

えんだというならば、どんな条文があるのか提示しなさい。提示した上で再質問します。それまで再質問は保留します。答弁はよろしい。まず提示してください。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいまの富山議員さんの御質問にお答えなり、御説明申し上げたいと思います。

確かにお説のこと、われわれも危惧しております。ただ、一般廃棄物の浄化設備なり機械の構造等につきましては、原則論から申し上げるならば、これは保健所の衛生課で所管をされております。ただ、和泉市の建設部の方に確認申請が提出され、それがわれわれの方に配布されるのは、まず、くみ取り方式であるのか、そういう浄化設備を利用されるのかというのがまず第1点。もちろん、浄化設備であっても、廃棄物処理法の厚生省令に定める規格に適合したものであるか、端的に言ってメーカー品であるかどうか、そういったことをチェックするのがわれわれの業務でございます。

ただ、保健所業務だから、というわんにもまいりませんので、今後、そういう点についても特に留意して鋭意取り組んでいきたい。保健所業務の一環ということで、保健所では放流先の問題、構造、規模等をチェックされる。大型になりましたら、保健所の検査もパスしなければ利用できない、こういうこともございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 17番（富山敏治君） 答弁は要らんと言ったのに答弁をするのなら、もう一度質問します。いま私が申し上げましたように、そういう圧縮式の浄化槽そのものが故障して、そのまま流れ出したとしても、うちの衛生課では責任がないということですか。保健所が皆やるべきだということですか。やはりそれらの措置、予防等はあなたの方でしなければならぬでしょう。保健所任せではどうにもならないと思うんですよ。保健所はそれを許可したらええんだということならば、何も衛生課も何も要りません。子供の予防接種もまたしかり。あらゆるものが大阪府の保健所を通じてそれに基づいて施行されるんでしょ。そんなら何も衛生課なんか、大きな人件費を使って置く必要はない。しかし、市民の公衆衛生を守る立場から、行政の一環として当然持たなければならない一つなんでしょう。だから、皆さん方が日常、一生懸命に公衆衛生上の問題に取り組んでおられると思う。しからは、建築そのものが果たして公衆衛生法に適合してるかどうかです。答弁は要らない。適合してるならば、法令なり条例を出しなさい、こう言ってるんです。わかりましたね、答弁は要りません。それらの関係法規を提出してください。

- 議長（坂上國治君） 消防長、産衛部長、そういう書類を現在手持ちですか。
- 消防長（和田増義君） 提出いたします。コピーでもとりたいと思います。
- 消防次長（湯川行雄君） 一般住宅の建築確認を出された場合の同意の問題でございますが、

建築基準法で防火の規定はずいぶん盛られております。それを確認する段階で、それに違法でなければ同意するというところでございます。消防法第7条にございますが、建築基準法の防火の規定に違反してない限り同意を与える、こういうことになってございます。

○ 17番(富山敏治君) それでは、あなた方は消防職員としてあの建物を見た時点で、これならええんだと確認しますか。

○ 消防長(湯川行雄君) ごもつともです。そのとおりです。一応、消防の立場から法規的に違法でなければ、消防の方は別段勧告なりすることはございません。

○ 17番(富山敏治君) それでは、住宅関係の人にちよつとお尋ねしますが、市営住宅なり公団住宅なりを建設する場合には、道路幅とか空地そのものの規定がありますね。何十軒以上の場合にはとか、その点あるんですか。たとえば私が御厄介になつてる黒鳥の住宅でも、あれだけの広い敷地に建ててる。あれは一つの火災予防上の問題も含めてああいうぐあいにしていると思ひます。

○ 建設部次長(森保君) お答え申し上げます。

住宅建設等につきましては、市の住宅開発の指導要綱にうたわれておりますとおり、人口密度等を勘案する中で余り過密にならないように、そういうことは当然考えてございます。

○ 17番(富山敏治君) そういうことがあるんですな。しからば消防長、いま行政はああいふうりに言つてる。しかし、あれでは火事が起つたとき、消防車も入らないんです。それでもあなた方はええと言うんですか。それは基準法でしようがないということですか。その点明らかにしてください。

○ 消防長(和田増義君) 確かに現状を見ますと、非常に建て込んでる状態ではないかという御質問だと思います。現行法規の中で総面積とかにつきましては建築の方で審査されるわけで、それから私の方に同意がくるわけでございます。私の方では、消防の面でひつかかるかどうか審査するところでございます。

消防法からいって要約しますと、御質問は大体共同住宅に該当するものが多いのですが、消火器具としては、150平米以上は消火器具を置かなければならない。700平方以上は屋内消火栓を付けなければならぬという規定がございまして。外部においては、開発申請段階においては、500平米以上の市街地においては、100メートル以内に消火栓が一つもないという状態ではないかということで、業者の協力によってそれをつけてもらうように指導してあるところでございます。その他の細かい点はたくさんございまして省略いたしますが、共同住宅については大体そのようなことで、適合しておれば現状やむを得ないというところでございます。空地とか間隔の問題になりますと、建築関係の方でもらつておるので、それがよい



となると私どもは同意するという事でございます。

- 17番(富山敏治君) もう一点、しからは消防長、いま私が指摘した黒鳥周辺に消火栓が何か所設置されておるのか、お答え願いたい。
- 消防長(和田増義君) 現状につきましては記憶しておりませんが、少なくとも、100メートル以内どこには消火栓は全部設置しておると思います。古いところは120メートルのところもござりますが、100メートルー120メートルのところの範囲内には消火栓をつけなければならない。水道設置の段階におきましては消火栓をつけてもらっておりまして、水を引くときには必ず消火栓をつけなさいということです。
- 17番(富山敏治君) だれに。
- 消防長(和田増義君) 業者に開発行政に基づいてつけさせておる次第でござります。
- 17番(富山敏治君) あのね、業者というのは何も関係がないんですよ。参与の容弁では、個人で出されておるんですよ。ああいう住宅で業者に言うというのは、あなたの方もすでに建て売りだと初めから認めておるということですか。業者というのはここに出てこない。皆個人で出されておるんですよ。ところが、あなたの方は業者につけさせる、どないしてつけさせるんですか。それなら、あなたがおっしゃったように、100メートル以内に消火栓がありますか。一つもありませんよ。
- 消防長(和田増義君) 私の説明が不十分だったと思います。業者と申しあげましたのは、建築申請が出てからではおそいので、それ以前の開発段階で条例でとらえ、500平米以上のものは消火栓があるかどうか審査して、それ以前にとらえていこう、その段階では業者がやっておるわけでござりますので、業者、個人とも開発申請の段階でとらえ、さらにまた、確認申請の段階においては個人が出てくるとなりますので、その分について、確認の面から支障がない、あるいは消防の立場から適合しておれば許可する、こういうことでござります。

なお、御質問の消防活動がしにくいことは事実でござります。苦慮するところでござりますが、これらの問題につきましては都市構造の面にとらえながら、将来、遂次改善していくように指導していきたい。これは法の改正もからみ待たなければならない。現状では、できるだけ消防活動の現行法規に上積みして、ある程度仕事のしやすい方法、消火活動のしやすい方法について、申請の段階においていろいろ相談し、やっておるところでござります。現状では、確かにおっしゃる点はござります。われわれとしても非常に不便ですが、現行では仕方がないということでやっておる現状でござりまして、都市構造としてとらえなければならないと思ひます。

- 17番(富山敏治君) いま、消防長がああいうぐあいにおっしゃってる。しからは、確認

申請を受理した時点でその付近に消化栓があるかということも調査というか、確認したことがありますか。

それから、建築確認申請の出されたときに、俗に言う建築基準法のザル法、それから行政でやつてる要綱、それは1カ月前も2カ月前も委員会で私がやったように、近く出します。近く出しますと、いうことなんです。一体こんな案文ぐらいつくるのに何カ月かかるんですか。職員が何人おつて何日かかるんですか。本当にやる気があつてやつてるのかということですよ、問題は。質問したときは、極力やると言ってますが、やるのか、やらないのかということですよ、積極的にね。

最後にお願ひしておきたいのは、私自身ちよつと不勉強ということもあろうと思います。したがつて、消防長並びに衛生課長あるいは建設部においても、それらの付属書類、法令に基づく規則を一部ずつ後刻提出してください。

質問を終わります。

- 
- 議長(坂上國治君) 理事者に一言、注意しておきます。

答弁の際には、マイクを十分とらえ、語尾まではっきりとわかりやすく答弁していただきたいと思います。

次に、2番、天堀博君。

- 2番(天堀博君) 通告要旨に基づきまして質問させていただきます。

まず、選挙における投票所の適正な設置についてであります。国の政治、地方の政治を問わず、選挙における有権者の意思をより反映させるため、願わくば、全有権者の投票が望まれるのは当然であります。そのためにも有権者自身の自覚もさせることながら、行政側におきましても、いろんな面での啓蒙及び設備の充実を図る。これまた大切なことであります。

当和泉市におきましては、新興住宅開発に伴いまして他市からの流入も激しく、その点について万全の対策を必要とするわけですが、投票率を高めるためにも、投票所の適正な設置がされなければなりません。ところが、実際には助公団地の飛び地地域であるとか、青葉台、緑ヶ丘等の集団での住宅開発であるとか、新たに光明台の団地が予定されておりますけれども、そういうところの対策が早急に望まれているわけがあります。そこでまず、それらの必要性等についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、設置についての要望が各出ているのか、いないのか。また、投票所につきましては、どのような基準で設置しているのか、お示しを願いたいと考えます。

続いて、2番目の廃棄物処理と公害防止の問題でありますけれども、燃焼あるいは不燃焼を

問わず、ごみ問題は大きな都市問題でありますので、地方自治体だけでは法的、能力的にも困難を抱えてる、こういう点が事実あるわけですが、この場所におきましては、現状から出発し、今後の問題点を少し掘り下げてみたいと考えます。

まず、過去または現状において、公営、民間を問わず、こういう廃棄物、残灰を含んでるわけでございますが、投棄あるいは処理されてきたところ、また、現在されてるところを具体的に挙げていただき、今後、計画中で明らかなものについても挙げていただきたいと思います。そして、それらについての公害防止対策がいかにされてるのか、そういう点についてもお聞きをしておきたいと思ひます。

さらに、2番目に市立病院の誓書、これに関連してお尋ねしたいと思ひます。

先日、私のところへ市立病院の患者さんの家族の方が見えられまして御相談がございました。手術をするのですが、こんなものを書けと言われ、どうしましょうか、ということです。いわゆる誓書、手術承諾書のことです。いろいろ聞きますと、手術前ということで精神的にもいろいろ不安があるわけです。病院や医師の立場から見ますれば、そのような不安を逆に取り除いてやる立場にあるわけだと思ひますが、そこで誓書、いわゆる手術承諾書はなぜ取るのか、愚問かもしれませんが、その辺の規定とかをお答え願ひたいと思ひます。また、法的にはどういふ根拠があり、それを取ったことによる法的な効力、こういうものをお聞きしたいと思ひます。

次に、いままでこういう手術におきまして、手術後にいろんな問題、簡単にいいましたらトラブル等が発生したかどうか、あればその件数と処理状況。さらに進んで法廷の場にかかったものがあるかどうか、そういうものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

各弁のいかにによりましては再質問の権利を留保して、一般質問を終わります。

- 議長（坂上國治君） 理事者各弁。
- 選挙管理委員会事務局長（岸田秀仁君） お答えさせていただきます。

新興住宅地の投票所の増設の要望が出ておるのかという点につきましては、青葉台、緑ヶ丘助松団地については要望が出ております。遠距離地区の投票所の開設、増設については、自治省の指導に基づきまして、選挙人が住んでおられる住所から投票所までの道のりが3キロ以上ある場合、当該投票所の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消を考えております。

また、青葉台地区の投票所の新設については、いまのところ考えておりません。今後の課題として当委員会で十分検討させていただいた上、新設等も考えていきたい、かように思つてる次第でございます。参考までに青葉台地区の投票所の近くに住んでおられる方で約400メートルぐらいの距離、遠いところでは、約1500メートルぐらいの距離があります。

以上です。

○ 2番(天堀博君) 前もって青葉台、これは青葉台に限ったことではないわけですが、例として出させていただきますと、青葉台地区が入る南池田小学校第19投票区、この投票率をデータとしていただいているわけです。たとえば衆議院選挙、参議院選挙、市議員選挙を見ますと、衆院選挙の場合47年12月10に行われましたが68.88%、4年後の51年12月5日の場合68.47%、わずか0.41%下がっただけです。47年の時点では、青葉台は入居者がなかったと聞いております。

参院選挙の場合、49年と本年7月に行われました。これは3年間ですが、49年にはすでに青葉台は入居者がございましたが、まだ激増してるという状況ではなかったのをごさいます。49年は71.58%、3年後のここの参院選挙では67.27%、4.31%下がってるということをごさいます。

さらに重要なことは、市議員の選挙でございます。われわれが市議員だということだけではなく、地元いわゆる和泉市あるいは和泉市民としてどうとらえておられるかということにもかかってくると思いますが、47年9月17日、衆院選挙と同じ年、5年前ですが、青葉台は入居されておられません。この南池田小学校の投票率が91.76%、大体南横山、横山、南池田、南松尾等の山間部は非常に投票率が高いのはいまでからの例であります。そして51年9月19日の市議員の選挙でこの投票率が71.16%と20.6%下がってるわけです。これは非常に問題があるんじゃないかと思います。やはり和泉市に米(間がないということもあろうと思います。そういう点での啓蒙活動も必要だと思います。さらに、投票所が遠い。400メートルぐらいのところもありますが、それは池の上の一番かかりの部分にお住まいの方でございます。しかし、泉州冷蔵さんの倉庫が車庫、あの辺になると相当の距離があります。やはりほかの市から和泉市に入って来られた方々に、和泉市のいろんな状況をよく知っていただくためには選挙が非常に重要であります。そういう点でぜひ投票所の設置も望まれてるのは当然であります。

最近、緑ヶ丘も非常に有権者がふえました。しかし、緑ヶ丘の中には投票所がありません。その点、もっと早くから手を打っていくべきじゃないかと思います。すでに要望書が緑ヶ丘、青葉台、助松団地から出てるということでもあります。距離的な問題を別にして有権者数も非常に多くなっています。

それから、話は飛びますが、助松団地の場合は他市にあるわけです。学校、その他は、いろいろ協定等を結んでいただいて不便のないようにしていただいているわけですが、ここに市民課の窓口等の出張所を設けてほしいという要望もあります。同時に選挙の場合、なかなか和泉

市民という気にならない。当然だと思います。和泉市民だとわかっておっても、投票所が自分の住むところからかなり遠い。山や川はありませんが、全然違う市へ行く感じになりますから、ぜひ投票所あるいは臨時的なものを設けるとかの措置もなされてしかるべきだと思います。

そういう点で、新設は青葉台等にも現在のところは考えていないということですか。ぜひ地元の町会自治会の皆さんとも相談していただくことも必要です。しかし、現実には、青葉台、緑ヶ丘、助松の飛び地につきましても困っておることは事実です。その点での今後の取り組み方、どうも仕方がないのか、この辺についてお答え願っておきたいと思います。

○ 選挙事務局長（岸田秀仁君） 青葉台、緑ヶ丘につきましても、新設につきましても、今後の有権者の増によりまして考慮していきたいと思っております。

○ 2番（天堀博君） 助松の方の答弁はなかったが、有権者の増といっても、青葉台の場合はほとんど満杯に近い状態です。緑ヶ丘はまだ建っていないところ、建っても入居されていないところもあるようですが、その点は十分考えていただきたい。あそこは緑ヶ丘校区ということで、緑ヶ丘と青葉台を一つにまとめた投票所ということになってきたら、ちょっと現場を見ればわかりますように、学校に通うのも何か谷を越して向こうへ行かないかん。私、横山ですが、横山でも槇尾山に住んでる方も投票にくる。実際には、青葉台、緑ヶ丘に住居されてる方々は他市から来られた方、業者の責任もあると思います。非常に便利がいいんだ、電車も近くに來ますよと宣伝文句で来られてる。ところが、役所は遠いし、選挙の投票所も遠い、不便で文通の便も悪いということで問題になっております。もっと積極的に考えていただきたい。

その点をお約束願いたいのと、助松団地の飛び地、この問題は非常に頭の痛いことだと思います。場所があるとか、ないとか、有権者数もこういう地域に比べて少ないかもわかりませんが、先ほど言いましたように泉大津市の中にありますので、そこに住んでおられる方にはこちらから手を差し伸べていかないと、意識の面で問題点が出てくるんじゃないかと思う。そこら辺はどうなんですか。どうにもならん問題ですか。

○ 選挙事務局長（岸田秀仁君） 助松団地の件ですが、あの地区については泉大津の投票所もございまして、和泉市の投票所を設置することについては非常に困難だと考えております。助松団地の飛び地については、新設については自治省の指導も仰ぎたいと思いますので、ここでの御返答はお待ちいただきたいと思っております。

それから、青葉台、緑ヶ丘の増設については、議員の皆様、また町会各位の御尽力を煩わすかもわかりませんが、鋭意努力いたしたい、かように思っております。

○ 2番（天堀博君） ぜひその点で努力していただくということをお願いしておきたいと思っております。実際、非常に困っておられるし、助松団地の問題につきましても、以前に考えていき

いという御答弁もいただいております。泉大津の投票所もあつてややこしくなろうかと思いません。しかし、何かの形で適切な措置を考えていただかんと、しょうがないやと放つては困ると思う。それやったらそれで、市長部局の方にお願ひして、早くそういう飛び地を解消してほしいということです。現実には、泉大津市民と変わりはない。これは開発の問題とか第2阪和問題、飛び地の協議の問題とか、いろいろ厄介な問題があると思います。今回の質問とは多少はずれる面もあると思いますが、早急に解消していただきたい。そうでないと、すぐその問題が出てくる、選管に話するとね。この点、十分考えていただきたい。答弁は結構です。放つとくというわけじゃなく、積極的に考えてもらいたい。選管の方からもやかましく行政区域の問題について、これは越権でも何でもないと思う。困ってるんだということで意見書を書げるとか、具体的にやっていたらどうかと思います。

- 議長（坂上國治君） 次の答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 2番目の廃棄物処理と公害防止について御説明申し上げます。

まず、公営、民営を問わず和泉市内の現状というお尋ねでございますが、民間の施工によるものが2件ございます。それ以外にも、公営の中でも泉北環境の関係が1件、本市の関係が1件、こういう状態で廃棄物処理場を運営しております。

特にこの廃棄物処理に伴う公害防止の問題でございますが、特に民間サイドについては、廃棄物処理法の施行令によって処理基準が設けられております。この基準に従つて、大阪府、和泉市ともども指導している現状でございます。特に本市の場合、現在、小田池公園予定地の一部を暫定的に利用しております。これについても特に水質検査、悪臭問題に常に留意し、地元住民の方々に御迷惑をかけないように検査等を行つてゐるわけでございます。現状を申し上げますと、地元との御協力もいただきながら、本市としても特に公害問題について、公害を発生しないようやっておる現状でございます。

泉北環境関係は、御存じのように可燃物の残灰、燃えかすを和泉市内で埋め立て処分されてるので、このことについても泉北環境自身、いろいろ水質検査等に留意してゐるわけでございまして、現在、公害ということには至っておりません。

2点目の計画中のものということですが、われわたの方にも、実は南池田地区で産業廃棄物の最終処分地として計画を協議されてゐるわけでございます。これにつきましては、和泉市の総合基本構想ともマッチしない面も考えられますので、何とか御遠慮願ひたいということで話を続けてゐる現状でございます。

なお、特に本市の不燃物処理地につきましては関係各位の深い御理解、御協力をいただき過般、用地が一応取得されたわけでございます。約5万平米の規模でございます。何といつても

和泉市みずから公害を出すわけにはまいりません。したがって、廃棄物処理法施行令で決めております処分地利用基準、また厚生省令の規則、さらには公害関係法令等を十分遵守いたしまして、一定の設備を進めながらこの利用についても検討を加えていきたい。こういう段階でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 2番(天堀博君) いま、現在、過去においてされたところ、計画中のものを出していただきました。これは別々にお聞きもしたいと思うんですが、もちろん、いま部長が言われたように、和泉市なり泉北環境なり、公的なところが処理をして公害を出すことはもつてのほかだということなんです。その点、いろいろな法的なものに基づいてやっていただくということで、ちょっと後で具体的な問題に触れたいと思います。

民間の問題ですが、民間の廃棄物処理に対する公害防止、これについても、廃棄物処理法に基づいてやってるんでしようが、市としては、どの程度まで指導監督ができるのか。たとえば現在、大和興産ですが、若怪の奥へ入ったところ、市の不燃焼物処理地の反対側になりますか、ほとんど最終に近いもの、終わってるかもわかりませんが、あそこなんかの問題についてどういふふうに考えておられるのか、具体例としてちょっとお聞きしたいと思います。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 具体的な例として大和興産問題が提起されましたが、この問題につきましては50年6月、議会の方からも強い御指摘を受けまして、われわれも非常に苦慮したわけでございます。これらの公害防止につきましては、もちろん、和泉市自身も強い姿勢で臨んでるわけでございます。ただ、大阪府が義務的な法令的に決められた行為ではございませんが、当時、大阪府が自信と責任をもって許可されたということにつきましては、ごく最近の事例としても、大阪府当局にもっと指導監督、特に公害防止と、悪臭問題、水質問題につきましては、水処理機能的な設備もされておりますが、ややもすると、一定期間野ざらしされるといふこともわれわれ現地で見ておりますので、大阪府を通じて強く行政指導されるよう申し上げてるわけでございます。和泉市としても手をつけられないという意味ではございませんが、特にこの問題については、大阪府の責任において徹底した、住民に迷惑をかけないような措置をとるべきだということで、環境整備課の責任にも過日、申し入れしている現状でございます。ある時期が終わりましたら覆土するということで業者の方も取り組んでおられるわけですが、ややもすると、作業の関係から悪臭がひどくなるということも見ておりますので、これらの点、特に留意をしてる現状でございます。

- 2番(天堀博君) 一つの例を出したわけですが、水の処理問題についても一定の設備をされてるようですが、一定期間、それが主で流れるときもあるという、汚水もそのまま流れるという御答弁だったと思います。一定期間とは、どのぐらいの期間か知りませんが、私も何も何

度か現地へ見に行きましたが、そんな一定期間なんてものとは違います。大体、水処理的な設備なんか、あるのか、ないのかわかりません。当初はクーリングタワーのようなものを置いてやってたんですが、かっこうだけつけないかんでそうやったんだらうと思います。あと小さいプールのようなものをこしらえています。大きさにして縦横2メートル四方ぐらいのもので、そういうものを2つほどこしらえてそこへ一たん汚水をためて流す。それについては、自家発電でコンプレッサーのようなものを使って下から薬素を注入、浄化をしようという方式だと思うんですが、そんなもん止まっています。動いていないんですよ。それが証拠に、そこから川下に行くと、もともとはきれいな小川でしたが、かなりの雨が降った場合は別として、川の水をすくってみて捨てて手をかぐと相当のにおいが出る。これは、私はゆゆしい問題だと思います。

このことは文通公害課にもお話したことがあります。府の方の責任と言われておりますが、実際には、和泉市民に直接影響する問題です。この下流には、和田浄水場の取水をしている部分になるわけです。これは後で残灰の問題も含めてお聞きしますが、あんな状態でうまくいってるとはめつたに言えない。現地をよく見られたら、あんなもんで危なくてしょうがない。和泉市も今度やるときに、あれと同じようなことでええんやとなると、そんなことにはならんと思います。そうなる大変なことです。その辺、市の方からきっちりできるまでやめといってくれと業者なり、府の方に意見を出したことがあるのかどうか、あるいは出せないのか。その法的な根拠はないのかどうか、ちょっと聞きたい。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 先ほど申し上げましたように、特に大和興産問題につきましては特異なケースという経過がございます、これにつきましては、和泉市に権限がないわけではございません。ただ、過日も農免事業の関係で私も現地を見ております。特に感じましたのは、水質汚濁もさることながら、悪臭問題が非常に目にとまったわけでございます。早速大阪府に対して強く行政指導、ときには改善策が完全にできるまで作業を一時中止することも要望しております。この間も関係の責任ある方がお越しになったときにも、そのことを言うるわけでございます。さらに強力に申し入れ、早期に和泉市民に迷惑をかけないように適切な措置をしていきたいと思っております。

○ 2番(天堀博君) ぜひその辺の行政指導をもつきつちりと、積極的にやってほしい。おたくとしては、いろいろやられてると思えます。府にも強い行政指導を望むということでお話をされたりしてね。実際にはそのままずっときて、もう大方終わり、最後の辺まで土をかぶせたりしています。確かににおいもあげつない。いま言われた農免道路の関係で見に行つたこともたびたびありますが、実にあげつない。山やから、どんなことしてもわからないというかつ



こうでやられてる。そういう点は、もっと強い姿勢が必要だと思います。その辺を一つ強く望んでおきたい。

それから、水道の方にも関係してくるわけですが、先ほど言ったように、和田浄水場が取水している。ここだけの問題じゃないんですが、この上流には大和興産問題、さらに、黒石、三木の境界等にかけての残灰処理問題が出てきております。ちょっと水道部長にもお聞きしたら、常時取水しているんじゃない。光明池の用水が春から夏にかけて臭くなる時期があるが、そのときにあそこから取水するが、その辺が問題になってくる。それらの点でどの程度検査が行われてるのか。取水の時点でもそうだが、さらに、全体的に公害問題からいって、各流域等でどの程度の調査あるいは検査が行われてるのかどうか。いままで行ってきたのであれば、有害物が何か出てこないかどうか。けつたいなことにならない、間違いないやという確証、保証が本当にあるのかどうか、非常に心配されます。検査、調査方法も含めて、どちらからでも、両方からでも結構ですが、お答え願いたい。

- 水道部長(田中稔君) お答え申し上げます。

結論から申し上げます、現在のところ、川から直接取水したものを検査しておりますが、異常は認められておりません。もちろん、私どもは上水を送水しております、毎日検査しておりますが、議員さんのお説にもありました、川からの取水は量からいっても少なく、ほとんど通常は池から直接取水しております。池からの取水、川からの取水のいずれも検査は常時行っておりまして、定期的にパトロールもしております。現在のところ、どこから取水しても飲料水に不適、異常は認められておりません。

- 2番(天堀博君) たとえば井戸水に流れ込んでいるということもありますが、その辺でも流域の検査の検査はやっているんですか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 公害対策上、榎尾川水質保全協議会というものを3市1町で組織しております。定期的に2週間に1回でございます。また随時、そういう協議会の名においてパトロール、水質検査等をやっているわけですが、いまのところ、不適なという結果が出た事例はございません。

- 2番(天堀博君) いままでのところ問題がないんだということで結構です。しかし、私も横山という山間部に住んでおります関係から、和泉、高石、泉大津を見るとき、泉北環境の関係からいっても、山を持っておって降かせるところは和泉市しかないんだということもあって、かなりの面で和泉市の山間部は、言い方を変えればごみ捨て場みたいになってくる。小田池公園でも御厄介になってますが、地元の方々、地主の方々の御協力をいただいている。一時、黒石なんかでもにおいがきついということで、焼却炉の改善をされた関係もあって、最近では割合

少なくなつたようです。しかし、この間も新しく処理場としてされたところを見に行くと、あれがどんどんやられると汚水が川に流れ込んでくる。以前のところも大きなビニール管を入れて汚水が流出しないようにやっていますが、実際には川下が茶色になっております。皆無ということにはならないと思います。そういうことで、やはり山間部の方が一見、ごみ捨て場みたいな感じになってくるという状況の中で、公害対策はより重要になってくるんじゃないか。それを嚴重にやらなかったら、地元の方々の了解をいただく場合にもむずかしい問題が出てくるんじゃないかと思しますので、その点はひとつ今後の課題としてお願いできるかどうかということと、さらに、これは広報にも関係してきますが、ごみは出せばいいということではない。なるべく出さないようにすることも必要だと思ひます。そういう点で、市民に対する指導、啓蒙についても今後強めていただけるかどうか。何れでもごみがふえてきて、しまいには和泉市中ごみだらけになると大変だと思ひますので、その2点を最後にお聞かせ願ひたいと思ひます。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 廃棄物関係からの公害問題については、われわれも留意しなければならないという自覚を持っております。今後、和泉市がごみ捨て場になるということについても十分意を尽くさなければならぬ、このように考えております。また、段設の分についても、そういう公害を起こさせてはならないということを肝に銘じまして今後、強力な指導体制をとっていきたいと考えております。

さらに、広報による市民の方々に対する協力要請の問題でございますが、これも2カ月に1回程度、まず燃えるものと燃えないものを混合しないようにということも含めまして、やはりできるだけ廃棄物でも再生利用できるものは再生利用するよう、また、包装等についても廃棄物増加に関連しますので、住民の方にも排出量はできるだけ減量できる方法をお願いしたいということも兼ねて御協力をお願いしてあるわけでございます。今後におきましても、廃棄物全般のことも含めて市民の方々に御協力をお願いするよう努めてまいりたいと思ひます。

- 2番(天堀博君) いまの問題についてはそういうことで結構です。ぜひ一部の山間部だけにごみをばかされるということではなく、市民全体の問題として、ごみ処理問題をとらえていける施策を今後も望みたいと思ひます。

あと病院の御答弁ですが、議長、時間的によろしいですか。

- 議長(坂上國治君) やってください。きよりは市長と私が午後から優良運転手の表彰式がありますので、そこへ出かけますので、午後からちよつとかかるのが遅くなりますのでね。
- 2番(天堀博君) お昼で申しわけないんですが、病院関係の御答弁をお願いいたします。
- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 病院事務局長(平野誠威君) 病院関係の手術の際にお出しいただく誓書についての御質問

でございます。なぜ誓書を取るのかということですが、これは手術等の場合には、患者さんの同意が必要でございます。原則的にございます。結論的には、同意のあかしという意味が一つでございます。もちろん、いきなり同意書を取るのではなく、主治医と患者さんの間で十分説明、話し合いが行われ、手術が決まってこの書面を出していただくということになっております。

それから2点目ですが、一般的に手術もさることながら、病気は医師が最善の努力を尽くしたとしても、予測し得ない不可抗力的な事故という事態があり得るとというのが一般的でございます。もちろん、これは過失による事故、いわゆる医療過誤ではございません。

不可抗力的な変化が当然起こり得るということは、常識的に御了解願えると思いますが、これをやはり御了解願うというのが第2点目でございます。

3点目の法的効力の問題になりますと、医療過誤、過失によって事故が発生した場合まで損害賠償請求権を放棄することになるのかということら辺、法的な解釈というか、効果の問題でございます。これは「ある」という説と、「ない」という説の両方でございます。学問的な詳しい話はちよつと申し上げにくうございますが、一般的には法的な拘束力と申しますか、どのよりの文体が書かれておっても、一切の損害賠償請求権を、これを出すことによって放棄するところまではつながらないという解釈が多数でございます。

われわれの考え方でも、不可抗力的な事故については御了解願う。しかしながら、万一過失、過誤によって事故が起きた場合、たといこういふ一札が入っておるので一切文句を言わない、ということは言い得ないであろう。これは事実関係で法廷等で争われるものでございますから、こういう書面がある、なしにかかわらず、技術上過失があればその責めを問われるということになりますので、どちらかと言いますと、誓書の意味は、前段で申し上げました同意の意味と、それから不可抗力的な変化にも了解するという意味でございます。

こういったものを求めておる根拠は、に病院長に委任する事項がございます。細かい部分は、規則以外に病院長が決めるとなっております。この根拠から、こういう誓書をいただいているわけでございます。

それから、トラブルが発生した数字、または法廷等の争いの事例があるのかということですが、古い昔は別として、少なくとも、47年に市立病院発足以来5年間強でございますが、この種の事例はございません。

- 2番(天堀博君) 非常にいまお聞きして結構なことだと思ひます。私はそういうことであるならば、あえていまの御答弁を繰り返すわけじゃありませんが、ぜひこのいま使っておられる誓書、これを手元にお持ちでしたら文面を見ていただいたらわかりますが、他の方も参考

にしていただけたらと読み上げます。

「右の者今般貴院に於て手術をお願い致します上は手術中は勿論其の後に於て万一如何なる異変が出来ますとも本人は元より、父兄、親族に於て決して苦情を申し立てないことをお誓い致します。」

となっております。私はこの文面からしますと、先ほど一般質問で言いましたように、患者さんや家族の方は、手術時に承諾書を取るというのは、簡単な手の指を縫うというようなことでは取らない、命にかかわる場合に承諾書を取ると思うんですが、その場合は、精神的にも非常に不安感が大きいわけです。だから、その不安を取り除いてあげるのが、医師なり病院側の立場ではないかと思うんです。

ところが、この誓書を見ますと、非常に仰々しい書き方です。「手術中は勿論其の後に於て万一如何なる異変が出来ますとも」これはどういうことかと聞きたいぐらいの事が書かれている。この点を非常に心配される。「天堀さん、法的にどないですか。」と聞かれ、いろいろ調べますと、おっしゃったように、法的には事実関係をもって決定されるのであって、この書面を書いたから何も文句を言えないということにはならない。それであれば、こんなことを書かなくてもええやないかと思うんです。

さらに「誓書」という言葉自体、もう少しやわらかく「手術同意書」ぐらいに変えたらどうか。何か宣誓をするような、お誓い申し上げるということで誓書にしてるんでしょが、この辺が非常に仰々しくないかと思う。その点はどうお考えでしょうか。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） ごもつともな御意見でございまして、こういった文書の表現をどうするかという問題につきましては、お説のように、改めてこの誓書を見まして、確かにこの「誓書」という言葉自体、それから文中の表現が仰々しいというか、いかめしいというか、ちょっと前近代的であろうかと思えます。これは各病院それぞれ任意の表現をしたらよろしいものであって、問題は先ほど申し上げましたように、手術を同意したあかし、それから、最善を尽しても万一、不可抗力的な事態があった場合、患者側においては了解するという趣旨を盛り込めばよろしいのですから、おっしゃるように手術同意書等の表現に変えるべく、院内で早急に結論を出したい。決して文章そのものを変えることにはやぶさかではございません。たまたま、ずっと長く使っておりましたので、ある意味ではうかつでございましたので、不備の点は文章を変えたいと思います。

○ 2番（天堀博君） そういうことで、ひとつ早急に検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、患者さんが手術を受けられるときには、非常に不

安な気持ちでられるということを十分御理解いただかんと、単に言われたから変えればええんだというだけの問題ではなく、細かい面に配慮する必要があるのではないかと。市長の言われる、本当に住んでよかった、温かみのある和泉市にしようと思つたら、手術も安心してお医者さんに任せて、任せてあるんでしようが、何やらややこしくなるということではなく、任せ切りにできるような、信頼関係の持てるような細かい配慮をお願いしたいと申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） お昼のため暫時休憩いたします。

（午後12時10分休憩）

（午後2時56分再開）

○ 議長（坂上國治君） 大変長らくお待たせいたしました。午前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に20番、田中包治君。

○ 20番（田中包治君） 通告に基づきまして、次の3点につきまして質問いたしたいと思っております。

まず第1点は、適正就学推進室についてでございますけれども、昨年、10名程度のいわゆる職員をもって適正就学の推進室を設置しております。すなわち、この理由が一体どこにあったのか、この点を明確にしてもらいたいと思います。というのは、要は学校格差等々の問題を考へてのことであったのか、あるいはどうであったのか。

もう一つは、幸校区から昨年の適正審議会に出ておりました和泉中学校なり伯太小学校、黒島小学校に対して147名の人々が越境しているという報告がございました。すなわち、1年たった現在において、この問題はどのようなふうに解決し、どのように処理しておるのか、まずその点について質問いたしたいと思っております。

もう一つは、いま進んでおるところの教育という問題と、生活という問題があると思うんです。この問題について、どちらの方を重点にするのか、その点をお尋ねいたしたいと思っております。

もう一つは、学校格差の問題でございますが、指導部の話によりますと、同和指定校については、特別の教育をしておるかのごとき印象がする市民だよりが出ております。すなわち、同和学校についてどう考え方についておるのか。同和教育というものは、民主主義の原点を考へての教育でなくてはならないと思っております。したがって、どういう問題に、どういうふうに位置づけしてやっておるのか、要は位置づけの問題を質問いたしたいと思っております。

もう一つ、適正就学の指導をする場合、規則なり、その他細目にわたる指導要綱があると思っております。その指導要綱なり、そういう制度的な問題、規則等がありましたら、明確に御提出を

願いたい。

この3点について質問いたしたいと思います。

三つ目は、固定資産の家屋調査でございます。現在、市民日より、その他によって御存じのとおり、固定資産の家屋調査を3年にわたって行うと言われております。皆様も御存知のとおり、私たちが家を建てて3年もすれば増築されております。そういう中で現在、大半の家がそのままになっておるのではないかと思います。そうすると、わずか5名なり10名の入々で調査するとするなれば、恐らく3年でもできないのではなからうか。その場合、特に考えなくてはいけないのは、固定資産税については、5年にさかのぼることができるけれども、5年以上にさかのぼることができない。そうすると、今日時点に摘発されて税金をかけた人々と、来年摘発されてかけた人々とは1年間のギャップ、来年の人の方が1年間得するという現実になってくると思います。御存知のとおり、固定資産税というものは相当高額のものであり、1件5万円あるいは10万円の税金がきてるのが現実であります。したがって、市民の中でさきに調査された区域はえらい損する。後からの地区は得をする、こういう方法が、市民平等の原点に立つならばあっていいだろうか、この点について、どういうような方向で、どういう措置をとろうとしておるのか、お尋ねいたしたいと思います。

最後に、第3点の宅地造成等、いわゆる宅造なり、あるいは市の工事をやる場合の後処理の問題でございます。私たち内田の場合を想定いたしましても、緑ヶ丘が造設計画に基づいて造成いたしました。ところが、造成による排水が水路に無断で流されておる。宅地造成当事者の会社と相談してやったとするならば、私は久保惣の本宅の家に水が入るということはありません。こういう問題をどう考えておるのか。また、緑ヶ丘の場合を想定するならば、農道に市の許可を得て舗装したと言っておりますけれども、私も農業実行組合長を4、5年やっておりますが、こういうことを一言も聞いたことがない。そういう舗装したために、水のカーブによってよその家に水が入って行く、こういう現実をどう処理しているか。市役所は大企業に弱いと言うが、こちらが非常に不満にたえない。したがって、こういう問題の処理についても聞きたいと思えます。

そして最後に、これは仮定の問題として、内田のため池の上に廃棄物処理場ができようとしております。この問題については、私たちも市民のことであり、市のどこかに必要だからということで問題を聞こうとしておりましたが、こういうようにして全然後始末をしないなら、やはり初めから反対せざるを得ないと思っております。したがって、この処理の問題をどうするのか。そして、業者に対してなぜこれほど弱いのか、この点について、はっきり明確な回答をお願いしたいと思います。再質問については権利を留保して終わります。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 教育次長(乾武俊君) 田中議員さんの第1番目の適正就学推進室についてお答え申し上げます。

まず、最初の適正就学推進室設置の理由はどこにあったのかというお尋ねでございます。この長い、ずっと以前からですが、特にここ数年を頂点として、本市における不適正な通学、越境通学というものが府下でも最高の実態であるということで、かねがね上級官庁である府の教育委員会、その他からも指導を受け、指摘されておったわけでありまして、その当時におきまして、越境については、主として先ほどお話にも出ましたが、同和地区を中心とする越境がかなり多ございましたけれども、特に昨年の富秋中学の開校をめぐって、さらに、その富秋中学の周辺との間にも、当初の中学通知と違った通学の形が多数発生いたしましたので、この二つの問題を早急に解決いたしまして、本市の教育を正常な形にぜひとも戻したい、こういうことで暫定的な措置として、適正就学推進室を設置したということでございます。

それから2番目に、幸校区の越境、かつて校区の編成時に147名という形で出ておるが、その後どうなったかという御質問でございますが、適正就学推進室を設置して、その後正常に戻りました数が大体25名でございます。それから、新しく越境の意図を持っておったものを止めたのが30数名でございますが、現在、私どもが不確かな形でなおさらに調査をし、調査を続けていきたいと考えておりますのが約75名でございます。これは幸校区からだけという意味じゃございません。全体的に富秋中学に関連してでございますが、今年の状態で見ますと、幸小学校から富秋中学に進学すべき生徒の中では、現在、越境と一応はつきりつかめるものはございません。幸小学校からは、すでに富秋中学に進学しております。ただし、小学校段階では、さらに指導を要するというので現在、指導を続けておるものがございます。大体、現在はそういう状況でございます。

それから3番目に、教育と生活のどちらを重点的に考えておるのかというお尋ねでございますが、これは恐らく適正就学の指導に関連しての御質問だと当然思います。私ども、適正就学の指導をするときには、当然、これは教育問題でございますから、教育的配慮の上に立って指導をしてございます。その教育的配慮の中には、その子供の置かれている家庭、両親の状況、そういう生活の状況が当然背景にございますので、その生活状況から見て、教育的にどういようように指導するのが最も正しいのかと考えて指導してございますので、本質的には、教育と生活の間には矛盾した指導はあり得ないと考えてございます。

それから、4番目の学校格差の問題ということで、同和教育推進校の位置づけということでどういよう考え方を持っておるのかということでございます。もとより、公立の学校は、すべて公

教育でございますして、文部省の示した教育内容の基準に基づいて、どの学校も格差なく授業なり、指導を続けておるわけでございますけれども、その学校の設立されております地域の住民の方々あるいは保護者の方なりの要望というものは当然でございますし、その地域課題の中で公教育の基準というものを具体的にどう運用するかは、学校の校長を初めとする先生方の御工夫になってくるわけでございます。

特に同和教育振興の問題につきましては、府教委からのかねがねの指導もございまして、同和地区を有する学校、特に地区から通っている子供さんに対しましては、いかなることがあっても差別に負けない子供に育てていく。同時にまた、いわゆる地区から通っていない子供さんにつきましては差別をしない子供を育てていく。両方合わせて一体になって差別を許さない子供を育てていくんだという、一つの同和教育の目指す子供の像ということになってまいります。

最後に、適正就学の指導をする場合、何か細則のようなものが当然あるだろうということでございますが、私どもは一応の目安として内規を持ってございます。その内規の内容は、たとえば学年途中における転校とか、あるいは学期の途中における転校の扱いあるいは小学校のそれぞれにおける最終学年の転校の扱いあるいは現在決められております校区の境界線付近で、その通学距離がA校とB校の間でどうなるか、あるいは通学途中に非常に危険な場所、たとえば夕刻遅くなって女の生徒が帰るのに危険な通路がないかどうか、あるいはまた、いろんな行政のちようごうなどが書かれておってその中に飛び地がございまして、その扱い、あるいはその意を配慮いたしますのは家庭の事情、ただし、家庭の事情は余りいろいろ拡大解釈いたしませんと、これは全く指導になりませんので、特に両親の御病気とかで、その子供の家庭の事情等をいろいろ勘案するような内記を持ってございます。しかし、これは内規でございますので、具体的な内容を余り公表いたしますと、適正就学の指導の場合、非常にその内規にこだわって指導がむずかしくなりますので、そういう内容の盛られた私どもの内規であるということで御了承を願いたいと思います。

- 20番(田中包治君) 147名中わずか25名しかできなかったということですね。結局、適正就学ということで年間3千万から4千万円の費用を投じてまでする必要がないのではなからうか、こういうように考えるわけです。

それから、もう一つだけ掲げられてるのは、生活と教育の問題とは別個だとはっきり言いましたね。そうしたら、生活ができなくても教育をやるんだとなる。生活ができなかったら、子供を学校へやるわけにはいきません。あんたは理論的に正しい教育をやるんだとなれば、生活はどうなるんだ。そこらはもう少しはっきりしてもらいたいと思います。

- 教育次長(乾武俊君) まず、第1点目の147名のうち25名しか戻ってないやないかと



言われますが、非常に複雑な先般の議員さんの御質問でもお答えいたしましたけれども、2重住居を構えた要素が幸校区からの越境だけでなく全般的にごさいます、本市独得の非常に入り組んだ状態がございまして、私どもはそれを法的に越境とはつきりきめつけられない。だから、実態調査し指導してる段階でございまして、明確に越境とわかったもので解決したものが、富秋中学校関係をめぐる現在、25名の方にすでに御協力いただいた。だから、はつきりしないものを除きますと、幸小学校から富秋中学校への進学では、現在、越境は全然ございません。

それから、伯太小学校に若干の不法な感じのものが12、8名ございまして、現在、まだいろいろ話を続けている段階でございまして。そういう角度から見ますと、10数名、せいぜい20名程度しか残ってないこととなります。

それから、教育と生活は別個のものだとおっしゃいましたが、私ども、子供さんが教育を受けるために、その子供さんの置かれている家庭生活が破壊されてしまうということでごさいますら、これはゆゆしい問題でございまして。あくまでも、生活というものが基本になります。だから、そういう場合には当然、その子供さんの就学については、もろもろの配慮なり法的な措置もございまして、基本的には、子供の立っておる生活を大事にしながら、その上で子供の教育権をちゃんと保障していく、こういう考え方に立っておるわけでございまして。

- 20番(田中包治君) 25名とか言っておりながら、いや、いまはありません。こういう話ですね。なければ、推進室は解放したらよろしい。必要ないでしょう。そこらが非常に問題だと思ふんです。

それから、教育と生活の問題ですが、生活というものはどこに求めようとも、家があそこにあるからという問題じゃない。嫁に行く。そして、その家の母親が面倒みる。それがために籍を全部移してしまう。働かなくてはならない。そうなってくると、なぜそれを引き裂くほど教育というのは余裕がないのかということです。そういうことが起ってくれば、共稼ぎという問題がからんでくる。あなた方が学童保育というものをやっておる。それなら、共稼ぎがいけないのなら学童保育はやめなさい。この点どうですか。

- 教育次長(乾武俊君) 私たちが就学すべき学校を指定するのは、すべて住所を元にしてやっておるわけでございまして、その住所とは、生活の本拠である、かように法的にも、また、いろんな文部省なり大阪府からもたびたび指摘を受けております。そういう意味で、生活が行われてる本拠から、最も校区内の通学しやすい学校に通っていただくことがたてまえでございまして。

ただ現在、社会状況が非常に複雑で労働の形態も御指摘の夫婦共稼ぎとかで多様化し、議員

さんがおっしゃるのは、お仕事をなさる場所と住居の関係だと思えます。そういう点についても、その子供の該当学年とか、兄弟の構成とかを考えまして、非常に低学年のようやく就学したばかりの子供がただ1人かぎっ子のような形で残る、そのような場合は、当然教育的な配慮を加えて、特別の区域内への就学許可も出している。しかし、余りそれを拡大しますと、次から次へと御要望にこたえることになり、就学区域、規則がどこにあるのかわからなくなってくるわけですので、その辺は私ども、十分教育的な配慮に立って、御家庭の生活の状況等を勘案して判断しておるつもりでございます。

- 20番(田中包治君) 現実問題としてそういうことが行われておらない。内規があるんでしよう。内規というものは、規則や条例よりも優先するんでしよう。内規があるんなら、内規を出したらよろしい。こういうものは決してしやくし定期でできるものではない。それをあなた方が、これは人から言われたからしやくし定期に引き裂くとか、こういう悪意の気持でおどかしとすかして適正就学推進が行われているところに問題があると思うんです。

あなた方が適正就学、就学というが、都合が悪かったらはっきり教育委員会で決められるんでしよう。丸笠団地にしても、松風台にしてもあなた方が勝手に変えた、あの現実はどうしますね。あなた方が勝手にできる、教育委員会の了解でね。あかなんたら、なぜどうするんだということを決めないんですか。

- 教育次長(乾武俊君) 非常に高圧的な形で指導しておるやないかというお言葉でございますが、もし、そういう要素があるとすれば、これはあくまでもいろんな法的なことやいろいろございませけれども、本質は教育の問題だと考えて、十分に保護者の方とも時間をかけてお話ししております。まして保護者だけでなく、一つのことを処理する場合には、必ず現在籍を置いております学校の校長を初め、担任の先生方とも時間をかけた上で一つの結論を見出してございます。決して一方的にしてるといふことじやございませぬ。その意味で非常にじれったいような25名しか解決なかったというお言葉もありますが、私たち、時間をかけて十分残っております75名の方についても、何遍も何遍も足を運びお話ししておるわけでございます。

特に昨年、10名で発足いたしました適正就学推進室はその後、先ほど申し上げておりましたことしの新1年生なんかにつきましては、ほとんど越境というものをなくしております。そういうように成果も上がってきました中で、学校側の御協力あるいは地域住民、市民の方々の非常に深い関心、御理解も高まったわけございまして、現在、往々に縮小しまして6名で適正就学推進室を運営しておるわけでございます。あくまで暫定的なものとして、できる限り本来の原課で処理するように持っていきたいわけでございますが、本市の非常に根深い、他市に見られない状態を早く正常な軌道に乗せるためにやっております。御指摘の点については、

そういう御感想もございまいしょうが、十分参考にさせていただきまして、今後の指導に役立てていきたいと思ひます。

- 20番(田中包治君) いま、いろいろと言われておりますが、指導部長の話では、学年の途中でそういうことはさせないと言ひが、現実にさせてるんでしよ。わしもそう言つた、3月まで待つたらどうだとね、しかし無理やりにね。

それから、越境の問題というのはあんたが考へているようなもんじやない、学校格差です。現実にあるんですよ。特に中学校には多い。これは校長の授業サイドの問題もあると思ひが、どこの学校はええとか悪いとか言ひませんが、一万人に1人のいわゆる東大の入学ということ考へて親が皆希望を持ってやつてる。だから、格差のあるところへとなる。

私が言つたのは、同和の差別のないという話をしてるが、民主教育の徹底でいいんでしよ。別に同和教育指定校どうこうと言ひますが、同和教育と民主教育とはどこが違ひんですか、はっきりしてください。

- 教育次長(乾武俊君) もとより同和教育は、民主教育を基本に据えて、当然、その精神に立つた教育でございませ。従来、ただ民主的な教育ということだけでは、日本の社会に長く残つておる部落差別というものがなかなかなくなつた。そういうところで部落差別の問題にも一つの焦点を合わした教育ということで、民主教育の中における、特に焦点化された同和教育ととらえていただひていいんじやないかと思ひます。

それから、ちよつと私の説明が不十分でございませましたが、内規の中の年度途中と申しますのは、年度途中であれば学年末まで待つという内規じやございませ。たとえば、1学期の途中であともう2ヵ月ぐらいしかないという場合には学期の終わりまで待ちませしよという、それも小学校、中学校の該当学年で内容が違ひますので、学年の終わりまでは大目に見るといふ内規ではございませ。

- 20番(田中包治君) 何ぼ論議しても平行線だと思ひます。問題は、そうすると大東市のごとくPTAの解散という事態、こういう場合は同和教育という問題となる。民主教育のほかには何かあるんですか。だからもめるんですか。同じ中学校の中で違つた教育というものが何かあるんですか。

- 教育次長(乾武俊君) 他市の状況はいろいろございませしよが、本市におきましては当然、民主教育を基本に据えて、その中でいろんな差別的な問題、当然、ある学年の発達段階においては正面に取り上げるべきときは取り上げ、そして教育をしていくということ。だから同和教育と民主教育は別個じやなく、民主教育の中で焦点化されたところで、同和教育がいま行われておるととらえていただひていいかと思ひます。

- 20番(田中包治君) 民主教育やったら差別をなくする、人間の上に人間をつくらないという原点に立つての教育だと思います。同和教育とは、その中で差別問題だけを何か改めて時間をかけてやってるんですか。大東市の先生と父兄が分離してしまい、PTAが解散という事態、和泉市もないとは限らない。そういうよけいな教育をしておるといふのなら、指定されたことによって、十の教育が行われていたのが1になる、それは困るという。父兄というのは、子供となると理論や理屈じゃない。自分の子供さえよくなればいい。自分の子供をどうしてええ学校へ入れるか。これはどんなに口でええそんなことを言ったかて心理は一緒やと思う。そこらに何かあるんかと聞いている。
- 教育次長(乾武俊君) たびたびの御質問で恐縮ですが、ちょっと私の説明の仕方がまずうございまして、何か議員さんの受け取られたのは、たとえば10時間なら10時間の授業で、その中の1時間だけが同和教育なのかと受け取られたと思いますが、そうではございません。同和教育というのは、本来の民主教育でございます。ただ、民主教育の中で、部落問題を起点として出てきました問題も焦点的にとらえまして、そして、教育全体を問い直していく、こういうことになりますから、全く教育基本法なりにうたわれております教育が徹底して行われれば、同和教育という概念は当然必要でなくなるわけでございます。だから、教育のすべてが当然民主教育であり、イコール同和教育、何か特別に同和教育が変わったものとして、ある時間、ある場所で特別に行われるという教育ではございません。
- 20番(田中包治君) それならば、特別に同和指定校という問題はないわけですね、関係ないでしょう。
- 教育次長(乾武俊君) 同和地区を含む学校の子供たちにとりまして、いろんな学力のおくれとかを含めまして学級編成の引き下げ問題、教職員の配備問題等が法的にございまして、その意味で同和地区を校内に含むところにつきましては、同和教育推進校という概念を仮に大阪府の教育委員会の指導を受けて使っておる、こういうことでございまして、特別に変わった学校ということではございません。
- 20番(田中包治君) 重要な問題だと思うんですが、そこら辺が非常にあいまいだと思います。同和指定校で同和の差別をなくする教育をすと言ってる。差別意識に負けない子供を育てる。民主教育でも一緒、人の上に立つてはいけない、これが民主憲法の原則です。これに基づいて教育を行う。その上にあなたが言われたように、おくれた子供があるので、40名のやつを30名にする、これはいつや新聞に書いておりました。その人の責任ではない、社会の責任だと言ってる。

そうすると、ここで問題になるのは、レベル教育か、あるいはスパルタ教育かという問題に

なる。そうすると、やはり格差があるんだという概念になってくると違いませんか。

- 教育次長(乾武俊君) 前回も同じようなことでお答えしたと思いますが、何かズバルタ教育とかレベル教育とか、そんなふうに違った教育が行われてるとは私、考えておりません。ただ、非常に厳しい部落差別の実態等のしわ寄せで、乳幼時期からの発達等のおくれがあり、学力のおくれが相対的にあるということ、それに対しては当然、教育的な対処をしなければならぬと考えております。それに基づいて、何か時に同和推進校では甘やかした教育をやつてるとか、他校では厳しい教育をやつてるとか、そんなことは絶対あり得ないと信じております。特に入学試験等の高校、大学の現状からそういう非常に厳しい形が出てくるとは思いますが、あくまでも、教育の本質に立脚して改めるべきは改め、正しく対応していきたいとも考えてございます。

- 20番(田中包治君) あんたの言い論法やつたら、だれも越境して行くあほもおらない、はつきり言いましたね。ただ、同和教育の学校だからいやだという話をするなら別や。ところが、北松尾から和気へ来たり府中へ来たり、あるいはこつちから向こうへ行ったり、これはありますね。これは学校の教育指導の誤りじゃないのか。教育指導が徹底しておつたら、あるいはどこへ行っても一緒なら、だれも好んで苦勞してよそへ行かない。私が言いたいのは、同和の学校だからいやだとか、そういう意味でいやだと言うのなら徹底的にやつたらいいでしょう。しかしながら、他の原因で問題が起きるということは、あなた方の教育指導の誤りじゃないんですか。

- 教育次長(乾武俊君) 同和教育は、同和教育推進校だけで行われるのではなく、すべての市内の小中学校で同和教育が行われてございますので、このことをまず、当然のことですが、申し上げておきます。

それから、そういうことであれば越境は出てこないはずだとおっしゃいますが、広く申し上げまして、確かに指導のおくれでございます。と申しますのは、社会教育全般を通じて、そういうところに集中して越境が出るということに、実は、同和問題の根深さを考えております。だから、社会教育全般のおくれが越境という現象を生み出しておる、こういう点につきましては、全くお説のとおりでございます。

- 20番(田中包治君) 時間もたつばかりだからやめますが、問題は、自分らがすべきことを広報なんか書いていろいろとやっていく。それが一般市民の誤解を生んでいく。そういう問題が非常に多いわけなんです。大東市の問題でもはつきりしています。あなた方が本当に民主教育というものに徹して、どこもかしこも同じような方向で指導するならこういう問題はないだろうし、年間10名も人を使って何してるのだと言いたい。わずかに25名しか戻らない。恐

らくどんどん出てきますよ。わしらの目から見てもようわかる、こういう現実なんです。行くのがいやだったら、女の子は私立へそのまま放り込む、そうでしょう。これがいまの実態です。そういう実態を踏まえてのあなた方は教育をやっておられない。ただ、どうだ、こうだと理屈ばかり並べて、市役所の大きなお、4千万の金を空費している。

これはよろしい。次へいってください。

- 議長（坂上國治君） 次。
- 財務部長（吉岡昭男君） 固定資産税の家屋一斉調査の御質問にお答え申し上げます。

家屋の一斉調査につきましては、和泉市発足直後の昭和32年から34年にかけて旧和泉町と南部8カ村を、また、昭和35年から36年にかけて旧八坂町と旧信太村を行って、以来、今日まで正直言って行っておりません。いままでは随意的に調査を行ってございますが、特に近年、新增築の家屋が増加するとともに、人事異動による職員の大幅な交代などによりまして、相当数の調査漏れがあると推定されております。今日の家屋の一斉調査につきましては、課税漏れを調査し、適正公平な課税を実施し、同時に市税収入の確保を図るという位置づけで実施されております。

現在、調査人員並びに計画のもとに去る5月から調査に入っておりますが、入ってみますと、かなりの量の新增築が全地域にございます。全地域の調査が完了するまでには、相当期間を要するという判断に立っております。また、相当期間を要することによって、議員さん御指摘の不公平な課税が生ずるということは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、われわれといたしましては、この調査班の編成につきましては、2人1組で実施する必要があり、そのうちの1名は家屋の査定する上におきまして求積等図面の作成、評価の計算等による相当な経験を有した職員が必要とされてまいっております。その条件から申しますと、現時点での体制でようやく中堅職員が約10人ぐらい整っております。現在の班編成は、2人1組で8組、計16名をもって調査に当たっております。したがって、十分今後、班編成を配慮した上立って、不公平をなくすように努力してまいりたいと存じております。

なお、5月から実施してある関係上、今後の調査の進捗状況を見たとできる限り早期完了に向けて対処してまいりたい、かように存ずる次第でございます。

- 20番（田中包治君） 市長でも人事でもよろしいが、16人、8組で一生懸命やっております。図面を書く人は、和泉市の千余名の職員中10名ぐらいしかおりません、こういうことですか。そのぐらいしかおられないということは理解できないと思います。

それよりも、税金というのは5年よりさかのぼらないということでございまして、いま、府中と黒島か、あの辺をやってるらしいが、これ、府中からずっと回ってきたら4年や5年、10

年ぐらいかかると思います。これは申告制ですが、申告してくれない場合やむを得ないんだとなる。2年おくれたら、1軒に10何万円損する家も出てくる。こういう矛盾をどう解消するのか、何か返事してください。

- 財務部長（吉岡昭男君） 先ほど申し上げましたとおり、主管課といたしましては、努めて早期に完了を目標としてやっておるわけでございます。御指摘の点につきましては、十分考慮した上で今後対応してまいりたい、かように存ずる次第でございます。
- 20番（田中包治君） 財務部長の言うことはわかる。わしは財務部長に答弁を求めてない。1200名もあってバツとやる方法がないものかと言ってる。3年や5年で終わりやせん。大体、10軒に5軒までは増築してますよ。確認申請をしても、7年も8年もしなければ市役所から調べに来ないといふことが多い。これはどういうことですか。
- 市長公室長（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

確かに御指摘のように、税そのものについては5年が時効でございます。3カ年計画でこれらの調査を完了するとすると、3年目に当たる物件はお説のとおりでございます。2年間云々という数字が出てまいります。しかし、私も税務を経験いたしておりますが、現在まで年間、一定の件数が未調査として翌年度へ繰り越していることは事実でございます。したがって、ことし4月1日時点でこれらを一斉に調査していただくべく、一定の職員を張りつけたわけでございますが、ただいま財務部長からの説明にもありましたように、税はあくまで公平でなければならぬ。したがって、3年目に完了する分については御指摘のような点が出てまいりますので、何とかの方法を考えまして、3年のやつは2年で済むよう、2年のやつは1年で済むよう最善の努力をしてみたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

- 20番（田中包治君） いま言うて、ここで結論を出せないかもしれませんが、市民が納得するよう結論を出してください。ここで結論を出せと言っても無理だろうからやめますが、市民が損得のないような方法で処理してください。
- 議長（坂上國治君） 次の答弁。
- 参与（中塚白君） 3点目の宅地造成問題について私からお答えを申し上げます。

近年、いわゆる大手企業の大規模開発の傾向は余り見られないわけでございますけれども、当時は、大規模開発については当然、宅地造成の旧事業法に基づく造成がなされてございます。それに伴う公共負担、もろもろの施設問題等については、市と十分な協議をし、施工されておるわけでございますけれども、現実には、いま御指摘のような排水等の問題が生じておることかと存ずるわけでございます。

少なくとも、あれを造成してからかなりの年数もたつてございまして、現在、住民がお住み

になってございます。その辺の現況を私の方も再度調査の上、何とかの対応策を考えたいと存じます。

先ほどの御質問の内容では、造成時点での事前のチェックが甘かったんじゃないかという御指摘かと思います。その辺は当然、市と企業者との間の協議がなされてございますけれども、御指摘のような結果が生じておることにつきましては、宅地造成だけでなく、私の方はやはり一般住民の問題だということで理解して何とかの措置を考えたい。かように存じます。

- 20番(田中包治君) 宅地関係は企画でしょう。宅地計画が出た場合、建設部と相談するのですか。
- 参与(中塚白君) ちょっとルールを申し上げますが、少なくとも、大規模開発等につきましては、当然、計画なり内容については、企画が窓口になってやります。しかし、その施設なり内容につきましては、それぞれのセクションで協議するわけでございます。それをまとめて企画で協議するというのが、いままで、あるいは現在でもとられているわが方のシステムでございます。
- 20番(田中包治君) 私、言いたいのは、大体、内田から緑ヶ丘の路線は12名、勾配にして千分の25ぐらいだと思います。そして、大体300メートルです。下の水路が約1メートル半、ここへ上の両方からいっぱいになってくる。雨が降ったら、だれが考えてもオーバーするのははっきりしている。しかも、ほかからも落としている。実際、われわれ素人でもわかるのに、専門家がわからなかったというのはおかしいと思います。下の溝が大きかったら別ですが、1メートル半ぐらいの水路では、水がオーバーして下の家に入るのは当然と違いますか。だれが考えてもわかると思う。どういわけですか。
- 参与(中塚白君) これは宅造の時点ではもろもろの協議をやってございますし、排水路対策の問題あるいは隣地の環境整備の問題もあわせて検討、指導してるわけなんでございますけれども、現実にそういう結果が生じておることになれば当然、その原因を究明しなければならぬであろうと思います。また、結果としてそういうことが起つてのならば、その辺の根幹になるところの手入れもしなければならぬ、かように思います。どういわけでそうなったかとなると、私の方も十分その原因を究明してみたいと思います。
- 20番(田中包治君) 余り論議しても時間がないのでやめますが、結局、企業に対しては市が弱いということですか。だれが考えてもわかるのに、そこらに問題があるんじゃないかと言ってる。もし直すとするならば、企業がやるのか、市がやるのか。
- 参与(中塚白君) これは、その造成時点の協議事項が果たして守られているかどうかの問題でございます。いろいろな時点での協議事項をたがえての結果、そういう事態が発生したと



するならば、当然、企業自体の責任においてやらさなければならぬ。

なお、現在かなりの住民も張りついております。そういうもろもろの状況の変化によるものとすれば行政責任かと存じます。一応、現地の状況なり、当時の協議事項なりを精査の上でひとつ御返答を申し上げたい、かように思います。

- 20番(田中包治君) 最後に要望しておきますが、結局、こういうことがあると、何か市役所がええことしてると違うか、という一般市民の疑惑があると思う。開発公社の問題も一緒です。お互いに余り市民に迷惑をかけないような方向で十分検討し、結論を出してもらいたい。だれが考えても無理やと思うやつをそのまま見逃すことについては、非常に私は不満です。終わります。

---

○ 議長(坂上國治君) 次に15番、横田憲治郎君。

○ 15番(横田憲治郎君) きわめて端的に一般質問をいたします。

○ 福祉諸施策の充実について。本件につきましては、前回の定例会においても質問したことでございます。その後の理事者における努力等を踏まえながら、確認を含めて以下、お伺いをしてみたいと思います。

第1点に、生活保護世帯へのケースワーカーの配置問題でありますけれども、現在、実質8名でもって600有全件の対象を抱えているやに伺っておりますが、平均してケースワーカー1人の担当が80有余件、多様化した生活実態、複雑な内容の管轄、また、単に経済的な見地からの給付作業というのではなく、被生活保護者の自力更正への適切な、充実した指導等々の業務内容を考えるとき、果たしてこれでの確な恵まれない保護世帯の人たちに対する行政が果たされているのかどうか。本件について、市長、担当部長の御見解と、これら改善充実への意ある御答弁を期待申し上げる次第であります。

第2点目に、高齢者人口が取りざたされる大きな課題の中で、行政の最先端を行く地方自治の立場で、これら高齢者、高齢者対策を充実していくべきであろうという立場から、まず第1点に、特にお気の毒な1人暮らしの老人に対しまして、その孤独と生活の不便を少しでもやわらげていく意味からも、友愛によるホームヘルパーの制度が一応設定されておりますが、現在何名で、対象者をどの程度掌握されているのか。これが発見のためへの努力の方途をいかに喚起されているのか、御報告をいただきたいと思っております。

高齢者対策の2番目として、個人の働く意思があるこれら60歳以上の高齢者あるいは能力のある老人に対しまして就学の機会あるいは職種別最低雇用率等々、中小、零細を含めました雇用の促進方を、行政の立場から主体性ある配慮がされないものかどうか。一連の本市のみな

らず、大阪府、その他大きな立場での配慮が待たれるわけでありますが、本市独自の立場から、それへの先鞭をつけていくべきではないかという立場から、それらへの見解をお伺いしておきたいと思います。

続きまして、身体障害者、精薄者（児）等への給付金の充実でありますけれども、これも先刻来の定例会で厳しく要望もしてまいったわけでありましてけれども、これが内容充実への対処はいかにされているか、途中経過の報告を承っておきたいと思います。

さらに、生活保護世帯あるいはまた身体障害者、精薄者への夏季あるいは年末の給付金等々の増額も府の出費と合わせてされてるわけですが、非常に低額に経始しております。これらへの具体的な位置づけの中での支給という立場から充実が待たれるわけですが、本来の歳末時を間近に控え、本年度のこれら恵まれない人々に対する配慮の予定はどのように至っていらっしやるか、あわせて承っておきたいと思います。

続きまして、保育所問題ですけど、本年当初の申し込み時点ですでに700有余名の待拭保育児が出たやに承っておりますが、年度途中における措置児の発生状況、それに伴う入所申請がどの程度掌握されているか、まず第1点としてお伺いいたしますとともに、2点目といたしまして、それらの当初のオーバーあるいは年度途中の発生措置児等々の状況を踏まえる中で、来年度保育所増設等どのように原課で検討あるいは一定の見解を持つてるのか、この際伺っておきたいと思います。

さらに、ただいま申し上げました年度途中発生措置児等の的確な措置について、どのように具体的に運用されているのか、あわせて御報告願っておきたいと思います。

次に、2番目の固定資産税の課税対象調査については田中議員さんの質問でも出ましたので、重複を避けるとして、次の諸点についてお伺いをしておきます。

まず1つは、本件は、自治省から発表されております地方財政計画あるいは中央政府の福祉切り捨てあるいは増税等々の一定の課題提起の中で、本市も8割ないし1割という主体性の中での行政運営の中で、その財源確保という立場あるいは公平賦課という立場で一斉調査が今回行われているわけですが、基本的には、地方自治の現今置かれてる財政問題というものを抜きにして、これらの問題を私は論議できないと思うのであります。

そういう立場から、ただ単に家屋調査に名を置いて市民増税への方向をたどるのではないかと、中央あるいは大阪府等上部機関に対応して地方財政を守る具体的な立場から、市民の協力、公平を期す中で全き内容のある調査が当然かと思うのであります。まず第1点、お伺いをいたしますけれども、調査内容の合理化が置かれていなければならないという立場から、具体的には先ほどの答弁で2人8組、16名がその調査に当たるということであります、その査定内容等の決定はどのような経過でなされていくのか。あるいはまた、調査内容についてでありま

すが、核家族化が進み、あるいは高齢者がふえる中で、一定の別荘あるいはマイカー等の普及によるガレージの設置等、いろいろとここ数年来、市民生活もその様式が異なっているわけですが、それら調査内容の原点、基準をどのようにお持ちになっただけでいいか、その点もあわせて御報告願いたい。

さらにもう1点は、近隣各市との連携はどのように協議されたのか。和泉市単独で行っているであろうけれども、財政豊かな泉大津等々の住民生活を営む上での関連も無視できるものではないとの立場から、それらとの協議、連携等はどのようにされたのか、伺っておきたいと思えます。

次に3点目、市立学校の体育施設の開校という問題ですけれども、基本的にはここ数年来、自然環境が宅地開発という名のもとに破壊が宅地開発という名のもとに破壊が進んでまいりました。市民が自然と触れ合い、あるいはまたスポーツ、文化的な諸活動という方面への欲求が高まっておりますことは、語るまでもないところであります。

そうした活動より創造的なものに高め、学習、生涯教育の一環として、自主的、地域的、文化的にスポーツ活動が地域全体に行われるような総合的な施策が立案され、実施されるべきだと私は常に考えているものであります。いつでも、どこでも、だれでもできるスポーツあるいはまた健康保持のためのスポーツ、市民参加のスポーツ、さらに、人間友好の連帯を育てていくスポーツ、平和へのスポーツ等々、基本的なとられ方はいろいろあると思いますが、市長この際、健康で伸び伸びした和泉市民を育てるためにも、和泉市スポーツ憲章等への立案の中で、学校教育施設の維持管理と両々相まつ中で、広大な信太山演習場の開放あるいは学校施設の大胆な開放等々を含む中で、市民総参加のスポーツ市としての展望を持つべきではなからうかと御提案を申し上げたいのであります。そういう点についての市長の所信をまず第1点に伺い、以下、現状について2、3伺いたい。

まず第1点は、現在、小中学校の校長先生に地域の青年団、子供会あるいは町内会、極論するならば、公的、社会的な充実度の高い団体にしか運動場あるいは体育施設の開校ができていないのが実情であります。もちろん、基本的には学校教育施設でありますから、学校教育施設の運営を度外視して考えられるものではないと思えますけれども、より体系化された中で、市民がより多く、しかも現場の管理監督の十分の位置づけの中で、秩序ある開校が待たれるわけがありますけれども、それらについての教育委員会の今後の基本的なとられ方、運用のあり方を積極的に検討すべきであろうと思えますが、お教えいただきたい、御報告いただきたいと思えます。

以上、お伺いいたしまして、答弁の内容いかんで再質問させていただくことを申し上げ、終

わります。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（内田繁君） 第1点目の福祉施策の充実について、3、4点の御指摘なり、御質問があったわけでございます。まず、第1点のケースワーカーの増員問題について御指摘があったわけでございますが、痛み入ってるわけでございます。生活保護行政の適正な実施の基本と言いますか、これはやはり実施体制の整備充実を図らなければいけないことは言うまでもない次第でございます。いわゆるケースワーカー地区担当員というものは、一定の基準に基づくものがございまして、法的に決められてございます。現在、私の方の法定から見ても、8人の担当員でいいわけでございますけれども、現在、事務職員を兼ねた現有9人でもって一応、法的には充足いたしておるわけでございます。しかし、御指摘もありましたとおり、被保護者なり要保護者に対するより充実した処遇を図る上でも、また、こういうケースワーカーの活動を積極的に意欲を図る上にも、また、年々福祉の複雑多様化してまいっております行政に対応するためには、やはり地区担当者の増員を考えなければいけないと感ずるわけでございますが、一応、目安として法的な人員は充実いたしておりますが、今後、人事当局とも十分この問題を協議して要請していきたい、かように考えるわけでございますので、ケースワーカーの増員については、ひとつ御了解を願いたいと思います。

それから、2点目のホームヘルパー問題でございます。これは現在、どのようにして上がってくるかと申しますと、民主委員なり、いまの地区担当の職員の調査活動の中で、これらの方に必要であるとかいうものを吸い上げ、それでもって私の方も十分調査し、当然、これはヘルパーの派遣しなければいけないということをやっているわけでございます。これとてもやはり現在の寝たきり老人等の情勢からも合わせて人員不足等も考えられるわけでございますが、これも一定の基準に合わせたケースでもってヘルパーを派遣しておりますが、これとても近年の情勢下でございますので、今後、十分検討してまいりたい、かように存ずるわけでございます。

現在、1人で大体6名程度持っております、老人については2名、身障児については1名、障害者が1名、計4名でもって実施しております。大体、6人から7人程度でもってやっているので現状でございます。

寝たきり老人といっても、かなり調査の把握がむずかしゅうございまして、民主委員等から上がってきたもののみでやっているので、こちらから調査等も対象にして、いまのところ40人ぐらいまではないかと予想しておりますが、実際、こちらから参って調査した場合、かなりの数字が出てくるのではないかと予想しております。そういうようなことで、いまのところ40名程度ではないかという想定で考えてるわけでございますが、このヘルパーも不足しているこ

とも、われわれとしては了知しているわけでありませう。今後、十分検討して対処してまいりたい、かように考えるわけでございませう。

それから、身体障害者に対する給付の増額の問題だと思ひます。その後、私たちが担当部としても、福祉行政をやる中で民主福祉というか、福祉給付面につきましては、現在、国、府の制度に乗った、市がそれに上積みした形でやっておりますわけでございますが、何分当市の財政事情が非常に悪うございませう。しかし、この財政事情の窮迫の中で精いっぱいのことを努めてはおるんですが、満足のいく額にはなっておりませう。前回にも御指摘ありましたように、他市とは相当格差があるわけですが、これらの格差等について今後、財政事情とにらみ合わせながら、これらの増額に向けて検討してまいりたいと思ひわけでございませう。

それから、保育園の入所措置の問題でございませうが、これも実のところ、私の方も非常に頭の痛い問題でございませう。昨今、保育需要が急増し、それに対応する施設が追つかないというのが現状かと思ひるのでございませう。こういう背景の中で、やはり運営面の特に措置問題については困難性が非常に高く、各市ともに頭の痛い問題でございませう。

この入所措置の決定につきましては議員さんも御承知のとおり、児童の家庭の構成あるいは保育の状況、時間等もやはり掌握して、児童福祉法に定めた入所基準によって措置してらるわけでございます。しかし、御指摘がございませうように、われわれとしては謙虚にこれを受けとめ、やはり入所措置の基準の内容をもう少し綿密化に持つていく、あるいは調査機構の充実、不備な点の是正等も考え合わせ、現有施設の効率的、有効的な利用を考えながら、それに適合した入所措置も十分考えるということで、今後、措置基準の適正化と入所措置の方法等を十二分に精査検討し、他市の状況等も見参りまして、適正な入所基準でもって対処していきたいと思ひておるもので、御了解賜りたいと思ひておる。

- 15番（横田憲治郎君） 一つはケースワーカーの問題ですが、市長ね、いま浮き彫りになって御承知いただけてると思ひますが、非常に生活実態が核家族化、その他で複雑化し、その人の近辺を全部掌握するにはかなり時間がかかる。2代、3代同居した形が少ない。この実態を市長みずから御掌握願ひたい。やはり数が多くなるとごとも出てこようと思ひます。一生懸命やってくれてはおつても判断が誤つたり、おくれたりする場合も容易に想像できるので、これは強く要望いたしておきます。

あと含めて市長の見解を最後に聞いて福祉は終わりますが、それと、ホームヘルパーさんの身障あるいは寝たきり老人に対する対処も、現在、何ぼぐらい対象者があつて何人ぐらいヘルパーさんが活動してらるかという実態を的確に御報告いただきたいと申し上げたはずなんです。その点を含めて現実的には対応できない。9月となれば老人週間、敬老の日があるからお年寄

りに目を向けるということではなく、大きな社会問題、国家的な課題なんです。今後、老人対策、基本的には年金など大きな問題はありますが、やはり地方自治の立場で国家的な行政をリードしていく、これらへの取り組み方が必要だと思えます。そういう基本的な立場に立って、寝たきり老人、孤独な老人が何人あるんやわかれへん。ただ、民生委員さんが問題提起に応じて言うてくれるだけで掌握しておりまへんということではお寒い限りです。今後の掌握の方法も含めてしっかりとした答弁をしてください。

それから、これは市長見解を承っておきたい。身障、精薄、生活保護者等に対する年末、夏季等のお見舞金などが出されておりますが、まだ歳末はできませんが、特に生活保護者に対する夏季の金は昨年よりダウンしてる。非常に弱い生活実態の人たちにせめてものということで現物を支給してるわけですが、歳末にどのぐらい用意しておるのか。さらに、精薄者、身障者給付金についても、せめて阪南各市の平均までのアップ、私は貧乏で大変な本市の財政運営の中であればあるほど懸命な努力が待たれるのではないかと。こういう立場から、しんどいのは覚悟の上で聞いてますので、先ほどの件と2件について市長見解を承りたい。

それと、基本的にもう一点、保育所の問題では答弁になっとらん。700名をオーバーしてたのが、年度途中で何名措置の申請があったのか、どのように措置したのか。苦しい台所だと思えます。わかってます。やはり本会議の席上ですから赤裸々に出すべきだと思います。そして、それらへの対応について、単に市民部ひとりの問題じゃなく、行政の大きな課題として配慮してもらわなければならないという立場で聞いておりますので、先に部長が言うて、市長見解をいただいて福祉を終わります。

- 市民部長（内田繁君） 再度の質問で私の方の説明不足で申しわけないと思えます。いわゆる最初申し上げたのは、ヘルパー派遣の対象というように私、解釈をして申しわけないと思えます。寝たきり老人の人員として、52年度では254人おられます。ヘルパー対象としては、老人については2人でございます。ただ、寝たきり老人の中でもヘルパー派遣が必要か、必要でないかも見ていかなければならない。それらは民生委員なり、こういう地区担当職員でもって吸い上げてまいるわけでございます。それが先ほど言いましたように40名程度あるんじゃないかと見ております。そういうふうにひとつ御解釈願いたいと思えます。

それから、入園措置問題について、かなり保留というか、待機を願わざるを得ないという状況は、議員さんも御承知のとおりであります。私たちがこれらの対応策をいかにすべきか、非常に頭の痛いところでございますが、できるだけ緊急度というか、措置をしなければならぬ度合いの高いものを把握、最初に満杯でもって保育しておりますので、途中でそういう緊急的な方々の保育も現在、できない状況でございますが、できるだけ努力したい、今後のわれわれ

の研究課題でございますけれども、やはり人の問題、増設の問題等も考えてまいらなければ解消できないのではないかとということも十分理解の上で今後、対処してまいりたいということのひとつ御了承賜りたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） ただいま市民部長からのお答えさせていただきましたが、特に横田議員さん御指摘のケースワーカーの問題につきましては、私、みずからも実態把握に努めさせていただきますと存じます。

なお、前回以来御提案いただいております身障、精薄の方々に対する給付問題、非常に他市よりも少ないじゃないかという御指摘、ごもつともでございます。未曾有の財政危機の中ではございますけれども、何とか前向きにいろいろと検討させておまして、ひとつしんどい中ではございますが、特に恵まれぬ、弱い立場の方々に対する温かい思いやりが必要でございます。この辺をいかに対処するか、財政当局も含めていま、検討させていただいております。いざいざお答えさせていただきたいと存じます。非常に行き届かないことで恐縮でございますが、福祉問題は非常に重要な課題だと私も承知しております。今後とも鋭意、乏しい中でも努力させていただきます、このように考えますので、よろしくお願いいたします。

- 15番（横田憲治郎君） 年度途中で措置児は何名申請ありましたか。

- 市民部長（内田繁君） まことに申しわけないのですが、現在、途中の入所数はちよつとつかんでございません。資料がございませんが、昭和52年度の児童数の申請者あるいは待機者の数は、先ほど申し上げた数でございますが、途中の入所申し込み者としては、現在、ざつと私の方の記憶では5、60名程度、その後来ておられます。しかし、これも転入転出の場合と思いますが、これらもあわせて考えていきたいと思っております。

- 15番（横田憲治郎君） 要望しておきます。

次回の定例会は12月にあるはずですから、ひとつ来53年度に向けての保育所運営、いままでの実態はきちんとわかってるはずですから、それを踏まえる中で具体的な内容を御報告いただけることを期待しておりますので、よろしいですな部長、現下の対応策ね。

- 議長（坂上國治君） 次。

- 財務部長（吉岡昭男君） 横田議員さんの御質問は3点あったと思いますが、その第1点目につきましては、評価決定については、自治省より示された評価基準表により決定させていただいております。

2点目の建物の調査基準等でございますが、これは不動産登記法の規定によりまして登記登録できる建物は、すべて課税できることになっております。したがって、土地に固定していない移動式の小さな建物、1坪未満のそういう物置等は別として、家屋もしくは土地に定着した

風呂、便所等は、すべて課税対象になっておるといふこととございませう。このよふな基準で行つておられます。

3点目の他市の状況はどうだといふこととございませうが、阪南8市の税務担当会議等で聞き及んでおられますところでは、ほとんどが調査は完了しておるといふこととございませう。特に近隣の泉大津、高石市等につきましては、完全に把握しているといふこととございませう。

○ 15番(横田憲治郎君) 自治省通達はよくわかります。私の聞いているのは、2人1組で調査し、そして通達と照合する中で決定する。その間、固定資産評価委員会等々の議を経るとか、妥当性を貫くための機関はないんですか。

○ 資産税課長(農端小一君) お答えいたします。

評価審査委員会とございませうが、評価の時点では、審査委員会のお手数を煩わさず、評価員の収入役さんが決定されるわけとございませう。

○ 15番(横田憲治郎君) 現在、収入役さんは職務代行でやっていますね。

○ 資産税課長(農端小一君) 職務代行ではなく、現在、収入役さんが入院されておられますので、府庁に問い合わせましたけれども、現在、決定の場合は課長でいいといふことと、私が代行しておられます。

○ 15番(横田憲治郎君) 私も不勉強ですが、価額云々ではなく、普遍性といふか、客観性といふか、そういうものを貫く機関といふか、そういうものが設定されなければならぬんじゃないかと考えるんですが、法的な根拠はいろいろあるが、その点について、もうちよつと具体的に言つていただけませんか。課長と職務代行で済むんですか。

○ 資産税課長(農端小一君) 評価の審査委員会とございませうが、あくまでも、私たちは評価して納税者に通知、異議申し立てのときに評価審査委員会をお願いするわけとございませう、それ以外の評価決定は、職員だけでやるといふこととございませう。法的には、そういう経過機関とございませう。

○ 15番(横田憲治郎君) 法的にはないと思つてんですが、私も勉強不足ですが、一定の合理性といふか、当該市民に対する説得性、納得といふか、そういう立場から、一定のチェックといふべきものが運用上必要ではなからうかと考えるわけですが、その点の御見解はいかがでしょう。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

先ほどから当該課長がお答えしておられますよふに、固定資産税の評価につきましては、評価をするための組織としましては、いわゆる評価員を設置しておるといふこととございませう、評価員によつて価額を決定するといふことになるわけとございませう。



それでは非常に普遍性もなく、相対的な公正をチェックする機関がないではないかという御指摘でございますが、家屋等の評価は、すべて国が決めました評価基準というものが、それが普遍性なり、公正性を維持する方法としてやられてるわけです。したがって、評価したものは一定の期間公告し、縦覧に供しまして、不公正があれば異議申し立てをしていただく。それについては、第三者機関である審査委員会に付し、その判断をしていただくということになってございます。現在のところ、評価の段階でそうしたチェック機関を設けようという考え方は持ってございません。

- 15番(横田憲治郎君) 現在まで、5月から4カ月やってきて、当該市民からの調査の合理性、その他について、原課へお越しになったという事案は何件ぐらいありますか。
- 資産税課長(農端小一君) 約10件ほどございます。
- 15番(横田憲治郎君) そこで、最初の財務部長の答弁に戻りますが、具体的な問題ですが、3.3平米以上で当該用地に定着した物件についてはすべてその対象に入ってるんだ、こういうことでございますね。
- 財務部長(吉岡昭男君) 土地に固定していない移動式、いわゆる小さい、1坪未満の物置等は別として、家屋もしくは土地に定着したものは課税対象にしておるということでございます。
- 15番(横田憲治郎君) 自治省通達の課税基準等に適合しておれば決定されていくんだということ、内容的には2人1組でやる、物件はそういうことでやるというお答えをいただきましたが、そうすると、現場へ行くのは調査員2人、それが基準に該当する物件かどうかの確認のチェック等々についてはフリーパスで通過していく。それが定着したものかどうか、対象物件としてとらえるべきかの判断は調査員に一任されてる。そういう中での現場における問題というのが巷間、私たちに入ってくるわけなんです。まあ、入ってくる云々は論議の外ですが、そういう問題点への配慮がセットされるべきではないか、こういうことについて再度、助役の御見解はいかがですか。
- 助役(坂口禮之助君) その点につきましては、先ほど来、関係部課長からもお答えしておりますとおり、各班のチーフを担当する職員は、固定資産評価事務に5年以上の実務の経験を有する者を充てております。これらは常に相互に連携を保ちながら、課税対象物件に対する不公正のないように、あるいは評価等についても横の連絡を十分保ち、研修も繰り返し繰り返し行っております。現実調査に行つた段階で疑問の点があれば持ち帰り、関係者の協議の上でないと課税対象にとらえていけないという方法で厳密に行つておるわけでございますが、なお今後ともそうした指摘されてる点につきましては、さらに十二分の研修を深め、不公正のない

ように行ってまわりたい、このように存じます。

- 15番(横田憲治郎君) これぐらいで終わりますが、最後に、基本的には地方財政計画に見られるように、本件は高負担、福祉削減という、中央の一定の方向の示される中で、さらに現実の地方財政は、困窮というよりも破綻の中で再建に苦慮されてる。税源の再配分あるいは地方交付税の引き上げ等問題点がある中で、単に税の公正負担あるいは課税客体の適正調査とかの次元だけではなく、地方財源を充実していくという広い、基本的な中の一環としてとらえていくという立場がなければ、市民の協力、合理性というものに疑問が起きるんじゃないか。それに類した立場での一斉調査については、財政問題に対する考え方、関連して市民に的確に、A年間やってないから徹底的にやります、そしてかけてもらいます、市は貧乏してるさかいら、かけてないところなど不公平があつたらいけないからとか、表面的にはそれであつたとしても、基本的には地方財政が潤ってたら、不況が長期化してなかつたら、こんなにこきつと、表面は悪いかもしれませんが、調査しなくても、という感じがするんです。地方税財政という大きな、基本的な命題にメスを入れるという立場に立つての市民の協力というバックボーンがなければならぬんじゃないかと考えます。最後に、市長とか助役の見解を聞いて本件を終わります。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

地方財政の現状を打開していく上における横田議員さんの御見解につきましては、私も全く同じような考え方を持っております。単に、一方的に市民に向けてのみ、地方財政確立の財源を求めるといふ姿勢であつてはならない、厳しくそのように存じております。

他面、現実問題として、われわれはそうした問題を担当しておりました立場において、このように合併以来、調査等は全然行つておらなかつたところに大きな事務上の欠陥があつたように反省しております。こういうことを今後も繰り返していくことのないよう、これは事務処理体制を整えてまいりたいと存ずるわけでございます。

あわせて、これらの課税に関連して、先ほど田中議員さん等から御指摘がございましたように、公正を欠くことのないよう、決して片っ端から課税対象にしていくんだという意味の公正さではなく、いろんな御意見を十分参酌させていただいた中で課税の公正を確立していくためにさらに検討を重ねてまいりたい、このように存じておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 次。

- 管理部次長(松村吉堯君) 第4点目の小中学校の体育施設の開校につきまして、お答え申し上げます。

議員さん御質問の大前提の中に、たとえば信太山丘塚の開放とかの御意見もございましたが、教育委員会といたしましては、学校開放事業についてのみお答えさせていただきたいと思えます。

現状の形で利用をお願いいたしておりますが、やはり議員さん御指摘のとおり、学校長の管理等に多大な御負担をかけ、また、施設の補修等についてもいろいろ問題がございます。このような問題を解決するためにも、あるいはまた市民の方々がスポーツ施設として十分に活用をお願いするためにも、教育委員会といたしましては、近く校長会で実情を十分把握いたしまして、国庫補助事業の対象に乗っけてまいりたいと思えます。そのためには、いろんな条件整備をしなければなりません。たとえば管理棟の設置、屋内便所等々についても関係部局と協議、実施する方向で検討してまいりたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） 「健全な精神は健全な肉体に宿る」ということで、御指摘のとおり、私もスポーツを全市挙げて振興させていただかなければならない、このように存じております。ただ、ちょっと命題が大きゅうございまして、スポーツ憲章の設定、非常にいい御提案だと存じます。一生懸命検討させていただきたい、このように存じます。

なお、体育施設が非常に少ないという御指摘、痛み入ります。何とかして野球場等をふやしていかなければならないと思えます。ただいま言えることは、光明台団地の中で市民グラウンドを何とか確保するよう進めさせていただいております。それから、公園を設置する中で、グラウンド的な、兼公園というような構想を打ち出し、何とか憩いの公園とともにそれがグラウンドになるような、こんな財政危機の中でも創意と工夫をこらして、そうした1石2鳥をねらう考え方で、現在も実は指示を与えてる実態でございます。いまの厳しい財政事情の中でも何とか求めてまいりたい。この気持で各方面と折衝もし、求めもして鋭意努力中であるということだけ申し上げ、スポーツの振興に今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと思えます。一層の御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

- 15番（横田憲治郎君） 本音はそれどころやないというところかもしれませんが、市長、まじめな話、ひとつ基本的な目標、課題として行政課題に設定する中で、やはり頭決まれば、あとの枝葉末節は当然決まってしまうし、教育施設の開放という問題もその立場だけで論議するのではなく、協議するのではなく、基本的に生涯教育、社会教育、スポーツ振興等々、行政主体の中で一定の目標設定を行い、総合的に府、国からの助成等々の措置についても要望していかなければならない。系統立てた実施の方向をたどっていくという課題提起が必要じゃなかろうかということで、ちょっと大きくなりましたが、そのぐらいの発想源を持っていただきたいということで提案申し上げたわけでございますので、期待もし、さらに、この問題

については、私たちの立場からも推進していきたいと思ひます。

議長、ありがとうございました。終わります。

---

- 議長（坂上國治君） お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

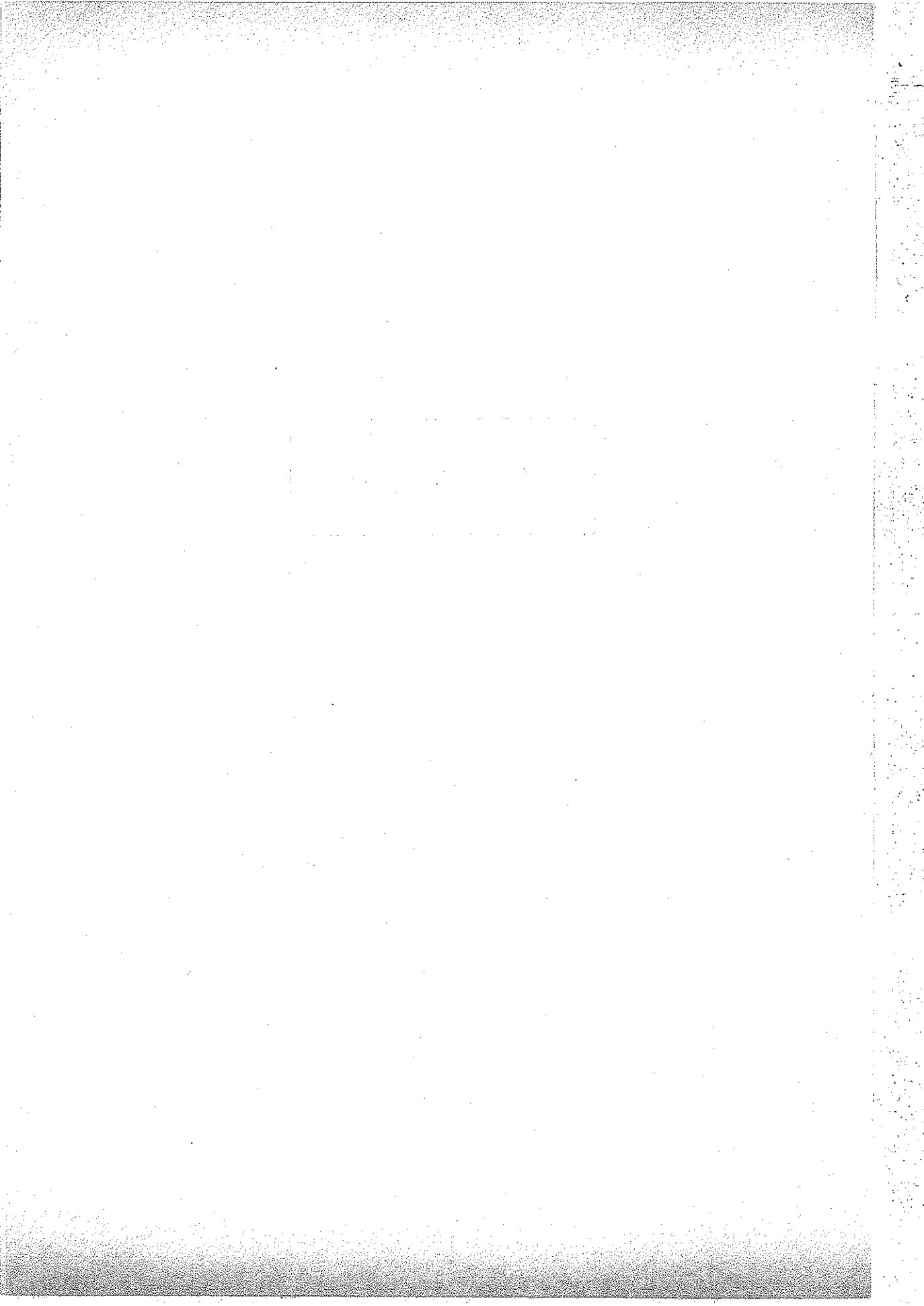
御異議ないようでございますので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定例御参集のほどをよろしくお願ひ申し上げます。どりも御苦勞さんでございました。

（午後4時45分散会）

---

第 2 日



昭和52年9月28日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝渕博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員（1名）

25番 竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	財務部次長 兼財政課長事務取扱	麻生和義
助	役	坂口禮之助	同和対策部長	佐原行雄
参与兼建設部長 兼事務取扱	部長	中塚白	〃次長	生田稔
市長公室長	長	西川喜久	市民部長	内田繁
〃次長兼企画室長	長	杉本弘文	〃次長	中西淳富
秘書広報課長	長	竹田明郎	福祉事務所長	青木孝之
財務部長	長	吉岡昭男	産業衛生部長	山本俊兼

産業衛生部次長	富田 宏之	消防次長	消防署長	湯川 行雄
建設部次長	森 保	収入役職務代理者		北野 敦雄
改良事業部長	林 徳次	教育委員長		堀内 由延
〃 次長	逢野 一郎	教 育 長		葛城 宗一
解放総合センター所長 兼 総務課長事務取扱	萩本 啓介	〃 次長兼管理部長		広岡 史郎
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	西川 武雄	〃 次長兼指導部長		乾 武俊
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井 益一	管理部次長		松村 吉
病 院 長	竹林 淳	指導部次長		橋本 昭夫
病院事務局長	平野 誠蔵	選挙管理委員会委員長		味谷 日吉
〃 次長兼庶務課長	藤原 光夫	事務局長		岸田 秀仁
水道部長	田中 稔	監 査 委 員		西口 喜一郎
〃 次 長	福本 久	監査事務局長兼 公平委員会事務局長		向井 洋
消 防 長	和田 増義	農業委員会 事務局長		信田 種行

各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢	清
次 長	吉 田	種 義
議 事 係 長	西 垣	宏 高
議 事 係	佐 土 谷	茂 一
議 事 係	山 本	雅 俊



(午前10時28分開議)

- 議長(坂上國治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、昨日に引き続き大変御苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席の届け出のある議員さんは、竹内議員さんでございます。遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名でございますので、これより会議を開きます。

○

- 議長(坂上國治君) それでは、昨日に引き続き一般質問に入ります。6番、大谷昌幸君。

- 6番(大谷昌幸君) 通告に基づきまして、一般質問の要旨の御説明を申し上げます。

まず第一番に、本市商業の振興の具体策についてお伺いしたいと思います。

先月20日に、光明池駅まで泉北鉄道が延伸になり、開通しました。また、近々、第二阪和鉄道が大阪より開通すると承っております。現在、本市の商業地域の発展と申しますか、いわゆる来客の頻度というものをそれとなく見ておりますと、この府中近辺におきましては、かつての府中駅前商店街を素通りして、いわゆる第二阪和のいづみやの方面へお客が流れている。この方面は、御承知のように泉大津市側でございます。また、今度の光明池駅の開通に伴いまして、近い将来、ダイエーを初め商店が多数開店すると聞いておりますが、これまた、大部分が堺市側であります。その両地域へ買い物に行ってる人々のほとんどと申し上げて過言ではないと思うんですが、和泉市民であると思います。和泉市民が他地域で購買するのは自由であります。いかんともしょうがないと言えますが、やはり和泉市民の買い物は、和泉市でしていただきたいというのがわれわれの住民感情であります。この点につきましては、どなたも異存ないと思います。しかしながら、この和泉府中駅前商店街あるいは信太山、北信太等の地域にしても、非常に来客数が減ってるというこの現状を今後、どのように本市が打開していかれるのか、具体策をお聞きしたいと思います。

第二点の公立幼稚園教育の是正についてお伺いしたいと思います。

これは私、以前の議会でも御質問いたしまして、いろいろの御説明いただき、おおよそのことはわかってるんですけど、そのときに私、特に強調させていただきましたのは、やはりこ

の公立幼稚園であっても、義務教育でない以上は、一つの営業的な態度をお持ち願いたいという事です。せつかく条例で千数十名の定員が決まっている以上、少なくとも、その定数に合致するだけの園児を集めていただきたいということをお願いしました。

しかしながら、ことしの5月1日の学校統計表を見ますと、依然として80数%にとどまっております。ある園におきましては、地域的な事情があつて百数十%にいつるところもありますけれども、極端な例では、60%を切らんとしているところもあるようです。

このことから考えまして現在、私立の幼稚園がすでに1カ月も2カ月も以前から募集をしておりますが、わが和泉市立の幼稚園には、そういう動きは何ら見当たらないのであります。公立幼稚園は、一般の私立幼稚園が募集された残りの方を募集されるおつもりですか。そして、条例で定められている定数を割ることを承知の上で経営なさつてゐるんですか。恐らくそういうことはないと思うんですが、その点についてのお心づもりをお聞きしたいと思ひます。

第三番の地方税の課税と徴税についてでございますが、これは前日の田中議員さん、横田議員さんの御質問にも出ておりましたので重複は避けてお伺いしたいと思ひます。

去る5月の「広報いずみ」によりますと、今後、各町内の固定資産の再評価にお邪魔するというのが4ページに出てるわけでございますけれども、昨日の話に出ておりましたように、多数の固定資産、しかも昭和36年あるいは7年の合併以後、いまだに調査もしていないと承り、驚いてるわけでございます。和泉市には3万有余の世帯数がございまして、実際にその調査対象は、少なくとも60%はあるのではなからうかと思ひます。しかるに、この16人の方が8つのチームを編成されて1日に何軒ぐらいお回りか知りませんが、その調査方法などにつきましてどのような計画をお持ちか。そして、何年がかりでされるのか、いま一歩突っ込んでお伺いしたいと思ひます。

また、こういう言葉を使うのはいけないことだと思ひますが、そのときに、もしも調査漏れあるいは市民の側から言いますと発覚した場合には、どのような扱いによつて課税されるのか。また、そのおくらせている分についての徴税をされるのか、その点もつづさに御説明をいただきたいと思ひます。

次に、第4点の都市計画についてでございますけれども、昭和43年6月15日に新しい都市計画法が制定されました。当時のGNPが2ケタになり、世界第一の伸びを誇りました。いわゆる天井知らずで日本経済が進展してござりまして、昨日買った土地がきょう現在、指数が110になる、明日は120になる、そういうときにほとんどの都市計画が持たれたのではないかと思ひます。そして、都市計画が打たれた土地をあいにく所持されておられた方々が、このごろの成長率67%という、いわゆる横ばい状態の時代になつて、その土地を自分とこ

の事業の関係上手放したいと思つても、残念ながら、都市計画を打たれてるがために、市場の通常価格の何割引きという値段をつけても売れにくいという現状をとこところで聞くわけでございます。また、公園に指定しているところもあるわけですが、一向にこの和泉市内の旧市街地には、公園らしい公園ができない現状であります。この都市計画を打つてすでに10年を過ぎようとしているわけですが、そういう点を見直されるつもりがあるかどうか。もしもないとするならば、今後、これらのせつかく都市計画を打たれた土地をどのように生かされるのか、あるいはデスクプランとしてしまわれるのか、その点をつぶさにお伺いしたいと思います。

以上、簡単ですが、要旨を申し上げまして、御答弁をいただきました結果では再質問の権利を留保して、説明を終わります。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) ただいま大谷議員さんの御質問の第一点、本市商業の振興対策につきまして御説明を申し上げます。

御質問の要旨にもありましたように、本市の社会環境というか、町づくりの状況が大幅に変化しようとしております。その中で特に低迷する経済界におきまして、商業振興対策につきましては、これまで以上にわれわれも意を尽くさなければならないと考えております。

とりわけ去る8月3日、7日、既設の府中、信太山、北信太の市内の主たるところでの通行調査をやったわけでございます。その結果でも御指摘のように、非常に通行量自体減少しております。買い物客が減少しておるといふ結果が出てまいっております。

これらの対策につきましては、われわれといたしましては、むずかしい問題ではございますが、卒直に申し上げまして、これまで以上に魅力ある商業施設の拡充強化を商店経営者の方々ともども進めていくことがまず必要ではなからうか、このように存じておるわけでございます。そのためには、いろいろ共同施設の改善等も手がけていくとか、さらには、商店対策といたしましては、市内には商店連合会傘下ブロックが13ありますが、この関係者と情報の交換、また経営診断、経営相談、こういうものも商工会の協力を得ながら積極的に進めてまいることも考えておるわけでございます。もちろん、各事業者の方々の努力ということも特にお願いしなければならない問題ではございますが、そういった組織全体の中での相談、指導業務の強化を図っていきたい、かように思うわけでございます。

また、金融対策についても当初予算で御審議いただきましたように、これまでの預託金5千万円を6千万円に、融資枠2億5千万円を3億に拡大しております。さらには、不況下の中小企業の育成という立場から、9月からこれまで市単独融資の枠250万円を300万円に、ま

た、不況下における金融制度の一環として、借りかえ制度の要綱も9月から実施してまいるといふふうに取り扱っているわけでございます。

さらにはもう一点、大型店舗の規制関係につきましては御存知のとおり、大店法という法律がございます。最近、全国的に1,500平米以下のそういう企業進出についても、既存業者を守る立場からこれらの規制というか、その辺の検討も要するのではないかとということも各市で盛んに検討されております。本市も、现阶段では事務当局案でございますが、そういったものを商工関係団体とも御意見を聞き、さらに、成案ができた節には、市議会の関係の皆さん方の御意見も拝聴してそういう取り組みも必要ではなからうか。

主な点ではございますが、四点ほどを一つの柱として商業振興の具体策に取り組んでまいりたい、かように存じておる次第でございます。

- 6番(大谷昌幸君) そういうふうにもいつも通行量の調査をしていただき、府中駅前周辺の商店街振興のためにお力添えをいただいていることにつきましては敬意を表するのでございますが、まず、府中駅前、わりあい8時ごろまでは各商店とも営業しておりますので、また、非常に照明等もきついでそう感じないのですが、夜の8時、9時、10時という時間になると駅前はずっと暗なんです。向こうに水銀灯がありますが、駅前商店街の方々が電灯料、補修費を負担しているのか、あるいは当市でお持ちいただいているかわかりませんが、その水銀灯が少なくとも向こうに5基ほどあるんですが、それが一つもついておらないという現状なんです。

それから昼は、これもいつも交通公害課の御指導、御協力を得まして、婦人会の方々が年に2回ぐらいですが、整理しております。この前も8月の暑い最中、整理していただいたわけですが、昼はあの道路は20メートルぐらい、日本生命さんの前の半分以上が自転車に占領されている。そして南へ行く。こっちらから行った場合対向に来る南行きの道路だけがかるうじて通行できる。南行きの線の入っているところ、北行きの車と南行きの車、そして歩行者、自転車の方々がそこで競り合って通行している状態です。その点、この自転車の整理を何とかしていただき、あそこの通行をスムーズにさせていただくと、あそこから車で乗り込んで駅前商店街の駐車場も使えるんじゃないか。

もう一点は、府中貨物駅につきましては、たしかことし7月限りで閉鎖されるということを知っておりました。その問題がその後、どんなぐあいになっているのか。また、すでに閉鎖されているのであれば、跡地利用についてどのように手を打たれているのか、そういう点についてをちょっとお伺いいたします。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 特に府中駅前の環境問題等御質問をいただいているわけですが、夜間の照明施設等の関係につきましては、つぶさに調査し、駅前商店街協同組合の

御協力をいただいているものであるとするなら、その方面とも十分話し合いして、できるだけ明るい町にするよう努めてまいりたいと存じます。

それから、自転車問題につきましては、かねがね議会の皆さんから御指摘をいただき、非常に頭を痛めるところでございます。特に府中貨物駅の移転問題につきましては、過般の議会でも現状を申し上げたわけですが、国鉄御当局は、8月19日に正式に和泉府中駅の貨物駅を廃止することを新聞紙上で発表されたわけですが、その後の状況等も聞いてるわけですが、荷主の御了解を得るとかの問題、それから、向こうで働いてる方々の問題等で非常におくれてるんだということでございます。国鉄当局の2、3日前のお話では、いずれこの問題について和泉市にもいろいろ現状を御報告したいと、大鉄局の総務課長が言明されております。われわれとしては、国鉄当局 企画立案されたことにつきまして非常に大きな期待をかけてるという立場から、特に私の部に関係することを申し上げますと、自転車置き場、公衆トイレの問題については、この貨物駅移転廃止に期待をかけたまま問題解決を図ってまいりたい、かように考えてる次第でございます。

- 6番(大谷昌幸君) いまの答弁の中で、国鉄貨物駅の跡地の転用利用を自転車の置き場ということでお聞きしたんですが、もう少し商店街にしてもらおうとか、そういう交渉はないもんですか。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) 現段階ではまだ廃止もされておりませんが、われわれとの話し合いの中で、国鉄の責任ある方も約束はされております。この跡地利用については、和泉市に積極的に協力したいというお言葉をいただいております。その中で、これの具体策につきましては、お説のとおり、われわれとしても自転車置き場という表現だけでなく、これの利用方法、運用していくかについても十分検討し、国鉄当局とも話し合いを持っていきたい。国鉄も一定の案を持っておられるようですが、その辺の話し合いに入るところまで至っておりませんので、これらについても、早期に話し合いに入っていきたい。いつ完全にあの貨物駅が廃止されるんだということを国鉄当局から言明を受けて対処していきたい、こういうふうを考えております。
- 6番(大谷昌幸君) 和泉市はどうしてもここがメインですから、そういう点を十分考慮しておられると思いますが、対国鉄との折衝をできるだけスムーズにさせていただき、府中駅前をもっときれいに整備していただく努力を要望してこの件は終わります。
- 議長(坂上國治君) 次。
- 管理部長(広岡史郎君) 二点目の御質問のございました公立幼稚園教育の是正についてお答え申し上げます。

公立幼稚園八園の就園状況を見ますと、現状では、定員1,110名に対して997名の就園、89.7%の就園率でございます。御指摘のございました定員割れ園の対処でございますが、教育委員会では、二点ばかり対策を考えております。

まず、第一点目の就園区域の問題ですが、本市の幼稚園は、就園区域を定めておりませんので、定員割れ園に対する就園は教育委員会としても大きく歓迎しておりまして、現に少数ではございますが、父兄の職場の勤務状況等の都合によって就園されてる事例もございます。就園距離等も考え合わせて、定員超過の園から定員割れの園への就園について父兄の御協力、理解を得るよう努力し、また、広報等を通じてPR活動に努力したい、かように考えます。

次の二点目で、4歳児の入園許可という方法もございます。現在、原則として5歳児に限り入園を許可しております。4歳児で40名の定員で一学級編成が可能という園がございましたら、今後、十分検討すべきだと考えております。

ただし、同年齢の学級編成が必要であるということが定められておりますので、一学級の定員を大きく割るようでは困難と考えられます。

いずれにしても、定員オーバーの園から定員割れの園への就園区域を定めてない中での流動的な考えと、最終的にそれらの動きを見た中で4歳児の入園許可等もあわせて十分検討していきたい、今後の課題として当たりたい、かように考えます。

- 6番（大谷昌幸君） 定員割れをなくする努力をするということはよくわかりますが、なぜ定員割れが起こっているかの分析をどう考えておられますか。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

常に教育に豊かな御識見で御叱咤をいただいております。定員割れの実態は、施設を張りつける場合は、当該校区内の該当幼児数を基本にしているわけでございます。ところが、御承知のように幼稚園教育は、幼児教育の指導要領によって定められておりまして、年間220日を下つてはいけない、一日の保育時間4時間を下らないということを基本としております。

一方、保育所では、保育時間が非常に長い等々の理由で、家庭の事情でどうしても5歳児が保育所へ片寄るといった場合があります。もちろん、幼稚園においても、一日の教育時間を4時間ということを標準として、幼児の心身の発達の状態、すなわち、4月に入園してから集団生活に慣れるに伴って、施設等を勘案して週2回の長時間保育を行っております。しかし、どうしても年間を通ずる保育時間の日数の関係と、1日の保育時間数に起因して保育所に行かれる家庭がございまして。

なお、家庭の事情等によって非常に通園困難ということから、横山のごときは、保育所に片寄つてるといった事情もございまして。

いずれにしても、保育、福祉施策として行っている保育所、学校教育法の基準に基づいて行っている幼稚園教育、こちらについての父兄の方々の深い御理解をいただき、次長からお答え申し上げましたように、せつかくの施設でございますので、100%活用できるように努力してまいりたい、かよう考えるものでございます。

- 6番(大谷昌幸君) その点をお願いするとして、校区を考慮しないということを承りましたが、校区を考慮しないからといって、定員が満つるとはちょっと早計ではなからうかと思うんです。私の考える隘路の一つとして、やはり小さい子供さんが通園の途中、いわゆる道路の問題、普通の私立の幼稚園でしたら、ほとんどがバスによって送迎されております。しかし、市立の場合は全然なされていない。また、同じ一つの校区内であっても、山間部の方ではかなりの距離があるものですから、つい定期バスを利用する。そうすると、私立幼稚園の場合、保育料の中に送迎のバス代も含んでるわけですが、市立となると、そういうものを別途に出すことに何か抵抗を感ずるわけなんです。したがって、極端に言えば補助とか、その辺の対策をされるおつもりはお持ちでしょうか。
- 教育次長(広岡史郎君) 御教示いただくところ、全く異論はございません。通園バス等の配備、それは最も端的な施策だと考えられるわけですけど、いずれにしても義務教育外でございまして、できるだけそういう方法以外で十分配慮する中で、定員割れをカバーしていくという方法を別途考えてみたい、かように思うわけでございます。
- 6番(大谷昌幸君) そういうことも考えていただくとして、来年度の基本的には5歳児しかやってないんですが、1,110名という定員を確保できる見通しですか。自信については失礼ですが、お持ちでしょうか、念のため。
- 教育次長(広岡史郎君) 4歳児の入園を許可しましたら、現在、定員割れの4園で4歳児が十分おられますので、それに準じて十分定員を満たせると考えております。
- 6番(大谷昌幸君) そうすると、5歳児だけでは無理だというわけですね。統計によると、52年度の和泉市の小学校1年生のトータルが2,435人、昨年の市立の幼稚園の保育児童数の合計が919名、大体35%です。約3分の1で、あと保育所の方は5歳児をどのぐらい保育しているかお聞きしてませんが、余りにも少ないんじゃないかと思うわけです。他市の比率はわかりませんが、そういう点も十分お考えいただき、来るべき年にはできるだけ先生方の教育もしやすい状況で、しかも定員をそろえていただきたい。むずかしい注文かもわかりませんが、そういうふうにしていただくことをお願いしておきます。
- 議長(坂上國治君) 次。
- 財務部長(吉岡昭男君) お答え申し上げます。

昨日も田中議員さん、横田議員さんに御答弁申し上げましたとおり、合併後、このように大々的な調査を行ったのは今回が初めてでございます。そのことにつきまして、毎月広報等によってPRも兼ねて御協力を願ってるところでございます。

御質問の第一点目の計画につきましては、8班編成でことし5月から町単位、いわゆる校区単位で調査に入らせていただいております。

それから、調査期間は何年がかりでやるのかという御質問でございますが、計画として3年をめどにしております。昨日も申し上げましたとおり、かなりの件数がふえておりますので、3年で完了できるかどうか、今後の進捗状況を見た上で班編成等も十分配慮し、期間3年の間に完了に努力していきたい、かように思う次第でございます。

三点目の調査漏れ等の御質問でございますが、調査方法といたしましては、各戸1軒ずつ訪問して調査個票と現物を照合し、一致してるものにつきましては調査済みのシールを張り、未調査、いわゆる個票と現物が異なる場合、一戸ごとに測量して評点を付し、調査済みのシールを張って調査漏れのないよう配慮してまいっております。

以上でございます。

- 6番(大谷昌幸君) 基本財政収入というか、ことしは去年に比べ5億ほどふやしていただき、普通交付金の方も500万円ほど減ったということで、非常に努力していただいていることは十分わかります。しかし、先ほど申し上げましたように、これも経済の成長率が大幅に鈍化してきたことに大きな関係があると思うんです。いまから10年ぐらい前でしたら、放つといっても自然に昨年に比べ20%も税収がふえた、ふたをあけたら25%やったということでわりあい安易だったと思うんです。しかし、こういう状況になったものですから、三味線のばちで重箱のすみについとるあんをかすつてるという、一生懸命おやりになつてることには敬意を表しますが、先ほど申し上げましたように、3年計画と申されましても、役所の方が実際にお仕事をされるのは年間200日ぐらいやと思うんです。3年間で600日、推測で25,000ぐらいですか、対象の個定資産を600日で、1日に8組の方々がどのようにして回るんかとなると、非常に私は大きな不安を感じるわけです。

そこで、昨日の御答弁では現在、黒鳥、伯太地区を重点にお回りになつてるといふことですが、5月の「広報いずみ」の文面を読みますと、もう一つ不安を感じる。と申しますのは、これには、いつごろおたくさんへお伺いしますということ、個々に通知はできなくても、たとえば10月は府中の何丁目、11月は何丁目へ回りますと、先もって計画されておりましたら、あらかじめ町会長さんを通じて町内会の該当者へ御通知申し上げ、一つの心構えをしていただけるわけです。ところが、文面ではいつ、どこへ、どんな人が行くか全然わからない。御承知



のように、このごろ空き巣が非常に多いわけです。もちろん、市役所の身分証明書を持つてるといことでしょうが、郵便配達人とかガスの検針人を装ったりしていろいろ事故があるということは、日常の新聞紙上にをぎわしております。この広い和泉市内の2万数千の対象の中から、1件たりとも事故が起こり得ないという保障はできないと思う。そういう点から考えまして、そういう計画、非常に対象物件が多いのでむずかしいことは十分わかるんですけど、もう少し具体的な計画をおつくりいただけるんでしたらお伺いしたいし、御発表いただきたいと思ひますし、おつくりになってないなら、今後のお心構えをお伺いしたいと思います。

○ 資産税課長(農端小一君) 計画につきましては、現在、各校区ごとに、旧校区ごとに入っております。たとえば黒鳥、伯太地区重点ということではなく、8班が校区ごとに入っております、和泉市全般的に進めております。私たちが当初、校区内の何町とか、調査に入る前にとどのぐらいの時点でめどをつけて行きたいということの話もしておりましたが、いろんな問題が出てくるわけです。予定より早くなればいいんですが、おくれた場合、せつかく待つてのりどないなつてるといことになりますので、はっきり申し上げまして、いつごろまでにお伺ひしますといことはようしなかつたのでございます。だから現在、各町ごとに何月ごろにお伺ひするとい御通知の方法はとつておりません。当初に私どもの間でも話が出ましたが、再度検討して、できるだけ住民の皆さん方に前もつて調査の日をお伝えできるようにしてまいりたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○ 6番(大谷昌幸君) いまは課税だけですが、徴税の方は。

○ 財務部長(吉岡昭男君) 徴税につきましては、賦課決定後1カ月の期間がございます。それによつて徴税させていただきます。

○ 6番(大谷昌幸君) そうしましたら、こういう言葉は使いたくないと言ひましたが、3年前にさかのぼつて課税し、徴税するわけですね。3年か5年か、この前から私、地方税法を調べたんですが、ちよつと自分なりによつ結論を出さないんです。地方税法73条で3年とも5年ともとれるが、仮に5年として、5年前に建築したやつがことし見つかつた。5年前にさかのぼると、5年分一遍に課税されるものかどうか。

それと、この前の昭和50年4月ですか、固定資産税の評価がえをしましたね。それ以前にさかのぼつた場合、どのように以前の分を評価するか、そして課税されるのか。

○ 資産税課長(農端小一君) お答え申し上げます。

5年間さかのぼつて課税させていたく場合には、48年度分まで課税させていただいてますが、48年度から50年度につきましては、1カ月間、たとえば現在、9月末に納付書をお送りしますと、10月末を指定して納めていただく。ただし、非常に税額も多額になる場合が

ございますので、徴税の方で分割納付になるよう御相談いただいて納めていただいている現状でございます。

それから評価のことでございますが、3年に1度の評価がえをやっておりますが、49年度に建築されますと、50年度から課税されます。その場合は、49年度の評価は、50年度が評価がえですので、その前の評価で行いますので、金額的には安くなる評価を使って課税しております。50年度以降は新しい評価を使います。

○ 6番(大谷昌幸君) いままでのことはええとして、普通の大きな建築になったら確認書が出てくるのでよろしいが、昨日の御答弁では、1坪未満は課税しないということは、1坪以上なら課税をされるということですね。

○ 資産税課長(農端小一君) 1坪という部長の御答弁でしたが、本来、固定資産は土地に定着しているもの、たとえば2坪であっても、ブロックの上へ物を置いたというようなものは課税できないとなっております。はっきり言って何坪とかいうのは、例を申し上げただけで、小さなものということでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 坪数は別として、仮に2坪として、2坪のものを建てた場合、実際に確認はとらないと思う。余談ですが、私、市役所のすぐそばですから、昭和37年以後、調査していないことを聞いて驚いたんです。私、バラックを建てたのが昭和38年、ここから見えるものですから、でき上がらん間に調査に来てくれた。近くで見えるところはすぐ行きはるからええとして、遠くて見えないところは、2坪ぐらい建てても結局見つからないでそのまま逃れ得ということでやられるのか。また、3年計画ですっと回られ、一巡して後にまた回って行くのか、そんなばかなことはしないと思うが、もう少し合法的な課税の仕方をお考えになっておられるかどうか、お聞きしたい。

○ 資産税課長(農端小一君) 一応、3年計画ということで一斉調査に入ってますが、これが終わっても全然回らんということではなく、ずっと担当者が歩きまわして現況と一致しない分、小さいものあるいは増築がございましたら、その都度発見して課税させていただいている現状ですので、よろしく願いいたします。

○ 6番(大谷昌幸君) 今後もそれでいくのかどうか。

○ 資産税課長(農端小一君) 3年以降については、一斉調査という形ではなく、担当者が常時回るといって発見していきたいと思っております。

○ 議長(坂上國治君) 次の答弁。

○ 参与(中塚白君) それでは、四点目の都市計画についてお答え申し上げます。

御指摘のように現在、計画決定を打たれている街路、公園とかいろいろありますが、これら

の事業化の進展度合いがかなり鈍化してございます。もちろん新法の制定もございましたが、現行の和泉市で都市計画決定してある分については、新法以前のもので大半でございます。ただ、私の方も新市であった関係上、都市計画が非常におくれておったので、さて、いよいよ本腰を入れるという時点では、社会情勢の変化に伴ってそれがついていけないというのが現状の姿でございます。

しかしながら、御指摘のように、計画決定された分については、当然、私権の拘束がございまして、その辺、非常に御迷惑をかけてるわけでございます。だからといって、すぐそれをやめてしまうんだということも非常にむずかしゅうございます。しかし、絶対に見直しをやるのかということでもございませぬ。確かに最近、特に不況期の売買では、特に売買の制限まで加えてございませぬが、現実にハンデがあることは否めない事実でございます。

それともう一つは、高度経済成長の中では、先行取得という方法が認められておったわけでございますが、現実には、それもおぼつかないという姿でございます。

それで、私の方も現在の決定されている分の最低限、そのうちのある程度は、やはり見直さなければならぬものは見直していく。当然、社会情勢の変化に伴って、その時点々々で対応していかなければならぬであろうということは考えてございます。

公園についても、確かに市街地の公園で開設してるものは少いうございます。計画決定している分はございますが、実際に供用開始してる分は皆無に等しいということは、御指摘のとおりでございます。いま取得してる分については、早期に開設できるよう図りたい、かように存じております。

以上、簡単でございますが、都市計画についての御説明にかえさせていただきます。

○ 6番(大谷昌幸君) 道路のことは問題が多いので別にして、公園について、昨日の市長さんの御答弁でも、スポーツの振興のために公園もできるだけ早くつくりたいということでございます。現在、肥子池は公園用地としてすでに47年に公社が先行取得し、以後、5年計画で昨年までに市の方に買い戻したわけですね。現在、幾らか残ってるわけですが、先にちょっとお聞きしたいんですが、ことし450万円だけ買い戻し予算がありますね。公社でお伺いしたら、まだ何平米か、金額にして3千万円余残ってるわけですね。ちょっと私、納得できないので先に御説明してください。

○ 用地担当理事(西川武雄君) お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、現在、公社で肥子池を保有しておりますのは、泉大津粉河線の拡幅用地でございまして、公園用地の分につきましては、52年度の4百余万円ですべて市に売り渡したわけでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) ちょっと話が横へ行きますが、596.86、約600平米、この泉大

津粉河線の幅員は現在、約8メートルだと思うんですが、そうすると、何メートルまで拡幅する予定になってるんですか。また、時期はいつごろですか。

○ 計画課長(山崎琢磨君) 幅員は33メートル、計画としては、立体交差の考えでございます。事業といたしましては、本路線につきましては主要地方道でございますので、大阪府の施行に相なるものということでございますので、いまのところ、大阪府との協議についても、現実いつの時点というのははっきりしてないというのが現状でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) そそうすると、33メートルで現在は8メートルですか。

○ 計画課長(山崎琢磨君) 11メートルです。

○ 6番(大谷昌幸君) 22メートル拡幅するわけですね。北側、南側同一にするとした場合、南側12メートル、そうすると、あの肥子池は道路に面してるところが110メートルぐらい、きっちりをはかつてませんが、市役所にある千分の1の地図で見たらそのぐらいです。現在、600平方ということは、110メートルで割ると5.5メートルですな。あと7メートルほどないなるんですか。

○ 計画課長(山崎琢磨君) お答え申し上げます。

本件につきましては、いま、原道の部分とのりの部分がございます、それを合わせた平米約10メートルの分を原道より拡幅するわけですが、先ほど申しましたように、のり分ぐらいが若干除かれるので、その分だけ、約6メートル若干広いと思いますが、その程度になると考えております。

○ 6番(大谷昌幸君) のり分というと。

○ 計画課長(山崎琢磨君) 道路ののりの部分でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 現在ののり部分は6メートルですか。

○ 計画課長(山崎琢磨君) いいえ、6メートルではなく、現在ある部分は、いわゆる大阪府の道路部分の境界の明示を受けまして、計画道路の明示を受けました分をやると、現在、約6メートルということでございます。厳密に言えば、6メートル余が池の部分で道路予定地になるということでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) それがいま申し上げました約600平米ですか。

○ 計画課長(山崎琢磨君) はい。

○ 6番(大谷昌幸君) 私、肥子池の現況の地図を持ってるんですが、肥子町から47年6月に買い上げたんですが、その時に68の4番地124平米、94番地が129平米、95の2番地が90平米、合計341平米、これだけ和泉市から府に寄付してあるんです。341平米

というのは、先ほど申し上げました間口110メートルから試算いたしますと、約3メートルの幅員分を大阪府に寄付してあるんですが、これはどういうわけですか。当時、平米当たり3万9千8百円か、約4万円で開発公社が買うてあるんですが、その中からなぜ貴重なこんだけ府に寄付しなければいけないかということをお伺いしたいんです。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 十分のことは申し上げられませんが、私の方のいままでの記憶では、寄付したということはありません。

○ 6番（大谷昌幸君） 一応、ここの課税台帳で調べてください。私、地図に全部記入してますから間違いありません。後で調べてお返事いた度として、次に進みますが、そうすると、この寄付してあるということで話を進めさせていただきます。

この3メートルと、現在の公社の手持ち600平米、幅員5.5メートルを合わせて8.8メートルが道路になるわけです。大体、先ほどの線に出てくるが、これでもまだ足りないと思うんです。というのは、向こう側はすでに府中病院さんは建築に入ってます。とても十数メートルという余分はないわけです。それと関連して私の見解では、水面を含めて肥子町から堤を買い取っております。これは2反7畝9歩1合5勺、昭和43年6月に買い取ってるわけなんです。あの池の南北の奥行きが約100メートルなんです。2反7畝9歩ということは922平米、これを先ほど申し上げましたように100メートルということで試算すると、幅員9メートルですね。これは現在、向こうのちやんとした土地では、広いところが約11メートル、狭いところで9メートル、ということは、すなわち北側の府中病院さん側で約9メートル、南側の堤の方で約11メートル、当然、水面を含んでるわけなんです。したがって、この市の地図では直線になってます。ほかの一方は道路ですから別にして、あとの二方、現状、堤のままで残ってるところは当然昔のままですから直線にはなっておりません。日鉄ロープ側だけが直線になってます。堤の修正はききませんし、水面を含めて日鉄ロープさんが買われてる。

したがって、前の議会で助役さんから御答ございましたが、昭和製綱さんが水利権を持つてるといふ問題にからんでくるわけですが、それから話を進めると、果たしてこれを公園として施行できるものでしょうか。と申しますのは、日鉄ロープさんが毎日、ここから何トンか何十トンか水を揚げてるわけです。現在、3本のパイプを使って工業用水を揚げてます。もし、この池を干し上げて工事をするとなると、当然、その水利権の補償の問題が出てくると思います。相当太い、少なくとも、200ミリぐらいの口径のパイプを3本打ち込んでるので、それに見合う水を供給しなければならない。そして、そこへ、擁壁をつくって造成していく。両方に堤があつて真中を埋め立てるのは簡単ですが、ここに水路をあげないかん。少なくとも100メートルある。ここへ大きな擁壁を打つて公園にするのにどのぐらいの経費が要りますか。私、

素人でわかりませんが、そういうことも十分御研究してるんですか、どうでしょうか。現在、すでに市が買い上げてあるということですから、1日も早くかかってほしいために言ってるわけです。

○ 参与(中塚白君) 私の方では、いま御指摘の日鉄ロープが水面を含めて買収してあるという事については存知してないところでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) これは仮定なんです。なぜか、日鉄ロープさんが買われたところは、68の8番地、いわゆる昔の登記簿では、肥子池は全部68番地一筆ですから、その時点において堤も全部分筆した関係上こうなってます。たしか、そのうしろの以前から日鉄ロープさんが買ってあった1050番地と即日合筆してますから境界ははっきり出てこない。それで水面を含んでるということは仮定にしておいてください。

○ 参与(中塚白君) いずれにしてもその辺、公社の買収の時点では、いわゆる光明池が水の補給をやっていたことは事実でございます。少なくとも、水を補給するという事での日鉄ロープは水利権、これは持つてると思っています。問題は、その当時のこと、ちょっと私の方も売買のいきさつについては詳しくないのですが、当時の状況を調べますと、この池の改廃について、水の問題については光明池と協議するという事項が入ってるわけなんです。だから、いま大谷議員のおっしゃる所有権の問題は別として、いわゆる水の問題については、その辺の危 はあるわけでございます。当然、水を確保するとした場合、いずれにしても公園化する場合、空にしなければならない。そうすると、その間の水問題の処理をしなければならないということがございます。

そういう関係で、私の方も光明池とどうかかってるかということ、一つは、光明池に対しては、日鉄ロープとの水利権問題について、当然、その当時、光明池が水利権を持つておったので、この改廃については、光明池の意向によって期間は流動的でございます。少なくとも、光明池が水を供給しない時点においては、この契約は自然に消えるという内容でございます。私どもその辺の事情を光明池とも打ち合わせてるわけですが、いま申し上げてる問題については、一応、私の方も十分精査して改めて御説明申し上げたい、かように存じます。

○ 6番(大谷昌幸君) とにかく肥子町会としては、一日も早く公園にしてもらいたいという意見があるのに、そのままの状態になつて。しかも管理も十分でない。わりあい人通りが多いですから危険は少ないかもしれませんが、よその池が冬季に向かって干上がつても、この池だけは満々と水を張つてる中で、肥子町の方々は一日も早く公園にしてほしいと切望しておりますので、できるだけ早期に実現していただきますように、せつかく全部市が買い戻した財産ですから、十分御利用願いたいと思います。

次に、小田池について昨日、産衛部長の方から廃棄物の処理場に使つてるとお聞きしましたが、これも公園用地ですね。事情はわかるんですが、残念に思うんです。これも一日も早く、開発公社で昭和50年3月に買われてる。できるだけ早く公園化していただきたいとお願ひしておきます。

もう一つ、道路等はわりあいええと思うんですが、公園の都市計画を打たれた場合、今後は余りそういう懸念はないかもわかりませんが、過去にあった一件だけ例を挙げてお願ひしたいと思ひます。

いままでの経済成長期には、必ず不動産業者が出てまいりました。小田池についてもそうです。昭和45年10月ですか、都市計画で小田池を打たれた。そうすると、もう1年後の46年の年末に小田町の方からわずか3万足らず、実質的にはごくわずかな公簿では225平米ですが、実測では431平米、倍近いですが、それを不動産業者が3万円足らずでは何とかするんだと言って買った。にもかかわらず、年明け47年1月11日に登記し、その年の11月末に次の不動産業者に転売、それをこの開発公社が実に10万円で買ったわけですね。しかも小田池の全部を買取ったのが50年3月31日ですが、いま申し上げたものについては、49年12月27日に買うてあるんです。

この点については答弁を求めませんが、そういう事態があつよ。結局ばかりを見たのは、永々と先祖から受け継いできた土地をわずかな値段で買い取られ、そして最後には、べらぼうな高い値段で不動産業者にもうけられてる。しかも他市の堺の業者です。今後、そういう事実は少ないかもわかりませんが、そういうことも十分お考えいただき、都市計画というのは、本当に市民のためのものであるということで、一日も早く実現していただくようお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。

---

○ 議長（坂上國治君） 次に21番、直村静二君。

○ 21番（直村静二君） 一般質問の通告の3点についての要旨を述べたいと思ひます。

最初の固定資産税についてお聞きする要点は、自衛隊の演習地の交付金の増額について、いま、市当局はどのぐらい請求してるか。さらに、宿舎、官舎については全くもらっておらない。固定資産税としてもらっておらないで、いわゆる交付金として入ってる。そういう場合の算定基準として幾らになるのか。その分をさらに追加して要求する方針はないか、どうするかということです。

次は、固定資産税の減免関係で、つまり同和減免なるものを行っておりますが、これの51

年度実績は幾らか。地区内、地区外、場合によっては、細かい点は資料として提示してもらいたいと思いますが、資料提供の中には、60坪以上、以下とか区分したやつを出してもらいたいと思います。さらに、この減免の方式を引き上げていく。減免率をふやすんじゃない、これはやはり上中下というふうに分けて、上を削っていく。つまり高い税金をかけてるのは減免の率を下げ、坪数の少ない人は減免率を上げていく方法も必要ではないか、その点のお考え。

次は、宅地並み課税。これは現在、AB農地については、地方税法改正で1反以上については減免するが、1反以下については宅地並み課税として取るんだとなつたか、この反数と税収についてお知らせ願いたい。

それから、現在の家屋調査に基づく税収のアップを図ってるんですが、3人の議員さんが質問されましたが、聞き漏らしの点がありますので、一つは、現在まで税収について幾らふえるか。件数について何件調査したか、お聞きしたい。また、評価基準はどうしてるのか。例を挙げておきますが、4千万円の家があるとすると、自治省の通達で何割のところまで基準にするのか。5割の評価だと2千万円。そうすると現在、小さいものまで回ってますが、たとえば百万円の半分で50万円、税率は100分の1.4だから、大きな家ほど評価の半額になればうんと税金が下がる、下へいくほど高い。1.4はどこまでも貫いていくから、大きな家ほど安くなる。こういうむちゃくちゃな内容の税金、本来、税はこういうものかもしれませんが、その点の一つある。評価の基準はどの辺で行ってるか。つまり4千万円の大きな家で何%引きか。また、風呂場、物置などを購入した場合の購入価格については、どの程度評価基準に入れるか、技術的な問題もありますので、わかっている範囲内でお答え願いたい。さらに、このような苛酷な固定資産税増徴は、公共施設として現在、和泉市内にある府営住宅、市営住宅、この中で個人の勉強部屋や世帯分離の増築に対して、どのように課税、徴収するかという点について、何ほどの件数で何ぼ上がるかという点についてお伺いしたい。

駅前整備問題については、一つはサンケイパチンコ、あそこに国、府で東西に通行する歩道をこしらえて豊中のいづみやへ行く道ですが、自転車は何十台と置いてある。だから信号待ちや子供連れのお母さんが、わざわざ歩道をはずれて車道を歩いている、非常に危険です。一体、どうしてこうなるのか。市当局は道路管理者としてきちんと措置してるのか、これが一つ。

それから、駅前のロータリーのタクシーの乗り場は、やはり雨降りには非常に困る。だから雨よけの屋根、屋根らしきものが絶対必要だと思っております。前にも一遍質問してお答えももらってますが、商店街のどこかの業者から、そういうことをするならわしとこもしてくれ、となつたらぐあい悪い。法的な問題もあり、未だに対処してないが、どう処理しようとしているのか。



それから、駅前の自転車につきましては、先ほど大谷議員さんからもありましたが、非常に市当局も頭痛い。自転車の置き場がないので路上放置されている。具体的には貨物駅の廃止と言われたが、国鉄当局と話し合いして何坪使用できるのか。現在、放置されてる台数は5百数十台と言われるが、実際問題、貨物駅が廃止されて何台収容できる見通しなのか。それが余った場合どうするか。

市長、よう聞いといてほしい。秩序ある町づくり、あなたのスローガンです。今度、市立病院裏に360戸の供給公社の分譲住宅が建つが、これのほとんどは府中駅へ来て自転車がふえる。これを計算してない。さらに、槇尾川を越えて府中4団地の千数百戸、これも国鉄を利用する場合、府中へ採りますよ。現在、住友、泉州両銀行の周囲は自転車で取り巻かれています。駅前整備、秩序ある町づくりはどうなりますか。議会で特別委員会でもこしらえて、国鉄とも協議してやらないとにっちもさっちもいかない。これは十分に頭に入れてお答えをしてもらいたいと思います。

わざわざ歩道をこしらえて通れない状態を放置してある。どうにもようせん。口では秩序ある町づくりを言うが、この点について明快な答弁、委員会をこしらえてやるところまでいかんと解決しないと思います。

同時に信太山、北信太の駅前もそうです。特に北信太駅前では、公社の用地から路上にはみ出しています。なかなか通れないが、これもどうするか。信太山駅前もぼつぼつ出てきてる。だから、国鉄と協議する、交渉とあわせて、道路管理者として一定の場所をつくる。たとえば府中駅前の場合、阪和ストアの前、旧昭栄劇場跡が未だに放置してますね。いつ使用するんですか。あそこについては子供の遊び場、場合によっては自転車置き場になるかもしれません。事業決定をいつするんか。それまではどう使うんか。空き地の処理もあわせて考えてもらいたい。

次は、解放同盟和泉支部助成金と解放センター運営の件でございますが、これについて一つこの際明らかにしておきたいと思いますが、一体、解放同盟という団体に助成金を渡す目的は何か。いままでの聞きましたが、なかなかこれが明快ではない。つまり、いままで聞いておりますと、同和事業もしくは同和行政にプラス、それが市の肩がわり、市がしなければならぬのを運動団体にしてもらったるので組んでますという。条例の目的に従ったきちんとした金額が出せると思いますので、まず目的をはっきりお答え願ひ、次に、目的に従った本年度の助成金2千7百万円の内訳をきちんと報告してもらいたい。報告の点については、再質問を用意しております。

次に、会費については、この団体は定期的に大会を開く団体だと思います。したがって、同盟費なるものに変化があったのかどうか。この7月段階で行われてるんですが、会費のアップ

があったのかどうか。会費のアップがあった場合、助成金はそれに従ってどの程度縮少するのか。基準があるのかどうか。

次は、解放センターの運営であります。これは開設されてまだ日も浅いのですが、どのように使用されているのか。具体的に使用料を払って使ってもらった事例、団体の名前、これをひとつ出してもらいたい。使用の件数と金額をお知らせ願いたい。

過去の3月議会で私がこの問題について質問したとき、第一条の目的に合致した人に貸すんだという。共産党並びに民主団体が、公正民主の同和行政の学習会、決起集会、その他については貸さないというお答えをもらっておりました。

そこでお聞きしますが、この解放センターの運営費並びに解放センター建設費合わせて23億のうち、起債は幾ら、府の貸付金幾ら、この返済する場合、和泉市民1人当たり何ほ払うか、その金額を出してお答えを願いたい。

以上、質問要旨を述べましたが、答弁のいかんによっては再質問したいと思います。

- 議長（坂上國治君） 昼食のため暫時休憩いたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。

午前中の直村議員に対する答弁。

- 財務部長（吉岡昭男君） お答え申し上げます。

直村議員さんの御質問は5点ほどあったと思います。そのうち3、4点を私から、2点を主管課長からお答え申し上げます。第1点目の国有提供等所在市町村助成交付金に関するところでございますが、近年、特に財政需要が増高の一途をたどってる反面、財政力がきわめて貧弱な本市におきまして、過去何回か交付金増額について強く要望してまいっております。市長初め議長さんの御理解、御協力をいただきまして、強力な要請を自治省並びに防衛庁に行っていたところでございます。

その結果と申しますか、49年度には1,953万4千円、50年度2,703万9千円、51年度には5,032万6千円と年々、増額交付を受けてまいっております。しかしながら、市財政の窮迫から考えますと、今後、さらに強く増額に向けて要望していく所存でございます。

第2点目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関するところでございますが、この駐屯地における資産のうち、自衛隊の事務所、兵舎、倉庫、物置等は、交付の対象になっておらないのでございます。将校、妻帯隊員等のいわゆる家族持ちの隊員で、有料で貸し付けている

隊員の住宅とその敷地が交付の対象になっております。今後、これらの件につきましても、基地所在市町村の中で要望してまいっておるところでございますが、法改正の伴うことでございますので、強く改正の要望に向けて努力しております。

それから、固定資産税の一斉調査の件につきましては、増収の見込みは、現在まで2,600万円でございます。何件調査したかでございますが、9月中旬現在で6,410件でございます。

評価の決定につきましては、昨日も申し上げましたとおり、自治省より示された評価基準表により決定しております。また、4千万円程度の家なら何%引きかという御質問でございますが、率で決定しておりません。これはあくまでも評価基準表によりまして算定してまいっております。

それから、公営住宅等の個人の増築等についての評価はどのようにしてるかという御質問でございますが、現時点では課税しておりません。所有権等の問題がからんでまいりますので、早急に府の建築課、市の建築課とも十分協議して解決してまいりたい、かように思う次第でございます。

○ 資産税課長（農端小一君） お答え申し上げます。

最初にお断りいたしますが、同和減免につきまして資料の提出、ちょっと間に合いませんので、数字を申し上げますので、御了承をお願いいたします。地区平米未満の減免金額は22万960円でございます。3分の2減免該当物件として376件、15379,920円。地区外資産で10分の6に該当する物件が85件、1,250,420円、10分の5に該当する物件14件、1,218,380円、10分の3の該当物件2件、233,720円。

以上でございます。

次に、市街化農地のAB農地についてでございますが、51年高実額を申し上げますと、諮問農地いわゆる申請がありました農地が485筆、うち対象農地が371筆でございます。対象しないものは114筆、そのうち御指摘の0.1ヘクタール未満のものに該当したものは28筆で、この税額につきましては、ちょっとまだ資料の手持ちがございませんので、後日報告させていただきますので、御了承をお願いいたします。

○ 21番（直村静二君） 一とおりに固定資産税の分ですが、時間も節約したいと思っておりますが、防衛庁の土地についての法律改正、現在の法律改正のない段階で5,032万円、これをもつと1億とか増額要求してるんかどうかお尋ねしたが、お答えがなかった。

もう一つは防衛庁の官舎。これについては交付金の対象になってない。これを評価基準で見積もつたら何ぼになるか、これの答えもなかったのでお答え願いたい。

○ 財務部長（吉岡昭男君） お答え申し上げます。

ただいまの基地交付金の増額でございますが、本年度におきまして、単純に机上計算すると約5億でございますので、5億という額の増額を要求しております。

○ 21番(直村静二君) 机上の単純な計算で5億、どこへ要求してるんですか。いつの時点で起案してね。

○ 財務部長(吉岡昭男君) これは府の地方課の方へ申し上げております。

○ 21番(直村静二君) 直接、自治省なり、防衛庁へ行っていないの。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

先般、自治省にも参りまして、財務局長あてに公文書でお願いし、あるいは防衛庁施設課に対して増額の要求を申し上げ、あるいは議長の御協力もいただいて議長会でもお願いをしております。市長会の基地問題協議会でも、全国総会でその議は強く要望しております。中央向けにもがんばっております。

○ 21番(直村静二君) その数字的根拠については後で知らせてもらうとして、あと要望としては、来年度の予算編成が始まるし、当市も始まるので、強力な折衝方をいまからやととかんといかん。それで結構です。

見積もり額はわかりませんか。答えがなかった。

○ 資産税課長(農端小一君) お答え申し上げます。

駐とん地部隊の交付金の対象になっていない面積約20万4千平米、それから、家屋につきましては、現在、手元に幾らかという資料の持ち合わせがございませんので、向こうに問い合わせ後日、お答えできますなら、お答えいたします。

ただ、土地につきましては、仮に民有地として税額を算定した場合、約4,500万円になるうかと思います。

○ 21番(直村静二君) 単純に5億、いま言うたような算定の資料も持ってない。これから聞いて数字をつけて出すという。単純にほしいと言うて行ってもあかん。対象になってないのは20万平米、建物はこれだけ、財産目録はこうやとやらんとね。強く要望しておきます。算定した段階で知らしてください。

同和減免については、70平米以下については22万9千円、上に行くほどぼろい。先ほど言ったように、困ってる人を救うという立場から、60坪以下については、一般家屋等は昭和49年から2分の1にしてるでしょう。ふえていく分についてももう少し検討しなければならぬ。資料が手元にないと言うが、3分の2減免が376件、1,537万9千9百円、その点でいわゆる土地の坪数でひとつ同和減免を考えていかないかん。一方でふろ場とかを目的かたきにして取っていく。片方は、70平米以下やったら件数、金額しれてますな、22万9千円で

す。財産がふえてくればくるほど同和減免はよけいあるということでは逆差別です。そういう点では中身の資料、もう少し具体的なデータをいただきたいが、確約できますか。

○ 資産税課長（農端小一君） はい。

○ 21番（直村静二君） 次は、評価基準問題で一つ申し上げたいのは、自治省のやつは先ほどこちよつと指摘しておきましたが、何割引き、何%までとあるんですよ。時間がないから結論的に言いますが、いまの家屋調査のやり方は非常に矛盾が多い。たとえば50坪の家で30年の耐用年数、こういう家は大体評価で2、30万円、税金は5、6千円です。ところが、3坪ほどのハウス、購入価格40万円、20何万の評価で3,800円の税金を取ってる。この耐用年数、50坪の家との関係で矛盾せえへんか。

それと借地借家の関係を見た場合、きょうび、家主は小さいもの建てても容赦しません。ふる場建てたら逆に家賃上げようか。未登記だと、家賃で取られるわ。市の方の評価で取られるわ、この点はどうするか。これはむずかしい問題がありますが、私が言いたいのは、もう少しこの運用面で考えてもらわないかということですよ。

もう少しはつきり言うと、たとえばふるとかが出てくれば、仮に固定資産税が3千円とすると、国民健康保険のところへかかってきます。いまの国保の賦課の中へ入ってくる。ところが、4千万円の家が2千万円の評価をされ、28万円の税金がかかっても、国民健康保険の最高は15万円どまり。だから、上に軽くて下をよけいに取る。これは税金だけやない、国保も関係してくる。しかも、所有権の問題があるということです。その点では、少なくとも何坪ぐらいまではええとかね。公営住宅は取ってない、府営も取ってない、所有権の問題があるからね。増築してる分は何もない。私は、何も取れと言っていない。共産党の直村議員が質問したので、市営も府営住宅の勉強部屋まで取るとなつてほしくない。そんなこと頼んでまへん。頼んでないことまでやってもらつたら、藪つついて蛇出す。わしは何も藪つついてまへん。その点はひとつ頭に置いていただきたい。

固定資産税の自治省の評価基準は余りにひどい、現状に合わんということで、各衛星都市で一定の運用面で枠決めてます。だれが見てもなるほどというやつはしょうがない。民主市政、公平な市政に反する。いまのやり方は確かにひどいと思いますよ。しかも、和泉市は国保でも取られるからね。

大きな家では、中を にしてる、あるいは調度品とか内装とか、実際にもつと調査してるか、そんなのは入つてまへんぜ。厳密に登記されたものと、そうでないもの、そして購入したものか、大工にしてもろうたもんか、その辺のところは運用面でね。私の言いたいのは、一定の基準、内規をこしらえて、無茶やと言われないような、平たく言えば、運用面での緩和を強調し

たい。

さらに最近、分譲にしたかて、建て売りにしても、2分の1の減免で3年間固定資産税を取らない。不動産取得税かて免税でしょう。それなのにいま回ってるのは何事かと言いたい。その辺は考えてもらわんとね。

補助金は削るわ、同和減免は金持ほど安くて、困ってる者からも取るわ、国保にもいく。トラブルが起こりますよ。いつから認定しますね。ブロックの部屋をこしらえた、48年に建てた、さようかと5年分です。38年からやったら、そのときの値段は低い。それからずっときて48年から計算したらうんと安い。そういうことも本人に聞いて、本人は知りまへんからね。実際は古いんやが、新しいと言わんと損や。46年やと言うたらばつと取られるから、2年ほど前に言いましようかと。本人やなく、嫁さんが言ったので、ハンコ取って5年やと。そこは連用面ですらやってももらえるかどうか。まあ、本会議で税金の値切りの話ばかりしたらいかんから言いませんが、余りひどいことはやめなさい。第三者が見てもなるほどと思うように、連用面できちんとしてください。税金の問題はこのぐらいにしておきます。

- 議長(坂上國治君) 次。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

御質問の第2点目の駅前整備についての中で、特に駅前及びその周辺の自転車対策についての御質問であろうと存じます。特に市道府中阪本線の歩道上における自転車の放置状態、このことにつきましては、われわれも歩行者の安全面から放置しないよう願うものでございます。本件につきましては、かねてより駅前周辺を含め警告カードを発行し、速やかにこの処理に当たってるところでございますが、特に府中阪本線の歩道上に放置されている自転車対策についても、近く関係当局と十分打ち合わせをして何らかの対策を講じてまいりたい、かように存ずる次第でございます。

2点目のタクシー乗り場の雨よけと申しますか、設備をしてはどうかという御質問でございます。御承知のとおり、駅前の立地条件上から見まして、現在、タクシー乗り場が非常に変則的な状態にあるわけでございます。これも早期に解決する必要があるわけでございますが、何を言いましても、駅前の立地条件の状態では非常にむずかしい問題がございます。したがいまして、駅前再開発とかいった整備計画の中で抜本的に考えていくべきであろう、かように存ずる次第でございます。

それから、府中四団地建設計画が持たれる中で、特に自転車対策についての特別委員会等を設置してはどうかという御教示でございますが、われわれ事務当局の関係といたしましては、議会に交通公害特別対策委員会、もしくはわれわれの業務を所管いただいております産業衛生

常任委員会の方々とも随時協議をしながら問題解決を図っていきたい、かように考えてる次第でございます。

以上でございます。

○ 21番(直村静二君) 市長ね、いまの答弁を聞いてると、それでしかしょうがないんですかな。一向にさっき私が指摘したパチンコ屋横の歩道上の自転車放置がおさまる気がしまへん。先ほどの休憩時間に私、行ってきました。やはり26、7台あります。これは私、聞いておきたいのは、どうすれば撤去できるか、それをひとつお答えください。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

正直言いまして、この問題については、これまでから非常に悩んでるところでございます。実は、この問題も含めまして北信太、信太山、これも非常に自転車がふえてきているという状態の中で、一定の法律の適用によりまして、放置自転車は何らかの形で撤去していく。しかも、市民の方々にも、そういう道路上、公共施設のところに放置しないようにしていただくということも考え合わせながら、いま、抜本的な対策を考えているところでございます。もうしばらく時間を借していただきたいと思えます。

○ 21番(直村静二君) この答えが私にはわからない。たとえばパチンコ屋の歩道に自転車があつて通行人が困ってる。道路管理者が確認して放置したらいかんと看板をあげる。2日ほどしてまだ置いたる。私、聞くところによると、市の職員が朝6時ごろ行つたらしい。看板立つてるところは置かなんだらしい。しかし、そういうところへ置いたときに、何日までに撤去します、といつてあかん場合、撤去する権限は警察にもあると思う。われわれ民間人は勝手に撤去できまへんがね。警察が撤去して警察署に置いたる。もらいに行くと、これからだめですよ、と始末書を取つて返す。2回目はあかんぞ、簡単なことです。その人らの特権じやないでしょう、歩道上に自転車を置くことはね。しかも、忠告を与えても放置してあるのを何もようせんねんやつたら、僕は何もでけへんと言うんですわ。交通公害課長と会うたときに、簡単と違うかと、市の職員が撤去せんでもええ、警察が撤去して始末書を取つたらええ。こつちへ来るかもしれまへんぜ。しかし、少なくとも信号のある駅のところは確保する、それはできんことではないと思う。協議します、待つてください、なつてないと思えます。その点産衛部長、どうかな。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) さらに詳しく申し上げますが、実は先ほど、いろいろ検討対処しているということにつきましては、事実、取り組んでるわけでございます。たとえば不法自転車の撤去対策要領というものについても、警察当局と協議を重ね、このままの状態ではふえるばかりです。お説のとおり、自転車を引き揚げても、取りに来られるのはほんの1、2%

という現状でございます。したがって、そういう忠告、始末書というのも効果もあろうかと思いますが、抜本的に公共施設の道路上に自転車を放置しないような放策をできるだけとつていかんと解決はしがたいと、いまも考えてるわけです。そういう考え方におきまして、警察当局とも十分協議して、議会の皆さん方とも協議してやっているとところでございます。

- 21番(直村静二君) そういうことがなっていないと言います。私が始末書と言ったのは、むしろ取りに行く者がなければそれだけきれいになりますわな、逆にね。個人の所有物やから警察としては没収はできんから、取りに来る人には始末書を取って、今後したらあかん、と言って返しなさいと。そんなことしたかて1、2%しか取りに来ない、それだけちやんと処理できてきれいになる。それをひとつはつきりしとかないかん。

市は道路管理者で、道路上に物を置いたらあかんことははつきりしてる。そこで、私が質問したことをもう少し頭に入れてほしい。私は、パチンコ横のことを言ってるのに、それが全体のことにくから時間がかかるしめられる。私は、手荷物、小荷物のあの横については触れてません。あれは先ほど答弁があつて別の問題で質問してますが、横のやつはあかん。道路管理者として確認して、看板あげて撤去しますと。一定の日がたつたら警察に持って行く。それで始末ができる。その自転車はこつちへ回ってくるかもしれませんが、少なくとも、子供の手を引いていくお母さん方には歩道を確保してやらんと人道上的問題と違うか。市長、ひとつこれを念頭に置いてやつてもらわんとね。こういうことを言うとき自転車の所有者からきられる場合が多い。しかし、これはできるという確信を持っています。しなければならぬ。

ある職員は、それをやると苦情が来てかなわんと言います。市民に怒られるかもしれませんが、その辺は厳正なる態度をとつてほしい。私はその人にも言ってるんですよ、市に責任はない、市と違う、自転車持って行つたのは警察やと。市は道路管理者としての確認をただけです。だから、市民から怒られたらかなわんと、こんな姿勢で秩序ある町づくり、危険なところをきれいにしていくことができるかいな。市長、これははつきりしてもらわんと困る。やつてくれますな。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 先ほどから申し上げておりますように、これに取り組んでまいりる方向でいろいろ検討を加えておりますので、決して市民の苦情がどうやから取り組まないという意味で御説明申し上げておるものではございませんので、その辺ひとつお許しをいただきたいと思ひます。

- 21番(直村静二君) 一般質問に対する答えですから、何もかも議員の言うことを聞いておられないかもしれませんが、分譲、府中4団地360戸ふえてきます。何年後か知りませんが、増加の対象になります。国鉄の貨物駅問題にしても、何百台の処理という自信もない、2



3百台がせいぜいじゃないですか。また、ふえてきます。それをどうするか。さらに、阪和ストアの前の公社の空地、これをそうせよとは言いませんが、市民の目が向いてくる。駅前の自転車についていろいろ要望が出て、場所ありません、あそこが空いてるじゃないかという指摘がね。市長、ようせんのかとね。市長、あなたのお店もあの近所にあるから、その内容、関係も知つとるから、ほんまに早く抜本的な具体策をやらんとあかん。毎回、各議員から駅前整備が出ますが、のりくり言うだけで終わってしまう。

市長、どうですか、いまの返答。開発でふえてくるが、場所がない。貨物駅が廃止になっても何百台か見当つかん。その場合どうするか。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどから産衛部長がお答えしておりますとおり、非常に頭の痛い問題でございます。しかも、御指摘のように、今後もふえていく見通しがあります。非常にしんどい問題ですが、府中貨物駅の廃止に伴う跡地について何とか処理をお願いしていきたい。

今後の社会増に伴う見通しも頭が痛うございます。御指摘のとおりでございます。所管の委員会とも十分相談しながら対処していきたい、このように存じます。

- 21番（直村静二君） あなたは山手の市長と違うから、この点はもう少しわかるんじゃないかと思つて聞いている。これは大変急ぎますよ。阪和ストアの前の空き地かて利用方法を考えないと、市民からの要求がきた場合、何に使うんかというね。西の町会の遊び場にせよと言つてゐるが、使わない。高い利子払つてほつとくのかとやられます。そう悠長に構えてられない問題になつてゐるかと思つます。十分頭に入れてもらいたいと思つます。

駅前のタクシー乗り場の件ですが、ほんの日よけ、雨よけでいいんじゃないかと思つます。過日、私も見ましたが、雨の日には非常に危険です。そういう点も考えて、タクシー何社かあるからしれてます。やはり車が憎いか、駅が憎いか知りまへんが、市民たる者が交通の便として利用する場合、事故が起こつたらいかんという人命尊重の立場から考えてもらわないかん。足もつけてどうのこうのじゃなく、簡単なもの、日よけですね。これは産衛の方でできると思つうが、前にそういう要望があつたとき、他の業者の意見もあるからやめや、というお答えももろうてますが、これはどうですか。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、現在のタクシー乗り場の立地は非常に変則的な、右側から乗るといふ条件の中にあります。いまお説の日よけと申しますか、そういうものも必要かとは存じますが、やはり駅前整備の中で、まず、変則的な形でタクシーに乗るといふことから直すべきだと考えております。したがつて、一定の駅前整備等の中でそういうことも解決していきたい、かように思つます。

○ 21番(直村静二君) この答弁では、いつなるんやということです。ちょっとそれもなつてないな。市長、一遍産衛部長をかえないかね、これでは進まんよ。もつと真剣にやつてもらわんと、こんな通り一遍の答弁、気に入らへん。市長、後でよく検討してもらいたい。時間がないので次に進みます。

○ 議長(坂上國治君) 次。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) お答えいたします。

まず、解放同盟の和泉支部に対する助成金の問題でございますが、同和問題を解決することは、行政の目的の中では当然、完全解放するというところでございます。その基本になるのは、毎回の議会でも申し上げておりますが、憲法、国、府の答申、それらを受けて各行政管区別に要綱をつくってやっております。特に御質問の支部助成金の目的についてでございますが、国の責務を追究する、あるいは国に対する要求とも相まち、地元における住民の権利意識の中から生まれる諸要求、これらについての学習、自主解放の意欲向上等々は非常に大事だと考えます。

しかも、本市の同和行政は、完全解放を目指すこれら団体の力強い運動によって前進してきたと考えます。したがって、同和行政の推進は、何におきましても、地区住民の意向と主体性を特に尊重しなければならない。そのためには解放運動の団体との協力、連携を深めるわけですが、市の行政とのつながりを一層円滑化し、それらの活動に対して助成を行う、あるいは財政上の特別な配慮をするということでわれわれは対処してまいります。

なお、執行の内容でございますが、一応、執行の形式としては、和泉市市費単独補助金交付事務取扱規程に基づいて処理しております。

その助成金の内容でございますが、毎度議会でも御説明申し上げておりますけれども、支部の全体的な事務局費としてのあらゆる経費あるいは支部行事費、これは各種要求組合、支部員1,200名、計5,000人になんなんとする要求組合を抱えている支部の地区内での学習、活動等の行事費あるいは全国行事、毎年、国民中央行動とか、中央政府交渉に参加する費用の実費でございます。また、府段階での行事あるいは泉州ブロックでの学習等も含めた行事、その他従来全体的に組まれておりました婦人部、青年部関係、これらは支部行事から全国、府連、泉州関係での婦人部、青年部としての各活動、学習会議がございます。その他支部の教宣関係では、部落の歴史とか資料収集あるいは教宣=ニュース等々の発行に必要な経費をみてるわけでございます。

なお、支部の運営に関する経費というのは、支部の助成金だけで運営しているわけではございません。それ以外に支部費とか、その他の費用をもって運営されております。市助成金につ

きましては、毎年、申請の内容について十分精査し、先ほどの交付規程に基づいて助成しているということでございます。

なお、会費等支部費が上がってるんじゃないか、あるいはそれらのアップによる助成金の増減はどうかという御質問もございましたが、会費の増額についてはお聞きはしておりますが、われわれ行政としての助成金の範ちゆうで対処しておりますので、これらの支部費が上がったから増減するということは、いまのところ考えてないということでございます。

- 21番(直村静二君) 2,700万円の内訳を言うてください。事務費、運動費とかに分けてね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 金額的に、事務費として558万2千円。支部行事費として560万7,400円、全国行事費で712万8千円、府連行事費139万1千円、泉州行事費63万6千円。先ほど申し上げました組織関係の婦人部で132万8,600円、青年部75万3,200円。教宣関係は457万3,800円でございます。
- 21番(直村静二君) お尋ねしますが、昨年の4月12日、解放同盟は泉南市の行政闘争、6月1日、がんばれ上田、直村、四区の衆議院御補者社会党公認の応援、8月5日-7日、原水禁全国大会、7月6日、秋季闘争勝利大阪集会、春闘教宣 春闘勝利 8万円最低賃金改定阻止大阪集会、関西マネージ和泉地区闘争、ゼネラル石油闘争、闘争、こういうふうなのは解放運動と関係ありますか。これに市の金を使ってよろしいのか。この点の見解。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 御質問の内容につきましては、先ほど申し上げました全体の支部活動費の中で、市の助成金に係る以外の支出については、市としてどうこう言うことはできないと思っております。あくまでも、直村議員さんがよく言われる自主運営の団体でございますので、われわれの交付しておる範ちゆうの中での支出は申請も受け、内容もチェックしているということでございます。
- 21番(直村静二君) こういう助成金でそういう政治闘争、訴訟闘争をしている。私は、やったらいかんとは言えない。しかし、和泉市から金もろうてる団体がこういうことをしたら地方自治法に触れてるんですよ。訴訟、労働運動、ストライキでしょう。ゼネラル石油にしても、まだほかにもありますよ。だから、こういう団体に金を出せば、市民に説明する場合、市はどうしますね。出す義務があるからとなれば、一党一派に偏して金を出していることになります。市民の税金で訴訟を応援することになります。市民の税金でストライキの打ち合わせをやるんですか。いまの答弁では、そんなもん知らん。とにかく申請の出た分を出す。精査検討するのに、こんなものは対象に入らんのですか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 具体的にいままでは、われわれの申請の段階にそういう例は出てきておりません。現在までは、精査検討された結果でございます。

○ 21番（直村静二君） 申請の段階で出てこない、こんなもん出して金取れない。これには執行委員や役員が出てますよ。また、3月に入ったら税金の申告のやつもやってますよ。申告をふやす方かも知れませんがね。その事務所に市民の税金が出てる。非常勤の市の職員ですか、そういう人もタッチしてるはずですよ。だから、何を精査検討してますね。市長は、この税金の使い方について責任を持たされてますわな。こういう事例が精査検討の対象になってない。市民に、ああいうところへ金を出してるのか、となりますよ。市長、どうですか。あなたも政党の一員だったのでよくわかってるでしょう。

○ 市長（池田忠雄君） お答えいたします。

先ほどから同対部長がお答えをしておりますとおり、これは部落解放同盟和泉支部が、同対審の精神、特別措置法の精神にのっとりいろいろ自主解放に向けての努力をされてる団体ということで支部助成をしております。その中身については、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、一つの民主的な団体である以上、大きな使命を背負って活動してる半面、それぞれ会費を集めて運動してる団体でございます。それが即、支部助成金の中でそうした運営をしている団体とは考えられない。会費を集めているんな運動をする中で、そうした問題が消化されているんじゃないかと推測されます。

したがって、行政としては、いろいろ自主解放に向けての同和问题解決の諸活動に対しての支部助成金は支出しております。他のことについては、私も初耳でございますが、恐らく会費を集めてそれぞれまた活動もされてるわけでございますので、そういうことの中で消化されているんじゃないかと推測しております。一度よく検討いたします。

○ 21番（直村静二君） 言っときますが、いままでの答弁では、地域の団体と提携して同和行政の確立及びその意識の発展、いまの答弁では、市がせないかんことをやってもらってる、PR関係等でね。そういうことを出しておったという。しかし、内容は系統的で一貫してる。訴訟にしてもゼネラル闘争でもね。労働運動で行く場合、日本社会党一党支持なんです。私の後の質問の解放会館の運営、この借りた団体に市民共闘会議が入ってるはずですよ。その場合、これはあめやもちやわからんです。市としては、この分とこの分は出してますと、会計分離してはつきりしなさい。

民主団体はこんなことしてまへんぜ。精査検討には出てこない。部落差別の対象については、社会的差別、あわせて搾取の解放が出てます。労働運動にかかわります。労働運動しつかりやってもらうんだと。同和の部落解放の運動と労働運動は一緒や、同一にやらないかんという綱

領を今度つくった。パンフに載ってますよ。そこまで金渡すのか。市が出すのは公金です。市政上、この問題とこの問題は必要だということで出すんじゃないかなったんですか。労働運動をやってもら、ゼネラルや関西マネージにストやってもらうためにね。一方では抑えてる。電話の交換手の問題が出てくるが、片方はやめるな、それに市の金を使ってます。そんな矛盾したことがあると言ってるんです。

市長、この点は意見にとどめておきますが、よく考えんとあきまへん。これこそ、あんたが言う民主市政がじゃじゃ漏れですよ。

9月3日に解放センターで講演したことを聞きました。大変苦勞された発言をしています。接近してるかのような、離れてるかのような感じもしました。しかし、いまの問題について明快に答えられないということは、こういう運動とチャンポンにやっておつては、市政がひん曲がつてるということです。

次の解放センターの使用料金、金払った団体の名前を挙げてください。

○議長（坂上國治君） 次。

○解放総合センター所長（萩本啓介君） 使用状況について御報告申し上げます。

5月16日以来現在まで、有料の団体といたしましては、和泉青年会議所が使用した分1件でございます。金額は、16万5,700円となっております。

○21番（直村静二君） 無料の団体、日教的にどんな団体がどのぐらい。

○解放総合センター所長（萩本啓介君） 団体の使用といたしましては毎日3、4件、各種施設に分かれてやっておりますので、相当膨大になります。それについては、いま手元に資料がございません。有料分だけです。

○21番（直村静二君） 同対審の共闘会議はやりましたか、やっていますか。

○解放総合センター所長（萩本啓介君） 私どもの場合、たとえば乳解研、進保協同推協とかの団体に1年間使用許可処分という形で事務室を使用させているということもございまして、その中でやられる場合、私どもは把握できないことになります。センターの総合事務局の方に正式に規則に基づく申請書が上がる場合、その分の内容は把握できるということになります。

○21番（直村静二君） 議長、時間の関係もありますので、私、その資料を見せてもらいます。府民共闘会議、市民共闘会議とか、いろんな名前、組合関係もあるとかとなると、使用料金問題もありますから。

最後に、この信太山の監視塔の落成式はいつやりますね。

○解放総合センター所長（萩本啓介君） 今月28日でございます。

○21番（直村静二君） これは第一条の目的に該当してるわけですか。

○ 解放総合センター所長（萩本啓介君） 私どもは規則をつくっております、規則の中に一般的に申し上げますと、条例に該当するものと、それ以外にああいう施設になりますと、条例とは無関係な一般的な申し入れ、目的外使用というのが出てまいります。そのことについては、規則の中で使用料の減免という問題が出てまいり、その中で公用使用の場合、一定の減免をするという形で処理しております。

○ 21番（直村静二君） 具体的には、信太山の航空監視塔落成のための分は使用料を取るわけですな。

○ 解放総合センター所長（萩本啓介君） 大阪航空局ということで公用として扱っております。

○ 21番（直村静二君） 市長、第二市民会館としての解放センターに、そうやって運輸省の航空局は解放の目的に沿ってない、目的外使用でしょう。そして、公用ということで減免となっている。もっと使いたい人もあるから、第二市民会館としてこの際、解放するというような検討を始めてはどうですか。

○ 市長（池田忠雄君） 前々から直村議員さん、この使用については詳しく申し上げてますな。その中で設置目的、条例、規則に照らし合わせて御使用いただく。市民合意の場として、そうした目的に沿って幅広くお使いいただく、こういうふうに申し上げてまいっております。幅広く目的外使用の場合もいろいろ検討させていただくこともございます。

ただ、設置目的がございますので、市民会館と同じような利用というわけにもいかない、この辺だけは御理解いただいていることだと存じます。

○ 21番（直村静二君） 現実においてぶち当たるわけですか。

あと答弁漏れしてますな、解放センターの2.8億のうち起債何ば。

○ 財務部次長（麻生和義君） 最後の答弁を申し上げます。

解放センターの事業に要しました政府起債は、7億7,930万円でございます。それから、大阪府の貸付金につきましては、4億5,940万円となっております。合計して、いわゆる起債として借りましたものが、12億3,800万円でございます。

それと、市民1人当たりの額ということでございますが、いわゆる政府資金の市民1人当たりでは、8月末人口を参考にして計算いたしますと、6,366円となるわけでございます。

○ 21番（直村静二君） これは、私の方は使わせてくれへんねんやから、私ども9,700人は、1人6,360円引いてもらわないかん、というほど怒ってる。

意見を言うときます。固定資産税は、内容を見ると非常にアンバランスで、いかに池田市政が福祉を言うても実際は徴税を強化している。運営面で血も涙もないと市民は受け取っておりますので、運用を緩和すべきだと言っておきます。

駅前についても、秩序ある開発などと言いながら、実際は手を打ってない。さらに、パチンコ屋横の問題については、余りにも一般論化してあいまいにしようとしているが、それは困る。事故が起こった場合どうするのか。直ちに実施できる問題です。あとの問題は詳細な検討をしなければならぬが、本当の町づくりはなっていない。

3番目は、依然として解放同盟に対する公金の支出は不明朗だ。明確な基準はない。解放センターに対する市民の批判もごぞいます。実際、同和地区住民だって遠過ぎる。年寄りから相当苦情もあります。第二市民会館としてうんと開放していく中で市民的な合意は得られるというのをあえて申し上げておきます。

3つを通じて、いまの池田市長初め理事者の答弁は、まだまだ市民本意になってないということをお願いして私の質問を終わりますが、資料関係は後でいただきます。

終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次に1番、寺田茂君。

○ 1番（寺田茂君） 発言通告にありますように大きな観点で財政問題と提起しながら、一、二、三と分けておりますが、すべて財政問題に焦点が合うということで私、財政問題と大きく提起させてもらいました。こういう順序でまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、私たち当議員団が、ことしの52年度予算に当たって基本政策3点、個別要求63点を市当局に出しました。このときの基本政策の中で、52年度から53年度の財政危機を憂い、私たちがこういう3つに分けてあります。まず、私が第1番で聞こうとする財政危機に対する考え方、これは同和対策特別措置法の民主的改正を国に迫る。それから、超過負担になる同和事業は返上しなさい。そして、現在予算化されてるものについても再検討の必要がある。

3つ目に、国に対し超過負担の解消、交付税問題、こういうふうに出しました。

4つ目には、開発行為についての市財政に在迫になるものについては一定の規制をする。これが一つは、財政問題での基本政策を講じたらいけないのではないか。また、いまこういうふうには当然市としてやるべきではないかという論点の上に立つて財源問題について出しました。

それから私、2番目には、同和施設の維持費の問題、また、格差の問題というふうにごこで出してありますが、これについても基本政策で、一般施策と比べて2倍、3倍の不当な同和事業計画は変更しなさいと出しています。建物について云々というよりも、今後、こういう建物が建つと、後で維持費などで和泉市が大きな財政の困難を来しますよ、ということも書いてます。

2つ目に、その一連の問題として、同和関係の人件費、維持費の見直し、いま出た団体助成金、これを提起しながら、以上の実行のために市民合意の公正な同和行政、その対策審議会をつくりなさい、と出しています。

このように私たちが出した要望書の3点、後で出てきます住民要望にこたえる問題でこう書いてある。市民生活を守り、特に弱者については、市は救済を主眼に置きながら市民サービスをやりなさいと。もちろん教育の中立の問題、地場産業の振興問題、自衛隊基地の先ほど出た問題、こういうふうに3つに分けて基本政策を出しました。

これをいま、私たちがなぜ強調するかというと、53年度を見まして、本当に財政問題からいろんな問題が行き詰まる、破綻するのではないか。だから、ここに党が述べております基本政策を披歴しながら財政問題から質問していきたい、こう思うわけです。

この中で私、まず第1に聞きたいのは、ことし52年度予算のときにもちよつと聞き、それから、8月の臨時会が終わった時点でかなりの増額、部分的に上げておりますが、相当な増額が出て、いよいよ53年度は、本当にどうにもならないところに来たことも事実です。

それに対して市長は、私にも答弁しました。未曾有の財政危機だ。自主再建で切り抜ける。そのためには超過負担の解消などを国に訴える。同和事業の10条規定の拡大を自分が先頭に立てやる。これは議会でも言われました。だから、きょうの私の質問の内容は、すべてまず市長にお答え願いたい。数字などについては原課から出てくるかもわかりませんが、第1番目は、いまの超過負担の10条規定の拡大などの進行状況はどうか。

第2番目に、こういうものを前提に置きながら、52年度予算から見た現在の財政問題、数字を言ってくるとしたら公債費比率の問題、起債、債務負担の問題、超過負担の問題、開発の問題、雑入、これらの数字をいただく中で、これらについて見解も申し上げていきたい、こういうふうに思います。まず、第一点の財政危機に対する基本方針をここで述べてもらいたい。

それから、第二点の同和施策等の維持費の問題、いま解放センターの問題も出ましたが、私は特に財政危機の中で、同和地区にある現在の主たる施設、これをちよつと言いますから、こういう形で比較をしていきたい。老人解放センター、身体障害者福祉会館、診療所、共同浴場、解放センター、隣保館、幸青少年会館、若干抜ける面もありますが、これらが同和地区内の施設というふうに思いますが、ひとつ念頭に置いていただきたい。

それと一般の施設、市民体育館、市民会館、青年の家、勤労青少年ホーム、これぐらいが一般の主に頭の中に出てくる問題ではないか。これを披歴しながら、一つは、今後の財政問題を見通す中でやっていきたい。

参考に申し上げますと、先ほど申し上げました地区内の施設運営費、この人件費を見ると、ことしの場合で約2億7千万円が同和地区内の人件費、これに対する職員の数は94名、私の資料なんでもし、専門の方で若干違うというところがあれば御辛抱願いたい。それから一般の施設、これは人件費が4,212万円で14名、こういう比較を他方で出して私の質問を続けて



いきたい。

あと残ってる問題、同和地区で6、一般で4つ出しましたが、こういう格差の問題。それから、同和保育園と一般保育園、和泉市内21園の中で同和園と言われるのが5園、ここで1つ聞きたいのは、いろいろ資料では出てくると思うんですが、一般財源がこの同和5園に対して4億円かかるんです。16園の一般園と申しますか、そこには3億4千万円、5園と16園を比較して、この5園の方が一般財源がはるかに多く使われている。53年度を迎えて、市長はこの点をどうするのか。後でまた逐一質問しますが、恐らく公債費、超過負担、これらはもうどうにもならないところにきとるのではないかと考えます。

それを2番目に申し上げて、次には、このような一般市民から不公正な行政の中で逆差別ではないかと言われる中で、果たして住民要にどう対処したかという、私たちは52年度予算に対する要望書を改めて見たんですが、ほとんどこれは僕たちが考えてるんじゃない、住民から聞いたもの63点出したんですが、2年前までは、若干この中でも実現できてたのが、今回は、ほとんどないというのが現実なんです。だから、この住民要望を今後、このような形で据え置きにしながら、片方で同和行政に格差のあるような一般財源を使っている。これについて、腹のすわった見解をお聞きしたい。

恐らくいま、この議案の中でも請願が出てきてます。教育予算の増額とか、身障者、精薄児に対する見舞金、祝い金問題が出てきてるわけです。こういうものが出てくるというのは、いまの部分的な問題じゃなく、行政の一つの不満、やってくれないから請願として出し、議会で何とか行政の遅れをただす、こういう問題だと考えます。

また半面、市長が就任されてから、部分的には公共料金の2年連続値上げがありました。そして、ことしは補助金などの削減、今回の一般質問で出ている固定資産税の特徴の問題、そして、水道料金の値上げ案が出されてきている。こういう問題を抱えながら、本当に全市民を考えた政策を進めることについて、市長はどう腹を据えられているか、この点をお聞きしたい。

私たちはこの要望の中でいま、特に頭に置いてもらいたいのは、やはり府がやった無認可保育園の保育料を和泉市は出してない。また、生活のつなぎ資金にしても議会でもいろいろ取り上げてきたが、市独自で何一つ対処しない。

最後に、これはあるところで簡易舗装、生活舗装の問題について、何か懇談会というか、そんなものが出てます。私は質問する気持はなかったのですが、懇談会の中で建設委員会の中で出てる問題を、いかにもそのまま決まったような形で報道されてるんです。だから、私はここで再度お聞きし、住民の要望にこたえてどうやっていくか、この点を3点目に挙げておるわけです。

全体の質問の関連性はございますが、ややこしくなつて、私の言うことが皆さんに理解を得られないことがあつたら困りますので、財政危機に対する基本方針を1つ、それから同和施策の問題、それから住民要望、この3つを区切って質問し答弁を得たい、こうお願いし、答弁のいかんで再度お願いするというので、趣旨の説明を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 寺田議員さんの3点にわたる御質問をいただきましたが、関連があると思いますので、私は基本的な見解だけを申し上げ、あとの細部につきましては担当の部長からお答えさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、和泉市だけではなく、非常に全国的な財政危機でございます。その中で和泉市も例外ではなく、非常に厳しい内容で、議会の皆さん方の御協力、御理解をいただいておりますことを、まづもって御礼申し上げる次第でございます。

何とかして自主的な再建を講じてまいりたい。そのためにあらゆる努力をいたしております。国に対しましても、やはり6条、7条、10条規定の拡大を通じて、何とか超過負担の解消と公債費比率を改善していく、交付税に算定する努力、これは市長会の中にあつて鋭意、国に対して迫っておる過程でございます。ひとつ御理解と御協力を賜りたい、このように存じます。

なお、超過負担の解消も国に迫っていくとともに、あらゆる冗費の節減、自主財源の確保、臨時的な収入増についても確保を図ってまいりたい。経常収支比率の改善にも努力したい。

こうしたことで懸命に財政危機に対しまして、何とかみずからの努力なり、いろいろ皆様方の御協力をいただいているわけでございます。挙げて自主的な再建ということで、こうした諸施策を通じて財政危機を何とか克服したいと現在、全職員打つて一丸となつて努力いたしておるわけでございまして、こうした中で、人事問題でも対応してまいっております。いろいろ御指摘をいただき恐縮でございます。いろんな諸点について、行政なりに対応させていただいてまいっております。今後とも一層がんばっていきたいと思いますので御協力のほどをお願い申し上げます、御答弁にかえたいと思います。あと細部は担当部長からお答えいたします。

○ 1番（寺田茂君） いま、市長が議会の中で、同和行政の最重点施策として進めてきた超過負担の解消、10条規定の拡大、いまも聞いたとおり、今後、先頭に立つか立たんかは別として、一生懸命やりたいという。あれから何らうなずけるような段階ではないと思うんです。先ほど私が言ったように、同和行政の施設にしても、皆さんの理解を得られないような2倍、3倍の建物を建てはつた。いま、国へ行つたらこう言われるのと違うか、和泉市はあの解放センター建てるのに何千万円かの補助、その辺が基準になつてる。あなた方、勝手に大きなものを建てて、いまさら起債を何とかせよ、と勝手なこと言うな、と一喝言われるのと違いますか、

そんな気がする。国は、そんな甘いもんなかろうと思うんです。僕が心配するのは、53年度の予算編成をする中で、市長の言われるのは延々と続くものだろうと思います。あなたの考へては早急にかんでしょう。私の質問に対して本当の答えにならない。私もええかつこうしてない。あなたもええかつこうせんと国へ行つた話、どうですか。直村議員が言われたように、あなたの講演、私も若干聞きました。いけるような、いけんような、何や知らんややこしい。私の前ではそない言うが、実際自信ありますか。

○ 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、何度も御質問があり、御答弁しております。国に対して制度の改善を迫る1つの運動でございます。これは非常にむずかしい問題でございます。しかし、むずかしくとも、いまの法規からくる、こうした同和行政をやれという国の指示、それを地方自治体がまともにやると大きな超過負担を抱える実態、これはやはり国に対して改善を迫って当然ですし、また、一市だけでは力が足りない。全国市長会ともどもにこの運動を起こしていこうということで取り組んでる問題でございます。早急に結論の出る問題ではございませんが、懸命に取り組んでまいりたい決意でやっておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 1番（寺田茂君） 市長さんとこんな問題で何遍言うたかていかんと思う。ただね市長さん、国へ行ったら、そんな甘い言葉で言ってくれませんよ。僕らでも国会へ行つたことがあるが、なかなか1つの地方の市長ぐらいで、そんな簡単にいかん問題がたくさんある。いま聞くと、全部やってきたことを国にお願いする、拡大してもらう。先ほど共産党議員団の基本政策の中で言ったように、もちろん国にお願いする、これもよろしい。しかし、和泉市独自の自主性の中でどう解決するかというものがなかつたら解決しない。

あなたは見てくれたと思います。このとおりやったら、完全にうまいことなってます。見てくれてない証拠や。だから、いまのような答弁が出る。国や上へばつかり向かんと、ひとつ和泉市でどうするんだという、財政問題で53年度を踏まえて腹を据えた形でやらないと大変だと思います。市長も後で出てくる財政問題については全部のみ込んでのことだと思ふ。のみ込んでなくて、そんなこと言うたんやら大変やと思ふ。財政問題を全部のみ込んでると思ふので、担当部の方からお答えされるんですか、そこではつきりしますわ。どこが答えてくれますか。

○ 財務部次長（麻生和義君） 2番目の数字的なこととございますが、公債費比率、超過負担、それから、起債等についてお答え申し上げます。

公債費比率は、当該年度を含む過去3カ年ということになっておりますので、52年度末で、50、51、52年度3カ年で17.3になる見込みでございます。従前はもつと高い公債費比

率を申し上げ、御理解願っておったところでございますが、今般、国の方では、いわゆる地方交付税に算入した清掃費及び義務教育施設整備事業関係の起債の元利償還金については、公債費比率の計算の際に差し引くといった新しい制度が示されてまいりました。そういった制度で計算をやり直しますと、52年度末で17.3になる見込みでございます。

それから、52年の超過負担でございますが、52年度の予算に基づきます超過負担と申しますなら、9億6,554万6千円でございます。これが超過負担でございます。この内容につきましては、義務教育施設から保育所の運営費、農業委員会の関係、国保、年金等々、いわゆる国庫補助の対象になってる諸施策の超過負担でございます。

起債現在高見込みですが、現計予算すべてを消化して、事業等が完了して借入れが全部終わった段階では、21.3億になる見込みでございます。

雑入につきましては、5月20日に専決させていただいてますが、その後、8月の臨時会で諸収入の関係を補正させていただいております。その段階では、いわゆる雑入という目で予算を計上いたしておりますのが、23億9,680万8千円でございます。

○ 1番(寺田茂君) これは数字の問題なんで余り詳しく質問する必要がないので、また後で資料が出たら一番いいんです。ただ、最初の公債費の問題、いま聞くと、3年度の50年度から52年度末で17.3とお答えがあつたんです。当初のときには当年度19.8%。そして、この間の補正で公債費19億8,000万円ほど、補正の中で1億ほどかかって出てきてる。だから、単年度比率は相当なものになるんでしょう。

○ 財務部次長(麻生和義君) お答え申し上げます。

公債費比率というのは、起債の残高には計算上、直接影響のないものでございまして、いわゆる標準財政規模に対して、その年度の長期債の元利償還金に要する一般財源がどれだけ占めるかという算式でございまして、その算式の中に今回、交付税に算入した清掃費と義務教育費の関係を差し引くということで、そういった数字になるわけでございます。

○ 1番(寺田茂君) 計算上、予算上で、私らから見ると実際は公債費が19億、20億になんなんとしている。いま聞くと、長期債の問題やから公債費比率に入りません、そのとおりなんです。しかし、長期債であろうが、何であろうが、起債に変わりない。また、和泉市の借金であることには変わりないんです。帳ずりの問題だけで、現実的な話をせんとね。帳ずりからいくと、赤字再建団体に仮に入りかけても、何でもごまかせばいける。実際の問題でどうするのかということを披瀝してもらわんといかん。

それと起債。ことし春に聞いたときには、大体52年度で210億ぐらいだろう、209億かというやつを、いや210億です、と聞いた。

それをいま聞くと、8月時点で213億、この2-3億の差、起債はものが建つんやからしょうがないが、こういう見通しがなかったのかね。2、3億の差というのはごついですよ。その見通しの中で8月末で213億、4月は210億、こんなことで2、3億はどうなってるのか。長い答弁は要らん、ちょっと。

○ 財務部次長(麻生和義君) 時期によって数字の違いがあるということですが、その件につきましては、当初予算では縁故資金、起債の中には政府資金と縁故資金があるわけです。縁故資金というのは、いわゆる社債に準ずるものでございます。そういった社債については、発行するときに長期債ということが、われわれは15年、20年物を発行したいのですが、市場では、そういったものは商品として出回りませんので、一応、7年とか10年となっております。期限が来た段階でもう1度まきかえができるということになっておりまして、一応、償還の見込みで当初予算は発足したわけですが、いろいろ事情を参酌して、先方との交渉の中でもう10年間、借りがえが行われたということで、残高がそういったものになってくるわけでございます。

○ 1番(寺田茂君) なかなかわかりにくい問題ですが、こういうところに乗っかってくる。数字の問題なので余り聞く必要はないんですが、市長に聞いてもらいたいのは、すべての問題が上積みしてきている。だから、53年度は大変ですよと言うのです。抜本的にどうですかという聞き方をしているんです。

それから債務負担。51年度以前に115億2千万ぐらいありまして、それで51年度で35億ぐらい支払い、残高79億6千万円、約80億。これね、一般質問で私もやりますが、確かに聞いたんびにふえてます。違いますか。いま80億の残、こういう問題を私、市長にいうんと頭に入れてほしいということです。これについてやりとりする必要はない。聞いたんびにふえてくるという問題ね。

それから超過負担。後で出ますが、9億余については、同和の運営費の中での問題と関連性があるので、次に回したいと思います。

それと最後に、財政の関係で雑入が見込まれてますが、どれだけ現実に入ったんですが、からはどれだけですか。

○ 財務部次長(麻生和義君) 現時点での雑入、例の5月20日に専決処分させていただきました51年度末の赤字相当分は、すでに御案内のとおり、計上した分がいまのところ未確定でございます。たしか6億9,500万円だったかと思います。

○ 1番(寺田茂君) あとたくさん組んではりますな。いま9月、52年度中にどんなものが入ってくるんですか。入ってこなんだから財政バンク、見込んで入れたんでしょう。財政は、基

本的には初めから崩壊ですな。あと何か入ることになってるんですか。入らんかったら、何かへつるんですか。この点どうですか。

○ 財務部次長（麻生和義君） 雑入といった性格の節でございますので、いわゆる歳入の各科目以外、正規の科目と言えは語弊がありますが、いろいろ国庫、府の補助金とか、科目に分類しないその他の収入をすべて雑入扱いにしてございます。ここでは国民年金の印紙売りさばき収入5億7,600万円、それから近畿圏かさ上げ補助金とか、国庫補助の過年度収入といったものもでございます。これについても現在、5億程度計上いたしてございます。それから、例の中小企業融資の関係で銀行に預託し、年度末にその定期預金を解約、また、新年度に新規に行うといったもの、それから、その他の貸付金の元利回収金、すべてのものが入ってございまして、20数億になるというわけでございます。

○ 1番（寺田茂君） 端的に言って、開発事業収入は見込みない、組んでますけれどもね。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答えいたします。

財政当局者といましては、現在、見込みがないというふうには存じておりません。確実に収入を図る、まだ、今月いっぱい年度の上半期が終わった段階でございますので。

○ 1番（寺田茂君） 乱開発の。

○ 財務部次長（麻生和義君） 乱開発といったことでなく、収入を図りたいと思います。

○ 1番（寺田茂君） あんたとは担当部局ですから、入るといふふうに認識しておきましようか。

○ 財務部次長（麻生和義君） 議決をいただきました予算収入では、現時点では、6億9,500万円が未確定でございます。その他については、ほぼ獲得を図ってまいりたいというのが、私どもの現時点での念願でございます。

○ 1番（寺田茂君） 財政の基本的なことは聞きました。市長、皆大変ですわ。私は、からとわかりやすく言ったが、実際、当初予算では組んでますが、からです。財務部次長は、何とか努力します、と言ってますがね。一般的に公債費、起債、債務負担、超過負担等いろいろ聞きました、大変だということを念頭に置きながら、2番目に進んでいきたいと思ひます。

これは先ほど申し上げましたように、別に答弁は要らん。ただ、市長が財政危機、53年度を展望して、いまのところ、一般園と同和園の格差問題、国へばっかり言わんで、自分とこで自主的に考えなさいという一連の問題を含めて、何とかせなかんよと言ったんです。先ほど言ったように同和地区に各施設がございまして、建てる時には補助とかはある程度きてる。先ほど、6つ出しましたが、解放センターから青少年会館、大体、私の資料では、年間4億3千万円要るんです。これには国、府の補助等何にもつかない、違いますか。ほとんど一般財源

でしょう。部分的についでるやつはありますがね。4億3千万円のうち一般財源が3億3千万円。これは永久にどんどんふえていくだろうと思う。建物は建つたんで仕方ない。だから今後市民の皆さん方に理解してもらうためには、こちら辺で何とか手を打たんと、一方では6つのところに3億も4億も一般財源を注ぎ込んでこと自体、なかなか理解できない。

そしてまた、先ほど同和地区以外の一般のところを出しました。これの一般財源の人員費、14名と94名、一般財源は5,800万円、けたが違います。これがええか、悪いかは別として、これでいけるんでしょう。大きな体育館、市民会館で一般財源が5,836万円で行けるんでしょう。いけるんやないですか。そうすると、大変なことになりますわな。同和地区の職員さんが94名、和泉市の他の一般の建物で14名、これを基本的にどう考えるか、ここが勝負なんです。だから、私はこれを全部引き揚げなさいとか、あほうなことは言いません。共産党も、同和事業は民主的に公正にやりなさいという立場ですから。しかし、これが公正なのか、一般市民が公正と見るかどうか、それを言ってる。

それと、先ほど申し上げた保育園の超過負担、和泉市は他にも含めて9億余もある中で、保育園のいろんな金は大きい。21園中、5園と16園の財源を言いました。同和5園分で一般財源が4億、一般の16園で3億4千万余、こう出しました。もちろん、職員さん、保母さん、調理員さんなどたくさんおりますよ。同和5園で子供さんが約470名、そこに職員さん、保母さんが160名おられます。一般の16園では子供さんが1,790名、1,800としましよるか。そこでいろんなお手伝いをしてくれる人が222人。財源は先ほで言ったように、同和5園の方がはるかに大きな一般財源の持ち出しです。

ここで大きな問題が出るんです。私、ちょっと1人当たりについて計算しますと、同和保育園で子供さん1人当たりの市の持ち出しが85万円、一般の子供さんは19万円、こんだけ差があるんです。市長、これで同和行政と言えるんですか。私、たくさん言いませんが、先ほどの一般財源の持ち出しと、このように市が同和地区の子供さんには年間85万円の財源を使い、一般には19万円。これが同和施策、国民的課題、あなたが言われる最重点施策の一環として市民の前で言われますか。言われなことをここで言うたかてあかん。まず、この点の改善してもらわんといかん。この資料、もし要るんやったら後で出しますわ。基本点だけ言うてください。改善する必要があるという私の立場です。53年度から改善するか、しないか、腹据えて言うてください。そうでないと、雲の上で言うておつてもいかん。同和地区、一般の和泉市を守らないかんという立場ですので、基本的にどうですか。

- 市長(池田忠雄君) 御指摘いただいております御見解として、確かに承らせていただきました。問題は、やはり特別措置法、同和行政のとらえ方の問題でもございます。ただ言えるこ

とは、現下の財政実態の中で、与う限りの努力は傾けてまいらなければならないわけでごさいます、いろいろと検討すべきは検討し、自主的、主体的な考え方の中で対処させていただかなければならない、このように存じております。

○ 1番(寺田茂君) この問題は、幾ら言うてもこういう形しか出てこないんです。もつと真剣に、慎重に財政問題を含めて、自分だけの考えだけでは解決しませんよ。理事者の方が一丸となって、いまの和泉市の財政をどうするんだという立場に立たんとね。あなた、もうすぐ特定団体といろいろされるのと違いますか。53年度を含めてトップ交渉、セクション交渉があるのかもわかりませんがね。そのときに市長、一遍腹を割ってこうなんだと言うてみなさい。向こうもわからんことはないと思う。訴えなさい。そうでないと、あなたの行政は伯太から向こうへ行って、中間、また一般と違う行政、そんなことではいかんと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 言うておりますよ。

○ 1番(寺田茂君) 言うたかてことし公開するとかやったらよろしい。言うてる、言うてるだけで一向に直らんですよ。あなたの意思が通じてない、違いますか。その辺、わからんことはないんですよ。これだけ市の行政として、あなた、差があることも数字上わかるでしょう。子供さん2人に1人の保母さん、向こうがわからなくても、あなたはわかる。これが適正かどうか。その上に同和行政云々をつけるからややこしくなる。同和行政は、そんなもんじゃないと思いますよ。だから、同和行政を進めていく上で、市としてもつと抜本的に考えないかんと言うてる。何も先生が多いとか、そういうことで解決していくような問題じゃない。もつと基本的に、社会的な問題も含めて私たちはやらないかん、こういうことでしょう。市長、違いますかな。

この数字上の問題については、数字を挙げながら云々ということは非常にむずかしい。だから、私は和泉市の財源問題からこういう問題を披歴しながら、53年度に向けて和泉市が同和行政をやっていく上においても、和泉市がつぶれたらできない。そんなことになったら大変だから、つぶさんように市の運営をやっついていかないかん。それをひとつ肝に銘じて考えてください。市長さん、私ははたから聞こうと思つてない。あんたがすかつと答えてくれたらええ。私たちの主張、あんたの主張、それぞれあるでしょうが、私の一方通行みたいで、私だけが悪いみたいな感じです。私ら議員として当然のことをやっつてるだけです。それはやっつてもらわないかん。財政問題といまの格差の問題を含めて、先ほどこよつと言つた住民要求を実現してもらうために、これをどう進めていくかをちょつと言つてください。今度、請願などに出てるように、果たして次の議会で補正予算を組むようなことができるか、前向きにやるかどうか、これだけひとつ。



○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 助役(坂口禮之助君) 3点目の問題につきまして、私からお答えしたいと思います。

いろいろ御指摘いただいておりますように、過般来、住民の要望というものは、かなりたくさんわれわれの方にもいただいております。議会請願等の問題もござります。12月の補正予算の段階で、それらのものに十二分におこたえできるかどうかにつきましては、なお十分財政事情等も勘案の上でない、この段階では明確にお答えできない点もござります。いろんな角度から現在、財政当局なり、主管部局等とも協議を重ねておりますので、可能な範囲内において12月には何らかの対応策を考えていきたい。このように存じておる次第でござります。

○ 1番(寺田茂君) 多くを申し上げませんが、今回の請願などいろんな点が出てきてる。私、9月議会で補正が出てこないというのが、どうも市長が住民に対する要望を聞く耳を持っておらんのではないかと思う。だから、今回は何も無い。私は、ここに出てきてる要望とか、当然、府が上げてるのに市が上げてないという無認可保育所の増額、当然、上げなければならないものも上げられないということが問題だ。先ほど5点ほど言いましたが、腹に据えて次の議会で補正予算を組む方向に行ってもらいたい。こう要望しておきます。

最後に、この生活道路の問題で、ある人が、あるところへ来て懇談会をされてはるんです。その懇談会では、もうすでに簡易舗装については80%協力があればやりますよ、というふうになってるんです、話はね。私、これは内規だと思ふんです。私も入ってるんです。大体、ある部分では決まってるんですか、ちょっと聞きたい。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 参与(中塚白君) これは建設の常任委員会でも私、申し上げましたが、内規ということで御了解を得たかと思いますが、実質上の運用は現在、まだやっております。

以上です。

○ 1番(寺田茂君) 私もそういうふうに理解してはるんです。これから審議して生活道路をどうするか、私もその中へ参加していきたいなと、この間まで思っていました。

それと、内規にしろ、これからどう決まるか知りませんが、先ほど、雑入の関係で開発事業収入のことを聞きましたが、これと決して関連するものではないのですが、49年2月の開発指導要綱というのがあります、この中にいろんな開発負担金が出てます。この負担金を徴収した場合、これを都市基盤整備資金として活用するとありますが、いまの開発事業収入は、この精神の上に乗っかって使われるのか、使いますか。いま聞いた生活道路の問題もありますので、どうなんですか。これは新たに出てくるんですか。49年2月のもので聞いているので、この精神は正しいかどうか。

- 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

開発指導要綱に基づきます開発負担金等の収入につきましては、直接開発に伴って起きる財政需要に対応するための財源という形で収入することになってございます。基本的には、いまお手元でございますように、それらに関連いたします都市基盤整備資金に充当していくという考え方を持っておるわけなんです。

しかし、非常に御承知のような財政事情の苦しい中でございますので、全体の財政運営の中では、いわゆる一般財源の方にも充当する場合もあり得るということでございます。基本的な考え方は、いま、寺田議員さんが御指摘されたように、都市基盤整備の方に充当していくという考え方でございます。

- 1番（寺田茂君） いま聞いたら、基本的にはこれが生きてるとのことなんです。今後、特に生活道路の問題とか、そこらに回せる財源というのはある程度確保できるんじゃないか、こう思ってお尋ねしましたので、ひとつこの点を生かしながら、負担が30%が1つの案だということじゃなく、これをもっと具体的に考えるという方向で進んでもらいたい。そして、生活の基盤になる道の問題等も、早急に市として積極的な立場でやってもらいたいと思いましたので、ちょっと聞きました。

どうもありがとうございました。

- 議長（坂上國治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時2分休憩）

---

（午後3時3分再開）

- 議長（坂上國治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
- 3番（橋本佳行君） 緊急動議で提案させていただきます。お諮り願いたいのですが、先ほど1番の寺田議員の一般質問の再質問の中での発言によりますと、「伯太より伯こうが変わりますよ。」の言葉があつたと思います。こういう発言の内容についての寺田議員の意図をお尋ねしたいと思うんですが、議長より本会議場でございますのでお諮り願ひ、これについて釈明をしていただきたいと思ひますので、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。
- 21番（直村静二君） いまの不規則発言に対して私も言いますが、一般質問における当議員の発言について、それについての見解、その他いろいろあると思ひます。しかし、先ほどの寺田議員の発言については、何ら問題になる点はないということです。私も、一般的に日共差別者というレッテルを張られてますが、そういう点では問題がお互いにあるという点で、本会

議で取り上げる問題ではないと思います。一般質問を続行してください。

○ 3番(橋本佳行君) 先ほどの再質問の中で「伯太より向こう」というふうな御発言があったように受けとめております。だから、この点について、寺田議員の意図についてお取り計らいを特に再度、要請をいたします。

○ 議長(坂上國治君) ただいま橋本議員の方から、1番の寺田議員の発言、いわゆる皆さん方もお聞きになったと思いますが、「伯太より向こう」ということの意図がどこにあるかというところで皆さん方に諮っていただきたいということでございますけれども、皆さん方、どうですか。

(「諮る必要なし」、「続行」、「異議なし」の声錯綜)

○ 21番(直村静二君) 意見ですが、いままで橋本議員が出てこられてないときでも、一般質問を通じて他の議員さんから、そういう地域、山手の向こうとかやってますよ。ただ、受けとめ方によって変わるとなると困りますので、そういう意見があったということは、われわれもよく記憶にとどめておきます。市政全般について、どこから向こう、桑原から向こう、山手から向こうとか、寝言言うても差別になりますよ、聞きようによってはね。そういうことではなく、明確にどこがどうなのかという、はっきりしたことでなければいけない。そういう発言、そういう気持がある人がおるとということだけは聞いておきましょうということです。どこから向こうだということで、本会議で問題になることはないと思います。これが正常な意見だと思います。

以上です。

○ 議長(坂上國治君) 先ほど「異議なし」、「続行」の声がございしますが、他に御意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、一般質問を続行いたします。

○

○ 議長(坂上國治君) 次に10番、山口義一君。

○ 10番(山口義一君) 通告に従って一般質問を行います。午前中の大谷議員の質問と重複しますので、重複の点は省略いたしまして、まず第1点、現在の商工会等による経営改善指導は毎月、どのように行われておるかのお答えと、先般の商工会が行った通行量調査の結果を私も見ておりますが、この対策、いわゆる午前中の答弁にも大型店舗の規制をされるということですが、その方法についてお伺いしたい。

先日も堺市でスーパー進出によつて小売業者とのトラブルが起こり、市及び商工会議所が調整に悩んでいるということを新聞紙上で見ております。本市におきましても、今度の商店街、市場づくりが問題にならうかと思ひます。このたびの泉北鉄道開通による光明池田地付近の商業施設、また年末年始予定の大型店舗等の対応策、これが現在、府中駅前周辺の商人さんの悲痛な声でございます。

そういう観点から、和泉市の府中駅前周辺にある商業の不振の悩みが続いておりますが、商工会、市は現在、どのような方法を持たれているか。通行量調査結果を見てどのような対策を持つておられるか、その点についてお伺ひいたします。

次に第2点ですが、現在、構造不況と申され長期不況型で、今後、ますます不況の深刻さを訴えることは必至であろうと言われておりますのが繊維、織物業ですが、和泉市の産業の大半が、この繊維で立っております。この不況脱出の見通しが立たないとまで言われ、最近、事業の転換を計画される方がございます。私も、その相談を受けた1人でございますが、1口に織物業から事業を転換すると希望されても、規模の小さい零細企業にとっては、非常に危険なことであると思ひるのであります。転換に踏み切るのはむずかしいと思ひます。この構造不況脱出のために、新聞紙上では、レース編みからレストランに、また製材業者からタクシー業にと、有利な立地条件を利用して転換した例があると報じておりますが、この構造不況に悩む中小企業業の事業転換を促進する措置法が昨年12月、国において制定施行され、知事の認定を受けて実施されておるといふことが載つております。本市においては今後、不況打開策についての相談等が、商工会並びに市商工課等にもふえるものと思ひるのであります。

したがつて、その一環として、事業転換法の現在の仕組みの説明について私も聞かれましたが、勉強不足でわかりません。したがつて、こういう事業転換についての説明と、これに対する現在の市の助成のあり方、今後の計画、指導をどのように行われておるのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

次に第3点、市内には約600カ所に及ぶため池があると記憶しておりますが、このうち特に漏水等によつて非常に危険な状態のため池があると思ひます。この補修あるいは農道、水路等の整備ですが、特に私はこのたび、ため池の補修事業につきましてお伺ひしたいと思ひます。

私も過去1年間、このため池の補修事業につきまして、農林課ともいろいろ交渉の結果、少し一部の池を行いました。が、国、府の補助による事業等はかなりできておると聞いておりますが、市単独事業としては、余りにも消極的ではないかと思ひます。特にため池の補修の問題につきましては、現在の予算約180万円と聞いておりますが、このようなことでは、池としての補修はできないということでございます。

陳情する側としては、仕方がないでは済まされない問題だと思います。私の地区内でも人家に近いところに危険なため池がございまして、これを早急に本年早々、少し外部の擁壁を行いました。この池の対策、平素からの管理不足も多分にありますが、これを指摘もしております。

確かに農地が少なくなつて遊ばせておる関係上、堤防等が老朽化して傷みもひどくなつております。私もこのような危険な池を調査いたしました。水位を下げなければ非常に危険である。増水時期には、必ずやこの池が飛んでしまうのではないかとことです。私も町会長当時、たびたび夜間、たくさんの方の陳情を受け、また、私も夜間行ったものでございます。

こういうことから考えまして、現在のため池の補修、いわゆる国、府で行っている以外の、対象外の小規模な池が幾らあるか。これに対する平素の管理、指導をどういうふうに行つてゐるか、こういう点をまずお聞きしたいと思います。また、工事の状況、今後の計画事業について明確にお答えを願いたいと思います。こういう非常に危険を伴うため池は、防災対策として当然立てるべきであると思つております。

なお、答弁の内容いかんによつては再度、質問させていただきます。

- 議長（坂上國治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

まず、第1点の中小企業の育成策等につきましては、午前中の御質問にもお答えしたわけですが、やはりこの商業関係の環境の変化、特に不況下での商業対策につきましては、組織の指導、個別の商店対策、情報交換、それから業務相談、さらには大型店の出店対策あるいは金融対策ということで御説明申し上げたわけでございます。

加えましていただいた御質問は、特に商工業に対する経営指導等の実績がどうなつてゐるか。さらに、大型店の規制の関係等を考えておるかという御質問でございます。

まず、和泉市の商工行政といたしましては、商工会におかれましては経営相談、これを月に1回水曜日にやっております。経営相談員として8人おられますが、この方々によつてやっております。さらには税務相談、法律相談、それ以外に中小企業診断員も設置され、それぞれ月に1、2回、相談に応じておられる現状でございます。特に御指摘の商業不振を克服するためには、和泉市挙げて、さらに商工団体の強力な御協力をお願いいたしまして発展させていきたい、このように考えてる次第でございます。

また、大型店舗の関係につきましては御存知のとおり、大店法という法律があるわけでございます。これによりまして、売り場面積1,500平米以上について、商工会で組織される商業調整協議会の答申を受けて出店等につながるという現状でございますが、近年、全国的に1,500

平米以下の売り場面積を持たれる企業者の進出によっても、既存の商業店主が非常に影響を受けているという現状にかんがみまして、大阪府下でも12市ほど、この問題について検討をされておられるわけでございます。わが和泉市におきましても、議会の関係の委員長の御協議も煩わし、一方、商工団体関係者の御意見もお聞きし、これらの問題についても、まず事務局段階で取り組んでまいり、鋭意検討を加えてる状況でございます。

それから、次は工業関係の事業転換法の関係でございますが、これらの仕組みを御説明申し上げますと、去る51年12月にこの法律ができたわけでございます。正式の名称としては、中小企業事業転換対策臨時措置法という名称でございます。

この目的といたしましては、貿易構造、その他経済的事情の著しい変化に臨み、中小企業者が行う事業転換を円滑にするということでございます。特にこの該当業種につきましては、約62業種あるわけでございます。それ以外に産地指定と言って、産地の産業についても6つほど指定されておられるわけでございますが、現在の大阪府下には、産地業者には該当がないという現状でございます。

これらの法の適用を受ける仕組みといたしましては、金融対策、税制上の措置、また信用保証の特例、雇用面の措置、こういう4つの柱を持ってこの法律が制定されておられるわけでございます。

手続といたしましては、業種指定業者から転換計画書の策定を提出願ひ、知事が認可する。さらには、その知事の手元に出されたものによりまして企業診断、すなわち審査会を設けられて認定するかどうかを決定する、こういうかつこうになってるわけでございます。その結果、該当するものについては助成措置、こういうことになるわけでございます。

特に本市の場合は、90%以上がこういう中小企業的な繊維産業で占められておる中で、非常にわれわれも関心を持っておるわけですが、過日、市長を先頭に大阪府知事並びに大阪通産局、さらには通産省、この方面にも、本市の地場産業である繊維関連につきまして陳情申し上げてる現状でございます。その結果につきましては、明確な表現は出ておりませんが、やはり通産省の指導体制といたしましては、各業界の組合組織を通じてこの対策に取り組んでいくという現状が出ておるわけでございます。

具体策につきましては、織機の買い上げ問題、制度融資枠の適用、設備共同廃棄に伴う資金措置、綿織物の秩序ある輸入の確立等を行うよう陳情しておりますが、通産省におかれましても、われわれの陳情だけではございませんが、一般的に特に繊維の不況対策に取り組み、徐々に対策を打ち出されておる現状でございます。

以上、簡単でございますが、商工業関係の御説明にかえたいと思います。

- 10番(山口義一君) まず、第1点でございますが、いろいろと大谷議員とも重複しておりますが、昨日も堺市、貝塚市においても、ダイエーの増設等に対して反対の陳情が出され、採択されたということも新聞に出ております。この和泉市においても、私は北信太で零細企業をやっておりますが、最近の北信太の現状でございますが、スーパーが進出するということが全体的に不安定で、はっきりしてるんかという質問を受け、商工課、商工会で聞きましたが、原因がわからず、対策も立てられておらないという苦情が相当入るわけです。

したがって、いまおっしゃってる商工会の経営指導、8人の方で行ってるということですが、経営指導そのものは、巡回指導というような方法でやられてるものかどうか。それとも、商工会に入会され、商工会に来られたときに相談するだけで、出張というような方法は現在、とられてないように思いますが、その点いかがでございますか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 先ほど、商工会の経営相談等いろいろ御努力願ってる問題につきまして御説明申し上げたわけですが、現在、出張相談開設ということはなされていないようでございます。しかし、過去に北松尾地区でそういうことを開設されたという実績がございます。何を申しましてこういう不況の中でございますので、われわれ商工担当者といいたしましても、市内の傘下の商店連合会などあらゆる団体等を通じ、さらに、商工会関係者とも十分連携を保ち、より御利用願えるよう、また効果の上がる措置を今後とってまいりたい、かように考えております。

- 10番(山口義一君) なるほど結構なお話でございますが、私も商工会の会議等に行くわけでございますが、何分、1つの協同組合式に組合が結成、設立されておりますが、その協同組合自体が設立だけに終わり、商工会の指導ルールが全くないということで、知事の認可をいただいて、ただ1つのそこそこの協同組合というものが結成されてるだけです。全然指導方針がはっきりしない。組合をつくっただけで商工会等も利用されてない。会費のみ集会が行われる。脱退組がかなりあると聞いております。ただ、脱退の理由を聞くと、事業をやめたんだ、廃業したんだというようなお答えでございました。しかし、和泉市内100余業種があるという商工会のお答えでもございましたが、そういうことが現実にあるのですから、現在の不況の中、和泉市の商工業振興策を今後考えるべきじゃないか。また、商工会に入会した以上、メリットのある商工会として利用していただくことが根本問題じゃないか、かように考えるわけです。単に会費だけ集めて何らメリットがないからやめた、こういうことではいけないと思います。商工業の振興策が前へ進まない、かように思いますので、その点どう考えておられるか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 商工会、商工団体の運営関係につきましては、いまの議員さんの御意見を参考に拝聴したいと思います。何を申し上げましても、商工業振興は和泉市行政

がまず責任をもって対処すべきだ、この考え方に立っておるわけでございます。われわれも関係機関の協力を十分に得、連携を図りながら今後取り組んでまいりたい、かように思っております。

- 10番(山口義一君) 堺市、貝塚市など他市の話ですが、共同共栄の都市計画を市の方、また商工会が積極的に計画する必要があるということが報ぜられております。和泉市も必ずやこういう問題が起こるんじゃないか。ということは、光明池団地の開発が行われ、あの附近がよくなれば、府中駅周辺は閑古鳥が鳴くんじゃないかという声まで出ております。商工業振興策について共存共栄の都市計画は、今後、市でも積極的に講じてもらいたいと要望しておきます。

次に、2点目の事業転換方法でございますが、これは相当むずかしい問題だと思います。個人、個別的にはとうてい無理だと考えております。泉州織物ですか、こういう団体にも相談があらうと思います。私の地元、南松地区でも2、3の方から相談を受けましたが、個人的にはとても無理だと思います。

1つの例を挙げますが、織物業は相当不況で、不況の脱出は絶対に望めない。こういうところから、30そこそこの息子さんが自動車整備の免許があるので、織物業から転換して自動車整備業をやりたい、かような相談があつたわけですが、市街化調整区域という問題もあり、大阪府でもちょっとむずかしいらしい。しかし、この事業転換法を適用すれば何とかなるだろうという声を聞きましたので、こういう方法について、本市でも具体的に計画、指導を今後やっていたら、相談もかなりふえることと考えております。

また、岸和田市あたりの話も聞きましたが、事業転換ではありませんが、現在、個人経営的な印刷業者が30数社あるのですが、今回の不況の脱出のため、近代化促進法に基づきまして低利資金を利用し、計画、指導には市も後押しをやつてる。これは共同経営ですか、30数社の印刷業者が共同工場建設に踏み切り、将来は印刷団地の実現を目指してるといふ話も聞いております。

本市の場合も繊維の不況は深刻で、生活にかかる問題でございますので、私のような者に対しても相談があつたと思っております。かようなことから、不況の打開策を早急に本市も打ち出すべきではなからうか、こういうことを願つてるわけでございますが、事業転換法等につきましては、認定の基準とか、いろいろ66業種とかあると聞いておりますが、この仕組みについてしおり、パンフレット等があるわけですか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

いろいろこういう転換希望と言いますか、不況の中で相談業務は確かにふえるだろうと思



ます。われわれの方においても、事業転換のしおりも用意しておりますので、個々のケース、ケースによりましてその都度相談に乗せていただき、助言もさせていただくという方法をとっていきたいと思います。

- 10番(山口義一君) そういうことでございましたら、後でしおりをいただくとして、説明もお聞きしたいのですが時間もかかりますので。

繊維の不況脱出には、発展途上国の安い商品に押しまかれたのが原因とか、連鎖的に倒産がふえるのではなからうかとか、直接に織物屋さんあたりの悲痛な声を聞きますので、今後、資金の融資、現在も行っておりますが、不況対策の一環として融資の増額を図る、こういう考えはございますか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 不況対策に係る金融対策の問題ですが、午前中にも申し上げましたように、本市の単独融資枠の増大、また、借りかえ制度の要綱制定等に取り組んでるわけでございます。さらには、大阪府の金融施策におきましても、そういう問題がすでに制度化されてるという現状でございます。

したがって、こういう不況下での事業転換もさることながら、商業の振興を図るための施策につきましても、われわれも大いに相談に乗せていただき、金融対策についても親切に御説明申し上げ、できるだけ御活用いただくように進めてまいりたい、かように思います。

- 10番(山口義一君) 第1に戻りますが、商店連合会等に現在ナンですか、加盟されておるといことですが、こういうところへの加盟漏れ、加盟されてないところもあります。残念ながら、私とこの市場も加盟漏れですが、これについての商工会等の説明不十分もあり加入できない、商人が30人おるんですが、加入されてないのです。現在、鶴山台団地等のお客さんを運ぶについても、観光バス等でお客さんを運んでるということですが、商店連合会に加盟していない関係上言えない、泣き寝入りでございます。北信太の場合ですが、商工会がもう少し積極的に指導していただければ加入もしていただけるでしょう。14、15と商店連合会に加入され、今後の和泉市の商工業の振興を図っていくことと、先ほどの経営指導を特に強く要望しておきます。

- 議長(坂上國治君) 次。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) それでは、農林行政につきまして御説明申し上げます。

御質問の要旨は、特に国、府の補助対象事業もさることながら、それ以外の小事業というか、すなわち市単独の補助制度の枠が非常に少ないではないかという御質問でございます。われわれの基本的な考え方といたしましては、こういう本市の財政事情の中では、やはりできるだけ国、府の資金の導入を図る、51年度実績を申し上げますと、34カ所、1億7,564万7千

円の事業をやっております。それに加えて、災害復旧関係では6カ所、661万1千円といった形で、できるだけ本市の財政、また市民受益者の方々の御負担を軽くしていくことに努力しておるわけでございます。今後、小規模の復旧、改良工事等についても、鋭意大阪府、国に対しても基準の引き下げ等に努め、あわせて本市の財政が許す範囲におきまして、今後も増額の方で関係当局側とも協議をしてみたい、かように考える次第でございます。

それから、ため池の補修関係でございます。さらに、維持管理、指導関係の御質問でございますが、かねてよりため池関係につきましては、関係農業団体等の御協力を得、あらゆる機会を通じて完全な管理指導をお願いをしているわけでございます。この問題についてもお説のとおり、早期発見ということが、非常に経済的な面もあろうかと思えます。さらに、災害を未然に防ぐという観点からもあろうかと思えますので、今後、地区ごとに計画的にため池管理を実際にやっていただく方々等とも打ち合わせ会も持ち、ため池管理の徹底を期していきたい、このように考える次第でございます。

○ 10番(山口義一君) ため池の管理指導について地区ごとに、というお説でございますが、私も過去、町会長当時のことで申しわけないのですが、いままでのやり方でしたら、雨期に入ったので増水するから管理に注意してくれ、という文書のための依頼でした。何と云うか、人間勝手なもので、文書も読まないでそのままの状態です。

和泉市には、危険なため池がかなりあると思えます。私の地区だけではないのですが、私の地区でも、増水したら完全にだめな池が3カ所、これははっきりしています。地元の住民が、池が飛ぶから何とかしなければ危険だと、夜中に3、40人の団体が押しかけて来るというケースがありましたが、幸いにしてことし、少しやっていただいたわけでございます。

平素からの管理、たんぼが少なくなった関係で、昔と違って草刈りなどしない。もぐらが入って完全に穴があいている状態にもかかわらずわからない。農道でもやって初めてわかる。1カ所あったんですが、農道の整備の際に堤防を見たところ、直径1メートルほどの大きな穴があったんです。何とかしようということで、緊急にやっていただいたケースがありましたが、早期に発見できたからええものの、発見できなかつたら大きな被害が出る。しかも、下に人家の密集してるところがある。1つの池が飛べば下も全部やられる。連鎖的にやられるケースがありますので、こういうことで、十二分に考えて管理を徹底的に強化していただければ経費も軽く、地元負担金も何とかできる状態でやれると思えます。しかし、せつかく見積もりしても、15ないし20しか出せない、100万円で15万円しか出ないからやめとこうという声が現実にあります。わずかな金でできるものを放置してあります。そういう意味からして、平素の管理を徹底していただくことを強く要望しておきます。

以上で終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次に13番、赤阪和見君。

○ 13番（赤阪和見君） 1点だけですので、理事者の聡明な答えをいただければすぐ終わります。

高額医療から市民生活を救済する国民健康保険の高額療養費制度の運営は、現在、被保険者が毎月、病院窓口で直接支払った金額を、病院から国保連合会、そして、基金より市の国保等の手続を経て被保険者の手元に届くという仕組みになっております。したがって、高額医療分が本人の手元に戻るまでに3カ月以上も期間がかかり、しかも、病院等の請求手続が少しでもおけると半年近くかかるという状況であります。

最近の医療費の異常な値上げによって、手術等によっては自己負担分が毎月、2、30万円かかるのが常識的な現在、国保から高額負担分が戻ってくる3カ月から6カ月の間に、数10から100万以上に及ぶという多額な金額を病院に支払わなければならないことは、一家の柱である主人などの場合、収入の道が途絶えた上に、多額な医療費支出のため、生活困窮に陥ってしまうのであります。

卑近な例では、私の知人は娘の結婚を4カ月後に控え、胃がん手術のために腸を30センチ取り去ることになり入院3カ月、医療費が1カ月目は45万円、2カ月目は32万円、3カ月目は15万円、差額ベッド等も含めた金額を支払ったわけでございます。その後も薬代が週2万から3万円要つてるということで、娘のためにためた貯金も医療費に使い、本人の体のこともあり、娘さんの結婚식을半年後に話し合いの上で延ばしたということも聞いております。

また、ある人は、高額負担分が3カ月後に戻るということで、気軽な気持でサラリーマンローンで金を借り、その返済のためいま苦しんでるという相談も受けました。

そこで、市民が安心して医療を受けられるようにつくられたこの高額医療制度をさらに充実させ、どんな立場の人でも安心して医療を受けることができるように、国保から本人の手元に戻るまでの期間、公費による貸し付け、立てかえ制度を実施すべきであると思うわけであります。

そこで第1点に、わが市の現在の高額負担分の返還は1年間どのぐらいか。

2点目は、わが市でそのような考えがあるかどうか。また、その考えがあるならば、立てかえ制度または貸し付けという方法があると思いますが、その点を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（内田繁君） お答えいたします。

まず、第1点の国保会計における高額医療費の件数あるいは金額を述べよということですが、現在、私の手元で持っております51年度実績を申し上げますと、件数で2,892件、金額で1億2,600余万円でございます。件数の割合では、48.2%を占めているわけでございます。

2点目のそういう制度制定の考えがあるかという問題でございます。お説のとおり、高額医療費の支払の困難な方に対する資金の貸し付け制度、これは現下の情勢からいたしまして、制度化は望ましいとわれわれも理解はしておるわけでございますが、現在、府下では数市が実施あるいは準備をしていると伺っております。それらの市の状況等を一応聞いたわけですが、やはり問題点が数点ございました。いま準備中の市では、それらの問題点の調査なり、研究をされてると伺っております。

本市につきましては、まず、その1つの問題点を申し上げますと、償還方式、方法をどういうふうにしていくか、あるいは貸し付けの主体をどこに持っていくか。それから、国保のみに行っている市もございまして、国保のみにするものであるか、あるいは貸し付けの限度額をどの程度にするか、非常に研究しなければいけない点も聞き及んでるわけでございます。本市といたしましては、今後、この制度の方式なり必需資金等についての研究調査に積極的に取り組んでまいり、本市の財政事情もございまして、財政事情も十分踏まえながら検討してまいりたい、かように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○ 13番（赤阪和見君） いまのお答えですが、償還方法とか、他の数市で検討し、実施しているところもあるとか、僕の以前からの一般質問の中でもいろんな提案もしました。しかし、これは市長がいう、創意と工夫の中で、早い話、ぶっちゃけたところ、お金の要らんと皆に喜んでもらえる制度をつくっていかないかんということです。償還金の話も出ましたが、このお金は結局、保険制度から返ってくる。3カ月間を一時的に立てかえる、直接本人から返していただくんじゃなくて、市へ保険制度から返還される、国保制度ならば、国保の中から償還されるわけだから、焦げつきは絶対ないと存知しておりますが、そういう点でどうかということ。

もう1点は、何分にも各市の状況をにらみ合わせた上でないということではなく、和泉市は、和泉市としての単独の行政であります。であるならば、和泉市民が、本当に住んでよかった和泉市と思う町を築くために、市の理事者自身が、あるいはわれわれ議会人とともに、そのような形に持っていくのがわが行政だと思うわけです。よその市を見た上でということであつては、

市の本腰が入ってないと考えます。その点市長からの御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答えいたします。

先ほど市民部長が申し上げた問題点、これについても、一つの精査をいたさなければならぬと思います。したがって、他市がどうかというよりも、他市で実施している中での問題点について精査をするという意味で、市民部長は答えたと存じております。

したがって、本件については、おっしゃる御提案の趣旨は、非常に同感な点もございます。ただ、本市における財政的な調整の問題、それから、いま議員さんが言われる償還方法は問題ないじゃないか、国保会計からそのまま入ってくるんだという、シンプルな御提示だと思います。この辺についても、なお行政なりに精査をしなければならない問題点もあろうかと思っております。そういった意味を含めまして、本市としても前向きな立場で、おっしゃる市民福祉の観点からしてごもつともな点がございまして、ひとつ取り組ませていただきたい、このように思います。

○ 13番（赤阪和見君） あとと言いますが、岸和田の例を1点とらえて聞いた場合、できてから余り利用者がいない。有効に使われてないという、いろんな点で制約されてるという点であります。

それと、この基金というお金は、3カ月で返ってくるとするならば、4倍に生かされた使い方をされてる。3カ月で返還が確実にされるならば、1千万円であれば、4千万円の値打ちのお金を使える、それも減らないでね。もう1度考えてもらえればわかることじゃないかと思っております。社会保険等いろんな制度もあり、すぐ保険制度から入ることはないということもあり得ると思っております。しかし、国保会計だけをとるならば、市の行政の中の国保会計に高額医療分が戻ってくるわけです。

先ほど言ったように、こういう不況とインフレのダブルパンチで非常な生活苦にあえいでいる人たちを救済するため、また、3万9千円以下の少額なお金ならば何とかなるが、30万、40万と大きくなれば金の工面に困るという方々、特に和泉市は外から、と言えば語弊があるが、九州なり他の府県から来られた人たちがおられます。私たちのように地元で親戚なりがあればいいが、そういう方々は非常に困っております。どうかそういう点で、最後に市長にもう1点、やるという方向で53年度予算という形でやられるか、12月定例会までに整理し、もう1度成案に持っていける形で検討してもらえるかどうか、その1点だけお聞きして、終わります。

○ 市長（池田忠雄君） 担当の市民部の方でもすでに精査検討に入ってるわけでございまして、ただ、財源の調整という問題がございまして、これらの点にもらみ合わせながら前向きで検

討し、お答えもさせていただきたい、このように存じております。

- 13番(赤阪和見君) 市民部長、ひとつよろしく願いいたします。  
終わります。

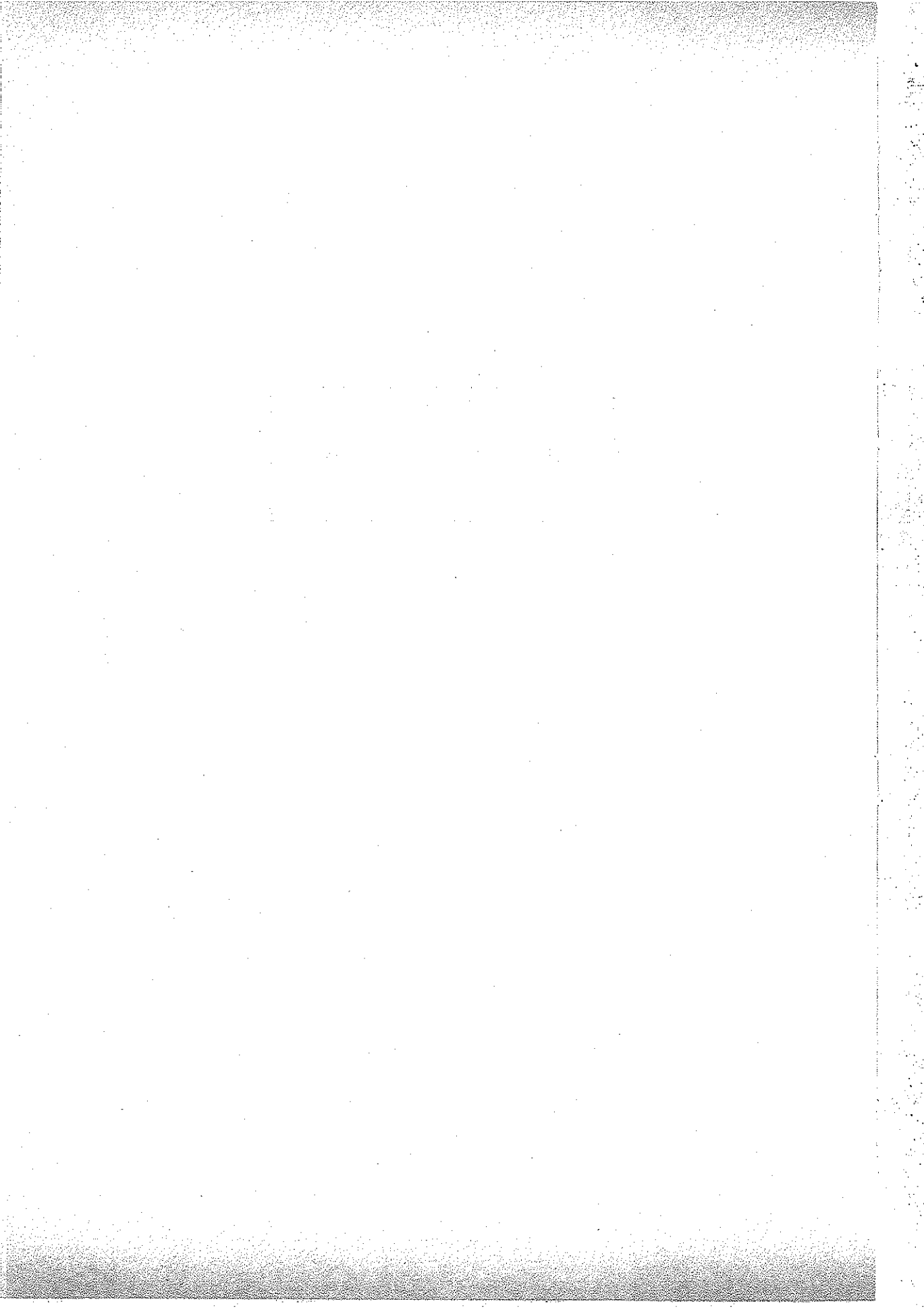
- 
- 議長(坂上國治君) 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さん方の御協力によりまして、予定期間より早く終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、議会運営委員会の日程に基づきまして明29日は休会とし、30日より議案審議に入りたいと思いますので、定刻御参集のほどをよろしく願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時28分散会)

第 3 日





昭和52年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤阪	和見君	29番	藤原	利一君
15番	横田	憲治郎君			

欠席議員(1名)

25番 竹内修一君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和对策部次長	生田稔
助役	坂口禮之助	市民部長	内田繁
参与兼建設部長 事務取扱	中塚白	市民部次長	中西淳富
市長公室長	西川喜久	福祉事務所長	青木孝之
市長公室次長 兼企画室長	杉本弘文	産業衛生部長	山本俊兼
秘書広報課長	竹田明郎	〃次長	富田宏之
財務部長	吉岡昭男	建設部次長	森保
財務部次長 兼財政課長事務取扱	麻生和義	改良事業部長	林徳次
同和对策部長	佐原行雄	〃次長	逢野一郎

職 名	氏 名	職 名	氏 名
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩 本 啓 介	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
用地担当理事・土地 開発公社事務局長	西 川 武 雄	教 育 長	葛 城 宗 一
用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩 井 益 一	〃 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
病 院 長	竹 林 淳	〃 次長兼指導部長	乾 武 俊
病院事務局長	平 野 誠 蔵	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
〃 次長兼庶務課長	藤 原 光 夫	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
水 道 部 長	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 長	味 谷 日 吉
〃 次長	福 本 喬 久	〃 事務局長	岸 田 秀 仁
消 防 長	和 田 増 義	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
〃 次長兼消防署長	湯 川 行 雄	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向 井 洋
収入役職務代理者	北 野 敦 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢	清
次 長	吉 田	種 義
議 事 係 長	西 垣	宏 高
議 事 係	佐 土 谷	茂 一
議 事 係	山 本	雅 俊

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

№1

(9月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第23号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年5月分)	P. 1
2	監査報告第24号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年5月分)	P. 7
3	監査報告第25号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和51年度5月分)	P. 12
4	監査報告第26号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年5月分)	P. 17
5	監査報告第27号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年6月分)	P. 22
6	監査報告第28号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年6月分)	P. 27
7	監査報告第29号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年6月分)	P. 33
8	監査報告第30号	昭和52年度定期監査(第1次分)結果報告	P. 38
9	認定第1号	昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
10	認定第2号	昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 2
11	議案第50号	町区域及び名称の変更について	P. 4
12	議案第51号	市道の路瀬認定について(和泉中央線)	P. 5
13	議案第52号	土地改良事業の施行について(老朽ため池事業カマス谷池改修工事)	P. 7
14	議案第53号	固定資産評価審査委員会委員の について	P. 9
15	議案第54号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
16	議案第55号	和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 32
17	議案第56号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 35
18	議案第57号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 46
19	議案第58号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 49
20	議案第59号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 52

日程	種別及び番号	件名	摘要
21	議案第60号	工事請負契約締結について((仮称)和泉第四団地Aブロック建設工事)	別冊 P.1
22	決議第4号	「狭山事件」の公正な裁判の審理と石川一雄氏の釈放を要求する決議	別紙
23	決議第5号	国際人権規約の批准促進についての決議	〃
24	決議第6号	「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議	〃
25	請願第2号	教育予算の増額補正化に関する請願	〃
26	請願第3号	身体障害者(児)・精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願	〃

○

(午前10時20分開議)

○議長(坂上國治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には、何かとお忙しいところ多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(守沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席の届け出ある議員さんは、竹内議員さん1名でございます。現在、25名でございます。

○議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(坂上國治君) それでは、これより議案審議に入ります。日程第1より第7までは「例月出納検査結果報告」で、日程第8は「昭和52年度定期監査結果報告」でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

例月出納検査・定期監査（第1次分）結果報告書

監査法告第23号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	昭和52年	5月分	P. 1
“ 第24号	“	市立病院企業出納員扱	“	“	P. 7
“ 第25号	“	収入役扱	昭和51年度	5月分	P. 12
“ 第26号	“	“	昭和52年	5月分	P. 17
“ 第27号	“	“	“	6月分	P. 22
“ 第28号	“	水道部企業出納員扱	“	“	P. 27
“ 第29号	“	市立病院企業出納員扱	“	“	P. 33
“ 第30号	定期監査（第1次分）結果報告				P. 33

監査報告第 23号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235条の 2第 1項の規定により、昭和 52年 5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 52年 7月 6日

監査委員 西 口 喜 一 郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和 52年 7月 6日
- 2 検査の対象 昭和 52年 5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31条による 5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである

5月分月次合計残高試算表

5 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年5月31日現在

借			方			貸			方							
残	高	計	本	月	計	勘	定	科	目	本	月	計	合	計	残	高
						資	産	の	部							
310,571,953		310,571,953				土			地							
188,852,469		188,852,469				建			物							
2,268,377,141		2,268,377,141				構	築		物							
283,277,574		283,277,574	234,000			機	械	及	置							
76,957,495		76,957,495	2,672,200			量	水		器							
11,521,553		11,521,553				車	輛	及	具							
22,740,707		22,740,707	685,000			工	具	及	備							
1,969,134,579		1,969,134,579	41,175,431			建	設	仮	勘							
360,000		360,000				水	利		權							
202,500		202,500	111,000			電	話	加	入							
210,000		210,000				現			金							
39,484,768		790,401,353	96,003,807			普	通	預	金	108,141,821			750,916,585			
105,661,969		750,916,585	108,141,821			当	座	預	金	108,141,821			750,916,585			
43,456,238		195,504,041	55,527,308			未	収		金	48,622,485			89,842,072			
		69,412,279	25,344,470			貯	蔵		品	11,700,031			25,956,041			
						仮	払		金							
60,000		60,000				借	地		権							
135,000		135,000				投	資	有	価							
2,200,000		2,200,000				保	管	有	価							
200,000,000		200,000,000				短	期	貸	付							
						負	債	の	部							
		67,575,310	11,574,670			未	払		金	25,344,470			83,775,910			16,200,600
						未	払	費	用							
		300,000,000				一	時	借	入				850,000,000			650,000,000
		1,202,800	99,700,000			前	受		金	88,100			32,592,610			20,564,610
		1,268,767.2	6,847,776			預	り		金	6,870,056			17,038,102			4,350,430
						預	り	担	保				2,200,000			2,200,000



					減価償却引当金			479,954,012	479,954,012
					退職給与引当金			7,196,000	7,196,000
					資本の部				
					自己資本				
					借入金			119,803,235	119,803,235
					資本剰余金		32,000,000	29,741,437	29,741,437
					資本剰余金		5,648,100	1,606,917	1,606,917
275,904,944	275,904,944				利益剰余金				
					費用の部				
					原水及浄水費				
535,351,08	535,351,08				配水及給水費				
11,289,944	11,289,944				受託工事費				
1,677,480	1,677,480				業務費				
11,836,169	11,836,169				総係費				
9,732,287	9,732,287				減価償却費				
					資産減耗費				
530,1984	530,1984				支払利息及企業債取諸費				
17,896,170	17,896,170				雑支出				
136,780	136,780				その他の営業費用				
					過年度損益修正損				
					収益の部				
					給水収益		5,542,726	99,299,259	99,299,259
					補償				
					受託工事収益		1,794,480	1,794,480	1,794,480
					その他の営業収益		6,034,405	20,200,875	20,200,875
					受取利息		68,807	74,551	74,551
					雑収益		59,950	52,905	52,905
					固定資産売却益				
					過年度損益修正益		61,140	61,140	61,140
					加		3,880,000	7,300,000	7,300,000
59,105,148	79,205,049	4,146,758	29,741,437	275,904,944	合計		41,467,582	79,205,049	59,105,148

6 月分予算執行報告書 甲

(収入)

昭和52年5月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	果 計	
① 水道事業収益	870,409,000	67,258,185	129,184,350	741,224,650
1 営業収益	704,809,000	63,188,288	121,225,754	583,583,246
1 給水収益	666,309,000	55,359,403	99,230,399	567,078,601
2 受託工事収益	30,000,000	1,794,480	1,794,480	28,205,520
3 その他の営業収益	8,500,000	6,034,405	20,200,875	△11,700,875
2 営業外収益	165,500,000	4,008,757	7,897,456	157,602,544
1 加入金	150,000,000	3,880,000	7,300,000	142,700,000
2 受取利息	2,500,000	68,807	74,551	2,425,449
3 雑収益	3,000,000	59,950	522,905	2,477,095
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
3 特別利益	100,000	61,140	61,140	38,860
1 過年度損益修正益	100,000	61,140	61,140	38,860

① 資本的収入	662,500,000	37,648,100	43,236,320	619,263,680
1 企業債	530,500,000	32,000,000	32,000,000	498,500,000
1. 企業債	530,500,000	32,000,000	32,000,000	498,500,000
2 工事負担金	90,000,000	5,648,100	11,236,320	78,763,680
1. 工事負担金	90,000,000	5,648,100	11,236,320	78,763,680
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1. 国庫補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
収入合計	1,532,909,000	104,906,285	172,420,670	1,360,488,330

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和52年5月31日現在

( 支 出 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	56,310,486	1,114,059,222	1,028,836,078
1 営業費用	862,567,000	51,693,624	1,059,671,58	756,699,842
1. 原水及浄水費	450,459,000	27,486,852	53,535,108	396,923,892
2. 配水及給水費	116,124,000	6,132,159	11,289,944	104,834,056
3. 受託工事費	30,000,000	1,677,480	1,677,480	28,322,520
4. 業務費	100,153,000	6,222,923	11,836,169	88,316,831
5. 総係費	76,653,000	5,019,190	9,732,287	66,920,713
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7. 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8. その他の営業費用	5,000,000	5,155,020	17,896,170	△12,896,170
2 営業外費用	276,475,000	4,533,492	5,301,984	271,173,016
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	276,425,000	4,533,492	5,301,984	271,123,016
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	特別損失	200,000	83,370	136,780	63,220
1	過年度損益修正損	200,000	83,370	136,780	63,220
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本的支出	781,269,000	44,877,631	83,303,609	697,965,391
1	建設改良費	722,812,000	44,877,631	83,303,609	639,508,391
1	1. 事務費	19,000,000	1,331,173	2,431,745	16,568,256
2	2. 擴張工事費	566,000,000	32,258,000	64,127,000	501,873,000
3	3. 改良工事費	35,000,000	4,129,809	4,875,099	30,124,901
4	4. 配水管整備事業費	26,900,000	3,150,000	3,150,000	23,750,000
5	5. 光明台水道施設建設費	54,000,000	540,449	5,018,965	48,981,035
6	6. 營業設備費	21,912,000	3,468,200	3,700,800	18,211,200
2	2. 企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
1	1. 企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
	支出合計	1,921,511,000	101,188,117	194,709,531	1,726,801,469

和泉市水道事業損益計算書（5月分）

（昭和52年5月1日より昭和52年5月31日まで）

	円	円	円
1. 営業収益			
① 給水収益	55,359,403		
② 受託工事収益	1,794,480		
③ その他の営業収益	<u>6,034,405</u>	63,188,288	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	27,486,852		
② 配水及び給水費	6,132,159		
③ 受託工事費	1,677,480		
④ 業務費	6,222,923		
⑤ 総係費	5,019,190		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	0		
⑧ その他の営業費用	<u>5,155,020</u>	<u>51,693,624</u>	
営業利益			11,494,664
3. 営業外収益			
① 加入金	3,880,000		
② 受取利息	68,807		
③ 雑収益	59,950		
④ 他会計補助金	<u>0</u>	4,008,757	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	4,533,492		
② 雑支出	<u>0</u>	<u>4,533,492</u>	△ 524,735
当月分経常利益			10,969,929
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	<u>61,140</u>	61,140	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	<u>83,370</u>	<u>83,370</u>	△ 22,230
当月分純利益			<u>10,947,699</u>

資 金 予 算 表

昭和52年6月10日

科 目		月 次	5月執行済額	6月予定額	7月予定額	8月予定額
前 月 繰 越 金			51,832,782	39,694	19,694	16,780
収	営 業 収 益		13,295,025	50,000	55,000	60,000
	営 業 外 収 益		4,008,757	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金		37,846,445	20,000	10,000	5,000
	企 業 債		32,000,000	0	0	0
	工 事 負 担 金		5,648,100	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金		0	50,000	0	0
	預 り 金		2,324,480	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
	前 受 金		881,000	1,000	1,000	1,000
	計		96,003,807	138,000	83,000	83,000
支	営 業 費 用		45,118,573	72,000	45,000	45,000
	営 業 外 費 用		4,533,492	0	8,914	8,275
	前年度未払費用及未払金		0	0	0	0
	建 設 改 良 費		39,752,651	58,000	20,000	15,000
	貯 蔵 品		11,574,670	26,000	10,000	8,000
	企 業 債 償 還 金		0	0	0	7,805
	一 時 借 入 金 返 還		0	0	0	0
	預 り 金 返 還		2,302,200	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		4,776,865	1,000	1,000	1,000
	特 別 損 失		83,370	0	0	0
計		108,141,821	158,000	85,914	86,080	
収 支 差 引 額			39,694.768	19,694	16,780	13,700

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 年 月 日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年7月6日
- 2 検査の対象 昭和52年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



5月分月次合計残高試算表

5 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借			勘定科目	貸			高	
	残	合			当	月	計		残
		高	計						
				資産の部					
150,995,865	150,995,865			土地					
240,415,659	240,415,659			建物					
28,484,887	28,484,887			構築物					
1,240,000	1,240,000			車両					
48,470,525	48,470,525	968,000		機械及備品					
138,124	138,124			有価証券					
9,499,235	9,499,235			投資					
				減価償却引当金		73,670,840		73,670,840	
54,530,108	1,098,404,861	87,274,520		普通預金	88,385,584	1,043,874,753			
125,916,074	1,278,30,708	66,582,660		未収金	1,895,536	1,914,634			
15,474,988	64,488,787	23,675,840		貯蔵品	23,736,662	49,013,799			
844,719	844,719	78,056		前払金					
23,100,000	23,100,000			定期預金					
174,143,99	148,708,871			過年度未収金	66,733,307	125,294,472			
				負債の部					
	850,000,000			一時借入金		1,700,000,000		850,000,000	
	6,503,200	6,503,200		未払金	23,675,840	48,992,940		42,489,740	
				仮受金					
	1,813,9984	7,881,651		預り金	7,802,435	25,164,127		7,024,148	
	2,255,000	1,155,000		予納金	1,205,000	3,603,000		1,348,000	
				固定負債		1,786,5971		1,786,5971	
				公立病院特例債		283,440,000		283,440,000	
	488,195,70	16,714,190		過年度未払金		5,351,2805		4,693,235	

				資本の部					
				自己資本					202,328,371
				借入資本					656,730,689
1,001,356,862	1,001,356,862			繰越欠損金					
				資本剰余金				1,118,000	1,118,000
				収益の部					
		1,590		入院収益			44,495,839	843,628,75	843,612,85
		102,000	848,68	外来収益			22,208,774	56,047,444	55,945,444
		2,500	500	その他医療収益			1,802,169	3,090,992	3,088,492
				受取利息配当金					
				他会計補助金					
				患者外給食収益			638,670	643,730	643,730
		640	540	その他医療外収益			75,450	122,630	122,090
				費用の部					
				給与		406,780,84			
73,784,109	73,784,109			材料		25,351,086			
50,063,220	50,063,220			経費		11,917,796			
183,87233	183,87233			減価償却費					
				資産減耗費					
63,4620	63,4620			研究修費		209,210			
1,981,161	1,981,161			支払利息及び企業債取扱諸費					
1,127,029	1,127,029			患者外給食材料費		561,346			
				建設仮勘定		18,720			
446,647,613	446,647,613								
				合計		289,655,266		4,430,792,072	2,284,870,030
2,284,870,030	4,430,792,072			合計		289,655,266		4,430,792,072	2,284,870,030

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	果 計	
病院事業収益	920,573	76,134,994	144,161,041	776,411,959
1 医業収益	826,859	75,421,414	143,395,221	683,468,779
1. 入院収益	486,336	44,495,839	84,361,285	401,974,715
2. 外来収益	319,303	29,123,906	55,945,444	263,357,556
3. その他医業収益	21,220	1,801,669	3,088,492	181,315,08
2 医業外収益	53,234	713,580	765,820	52,468,180
1 受取利息配当金	1,300			1,300,000
2 他会計補助金	38,707			38,707,000
3 患者外給食収益	9,868	638,670	643,730	9,224,270
4. その他医業外収益	900	74,910	122,090	777,910
5. 国庫補助金	2,459			2,459,000
3 特別利益	40,480			40,480,000
病院事業費用	1,264,704	78,717,521	145,977,372	1,118,726,628
1 医業費用	1,076,466	78,156,175	142,869,182	933,596,818
1. 給与費	641,870	40,678,084	73,784,109	568,085,891
2. 材料費	326,711	25,351,086	50,063,220	276,647,780

3. 經	費	87,007	1,191,779.5	1,838,723.3	68,619,767
4. 減	價 償 却 費	15,637			15,637,000
5. 資	產 減 耗 費	1			1,000
6. 研	究 研 修 費	5,240	209,210	634,620	4,605,380
2	醫 業 外 費 用	187,937	561,346	3,108,190	18,482,881.0
1.	支 弘 利 息 及 公 債 取 投 諸 費	181,108		1,981,161	17,912,683.9
2.	患 者 外 給 食 材 料 費	6,829	561,346	1,127,029	5,701,971
3	特 別 損 失	1			1,000
4	予 備 費	300			300,000
	資 本 的 收 入	889,813			889,813,000
1	他 會 計 出 資 金	20,813			20,813,000
2	企 業 債	869,000			869,000,000
	資 本 的 支 出	930,293	986,720	1,008,740	9,292,842.60
1	建 設 改 良 費	875,733	986,720	1,008,740	8,747,242.60
1.	看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233			1,233,000
2.	器 械 備 品 購 入 費	5,500	968,000	968,000	4,532,000
3.	病 院 增 設 事 業 費	869,000	18,720	40,740	8,689,959.260
2.	企 業 債 償 還 金	14,080			14,080,000
3	公 立 病 院 特 例 債	40,480			40,480,000

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年5月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	果 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	44,495,839	84,361,285
外 来 収 益	29,123,906	55,945,444
そ の 他 医 業 収 益	1,801,669	3,088,492
計	75,421,414	143,395,221
2. 医 業 費 用		
給 材 費	40,678,084	73,784,109
経 理 費	25,351,086	50,063,220
減 価 償 却 費	11,917,795	18,887,233
資 産 研 究 費	209,210	684,620
計	78,156,175	142,869,182
3. 医 業 外 収 益	△2,734,761	526,039
受 取 利 息 配 当 金		

他会計補助金					
患者外給食収益	638,670			643,730	
その他医療外収益	74,910			122,090	
計			713,580		765,820
4. 医療外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費				1,981,161	
患者外給食材料費	561,346			1,127,029	
雑損					
計			561,346		3,108,190
通常利益					
					△1,816,331
5. 特別利益					
6. 特別損失					
当月分純利益					△1,816,331
上記当月分収益中	健保未収金	66,582,660円			
上記当月分費用中	未払金	23,675,840円			

資 金 予 算 表

昭和52年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収	事業収益	11,447,870円	65,000,000円	68,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業業債			300,000,000
	過年度未収金	66,733,307		
	一時借入金		50,000,000	
	預り金	7,802,435	10,000,000	7,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	1,205,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	合計	87,188,612	126,000,000	376,000,000



区分	科目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
支	事業費用	5,498,105.9 <sup>円</sup>	12,712,100 <sup>円</sup>	9,353,600 <sup>円</sup>
	建設改良費	986,720	2,500,000	300,000,000
	企業債償還金		4,793,000	1,628,000
	貯蔵品購入費	6,503,000		
	過年度未払金	16,714,190	4,693,000	
	一時借入金返還			
	預り金還付	7,881,651	7,000,000	10,000,000
	前払金	78,056		
	期間外費用			
	予納金還付	1,155,000	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合計	88,299,676	14,710,700	406,164,000
	収支差引	△1,111,064	△21,107,000	△30,164,000
	前年度又は前月より繰越	55,641,172	54,530,108	33,423,108
差引	翌年度又は翌月へ繰越	54,530,108	33,423,108	3,259,108

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年度5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年9月6日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年9月5日
- 2 検査の対象 昭和51年度5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 表

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	13,465,553,384	△455,698,673 3,759,358,726	16,769,213,437	16,065,675,250	△42,040,294 1,010,711,030	
歳入歳出外現金						
特別歳入歳出外現金						
府 税						
特 別 会 計	国民健康保険	1,961,082,336	△2,048,673 37,706,667	1,996,740,330	1,793,383,235	△1,124,497 163,563,221
	土地区画 整理事業	4,431	0	4,431	11,783,993	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	15,426,640,151	△457,747,346 3,797,065,393	18,765,958,198	17,870,842,478	△43,164,791 1,174,274,251	
基 金	用品調達					
	同 和 更 生 資 金 貸 付	56,362,981	1,713,070	58,076,051	6,750,000	1,099,814
	財政調整					
	土地開発					
合 計	56,362,981	1,713,070	58,076,051	11,280,299	1,099,814	

算 書

昭和52年5月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	翌年度へ繰越すべき財源	翌年度より繰上充用金	差引残高	摘 要
計					
17,034,345,986	△265,132,549	△426,513,957	619,646,506	0	
1,955,821,959	40,918,371			40,918,371	
11,783,993	△11,779,562		11,779,562	0	
0	0			0	
19,001,951,938	△235,993,740	△426,513,957	703,426,068	40,918,371	
7,849,814	50,226,237			50,226,237	
7,849,814	50,226,237			50,226,237	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計				
特 別 会 計	国 保 事 業	40,918,371	40,918,371	
	土 地 区 画 整 理 事 業			
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達			
	同 資 和 更 生 金 貸 付	50,226,237	2,226,237	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別歳入歳出外現金				
歳入歳出外現金				
府 税				
住 宅 敷 金				
合 計	91,144,608	43,144,608		48,000,000

管 方 法

昭和52年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農	協	郵 便 局		

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,617,802,000	3,579,737,536	△1,523,655 96,540,508
地 方 譲 与 税	81,625,000	81,625,000	0
自 動 車 取 得 税 金 交 付	96,900,000	96,138,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	50,326,000	50,326,000	0
地 方 交 付 税	2,839,138,000	2,839,138,000	0
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付	15,000,000	15,118,000	0
分 担 金 及 負 担 金	169,441,000	168,613,255	△4,100 22,950
使 用 料 及 手 数 料	132,990,000	142,118,709	△223,020 480,780
国 庫 支 出 金	3,908,403,000	2,621,220,973	3,537,487,746
府 支 出 金	2,773,365,000	888,515,247	1,450,201,441
財 産 収 入	190,750,000	42,979,563	記 24,300 △101,630,891 102,730,205
寄 附 金	75,641,000	52,145,100	26,765,369
繰 入 金	100,000	0	1,558,119
諸 収 入	2,020,524,000	1,039,316,001	記△24,300 52,317,507 167,810,608
市 債	3,767,335,000	1,606,755,000	△300,000,000 1,559,500,000
繰 越 金	241,807,000	241,807,000	0
合 計	19,981,147,000	13,465,553,384	△455,698,673 3,759,358,726



## 調 書

昭和52年5月31日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	計	過 不 足	
3,674,754,389	56,952,389		101.57
81,625,000		0	100.00
96,138,000		762,000	99.21
50,326,000		0	100.00
2,839,138,000		0	100.00
15,118,000	118,000		100.79
168,632,105		808,895	99.52
142,376,469	9386,469		107.06
2,974,969,719		933,433,281	76.12
2,338,716,688		434,648,312	84.33
44,103,677		146,646,323	23.12
78,910,469	3,269,469		104.32
1,558,119	1,458,119		1558.12
1,154,784,802		865,739,198	57.15
2,866,255,000		901,080,000	76.08
241,807,000		0	100.00
16,769,213,437		3,211,933,563	83.93

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	152,127,000	148,879,512	△413 446,453
総 務 費	3,146,056,000	3,030,069,003	△990,7329 68,367,196
民 生 費	3,905,893,000	3,743,264,093	記△5,709,081 △3,044,384 68,296,652
衛 生 費	1,443,850,000	1,316,082,261	△14,061 43,693,650
勞 働 費	66,015,000	62,846,721	3,082,863
農 林 水 産 業 費	145,277,000	133,406,183	△24,164 11,311,886
商 工 費	139,196,000	136,899,335	1,412,040
土 木 費	5,422,838,000	2,774,626,966	記△3,709,69 △40,610 661,664,602
消 防 費	361,618,000	357,578,961	記10,000 2,765,972
教 育 費	3,024,421,000	2,347,243,092	記5,686,035 △5,388,008 75,278,359
公 債 費	1,667,552,000	1,634,734,424	△23,621,325 56,436,799
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	47,503,000	26,693,368	記384,015 17,954,558
予 備 費	3,931,000	0	0
前年度繰上充用金	287,000,000	286,481,331	0
合 計	19,981,147,000	16,065,675,250	△4,204,0294 1,010,711,030

調 書

昭和52年5月31日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
149,325,552	2,801,448	98.16
3,088,528,870	57,527,130	98.17
3,702,807,280	203,085,720	94.80
1,359,761,850	84,088,150	94.18
65,929,584	85,416	99.87
144,693,905	583,095	99.60
139,311,375	884,625	99.36
3,435,879,989	1,986,958,011	63.36
360,354,933	1,263,067	99.65
2,422,819,478	601,601,522	80.11
166,754,9898	2,102	99.99
166,870,000	1,000,000	99.40
45,031,941	2,471,059	94.80
0	3,931,000	
286,481,331	518,669	99.82
17,034,345,986	2,946,801,014	85.25

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年9月6日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年9月5日
- 2 検査の対象 昭和52年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 表

収 支 計

区 分	収 入 支					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	670,947,705	△1,539,755 1,487,052,880	2,156,460,830	1,196,563,614	△1,353,616 2,226,077,267	
歳入歳出外現金	116,485,295	41,755,296	158,240,591	46,562,673	34,152,675	
特別歳入歳出外現金	300,800,199	789,504,202	1,090,304,401	290,402,078	582,811,513	
府 税	111,782,721	△2,178,784 55,424,919	165,028,856	47,248,718	63,177,795	
特 別 会 計	国民健康保険	79,055,715	△113,121 406,103,410	485,046,004	18,611,390	△86,046 17,158,213
	土地区画 整理事業	0	0	0	0	11,779,562
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	1,279,071,635	△3,831,660 2,779,840,707	4,055,080,682	1,599,388,473	△1,439,662 2,935,157,025	
基 金	用品調達	4,485,078	0	4,485,078	733,644	1,838,239
	同 和 更 生 資 金 貸 付					
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	0	1,091,424	1,091,424	0	0
	住 宅 敷 金	9,598,693	246,000	9,844,693	0	0
合 計	14,083,771	1,337,424	15,421,195	733,644	1,838,239	

算 書

昭和52年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,421,287,265	△1,264,826,435	1,760,000,000	△11,779,562	483,394,003	
80,715,348	77,525,243			77,525,243	
873,213,591	217,090,810			217,090,810	
110,426,513	54,602,343			54,602,343	
35,683,557	449,362,447			449,362,447	
11,779,562	△11,779,562		11,779,562	0	
0	0			0	
4,533,105,836	△478,025,154	1,760,000,000		1,281,974,846	
2,571,883	1,913,195			1,913,195	
0	1,091,424			1,091,424	
0	9,844,693			9,844,693	
2,571,883	12,849,312			12,849,312	

現金の保

区分	現在高	内		
		普通預金	当座	定期預金
一般会計	483,394,000	253,394,003		200,000,000
特別会計	国保事業	449,362,447	449,362,447	
	土地区画整理事業			
	公共用地先行取得事業			
基金	用品調達	1,913,195	106,940	1,806,255
	同和更生資金貸付			
	財政調整			
	土地開発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	236,100,142	217,090,810		
歳入歳出外現金	77,525,243	77,525,243		
府税	54,602,343	54,602,343		
住宅敷金	9,844,693	1,575,579		8,269,114
合計	1,313,833,490	1,054,748,789	1,806,255	208,269,114



管 方 法

昭和52年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農	協 郵 便 局			
	30,000,000			
14,804,760	4,204,572			大阪公 137 4,204,547 大阪 24,223 25
14,804,760	34,204,572			

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,022,533,000	9,184,078	△1,446,428 462,605,482
地 方 譲 与 税	84,195,000		
自 動 車 取 得 税 金 交 付	118,159,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	59,837,000		
地 方 交 付 税	2,833,057,000	572,189,000	136,012,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	16,900,000		
分 担 金 及 負 担 金	258,857,000	12,800	116,385,500
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	14,317,520	△73,200 17,148,125
国 庫 支 出 金	4,221,922,000	28,150,000	160,962,000
府 支 出 金	1,420,800,000		696,000
財 産 収 入	251,961,000	6,000	6,122
寄 附 金	30,000,000		
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	2,627,138,000	47,088,307	△20,127 148,720,598
市 債	2,958,554,000		143,000,000
繰 越 金	426,513,957		400,000,000
合 計	19,529,981,957	670,947,705	△1,539,755 1,487,052,880

調 書

昭和52年5月31日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
470,343,135		3,552,189,865	11.69
		84,195,000	
		118,159,000	
		59,837,000	
708,201,000		2,124,856,000	25.00
		16,900,000	
11,651,350		247,205,650	4.50
31,392,445		168,062,555	15.74
189,112,000		4,032,810,000	4.48
6,960,000		1,413,840,000	0.49
12,122		251,948,878	0.01
		30,000,000	
		100,000	
195,788,778		2,431,349,222	7.45
143,000,000		2,815,554,000	4.83
400,000,000		265,139,57	93.78
2,156,460,830		17,373,521,127	11.04

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	152,610,000	9,911,002	△64,500 9,859,058
総 務 費	1,734,768,000	241,239,098	△224,765 963,708,20
民 生 費	4,486,498,000	232,146,538	△612,435 302,966,188
衛 生 費	1,291,534,000	50,169,643	142,098,270
労 働 費	67,585,000	4,705,913	△402,416 4,127,086
農 林 水 産 業 費	207,860,000	5,545,667	△49,500 4,503,077
商 工 費	149,776,000	66,111,956	488,4534
土 木 費	4,863,265,957	20,642,160	21,458,414
消 防 費	379,329,000	20,363,835	23,829,942
教 育 費	3,257,566,000	335,016,402	402,892,936
公 債 費	1,981,684,000	120,711,400	397,082,162
諸 支 出 金	207,203,000	90,000,000	116,003,000
災 害 復 旧 費	5,303,000		1,780
予 備 費	45,000,000		
前 年 度 繰 上 充 用 金	700,000,000		700,000,000
合 計	19,529,981,957	1,196,563,614	△1,353,616 2,226,077,267

調 査

昭和52年5月31日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
19,705,560	132,904,440	12.91
337,385,153	1,397,382,847	19.45
534,500,291	3,951,997,709	11.91
192,267,913	1,099,266,087	14.89
8,430,583	59,154,417	12.47
9,999,244	197,860,756	4.81
70,996,490	78,779,510	47.40
42,100,574	4,821,165,383	0.87
44,193,777	335,135,233	11.65
737,909,338	2,519,656,662	22.65
517,793,562	1,463,890,438	26.81
206,003,000	1,200,000	99.42
1,780	530,1220	0.01
	45,000,000	
700,000,000	0	100.00
3,421,287,265	16,108,694,692	17.52

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年9月6日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年9月5日
- 2 検査の対象 昭和52年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 表

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,556,460,830	△628,559 1,664,839,985	3,820,672,256	3,421,287,265	△88,209,800 1,623,065,068	
歳入歳出外現金	158,240,591	38,349,936	196,590,527	80,715,348	64,190,751	
特別歳入歳出外現金	1,090,304,401	757,774,342	1,848,078,743	873,213,591	670,359,085	
府 税	165,028,856	△18,911 27,696,000	192,705,945	110,426,513	62,877,399	
特 別 会 計	国民健康保険	485,046,004	△764,007 99,549,771	583,831,768	35,683,557	△182,846 175,274,309
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,779,562	0
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	4,055,080,682	△1,411,477 2,588,210,034	6,641,879,239	4,533,105,836	△88,292,646 2,595,766,612	
基 金	用品調達	4,485,078	6,244,599	10,729,677	2,571,883	5,738,804
	同 和 更 生 資 金 貸 付		20,316,237	50,316,237		0
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	1,091,424	0	1,091,424	0	0
	住 宅 敷 金	9,844,693	55,500	9,900,193	0	57,700
合 計	15,421,195	56,616,336	72,037,531	2,571,883	5,796,504	



算 書

昭和52年6月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
4,956,142,533	△1,135,470,277	2,010,000,000	△11,779,562	862,750,161	
144,906,099	51,684,428			51,684,428	
1,548,572,676	304,506,067			304,506,067	
178,308,912	19,402,033			19,402,033	
210,775,020	373,056,748			373,056,748	
11,779,562	△11,779,562		11,779,562	0	
0	0			0	
7,040,479,802	△398,600,563	2,010,000,000		1,611,399,437	
8,310,687	2,418,990			2,418,990	
0	50,316,237			50,316,237	
0	1,091,424			1,091,424	
57,700	9,842,493			9,842,493	
8,368,387	63,669,144			63,669,144	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	862,750,161	612,750,161		200,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	373,056,748	373,056,748	
	土 地 区 画 業			
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達	2,418,990	722,512	1,696,478
	同 資 和 更 生 金 貸 付	50,316,237	2,316,237	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	339,524,286	304,506,067		
歳入歳出外現金	51,684,428	51,684,428		
府 税	19,402,033	19,402,033		
住 宅 敷 金	9,842,493	1,573,379		8,269,114
合 計	1,710,086,800	1,367,102,989	1,696,478	256,269,114

管 方 法

昭和52年6月30日現在(単位円)

訳				備	考
農	協	郵 便 局			
		50,000,000			
34,921,681		96,538		大阪公 187	95,641
				大阪 24,223	897
34,921,681		50,096,538			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,134,215,000	4,703,443,135	△619,559 599,082,846
地 方 譲 与 税	84,195,000		
自 動 車 取 得 税 金 交 付	118,159,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	59,837,000		
地 方 交 付 税	2,833,057,000	708,201,000	708,201,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	16,900,000		
分 担 金 及 負 担 金	258,857,000	11,651,350	記△251,200 △9,000 12,922,425
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	31,392,445	記251,200 16,558,801
国 庫 支 出 金	4,221,922,000	189,112,000	106,103,000
府 支 出 金	1,423,183,000	6,960,000	8,422,000
財 産 収 入	251,961,000	12,122	101,635,871
寄 附 金	30,000,000		
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	2,642,408,000	195,788,778	85,400,085
市 債	2,972,154,000	148,000,000	
繰 越 金	426,513,957	400,000,000	26,513,957
合 計	19,672,916,957	2,156,460,830	△628,559 1,664,839,985

調 書

昭和52年6月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,068,806,422		3,065,408,578	25.85
		84,195,000	
		118,159,000	
		59,837,000	
1,416,402,000		1,416,655,000	50.00
		16,900,000	
243,135,75		234,543,425	9.39
48,202,446		151,252,554	24.17
295,215,000		3,926,707,000	6.99
15,382,000		1,407,801,000	1.08
101,647,993		150,313,007	40.34
		30,000,000	
		100,000	
281,188,863		2,361,219,137	10.64
143,000,000		2,829,154,000	4.81
426,513,957			100.00
3,820,672,256		15,852,244,701	19.42

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	152,610,000	19,705,560	23,932,956
総 務 費	1,783,271,000	337,385,153	△741,920 196,201,050
民 生 費	4,506,288,000	534,500,291	△12,008,450 456,523,935
衛 生 費	1,299,554,000	192,267,913	△33,568,884 114,352,542
労 働 費	67,885,000	8,430,583	△462,702 7,093,358
農 林 水 産 業 費	208,263,000	9,999,244	12,448,380
商 工 費	153,266,000	70,996,490	11,683,292
土 木 費	4,863,265,957	42,100,574	463,315,247
消 防 費	380,402,000	44,193,777	△2,000 52,748,608
教 育 費	3,318,922,000	737,909,338	△24,000 225,594,087
公 債 費	1,981,684,000	517,793,562	△33,048,350 59,161,663
諸 支 出 金	207,203,000	206,003,000	
災 害 復 旧 費	5,303,000	1,780	9,950
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 繰 上 充 用 金	695,000,000	700,000,000	△8,353,494
合 計	19,672,916,957	3,421,287,265	△88,209,800 1,623,065,068

調 書

昭和52年6月30日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 対 対 る 支 出 割 合
計		
43,638,516	108,971,484	28.59
532,844,283	1,250,426,717	29.88
979,015,776	3,527,272,224	21.73
273,051,571	1,026,502,429	21.01
15,061,239	52,823,761	22.19
22,447,624	185,815,376	10.78
82,679,782	70,586,218	53.95
505,415,821	4,357,850,136	10.39
96,940,385	283,461,615	25.48
963,479,425	2,355,442,575	29.03
543,906,875	1,437,777,125	27.45
206,003,000	1,200,000	99.42
11,730	5,291,270	0.22
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
4,956,142,533	14,716,774,424	25.19

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年9月6日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年9月5日
- 2 検査の対象 昭和52年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



6月分月次合計残高試算表

昭和52年6月30日現在

6月分月次合計残高試算表

残	借		方		勘定科目	貸		方	
	高	合計	本月	計		本月	計		残
310,571,953	310,571,953				資産の部				
188,852,469	188,852,469				土地				
226,837,714	226,837,714				建物				
28,327,757	28,327,757				構築物				
7,739,149	7,739,149			48,400	機械装置				
11,999,553	11,999,553			478,000	量水器				
227,40,707	227,40,707				車輛及運搬器具				
2,001,609,877	2,001,609,877			32,475,298	工具器具及備品				
360,000	360,000				建設仮勘定				
202,500	202,500				水利権				
210,000	210,000				電話加入権				
125,908,534	1,065,153,250			27,475,189	現金	188,328,131	939,244,716		
110,796,487	920,759,948			169,843,363	普通預金	169,843,363	920,759,948		
47,484,021	245,068,945			49,564,904	当座預金	44,430,386	134,272,458		
	86,273,529			168,61,250	未収収益	128,33,467	38,789,508		
60,000	60,000				貯蓄				
135,000	135,000				仮払金				
230,000	230,000				借入金				
100,000,000	200,000,000			100,000	投資有価証券				
	200,000,000				保有有価証券				
	86,659,980			19,084,670	短期貸付金	100,000,000	100,000,000		
					負債の部				
					未払費用	16,861,250	100,637,160	13,977,180	
	300,000,000				一時借入金	50,000,000	90,000,000	60,000,000	
	1,566,800			3,640,000	前受金	2,292,000	3,488,461	1,921,661	
	2,206,929			938,257	預り金	10,309,907	27,348,009	5,278,080	
					預り担保有価証券	100,000	230,000	230,000	



6 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和52年6月30日現在

( 収 入 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	870,409,000	38,646,687	187,831,037	682,577,963
1 営業収益	704,809,000	52,500,004	173,725,758	531,083,242
1 給水収益	666,309,000	49,519,679	148,750,078	517,558,922
2 受託工事収益	30,000,000	47,040	1,841,520	28,158,480
3 その他の営業収益	8,500,000	2,933,285	23,134,160	△14,634,160
2 営業外収益	165,500,000	6,146,683	14,044,139	151,455,861
1 加入金	150,000,000	5,410,000	1,2710,000	137,290,000
2 受取利息	2,500,000	600,003	674,554	1,825,446
3 雑収益	3,000,000	136,680	659,585	2,340,415
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
3 特別利益	100,000	0	6,1140	38,860
1 過年度損益修正益	100,000	0	6,1140	38,860

① 資本的収入	707,033,531	0	43,236,320	663,797,211
1 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
1. 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
2 工事負担金	102,533,531	0	11,236,320	91,297,211
1. 工事負担金	102,533,531	0	11,236,320	91,297,211
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1. 国庫補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
収入合計	1,577,442,531	58,646,687	231,067,357	1,346,375,174

6 月分予算執行報告書 乙

昭和52年6月30日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	770,292,552	1,884,354,774	951,806,526
1 営業費用	862,567,000	770,292,552	1,829,966,710	679,570,290
1. 原水及浄水費	450,459,000	399,879,332	93,523,040	356,935,960
2. 配水及給水費	116,124,000	12,128,337	23,418,281	92,705,719
3. 受託工事費	30,000,000	47,040	1,724,520	28,275,480
4. 業務費	100,153,000	13,048,733	24,884,902	75,268,098
5. 総係費	76,653,000	9,480,000	19,212,287	57,440,713
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7. 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8. その他の営業費用	5,000,000	2,337,510	2,023,3680	△15,233,680
2 営業外費用	276,475,000	0	5,301,984	271,173,016
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	276,425,000	0	5,301,984	271,123,016
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	特別損失	200,000	0	1,36,780	63,220
1.	過年度損益修正損	200,000	0	1,36,780	63,220
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本的支出	863,951,913	33,387,298	116,690,907	747,261,006
1	建設改良費	805,494,913	33,387,298	116,690,907	688,804,006
1.	事務費	19,113,153	2,897,206	5,328,951	13,784,202
2.	擴張工事費	632,801,229	20,470,302	84,597,302	548,203,927
3.	改良工事費	35,000,000	4,785,120	9,660,219	25,339,781
4.	配水管整備事業費	30,135,000	0	3,150,000	26,985,000
5.	光明台水道施設建設費	66,533,531	4,322,670	9,341,635	57,191,896
6.	營業設備費	2,191,200	91,200	4,612,800	1,729,920
2	企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
1.	企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
	支出合計	2,004,193,913	110,416,850	305,126,381	1,699,067,532

和泉市水道事業損益計算書(6月分)

(昭和52年6月1日より昭和52年6月30日まで)

	円	円	円
1. 営業収益			
① 給水収益	49,519,679		
② 受託工事収益	47,040		
③ その他の営業収益	<u>2,933,285</u>	52,500,004	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	39,987,932		
② 配水及び給水費	12,128,337		
③ 受託工事費	47,040		
④ 業務費	13,048,733		
⑤ 総係費	9,480,000		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	0		
⑧ その他の営業費用	<u>2,337,510</u>	<u>77,029,552</u>	
営業損失			24,529,548
3. 営業外収益			
① 加入金	5,410,000		
② 受取利息	600,003		
③ 雑収益	136,680		
④ 他会計補助金	0	6,146,680	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	0		
② 雑支出	0	0	6,146,680
当月分経常損失			18,382,868
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	0	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	0	0	0
当月分純損失			<u>18,382,868</u>



資 金 予 算 額

昭和52年7月10日

科 目		月 次	6月執行済額	7月予定額	8月予定額	9月予定額
前 月 繰 越 金			39,694,768	126,118	19,958	7,878
収	営 業 収 益		42,494,801	50,000	55,000	50,000
	営 業 外 収 益		6,146,683	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金		3,642,205	8,000	5,000	1,000
	企 業 債		0	0	0	0
	工 事 負 担 金		0	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金		50,000,000	0	0	400,000
	預 り 金		1,677,250	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
	前 受 金		2,292,000	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金		100,000,000	0	0	100,000
	計		206,252,939	76,000	78,000	569,000
支	営 業 費 用		73,160,455	45,000	45,000	45,000
	営 業 外 費 用		0	10,983	8,275	97,890
	前年度未払費用及未払金		0	0	0	0
	建 設 改 良 費		24,422,928	84,000	17,000	33,000
	貯 蔵 品		19,084,670	40,177	10,000	12,000
	企 業 債 償 還 金		0	0	7,805	21,187
	一 時 借 入 金 返 還		0	0	0	350,000
	預 り 金 返 還		749,600	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		2,411,520	1,000	1,000	1,000
		計		119,829,173	182,160	90,080
収 支 差 引 額			126,118,534	19,958	7,878	15,801

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年9月6日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年9月5日
- 2 検査の対象 昭和52年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6月分月次合計残高試算表

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借		貸		勘 定 科 目	方	高	
	果	計	当	計				残
					資 産 の 部			
150,995,865	150,995,865				土 地			
240,415,659	240,415,659				建 物			
284,8487	284,8487				構 築 物			
3,330,000	3,330,000		209,000		車 輛			
48,470,525	48,470,525				機 械 及 備 品			
138,124	138,124				有 価 証 券			
9,499,235	9,499,235				投 資			
					減 価 償 却 引 当 金		73,670,840	
480,79,735	1,235,969,181	137,564,320			普 通 預 金	14,401,4693	1,187,889,446	
134,388,132	196,495,598	68,664,890			未 収 金	60,192,832	62,107,466	
15,609,012	89,446,857	24,958,070			貯 蔵 品	2,482,4046	73,837,845	
84,4719	84,4719				前 払 金			
23,100,000	23,100,000				定 期 預 金			
16,473,470	142,708,871				過 年 度 未 収 金	940,929	1,262,355,401	
					負 債 の 部			
	850,000,000				一 時 借 入 金	50,000,000	90,000,000	
	24,226,000	1,772,280			未 払 金	2,495,8070	49,725,010	
					仮 受 金			
	2,777,0808	9,630,824			預 り 金	1,492,7087	40,091,164	
	3,235,000	980,000			予 納 金	980,000	4,583,000	
	308,034	309,034			固 定 負 債		1,755,7937	
					公 立 病 院 特 例 債		283,440,000	
	53,512,805	4,693,235			過 年 度 未 払 金		53,512,805	
							0	

					資本の部				
					自己資本				
					借入	4,485,000			202,328,371
1,001,356,862	4,485,000				繰越欠損				656,730,689
	1,001,356,862				資本剰余				1,118,000
					収益の部				
	4,536		2,946		入院		46,288,797		130,651,672
	1,126,37		10,637		外来		30,466,580		86,514,024
	2,500				その他医療		1,835,765		492,6757
					受取利息配当				
					他会計補助				
					患者外給食		615,280		1,259,010
	540				その他医療外		81,490		204,120
					費用の部				
					給与	910,512,14			
164,835,323	164,835,323				材料	26,444,966			
76,508,186	76,508,186				経費	7,992,105			
2,637,9338	2,637,9338				減価償却				
					資産減耗				
826,280	826,280				研究修費	191,660			
4,739,609	4,739,609				支払利息及び企業債取扱諸費	2,758,448			
1,685,319	1,685,319				患者外給食材料	558,290			
					建設仮勘定	18,080			
446,665,693	446,666,693				合計	400,125,519		400,125,519	483,091,7591
2,417,189,573	483,091,7591								2,417,189,573

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	果 計	
病院事業収益	920,573 <sup>円</sup>	79,274,829	228,485,370	697,137,630
1 医療業収益	826,859	78,577,559	221,972,780	604,886,220
1. 入院収益	486,336	46,285,851	130,647,136	355,688,864
2. 外来収益	319,303	30,455,943	86,401,387	232,901,613
3. その他医療収益	21,220	1,885,765	4,924,257	16,295,743
2 医療外収益	58,234	696,770	1,462,590	51,771,410
1. 受取利息配当金	1,300			1,300,000
2. 他会計補助金	38,707			38,707,000
3 患者外給食収益	9,868	615,980	1,259,010	8,608,990
4 その他医療外収益	900	81,490	208,580	696,420
5. 国庫補助金	2,459			2,459,000
3 特別利益	40,480			40,480,000
病院事業費用	1,264,704 <sup>円</sup>	128,996,683	274,974,055	989,729,945
1 医療業費用	1,076,466	125,679,945	268,549,127	807,916,873
1. 給与費	641,870	91,051,214	164,835,323	477,034,677
2. 材料費	326,711	26,444,966	76,508,186	250,202,814

3. 經費	87,007	7,992,105	26,379,338	60,627,662
4. 減價償却費	15,637			15,637,000
5. 資產減耗費	1			1,000
6. 研究修費	5,240	191,660	826,280	441,3720
2 醫業外費用	187,937	3,316,738	6,424,928	181,512,072
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	181,108	2,758,448	4,739,609	176,368,391
2. 患者外給食材料費	6,829	558,290	1,685,319	5,143,681
3 特別損失	1			1,000
4 予備費	300			300,000
資本的收入	889,813 <sup>円</sup>			889,813,000
1 他會計出資金	20,813			20,813,000
2 企業債	869,000			869,000,000
資本的支出	930,293	6,901,114	7,909,854	92,238,146
1 建設改良費	875,733	2,416,114	3,424,854	87,230,8146
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233	308,034	308,034	924,966
2. 器械備品購入費	5,500	2,090,000	3,058,000	2,442,000
3. 病院増設事業費	869,000	1,8080	5,8820	868,941,180
2 企業債償還金	14,080	4,485,000	4,485,000	9,595,000
3 公立病院特例債	40,480			40,480,000

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年6月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	46,285,851		180,647,136
外 来 収 益	30,455,943		86,401,387
そ の 他 医 業 収 益	1,835,765		4,824,257
計		78,577,559	221,972,780
2. 医 業 費 用			
給 材 費	91,051,214		164,835,323
経 理 費	26,444,966		76,508,186
減 価 償 却 費	7,992,105		26,379,338
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	191,660		826,280
計		125,679,945	268,549,127
3. 医 業 外 収 益			
受 取 利 息		△471,023,886	△46,576,347
配 当 金			



他 会 計 補 助 金					
患 者 外 給 食 収 益	615,280			1,259,010	
そ の 他 医 業 外 収 益	81,490			203,580	
計			696,770		1,462,590
4. 医 業 外 費 用					
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,758,448			4,739,609	
患 者 外 給 食 材 料 費	558,290			1,685,319	
雑 損 失					
計			3,316,738		6,424,928
経 常 利 益					
5. 特 別 利 益					
6. 特 別 損 失					
当 月 分 純 利 益			△49,722,354	当月迄の純利益	△51,538,685
上 記 当 月 分 収 益 中	健保未収金	68,664,890円			
上 記 当 月 分 費 用 中	未 払 金	24,958,070円			

資 金 予 算 表

昭和52年6月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	6月の執行済額	7月 予 定	8月 予 定
収	事業収益	70,802,271円	68,000,000円	68,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業負債		539,000,000	
	過年度未収金	940,929		
	一時借入金	50,000,000		50,000,000
	預り金	14,827,537	7,000,000	7,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	980,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	合計	137,550,737	615,000,000	126,000,000

区分	科 目	6月の執行済額	7月予定	8月予定
支	事業費用	104,073,137 円	71,536,000 円	82,296,000 円
	建設改良費	2,416,114	539,000,000	
	企業債償還金	4,485,000	1,628,000	885,000
	貯蔵品購入費	17,722,800	2,200,000	2,200,000
	過年度未払金	4,693,235		
	一時借入金返還			
	預り金還付	9,630,824	11,000,000	7,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	980,000	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合 計	144,001,110	646,164,000	118,181,000
	収 支 差 引	△6,460,373	△81,164,000	12,819,000
差 引	前年度又は前月より繰越	54,530,108	48,079,735	16,915,735
	翌年度又は翌月へ繰越	48,079,735	16,915,735	29,734,735

監査報告第30号

定期監査（第1次分）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく昭和52年度定期監査（第1次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和52年9月12日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

昭和52年度(第1次分)

定期監査結果報告書

和泉市監査委員

和泉監 第 31 号  
昭和 52 年 9 月 12 日

和 泉 市 長 池 田 忠 雄 殿  
和 泉 市 議 会 議 長 坂 上 国 治 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎  
同 藤 原 利 一

### 昭和 52 年定期監査（第 1 次分）結果報告

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づく昭和 52 年度定期監査を実施した  
たので、その結果を同条第 8 項の規定により次のとおり報告する。

## 1. 監査の対象

今回は本市施設のうち、次の各施設を対象に財務事務の執行状況等について監査を実施した。

- 中 学 校 —— 南松尾中学校      槇尾中学校      石尾中学校  
                    富 秋中学校      信太中学校      郷 荘中学校
- 小 学 校 —— 南松尾小学校      緑ヶ丘小学校      南池田小学校  
                    黒 鳥小学校      国 府小学校
- 幼 稚 園 —— 南池田幼稚園      北池田幼稚園
- 保 育 所 —— 横山第1保育園      南池田第2保育園  
                    和泉保育園      鶴山台第1保育園  
                    鶴山台第2保育園      ひまわり保育園  
                    あさひ保育園

- 1 老人解放センター
- 2 休日急病診療所
- 3 勤労青少年ホーム
- 4 市民体育館

## 2. 監査の実施期間

昭和52年5月23日～6月8日

## 3. 監査の方針

本年度の定期監査は、前年度と同様第一次は庁外の各施設機関を、第二次は庁内の各課を実施することとした。

今回は第一次分として昭和51年度中におけるこれら施設の運営管理等事務事業が関係法令及び条例、規則等に則り適正かつ効率的に執行されているかについて指導的な監査を行い、本市の行財政の適正な運営を確保するもの

である。

#### 4. 監査の結果

##### ○ 総括

各施設とも財務に関する事務の執行状況については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部において検討、改善を要する点が見られたので更に精査、研究を重ねられ事務事業の合理的な運営に努め、自治行政の向上に一段の努力をはかられんことを期するものである。

各施設ごとの執行状況は次のとおりである。

##### ○ 中学校・小学校

市立中学校7校、小学校16校のうち中学校6校、小学校5校を対象に主として学校給食会計の経理、その他金銭の出納保管等について監査を実施したが、各学校とも所要の事務処理がおおむね適正になされていることを認めた。

なお、次の点については今後充分に検討し、改善に努められたい。

##### 1. 電気の使用管理について

次表は昭和51年度における電気使用料の学校別比較表である。使用料の多寡については各学校の規模、設備、立地条件等の相異によりある程度の差が生じることは当然のことと考えられるが他面使用の節減につとめ不経済性を排する等自主点検し、適切な管理運営を図られたい。

昭和51年度学校別電気使用料比較表

学 校 名	A小学校	B小学校	C中学校	D中学校
児 童（生徒）数	1,102人	944人	1,173人	323人
学 級 数	31学級	25学級	31学級	17学級
年 間 使 用 料	1,133,420円	2,258,862円	1,558,446円	4,450,346円
1カ月平均使用料	94,451円	188,238円	129,870円	370,862円

(注) 児童(生徒)数、学級数は51年4月現在の数字である。



## 2. プール用水道の使用管理について

次表は昭和51年度におけるプール水道料の学校別比較表である。プールは各学校とも6月上旬より9月下旬頃まで授業あるいはクラブ活動用として使用しているが、とくにA小学校においては他の学校に比して水道料金が著しく高くなっている。これについては漏水又は水量調節管理上等の原因が考えられるが、今後とも各学校においてはメーター、水道の開閉栓の点検の実施等適切な管理体制措置を構ずるよう図られたい。

昭和51年度学校別プール水道使用料比較表

学 校 名	児童(生徒)数	学 級 数	使 用 料
A 小学校	1,102 人	31	920,570 円
B "	644 人	19	139,160 円
C "	944 人	25	126,240 円
D "	403 人	13	114,500 円
E 中学校	699 人	19	277,510 円
F "	203 人	7	107,790 円
G "	323 人	17	211,320 円
H "	1,008 人	27	340,890 円

## 3. 学校校舎等の使用許可について

社会教育等の目的で体育館、校庭等の使用申請がなされた場合の使用許可手続については、おおむね適正に行われていた。しかし、一部その目的外の使用と思われる会合に使用許可している事例がみうけられたが、これら目的外使用に対する使用許可の是非及び使用許可した場合における使用料(実費負担金)の徴収についても充分検討されたい。

なお、本市においては、学校施設の使用に関して規定に不十分な面があると思われるので、使用制限、使用料等についての規則を制定する等使用許可基準の明確化を図られたい。

#### 4. 公衆電話設置手数料の取扱いについて

公衆電話設置により生じる手数料は市の収入として措置されており、おおむね適正に処理されているが、一部累積未納の学校がみられた。早期に納入処理するよう留意されたい。

#### ○ 幼稚園

市立幼稚園7園のうち今回は南池田幼稚園と本年度新設された北池田幼稚園を対象に、主として保育料の徴収手続を中心に監査を実施したが、各園における事務の執行状況はおおむね適正になされていることを認めた。

#### ○ 保育所

市立保育所21園のうち今回は7園を対象に、主として保育料の徴収手続を中心に監査を実施したが、各保育園における事務の執行状況はおおむね適正になされていることを認めた。

なお、次の点については今後十分に検討し改善に努められたい。

#### 1. 給食費実費徴収金の納入手続について

保育実習生等に対する給食費を徴収し、市へ納入している保育所において個人別徴収明細が添付されていない事例が一部みられた。今後個人別の徴収状況及び金銭の出納関係の明確化を図るよう適切な事務処理をされたい。

#### ○ 老人解放センター

#### 1. 事務の概要

当センターは、同和地区老人の教養の向上、健康の増進等を図るため識字教室等各種教養講座の開設及び機能回復訓練事業、入浴事業、健康診断等を実施するほか他校区老人クラブとの交流を行うなど老人の解放

に資するための利用に供しており、所長以下16名の職員が当センターの管理運営にあっている。

## 2. 事務の執行状況

### (イ) センターの利用状況について

昭和51年度の当センターの利用者は延べ29,248人で、1日平均の利用者数は99人となっている。

主な行事の内容は、識字教室ほか7教室がそれぞれ月1回ないし4回開催されるほか随時に映画会、講話会等を設けている。機能回復訓練(月8回)、血圧測定(月4回)、健康診断(月1回)等も定期的に、入浴事業については毎平日実施している。

### (ロ) 予算の執行状況等について

医師、療法士等及び教養講座講師に対する報償及び謝礼の支出手続、各種委託業務の契約手続等についておおむね適正に執行されている。その他会員証の交付手続、車輛の運行管理等についても適正に処理運営されている。

## ○ 休日急病診療所

### 1. 事務の概要

当診療所は医療需要の増加のなかで、休日の急病措置対策として市民に応急的な医療を提供するため、医療団体等の協力を得て設置されたものであり、診療科目は内科、小児科の2科となっている。

当診療所は昭和51年11月23日に開設され、日曜、祝祭日及び年末年始(12月31日～1月3日)に診療を実施しており、医師2名を含む7名が従事している。

### 2. 事務の執行状況

昭和51年度における患者利用状況等については次表のとおりであり、1日最高患者数は51年1月2日の51名、また、1日平均患者数は約

30名となっている。

当診療所の経理手続、薬品の受払状況等についての事務処理はおおむね適正に執行されている。

昭和51年度患者利用状況表

月別	開設日数	患者数	窓口収入	保険収入	合計
11月	2日	29名	23,550円	53,351円	76,901円
12月	5日	127名	114,254円	253,457円	367,711円
1月	8日	278名	281,626円	695,187円	976,813円
2月	5日	168名	158,506円	368,879円	527,385円
3月	5日	130名	116,937円	294,481円	411,418円
合計	25日	732名	694,873円	1,665,355円	2,360,228円

○ 勤労青少年ホーム

1. 事務の概要

当ホームは当市の中小企業に働く勤労青少年の保護及び福祉の増進を図るため設置されたもので、料理教室等の教養講座の開講及び卓球、バドミントン等のクラブ同好会をはじめ勤労青少年を対象とした各種の行事を実施しており、所長以下5名の職員がホームの管理運営にあっている。

2. 事務の執行状況

(1) ホームの利用状況について

当ホームの利用については、利用証の交付による登録制となっており、51年度末現在の登録者数は男子232名、女子193名の計425名である。また、教養講座として料理、書道等5講座を毎週1回、クラブ同好会も毎週1回ないし2回それぞれ開講しており、1カ月平均のホーム利用者は約560人である。なお、今後ともより多く

の勤労青少年の利用に供すべく積極的な対策を講ぜられたい。

(ロ) ホームの利用手続等について

当ホームの使用については原則として使用料を徴収していないが、一部目的外の使用に関しては条例に基づき使用料を徴収しており、昭和51年度13件17,000円を徴収している。これら使用料の徴収事務及び利用証の交付、使用許可手続等についてはおおむね適正に執行されている。

○ 市民体育館

1. 事務の概要

当体育館は市民の体育、スポーツの振興及び保健の増進を図るため昭和51年度に設置された施設であり、バレーボール、バトミントン等の各種スポーツ教室の開設や団体及び個人による使用等広範な市民の利用に供されており、館長以下5名の職員が体育館行事の運営、管理にあたっているほか市民グラウンド、テニスコート、プール等の社会体育施設の管理にもあたっている。

2. 事務の執行状況

当体育館は、昭和51年5月30日にオープン行事を実施し、7月より本格的に市民の利用に供しており、バレーボール、バスケットボール、卓球、体力づくり等のスポーツ教室を開講するなど積極的に本市スポーツ、体育の振興に寄与している。昭和51年度の当体育館利用総数は、13,488人でその内訳は次表のとおりである。

昭和51年度体育館利用者の状況表

月	体育館 行事	スポーツ 教室	団体 使用	月別 会員	個人 使用	勤労青少年 ホーム教室	利用者 合計
6	780 <sup>人</sup>	0 <sup>人</sup>	0 <sup>人</sup>	0 <sup>人</sup>	0 <sup>人</sup>	0 <sup>人</sup>	780 <sup>人</sup>
7	234	436	(2) 50	48	170	293	1,231
8	27	305	(2) 48	41	209	292	922
9	1,025	435	(2) 40	54	376	334	2,264
10	151	291	(5) 765	41	128	299	1,675
11	1,440	389	(2) 49	51	94	280	2,303
12	360	243	(4) 205	100	131	186	1,225
1	0	394	(6) 230	72	128	233	1,057
2	150	332	0	27	140	277	926
3	0	342	(13) 226	14	242	281	1,105
合計	4,167	3,167	(36) 1,613	448	1,618	2,475	13,488

(注) 団体使用欄、( )内の数字は団体数である。

(2) 施設の使用手続等について

当体育館で管理している各施設の使用申請及び使用許可手続の適否について関係書類を調査したがおおむね適正になされていた。また昭和51年度の使用料収入状況は体育館使用料1,353,600円、テニスコート使用料126,600円、市民グラウンド使用料200,850円でこれら使用料以外にコインロッカー使用料、公衆電話手数料等が収入されている。これら使用料等の経理手続についても徴収簿等関係諸帳簿を調査したが適正に執行されている。

○ 議長（坂上國治君） 本報告について御意見ありませんか。

○ 17番（富山敏治君） 監査報告第30号にかかわる問題ですが、定期監査結果報告書の4ページのプール水道の使用管理について監査委員から指摘されております。そこでお尋ねいたしますが、ここに書かれているA小学校とはどこの学校なのか。ごらんのように、この水道料金は920,570円、以下ずっと水道使用料の表が出ておりますが、何とこの学校だけは概算、他の学校より6倍ないし7倍水を使っておる。これにはメーター云々と書かれておりますが、このことについて、教育委員会並びにこれに関係している者はどういう措置を講じたのか。そしてこの金の支払いについて、他校と比べてなぜこのように大きな金額が出ておるのかという不審の念を抱かなかつたのかどうか、関係者の御答弁を願いたい。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 管理部次長（松村吉堯君） お答えいたします。

ただいま御質問のA小学校というのは、国府小学校でございます。当時、これを支払いいたしますときに、非常に高額であるということも水道部の方も立ち会いの上、いろいろ点検していただきました。しかしながら、事実メーターにあらわれている数字がこれでございますので、プールの欠陥等の検査をいろいろやった結果、漏水個所が数カ所見つけられました。メーターを通過した後の漏水で、やむを得ないということでお支払い申し上げたわけでございますけれども、現在、漏水個所については、本年度のプール使用時までには修繕いたしますが、以上のような結果でございますので、よろしく願います。

○ 17番（富山敏治君） 漏水と簡単におっしゃってますが、これだけよその学校に比べて水の使用料が多かったということは、漏水であるならば、毎日減るなり何かあると思う。そんな一遍見たぐらいで、ちょろちょろ漏れてるというようなことじゃないですよ。使用するまで放置されていた理由、管理者が校長なら一応校長を呼んでもええ。こういうずさんなことをやっているのは、幾ら財政難やどうやと言ったところで、肝心のこんなところで一つの小学校がよその学校に比べて8倍に近い水道料を払っている現実を、もっと教育委員会は真剣に取り組むべきではないかと思えます。

しかし、監査委員が指摘され、漏水も直ったということで了といたしますが、少なくとも、これだけの漏水ならば一日でわかると思う。指摘されて見に行くまでも何百円かの金がふえたと思えますので、自後、こういうことのないように充分管理をやっていただきたいという意見を申し述べて終わります。

○ 議長（坂上國治君） 他に御意見ないものと認め、監査報告第23号より第30号までの報告を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第9「昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君）

認定第 1 号

### 昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項により、昭和51年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄



昭和51年度

和泉市水道事業会計決算書

自昭和51年4月1日～至昭和52年3月31日

和泉市水道部



昭和51年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算				額		決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	小計	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	928,511,000	88,650,000	0	1,017,161,000	0	1,017,161,000	1,086,689,674	19,528,674	
第1項 営業収益	767,311,000	109,150,000	0	876,461,000	0	876,461,000	885,680,443	9,219,443	
第2項 営業外収益	161,200,000	△20,500,000	0	140,700,000	0	140,700,000	151,009,231	10,309,231	

支出

区分	予算						額			備考				
	当 予 算 額	初 予 算 額	補 予 算 額	正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	法第24条 第3項の 規定によ る支出額	小 計	法第24条 第2項の 規定によ る繰越額		合 計	決 算 額	法第26条 第2項の 規定によ る繰越額	不 用 額
第1款 水道事業費用	1,037,010,000	円	127,910,000	円	0	円	0	円	0	1,164,920,000	円	0	円	12,255,777
第1項 営業費用	833,302,000		110,210,000		0	5,317,000		988,195,000	0	988,195,000	927,053,431	0	11,141,569	
第2項 営業外費用	202,708,000		17,700,000		0	5,317,000		225,725,000	0	225,725,000	225,610,792	0	114,208	
第3項 予備費	1,000,000		0		0	0		1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収入

区分	算額						備考	
	当 予 算 額	補 予 算 額	正 算 額	小 計	法第26条の 規定による繰 越額に係る財 源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額		合 計
第1款 資本的収入	987,500,000 円	319,000,000 円	1,306,500,000 円	70,566,500 円	0 円	1,377,066,500 円	円 △ 33,784,794	
第1項 企業債	737,000,000	81,000,000	818,000,000	0	0	818,000,000	△ 32,000,000	翌年度繰越 額に係る財 源充当額 32,891 円
第2項 工事負担金	246,000,000	288,000,000	484,000,000	70,566,500	0	554,566,500	△ 1,784,794	
第3項 負担金	4,500,000	0	4,500,000	0	0	4,500,000	0	

支 出

区 分	算 額							翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	法第26条の規定による繰越額	継続費 通次繰越額	合 計	法第26条の規定による繰越額	継続費 通次繰越額	合 計		
第 1 款 資 本 的 支 出	1,088,254,000	324,012,000	0	1,407,266,000	70,566,500	18,882,186	1,496,664,686	15,768,531,669,914,382	1,411,851,114	82,682,913	2,130,659	円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,026,634,000	324,012,000	0	1,350,646,000	70,566,500	18,882,186	1,440,044,686	15,768,531,669,914,382	1,355,231,279	82,682,913	2,130,494	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	56,620,000	0	0	56,620,000	0	0	56,620,000	0	56,619,835	0	165	

# 昭和51年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和51年4月1日より昭和52年3月31日まで)

1. 営業収益		
(1) 給水収益	681,968,108円	
(2) 受託工事収益	5,544,110円	
(3) その他の営業収益	248,168,225円	885,680,443円
2. 営業費用		
(1) 原水及び浄水費	344,684,592円	
(2) 配水及び給水費	124,333,031円	
(3) 受託工事費	4,417,360円	
(4) 業務費	88,398,458円	
(5) 総係費	70,650,929円	
(6) 減価償却費	81,059,222円	
(7) 資産減耗費	551,634円	
(8) その他の営業費用	212,958,205円	927,053,431円
営業損失		41,372,988円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	28,813,071円
(2) 雑収益	4,846,160円
(3) 加入金	107,350,000円
(4) 他会計補助金	10,000,000円

当年度総利益

109,636,243円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	225,610,792円
-----------------------	--------------

当年度純損失

115,974,549円



# 昭和51年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和51年4月1日より昭和52年3月31日まで)

	欠 損 金 の 部
1. 前年度未処理欠損金	160,440,115円
2. 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金	160,440,115円
3. 繰越欠損金減少高	
(1) 過年度損益修正	592,340円
4. 繰越欠損金増加高	
(1) 過年度損益修正	<u>82,620円</u>
繰越欠損金年度末残高	159,930,395円
5. 当年度純損失	<u>115,974,549円</u>
当年度未処理欠損金	<u>275,904,944円</u>

資 本 剰 余 金 の 部

1. 国庫補助金

(1) 前年度末残高	3,948,000円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>3,948,000円</u>

3,948,000円

2. 府補助金

(1) 前年度末残高	9,778,400円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>9,778,400円</u>

9,778,400円

3. 工事負担金

(1) 前年度末残高	973,756,746円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	<u>552,781,706円</u>
(4) 当年度処分額	0

1,526,588,452円

1,526,588,452円

(5) 当年度末残高

4. 負担金

16,500,000円

(1) 前年度末残高

0

(2) 前年度処分額

4,500,000円

(3) 当年度発生高

0

(4) 当年度処分額

21,000,000円

21,000,000円

(5) 当年度末残高

5. 受贈財産評価額

34,416,657円

(1) 前年度末残高

0

(2) 前年度処分額

0

(3) 当年度発生高

0

(4) 当年度処分額

34,416,657円

34,416,657円

(5) 当年度末残高

翌年度繰越資本剰余金

1,595,681,509円

昭和51年度和泉市水道事業欠損金処理計算書(案)

1. 当年度未処理欠損金	275,904,944円
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>275,904,944円</u>

昭和51年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和52年3月31日)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		310,571,953円
ロ. 建物	188,852,469円	
	建物減価償却引当金	171,888,135円
ハ. 構築物	2,268,377,141円	
	構築物減価償却引当金	1,949,615,510円
ニ. 機械及び装置	283,043,574円	
	機械及び装置減価償却引当金	181,733,436円
ホ. 量水器	74,052,695円	
	量水器減価償却引当金	47,174,741円
ヘ. 車輛及び運搬具	11,521,553円	

車輛及び運搬具減価償却引当金 5,701,742円 5,819,811円

ト. 工具器具及び備品 22,055,707円

工具器具及び備品減価償却引当金 10,338,213円 11,717,494円

チ. 建設仮勘定 1,889,765,770円

有形固定資産合計 4,568,286,850円

(2) 無形固定資産

1. 水利 360,000円

ロ. 借地 60,000円

ハ. 電話加入権 91,500円

無形固定資産合計 511,500円

(3) 投資 135,000円

1. 投資有価証券

投資合計 135,000円

固定資産合計 4,568,933,350円

2. 流動資産

(1) 現金預金 73,403,950円

(2) 未収金	96,062,587円
(3) 保管有価証券	2,200,000円
(4) 貯蔵品	40,706,099円
流動資産合計	<u>212,372,636円</u>
資産合計	<u>4,781,305,986円</u>

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	<u>7,196,000円</u>
固定負債合計	7,196,000円

4. 流動負債	
(1) 一時借入金	300,000,000円
(2) 未払金	55,069,730円
(3) 受入金	29,889,610円
(4) 預り金	5,227,100円
(5) 預り担保有価証券	<u>2,200,000円</u>

流動負債合計  
負債合計

392,386,440円  
399,582,440円

資本の部

5. 資本金  
 (1) 自己資本金 119,803,235円  
 (2) 借入資本金  
     1. 企業債 2,942,143,746円  
     資本金合計 2,942,143,746円  
 6. 剰余金  
 (1) 資本剰余金 3,061,946,981円

1. 国庫補助金 3,948,000円  
 口. 府補助金 9,778,400円  
 八. 工事負担金 1,526,538,452円  
 二. 負担金 21,000,000円  
 ホ. 受贈財産評価額 34,416,657円  
 資本剰余金合計 1,595,681,509円



(2) 欠 損 金

1. 当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 159,930,395円

当年度純損失 115,974,549円 275,904,944円

欠 損 金 合 計 275,904,944円

剰 余 金 合 計 1,819,776,565円

資 本 合 計 4,881,723,546円

負 債 ・ 資 本 合 計 4,781,305,986円

# 和泉市水道事業報告書

## 1. 概況

### (1) 総括事項

#### (イ) 経営の方法

本市の水道事業は引き続き景気の低迷により給水収益が伸び悩み、収入の確保に困難が生じました。加えて費用の面においても、受水費をはじめ諸経費の増嵩は財政状況を著しく悪化の傾向に至らしめた。これらに対処するため池上浄水場を休止するとともに、口座振替の推進等経営の合理化につとめてまいりましたが、多額の純損失発生はやむなきに至りました。しかし公営企業本来の目的である公共性を確保するための財政の健全化に鋭意努めてまいる所存であります。

#### (ロ) 給水の状況

本年度の給水状況につきましては、事故等による断水を除き比較的順調な給水を行うことが出来ました。

#### (ハ) 建設改良工事等の進捗状況

和泉上水道第3回拡張事業は、昨年度より、2ヶ年継続工事の父鬼浄水場築造工事、松

尾寺配水池、並びに住宅公団との共同事業として光明台低・高区配水池築造工事、ポンプ・電気・自家発電設備工事、計装テレメーター設備工事をそれぞれ施行すると共に、未給水地区解消のための善正加圧ポンプ場、及び送配水管布設工事につきましても計画どおり施行した。改良工事及び配水管整備事業については水量増強のため、各施設の改良工事及び配水管布設工事を施行し光明台水道施設建設事業及び受託工事についても、原因者負担により送配水管布設、移設、給水管取出工事をそれぞれ施行した。維持補修工事では、漏水の調査及び修理工事並びに給水管切替工事等を施行しました。

尚、本年度中における主な工事内容は「2.工事」のとおりであります。

(二) 普及の状況

	昭和52年3月31日現在	昭和51年3月31日現在
総人口	121,761人	120,602人
給水人口	115,600人	113,486人
給水普及率	戸数別95.6% 人口別94.9%	戸数別95.2% 人口別94.1%
給水戸数	32,641戸	32,022戸
給水栓数	30,427栓	29,784栓

(イ) 条例規則の制定改廃について

- 昭和51年 5月21日 和泉市水道事業管理規程の一部を改正する規程
- 昭和51年 6月 7日 和泉市水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指  
 定に関する規程の一部を改正する規程
- 昭和51年 10月22日 和泉市水道加入金及び負担金徴収規程の一部を改正する規程
- 昭和51年 11月10日 和泉市水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指  
 定に関する規程の一部を改正する規程
- 昭和52年 1月 6日 和泉市水道加入金及び負担金徴収規程の一部を改正する規程
- 昭和52年 1月17日 予算及び勘定科目の略名を定める規程の一部を改正する規程
- 昭和52年 2月10日 和泉市水道加入金及び負担金徴収規程の一部を改正する規程
- 昭和52年 3月19日 和泉市水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指  
 定に関する規程の一部を改正する規程

(2) 議会議決事項

番 号	件 名	提出年月日	議決年月日
報 告 第 9 号	繰越計算書について	51. 6. 15	51. 6. 15
" 第 10 号	継続費繰越計算書について	"	"

議案 第55号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	"	"	"
" 第56号	和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について(和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例準用)	"	"	"
" 第57号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について(和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例適用)	"	"	"
認定 第1号	昭和50年度和泉市水道事業会計決算の認定について	5.1. 10. 29	5.1. 12. 20	
議案 第73号	和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	"	5.1. 10. 29	
" 第74号	昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	"	"	"
" 第34号	昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	5.2. 3. 10	5.2. 3. 17	
" 第5号	昭和52年度和泉市水道事業会計予算	"	5.2. 3. 29	
" 第12号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例	"	"	"

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	許可年月日
5.2. 2. 8	大阪府知事	昭和51年度事業債許可の件 和泉市水道配水管整備事業	52. 2. 10
		和泉市水道第3回拡張事業	
		和泉市水道配水管整備事業	

(4) 職員に関する事項

	部	長	次	長	課	長	課長補佐	係	長	職	員	合	計
総務課	1		1		1								2
庶務係						1	主幹	1					2
経理係									1		4		5
営業課						1			1		3		4
営業係									1		10		11
計量係									1		12		13
給水係									1		6		7
工務課							1						1
計画係									1		1		2
工務係									1		4		5
管理係									1		7		8
浄水課						1	1						2
浄水第1係									1		9		10
浄水第2係											6		6
浄水第3係											4		5
施設係									1		2		3
水質係									1		3		4
合計	1		1		8		8		12		71		91

上記以外に常勤嘱託員2名

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

2. 工 事

(1) 建設改良工事概況

1. 和泉上水道第8回拡張事業

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
松尾寺配水池築造工事	松尾寺町	進入路 巾5.0 $\ell$ = 325 m 場内配管 $\left\{ \begin{array}{l} \phi 500 \times 27 m \\ \phi 400 \times 202.7 m \\ \phi 250 \times 27 m \end{array} \right.$ V = 5,000 m <sup>3</sup>	円 193,596,000	50. 8. 25	51. 8. 31	
急速ろ過、薬品注入、塩素設備、電気計装設備工事	父 鬼 町	急速ろ過装置、薬品注入設備、塩素注入設備 急速ろ過装置、電気計装設備工事	121,240,000	"	51. 9. 30	
父鬼浄水場築造工事	"	沈澱池 1535×4825×26×2 池 = 385 m <sup>3</sup> 配水池 600×540×40×2 池 = 250 m <sup>3</sup> 排水池 520×430×235 = 586 m <sup>3</sup> 排泥池 520×590×235 = 721 m <sup>3</sup> ポンプ吸水井 V = 30 m <sup>3</sup>	121,060,000	"	"	
ポンプ、電気、自家発電設備工事	和 田 明 台	和田浄水場送水ポンプ Q = 5 m <sup>3</sup> /min H = 65 m 1台 光明台低区送水ポンプ Q = 7.3 m <sup>3</sup> /min H = 45 m 2台 光明台高区送水ポンプ Q = 2.7 m <sup>3</sup> /min H = 40 m 2台 発電機低区 150 kVA 高区 80 kVA	35,144,000	50. 9. 1	51. 10. 31	
計装テレメーター設備工事	"	計装計器、中央監視盤、現場計器盤、テレメーター設備一式	35877,000	"	"	
低区配水池築造工事	光 明 台	鉄筋コンクリート造り内法 7.7 m × 2.7 m × 4.0 m 2池 V = 1,600 m <sup>3</sup>	72,283,000	50. 10. 1	51. 8. 31	

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
高区配水池築造工事	光明台	鉄筋コンクリート造り内法7.7m×21.9m×4.0m ×2池 V=2900m <sup>3</sup>	4,863,000	50. 10. 1	51. 9. 30	
阿弥陀橋 水管橋築造工事	大野町	逆三角形トラス橋φ200×2328m FCDφ200×196m " φ100×72m " φ75×11m S Pφ200×325m	6,600,000	51. 3. 15	51. 6. 20	
配水管布設工事	山手町	FCDφ100×200m	3,630,000	51. 3. 20	51. 4. 20	
"	福瀬町	FCDφ100×40583m " φ75×1624m S Pφ100×126m " φ75×55m	6,580,000	"	51. 4. 30	
"	坪井町	FCDφ150×2318m " φ100×70m S Pφ150×113m	7,847,000	51. 5. 10	51. 5. 31	
送水管布設工事	光明台	FCDφ400×783m	1,774,000	51. 5. 25	51. 6. 25	
父鬼浄水場 冷暖房給湯設備工事	父鬼町	冷暖房設備一式、給湯設備一式 浴槽設備一式	1,780,000	51. 7. 10	51. 9. 30	
計表テレメーター設備 工事	和田町 一条院町	記録計、水位計、示指計、計器用避電器設備 一式	2,120,000	51. 7. 13	51. 12. 1	
"	和田町 鶴山台	記録計、アインスター、計器用避電器設備 一式	1,270,000	"	"	
配水管布設工事	池上町	FCDφ100×1287m	3,014,000	51. 7. 26	51. 8. 25	



"	三林町	FCD $\phi$ 800 $\times$ 3906m " $\phi$ 150 $\times$ 52m	11,253,000	51. 8. 1	51. 8. 31	
"	光明台	FCD $\phi$ 800 $\times$ 1778m	4,620,000	"	"	
"	和田町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 590m " $\phi$ 100 $\times$ 126m	9,593,000	51. 8. 17	51. 9. 16	
設計業務委託	善正町 南面利町	配水管布設計業務委託 $\phi$ 100 $\times$ 1,680m $\phi$ 150 $\times$ 1,310m	2,500,000	51. 8. 27	51. 11. 20	
"	"	善正加圧ポンプ施設 南面利配水池 V = 180 $m^3$ 配水管 $\phi$ 150 $\times$ 1,500m	3,720,000	"	52. 2. 10	
父鬼浄水揚整地工事	父鬼町	間知石積 67.6 $m^3$ ブロック積 1129 $m^3$ 野面石積 9.6 $m^3$	4,000,000	51. 9. 16	51. 11. 15	
配水管布設工事	坪井町	FCD $\phi$ 150 $\times$ 322m	6,036,000	51. 9. 21	51. 10. 20	AII区
"	"	FCD $\phi$ 100 $\times$ 4789m	8,128,000	"	"	BII区
"	和田町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 5275m	8,400,000	"	"	
"	北田中町	FCD $\phi$ 100 $\times$ 337m " $\phi$ 75 $\times$ 3m	4,823,000	51. 10. 12	51. 11. 10	
"	"	FCD $\phi$ 200 $\times$ 229m " $\phi$ 100 $\times$ 14m SP $\phi$ 200 $\times$ 155m	6,358,000	"	"	
"	坪井町	FCD $\phi$ 150 $\times$ 3698m " $\phi$ 100 $\times$ 20.2m	8,024,000	51. 10. 20	51. 11. 19	

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
送水管布設工事	光明台	FCD $\phi$ 400 $\times$ 7688m	7,948,500 <sup>円</sup>	51. 11. 5	52. 1. 30	
配水管布設工事	"	FCD $\phi$ 300 $\times$ 8502m	15,934,000	"	"	
"	和田町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 2298m	5,737,000	51. 11. 9	51. 12. 15	第2工区
"	光明台	FCD $\phi$ 300 $\times$ 2233m	4,800,000	51. 11. 10	51. 11. 30	
"	和田町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 4858m " $\phi$ 100 $\times$ 7.1m	14,390,000	"	51. 12. 15	第1工区
舗装本復旧工事	坪井町	密粒度ASCO 5cm 1,004.87m <sup>2</sup> 粗粒度ASCO 5cm 1,004.87m <sup>2</sup> セメント処理碎石 15cm 528.66m <sup>2</sup> 粒調碎石 25cm 528.66m <sup>2</sup>	5,450,000	51. 12. 1	51. 12. 20	
"	北田中町	密粒度ASCO 5cm 560.17m <sup>2</sup> 粗粒度ASCO 5cm 560.17m <sup>2</sup> セメント処理碎石 15cm 560.17m <sup>2</sup>	4,096,000	"	51. 12. 15	
"	和田町	密粒度ASCO 5cm 1,144.23m <sup>2</sup> 粗粒度ASCO 5cm 1,144.23m <sup>2</sup> セメント処理碎石 15cm 853.12m <sup>2</sup>	7,000,000	52. 1. 25	52. 8. 5	
配水管布設工事	善正町 南面利町	FCD $\phi$ 100 $\times$ 1208m " $\phi$ 150 $\times$ 31598m	6,399,000	52. 2. 1	52. 3. 10	
"	"	FCD $\phi$ 150 $\times$ 299m	5,580,000	"	"	
"	善正町	FCD $\phi$ 100 $\times$ 36089m	5,838,000	"	"	

"	"	FCD $\phi$ 150 $\times$ 246m " $\phi$ 100 $\times$ 17m	5,722,000	"	"
"	"	FCD $\phi$ 150 $\times$ 3549m	6,597,000	"	"
"	"	FCD $\phi$ 150 $\times$ 2726m " $\phi$ 100 $\times$ 64m " $\phi$ 75 $\times$ 143m	6,380,000	"	52. 3. 31
"	三林町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 19621m " $\phi$ 150 $\times$ 465m	6,027,000	52. 1. 20	52. 3. 10
"	池田下町 唐国町	FCD $\phi$ 150 $\times$ 1045m " $\phi$ 75 $\times$ 76m S $\cdot$ P $\phi$ 150 $\times$ 4356m	2,841,000	"	52. 3. 31
"	和田町	FCD $\phi$ 300 $\times$ 293m " $\phi$ 200 $\times$ 2m " $\phi$ 150 $\times$ 2m	940,000	52. 2. 16	施行 中
善正加圧ポンプ場 築造工事	善正町	加圧ポンプ室RC造り 184m <sup>2</sup> 受水池 " 82m $\times$ 38m $\times$ 4.2m V = 51m <sup>3</sup> 場内配管 FCD $\phi$ 100 $\times$ 225m " $\phi$ 75 $\times$ 225m S P $\phi$ 150 $\times$ 126m	13,590,000	52. 2. 25	"
送水管橋梁添加工事	光明台	FCD $\phi$ 350 $\times$ 58m S P $\phi$ 400 $\times$ 30m	2,021,000	52. 2. 27	52. 3. 31
配水管布設工事	"	FCD $\phi$ 300 $\times$ 766.6m	14,370,000	52. 3. 1	"
舗装本復旧工事	善正町	密粒度ASCO 5cm 907.25m <sup>2</sup> 粗粒度ASCO 5cm 907.25m <sup>2</sup> セメント処理碎石 15cm 404.8m <sup>2</sup> 粒調碎石 25cm 404.8m <sup>2</sup>	4,300,000	52. 3. 17	施行 中
配水管布設工事	大野町 (御川)	FCD $\phi$ 100 $\times$ 918m	16,322,000	52. 2. 2	52. 3. 31

ロ. 和泉上水道改良工事

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
配水管布設替工事	阪本町	FCD $\phi$ 100 $\times$ 158m	1,328,000 <sup>円</sup>	51. 5. 1	51. 6. 15	
連絡ポンプ掘付工事	和田町	旧浄水池より新浄水池への連絡ポンプ掘付工事 両吸込 260CEM 30KW	1,100,000	51. 6. 2	51. 7. 15	
山荘配水場内 薬注室電気配線工事	一条院町	薬品タンク2基及び基礎工事 注入室(キュービクル)電気配線工事	2,480,000	51. 6. 5	51. 8. 5	
ポンプ、自家発電 備 工 事	鶴山台	ポンプ $\phi$ 200 $\times$ $\phi$ 150 Q=53 <sup>m<sup>3</sup>/min</sup> H=30m 37KW 2台 発電機80KVA	16,950,000	51. 6. 10	51. 9. 30	
配水管布設工事	内田町	FCD $\phi$ 100 $\times$ 9m HIVP $\phi$ 100 $\times$ 136m	1,697,000	51. 6. 20	51. 7. 31	
配水管更正工事	伏屋町	クリーニング・ライニング $\phi$ 75 $\times$ 680m 布設替 $\phi$ 75 $\times$ 107m $\phi$ 200 $\times$ 16m 舗装本復旧工事 104.7 <sup>m</sup>	8,073,000	51. 7. 1	"	
加圧ポンプ場整地工事	上 町	加圧ポンプ場跡整地工事	1,300,000	51. 7. 26	51. 8. 25	
土留壁築造工事	黒鳥町	プロック積 95 <sup>m<sup>2</sup></sup> U型側溝 29.9m " 24 m	3,543,000	51. 8. 15	51. 9. 30	
配水管布設工事	国分町	FCD $\phi$ 75 $\times$ 17m HIVP $\phi$ 75 $\times$ 10m " $\phi$ 50 $\times$ 152.6m	1,226,000	51. 9. 20	51. 10. 9	
配水管移設工事	王子町	FCD $\phi$ 200 $\times$ 70m " $\phi$ 75 $\times$ 4.0m	1,511,000	52. 1. 21	52. 2. 9	
配水管布設工事	伯太町	FCD $\phi$ 75 $\times$ 57m	2,366,000	52. 1. 25	52. 3. 10	

ハ. 光明台水道施設建設事業

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
ポンプ、電気 自家発電設備工事	和田町 光明台	和田浄水場送水ポンプ H=65m 1台 Q=5m <sup>3</sup> /min 光明台低区送水ポンプ H=45m 2台 Q=7.8m <sup>3</sup> /min 光明台高区送水ポンプ H=40m 2台 Q=2.7m <sup>3</sup> /min 発電機低区 150KVA 高区 80KVA	円 85,911,000	50. 9. 1	51. 10. 30	
計装テレメータ 器工事	"	計装計器、中央監視盤、現場計器盤、テレメ ータ一設備一式	31,623,000	"	"	
低区配水池築造工事	光明台	鉄筋コンクリート造り 内法 7.7m×2.77m ×4.0m×2池 V=1,600m <sup>3</sup>	27,832,000	50. 10. 1	51. 8. 31	
高区配水池築造工事	"	鉄筋コンクリート造り 内法 17.7m×2.19m ×4.0m×2池 V=2,900m <sup>3</sup>	81,052,000	"	51. 9. 30	
高架水槽築造工事	"	PC製 内法 8m×20m×5.4m V=270m <sup>3</sup>	68,568,000	50. 12. 10	"	
仮送水管布設工事	"	FCD φ350×0.4m " φ250×1.0m " φ200×2.333m	3,766,000	51. 4. 5	51. 4. 24	
配水管布設工事	"	FCD φ100×4.34m " φ75×5.901m	6,654,000	51. 4. 14	51. 6. 14	CII区
"	"	FCD φ200×9.61m " φ150×3.086m " φ100×5.189m " φ75×3.02m	14,703,000	51. 4. 16	51. 6. 16	DII区
"	"	FCD φ100×7.217m " φ75×5.272m	9,043,000	51. 4. 17	51. 6. 17	AII区

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
配水管布設工事	光明台	FCD $\phi 150 \times 187.6m$ " $\phi 100 \times 869.1m$ " $\phi 75 \times 744.9m$	13,695,000 円	51. 4. 18	51. 6. 18	B区
送水管布設工事	"	FCD $\phi 400 \times 783m$	1,774,000	51. 5. 25	51. 6. 25	
"	"	FCD $\phi 400 \times 763.8m$	1,242,250	51. 11. 5	52. 1. 30	
配水管布設工事	"	FCD $\phi 150 \times 450.8m$	6,021,000	51. 11. 12	51. 11. 20	
配水管橋梁添加工事	"	FCD $\phi 150 \times 35m$ S P $\phi 150 \times 256m$	1,350,000	52. 2. 1	52. 2. 28	
送水管橋梁添加工事	"	FCD $\phi 350 \times 58m$ S P $\phi 400 \times 30m$	4,067,000	52. 2. 3	52. 3. 31	

二. 受託工事

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
配水管移設工事	上町	FCD $\phi 75 \times 4.6m$ H1VP $\phi 75 \times 234m$	1,488,000 円	51. 12. 3	51. 12. 17	

ホ. 維持補修工事

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
除草剤散布樹木管理	池上町外	各浄、配水池除草剤散布芝刈作業 芝生内除草樹木剪定殺虫剤散布作業外	円 1,100,000	51. 5. 6	52. 3. 9	
庁舎屋上防水補修工事	府中町	ウレタン系樹脂防水補修 面積 346㎡	2,856,000	51. 5. 20	51. 6. 30	
配給水管漏水調査	井ノ口町 外	調査延長27Km	1,650,000	51. 12. 6	51. 12. 22	

3. 業 務 量  
(1) 業 務 量

区 分	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	前 年 度 対 比 率
受 水 量	11,109,885 <sup>m</sup>	10,286,506 <sup>m</sup>	822,879 <sup>m</sup>	1.08
大阪府よりの受水量	4,640,800	4,221,850	418,950	1.10
泉北水道よりの受水量	2,085,550	2,130,260	△ 44,710	0.98
光明池土地改良区よりの受水量	3,515,100	3,170,900	344,200	1.11
自 己 水 源	868,485	768,996	104,489	1.14
一 日 平 均 受 水 量	30,436	28,105	2,331	1.08
配 水 量	10,997,695 <sup>m</sup>	10,189,471 <sup>m</sup>	808,224 <sup>m</sup>	1.08
一 日 平 均 配 水 量	30,180	27,840	2,290	1.08
給 水 量 (有収水量)	9,348,041	8,651,898	696,143	1.08
一 日 平 均 給 水 量	25,611	23,639	1,972	1.08
有 収 率	85.0%	84.9%		
総 人 口	121,761 <sup>人</sup>	120,602 <sup>人</sup>	1,159 <sup>人</sup>	1.01
給 水 人 口	115,600 <sup>人</sup>	113,486 <sup>人</sup>	2,114 <sup>人</sup>	1.02



総戸数	84,138戸	33,643戸	495戸	1.01
給水戸数	32,641戸	32,022戸	619戸	1.02
普及率(人口)	94.9%	94.1%		
" (戸数)	95.6%	95.2%		

種別	用途別	給水量	率	栓数	率
専用栓	家事用	7,482,791 <sup>m</sup>	80.0%	29,752栓	97.8%
"	官公署学校病院用	694,473	7.4	148	0.5
"	学校及び公共プール用	97,373	1.0	28	0.1
"	湯屋営業用	106,097	1.1	11	0
"	工場用	869,529	4.0	64	0.2
共用栓	家事用	1,4432	0.2	46	0.1
運用栓	"	495,208	5.3	138	0.5
専用栓	臨時用	88,143	1.0	240	0.8
合計		9,348,041	100	30,427	100

(2) 事業収益に関する事項

区分	本年度		前年度		増△減
	金額	率	金額	率	
営業収益	885,680,443円	85.4%	775,560,460円	88.0%	110,119,988円
営業外収益	151,009,231	14.6	105,298,714	12.0	45,710,517
合計	1,036,689,674	100	880,859,174	100	155,830,500
1ヶ月平均収益	86,390,806		73,404,931		
1日平均収益	284,024.5		240,671.9		

(3) 事業費用に関する事項

区分	本年度		前年度		増△減
	金額	率	金額	率	
営業費用	927,053,431円	80.4%	789,631,269円	82.5%	137,422,162円
営業外費用	225,610,792	19.6	167,994,309	17.5	57,616,483
合計	1,152,664,223	100	957,625,578	100	195,038,645
1ヶ月平均費用	96,055,351		79,802,131		
1日平均費用	3,157,984		2,616,463		

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 工事請負契約（5,000円以上）

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
51. 4. 14	6,654,000 円	光明台水道施設建設事業 配水管布設工事	株式会社 北野喜八郎
" " 16	14,703,000	" "	株式会社 井務阪義晴
" " "	9,043,000	" "	株式会社 中辻一雄
" " 17	13,695,000	" "	高田鉄工水道工業所 高田繁男
" 6 10	16,950,000	和泉上水道改良工事 鶴山台配水池築場内 ポンプ自家発電設備工事	株式会社 鶴原製作所 大阪支店 木島三郎
" " 26	8,073,000	" "	株式会社 大阪防水建設社 宇賀照夫
" " 30	9,096,000	和泉上水道第3回拡張事業 松尾寺配水池築造工事 設計変更に伴う追加工事	南海建設株式会社 西田光治
" 7 13	8,560,000	" "	株式会社 北野喜八郎

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
51. 7. 27	11,258,000 円	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	三林電機水道工業所 共同企業体 永野水道工業所 中 義 一 田
" 8. 17	9,598,000	" "	俣 中 野 組 吉 雄
" 9. 10	5,617,000	" "	畑中水道ポンプ工業所 畑 中 滑 春
" " 21	8,400,000	" "	西野建設 俣 一 富
" 10. 12	6,358,000	" "	俣 寄 田 組 年 文
" " 19	8,024,000	" "	西野建設 俣 一 富
" " 30	15,934,000	" "	鈴木水道工業所 鈴 木 初 夫
" 11. 2	20,366,000	光明台水道施設建設事業 送水管布設工事	新陽電機水道工業所 河 野 市 久 寿
" " 8	5,737,000	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	貝 淵 組 俣 富 久 雄
" " 10	14,890,000	" "	俣 中 野 組 吉 雄

"	"	12	6,021,000	光明台水道施設建設事業	配水管布設工事	木村建設村	佛辰喜
"	12.	1	5,450,000	和泉上水道第3回拡張事業	配水管布設工事 掘さく跡舗装本復旧工事	佛中東組	忠
52.	1.	6	20,889,000	光明台水道施設建設事業	配水管布設工事	貝淵組	佛富久雄
"	"	24	7,000,000	和泉上水道第3回拡張事業	配水管布設工事 掘さく跡舗装本復旧工事	水野建設(佛)大阪支店 柳谷種	三
"	"	"	6,899,000	"	配水管布設工事	佛北北喜組	喜八郎
"	"	25	5,580,000	"	"	三林電機水道工業所 永野水道工業所 田中義	一
"	"	"	5,681,000	"	"	佛大藤勇組	勇
"	"	"	6,380,000	"	"	田中電機水道工業所 藤田商會 田中圭治	体
"	2.	2	12,359,000	"	"	佛寄田田組	年文
"	"	3	6,088,000	光明台水道施設建設事業	送水管橋梁添加工事	佛伯水工業所 府中設備機器工事 藤井	共同企業体 松太郎
"	"	15	13,590,000	和泉上水道第3回拡張事業	善正加圧ポンプ揚築造工事	佛井阪工務店	義晴

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
5.2. 2. 15	14,370,000円	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	田中電気水道工材㈱ 田中 薫

(ロ) 物品購入契約 (5,000円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
5.1. 4. 20	5,883,020円	FCDメカニカルセメントライニング直管 A型1種φ75×4M 163本外2点	西海機材製作所 朝長 敏 浩
" " "	5,299,190	" " 230本外3点	" "
" 11. 2	8,148,320	A型2種φ400×6M 127本	" "
" " "	6,781,920	A型1種φ300×6M 142本	" "
" " 13	5,396,880	" " 113本	" "
5.2. 1. 7	7,386,080	" φ250×5M 106本外3点	" "
" 2. 22	6,118,280	" φ300×6M 128本	" "

(イ) その他(5,000円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
5 1. 9. 30	41,679,225 円	光明台低区配水池用地 2,381.67 <sup>m</sup>	日本住宅公団
" " "	60,171,475	" 高架水槽用地 3,438.87 <sup>m</sup>	"
" " "	75,025,300	" 高区配水池用地 4,287.16 <sup>m</sup>	"
" 12. 10	5,200,000	善正加圧ポンプ場用地 186.55 <sup>m</sup>	辻本伊三夫
6 2. 3. 7	6,044,000	南面利配水池用地 291.54 <sup>m</sup>	井上鉄工 井上和光

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債

1. 企業債発行総額	3,524,700,000円
内本年度発行額	786,000,000円
2. 償還額	582,556,254円
内本年度償還額	56,619,835円
本年度未償還額	2,942,143,746円

(ロ) 一時借入金

1. 前年度末残高	500,000,000円
2. 本年度借入総額	3,430,600,000円
3. 本年度返済総額	3,630,600,000円
本年度末残高	300,000,000円



昭和51年和泉市水道事業会計収益費用明細書

収 益 の 部					
款	項	目	節	金 額	備 考
水道事業収益	営業収益	給水収益		1,036,689,674 <sup>円</sup>	
				885,680,443	
				631,968,108	
			給水収益	631,968,108	
			受託工事収益	5,544,110	
				5,544,110	
			その他の営業収益	248,168,225	
			手数料	1,089,615	
			材料売却収益	244,578,610	
			補償金	2,500,000	
	営業外収益			151,009,231	
		受取利息		28,813,071	

款	項	目	節	金額	備考
			預金利息	5,982,923 <sup>円</sup>	
			有価証券利息	1,110	
			貸付金利息	22,879,088	
		雑収益		4,846,160	
		加入金	雑収入	4,846,160	
				107,350,000	
		他会計補助金	加入金	107,350,000	
				10,000,000	
			一般会計補助金	10,000,000	
収益合計				1,086,689,674	

費 用 の 部						
款	項	目	節	金 額	備 考	
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		1,152,664,228 円		
				927,053,431		
				844,684,592		
				給料	53,657,008	予算額 53,658,000 円
				手当等	43,608,176	" 43,627,000 円
				賃金	194,000	
				法定福利費	12,332,739	予算額 12,524,000 円
				旅費	79,800	
				被服費	834,400	
				備用品費	2,096,253	
				燃料費	587,495	
				印刷製本費	227,184	
				通信運搬費	308,636	
			委託料	2,167,218		

款	項	目	節	金額	備考
			賃借料	786,580 <sup>円</sup>	
			修繕料	2,275,810	
			動力費	36,017,841	
			薬品費	16,442,721	
			材料費	129,800	
			受水費	169,209,247	
			請負工事費	3,640,820	
			補償金	20,000	
			負担金	569,414	
		配水及び給水費		124,333,081	
			給料	28,843,034	予算額 28,844,000 円
			手当等	21,160,045	" 21,191,000 円
			法定福利費	6,280,078	" 6,285,000 円
			旅費	8,780	
			被服費	164,040	

	備 消 品 費	896,595	
	燃 料 費	579,995	
	印 刷 製 本 費	112,978	
	賃 借 料	327,149	
	修 繕 料	23,384,050	
	路 面 復 旧 費	9,152,180	
	材 料 費	5,068,182	
	請 負 工 事 費	28,355,930	
		4,417,360	
	路 面 復 旧 費	1,029,363	
	請 負 工 事 費	3,888,000	
		88,398,458	
	報 酬	3,158,100	
	給 料	37,191,579	予算額 37,192,000 円
	手 当 等	27,261,232	" 27,262,000 円
	法 定 福 利 費	8,414,453	" 8,418,000 円
	受 託 工 事 費		
	業 務 費		

款	項	目	節	金額	備考
			旅費	34,390 <sup>F</sup>	
			被服費	418,200	
			備用品費	184,140	
			燃料費	368,367	
			印刷製本費	1,914,940	
			通信運搬費	299,780	
			委託料	6,265,792	
			手数料	2,523,935	
			修繕料	413,550	
				70,650,929	
			給料	28,306,847	予算額 28,307,000 円
			手当等	21,067,801	" 21,068,000 円
			賃金	595,050	
			法定福利費	6,338,109	予算額 6,339,000 円
			旅費	571,400	
		総係費			

被服費	147,400		
退職給與金	3,000,000		
厚生費	289,530		
備用品費	856,220		
燃料費	436,224		
光熱水費	595,688		
印刷製本費	970,020		
通信運搬費	173,049		
委託料	1,490,740		
手数料	123,500		
賃借料	10,960		
廣告料	64,500		
修繕料	8,181,130		
研修費	184,280		
交際費	533,786	予算額	540,000 円

款	項	目	節	金額	備考
			食糧費	418,515 <sup>円</sup>	
			会費負担金	262,100	
			保険料	898,520	
			諸謝金	6,680	
			公課費	181,950	
			雑費	1,980	
		減価償却費		81,059,222	
			有形固定資産 減価償却費	80,949,222	
			無形固定資産 減価償却費	110,000	
		資産減耗費		551,684	
			固定資産除却費	549,082	
			棚卸資産減耗費	2,552	
		その他の営業費用		212,958,205	
			材料売却原価	212,958,205	
	営業外費用			225,610,792	



					225,610,792	
				企業債利息	155,704,157	
				一時借入金利息	69,889,548	
				企業債手數料 及 取諸費	67,087	
費用合計					1,152,664,228	

支払利息及び  
企業債取扱諸費

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却引当金	年度末償却未済高	備考
有形固定資産	3,695,399,585 <sup>円</sup>	1,355,362,036 <sup>円</sup>	2,520,759 <sup>円</sup>	5,048,240,862 <sup>円</sup>	479,954,012 <sup>円</sup>	4,568,286,850 <sup>円</sup>	
土地	120,257,958	190,314,000	0	310,571,958	0	310,571,958	
施設用地	120,257,958	190,314,000	0	310,571,958	0	310,571,958	
建物	188,852,469	0	0	188,852,469	16,964,334	171,888,135	
事務所用建物	28,960,000	0	0	28,960,000	2,502,144	26,457,856	
施設用建物	159,892,469	0	0	159,892,469	14,462,190	145,430,279	
構築物	2,268,377,141	0	0	2,268,377,141	318,761,631	1,949,615,510	
原水及び浄水設備	217,503,527	0	0	217,503,527	25,767,525	191,736,002	
配水及び給水設備	1,997,979,332	0	0	1,997,979,332	282,668,288	1,715,311,094	
その他構築物	52,894,282	0	0	52,894,282	10,325,868	42,568,414	
機械及び装置	288,494,574	270,000	721,000	288,043,574	101,310,138	181,733,436	

電 気 設 備	112,594,480	0	0	112,594,480	28,423,803	84,170,677
ポンプ設備	70,479,782	270,000	721,000	70,028,782	21,397,774	48,631,008
塩素滅菌設備	28,698,186	0	0	28,698,186	9,071,771	19,626,415
その他機械装置	71,722,126	0	0	71,722,126	424,167,90	29,305,336
量水器	69,136,554	555,530	639,159	74,052,695	26,877,954	47,174,741
車輛及び運搬具	11,068,753	1,503,400	1,050,600	11,521,553	570,1742	5,819,811
自動車	11,068,753	1,503,400	1,050,600	11,521,553	570,1742	5,819,811
工具器具及び備品	20,668,707	1,497,000	110,000	22,055,707	10,338,213	11,717,494
建設仮勘定	733,543,434	1,156,222,336	0	1,889,765,770	0	1,889,765,770
和泉上水道 第3回拡張事業	47,224,100	727,387,040	0	1,199,611,140	0	1,199,611,140
和泉上水道 改良工事	128,399,834	63,537,563	0	191,937,397	0	191,937,397
配水管整備事業	7,173,000	565,000	0	7,738,000	0	7,738,000
光明台水道 施設建設事業	125,746,500	364,732,733	0	490,479,233	0	490,479,233
総計	3,695,399,585	1,355,362,036	2,520,759	5,048,240,862	479,954,012	4,568,286,850

## 無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却費	年度末現在高	備考
無形固定資産	571,200円	50,300円	0円	110,000円	511,500円	
水利権	410,000	0	0	50,000	360,000	
借地権	120,000	0	0	60,000	60,000	
電話加入権	41,200	50,300	0	0	91,500	
総計	571,200	50,300	0	110,000	511,500	

企 業 債 明 細 書

種 類	發 行 年 月 日	發 行 總 額	債 還 高		未 償 還 殘 高	發 行 価 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先	
			當 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計						
借 入 資 本 金	昭和28年度	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000	% 6.5	50. 3. 1	大蔵省資金運用部	
	昭和30年度 地方公營企業等資金	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	6.5	50. 3. 1	(償還済)	
	昭和31年度	24,000,000	1,376,590	15,626,817	8,373,183	24,000,000		57. 3. 1	"	
	昭和32年度	30,000,000	1,537,114	18,016,652	11,983,348	30,000,000		58. 2. 1	"	
	昭和34年度	3,000,000	144,651	1,440,167	1,559,833	3,000,000		60. 2. 1	"	
	昭和35年度	18,000,000	793,366	7,958,572	10,041,428	18,000,000		61. 2. 1	"	
	昭和36年度	29,000,000	1,208,067	11,534,278	17,465,722	29,000,000		62. 2. 1	"	
	"	"	7,000,000	291,602	2,784,135	4,215,865	7,000,000		"	"
	昭和37年度	38. 4. 9	9,000,000	345,303	3,301,630	5,698,370	9,000,000		68. 2. 1	"
	"	"	30,000,000	1,193,941	10,325,461	19,674,539	30,000,000		"	"
	"	38. 10. 22	34,000,000	1,328,592	12,106,591	21,893,409	34,000,000		"	"
	昭和38年度	39. 8. 10	17,000,000	612,711	5,583,230	11,416,770	17,000,000		64. 2. 1	"

種 類	發 行 日 年 月 日	發 行 總 額	償 還 高		未償還殘高	發 行 価 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			當年度償還高	償還高累計					
昭和38年度 地方公營企業等資金	昭和39. 4. 21	94,000,000	1,246,268	10,777,999	23,222,001	94,000,000	6.5%	64. 2. 1	大藏省資金運用部
昭和39年度	40. 3. 20	41,000,000	1,386,149	11,987,721	29,012,279	41,000,000	"	65. 2. 1	"
"	40. 3. 27	10,000,000	357,222	2,523,291	7,476,709	10,000,000	"	"	"
昭和40年度	41. 3. 25	88,000,000	1,941,052	13,710,899	74,289,101	88,000,000	"	71. 2. 1	"
"	41. 5. 10	16,000,000	352,919	2,492,691	13,507,109	16,000,000	"	"	"
"	41. 9. 28	3,800,000	82,311	649,753	3,150,247	3,800,000	"	"	"
昭和41年度	42. 4. 25	36,000,000	724,778	5,655,850	30,344,150	36,000,000	"	72. 3. 1	"
"	42. 10. 27	128,000,000	2,579,419	20,007,977	107,992,023	128,000,000	"	"	"
昭和42年度	43. 12. 25	67,000,000	1,425,209	7,331,072	59,668,928	67,000,000	"	"	"
昭和43年度	44. 5. 30	17,000,000	334,367	1,719,938	15,280,062	17,000,000	"	73. 3. 1	"
昭和44年度	45. 3. 20	70,000,000	1,274,418	6,555,428	63,444,572	70,000,000	"	74. 3. 1	"
昭和45年度	46. 3. 25	96,000,000	1,635,522	4,749,717	91,250,283	96,000,000	"	75. 3. 1	"
昭和46年度	47. 3. 31	78,000,000	1,172,110	3,302,947	74,697,053	78,000,000	"	77. 3. 1	"
昭和47年度	48. 8. 15	125,000,000	1,761,990	3,414,802	121,535,198	125,000,000	"	78. 3. 1	"
"	48. 12. 20	26,000,000	352,121	681,625	25,318,375	26,000,000	6.75	"	"

借	昭和48年度	49. 3. 25	106,000,000	0	0	0	106,000,000	106,000,000	7.5	79. 3. 1	"
	昭和49年度	50. 5. 31	198,000,000	0	0	0	198,000,000	198,000,000	8.0	80. 3. 1	"
入	"	50. 9. 20	12,000,000	0	0	0	12,000,000	12,000,000	"	80. 9. 1	"
	昭和50年度	51. 3. 25	249,000,000	0	0	0	249,000,000	249,000,000	7.5	81. 3. 1	"
資	"	51. 5. 31	3,000,000	0	0	0	3,000,000	3,000,000	"	"	"
	昭和51年度	52. 3. 31	288,000,000	0	0	0	288,000,000	288,000,000	"	82. 3. 1	"
本	昭和35年度	36. 3. 20	115,000,000	0	115,000,000	0	0	115,000,000	7.9	44. 3. 20	公营企業金融公庫 (償還済)
	昭和40年度	41. 3. 20							7.6		
金	昭和41年度	42. 3. 20	72,000,000	3,570,438	25,584,306	46,415,694	72,000,000	7.0	65. 3. 20	"	
	"	42. 3. 28	7,000,000	350,000	2,450,000	4,550,000	7,000,000	"	"	"	
借	昭和42年度	43. 3. 20	40,000,000	2,000,000	12,000,000	28,000,000	40,000,000	"	66. 3. 20	"	
	昭和43年度	44. 3. 20	9,000,000	450,000	2,250,000	6,750,000	9,000,000	"	67. 3. 20	"	
入	"	"	175,400,000	8,852,380	66,819,060	108,580,940	175,400,000	"	65. 3. 20	"	
	昭和44年度	45. 3. 20	39,000,000	1,950,000	7,800,000	31,200,000	39,000,000	"	68. 3. 20	"	
資	昭和45年度	46. 3. 20	49,000,000	2,450,000	7,950,000	41,650,000	49,000,000	6.7	69. 3. 20	"	
	昭和46年度	47. 3. 20	40,000,000	2,000,000	4,000,000	36,000,000	40,000,000	"	70. 3. 20	"	
本	昭和47年度	48. 3. 20	56,000,000	2,800,000	2,800,000	53,200,000	56,000,000	6.4	71. 3. 20	"	

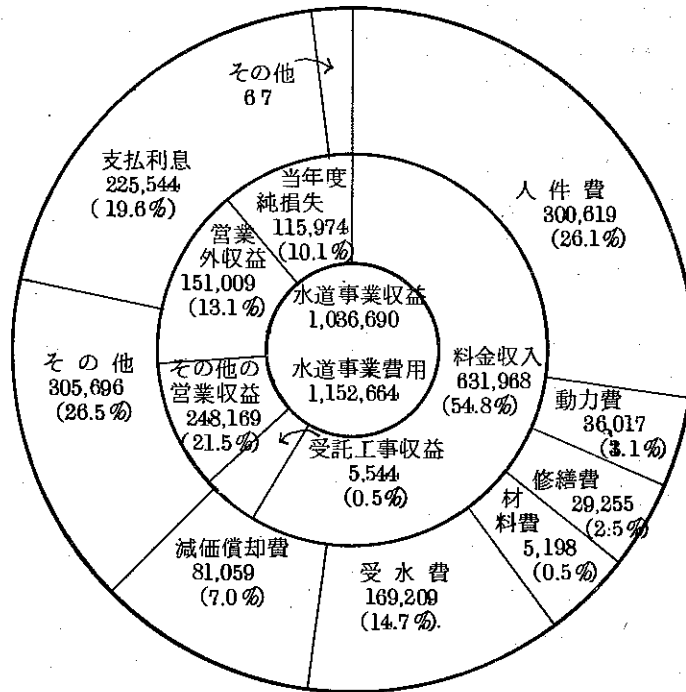
種	類	發行年月日	發行總額	償還高		未償還殘高	發行價格	利率	償還終期	借入先	
				當年度償還高	償還高累計						
借 入 資 本 金	昭和47年度 地方公營企業等資金	昭和 48. 3. 22	8,000,000	400,000	400,000	7,600,000	8,000,000	6.4%	71. 3. 20	公營企業金融公庫	
	昭和48年度	49. 3. 20	54,000,000	0	0	54,000,000	54,000,000	7.7	74. 3. 20	"	
	昭和49年度	50. 3. 20	82,000,000	0	0	82,000,000	82,000,000	8.2	78. 3. 20	"	
	昭和50年度	51. 3. 20	107,000,000	0	0	107,000,000	107,000,000	7.7	79. 3. 20	"	
	昭和51年度	52. 3. 20	467,000,000	0	0	467,000,000	467,000,000	"	80. 3. 20	"	
	"	52. 3. 80	86,000,000	0	0	86,000,000	86,000,000	"	"	"	
	昭和31年度	32. 4. 25	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000	6.5	41. 3. 31	郵政省簡易保險局 (償還済)	
	昭和32年度	33. 5. 28	3,000,000	162,798	1,796,598	1,203,402	3,000,000	"	58. 3. 31	"	
	昭和35年度	36. 5. 31	25,000,000	1,111,075	11,062,002	13,987,998	25,000,000	"	61. 3. 31	"	
	昭和36年度	37. 5. 25	23,000,000	958,852	9,154,845	13,845,155	23,000,000	"	62. 3. 31	"	
	昭和30年度	昭和39年度 第1回公債	30. 11. 10 40. 5. 28	86,000,000	0	86,000,000	0	86,000,000	7.3	38. 12. 25 44. 3. 25	佛住友銀行 及 佛泉州銀行
	7.8										
	昭和46年度	47. 3. 31	4,500,000	450,000	1,350,000	3,150,000	4,500,000	4,500,000	7.5	54. 3. 31	佛住友銀行
	"	"	"	450,000	1,350,000	3,150,000	4,500,000	4,500,000	"	"	佛泉州銀行
	昭和47年度	48. 8. 31	10,500,000	1,050,000	1,575,000	8,925,000	10,500,000	10,500,000	8.0	55. 8. 31	佛住友銀行



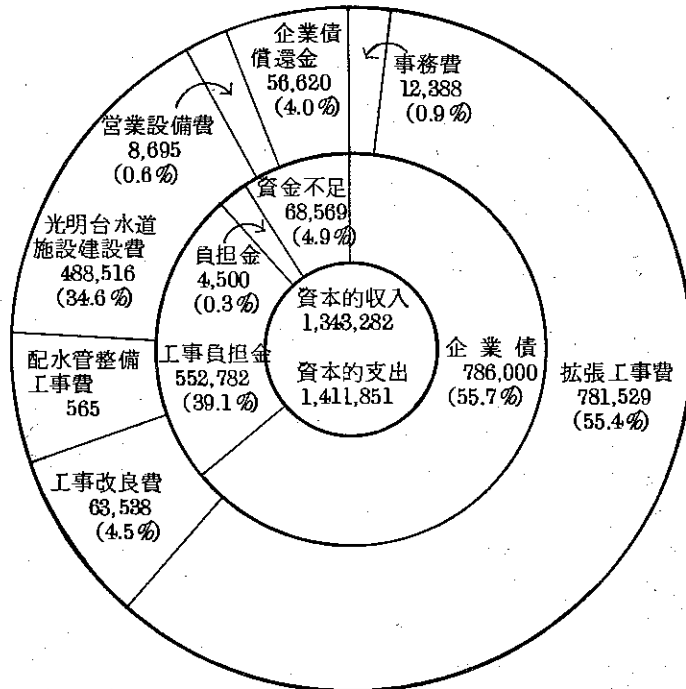
借 入 資 本 金	"	"	10,500,000	1,050,000	1,575,000	8,925,000	10,500,000	"	"	梯泉州銀行
	昭和48年度	49. 3. 30	7,500,000	750,000	750,000	6,750,000	7,500,000	9.2	56. 3. 30	梯住友銀行
	"	"	7,500,000	750,000	750,000	6,750,000	7,500,000	"	"	梯泉州銀行
	昭和49年度	50. 3. 31	13,500,000	0	0	13,500,000	13,500,000	9.7	60. 3. 31	梯住友銀行
	"	"	13,500,000	0	0	13,500,000	13,500,000	"	"	梯泉州銀行
	昭和50年度	51. 3. 31	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000	9.1	61. 3. 31	梯住友銀行
	"	"	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000	"	"	梯泉州銀行
	合 計		3,524,700,000	56,619,895	582,556,254	2,942,143,746	3,524,700,000			

# 昭和51年度 水道事業会計決算説明資料

## 収益的収支



## 資本的収支



昭和 5 1 年度損益計算書

(千円)

水道事業費用（拾億五千貳百六拾六万四千円）	営業費用 927,053	営業収益 885,681	水道事業収益（拾億参千六百六拾九万円）
	営業外費用 225,611	営業外収益 151,009	
	当年度純損失 115,974		

昭和 5 1 年度貸借対照表

(千円)

資産合計（四拾七億八千壹百参拾万六千円）	固定資産 4,568,933	固定負債 7,196	（参八万参千円） 負債合計 九千九百五	負債・資本合計（四拾七億八千壹百参拾万六千円）
		流動負債 392,387		
	流動資産 212,373	自己資本金 119,803	（六拾九万七千円） 資本合計 四億九千七百	
		借入資本金 2,942,144		
		剰余金 1,435,750		
当年度純損失 115,974				

分 析

項 目	算 式	数 値
固 定 資 産 構 成 比 率	固定資産 4,568,933千円	× 100 95.6
	資産合計 4,781,306千円	
固 定 比 率	固定資産 4,568,933千円	× 100 317.4
	自己資本金十剰余金 1,439,579千円	
流 動 比 率	流動資産 212,373千円	× 100 54.1
	流動負債 392,387千円	
流 動 資 産 回 転 率	営業収益 885,681千円	2.4
	(期首流動資産十期末流動資産) 371,213千円	
総収益対総費用比率	総収益 1,036,690千円	× 100 89.9
	総費用 1,152,664千円	
営 業 収 益 対 営 業 費 用 比 率	営業収益 885,681千円	× 100 95.5
	営業費用 927,053千円	
企 業 債 償 還 金 対 料 金 収 入 比 率	企業債償還元金 56,620千円	× 100 9.0
	料金収入 631,968千円	
企 業 債 元 利 償 還 金 対 料 金 収 入 比 率	企業債元利償還金 237,777千円	× 100 37.0
	料金収入 631,968千円	
普 及 率	現在給水人口 115,600千円	× 100 94.9
	行政区域内人口 121,761千円	
1 日 平 均 配 水 量 ( $m^3$ )	年間総配水量 10,997,695 $m^3$	30,130
	365	
1 人 1 日 最 大 配 水 量 ( $l$ )	1日最大配水量 37,311 $m^3$	× 1000 322.8
	現在給水人口 115,600人	

表

項目	算式	数值
1人1日平均配水量	$\frac{1日平均配水量 \quad 30,130 m^3}{現在給水人口 \quad 115,600 人} \times 1000$	260.6
有収率	$\frac{年間総有収水量 \quad 9,348,041 m^3}{年間総配水量 \quad 10,997,695 m^3} \times 100$	85.0
負荷率	$\frac{1日平均配水量 \quad 30,130 m^3}{1日最大配水量 \quad 37,311 m^3} \times 100$	80.8
施設利用率	$\frac{1日平均配水量 \quad 30,130 m^3}{配水能力 \quad 45,180 m^3} \times 100$	66.7
最大稼働率	$\frac{1日最大配水量 \quad 37,311 m^3}{配水能力 \quad 45,180 m^3} \times 100$	82.6
職員1人当り 給水人口(人)	$\frac{現在給水人口 \quad 115,600 人}{損益勘定所属職員 \quad 84 人}$	1,376
職員1人当り 給水量(m <sup>3</sup> )	$\frac{年間総有収水量 \quad 9,348,041 m^3}{損益勘定所属職員 \quad 84 人}$	111,286
職員1人当り 営業収益(千円)	$\frac{営業収益 \quad 885,681千円}{損益勘定所属職員 \quad 84 人}$	10,544
不良債務比率	$\frac{\text{翌年度} \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{繰越財源}) \quad 212,905千円}{営業収益 - \text{受託工事収益} \quad 880,137千円} \times 100$	31.4
給水原価	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費等} \quad 935,289千円}{年間総有収水量 \quad 9,348,041 m^3}$	100円05銭
供給単価	$\frac{\text{給水収益} \quad 631,968千円}{年間総有収水量 \quad 9,348,041 m^3}$	67円60銭



昭和 51 年度

和泉市公営企業会計決算審査意見書

和泉市監査委員

和泉監第 29 号

昭和52年 9 月 3 日

和泉市長 池田 忠雄 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎  
同 藤 原 利 一

昭和51年度和泉市水道事業ならびに  
病院事業会計の決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された昭和51年度和泉市水道事業ならびに病院事業会計決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。



## 和泉市水道事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和52年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

なお、文中の計数を一部千円単位として以下は四捨五入した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

### ◎総括

51年度水道事業会計決算は収益的収支で115,974,549円の純損失額を生じており累積欠損金総額は275,904,944円となっている。

昨年度来、諸般の対策を講じ企業努力されているが前年度比51.1%増の損失額を計上しており、経営環境は益々厳しい状態を示している。事業収益費用において総収益で1,036,689,674円前年度比17.7%の増収を見ているが、これは給水量の伸びによる給水収益、その他営業収益の増の外、一般会計よりの補助金及び加入金等の増によるものである。費用については、営業費用では前年度比17.4%の増となり、その他の営業費用、原水及び浄水費のうち受水費、薬品費等の各費用について増加傾向を示している。特に受水費が昨年度に引きつづき20%台の上昇率となっている。

営業外費用では、支払利息等が前年度比34.3%と膨張して総費用は1,152,664,223円、前年度比20.4%の支出増となっている。

営業収支で41,372,988円、営業外収支で74,601,561円の損失額を計上しているが前年度に比し営業収支は194.0%という大幅な損失増であり営業外収支も19.0%上廻っており、純損失額は前年度と比較すると39,208,145円の

増加となり経営状態の悪化を示している。

建設改良工事費については、大半を企業債に依存することとなるため、この元金償還及び利息の支払は益々増大し、資金運用に苦慮されるものと思われるが、各年度の資金計画は更に綿密にし、経費節減には一段と配慮し、より一層財政の確立に努められるよう期するとともに市民の生活用水の安定供給体制の確保のため長期的視野をふまえた水資源（自己水源）の開発に鋭意努力されると同時に当事業の経営健全化のため、より効率的合理的な運営を期するよう望むものである。

## 審 査 概 要

### 1. 収益的収支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	1,036,689,674円
収益的支出額	1,152,664,223円
差 引	△ 115,974,549円

この結果115,974,549円の当年度純損失を生じており、繰越欠損金年度末残高159,930,395円を含めた275,904,944円が当年度未処理欠損金として翌年度へ繰越されている。

収益的収入は当初予算額928,511,000円に補正予算額88,650,000円を含めた予算現額1,017,161,000円に対し決算額1,036,689,674円で予算に比して、19,528,674円の増で収入率101.9%となっている。

決算額内訳は、営業収益885,680,443円（構成比85.4%）営業外収益151,009,231円（構成比14.6%）で、このうち営業収益中の給水収益は63,196,810円と収入中の61.0%を占めており収益の根幹となっている。

また、収益的支出は、当初予算額1,037,010,000円に補正予算額127,910,000円を含めた予算現額1,164,920,000円に対し決算額1,152,664,223円で12,255,777円の不用額を生じており執行率98.9%となっている。

不用額中の主なものは、減価償却費1,518,778円材料売却原価7,041,795円である。

## 収 益 的 収 支

( 収 入 )

( 金額単位千円 )

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 営業収益	876,461	885,680	9,219	101.1	85.4
給水収益	628,141	631,968	3,827	100.6	61.0
受託工事収益	3,800	5,544	1,744	145.9	0.5
その他営業収益	244,520	248,168	3,648	101.5	23.9
2. 営業外収益	140,700	151,009	10,309	107.3	14.6
受取利息	26,100	28,813	2,713	110.4	2.8
雑収益	4,600	4,846	246	105.3	0.5
加入金	100,000	107,350	7,350	107.4	10.4
他会計補助金	10,000	10,000	0	100.0	1.0
合 計	1,017,161	1,036,690	19,529	101.9	100.0

( 支 出 )

( 金額単位千円 )

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 営業費用	938,195	927,053	11,142	98.8	80.4
原水及浄水費	345,852	344,685	1,167	99.7	29.9
配水及給水費	124,996	124,333	663	99.5	10.8
受託工事費	4,418	4,417	1	100.0	0.4
業務費	88,802	88,398	404	99.5	7.7
総係費	70,989	70,651	338	99.5	6.1
減価償却費	82,578	81,059	1,519	98.2	7.0
資産減耗費	560	552	8	98.6	0
その他の営業費用	220,000	212,958	7,042	96.8	18.5
2. 営業外費用	225,725	225,611	114	99.9	19.6
支払利息及 企業債取扱諸費	225,675	225,611	64	100.0	19.6
雑支出	50	0	50	0	0
3. 予備費	1,000	0	1,000	0	0
予備費	1,000	0	1,000	0	0
合 計	1,164,920	1,152,664	12,256	98.9	100.0

## 2. 資本的収支

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	1,343,281,706円
資本的支出額	1,411,851,114円
<hr/>	
差引	△ 68,569,408円

この結果68,569,408円の不足額を生じている。

資本的収入は、当初予算額987,500,000円に補正予算額319,000,000円繰越財源充当額70,566,500円を含めた予算現額1,377,066,500円に対し、決算額1,343,281,706円で予算に比して33,784,794円の減となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、工事負担金は主として光明台水道施設負担金である。また、他会計負担金4,500,000円は消火栓新設負担金として一般会計より収入したものである。

資本的支出は当初予算額1,083,254,000円に補正予算額324,012,000円及び継続費等の繰越額89,398,686円を含めた予算現額1,496,664,686円に対し、決算額1,411,851,114円となっているが、第3回拡張事業費等82,682,913円を翌年度へ繰越しているもので、これを除いた不用額は2,130,659円である。

翌年度繰越額82,682,913円の内訳は、第3回拡張事業費の進次繰越額66,914,382円配水管整備事業費3,235,000円及び光明台水道施設建設費12,533,531円となっている。

## 資 本 的 収 支

( 収 入 )

( 金額单位千円 )

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 企 業 債	818000	786000	△ 32000	96.1	58.5
企 業 債	818000	786000	△ 32000	96.1	58.5
2. 工 事 負 担 金	554567	552782	△ 1785	99.7	41.2
工 事 負 担 金	554567	552782	△ 1785	99.7	41.2
3. 負 担 金	4500	4500	0	100.0	0.3
他 会 計 負 担 金	4500	4500	0	100.0	0.3
合 計	1377067	1343282	△ 33785	97.5	100.0

( 支 出 )

( 金額单位千円 )

区 分	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 建 設 改 良 費	1,440,045	1,355,231	82,683	2,131	94.1	96.0
事 務 費	12,502	12,389	113	0	99.0	0.9
拡 張 工 事 費	848,330	781,529	66,801	0	92.1	55.4
改 良 工 事 費	65,157	63,538	0	1,619	97.5	4.5
配水管整備事業費	3,800	565	3,235	0	14.9	0
光明台水道施設建設費	501,050	483,516	12,534	0	97.5	34.6
営 業 設 備 費	9,086	8,576	0	510	94.4	0.6
投 資	120	119	0	1	99.2	0
2. 企 業 債 償 還 金	56,620	56,620	0	0	100.0	4.0
企 業 債 償 還 金	56,620	56,620	0	0	100.0	4.0
合 計	1,496,665	1,411,851	82,683	2,131	94.3	100.0

### 3. 営業成績

当事業年度における営業成績は収益的収入額 1,036,690千円に対し、支出額 1,152,664千円で 115,975千円の当年度純損失を生じている。純損失額は前年度 76,766千円に比して 39,209千円の増加となっており、経営状況の悪化を示している。

この内訳を営業収支、営業外収支に分けてみると営業収支においては、収益の根幹である給水収益が前年度比 8.4%の増にとどまったのに対し、費用面においては51年10月に実施された府営水等の値上げによる受水費の増加等諸経費の増高により 41,373千円の損失額を計上している。

また、営業外収支においても企業債及び一時借入金利息等費用の増が加入金等収益の増加を上廻ったことにより 74,602千円の損失額を生じ前年度損失額 62,695千円比して 11,907千円の増となったものである。

このように収益面で給水収益の伸張率が最近3年間 10%以下と伸び悩んでいる反面、費用面で諸経費の増高及び支払利息等の増加が著しく今後とも事業経営は厳しい状況が続くものと考えられる。

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減	増(△)減率(%)
給 水 戸 数	32,641戸	32,022戸	619戸	1.9
給 水 人 口	115,600人	113,486人	2,114人	1.9
年間総給水量	9,348,041 m <sup>3</sup>	8,651,898 m <sup>3</sup>	696,143 m <sup>3</sup>	8.0
年間総配水量	10,997,695 m <sup>3</sup>	10,189,471 m <sup>3</sup>	808,224 m <sup>3</sup>	7.9
営 業 収 益	885,680千円	775,560千円	110,120千円	14.2
営 業 費 用	927,053千円	789,631千円	137,422千円	17.4
営 業 収 支	△ 41,373千円	△ 14,071千円	27,302千円	194.0
営 業 外 収 益	151,009千円	105,299千円	45,710千円	43.4
営 業 外 費 用	225,611千円	167,994千円	57,617千円	34.3
営 業 外 収 支	△ 74,602千円	△ 62,695千円	11,907千円	19.0
給 水 収 益	631,968千円	582,981千円	48,987千円	8.4
職 員 給 与 費	300,089千円	268,712千円	31,377千円	11.7

### (1) 営業収益

営業収益は885,680千円で前年度に比して110,120千円(14.2%)の増となっている。増加中の主なものは、次表のとおり材料売却収益、給水収益であるが、材料売却収益の増は、拡張改良工事の執行により材料売却が増加したことによるものである。また、給水収益は前年度に比して48,987千円の増となっており増加率8.4%と前年度6.1%に比してわずかながら上昇を示している。

これを各用途別の給水量からみると家事用が本年度7,482,791<sup>m</sup>と前年度比7.5%の増、工場用が369,529<sup>m</sup>と前年度比3.0%官公署学校病院用が694,473<sup>m</sup>と前年度比16.9%のそれぞれ増となっており不況の長期化による工場用給水量の頭うちが目立っている。

なお、受託工事収益は受託工事件数の減少により、前年度比13,323千円(70.6%)の大幅な減となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
○ 給 水 収 益	631,968	582,981	48,987	8.4
○ 受託工事収益	5,544	18,867	△ 13,323	△ 70.6
○ その他営業収益	248,168	173,712	74,456	42.9
手 数 料	1,090	885	205	23.2
材料売却収益	244,579	170,327	74,252	43.6
補 償 金	2,500	2,500	0	0
合 計	885,680	775,560	110,120	14.2

### (2) 営業外収益

営業外収益は151,009千円と前年度に比して45,710千円(43.4%)の増加となっている。

その内訳は次表のとおりであるが受取利息の増加は主として一般会計へ



の一時貸付金の増によるものである。また、加入金は107,350千円と前年度に比して21,690千円の増で、本年度新規加入件数は953件となっている。

なお、他会計補助金10,000千円は高料金対策補助金として一般会計より繰り入れられたものである。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
○受 取 利 息	28,813	17,017	11,796	69.3
○雑 収 益	4,846	2,621	2,225	84.9
○加 入 金	107,350	85,660	21,690	25.3
○他会計補助金	10,000	0	10,000	—
合 計	151,009	105,299	45,710	43.4

### (3) 営 業 費 用

営業費用は927,053千円で前年度に比して137,422千円(17.4%)の増となっている。増加中の主なものは、その他の営業費用であるが、これは工事事務材料購入費の増によるものである。

また、資産減耗費552千円の内訳はカブ、ポンプ等の固定資産除却費549千円及び棚卸資産減耗費3千円である。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
○原水及浄水費	344,685	299,412	45,273	15.1
○配水及給水費	124,333	108,457	15,876	14.6
○受託工事費	4,417	18,728	△14,311	△76.4
○業 務 費	88,398	79,497	8,901	11.2
○総 係 費	70,651	60,220	10,431	17.3
○減価償却費	81,059	80,807	252	0.3
○資産減耗費	552	172	380	220.9
○その他の営業費用	212,958	142,339	70,619	49.6
合 計	927,053	789,631	137,422	17.4

#### (4) 営業外費用

営業外費用は225,611千円で前年度167,994千円に比して57,617千円(34.3%)の増となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、企業債利息、一時借入金利息ともに増加しており、企業債手数料及び取扱費は縁故債の発行がなかったことにより、前年度に比して455千円の減となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
企業債利息	155,704	125,282	30,422	24.3
一時借入金利息	69,840	42,191	27,649	65.5
企業債手数料 及 取 扱 費	67	522	△ 455	△ 87.2
合 計	225,611	167,994	57,617	34.3

#### (5) 費用構成

次表のとおり職員給与費は給与の引き上げ等により前年度に比して31,377千円(11.7%)の増となっている。

また、受水費についても昭和51年10月より府営水及び泉北水道企業団からの受水料が1<sup>m</sup>当たり19円70銭から29円70銭に、また、光明池土地改良区からの受水料が1<sup>m</sup>当たり4円から6円にそれぞれ引き上げられたこと等により前年度に比して30,053千円(21.6%)の増となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度		5 0 年 度		増(%)減額	率 (%)
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)		
1. 職員給与費	300,089	26.1	268,712	28.1	31,377	11.7
(1)基本給	165,796	14.4	147,398	15.4	18,398	12.5
(2)手当	94,770	8.2	89,195	9.2	6,575	7.5
(3)賃金	3,158	0.3	296	0	2,862	966.9
(4)退職給与費	3,000	0.3	3,759	0.4	△ 759	△ 20.2
(5)法定福利費	33,365	2.9	29,064	3.1	4,301	14.8
2. 支払利息	225,544	19.6	167,473	17.5	58,071	34.7
3. 減価償却費	81,059	7.0	80,807	8.4	252	0.3
4. 受水費	169,209	14.7	139,156	14.5	30,053	21.6
5. 動力費	36,017	3.1	33,071	3.5	2,946	8.9
6. 薬品費	16,443	1.4	12,505	1.3	3,938	31.5
7. その他	324,303	28.1	255,902	26.7	68,401	26.7
合 計	1,152,664	100.0	957,626	100.0	195,038	20.4

#### 4. 資産、負債、資本

##### (1) 資産

資産総額は4,781,306千円で前年度3,825,373千円に比して955,933千円(25.0%)の増となっている。

この内訳は次表のとおり固定資産において1,273,613千円(38.6%)の増、流動資産において3,176,800千円(59.9%)の減である。固定資産の増加のうち主なものは、第3回拡張事業、光明台水道施設建設事業等の執行にともなり建設仮勘定の増である。

また、流動資産においては貸付金、現金預金で大幅な減少となっている。

なお、保管有価証券の増加については水道料金の口座振替制度の推進による収納取扱金融機関の契約保証金400千円の受け入れによるものである。

(金額单位千円)

区 分	5 1 年度	5 0 年度	増(△)減額	率 (%)
1. 固 定 資 産	4568933	3295320	1273613	3 8.6
(1)有形固定資産	4568287	3294723	1273564	3 8.7
土 地	310572	120258	190314	1 5 8.3
建 物	171888	175323	△ 3435	△ 2.0
構 築 物	1949616	2002085	△ 52469	△ 2.6
機 械 及 装 置	181733	199465	△ 17732	△ 8.9
量 水 器	47,175	45662	1513	3.3
車 輛 及 運 搬 具	5820	6316	△ 496	△ 7.9
工 具 器 具 及 備 品	11,717	12,070	△ 353	△ 2.9
建 設 仮 勘 定	1889766	733543	1,156,223	1 5 7.6
(2)無形固定資産	512	571	△ 59	△ 1 0.3
水 利 権	360	410	△ 50	△ 1 2.2
借 地 権	60	120	△ 60	△ 5 0.0
電 話 加 入 権	92	41	51	1 2 4.4
(3)投 資	135	25	110	4 4 0.0
投 資 有 価 証 券	135	25	110	4 4 0.0
2. 流 動 資 産	212373	530,053	△ 317,680	△ 5 9.9
現 金 預 金	73404	84246	△ 10842	△ 1 2.9
未 収 金	96063	94921	1142	1.2
保 管 有 価 証 券	2200	1800	400	2 2.2
貯 蔵 品	40,706	49,087	△ 8381	△ 1 7.1
貸 付 金	0	300,000	△ 300,000	—
仮 払 金	0	0	0	0
資 産 合 計	4,781,306	3,825,373	955,933	2 5.0

(2) 負債

負債総額は399,582千円で前年度614,846千円に比して215,264千円(35.0%)の減となっている。

この内訳は次表のとおり固定負債において退職給与引当金3,000千円(71.5%)の増、流動負債において218,264千円(35.7%)の減である。流動負債は工事の完成にともなう契約保証金等の還付による預り金の減少及び一時借入金の減少により前年度に比して大幅な減となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 固 定 負 債	7,196	4,196	3,000	71.5
引 当 金	7,196	4,196	3,000	71.5
2. 流 動 負 債	392,386	610,650	△218,264	△ 35.7
一時借入金	300,000	500,000	△200,000	△ 40.0
未 払 金	55,070	36,606	18,464	50.4
前 受 金	29,890	26,560	3,330	12.5
預 り 金	5,227	45,684	△ 40,457	△ 88.6
預 り 担 保 券 有 価 証 券	2,200	1,800	400	22.2
負 債 合 計	399,582	614,846	△215,264	△ 35.0

(3) 資 本

資本総額は4,381,724千円となっている。この内訳は次表のとおりで  
企業債発行額786,000千円より償還額56,620千円を差し引いた729,380千円  
が借入資本金の増加である。

また、資本剰余金についても光明台の建設工事負担金等の受け入れによ  
り前年度に比して557,282千円の増となっている。

なお、欠損金は前年度に比して115,465千円の増であるが、この内訳  
は当年度純損失額115,975千円より過年度損益修正による欠損金減少額  
510千円を差し引いたものである。

(金額单位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 資 本 金	3,061,947	2,332,567	729,380	31.3
(1) 自己資本金	1,19,803	1,19,803	0	0
(2) 借入資本金	2,942,144	2,212,764	729,380	33.0
企 業 債	2,942,144	2,212,764	729,380	33.0
2. 剩 余 金	1,319,777	877,960	441,817	50.3
(1) 資本剰余金	1,595,682	1,038,400	557,282	53.7
国庫補助金	3,948	3,948	0	0
府補助金	9,778	9,778	0	0
工事負担金	1,526,538	973,757	552,781	56.7
負 担 金	21,000	16,500	4,500	27.3
受贈財産 評 価 額	34,417	34,417	0	0
(2) 欠 損 金	275,905	160,440	115,465	72.0
当年度未処 理欠損金	275,905	160,440	115,465	72.0
資 本 合 計	4,381,724	3,210,527	1,171,197	36.5



業 務 分 析 表

項 目	49年度	50年度	51年度	算 式
普及率 (%)	93.5	95.6	96.4	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
一日平均配水量(噸)	25,681	27,840	30,130	$\frac{\text{年間總配水量}}{365日} \times 100$
1人1日最大配水量(ℓ)	307.1	330.6	322.8	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{現在給水人口}} \times 1000$
1人1日平均配水量(ℓ)	235.0	245.0	260.6	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{現在給水人口}} \times 1000$
有收率 (%)	86.7	84.9	85.0	$\frac{\text{年間總有收水量}}{\text{年間總配水量}} \times 100$
負荷率 (%)	76.3	74.2	80.8	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$
施設利用率 (%)	60.5	61.9	66.7	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
最大稼働率 (%)	79.1	83.4	82.6	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
配水管使用効率 (%)	35.3	36.2	36.4	$\frac{\text{年間總配水量}}{\text{配水管延長}} \times 100$
固定資産使用効率 (%)	34.6	30.9	29.8	$\frac{\text{年間總配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 100$
職員1人当たり給水人口	1,139.6	1,320.0	1,376.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
職員1人当たり給水量	84,679	100,603	111,286	$\frac{\text{年間總有收水量}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
職員1人当たり営業収益	7,055	9,018	10,544	$\frac{\text{營業収益}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
累積欠損金比率 (%)	12.7	21.2	31.4	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{營業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率 (%)	3.0	10.7	24.2	$\frac{\text{流動負債}-(\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源})}{\text{營業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
給水原価	86円22銭	92円07銭	100円05銭	$\frac{\text{総費用}-\text{受託工事費等}}{\text{年間總有收水量}} \times 100$
供給単価	67円69銭	67円38銭	67円60銭	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間總有收水量}} \times 100$



經 營 分 析 表

項 目	49年度	50年度	51年度	算 式
固定資產構成比率	90.2%	86.1%	95.6%	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資產合計}} \times 100$
固定負債構成比率	61.0	58.0	61.7	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債, 資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	315.9	330.3	317.4	$\frac{\text{固定資產}}{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}} \times 100$
固定資產對長期資本比率	100.7	102.6	104.3	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	28.6	26.1	30.1	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	93.8	86.8	54.1	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資產回轉率	3.0	1.9	2.4	$\frac{\text{營業收益}}{(\text{期首流動資產} + \text{期末流動資產}) \times \frac{1}{2}}$
總收益對總費用比率	87.1	92.0	89.9	$\frac{\text{總收益}}{\text{總費用}} \times 100$
營業收益對營業費用比率	100.3	98.2	95.5	$\frac{\text{營業收益}}{\text{營業費用}} \times 100$
企業債償還金對 料金收入比率	8.3	8.4	9.0	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料金收入}} \times 100$
企業債元利償還金對 料金收入比率	27.7	29.9	37.6	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金收入}} \times 100$
職員給與費對 料金收入比率	51.8	46.6	52.0	$\frac{\text{職員給與費}}{\text{料金收入}} \times 100$



比較損益計算書

(金額単位千円)

区	分	51年度	50年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 営業収益	給水収益	885,630	775,650	110,120	14.2	
	受託工事収益	631,968	582,298.1	48,987	8.4	
	その他営業収益	5,544	1,886.7	1,882.3	70.6	
	2. 営業外収益	248,168	173,712	74,456	42.9	
	受取利息	151,009	105,299	45,710	43.4	
	雑収	28,813	17,017	11,796	69.3	
	他会計補助金	4,846	2,621	2,225	84.9	
	加	10,000	0	10,000	0	
	収入	107,850	85,660	21,690	25.3	
	収益合計	1,036,690	880,859	155,830	17.7	

区	分	51年度	50年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 営業費用	原水及浄水費	927,053	789,631	137,422	17.4	
	配水及給水費	344,685	299,412	45,273	15.1	
	受託工事費	124,333	108,457	15,876	14.6	
	業務費	4,417	18,728	△14,311	76.4	
	総係費	8,398	79,497	8,901	11.2	
	減価償却費	70,651	60,220	10,431	17.3	
	資産減耗費	81,059	80,807	252	0.3	
	その他営業費用	552	172	380	220.9	
	2. 営業外費用	212,958	142,389	70,619	49.6	
	支払利息及企業債取扱諸費	225,611	167,994	57,617	34.3	
	雑支出	22,561.1	167,994	57,617	34.3	
	費用合計	0	0	0	0	
	差引純利益	115,975	95,762.6	19,503.8	20.4	
		△115,975	△76,766	△39,209	△51.1	









## 和泉市病院事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和52年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

なお文中の計数を一部千円単位として以下は四捨五入した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

### ◎総括

51年度病院事業会計決算は収益的収支で228,070,475円の純損失額を生じており累積欠損金総額は1,001,356,862円となっている。

当年度においても諸般の対策を講じ、経費の節減に努力されているが、いぜん厳しい財政状態が続いている。

事業収益費用において、総収益では909,932,621円前年度比24.4%の増収を示しているが、これは診療報酬の改訂が行われたこととともに診療内容の充実向上及び室料差額、文書料等の改正並びに一般会計より補助金等の増によるものである。費用については医業費用では前年度に比し材料費が9.8%、経費が4.8%の小幅な増加にとどまり、医業外費用では支払利息等の増大が前年度比24.5%と膨張して、総費用は1,133,003,096円前年度比13.2%の支出増となっている。医業収支で193,248,880円、医業外収支で29,821,595円の損失額を計上しているが、前年度に比し医業収支はわずかながら好転し損失額が減少し、医業外収支も損失額は下廻っており、純損失額は前年度と比較すると46,827,019円の減少がみられた。

建設改良工事費については、主として企業債に依存することとなるため、こ

の元金償還及び利息の支払は益々増大し、資金運用に苦慮されるものと思われるが各年度の資金計画は更に綿密にし、経費節減には一段と配慮し、より一層財政の確立に努められるよう期するとともに、人材の確保並びに施設、設備、診療内容の充実向上等、資源の運用面での効率的合理的活用を図り、市民の医療確保を期するよう望むものである。

## 審 査 概 要

### 1. 収 益 的 収 支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	909,932,621円
収益的支出額	1,133,003,096円
差 引	△ 223,070,475円

この結果223,070,475円の当年度純損失を生じており、繰越欠損金年度末残高778,286,387円を含めた1,001,356,862円が当年度未処理欠損金として翌年度へ繰越しされている。

収益的収入額は当初予算額758,084,000円に補正予算額134,601,000円を含めた予算現額892,685,000円に対し決算額909,932,621円で予算に比して17,247,621円の増となっており、収入率101.9%である。

決算額内訳は医業収益820,868,584円(構成比90.2%)、医業外収益89,064,037円(構成比9.8%)で、このうち医業収益中の入院、外来収益が798,277,917円と全体の87.7%を占めており収益の根幹となっている。

また、収益的支出は当初予算額1,106,468,000円に補正予算額38,812,000円を含めた予算現額1,145,280,000円に対し、決算額1,133,003,096円で12,276,904円の不用額を生じており、執行率98.9%となっている。

不用額中の主なものは薬品費7,465,719円、一時借入金利息1,413,451円である。

決算額内訳は医業費用1,014,117,464円(構成比89.5%)、医業外費用118,885,632円(構成比10.5%)で、このうち給与費、材料費の合計が915,384,442円と費用中の80.8%を占めている。

収 益 の 収 支

( 収 入 )

( 金額単位千円 )

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 医 業 収 益	804,327	820,869	16,542	102.1	90.2
入 院 収 益	473,127	482,085	8,958	101.9	53.0
外 来 収 益	310,442	316,192	5,750	101.9	34.7
その他医業収益	20,758	22,591	1,833	108.8	2.5
2. 医 業 外 収 益	88,358	89,064	706	100.8	9.8
受取利息及配当金	1,200	1,611	411	134.3	0.2
他会計補助金	76,808	76,808	0	100.0	8.4
患者外給食収益	6,727	6,798	71	101.1	0.7
その他医業外収益	800	1,025	225	128.1	0.1
国庫補助金	2,823	2,823	0	100.0	0.3
合 計	892,685	909,933	17,248	101.9	100.0

( 支 出 )

( 金額単位千円 )

区 分	予算現額	決算額	不 用 額	執行率(%)	構成比(%)
1. 医 業 費 用	1,024,676	1,014,117	10,559	99.0	89.5
給 与 費	609,931	609,239	692	99.9	53.8
材 料 費	314,779	306,146	8,633	97.3	27.0
経 費	80,803	80,180	623	99.2	7.1
減価償却費	15,061	15,045	16	99.9	1.3
資産減耗費	1	0	1	0	0
研究研修費	4,101	3,508	593	85.5	0.3
2. 医 業 外 費 用	120,304	118,886	1,418	98.8	10.5
支払利息及企業債 取 扱 諸 費	113,889	112,472	1,417	98.8	9.9
患者外給食材料費	6,415	6,414	1	100.0	0.6
3. 予 備 費	300	0	300	0	0
合 計	1,145,280	1,133,003	12,277	98.9	100.0

## 2. 資 本 的 収 支

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額 4 2 1,4 7 4,0 0 0 円

資本的支出額 4 6 1,6 7 6,3 4 4 円

---

差 引 △ 4 0,2 0 2,3 4 4 円

この結果40,202,344円の不足額を生じているが、この不足額については繰越欠損金減少にともなう留保資金で補てんしている。

資本的収入は当初予算額1,220,996,000円に補正予算額1,578,000円及び繰越財源充当額101,000,000円を含めた予算現額1,323,574,000円に対し決算額4,214,740,000円となっている。決算額内訳は他会計出資金2,257,400,000円(構成比5.4%)、企業債3,989,000,000円(構成比94.6%)である。

また、資本的支出は当初予算額1,261,476,000円に補正予算額1,578,000円及び継続費通次繰越額101,000,000円を含めた予算現額1,364,054,000円に対し決算額4,616,763,444円となっているが、病院増改築事業にかかる通次繰越額902,100,000円を除いた不用額は277,656円である。

資本的支出の内訳は次表のとおりであり、用地費1,577,700円については公用水路敷を購入したものである。

また、病院増改築事業費の内訳は、工事請負費3,919,300,000円及び事務費6,970,083円である。

## 資 本 的 収 支

( 収 入 )

( 金額单位千円 )

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
他会計出資金	22574	22574	0	100.0	5.4
企業債	1301000	398900	△902100	30.7	94.6
合 計	1323574	421474	△902100	31.8	100.0

( 支 出 )

( 金額单位千円 )

区 分	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 建設改良費	1,309,811	407,434	902,100	278	100.0	88.2
看護婦宿舍割賦金	1,233	1,232	0	1	100.0	0.3
器械備品購入費	6,000	5,724	0	276	95.4	1.2
病院増改築事業費	1,301,000	398,900	902,100	0	100.0	86.4
用地費	1,578	1,578	0	0	100.0	0.3
2. 企業債償還金	13,763	13,763	0	0	100.0	3.0
3. 公立病院特例費	40,480	40,480	0	0	100.0	8.8
合 計	1,364,054	461,676	902,100	278	100.0	100.0

### 3. 営業成績

#### (ア) 取扱患者数等について

取扱患者数は本年度128,998人と前年度に比して1,112人(0.9%)の増加となっている。

この内訳は、入院患者数で229人(0.5%)の減少、外来患者数で1,341人の増加であり、この結果病床利用率は本年度98.7%と前年度に比して0.3%の低下を示している。

また、これを収益面からみると、昭和51年4月の診療報酬の改定(平均9.1%)等により入院収益は患者数の減少にもかかわらず482,085千円と前年度に比して88,802千円(22.6%)の増、また外来収益についても前年度に比して22,531千円(7.7%)の増収となっている。

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増 (△) 減	率 (%)
取 扱 患 者 数	129,998人	127,886人	1,112人	0.9
うち入院	43,251人	43,480人	△ 229人	△ 0.5
うち外来	85,747人	84,406人	1,341人	1.6
1日平均取扱患者数	407人	403人	4人	1.0
うち入院	118人	119人	△ 1人	△ 0.8
うち外来	289人	284人	5人	1.8
入 院 収 益	482,085千円	393,283千円	88,802千円	22.6
外 来 収 益	316,192千円	293,661千円	22,531千円	7.7
患者1人1日当り 診療収入	6,188円	5,372円	816円	15.2
うち入院	11,146円	9,045円	2,101円	23.2
うち外来	3,688円	3,479円	209円	6.0
病 床 利 用 率	98.7%	99.0%	△ 0.3%	—

(イ) 入院状況について

本年度入院患者数は43,251人で前年度43,480人に比して229人(0.5%)の減少である。

これを各科別にみると次表のとおり、外科、整形外科においては増加しているものの、内科においては1,105人、小児科においては335人それぞれ前年度に比して減少している。

これは前年度途中において一部病床割当数の変更を行い、内科病床数を減らしたことに起因するものと考えられる。

(ウ) 外来状況について

本年度外来患者数は85,747人で前年度に比して1,341人(1.6%)の増加である。

これを各科別にみると、外科で629人、整形外科で1,436人のそれぞれ増となっているが、小児科、神経科においてはわずかながら患者数の減少がみられる。

また、患者1人1日当たり収益についても小児科を除くすべての部門で前年度を上廻っている。

外 来				区 分	入 院			
50年度		51年度			50年度		51年度	
患者数 (人)	1日当り 収益(円)	患者数 (人)	1日当り 収益(円)		患者数 (人)	1日当り 収益(円)	患者数 (人)	1日当り 収益(円)
32,589	4,708	32,780	5,060	内 科	27,357	7,670	26,252	9,862
8,630	3,197	9,259	3,685	外 科	6,484	16,984	7,403	18,439
25,138	2,407	26,574	2,558	整形外科	7,637	7,262	7,929	9,109
18,048	2,775	12,282	2,558	小 児 科	2,002	8,926	1,667	8,667
5,001	3,181	4,852	3,468	神 経 科	—	—	—	—
84,406	3,479	85,747	3,688	合 計	43,480	9,045	43,251	11,146



(1) 医 業 収 益

医業収益は820,869千円で前年度702,133千円に比して118,736千円(16.9%)の増となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、注射料，入院料，処置料等の増加が目立っている。

また室料差額についても、昭和51年4月より平均33%の引き上げがなされた結果、前年度に比して5,317千円(45.9%)の増となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
初 診 料	1 0,097	7,141	2,956	4 1.4
再 診 料	29,783	28,297	1,486	5.3
薬 料	199,340	191,415	7,925	4.1
注 射 料	163,801	120,854	42,947	35.5
処 置 料	24,421	13,451	10,970	81.6
手 術 料	21,396	21,323	73	0.3
検 査 料	74,795	74,112	683	0.9
X 線 料	36,379	28,619	7,760	27.1
入 院 料	108,967	91,776	17,196	18.7
寝 具 料	4,274	4,212	62	1.5
看 護 料	61,056	51,662	9,394	18.2
給 食 料	48,487	42,585	5,902	13.9
室 料 差 額	16,902	11,585	5,317	45.9
公衆衛生活動収益	586	496	90	18.1
医療相談収益	1,616	1,074	542	50.5
そ の 他	18,969	13,533	5,436	40.2
合 計	820,869	702,133	118,736	16.9

## (2) 医 業 外 収 益

医業外収益は89,064千円と前年度に比して60,005千円(206.5%)の大幅な増加となっているが、これは一般会計からの補助金が前年度に比して60,714千円(377.2%)増加したことによるものである。

また患者外給食収益についても前年度に比して1,193千円(21.3%)の増であるが、これは1食あたりの給食費を180円から230円に引きあげた結果によるものである。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
受取利息配当金	1,611	2,364	△ 753	△ 31.9
他会計補助金	76,808	16,094	60,714	377.2
国庫補助金	2,823	3,917	△ 1,094	△ 27.9
患者外給食収益	6,798	5,604	1,193	21.3
その他医業外収益	1,025	1,080	△ 55	△ 5.1
合 計	89,064	29,059	60,005	206.5

## (3) 医 業 費 用

医業費用は1,014,117千円と前年度904,555千円に比して109,562千円(12.1%)の増となっている。

増加中の主なものは給与費であるが、これは職員給与費の引き上げ及び退職給与金の増加によるものである。

薬品費についても前年度に比して27,845千円(11.8%)の増であるが薬品費のうちとくに注射薬の増加が目立っている。

(金額单位千円)

区 分	5 1 年 度		5 0 年 度		增 (△) 減	
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	金 額	率 (%)
1.給 与 費	609,239	60.1	530,492	58.6	78,746	14.8
給 料	256,895	25.3	234,775	28.5	22,120	9.4
手 当	228,782	22.6	212,623	20.9	16,159	7.6
賃 金	0	0	66	0	△ 66	—
報 酬	32,713	3.2	30,201	3.3	2,512	8.3
法定福利費	58,419	5.8	49,206	0.4	9,213	18.7
退職給与金	32,429	3.2	3,621	5.4	28,808	795.6
2.材 料 費	306,146	30.2	278,846	30.8	27,300	9.8
薬 品 費	263,752	26.0	235,907	25.1	27,845	11.8
診療材料費	23,881	2.4	23,396	3.9	485	2.1
給食材料費	17,044	1.7	16,110	1.8	934	5.8
医療消耗 備品費	1,468	0.1	3,434	0	△ 1,966	△ 57.3
3.経 費	80,180	7.9	76,481	8.5	3,699	4.8
4.減価償却費	15,045	1.5	15,104	1.7	△ 59	△ 0.4
5.資産減耗費	0	0	0	0	0	0
6.研究研修費	3,508	0.3	3,632	0.4	△ 124	△ 3.4
合 計	1,014,117	100.0	904,555	100.0	109,562	12.1

#### (4) 医 業 外 費 用

医業外費用は118,886千円と前年度96,535千円に比して22,351千円(23.2%)の増となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、増加中の主なものは資金繰りの悪化による一時借入金利息の増及び企業債利息の増である。

また患者外給食費の引き上げを行った結果、患者外給食収支(患者外給食収益-患者外給食材料費)は384千円の黒字となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	112,472	90,316	22,156	24.5
企 業 債 利 息	21,743	12,622	9,121	72.3
特 例 債 利 息	30,752	34,719	△ 3,967	△ 11.4
割 賦 金 利 息	1,466	1,562	△ 96	△ 6.2
一 時 借 入 金 利 息	58,035	40,256	17,779	44.2
企 業 債 手 数 料 及 取 扱 費	476	1,156	△ 680	△ 58.8
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,414	6,219	195	3.1
合 計	118,886	96,535	22,351	23.2

#### 4. 資 産 ・ 負 債 ・ 資 本

##### (1) 資 産

資産総額は1,024,617千円で前年度に比して391,955千円(62.0%)の増加である。

この内訳は次表のとおり固定資産において391,157千円(90.0%)、流動資産において798千円(0.4%)とそれぞれ前年度に比して増となっている。増加中の主なものは病院増改築事業の執行による建設仮勘定の増である。また土地の増加は公用水路敷の購入によるものである。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 固 定 資 産	825576	434419	391157	90.0
(1)有形固定資産	815939	424782	391157	92.1
土 地	150996	149418	1578	1.1
建 物	194593	204014	△ 9421	△ 4.6
構 築 物	1494	1663	△ 169	△ 10.2
車 輛	314	499	△ 185	△ 37.3
器 械 及 備 品	21934	21481	453	2.1
建 設 仮 勘 定	446607	47707	398900	836.2
(2)投 資	9637	9637	0	0
投資有価証券	138	138	0	0
長期貸付金	9499	9499	0	0
2. 流 動 資 産	199041	198243	798	0.4
現 金 預 金	40070	58958	△ 18888	△ 32.0
未 収 金	142709	124174	18535	14.9
貯 蔵 品	15496	14432	1064	7.4
前 払 金	767	679	88	13.0
資 産 合 計	1024617	632662	391955	62.0

## (2) 負 債

負債総額は1,165,797千円で前年度998,962千円に比して166,835千円(16.7%)の増となっている。

その内訳は次表のとおり固定負債において41,712千円(12.2%)の減、流動負債において208,547千円(31.8%)の増である。

固定負債の減少は公立病院特例債及び看護婦宿舍割賦金の償還によるものである。

また流動負債の増加は資金繰りの悪化による一時借入金及び入院前受金の増によるものである。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 固 定 負 債	301306	343018	△ 41712	△ 1 2. 2
特 例 債	283440	323920	△ 40480	△ 1 2. 5
その他 固定負債	17866	19098	△ 1232	△ 6. 5
2. 流 動 負 債	864491	655994	208547	3 1. 8
一 時 借 入 金	800,000	580,000	220,000	3 8. 0
未 払 金	53513	67,100	△ 13,587	△ 2 0. 3
その他 流動負債	10978	8844	2134	2 4. 1
負 債 合 計	1,165,797	998,962	166,835	1 6. 7

## (3) 資 本

資本総額は△141,180千円となっている。その内訳は次表のとおり 資本金においては一般会計からの出資金22,574千円及び企業債発行額398,900千円より企業債償還額13,762千円を差し引いた385,138千円が借入資本金の増加となっている。

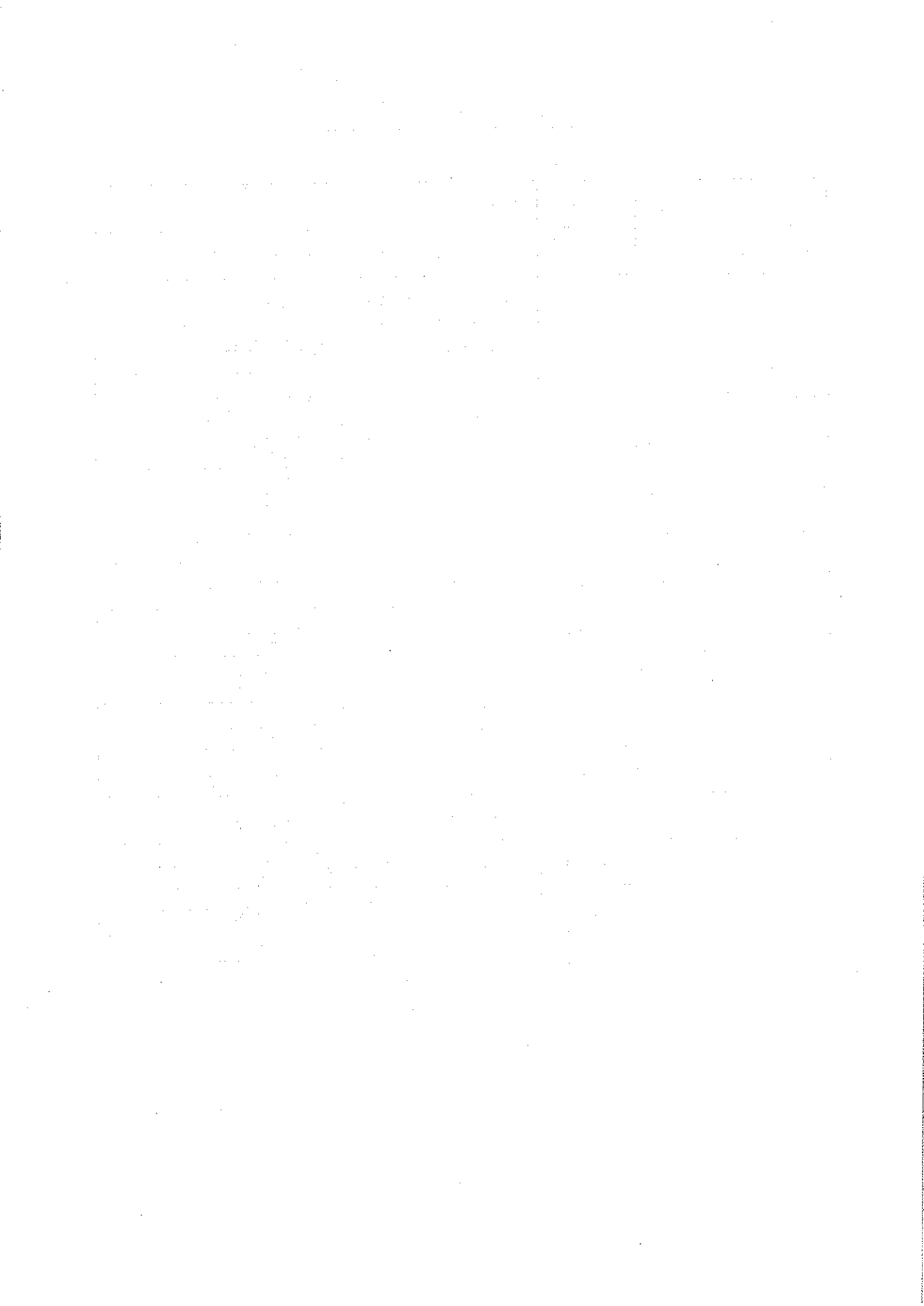
また欠損金については当年度純損失額223,070千円より期間外収益として一般会計より繰り入れられた40,480千円を差し引いた182,591千円が欠損金の増加額となっている。

(金額単位千円)

区 分	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	率 (%)
1. 資 本 金	859,059	451,348	407,711	9 0. 4
自 己 資 本 金	202,328	179,754	22,574	1 2. 6
借 入 資 本 金	656,731	271,593	385,138	1 4 1. 8
2. 欠 損 金	1,000,239	817,648	182,591	2 2. 3
資 本 剰 余 金	1118	1118	0	0
利 益 剰 余 金	△ 100,1357	△ 818,766	182,591	2 2. 3
資 本 合 計	△ 141,180	△ 366,301	225,121	6 1. 5

業 務 分 析 表

項 目	49年度	50年度	51年度	算 式
外来入院患者比率	178.7%	194.1%	198.3%	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
一日平均患者数	(入院) 126.9人	118.8人	118.5人	$\frac{\text{年延入院患者数}}{365日}$
	(外来) 278.6人	284.2人	288.7人	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{実診療日数}}$
患者1人1日当り診療収入	4,144円	5,372円	6,188円	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(入院) 6,229円	9,045円	11,146円	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$
	(外来) 2,977円	3,479円	3,688円	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$
患者1人1日当り薬品収入	1,889円	2,442円	2,315円	$\frac{\text{薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投薬) 1,304円	1,497円	1,545円	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注射) 585円	945円	1,270円	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
患者1人1日当り薬品費	1,883円	1,845円	2,045円	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投薬) 945円	1,109円	1,168円	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注射) 388円	668円	798円	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
入院患者1人1日当り給食材料費	309円	371円	394円	$\frac{\text{患者給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$
薬品使用効率	(投薬) 137.9%	134.9%	132.4%	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{投薬薬品払出原価}} \times 100$
	(注射) 150.7%	141.5%	159.1%	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{注射薬品払出原価}} \times 100$
病床利用率	105.7%	99.0%	98.7%	$\frac{\text{年延一般入院患者数}}{\text{年延一般病床数}} \times 100$





病 院 事 業 分 析 表

項 目	4 9 年 度	5 0 年 度	5 1 年 度	算 式
固定資產構成比率	62.3%	68.2%	80.6%	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資產合計}} \times 100$
固定負債構成比率	102.6	97.1	93.5	$\frac{\text{固定資產} + \text{借入資本金}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	△ 82.4	△ 68.1	△ 103.5	$\frac{\text{固定資產}}{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}} \times 100$
固定資產對長期資本比率	△ 152.8	△ 118.6	△ 584.8	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	△ 75.6	△ 100.8	△ 77.9	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	51.7	80.2	23.0	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資產回轉率	3.2	3.4	5.2	$\frac{\text{醫 業 收 益}}{(\text{期首流動資產} + \text{期末流動資產}) \times \frac{1}{2}}$
總收益對總費用比率	75.0	73.0	80.3	$\frac{\text{總 收 益}}{\text{總 費 用}} \times 100$
醫業收益對醫業費用比率	71.4	77.6	80.9	$\frac{\text{醫 業 收 益}}{\text{醫 業 費 用}} \times 100$
企業債償還元金對 料 金 收 入 比 率	2.5	7.9	6.8	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料 金 收 入}} \times 100$
企業債元利償還金對 料 金 收 入 比 率	6.8	14.9	13.7	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料 金 收 入}} \times 100$
職員給與費對料金收入比率	90.6	77.2	76.3	$\frac{\text{職 員 給 與 費}}{\text{料 金 收 入}} \times 100$

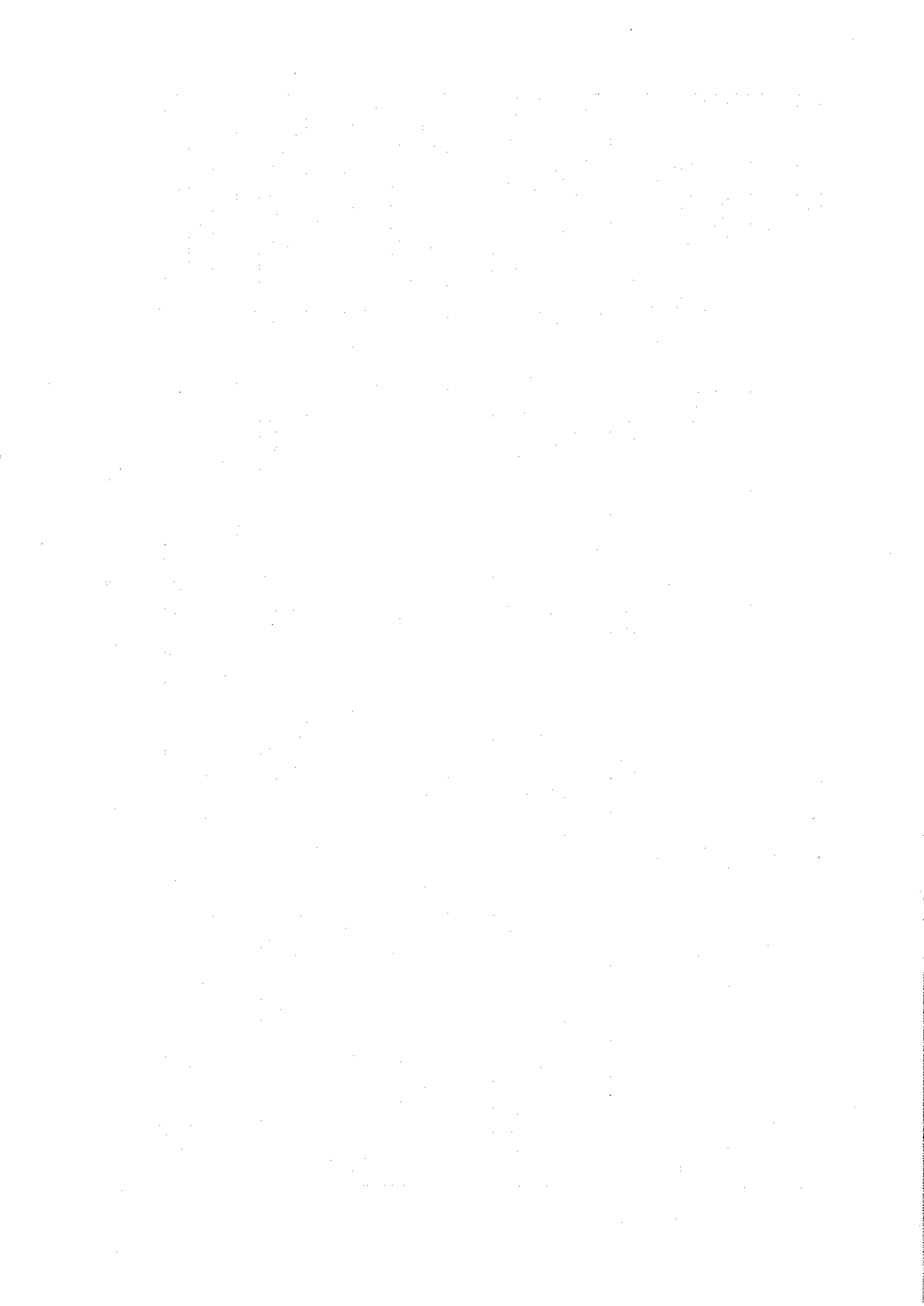


比較損益計算書

(金額単位千円)

収益の部	51年度	50年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医療収益	82,086.9	70,213.8	11,873.6	16.9	
入院収益	48,208.5	39,328.3	8,880.2	22.6	
外来収益	31,619.2	29,866.1	2,253.1	7.7	
その他医療収益	2,259.1	1,519.0	7,401	48.7	
2. 医療外収益	8,906.4	2,905.9	60,005.5	206.5	
受取利息配当金	1,611	2,364	753	31.9	
他会計補助金	7,680.8	1,609.4	60,714.4	377.2	
患者外給食収益	6,798	5,604	1,194	21.3	
その他医療外収益	1,025	1,082	55	5.1	
国庫補助金	2,823	3,917	1,094	27.9	
収益合計	90,993.3	78,119.2	17,874.1	24.4	

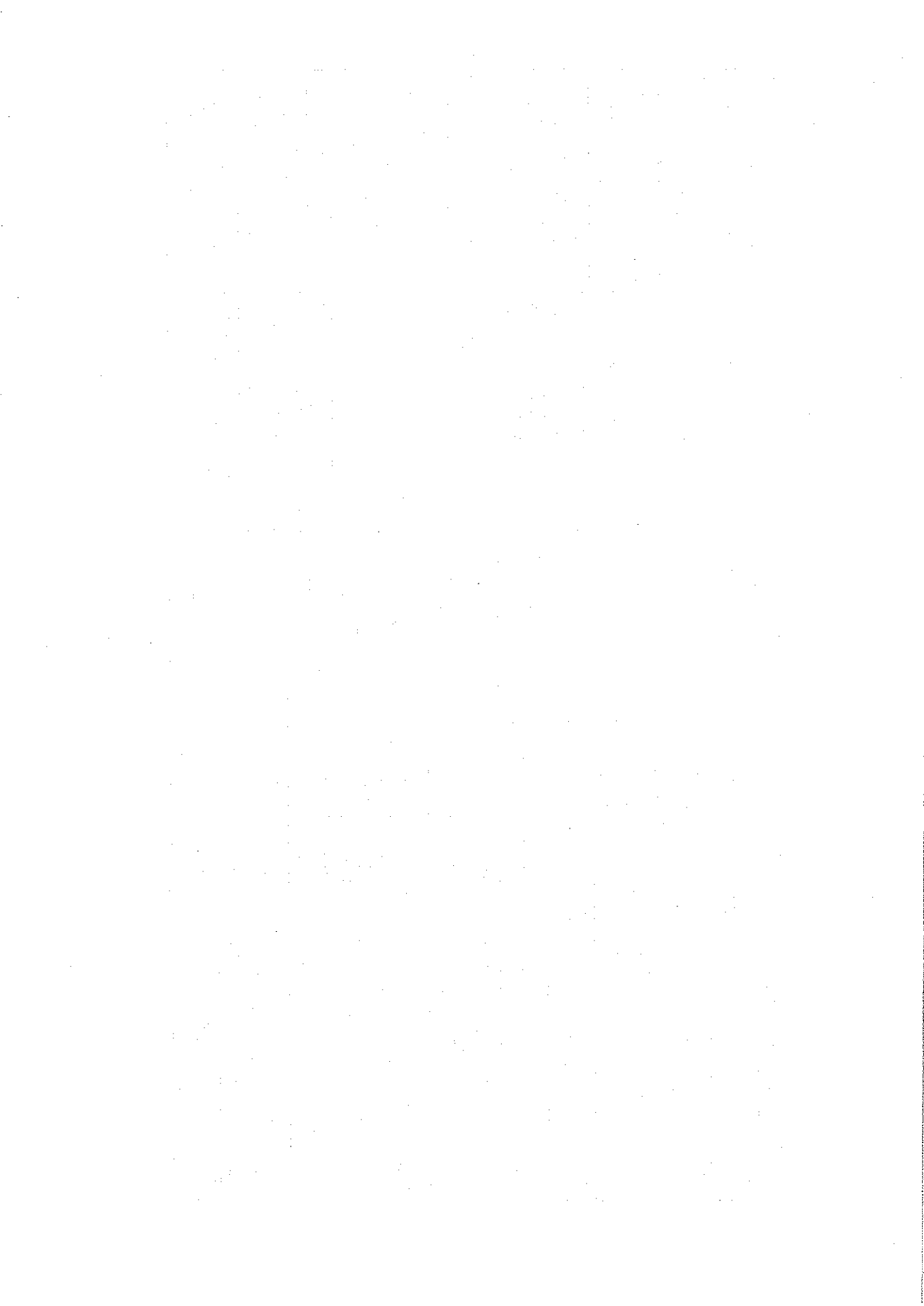
費用の部	51年度	50年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医療費用	1,014,117	904,555	109,562	12.1	
給与費	609,239	580,492	78,747	14.8	
材料費	306,146	278,846	27,300	9.8	
経費	80,180	76,481	3,699	4.8	
減価償却費	15,045	15,104	59	0.4	
資産減耗費	0	0	0	0	
研究研修費	3,508	3,632	124	3.4	
2. 医療外費用	118,886	96,535	22,351	23.2	
支払利息及企業債償還金	112,472	90,316	22,156	24.5	
患者外給食材料費	6,414	6,219	195	3.1	
費用合計	1,133,003	1,001,090	131,913	13.2	
差引純利益	△ 223,070	△ 269,898	△ 46,828	17.3	



比較貸借対照表

(金額単位千円)

科 目	資 産				負 債			
	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)	5 1 年 度	5 0 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1 固 定 資 産	825,576	434,419	391,157	90.0	801,306	343,018	△ 41,712	△ 12.2
(1) 有形固定資産	815,939	424,782	391,157	92.1	283,440	323,920	△ 40,480	△ 12.5
土 地	150,996	149,418	1,578	1.1	17,866	1,909	△ 1,232	△ 6.5
建 物	194,593	204,014	9,421	4.6	864,491	655,944	208,547	31.8
構 築 物	1,494	1,663	169	10.2	800,000	580,000	220,000	38.0
車 輛	314	499	185	37.3	53,513	67,100	△ 13,587	△ 20.3
機 械 及 備 品	21,934	21,481	453	2.1	10,978	8,844	2,134	24.1
總 設 仮 勘 定	446,607	477,07	39,890	836.2	1,165,797	998,962	166,835	16.7
(2) 投 資	9,637	9,637	0	0				
投資有価証券	138	138	0	0				
長期貸付金	9,499	9,499	0	0	859,059	451,348	407,711	90.4
II 流 動 資 産	199,041	198,243	798	0.4	202,828	179,754	22,574	12.6
(1) 現金預金	40,070	58,958	△ 18,888	32.0	656,731	271,593	385,138	141.8
(2) 未 収 金	142,709	124,174	18,535	14.9				
(3) 貯 蔵 品	15,496	14,432	1,064	7.4	△100,023	△ 81,764	△ 18,259	△ 22.3
(4) 前 払 金	767	679	88	13.0	1,118	1,118	0	0
					1,118	1,118	0	0
資 産 合 計	1,024,617	632,662	391,955	62.0	1,001,357	818,766	182,591	22.3
					778,286	548,869	229,417	41.8
					223,070	269,897	△ 46,827	△ 17.4
					△ 141,180	△ 366,301	225,121	61.5
					1,024,617	632,662	391,955	62.0



それでは、ただいま上程されました「昭和51年度和泉市水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

まず、16ページの事業報告から申しますと、本年度も引き続き景気の低迷により、前年度に比し給水人口で約2%、給水量で約8%の伸びにとどまったため、あらゆる面で経費節減を図り財政の健全化に鋭意努めてまいりましたが、諸経費の増高により、多額の純損失発生はやむなきにいたりました。

また、建設改良工事の概況につきましては、和泉上水道第3回拡張事業におきまして、前年度より2カ年の継続工事として父鬼浄水場築造工事と、これの電気計装、薬品注入設備工事並びに松尾寺配水池築造工事、善正加圧ポンプ場築造工事と、計画に基づく未給水地区への配水管布設工事及び市内各地区の配水管布設工事を、また、住宅公団との共同事業として、光明台低区、高区配水池築造工事、ポンプ、電気自家発電設備工事、及び送水管布設工事を、改良工事並びに配水管整備事業につきましては、水量と水圧確保のため、鶴山台配水場のポンプ増設及び配水管布設、移設、管更正工事をそれぞれ施行いたしました。また、光明台水道施設建設事業として、公団負担で共同事業以外に高架水槽築造工事、配水管布設工事を、受託工事につきましても、配水管移設、給水管取り出し工事及び給水管切りかえ工事をそれぞれ原因者負担により施行いたしました。維持補修工事につきましては、配給水管漏水調査委託と、庁舎屋上防水補修工事を施行いたしました。

普及の状況につきましては、昭和52年3月31日現在、総人口12万1,761人に対し、戸数別9.56%、人口別9.49%と相なっておりますのでございます。

それでは、簡単に決算報告書以下について申し上げます。

1ページの収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款、水道事業収益予算額合計10億1,716万1,000円に対し、決算額10億8,668万9,674円となっており、予算額に比し1,952万8,674円の増となっております。決算額の内訳は、第1項営業収益で8億8,568万4,433円、第2項、営業外収益で1億5,100万9,231円となっております。一方、支出につきましては、第1款、水道事業費用予算額合計11億6,492万円に対し、決算額11億5,266万4,223円、不用額1,225万5,777円となっております。不用額につきましては、材料売却原価及び減価償却費等であります。

なお、決算額の内訳は、第1項営業費用で9億2,705万3,431円、第2項、営業外費用で2億2,561万792円となっております。

なお、第3項、予備費については、決算額はなく、予算額100万円は、そのまま、不用額となっております。

次に建設改良工事を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第1款、資本的収入予算額合計13億7,706万6,500円に対し、決算額13億4,828万1,706円であります。その内訳といたしましては、第1項、企業債予算額合計8億1,800万円に対し、決算額7億8,600万円で、予算額に比べ3,200万円の収入減となっております。これは第3回拡張事業債2,900万円及び配水管整備事業債300万円が、関連工事の遅れたことにより借り入れできなかった結果でございます。

なお、決算額には、翌年度繰越額に係る財源充当額3,289万1,000円が含まれております。次に、第2項、工事負担金ですが、予算額合計5億5,456万6,500円に対し、決算額5億5,278万1,706円となっておりますが、これは主として住宅公団光明台水道施設建設事業に伴う公団の負担金であり、178万4,794円の減は、公団以外の宅地開発の減少によるものであります。第3項、負担金でございますが、予算額合計450万円に対し、決算額450万円、これは一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。

一方、支出につきましては、資本的支出予算額合計14億9,666万4,686円に対し、決算額は14億1,185万1,114円であります。決算額の内容につきましては、第1項、建設改良費で、継続事業の第3回拡張事業費に7億9,391万7,804円、改良工事費に6,353万7,568円、配水管整備事業費に56万5,000円、光明台水道施設建設費に4億8,851万5,969円及び営業設備費869万4,943円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される法第26条に係る繰越額1,576万8,531円及び継続費繰越額6,691万4,382円を除き、213万494円の不用額が生じておりますが、これは改良工事費と営業設備費であります。これら工事概要につきましては、21ページ以下に記載しております。

次に第2項、企業債償還金につきましては、決算額5,661万9,885円となっております。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,856万9,408円は、借入金でもって補てんいたしておるものであります。

次に、5ページ昭和51年度和泉市水道事業損益計算書について申します。

これは昭和51年度における本市水道事業の経営成績を明らかにするものでございまして、簡単に御説明いたしますと、営業収益では、給水収益6億3,196万8,108円と受託工事収益554万4,110円及びその他の営業収益2億4,816万8,225円であります。その他の営業収益の主なものは、材料売却収益及び一般会計からの消火栓維持管理補償金と諸手数料でございます。



以上で営業収益合計は8億8,568万43円となるものでございます。

次に、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費3億4,468万592円(2)配水及び給水費1億2,433万3,031円(3)受託工事費4,417,7360円(4)業務費8,839万8,458円(5)総係費7,065万929円(6)減価償却費8,105万9,222円(7)資産減耗費55万1,634円及び材料売却原価として(8)その他の営業費用2億1,295万8,205円でございます。

以上で営業費用合計9億2,705万3,431円となり、営業収益より差し引きいたしますと、4,137万2,988円の営業損失と相なるものでございます。

次に、営業外収益の(1)受取利息2,881万3,071円、(2)雑収益484万6,160円、(3)加入金1億735万円及び一般会計よりの(4)他会計補助金1,000万円を合計しますと、営業外収益合計1億5,100万9,231円となり、さきの営業損失と差し引きいたしますと、当年度総利益1億963万6,243円となり、これから営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費2億2,561万792円を再差し引きいたしますと、当年度純損失1億1,597万4,549円となるものでございます。これら欠損金の要因としましては、物価上昇に起因する諸経費の増高、さらには、府営水道料金値上げによるものでありますが、何分にも本市水道料金は、昭和44年2月改定以来、企業努力等で9年近く据え置いてまいりましたが、もはや、内部努力だけでは財政の健全化は望まれず、原価に見合う料金に改定すべき時期に達しておことは、この損益計算書からも明らかところでございます。したがいまして、本議会に対し別途料金等の改定案を提出させていただいておりますので、あわせよろしく御万承賜りたいと存じます。

なお、この損益計算書の詳細につきましては、39ページ以下の収益費用明細書のとおりでございます。

次に7ページ、剰余金計算書に移ります。欠損金の部から申しますと、1. 前年度未処理欠損金1億6,044万115円は処理する方法がなく、全額繰越欠損金としております。3. 繰越欠損金減少高59万2,340円、4. 繰越欠損金増加高8万2,620円を相殺いたしますと、繰越欠損金年度末残高は1億5,993万395円となり、先ほど申し上げました当年度純損失1億1,597万4,549円を加え、当年度未処理欠損金2億7,590万4,944円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、1. 国庫補助金394万8,000円及び2. 府補助金977万8,400円はそれぞれ移動がなく、そのまま翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、3. 工事負担金ですが、9億7,375万6,746円に資本的収入の工事負担金5億5,278万1,706円を加え、15億2,653万8,452円となるものでございます。

次に、4. 負担金でございますが、前年度末残高1,650万円に一般会計よりの消火栓新設負担金450万円を加え、年度末残高は2,100万円となるものでございます。

次に、5の受贈財産評価額8,441万6,657円につきましては、本年度移動がありませんでした。

以上、それぞれを合計いたしまして、翌年度繰越資本剰余金は、15億9,568万1,509円となるものでございます。

次に、欠損金処理計算書(案)でございますが、当年度末処理欠損金2億7,590万4,944円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、貸借対照表につきましては省略させていただき、以上、簡単でございますが、昭和51年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書類として、18ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、何とぞ速やかに認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については十分御審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき、決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の御審議をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任についてもさきの議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、今会期中に選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○

○ 議長(坂上國治君) 次に、日程第10「昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第 2 号

昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和51年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

認定第1号及び認定第2号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜すい

（決算）

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後に、  
において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5、6 略



昭和51年度

和泉市病院事業会計決算書

和泉市立病院

## 決算概要

収益の収入額	909,932,621円
収益の支出額	1,133,003,096
当年度純損失	223,070,475
前年度繰越欠損金	778,286,387
欠損金累計	1,001,356,862
資本の収入額	421,474,000円
資本の支出額	461,676,344

昭和51年度

和泉市病院事業会計決算書

# 昭和51年度和泉市病院事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 病院事業収益	758,840.00	134,601.00	0	892,685.00	909,932.621	17,247.621	
第1項 医業収益	709,890.00	94,987.00	0	804,827.00	820,868.584	16,541.584	
第2項 医業外収益	48,694.00	39,664.00	0	88,358.00	89,064.037	706.037	



支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計				
第1款 病院事業費用	円 1,064,680,000	円 388,120,000	円 0	円 0	円 0	円 1,452,800,000	円 0	円 1,452,800,000	円 0	円 1,227,690,4
第1項 医業費用	円 971,639,000	円 530,870,000	円 0	円 0	円 0	円 1,502,509,000	円 0	円 1,502,509,000	円 0	円 1,055,853,6
第2項 医業外費用	円 134,529,000	円 △142,250,000	円 0	円 0	円 0	円 1,203,040,000	円 0	円 1,203,040,000	円 0	円 1,418,868
第8項 予備費	円 300,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 300,000	円 0	円 300,000	円 0	円 300,000

期 間 外 収 入

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 期間外収益	円 40,480,000	円 0	円 40,480,000	円 40,480,000	円 0	
第1項 期間外収益	円 40,480,000	円 0	円 40,480,000	円 40,480,000	円 0	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	算 額						予 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1220996000	円 1578000	円 1222574000	円 0	円 1010000000	円 1323574000	円 421474000	△ 9021000000	
第1項 他会計出資金	20996000	1578000	22574000	0	0	22574000	22574000	0	
第2項 企業債	1200000000	0	1200000000	0	1010000000	1301000000	3989000000	△ 9021000000	

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			備 考		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	、 継続費 、 繰越額	合 計	決 算 額	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額		継続費 、 繰越額	合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	1261476000	1578000	0	1263054000	0	101000000	1364054000	461676844	0	902100000	902100000	277656
第1項 建設改良費	1207288000	1578000	0	1208811000	0	101000000	1309811000	407488569	0	902100000	902100000	277431
第2項 企業債償還金	54248000	0	0	54248000	0	0	54248000	54242775	0	0	0	225

資本的収入額が資本的支出額に不足する額40,202,844円は、繰越欠損金減少に伴う留保資金で充当した。

# 昭和51年度 和泉市病院事業損益計算書

(昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで)

(単位：円)

1. 医業収益		
(1) 入院収益	482,085,454	
(2) 外来収益	316,192,468	
(3) その他の医業収益	<u>22,590,667</u>	820,868,584
2. 医業費用		
(1) 給与費	609,238,694	
(2) 材料費	306,145,748	
(3) 経費	80,180,205	
(4) 減価償却費	15,044,527	
(5) 資産減耗費	0	
(6) 研究修費	<u>3,508,290</u>	1,014,117,464
医業損失		193,248,880

3. 医業外収益		
(1) 受取利息配当金	1,610,575	
(2) 他会計補助金	76,808,000	
(3) 国庫(府)補助金	2,823,000	
(4) 患者外給食収益	6,797,805	
(5) その他医業外収益	<u>1,024,657</u>	<u>89,064,037</u>
当年度総損失		104,184,843

4. 医業外費用		
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	112,471,606	
(2) 患者外給食材料費	<u>6,414,026</u>	<u>118,885,632</u>
当年度純損失		<u>223,070,475</u>

# 昭和51年度和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで)

## 欠 損 金 の 部

	(単位：円)
1. 欠 損 金	
1. 前年度未処理欠損金	818,766,387
2. 前年度欠損金減少額	
期間外収入	40,480,000
繰越欠損金年度末残高	778,286,387
3. 当年度純損失	223,070,475
当年度未処理欠損金	1,001,356,862

## 資 本 剰 余 金 の 部

1. 府 補 助 金	
1. 前年度末残高	1,118,000
2. 前年度処分額	0
3. 当年度発生高	0
4. 当年度処分額	0
5. 当年度末残高	1,118,000
次年度繰越資本剰余金	1,118,000

昭和51年度和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位:円)

1. 当年度未処理欠損金	1,001,356,862
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>1,001,356,862</u>

# 昭和51年度和泉市病院事業貸借対照表

(昭和52年3月31日現在)

1. 固定資産		資産の部	(単位:円)
(1) 有形固定資産			
1.	土地		150,995,865
2.	建物	240,415,659	
	建物減価償却引当金	45,822,350	194,593,309
3.	構築物	2,848,487	
	構築物減価償却引当金	1,354,055	1,494,432
4.	車両	1,240,000	
	車輛減価償却引当金	926,280	313,720
5.	器械及備品	47,502,525	
	器械備品減価償却引当金	25,568,155	21,934,370
6.	建設仮勘定		446,606,873
有形固定資産合計			815,988,569



(2) 投資  
 1. 投資有価証券 138,124  
 2. 長期貸付金 9,499,235

投資合計 9,637,359  
 固定資産合計 825,575,928

2. 流動資産  
 (1) 現金預金 40,069,826  
 (2) 未収金 142,708,871  
 (3) 貯蔵品 15,495,847  
 (4) 前払金 766,663

流動資産合計 199,041,207  
 資産合計 1,024,617,185

負債の部

3. 固定負債  
 (1) 特例債 283,440,000  
 (2) その他固定負債 17,865,971

固定負債合計

301,305,971

4. 流動負債

- (1) 一時借入金 800,000,000
- (2) 未払金 53,512,805
- (3) その他流動負債

- 1. 予納金 1,263,000
- 2. 預り金 6,615,161
- 3. 預り金(共済基金) 3,100,000

その他流動負債合計

10,978,161

流動負債合計

864,490,966

負債合計

1,165,796,937

資本の部

- 5. 資本
- (1) 自己資本 202,828,371
- (2) 借入資本

202,828,371

1. 企業債	<u>656,730,689</u>
資本合計	859,059,060

6. 剰余金	
(1) 資本金	
1. 府補助金	1,118,000
(2) 利益剰余金	
1. 繰越欠損金	778,286,387
2. 当年度欠損金	<u>223,070,475</u>

利益剰余金合計	<u>△1,001,356,862</u>
剰余金合計	△1,000,238,862
資本合計	<u>△141,179,802</u>
負債資本合計	<u>1,024,617,135</u>

決算附屬書類

## 昭和51年度 和泉市病院事業報告書

### 1. 概 況

#### (1) 総 括 事 項

市民医療確保向上に向けて、継続事業として実施中の市立病院新館増築工事は順調に進行し、昭和52年末に竣工の予定であります。ところで病院財政の状況は、昭和51年4月診療報酬改定が遅ればせ乍ら行われ、又室料差額、文書料の改正等で収入増を計りましたが、前年度同様極めて厳しい状態が続き、加えて本年度末現在10億という膨大な累積赤字となり、資金運用が苦しくなって来て居ります。

病院の利用状況は入院で43,251人(一日平均118.5人) 外来では85,747人(一日平均288.7人)で、前年度と比較すると入院で一日平均0.6人0.5%の減、外来では一日平均4.5人1.6%増となっています。

次に財政面でみた場合、患者一人一日当り収益では前年度に比べ、入院で2,101円 外来で209円の伸びがあり、総収益では9億1千万円 前年度比24.4%増収となりました。

費用については経費の節減と効率的な資金運用をはかりましたが、人件費の増加と、特に支払利息が24.5%増大し、総費用は11億3千万円 前年度比13.2%支出増となり、この結果本年度は2億2千3百万円の純損失を生じました。

以上、決算の概況を申し述べましたが、厳しい病院財政の中で進められている増改築事業の完成と並行して、施設の充実、高度医療器械の導入等により医療の充実により医療の充実による増収を計り、併せて経費の抑制等合理的経営に徹し、財政安定への改善に、懸命の努力を尽くす所存であります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第 11 号	昭和 50 年度和泉市病院事業会計継続費の繰越計算書について	昭和 51 年 6 月 15 日	昭和 51 年 6 月 15 日
認定第 2 号	昭和 50 年度和泉市病院事業会計決算の認定について	昭和 51 年 10 月 29 日	昭和 51 年 12 月 20 日
議案第 6 号	昭和 52 年度和泉市病院事業会計予算	昭和 52 年 3 月 10 日	昭和 52 年 3 月 29 日
議案第 35 号	昭和 51 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	昭和 52 年 3 月 17 日	昭和 52 年 3 月 17 日

(3) 職員に関する事項 (昭和52年3月31日現在)

(単位:人)

給料表別 職種別	医療職(一)		医療職(二)				医療職(三)				一般行政職								合計				
	医師	小計	薬剤師	検査技師	工線技師	栄養士	理学療法士	小計	看護婦	准看護婦	見習看護婦	小計	事務職員	検査補助員	運転手	汽缶士	交換手	営繕		調理員	病棟婦	業務員	小計
計	19	19	7	7	4	2	3	23	24	36	4	64	18	3	1	1	0	8	3	3	3	38	144
臨時職員									4	1		5			1			1		1		3	8
合計	19	19	7	7	4	2	3	23	28	37	4	69	18	3	1	2	0	9	4	4	3	41	152
前年度末	15	15	7	6	4	3	3	28	22	35	2	59	18	3	1	2	1	9	4	4	3	42	139
差引増減	4	4	0	1	0	△1	0	0	6	2	2	10	0	0	0	0	△1	0	0	0	0	△1	18

(4) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

1. 室料差額改正 平均33%引上げ 昭和51年4月1日実施

代表例	改正前	改正後	( )は区域外利用
個室 A	1,500円(1,700)	2,500円(3,500)	
個室 B	1,300円(1,500)	2,000円(3,000)	

2. 証明書及診断書料改正 平均60%引上げ 昭和51年4月1日実施

代表例	改正前	改正後
普通診断書	200円	500円
死亡 "	300	500
生命保険 "	700	1,000

3. 診療報酬改正 平均9.1%引上げ 昭和51年4月1日実施



2. 工 事

(1) 建設工事の概況

工 事 名	工 事 内 容	金 額	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
病院増改築工事	新館建築工事	382,200,000 円	51. 4. 10	51. 12 末現在 出来高 20.9%	(株) 熊 谷 組
"	ガス本管工事	9,730,000	51. 6. 1	51. 11. 30	大 阪 ガ ス (株)
"	常 駐 監 理	6,300,000	51. 4. 10		(株) 山田守建築事務所
用 地 費	公用水路敷買収	1,577,700		51. 9. 30	大 蔵 省
合 計		399,807,700			

3. 業 務 量

(1) 業 務 者 数

(1) 患 者 数

( ) は 老 人 医 療 数

	入 院				来			
	入		院		外		来	
	51 年度	50 年度	増 減	51 年度 1日平均	51 年度	50 年度	増 減	51 年度 1日平均
内 科	26,252 (10,846)	27,357 (9,559)	△ 4.0	71.9 (29.7)	32,780 (5,880)	32,589 (5,040)	0.6	110.3 (19.8)
外 科	7,403 (2,111)	6,484 (1,469)	1.42	20.3 (5.8)	9,259 (931)	8,630 (708)	7.3	31.2 (3.1)
整 形 外 科	7,929 (2,014)	7,637 (1,518)	3.8	21.7 (5.5)	26,574 (6,937)	25,138 (6,005)	5.7	89.5 (23.4)
小 児 科	1,667	2,002	△ 16.7	4.6	12,282	13,048	△ 5.9	41.4
神 経 科					4,852 (777)	5,001 (710)	△ 3.0	16.3 (2.6)
合 計	43,251 (14,971)	43,480 (12,546)	△ 0.5	118.5 (41.0)	85,747 (14,525)	84,406 (12,463)	1.6	288.7 (48.9)
一 日 平 均 患 者 数	118.5 (41.0)	118.8 (34.3)	△ 0.5	% (34.6)	288.7 (48.9)	284.2 (42.0)	1.6	% (16.9)

(2) 事業収入に關する事項

(イ) 各科別入院収益

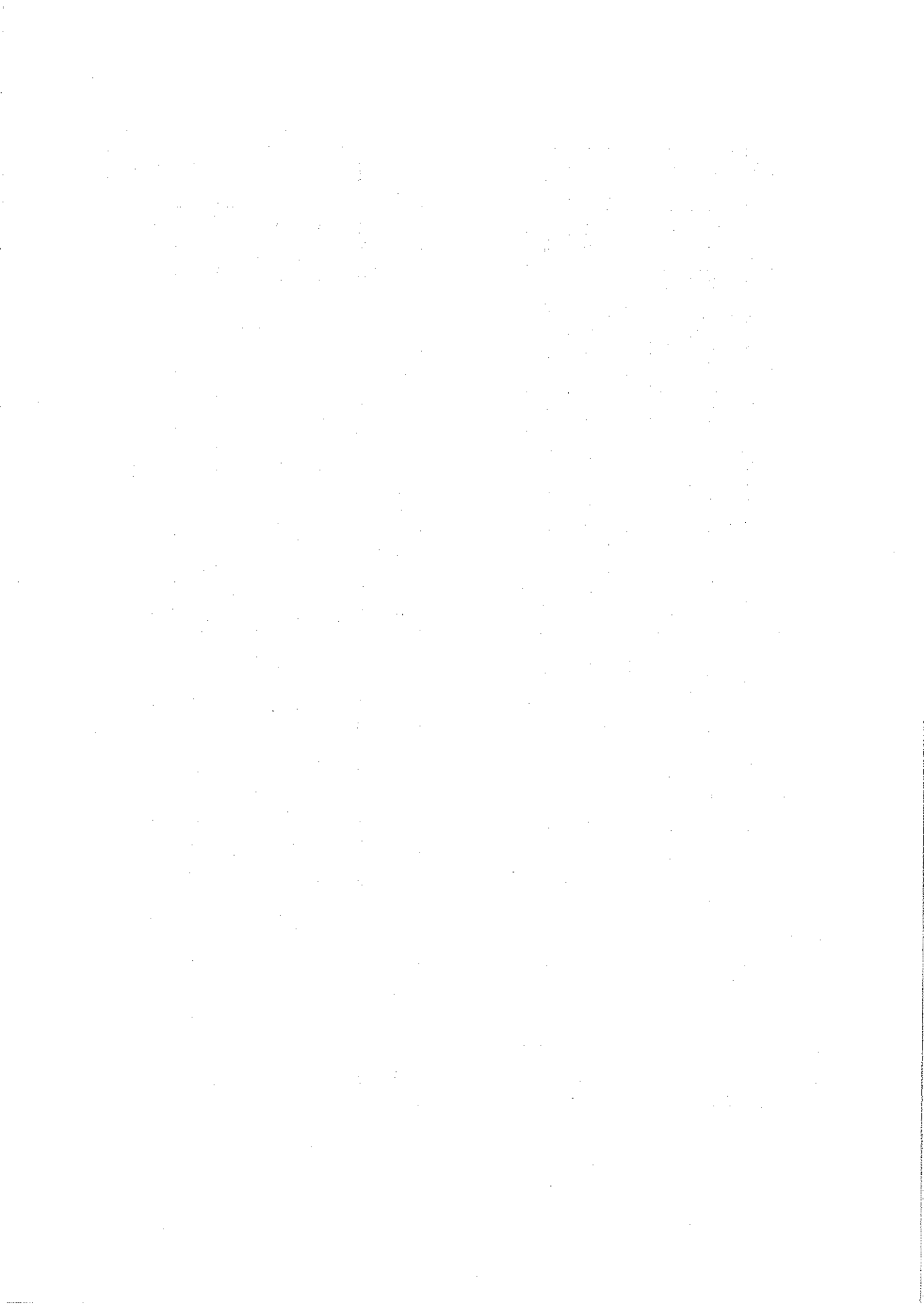
(単位:円)

科別	診察数	薬科	注射科	処置科	検査科	工線科	手術科	輸血科	入院料	器具料	給食料	看護料	合計	百分比(%)
内科	2,625.2	16,955.52	7,968.53	3,525.71	16,446.92	4,562.09	2,578.60	40,937.87	64,834.09	2,543.990	30,981.990	36,220.846	258,905.981	53.7
外科	7,408	3,463.98	60,960.125	71,292.51	92,688.79	2,993.206	1,996,019.8	17,072.02	19,209,542	748,120	7,506,152	10,589,919	1,965,042.90	28.9
整形外科	7,929	67,667.08	883,148.9	4,860.138	17,966.46	96,066	647,287.4	7,237.40	20,924,093	8,198.80	89,428.87	117,491.07	72,228,963	15.0
小児科	1,667	788.660	19,284.82	71,000	28,402.46	2,846.54	700	17,980.00	44,812.7	16,677.0	18,061.70	21,972.11	144,472.80	3.0
計	4,225.1	27,989.66	150,740.849	15,587.115	29,952.408	86,407.75	1,979,143.2	66,506.29	10,996,571	427,861.0	48,487,139	61,055,685	482,085,654	100.0

(ロ) 各科別外来収益

(単位:円)

科別	診察数	初診	再診	薬科	注射科	処置科	検査科	文庫料	手術料	拍薄料	酸素	その他	合計	百分比(%)
内科	8,278.0	3,144.184	12,108.760	97,049.069	36,212.78	137,980	28,191,865	165,159.91	0	491,417.5		1,589.72	166,861,624	52.5
外科	9,259	1,027,152	9,089,889	17,964,869	19,689.10	1,103,744	410,299.4	38,939.94	57,068.8	37,829.5	1,100	19,950	34,116,870	10.8
整形外科	2,657.4	2,074,295	8,692,163	33,760,881	59,193.88	69,449.66	12,682,272	60,039.95	296,331.7	275,180		10,940	67,972,287	21.5
神経科	4,852	276,984	1,865,215	11,047,002	180,592	54,868.2	2,269,586	1,590	28,464	57,878.0		3,651.5	1,682,831.0	5.3
小児科	12,282.2	357,490.00	4,027,213	11,569,826	18,553.87	1,082.16	9,909,862	1,297,588	41,790	40,295.0		62,680	31,418,872	9.9
計	8,574.7	10,966.65	29,783,220	171,400,637	18,060,505	883,838.8	44,842,149	277,389.98	360,425.4	654,428.0	1,100	237,157	316,192,463	100.0



(ハ) 収益的収入項目別比較

区 分	昭和 51 年度		昭和 50 年度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 収 益	820,868,584	90.2	702,133,388	96.0	118,735,201	16.9	
入 院 収 益	482,085,454	53.0	393,282,860	53.8	88,802,594	22.6	
外 来 収 益	316,192,468	34.7	293,660,880	40.1	22,531,638	7.7	
そ の 他 医 業 収 益	225,906,667	2.5	15,189,698	2.1	7,400,974	48.7	
医 業 外 収 益	89,064,037	9.8	29,059,081	4.0	60,004,956	206.5	
受 取 利 息 配 当 金	1,610,575	0.2	23,639,777	0.3	△ 753,402	△31.9	
他 会 計 補 助 金	76,808,000	8.4	16,094,000	2.2	60,714,000	377.2	
国 庫 補 助 金	2,823,000	0.3	3,917,000	0.5	△ 1,094,000	△ 27.9	
患 者 外 給 食 収 益	6,797,805	0.8	5,604,495	0.8	1,193,310	21.3	
そ の 他 医 業 外 収 益	1,024,657	0.1	1,079,609	0.2	△ 54,952	△ 5.1	
合 計	909,932,621	100.0	731,192,464	100.0	178,740,157	24.4	

(8) 事業費用に関する事項

(1) 収益的費用項目別比較

区 分	昭和51年度		昭和50年度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 費 用	1,014,117,464	89.5%	904,554,978	90.4%	109,562,486	12.1%	
給 与 費	609,288,694	53.8	530,492,399	53.0	78,746,295	14.8	
材 料 費	306,145,748	27.0	278,846,156	27.9	27,299,592	9.8	
経 費	80,180,205	7.1	76,481,008	7.6	3,699,197	4.8	
減 価 償 却 費	15,044,527	1.3	15,103,580	1.5	△ 59,053	△ 0.4	
資 産 減 耗 費	0	0	0	0	0	0	
研 究 研 修 費	3,508,290	0.3	3,631,835	0.4	△ 123,545	△ 3.4	
医 業 外 費 用	118,885,632	10.5	96,534,980	9.6	22,350,652	23.2	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	112,471,606	9.9	90,316,039	9.0	22,155,567	24.5	
患 者 外 給 食 材 料 費	6,414,026	0.6	6,218,941	0.6	195,085	3.1	
合 計	1,133,003,096	100.0	1,001,089,958	100.0	131,913,138	13.2	
収 支 差 引 欠 損 金	223,070,475		269,897,494		△ 46,827,019	△ 17.3	

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の内容	備考
㈱アイ・エム・ピーセンター	51.4~52.3	2,246,855 円	保険診療報酬請求業務委託	
三友医療産業㈱	"	2,755,750	基準寝具設備業務委託	貸切方式
"	"	1,879,900	診療衣リース委託	
和泉衛生	"	504,000	塵芥蒐集業務委託	
関西マネジ興業㈱	"	4,309,200	院内清掃業務委託	

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
㈱日本リース	51.4	3,156,000 円	脳波計13素子	1	検査室
"	51.8	1,985,000	ポピー電気メス	1	手術室
"	52.2	1,350,000	オリンパス斜視型ガストロファイバースコープ	1	内科
大日医科産業㈱	51.4	77,600	パーストン社製リテック本体	1	二話
"	51.6	126,000	ミズホ吸引器	1	"
"	51.9	70,000	中材用シンメル他		手術室
"	"	292,000	サンブルチェンジャー	1	検査室
"	"	292,000	平沼クロライドカウンタ	1	"

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
大日医科産業(株)	51. 9	84,000円	気管支造影カテー	1	内科
"	"	55,000	ウェルチアリー一検眼鏡	1	神経科
"	"	51,000	アトム酸素テント	1	三誌
"	51. 10	1,090,000	フラッシュ型キセノン光源装置	1	外科
"	52. 3	65,500	ケリソノンラミネクトミローンジュール	1	手術室
株島津製作所	51. 8	394,000	クリッド往復式ブッキ一撮影台	1	放射線室
株東京商会	51. 11	850,000	メリッククス東和分包機	1	薬局
日本光電工業(株)	51. 9	900,000	緊急蘇生装置	1	内外科併用
西本産業(株)	51. 9	120,000	アトム与薬車	1	二誌
"	"	130,000	アコマ吸引器	1	手術室
"	"	50,000	食品模型台	1	給食
"	"	59,000	折畳式ストレッチャ一	1	外科
官野医療器(株)	"	170,000	バートン社製リテック	1	三誌
"	51. 11	164,000	レクセルラミネクトミ一截骨鉗子	1	手術室
共立医療電機(株)	51. 9	50,000	股関節用放射筒	1	放射線室
府中電機(株)	51. 4	180,000	エア、コン	1	薬局
"	"	155,000	石油温風機	1	薬局
"	52. 1	130,000	"	1	"
株小橋商会	51. 4	62,550	ガス乾燥機	1	手術室
日燃鋼器(株)	51. 9	106,000	シンダールベット(当直用)	2	医局



(2) 企業債等及一時借入金の概況

(単位:円)

区	分	前年度末残高	本年度借入総額	本年度償還総額	本年度末残高
企	業債	271,593,464	398,900,000	13,762,775	656,730,689
公	立病院特別費	323,920,000		40,480,000	283,440,000
看	護婦宿舍割賦金	19,098,107		1,232,136	17,865,971
一	時借入金	580,000,000	3,570,000,000	3,350,000,000	800,000,000

(3) 未払金の内訳

区	分	金額	備	考
給	与	7,472,007	職員手当及健保負担金等	1~3月分
菜	品	36,889,420	三星堂 他6社	2~3月分
給	食料	3,991,230	森口商店 他17社	3月分
診	療料	1,581,740	共立医療電機 他17社	"
医	療消耗品	342,200	田中器械店 他5社	"
旅	費	20,330	職員出張旅費	"
消	費	82,820	小野商店 他3社	"
消	品	27,800	日興商会	"
燃	料	619,432	薄川鋳油店 他2社	"
印	製本	26,100	藤原精工印刷 他3社	"
修	繕	251,900	高砂熱学工業 他6社	"
賃	借	466,517	三友医療産業 他1社	"
通	信	147,270	和泉電報電話局	"
委	託	1,388,564	大阪薬品 他6社	"

区	分	金 額	備 考
手	料	4,000	大阪府労災指定病院長会
雑	費	6,180	堺相互タクシー
図	費	117,745	錦厚生社 他 3 社
器	費	82,600	大日医科産業(株) 他 1 社
合	計	58,512,805	
			8 月分
			"
			"

(4) 未収金の内訳

区	分	金 額	備 考
支	払	627,470	1 月 調定請求分
基	金	57,492,594	2 月 "
他	保	64,748,697	3 月 "
險	報	947,907	昭和 51 年度個人請求分
報	酬	1,432,203	入院室料差額 451,650
			医業外収益 948,932
			昭和 50 年度和泉市補助金
一	般	16,094,000	昭和 51 年度特別債利子補助金 (後期分)
国	庫	1,866,000	
補	助		
助	金		
金			
合	計	142,708,871	その他医業収益 31,621

(5) 貯蔵品の内訳

区 分	金 額	備 考
薬 品 (内服)	4,022,078	一般投薬用内服薬
" (外用)	674,464	" 外用薬
" (注射)	7,597,118	一般注射薬
診 療 材 料	1,766,491	注射器、針、ガーゼ、繃帯、カテーテル、その他
医 療 消 耗 備 品	24,150	鉗子、ストロップウォッチ、雑鉄、その他
患 者 用 給 食 材 料	364,356	米、小麦粉、砂糖、調味料、乾物、その他
消 耗 品	352,071	螢光灯、乾電池、マジック、セロテープ、その他
消 耗 備 品	5,200	洗面器、電池器具
燃 料	165,000	ボイラー用A重油
食 糧 (茶)	4,250	玄米茶、麦茶
印 刷 物	381,720	看護日誌、検査用紙、診断書、納品書、その他
患 者 外 給 食 材 料	138,949	米、小麦粉、砂糖、調味料、乾物、その他
合 計	15,495,847	

(6) 一般会計繰入金内訳

区分	金額	負担内訳
収益的収入	76,808,000 円	企業債利息及起債前借利息 24,690,188 円 特例債利息の内、国庫補助金を除く分 27,929,400 看護婦宿舍割賦金利息 1,465,626 企業債手数料 476,444 看護婦養成委託料 2,811,000 研究研修費 3,508,290 累積欠損による一時借入金利息55,087 千円のうち 15,927,052
期間外収益	40,480,000	公立病院特例債償還元金
資本的収入	22,574,000	企業債償還金 13,762,775 看護婦宿舍割賦金 1,232,136 器械備品購入費 5,723,650 病院増設事業の内用地費等 1,855,439
合計	139,862,000	但し、大阪府補助金15,677,250円を含む 1床当り補助 67,000 円 × 120床 = 7,440,000 特例債利子補助金 8,237,250

(7) 国庫補助金内訳

区 分	金 額	負 担 内 訳
収 益 的 収 入	2,823,000 円	公立病院特例債利子国庫助成金
合 計	2,823,000	

(8) 前払金の内訳

区 分	金 額	備 考
窓 口 準 備 資 金	150,000 円	
前 渡 金	616,663	窓口釣銭用 立替払資金
合 計	766,663	

(9) その他流動負債の内訳

区 分	金 額	備 考
予 納 金	1,263,000	入院前受金
預 り 金	6,615,161	職員源泉所得税 職員市民税 職員健保等個人負担金 日本生命等個人返還分
共 済 基 金	3,100,000	組 合 費 駐 車 料 職員共済会預り金
合 計	10,978,161	

資 金 収 支 表

(昭和51年4月1日より昭和52年3月31日まで)

(単位：円)

受入科目	金額	備考	支払科目	金額	備考
医業収益	696,568,645		医業費用	705,716,353	
医業外収益	86,848,878		医業外費用	112,471,606	
過年度未収金	108,080,257		貯蔵品購入費	247,591,860	
他会計出資金	22,574,000		建設改良費	406,118,833	
企業債	398,900,000		企業債償還金	13,762,775	
一時借入金	3,570,000,000		看護婦宿舍割賦金	1,232,136	
預り金	102,288,711		過年度未払金	67,099,969	
予納金	11,420,000		一時借入金返済	3,350,000,000	
期間外収益	40,480,000		預り金還付	100,711,848	
前年度繰越金	58,957,715		予納金還付	10,868,000	
			特例債償還金	40,480,000	
合 計	5,096,118,206		合 計	5,056,048,380	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差引翌年度繰越額	40,069,826	

昭和51年度和泉市病院事業会計収益費用明細書

1. 収益的収支明細書

収 益 の 部		金 額		備考(予算額)	
款	項	目	節		
病院事業収益	1. 医療収益	1. 入院収益 2. 外来収益 3. その他医療収益	入院収益 外来収益	909,932,621円	892,685,000円
				820,868,584	804,327,000
				482,085,454	473,127,000
				482,085,454	
				316,192,468	310,442,000
				316,192,468	
				22,590,667	20,758,000
				16,902,350	
				585,606	
				1,616,200	
				0	
			5. その他医療収益	3,486,511	
			診断書等文書料	1,342,100	
			老人医療等協力費	1,103,600	
			体温計及容器料	229,080	
			附添ベット料	133,880	
			注射器・ネブライザー <sup>他</sup>	677,851	



2. 医業外収益	1. 受取利息配当金		8,906,403.7	8,835,800.0
			1,610,575	1,200,000
	1. 預金利息		1,610,575	
	2. 他会計補助金		7,680,800	7,680,800
	1. 他会計補助金		7,680,800	
	3. 国庫(府)補助金		2,823,000	2,823,000
	1. 国庫(府)補助金		2,823,000	
	4. 患者外給食収益		6,797,805	6,727,000
	1. 患者外給食収益		6,797,805	
	5. その他医業外収益		1,024,657	800,000
	1. その他医業外収益		1,024,657	
	患者等電気使用料		230,590	
	"  ガス"		162,840	
	"  水"		201,250	
	"  電話"		213,580	
納品書及器具汚損料		88,850		
売店家賃その他		127,547		

部 用 費

款	項	目	節	金 額	備 考 (予算額)
病 院 事 業 費 用	1. 医 業 費 用	1. 給 与 費		1,133,003,996	1,145,280,000
				1,014,117,464	1,024,676,000
				609,238,694	609,931,000
			1. (給 料)		
			医 師 給	256,895,342	
			看 護 婦 給	50,817,621	
			准 護 婦 給	39,722,318	
			医 療 技 術 員 給	51,372,003	
			事 務 員 給	39,625,224	
			勞 務 員 給	35,473,373	
				39,884,803	
			2. (手 当)		
			医 師 手 当	228,782,421	
			看 護 婦 手 当	64,733,907	
			准 護 婦 手 当	30,711,054	
医 療 技 術 員 手 当	42,992,537				
事 務 員 手 当	31,581,403				
勞 務 員 手 当	30,542,191				
	28,221,329				
3. 賃 金					
			0		
4. 報 酬					
非 常 勤 医 師 報 酬			32,712,809		
非 常 勤 看 護 婦 報 酬			25,129,000		
			7,583,809		
5. 法 定 福 利 費			58,419,472		
6. 退 職 給 与 金			32,428,650		

		<p>2. 材 料 費</p>	<p>1. 藥 品 費</p> <p>內 服 藥 263,752,281</p> <p>外 用 藥 140,610,235</p> <p>注 射 藥 999,7103</p> <p>試 藥 102,979,291</p> <p>他 10,165,652</p> <p>2. 診 療 材 料 費 23,880,723</p> <p>3. 給 食 材 料 費 17,044,304</p> <p>4. 醫 療 消 耗 備 品 費 1,468,440</p>	<p>306,145,748</p>	<p>314,779,000</p>
		<p>3. 經 費</p>	<p>1. 厚 生 福 利 費 455,000</p> <p>2. 旅 費 交 通 費 867,400</p> <p>3. 職 員 被 服 費 440,180</p> <p>4. 消 耗 品 費 1,336,640</p> <p>診 療 用 165,185</p> <p>專 務 用 450,100</p> <p>管 理 用 721,955</p> <p>5. 消 耗 備 品 費 911,558</p> <p>診 療 用 282,700</p> <p>專 務 用 44,710</p> <p>管 理 用 584,148</p>	<p>80,180,205</p>	<p>80,803,000</p>

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			6. 光熱水費 電気使用料 ガス 水道	13,245,855 7,336,615 1,934,420 3,974,820	円
			7. 燃料費 ボイラー用 自動車用	4,667,227 4,543,419 123,808	
			8. 食料費	102,800	
			9. 印刷製本費	1,619,521	
			10. 修繕材料及 建物及附属設備 器具及備品	3,515,165 2,796,985 718,180	
			11. 保険料	291,316	
			12. 賃借料 医療用器械 寝具借料 診察衣借料 土地その他	25,642,042 15,950,000 2,755,750 1,879,900 5,056,392	
			13. 通信運搬費	1,572,402	
			14. 委託料 清掃業務	23,558,574 5,825,200	

	衛生関係 検査委託 保険請求事務 看護婦養成 エレベーター及電気保安 ボイラー等	398,405 10,618,864 2,246,855 2,811,000 1,086,600 571,650	
	15. 諸会費	876,400	
	16. 手教科料	59,500	
	17. 雑費	471,455	
	18. 交際費	552,170	
		15,044,527	15,061,000
4. 減価償却費	1. 建物減価償却費 2. 構築物減価償却費 3. 器械備品減価償却費 4. 車輛減価償却費	9,420,674 168,135 5,270,462 185,256	
5. 資産減耗費	1. 資産減耗費	0	1,000
6. 研究研修費	1. 研究材料費 2. 謝金 3. 図書費 4. 旅費 5. 研究雑費	16,200 0 551,270 2,796,820 144,000	4,101,000

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
	2. 医療外費用			円	円
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費		11,888,563.2	120,304,000
				112,471,606	113,889,000
			1. 企業債利息	21,742,587	
			2. 特例債利息	30,752,400	
			3. 割賦金利息	1,465,626	
			4. 一時借入金利息	58,034,549	
			5. 企業債手数料 及び取扱費	476,444	
		2. 患者外給食材料費		6,414,026	6,415,000
	3. 予備費		1. 患者外給食材料費	6,414,026	
				0	300,000

款	項	目	金額	備考(予算額)
期間外収益			円	円
	1. 期間外収益		40,480,000	40,480,000
			40,480,000	
		期間外収益	40,480,000	

2. 資本的収支明細書

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
資本的収入	1. 他会計繰入金			421,474,000	1,328,574,000
				22,574,000	22,574,000
	2. 企業債	1. 一般会計繰入金		22,574,000	
				398,900,000	1,301,000,000
		1. 企業債		398,900,000	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
資本的支出	1. 建設改良費			461,676,844	1,364,054,000
		1. 看護婦宿舍割賦金		407,433,569	1,309,811,000
				1,232,136	
		2. 器械備品購入費		5,723,650	
		3. 病院増築事業費		398,900,083	1,301,000,000
		1. 工事請負費		391,930,000	
		2. 事務費		6,970,083	
		4. 用地費		1,577,700	
		2. 企業債償還金		54,242,775	54,243,000
			1. 企業債償還金		18,762,775
		2. 公立病院特例債		40,480,000	

# 和泉市病院事業会計固定資産明細書

## (1) 有形固定資産明細書

(単位:円)

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加高	当年度 減少高	年度末 現在高	減価償却引当金		年度末 償却未済高	備考
					当年度償却費	償却費累計		
土地	149,418,165	1,577,700	0	150,995,865	0	0	150,995,865	
建物	240,415,559	0	0	240,415,559	942,0674	45,822,350	194,593,309	
木造建物	59,843,49			59,843,49	880,956	1,916,080	40,682,69	
鉄筋建物	148,458,293			148,458,293	2,468,758	12,337,580	136,120,713	
鉄骨建物	52,890,00			52,890,00	1,618,43	6,473,72	46,416,28	
プロック建物	17,900,00			17,900,00	40,275	120,825	1,669,175	
附帯設備	78,894,017			78,894,017	6,368,842	30,800,493	48,093,524	
構築物	28,484,87	0	0	28,484,87	1,681,135	13,540,55	1,494,432	
器械及備品	41,778,875	5,723,650	0	47,502,525	5,270,462	25,568,155	21,934,370	
車輜	1,240,000	0	0	1,240,000	1,852,56	9,262,80	313,720	
建設仮勘定	47,706,790	39,890,083	0	44,650,6873	0	0	44,660,6873	
合計	483,407,976	406,201,433	0	889,609,409	15,044,527	73,670,840	815,938,569	

## (2) 投資資産明細書

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
投資有価証券	138,124	0	0	138,124	電信電話債券
長期貸付金	9,499,235	0	0	9,499,235	医師住宅敷金、電話及学債
合計	9,637,359	0	0	9,637,359	



企業債及固定負債明細書

起債年度 起債種類	借入先	発行総額	償還		未償還残高	利率	償還終期	
			当年度償還高	償還高累計				
借入	昭和36年度 昭病院事業債	10,000,000	4,165,750	3,977,336	6,022,664	年65	昭和62.2.1	
	昭和37年度	7,000,000	2,689,580	25,679,349	4,432,065	"	63.2.1	
	昭和42年度	4,000,000	1,232,540	7,967,371	3,203,262	"	67.3.1	
	昭和43年度	16,000,000	454,080	29,352,555	13,064,745	"	68.3.1	
	昭和46年度	住友銀行	8,970,000	8,970,000	26,910,000	6,279,000	年75	53.12.25
資本	昭和49年度 昭病院	4,280,000	0	0	4,280,000	"	81.3.1	
	昭和50年度	住友銀行	2,840,000	0	2,840,000	年9.1	61.3.25	
	"	泉州銀行	2,840,000	0	2,840,000	"	"	
	"	大蔵省 資金運用部	10,100,000	0	0	10,100,000	年75	81.9.1
	起債前借	"	29,790,000	0	0	29,790,000	"	"
固定負債	昭和46年度 看護婦宿舍建設割賦金	24,642,720	1,232,136	6,776,749	17,865,971	年78	66.9.25	
	昭和49年度 公立病院特例債	18,220,000	2,024,000	40,480,000	14,172,000	年98	59.3.31	
	"	泉州銀行	18,220,000	2,024,000	40,480,000	14,172,000	"	"
合	計	111,824,272	55,474,911	155,206,060	95,808,660			

財務分析表

項目	算式	昭和51年度	昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{總資産}} \times 100$ (千円)	80.6	68.7	62.3	72.0
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{總資産}} \times 100$	93.5	97.2	102.6	46.7
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	23.0	30.2	51.7	26.6
長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金}} \times 100$ (△社除く)	71.1	54.7	47.7	95.1
不良債務比率	$\frac{\text{不良債務}}{\text{医業収益}} \times 100$	81.1	65.2	36.4	88.0
總収益對總費用比率	$\frac{\text{總収益}}{\text{總費用}} \times 100$	80.3	73.0	75.0	74.1
医業収益對医業費用比率	$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$	80.9	77.6	71.4	70.2
企業償還額對減價却額比率	$\frac{\text{企業償還元金}}{\text{當年度減價却費}} \times 100$	91.5	89.2	87.3	26.3
資本的収入對資本的支出比率	$\frac{\text{資本的収入}}{\text{資本的支出}} \times 100$	91.3	71.5	90.9	100.5

經營分析表

項目	算式	昭和51年度		昭和50年度		昭和49年度		昭和48年度	
		%	人	%	人	%	人	%	人
病床利用率	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$	98.7	99.0	105.7	105.1				
一日平均患者数(入院)	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{診療日数}}$	118.5	118.8	126.9	126.2				
"(外来)	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}}$	288.7	284.2	278.6	272.9				
患者一人一日当り医療収入	$\frac{\text{医療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	6,363	5,490	4,267	3,266				
"(医療費用)	$\frac{\text{医療費用}}{\text{年延入院外来患者数}}$	7,862	7,073	5,973	4,651				
患者一人一日当り診療収入	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	6,188	5,372	4,144	3,154				
"(入院)	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$	1,146	9,045	6,229	4,531				
"(外来)	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$	3,688	3,479	2,977	2,370				
患者一人一日当り薬品費	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	2,045	1,845	1,383	1,173				
"(投薬)	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	1,168	1,109	945	764				
"(注射)	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	798	668	388	369				

項 目	算 式	昭和51年度	昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度
		円	円	円	円
入院患者一人一日当り 給食材料費	$\frac{17,044 \text{ (千円)}}{48,251}$	394	371	309	240
投薬薬品使用効率	$\frac{199,340}{150,607} \times 100$	132.4%	134.9%	137.9%	143.4%
注射薬品使用効率	$\frac{163,801}{102,979} \times 100$	159.1	141.5	150.7	148.2
医薬材料消費率	$\frac{289,102}{798,277} \times 100$	36.2	38.8	37.1	41.1
診療収入に對する割合 (投薬・注射収入)	$\frac{863,141}{798,277} \times 100$	45.5	45.5	45.6	52.1
" (検査収入)	$\frac{74,794}{798,277} \times 100$	9.4	10.8	8.9	9.3
" (X線収入)	$\frac{363,80}{798,277} \times 100$	4.6	4.2	4.3	5.2
医薬材料費対率	$\frac{289,102}{820,868} \times 100$	35.2	37.4	36.0	39.7
職員給与費対率	$\frac{609,239}{820,869} \times 100$	74.2	75.6	88.0	82.6
補助金対率	$\frac{76,808}{112,472} \times 100$	68.3	17.8	117.0	185.9

区	分	医業収益		延患者数 人	調剤件数 件	手術件数 件	検査件数 件
		金額 千円	構成比 %				
外	入	482,085	60.4	43,251	30,756	286	28,708
	内	165,862	20.8	32,780	54,405		32,252
	外	34,117	4.3	9,259	8,639	45	2,862
	整形外科	67,972	8.5	26,574	21,433	66	614
	小児科	31,413	3.9	12,282	15,345		8,954
	神経科	16,828	2.1	4,852	10,035		926
来	小計	316,192	39.6	85,747	109,857	111	45,608
	合計	798,277	100.0	128,998	140,613	397	74,316

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） ただいま御上程いただきました認定第2号「昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について」御説明申し上げます。

この年度には、念願の病院新館増築工事に着手いたしまして、出来高20%強を執行いたしました。経営面におきましては、51年度4月に前回の改定から1年7カ月ぶりに診療報酬の引き上げが行われまして、各病院とも全般的にやや好転いたしました。当市立病院では、増床計画に対応いたしまして、医師、看護婦医療職員を漸次増強しつつありましたため顕著な改善には至りませんでした。医業収支の面で年々増加を続けてまいりました赤字幅が50年度よりわずかながらも縮小いたしました。

診療の状況につきましては、入院患者年間延べ4万3,251人、1日平均118人、外来患者は年間延べ8万5,747人、1日平均288人で、前年度に比較いたしますと入院ではわずかに減少、外来はわずかに増加でございますが、入院、外来ともに老人医療の適用を受けられます老人の患者が増加いたしておりまして、今後ともこの状況は拡大するものと予想されます。

主要な建設改良事業といたしましては、昌頭に申し上げましたごとく、新館の増築工事3億9,823万円を執行、敷地内にありました国有の旧水路敷を157万7,000円で国より取得いたしました。

次に、会計決算の状況でございますが、医業外収益8,906万4,037円となりまして、予算額に対しまして医業収益では1,654万1,584円、医業外収益では70万6,037円の増収でございます。医業収益は、前年度に比較いたしますと1億1,873万5,201円、16.9%の増加となりますが、特に入院収益で増加いたしておりまして、これは外科を中心いたしました診療の充実、高度化並びに診療報酬の引き上げによるものでございます。

支出では、医業費用10億1,411万7,464円、医業外費用1億1,888万5,632円で、医業費用で1,055万8,536円、医業外費用で141万8,368円の不用額を生じました。不用額の内訳は、材料費863万4,000円、給与費69万3,000円、経費62万3,000円、支払利息141万8,000円でございます。

費用の前年度との比較は、医業費用で1億956万2,486円、12.1%の増加で、給与費で7,874万6,295円、材料費で2,729万9,592円の増加でございます。医業外費用は、前年度よりも2,235万652円、23.2%の増加で、これは支払利息の増加によるものでございます。

期間外収入は、予算額4,048万円を一般会計補助金で全額収入いたしまして、公立病院特例債元金の償還に充当いたしました。

次に、資本的収入でございますが、予算額13億2,357万4,000円に対しまして決算額は4億2,147万4,000円で、9億210万円を52年度へ繰り越しました。決算額の内容は、一般会計出資金2,257万4,000円、企業債3億9,890万円であります。

資本的支出は、予算額13億6,405万4,000円に対しまして決算額は4億6,167万6,344円で、9億210万円は収入と同様52年度へ繰り越し、27万7,656円の不用額となりました。この支出の内訳は、建設改良費で4億743万3,569円、企業債償還金5,424万2,775円で、収支の不足額は期間外収入で補てんいたしました。

これらの結果、昭和51年度の病院事業会計は医業収支で1億9,324万8,880、医業外収支で2,982万1,595円、合計2億2,307万475円の欠損となりまして、全額未処理欠損金として翌年度へ繰り越し、欠損金累計は、10億135万6,862円に達する状況となりました。ここ両3年の病院事業会計収支状況は、医業収支では49年度2億2,000万円、50年度2億2,000万円、51年度1億9,000万円と欠損額がわずかながらも縮小いたしておりますが、医業外収支は49年度1,200万円の黒字、50年度は6,700万円の欠損、51年度2,900万円の欠損で、今後、事業資金に充てる企業債の増加、一時借入金の増加によりまして支払利息が急増し、医業収支が一段と苦しくなるものと予測いたしております。前途まことに多難ではございますが、厳しいこの現実を受けとめまして、病院整備を進めながら企業会計の改善、安定化に向けまして今後ともあらゆる努力を尽くす所存でございます。何とぞよろしく御審議賜りまして、本決算を御認定いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本件につきましても、十分御審議を願うため委員会に付託の上、閉会中も継続審議をお願いしたいと思っております。本決算の審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき、決算特別委員会を設置し付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、決定委員の選任につきましても、さきの議会運営委員会の御了解を願っておりますので、今会期中に選任させていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第11「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

（市会事務局長朗読）

議案第 50 号

### 町の区域及び名称の変更について

昭和52年10月11日より本市内の町の区域及び名称を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

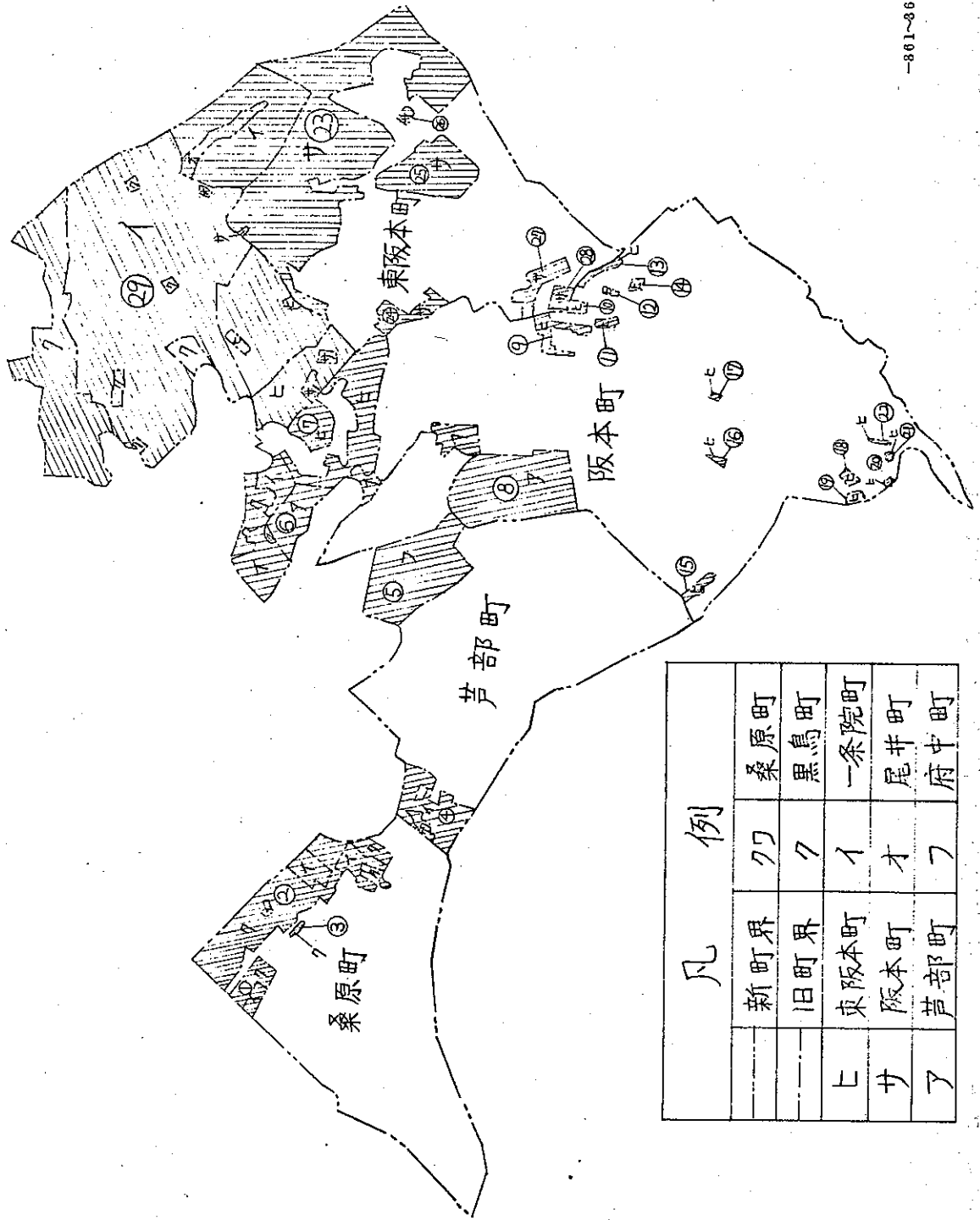
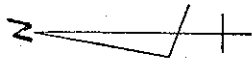
昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

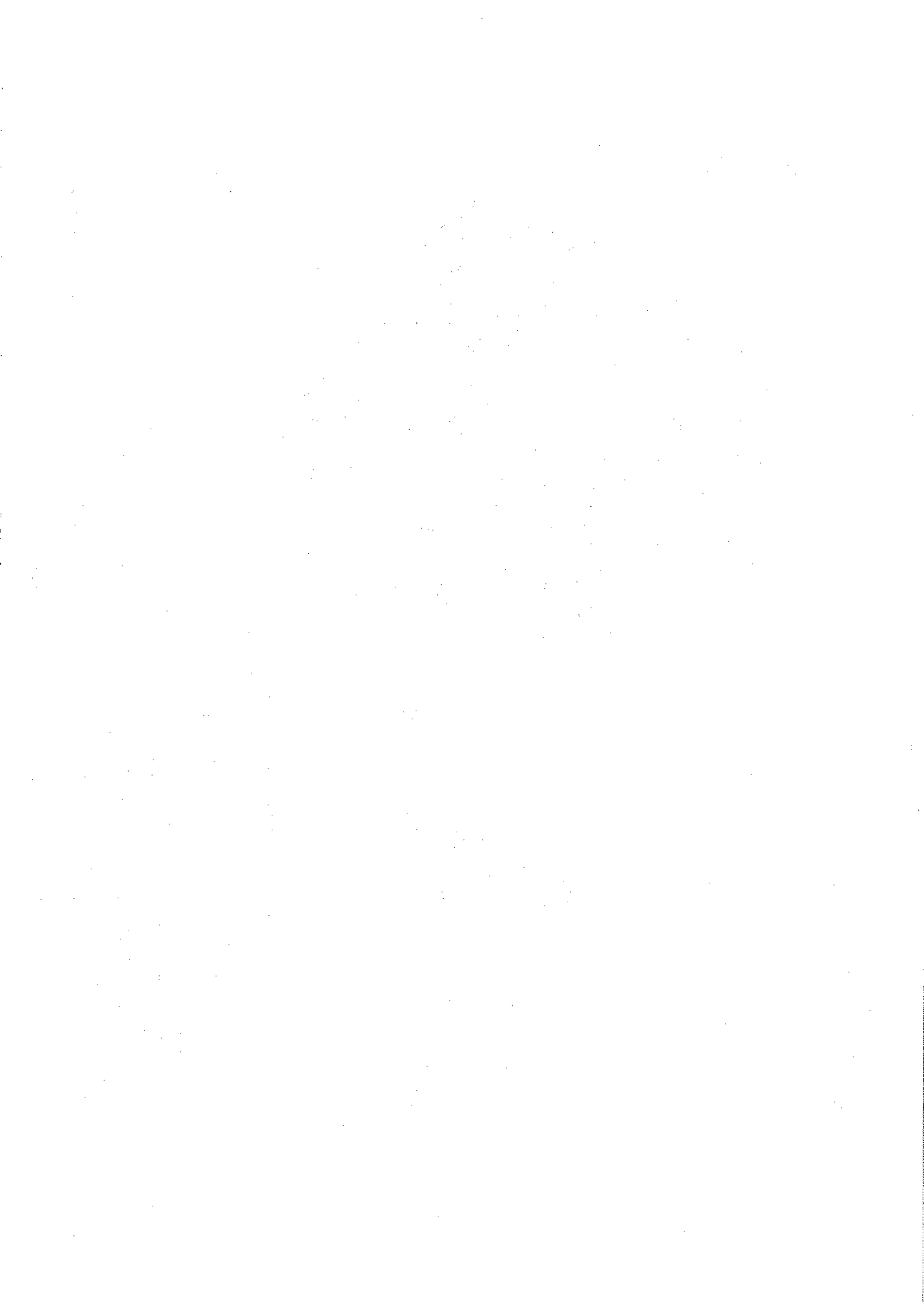
- 1 桑原町、芦部町、阪本町、東阪本町、一条院町、尾井町、黒鳥町及び府中町の区域を別図1の斜線部①から②までで示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域のうち別図1の斜線①から③で示す区域を桑原町に、斜線④及び⑤で示す区域を芦部町に、斜線⑥から⑧で示す区域を阪本町に、斜線⑨から⑩で示す区域を東阪本町にそれぞれ編入する。
- 3 1において除いた区域のうち別図1の斜線⑪で示す区域をもって、別図2で示すとおり山荘町を新設する。



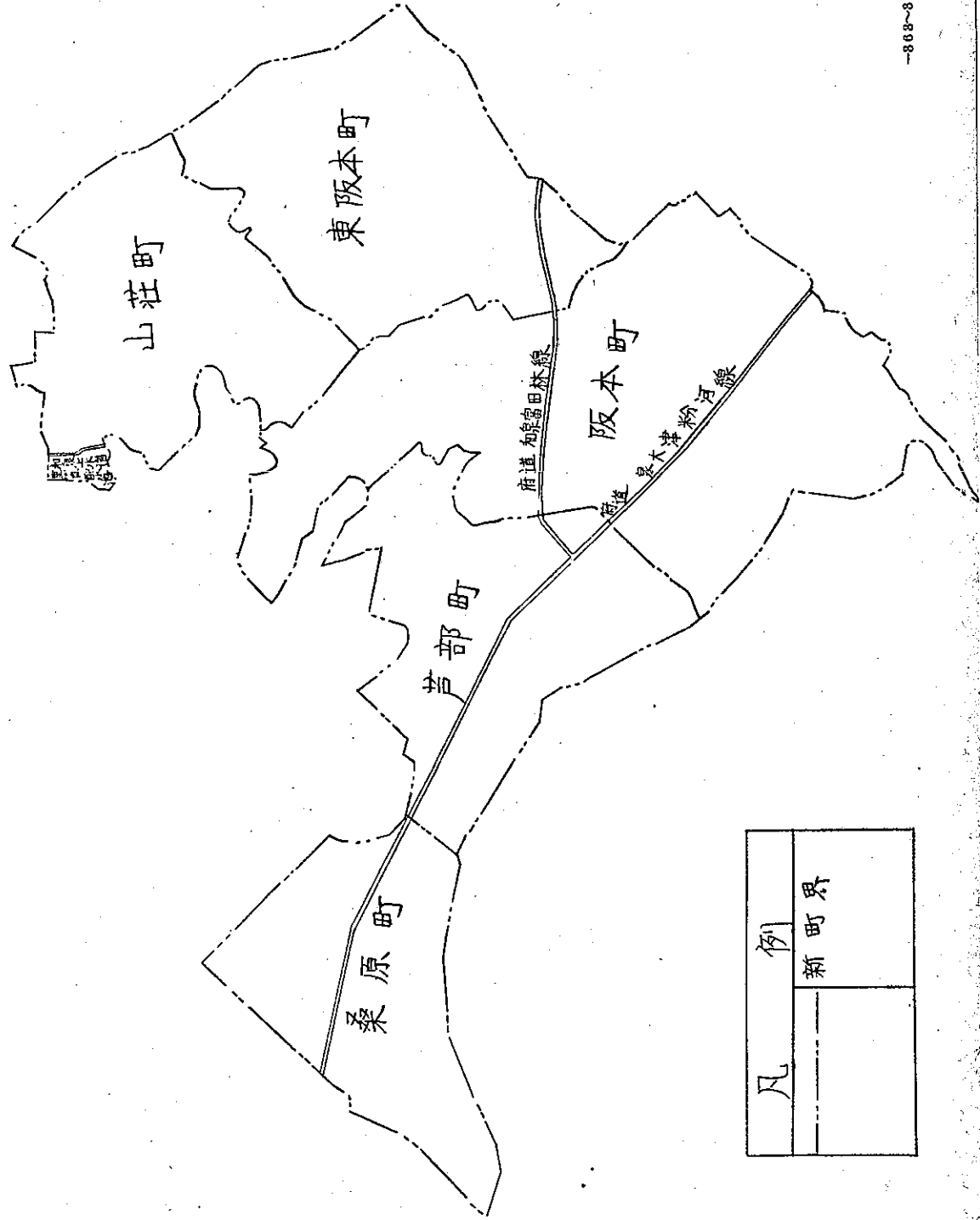
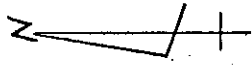
別図1



凡例	
新町界	ノ
旧町界	夕
東堺本町	イ
堺本町	才
芦部町	フ
	桑原町
	黒鳥町
	一条院町
	尾井町
	府中町



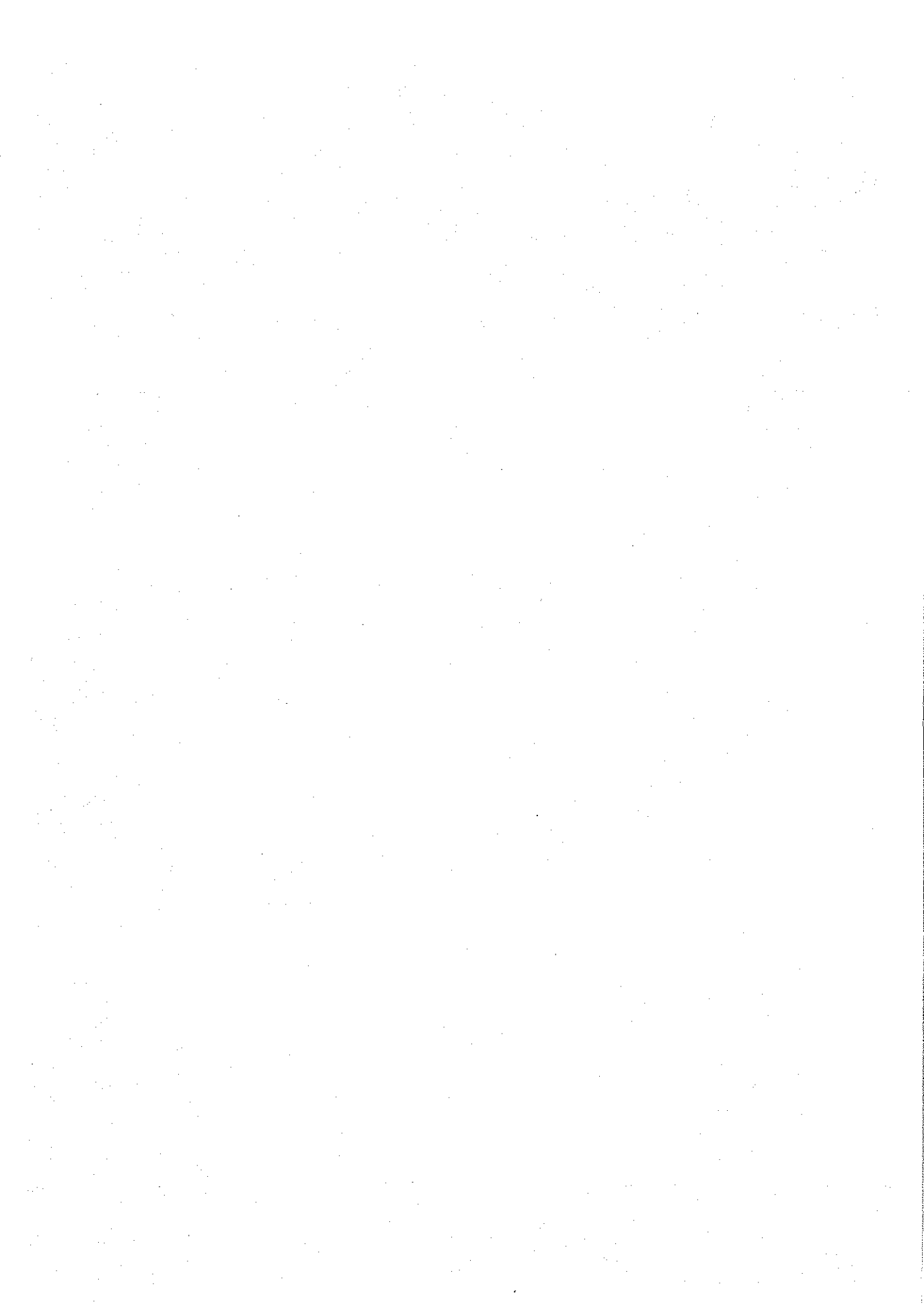
別圖 2



凡	例
---	新町界







- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 参与（中塚白君） 説明に入らせていただくまでに一言、お断り申し上げます。一部図面の修正がございましたので、本日御配布の図面を御参照お願い申し上げます。

それでは、議案第50号「町の区域及び名称の変更について」提案理由並びにその内容についての御説明を申し上げます。

今回、御提案申し上げましたのは、通称「山荘地区」と呼ばれております黒鳥町、一条院町及び阪本町の各1部を含む区域に、新町として「山荘町」を新設することに伴うものでございます。この地区は近年、ようやく町としての単位を形成する条件が整うに従いまして、複雑な町区域の入り組みのため各種行政事務に著しい不便さを来しており、今後、行政事務の向上を図るため新町を設定するものでございます。

また、これに隣接する阪本町、芦部町、一条院町、桑原町及び東阪本町等につきましても相互に入り組み、まだ飛び地が混在しておりますが、このような状態を改め、行政事務の向上と将来の市街化に備えようとするものでございます。

次に、その内容についての御説明を申し上げます。

議案書に添付してございます「別図1」の斜線で示しました部分が、今回の町区域の一部変更の部分でございます。「ア」が芦部町、「イ」一条院町、「ク」は桑原町、「サ」は阪本町ということでは在来の町を符号で示してございますが、これらの部分を含めまして、斜線部分の①から⑭まで番号を付しておりますとおり、それぞれの町に編入されることになるのでございます。その結果、「別図2」において示しておりますとおり、町の区域にそれぞれ改まるものでございます。特に町区域は道路、水路、里道等により明確に区分けされたものにするため、今回におきましても、でき得る限りこれらのものによって町の区域を改めたものでございます。

なお、今回提案いたしました町の区域及び名称の変更に伴いまして、各町の面積はそれぞれ桑原町約30.2ヘクタール、阪本町67.7ヘクタール、東阪本町41.6ヘクタール、芦部町36.5ヘクタール、山荘町37.5ヘクタールになります。一条院町及び黒鳥町につきましては、区域のとり方に若干問題が残っておりますので、今回は見送ることとした次第でございます。

以上、はなはだ簡単でございますけれども提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、御議決の上は大阪府に届けまして、10月11日から実施いたしたい所存でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いまの説明では、きょう議場に配布してもらったものが修正された

分ということですね。前の図面とどこが違ってるか見ますと、修正された分では⑤と⑥の右の方に書いてある「ア」が抜けてる。どういう理由でこうなったのか。

また、今後の修正の場合には随時、こういう議案になって出てくるのか。というのは、1つの議案でもこれだけ修正されるのですから、実際この作業を進めていく中でまだ問題点もあるかと思うし、そのときにはどのようにしていくのか。こういう案件は、随時修正されることを前提として出されるものかどうか、その点懸念しますので、質問としては⑤と⑥の最初の分と変わってる分、どういう事情があったのか、ひとつお答え願いたい。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 参与（中塚白君） まず、この修正内容でございますけれども、当初の図面と変わっておりますのは、御指摘の⑤と⑥に囲まれた部分でございます。この修正理由といたしましては、ここに墓地がございましたが、その辺のいろいろ地元町会との問題がございまして、これを芦部町に残すということの修正でございます。

それと、2点目の随時修正するのかということですが、この議案を御議決された場合、随時修正はあり得ない。問題が起こるたびごとに修正するというものではございません。この辺、墓地問題については、われわれといたしましても、地元関係者を含め1年半かかってやってきたわけでございますが、この上程の時点でこういう事態になったことにつきましては、われわれ事務局としてもその辺の諾めの十分さがなかったということで、この席をお借りしておわび申し上げたい、かように存じます。

○ 21番（直村静二君） 1年半かかっているから、これからは余り修正はないだろうということですね。そうすると、先ほど参与の提案説明で今回、黒鳥町ですか。その分は省いたということだったんですが、その理由。各地元で煮詰まった場合はまた出てくる。抜いた分については、協議が終わったら出てくる。そうなると、どっちの答弁に重きを置くか。

○ 参与（中塚白君） いま、ここに出ておりますものについての修正は、この時点では私の方はやらないと申し上げておまして、いままで調整をやってまいりました入り組んだところ、一条院町なり黒鳥町もあわせてやりたいという考え方でございましたが、その辺の区域のとり方についていろいろ問題がございましたので省かせていただいた。まだ、和泉市にほかにも行政区域の入り組んでるところがございますので、その時点で必要があればやっていきたいというものでございます。

○ 21番（直村静二君） こういうことは、大変結構なことだと思います。ただし、これを進めるについての作業の中で、十分地元住民、少なくとも町会の代表だけでなく、役員さんを初め地域との協議をされて、それなりの書類が整えられてきちんときてるんじゃないかならうかと思



っております。いままでそうでない例が若干起こってきたときに、いわゆる財産区問題とかのときにトラブルが起こるのではないかという懸念がありますから、この作業の中で十分各町単位で総会を開き、それなりの声を記録に取って確認し、署名をいただく。そういうものは各町ごとにそろって間違いないという作業をされ、われわれ議員が一般市民から聞かれても、記録にちゃんと載っているとかの答えられるか、そういうふうになってるかどうか、その点をひとつ。

- 参与(中塚白君) もちろん、御指摘のように、事務的な手続もかなりかかったわけでございます。問題は、地元住民の感情問題等いろいろございます。これは町会長さんだけでなく、少なくとも、各町それぞれ形態は違いますが、そういう役員さんもこしらえていただき、十分の審議をしていただいた結果、こういうことになったということでございます。私の方も個々別々の意見は聞いてございません。その辺はひとつ町会の方でお願いするというところで進めてまいったわけでございますので、御了解賜りたいと思います。
- 21番(直村静二君) いまの答弁を聞いてると、どこまで書類がそろってるのか私もわからない、後でトラブルが起こったときの懸念から聞いたんですが、私もこの地域は詳しくありません。聞かれた場合、きちんとしてあると答えて大丈夫ですか。
- 参与(中塚白君) 結構です。
- 21番(直村静二君) 教育委員会にちょっと聞きますが、こういう変更に伴ってたとえば来年度の小中学生の校区関係について、実際問題として、その辺の手立てを含みながらやられたのか。それとも、教育委員会は一切ノータッチということで、議決後に起こった問題は処理するという方向になってるのか。教育委員会は町名変更に基づく校区の変更について考えてるのかどうか、あるいはどんな処理をするのか、お答え願いたいと思います。
- 教育次長(広岡史郎君) 教育委員会の小中学校の就学区域は、一応、規則で定められておりまして、この今回の町名変更の中でも飛び地等がございます。これらについては、区域外就学を教育委員会は許可しております。今後もそれらの状況を勘案の上、就学に支障のないように取り計っていきたい。かように思います。
- 21番(直村静二君) 就学に支障のないということは、結局、現在行っているところが変わった、別の学校へ行きなさいということはない。一応、それは言うが、言っても、本人が卒業までおいてくれという強い意志があれば認めるという弾力性のある、飛び地等の変更の就学体制をとるのか、その辺のお答えだけもらっておきましょか。
- 教育次長(広岡史郎君) 議員さんが指摘された1、2点とも、あわせて検討してまいりたいということでございます。
- 21番(直村静二君) 検討という場合、悪い方の検討、ええ方の検討もあるので、問題は、

それをよく住民の子弟の立場に立ったよき検討と解釈してよろしいですか。

- 教育次長（広岡史郎君） 今回の議案が提案される以前でも、大きな問題はからまなかった  
のであります。今回も議決後も大きな波乱はございません。ただ先ほど申し上げましたように、  
飛び地等の関連がございますので説明申し上げましたが、教育委員会としては、就学の体制に  
何ら支障はないと思っております。
- 21番（直村静二君） 教育委員会の答弁はええとして、参与にもう1度お尋ねいたします  
が、府中の飛び地関係、議案の本筋からそれますが、実は、府中町でも街路方式で何町何番何  
号となるところと、全然ないところがあります。そういうことで府中の飛び地をさわる場合、  
同時に将来の市街化に備えてやるということですので、府中町も400番とか800番のどこ  
とか、さっぱりわからない。いわゆる番外地もございますので、この際あわせてやっていく。  
当然、住民の中で町名変更があるとなってくれば、うちはどうしてくれるとなってきますから、  
市街化区域の府中の段階では、そういう町名、番号の整理も進めてやるのかどうか。
- 参与（中塚白君） この地番並びに町名の整理再編成につきましては、最終的には住居表示  
することが望ましい、府中の一部には住居表示がやられてないところがあります。将来に備え  
てできる限りそういう方向に進みたい。しかしいづれにしても、地番、町の区域割りにつきま  
してはいろいろ住民感情もございまして、その辺の至難なものがございます。私の方でいかに  
計画しましても、地元の御協力がなければできないという実態もございまして、その辺、私  
どももできる限りやる方向で進みたい、かように存じます。
- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ございませんか。
- 15番（横田憲治郎君） 重複いたしますので、簡単に質問いたします。  
1つは、関係住民への告知の方法、対策をどのように考えておられるか、まず第1点。  
2点目は、いまの質問で出ましたので、あえて言おうまいかと思ったんですが、一条院と黒  
鳥町との関係ですが、これに府中の飛び地問題が微妙にからんでる面があるやに推測してい  
るのですが、黒鳥町内に一条院の飛び地があるという現実があるやに思うんです。一連の今回の  
黒鳥町、一条院も含めての地域で作業してきたことは事実ですね。そういう経過の中で今回、  
やむを得ず見送ったことについて、一定の将来への措置というものが期待されてこようと思う。  
そういう面も全体的に当該住民の人たちに告知する方法と相まって、黒鳥、一条院の方々に対  
する何らかの対応も、今回見送られた理由、背景、次の目途なりを知らせていくことがいい方  
法ではなからうか。当然ではなからうかと考えますが、その辺の御見解を承っておきたいと思  
います。
- 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 参与(中塚白君) この町名変更に伴っているいろいろ免許証等の関係もございませう。それらもあわせて法務局関係も十分周知する措置を講じたい。かように存じております。

なお、後段の黒鳥、一条院、それから府中の一部を含めた、今回見送らせていただきましたが、少なくとも、町の変更の説明はやってございませう。関係町会も入ってございませうが、調整の段階ではいろいろな住民感情、まして土地だけでも問題がございませうのに、さらにその上に住宅があるとなりますと、在来の町から新しく別の町に行くとなりますと、感情の問題が非常に多うございませう。その辺のとり方が非常にむずかしいので、お互いに調整させてもらった中でも、必ずしも全部が全部納得したむきもないことございませう。これは説得して御了解を願ったという経過もございませう。

なお、それ以上に御質問のことにつきましては、この区域は非常に問題がございませうしたので、今回、それを押し切ってやることについては後遺症を残す可能性があるので、十分調整した上で議会に出させていただきますということで見送ったという経過がございませう。

○ 15番(横田憲治郎君) 先ほどの答弁で一応理解はしてるんですが、私の質問の趣旨は、第1点の関係住民に対する周知の方法、これと相まって2点目のこと、こちらは何で今回ならなんだんやということにもなってくると思う。

第1点としては、具体的に周知せしめる方法をとるんだという御答弁だったのですが、いわゆる市民生活上の権利義務の問題と微妙にいろんな点がからんできますので、速やかに全体の関係住民に周知せしめる方策が確定されなければ、そのことによって起こる問題も懸念する立場から伺ってますので、周知してくれるのはわかってます。せないかんことですからね。しかし、具体的な方策を対象とされていかれるのかということを知っています。

そうしていくとするならば、今回期待しておったという感情、見送った理由はよくわかりませうが、反対の立場で、何で町名変更に該当せず見送られたのかという期待感を持ってた人たちもある。そういう人たちも含めて周知されていく方策を立ててもらわないかんのではないかという立場で聞いておりますので、もう一度御答弁を願いたい。

○ 参与(中塚白君) 周知の方法は、広報なりでやるつもりはしてございませう。

なお、御質問の関係につきましては、私の方も関係町会長にも、最終上程の段階でも一応の詰めをしてございませう。関係町会ではそれぞれやっていただいでございませうので、その辺を通じて住民に周知せしめるということでやってございませう。内容につきましては、関係の町会長さんには十分の説明はしてございませうけれども、なお、その辺での偏れがあつてはいけなないので、その辺の措置については、私の方、十分周知できるよう考えております。方法論については、文書であるのか、私の方で事務的に考えたいと存じます。

なお、それにかからんで残された部分の問題につきましては、引き続き私の方から関係町会にこの経過、将来の進め方について一応のお話を申し上げたいという考えは持っております。

なお、見送らせていただくことの内容につきましては、少なくとも、問題になっております一条院、黒鳥、府中の一部の御了解も得てございます。その上に立って今回は見送らせていただいた。ただ、むずかしいから私の方で勝手に見送らせていただくということではなく、そういうもろもろの経過を踏まえての見送らせていただくことの御了解も得てございます。

○ 15番(横田憲治郎君) 最後に、どうも聞いてると町会長という立場が何かメインというか、本流というような形で周知を考えてるようですが、やはり行政主体の責任を果たしていく、行政執行上の立場を明らかにしておかなければならない。もちろん、地元町会の皆様方の御協力を得るのは当然ですが、それに集中して行政の立場での責任の明確化の立場からもお伺いしたつもりなんです。議長ね、こういう問題はいろいろとデリケートな問題もからみがちだと思います。われわれが言うだけで済まん面もあろうかと理解しているわけなんです。より慎重を期して周知。黒鳥などの引き続いての措置についても万全を期していただきたいと要望しておきます。

○ 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第50号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(坂上國治君) ちょうど12時でございますので、お昼のため暫時休憩いたします。

(正午休憩)

○

(午後二時再開)

○ 議長(坂上国治君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12「市道の路線認定について」を議題といたします。

(議案を朗読させます。)

(市会事務局長朗読)

議案第51号

## 市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長	幅員	起点	終点	経過地
和泉中央線	2,480 m	20m 一部 23m	府中町 1151-2番地	観音寺町 312-127番地	府道泉大津粉河線 市道伯太府中線を 起点とし、横尾川 桑原大橋、市道伯 太久米田線を経て 終点に至る。

議案第51号参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

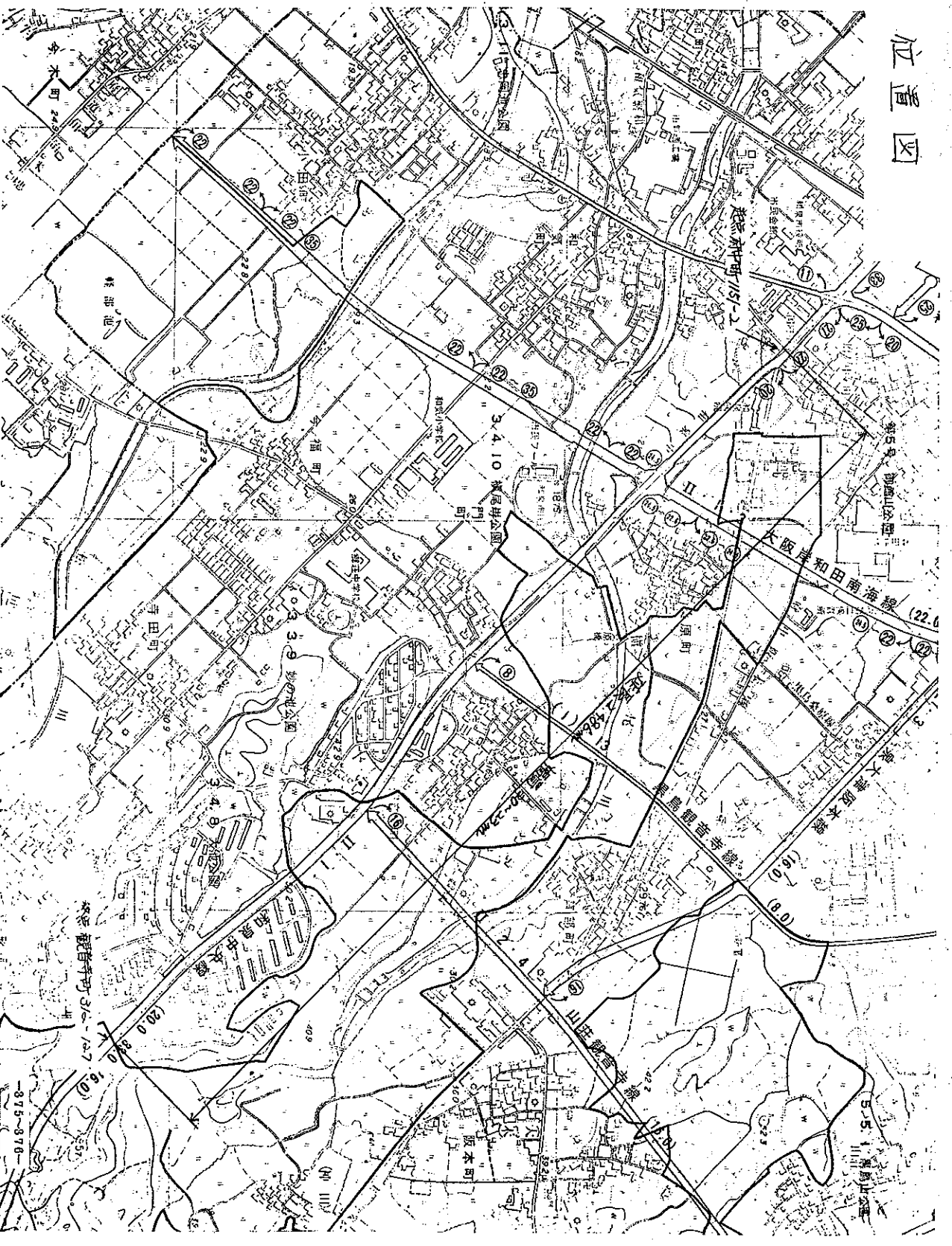
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該

市町村の議決を経なければならない。

3～5 略

位置図



315-370

5-5 和歌山公園





○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 参（中塚白君） それでは、ただいま御提案を申し上げました議案第五十一号の提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第八条の規定により御提案申し上げるもので、本線は、府道泉大津粉河線及び父鬼和気線の現下の交通量の飽和状態並びに将来の交通需案に対処するために、これらの道路の中間に新しい道路を建設し、本地域の整備と開発を図るものでございます。

内容といたしましては、路線名は和泉中央線で、府道泉大津粉河線と府道伯太府中線の交差点府中町1,151番地の2先を起点とし、槇尾川桑原大橋から市道伯太久米田線を経て、観音寺町313番地から127番地に至る延長2,480m、幅員20m、一部23mの幹線道路でございます。

以上、はなはだ簡単でございますけれども、理由並びに内容の御説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 13番（赤阪和見君） 起点の府中町1,151番地の2ですが、これはガソリンスタンドの前ですけれども、あそこら辺の周辺のまだ未開業というか未整備のために、半分以上が駐車場になっているというふうな状態で、あとの粉河線との接点をどうしていくのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 参（中塚白君） 現在、その部分は全面供用開始はしてございません。いま御指摘のように、一部緑地にしてございます。と申しますのは、少なくとも、泉大津粉河線が現在飽和状態でございます。あの情勢の中で、あの部分だけ全面に供用開始することについては、実は、府警本部ともいろいろ協議したんでございますけれども、現在の段階では、あれを全部オープンにすることは不可能だということで、残念ながら、あのままの形で一時供用開始をしなければならぬということでございます。

将来計画といたしましては、少なくとも、あれから泉南線までの間は、とりあえず、計画に没つた拡幅計画を図つた上で、あれを上げたいということでございます。

○ 13番（赤阪和見君） なるほど粉河線、また、ほくらは通っているわけですが、その中で本当にいい道ができながら、その一点にしぼられて、車のガレージ、またその路上で洗車等もやっているわけです。そういうふうな点で、市の行政の管理といつた点で、市民も納得いかなぬ点もあると思うわけです。そういうふうな点の文句の出ないようにしていただきたい、そう希望いたしておきます。

○ 議長（坂上國治君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第51号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君）日程第13「土地改良事業の施行について」を議題といたします。

（議案を朗読させます。）

#### 議案第52号

### 土地改良事業の施行について

次により老朽ため池事業カマス谷池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 1 工事の名称 | カマス谷池改修工事              |
| 2 施行場所  | 和泉市福瀬町1,053番地          |
| 3 工事の概要 | 堤体延長 67,0m<br>取水施設 1箇所 |
| 4 予定事業費 | 20,000,000円            |
| 5 実施年度  | 昭和52年度から昭和54年度まで       |
| 6 施行方法  | 請負                     |

#### 議案第52号参考資料

土地改良法（昭和24年法律第195号）抜すい。

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行う場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業をあわせて施行するには、その各土地改良事業に係る概要及び省令で定めるときにあつては全体構成）を

定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他、必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～8 略

(市会事務局長朗読)

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) ただいま御出程いただきました議案第52号「土地改良事業の施行について」の提案理由とその内容の御説明を申し上げます。

本件は、福瀬町1,053番地に位置する堤高約9m、平均水深約1.6m、貯水量約6,400tのカマス谷池が、堤防、ともに相当老朽化しております。また、そのため貯水困難、さらには大雨時には、下流の田畑、住家等に多大の被害が予想される状況にありますので、かねてよりこのカマス谷池の改修について、地天関係者はもとより、本市といたしましても、国および大阪府に対して改修事業採択方を切望していたところ、本年度より事業採択の内示がありました。したがって、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして市議会の御議決をお願い申し上げたく、御提案申し上げた次第でございます。

事業の内容につきましては、昭和52年度から昭和54年度までの3カ年計画で、事業費約2千萬元の予定をもって、堤防延長前 金67m、並びに、を改修するとともに、取水装置を堤防上に置きまして、操作できるように手動ハンドル式のものに改良するよう考えております。なお、施行方法は請負方式をとりまして、また事業費の財源につきましては、国庫補助50% 大阪府補助25%、の補助金合計1千500萬元と、和泉市土地改良事業及び耕地災害復旧事業負担金条例によりまして、地元から15%の3百萬元と、和泉市の負担10%2百萬元を予定して、和泉市の事業主体で行わんとするものでございます。

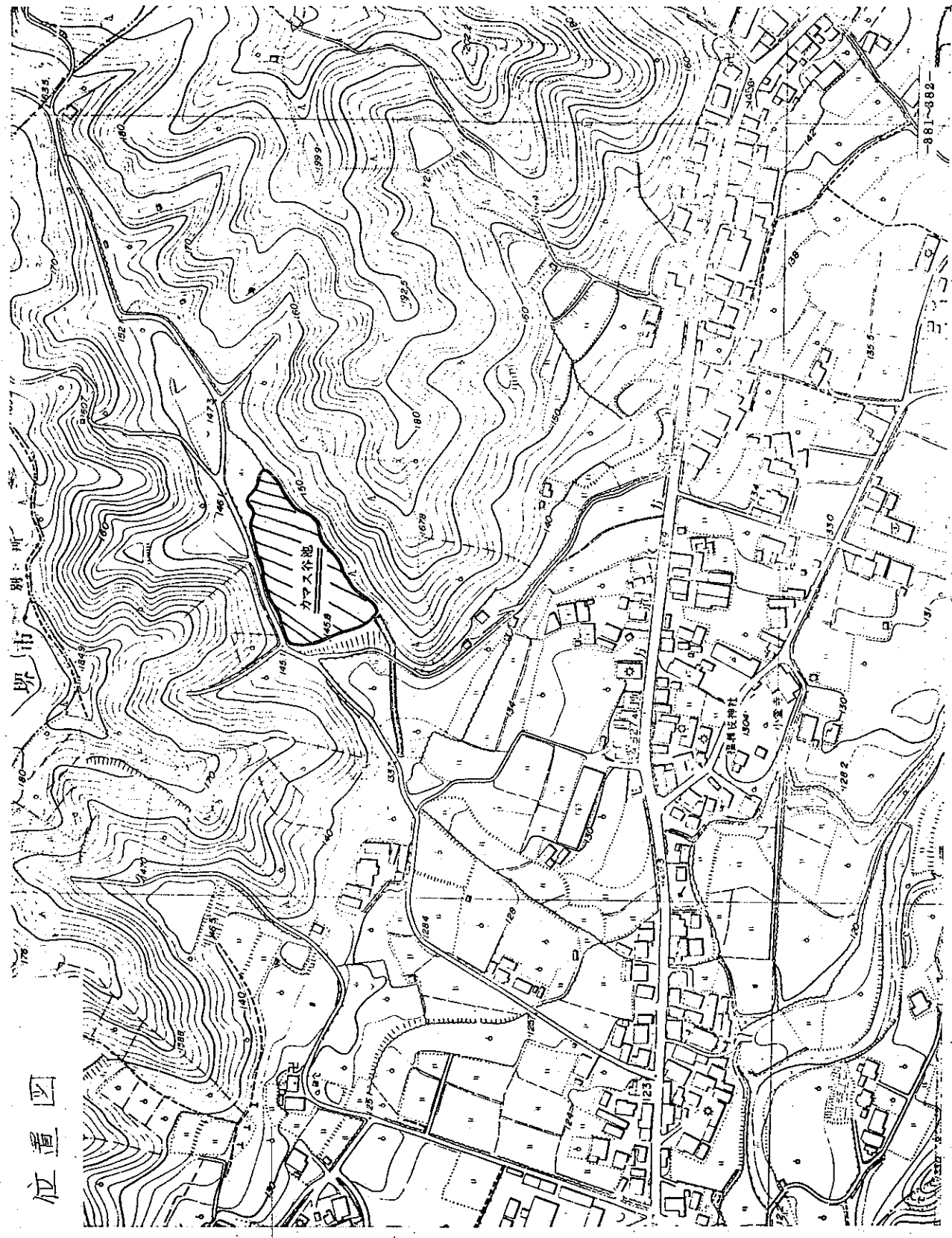
以上簡単でございますが、議案第52号「土地改良事業の施行について」の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番(天堀博君) いま国、府、市及び地元のそれぞれの負担率が示されたわけです。

けれども、これは金額的には、2千萬元のうち1千500萬元が国と府、それからあと200萬元300萬元が市と地元で持つということになっております。もし予定額に変更が生じた場合は、いわゆる率でいくわけですね。ですから額としては変わってくると、こういうことですが、その辺の後の処置の方法。それから地元の負担が15%ということで、非常に大きな負担になってくるわけですね。金額的には、現在農家の方々が、実際には農家がなかなかやっつけられないというような実情の中で、これだけの多額の金を負担しなければならないということは、相当な困難を伴ってくるというふうに思っています。

そこで、最近国費でやられた 軽部池、梨本池も国費でしたですが、地元負担金はというふうに工面されたのか。それから、今回のカマス谷池については、地元でというふうな方

位置图



188-188



法を考えているのかどうか、御承知かどうか、その点も含めて、ちよつとお聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 参弁

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

まず、現在御提案申し上げている時点での当ため池の改修費は、2千萬円を予定いたしております。これは3カ年計画で実施するものでして、物価の変動等によりまして、多少の事業費の変更があるかと考えます。その場合、国の補助または地元の御負担、市の持ち出し、これはそれぞれ率によつて定めてまいっておりますので、事業費がふえれば当然、率そのものは変わらないといたしましても、金額的には変更が生じてまいる、こういうことでございます。

それから現在施行いたしております小田町地内の軽部池の関係、また大阪府営事業として、一昨年から梨本池を大阪府の事業主体で願つているわけでございます。この小田町の軽部池改修工事につきましても、過年当議会でこのような御議決をお願いいたしまして、本市の事業主体ということで施行しておるもので、補助金、市の持ち出し、地元負担等につきましては、負担率は何ら変わるところはございません。

梨本池につきましては、大阪府の事業主体でございまして、地元から御負担願うものにつきましては20%ということで、あとは国、府という形で施行いたしておるものでございます。

それから農家経済の非常にむづかしい中で地元の負担金云々ということでございますが、これは2千萬に対する総事業費に対して一括で分担金を納入願うということじやなしに、たとえば52年度5百萬なら5百萬の事業施行に対しての地元負担金ということになりますので、最終3カ年のうちで、現時点では2千萬に対する地元負担、こういうかつこうになります。

○ 2番（天畑博君） ちよつとお聞きしたいのは、軽部池とか、あるいは府業事業ですけど梨本池の地元20%のお金をどういふふうな形で工面したか。たとえば受益者に平均に割り当てて徴収したのか。あるいは財産の一部を売つたとか、そういうふうなこと。

それからあわせて、制度があるというふうにお聞きをしておるんですけども、国とか、府とか、市とかの貸付制度等についても説明願いたいと思います。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 地元の負担金の調達方法いかがかということでございますが梨本池の改修に伴います地元負担ということにつきましては、お聞きするところにおきましては、水利組合の所有財産といいますが、そのようなものを一部処分して充当していくということを考えておるようでございます。

また、軽部池、今回お願いしておりますカマス谷池につきましては、地元水利組合での御協議の中で、当然受益面積も対象になるかと思ひます。そういう関係の中で御負担を願つて

いるということでございます。

なお、地元で一時的にこれを御負担願うことについていろいろむづかしい問題があるというふうな場合、御存じの農林漁業資金の融資制度がございます。これにつきましては、その受益代表の方々、あるいは御当地の農協、農業団体とも御協議をいたしまして、そういう御要望がありますれば、私どもは即座におこたえをしていく、こういう考え方を持っております。

- 2番(天堀博君) せんだつての山口議員さんの質問の中で、老朽ため池についても国費であろうが、そのほかであろうが、あるいは地元だけで、市単独でやられている、今年度180万という予算を取つてやつているのがありますね、等にして、とにかく地元の負担がかなり大きくて大変だ、困つておられるという実情も訴えておられました。

それと同じように、今回も地元でお聞きますと、なかなかその調達が大変で、協議が難航するような事態もあるわけなので、同じ水利組合が持つている池、小さな池ですけれども、そういうものを売却処分しなければならんというふうな事態だつて起きてきているわけですね。

そういう点から、そういう貸付制度等についても、積極的に市の方からも行政指導といえますか、こういう制度があるんですよと、もちろん地元の方々も御承知でしょうけれども、十分なるそういう説明を施して、地元負担が軽くいくような、あるいは一度にかぶらないという方法を知らせてやるというふうなこともぜひ協力してやつていただきたい。というふうな願いをしておきたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第52号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(坂上國治君) 次に、日程第14「国定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。



議案第53号

## 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所 和泉市福瀬町909番地  
氏 名 小路山五松  
生年月日 明治34年3月4日  
職 業 醤油製造業

議案第53号参考資料

〔I〕 地方税法（昭和25年法律第226号）抜粋

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。）に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7～10 略

〔II〕 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員

任期満了日

小路山 丑 松

昭和52年10月17日

(市会事務局長朗読)

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま上程されました議案第53号「固定資産、評価審査委員会委員の選任について」の議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜っております小路山丑松氏は、来る10月17日をもって任期満了となります。これに伴い後任者の人選を進めてまいりましたが、小路山丑松氏は、和泉市発足当時、昭和31年10月16日の第一期目の固定資産評価審査委員会委員に選任されて以来、7期21年間にわたり連続して再任され、しかもこの間、多年にわたり委員長の職務を務められるなど、豊富な知識経験と円満公平な、お人柄をもつて活動されておりますので、引き続いてお願いし、固定資産、評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

なお、小路山丑松氏は明治34年3月4日生まれ、住所は、和泉市福瀬町909番地、職業は醬油製造販売業でございます。何とぞ満場一致で小路山丑松氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に御同意をいただきたくお願い申し上げます。よろしくをお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) この件、人事案件ですのであまり多く言いたくないんですが、明治34年といいますと75歳だろうと思います。健康上どうか。これほど長いことお願いして、あと健康上どうかと。考慮せないかんと違うかというふうに思いますが、同時に、固定資産評価委員の任期は、いま説明なかつたんですが、これは何年ですか。
- 議長(坂上國治君) 答弁
- 市長(池田忠雄) お答え申し上げます。

任期は、3年ごとでございます。健康上は非常に御健康でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

- 21番(直村静二君) もちろん議会で提案されるんですから、本人も承諾して、よし、やつたろうということだろうと思いますけれどもね。私は何も交向を言うているんじゃないんですけど、非常に時代の波も変わつてますからね。そういうお年を召した方に御苦労願うことは必要ないではないか。75歳ですから、あと3年で78歳ということになりますのでね、これはどうも言えませんけれども、今後、人事案件では、一定の年齢と健康と任期、いわゆる何年やるかということも考慮して、あんまり無理せんよにということを思うために、意見として言つておきます。
- 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり同意することに決めます。

ただいま御同意いただきました固定資産評価委員さんからごあいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

(固定資産評価審査委員会委員あいさつ)

- 固定資産評価審査委員(小路山丑松君) ただいま固定資産評価審査委員会の委員に選任されました小路山でございます。

このたび再度、私をこうした重役に御選任いただきましてまことにありがとうございます。過去の経験を生かしまして十分この任務を達成したいと思っております。特に最近、税制の問題につきましては、非常に重要な問題でございまして、特に固定資産に対しましては、かなり厳しいものがあると存じます。あくまでも税は公平でなければならんということから、公平をモットーといたしまして十分努力いたしたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。非常に簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(坂上國治君) 次に、日程第15「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第54号

### 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改め、同号とし、同条第3号中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改め、同号を同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 傷病補償年金

第8条の次に次の1条を加える。

(傷病補償年金)

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める廃疾等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の廃疾等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

第9条中「なおつたとき」を「治つたとき」に、「別表」を、「別表第2」に改める。

第10条の見出し中「休業補償及び障害補償」を「休業補償等」に改め、同条第1項中「休業補償等」に改め、同条第1項中「休業補償」の次に「傷病補償年金」を加え、同条第2項中「1回につき」の次に「休業補償を受ける者にあつては」を、「休業補償を」の次に「傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金365分の10に相当する額を支給」を加え、「行わない」を「行わない」に改める。

第12条第1項第4号中「別表」を「別表第2」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(他の法令による給付との調整)

第5条 傷病補償年金、障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、こ

の条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる率（当該給付の2が支給される場合にあつては、当該給付ごとと同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該給付の額（当該給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

傷病補償年金	船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による障害年金	0.76
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害年金	0.76
	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。以下この条において同じ）	0.88
障害補償年金	船員保険法の規定による障害年金	0.76
	厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
	国民年金保険法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	船員保険法の規定による遺族年金	0.83
	厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.83
	国民年金法の規定による母子年金（母子福祉年金を除く）準母子年金（準母子福祉年金を除く）。遺児年金又は寡婦年金	0.91

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

船員保険法の規定による障害年金	0.76
厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
国民年金法の規定による障害年金	0.88

別表を次のように改める。

別表第1（第8条の2関係）

廃 疾 等 級	倍 数
第 1 級	313
第 2 級	277
第 3 級	245

備考 この表に定める廃疾等級に応ずる廃疾に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)の別表の例による。

別表第2（第9条及び第12条関係）

種 類	等 級	倍 数
障害補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245
	第 4 級	213
	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障害補償一時金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第 10 級	302
	第 11 級	223
	第 12 級	156
	第 13 級	101
	第 14 級	56

備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

附 則

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

( 経過措置 )

- 2 昭和52年4月1日(以下「適用日」という。)の前日において新条例第8条の2第1項の規定されていたならば、同項各号のいずれにも該当することとなる者に対しては、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。
- 3 新条例附則第5条第1項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第2項の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)と改正前の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第5条第1号及び第2号に定める年金とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、次の各号に掲げる事由に該当することとなつたときは、これらの事由(以下この項において「年金額の改定事由」という。)に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、当額旧支給額に、年金額の改定事由が生じた日以後における新条例(附則第5条を除く。)の規定により算定した当該年金たる補償の額を年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新条例(附則第5条を除く。)の規定により算定した当該年金たる補償の額で除して得た率を乗じて得た額に相当する額(その額が年金額の改定事由が生じた日以後における新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に満たないときは、当該新条例の規定により算定した当該

年金たる補償の額に相当する額)とする。

- (1) 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたことにより新たに新条例別表第2中の他の等級に該当するに至つたため、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償年金を支給されること。
  - (2) 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。
  - (3) 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族年金を受けることができるものがない場合において、その妻(新条例第12条第1項第4号に規定する廃疾の状態にあるものを除く。)が50歳若しくは55歳に達するに至つたため、又はその妻(55歳以上であるものを除く。)が新条例第12条第1項第4号に規定する廃疾の状態になり、若しくはその状態がなくなるに至つたため、遺族補償年金の額を改定して給されること。
  - (4) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合において同順位者若しくは次順位者の申請によつてその所在が明らかでない間当該遺族補償年金の支給が停止されたため、又はその遺族補償年金の支給が停止された遺族の申請によつて当該遺族補償年金の額を改定して支給されること。
- 6 適用日前に同一の理由につき旧条例の規定による休業補償と旧条例附則第5条第1号に定める年金を支給されていた者で、適用日以後も引き続き当該年金の支給を受けるものに対し、同一の理由について支給する新条例の規定による休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由の生じた旧条例の規定による休業補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧条例の規定による休業補償の額に相当する額とする。

理由 地方公務員災害補償法等の一部改正に伴い、本市の非常勤の職員の公務災害補償等についても、傷病補償年金制度の創設、他の法令による給付との調整方法の改善等を行い同法等で定める補償の制度との均衡を保つ必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



議案第54号参考資料

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(案)

新旧対照表

新	旧
<p>(補償の種類)</p> <p>第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 療養補償</p> <p>(2) 休業補償</p> <p><u>(3) 傷病補償年金</u></p> <p><u>(4) 障害補償</u></p> <p>    <u>ア 障害補償年金</u></p> <p>    <u>イ 障害補償一時金</u></p> <p><u>(5) 遺族補償</u></p> <p>    <u>ア 遺族補償年金</u></p> <p>    <u>イ 遺族補償一時金</u></p> <p><u>(6) 葬祭補償</u></p> <p>    <u>(傷病補償年金)</u></p> <p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金としてその状態が継続している期間別表第1に定める廃疾等級に</p>	<p>(補償の種類)</p> <p>第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 療養補償</p> <p>(2) 休業補償</p> <p><u>(3) 障害補償</u></p> <p>    <u>イ 障害補償年金</u></p> <p>    <u>ロ 障害補償一時金</u></p> <p><u>(4) 遺族補償</u></p> <p>    <u>イ 遺族補償年金</u></p> <p>    <u>ロ 遺族補償一時金</u></p> <p><u>(5) 葬祭補償</u></p>

新	旧
<p> <u>応じ、1年につき補償基礎額</u>  <u>に同表に定める倍数を乗じて</u>  <u>得た金額を毎年支給する。</u> </p> <p> <u>(1) 当該負傷又は疾病が治つて</u>  <u>いないこと。</u> </p> <p> <u>(2) 当該負傷又は疾病による廃</u>  <u>疾の程度が別表第1に定める</u>  <u>第1級、第2級又は第3級の</u>  <u>廃疾等級に該当すること。</u> </p> <p> <u>2 傷病補償年金を受ける者には、休業</u>  <u>補償は、行わない。</u> </p> <p> <u>(障害補償)</u> </p> <p> 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、<u>治つたとき、別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する</u>身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。 </p> <p> <u>(休業補償等の制限)</u> </p> <p> 第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又重大な過失により公務上の負傷若 </p>	<p> (障害補償) </p> <p> 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、<u>なおつたと</u>き別表に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。 </p> <p> <u>(休業補償及び障害補償の制度)</u> </p> <p> 第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は </p>

新	旧
<p>しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき<u>休業補償、傷病補償年金</u>又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。</p> <p>2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合<u>1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）</u>についての<u>休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わない</u>ことができる。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の</p>	<p>重大な過失により公務上の負傷若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき<u>休業補償</u>又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。</p> <p>2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合<u>1回につき10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）</u>についての<u>休業補償を行わない</u>ことができる。</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は職員配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつ</p>

新	旧
<p>事情にあつた者を含む。以下同じ) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の等級の身体障害に該当する廃疾の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の心身の故障による廃疾の状態にあること。</p> <p>2~3 略</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 傷病補償年金 障害補償年金 又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額は、当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同様</p>	<p>た者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表の第7級以上の等級の身体障害に該当する廃疾の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の心身の故障による廃疾の状態にあること。</p> <p>2~3 略</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 障害補償年金又は遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年額から当該年金</p>

新	旧									
<p>の中欄に掲げる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該給付ごとと同表の右欄に掲げる率（当該給付の2が支給される場合にあつては、当該給付ごとと同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額、その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該給付の額（当該給付の2が支給される場合にあつてはその合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害年金又は遺族年金2分の1</p> <p>(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金3分の1</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="216 1159 384 1760">傷病補償年金</td> <td data-bbox="384 1159 600 1760">           船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による障害年金         </td> <td data-bbox="600 1159 701 1760">0.76</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="384 1352 600 1545">           厚生年金保険法昭和29年法律第115号）の規定による障害年金         </td> <td data-bbox="600 1352 701 1545">0.76</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="384 1545 600 1760">           国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金（障害福         </td> <td data-bbox="600 1545 701 1760">0.88</td> </tr> </table>	傷病補償年金	船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による障害年金	0.76		厚生年金保険法昭和29年法律第115号）の規定による障害年金	0.76		国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金（障害福	0.88	
傷病補償年金	船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による障害年金	0.76								
	厚生年金保険法昭和29年法律第115号）の規定による障害年金	0.76								
	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金（障害福	0.88								

新		旧
	社年金を除く。以下この条において同じ。)	
障害補償年金	船員保険法の規定による障害年金	0.76
	厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
	国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	船員保険法の規定による遺族年金	0.83
	厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.83
	国民年金法の規定による母子年金（母子福祉年金を除く。）準母子年金（準母子福祉年金を除く。）遺児年金又は寡婦年金	0.91
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に同表の左欄に掲げる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から</p>		

新	旧																																							
<p>同一の事由について支給される当該給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">船員保険法の規定による障害年金</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.76</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険法の規定による障害年金</td> <td style="text-align: center;">0.76</td> </tr> <tr> <td>国民年金法の規定による障害年金</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> </table>	船員保険法の規定による障害年金	0.76	厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76	国民年金法の規定による障害年金	0.88																																		
船員保険法の規定による障害年金	0.76																																							
厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76																																							
国民年金法の規定による障害年金	0.88																																							
<p>別表第1（第8条の2関係）</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">廃 疾 等 級</th> <th style="width: 30%;">倍 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td style="text-align: center;">277</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> </tbody> </table>		廃 疾 等 級	倍 数	第1級	313	第2級	277	第3級	245																															
廃 疾 等 級	倍 数																																							
第1級	313																																							
第2級	277																																							
第3級	245																																							
<p>備考 この表に定める廃疾等級に应ずる廃疾に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表の例による。</p>																																								
<p>別表第2（第9条及び第12条関係）</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">等 級</th> <th style="width: 30%;">倍 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">障害補償年金</td> <td>第1級</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td style="text-align: center;">277</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td style="text-align: center;">213</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td style="text-align: center;">184</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td style="text-align: center;">156</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td style="text-align: center;">131</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	等 級	倍 数	障害補償年金	第1級	313	第2級	277	第3級	245	第4級	213	第5級	184	第6級	156	第6級	131	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">別 表</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">等 級</th> <th style="width: 30%;">倍 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">障害補償年金</td> <td>第1級</td> <td style="text-align: center;">313</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td style="text-align: center;">277</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td style="text-align: center;">213</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td style="text-align: center;">184</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td style="text-align: center;">156</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td style="text-align: center;">131</td> </tr> </tbody> </table>	別 表			種 類	等 級	倍 数	障害補償年金	第1級	313	第2級	277	第3級	245	第4級	213	第5級	184	第6級	156	第7級	131
種 類	等 級	倍 数																																						
障害補償年金	第1級	313																																						
	第2級	277																																						
	第3級	245																																						
	第4級	213																																						
	第5級	184																																						
	第6級	156																																						
	第6級	131																																						
別 表																																								
種 類	等 級	倍 数																																						
障害補償年金	第1級	313																																						
	第2級	277																																						
	第3級	245																																						
	第4級	213																																						
	第5級	184																																						
	第6級	156																																						
	第7級	131																																						

種 類	等 級	倍 数	種 類	等 級	倍 数
障害補償一時金	第 8 級	503	障害補償一時金	第 8 級	503
	第 9 級	391		第 9 級	391
	第 10 級	302		第 10 級	302
	第 11 級	223		第 11 級	223
	第 12 級	156		第 12 級	156
	第 13 級	101		第 13 級	101
	第 14 級	56		第 14 級	56
備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。			備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。		

(市会事務局長朗読)

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(西川喜久君) 説明を申し上げる前に、ただいま市議会事務局より申し上げましたように、議案内容の一部におきまして、昨日配付いたしております正議表のとおり、不手際がありましたことにつきまして深くおわびを申し上げます。

それでは、ただいま御上程をいただきました議案第53号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

先般、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法等の一部改正が行われましたので、これに伴いまして、市の条例で定めている議員各位、その他非常勤の公務災害等の補償の制度につきましても、先ほど申し上げました法律で定める補償の制度との均衡を失しないよう、同様の措置を講ずる必要が生じてまいりました。よつてここに御提案いたす次第でございます。

さて、その内容を説明申し上げます。改正点の主なものとしたしましては、傷病補償年金制度と創設したこと及び他の法令による給付との調整方法を改善したこと、の二点でございます

まず、傷病補償年金制度の創設の関係でございますが、補償の種類として、第6条に「傷病補償年金」を追加し、その支給要点及び支給額については、第8条の2及び別表第1を追加して定めております。すなわち傷病補償年金は、職員が公務災害または通勤災害のため、療養開始後1年6カ月を経過しても治らず、地方公務員災害補償法施行規則の別表で定める廃疾等級



に相当する程度、これは実質的な廃疾状態でございますが、この程度にある場合に、その状態が継続している間、その廃疾の程度に応じて、第1級で補償基準額の313倍、第2級で277倍、第3級245倍を休業補償にかえて支給するものとし、これにより長期の重病療養者の生活の安定を図ろうとするものでございます。

なお、この傷病補償年金につきましても、休業補償及び障害補償におけると同様に、その災害が職員の故意の犯罪行為によるものである場合等一定の場合には、補償の制限を行えるよう第10条で措置いたしております。

次に、附則第5条の他の法令による給付との調整方法の改善について説明を申し上げます。

第1項は、廃疾身体障害者または死亡という同一の理由について、障害補償年金または遺族補償年金と国民年金法等、他の法令による年金たる給付とが合わせて支給される場合の調整方法を改善するとともに、今回創設する傷病補償年金についての併給調整方法を定めるものでございまして、これらの場合には、条例の規定によるこれらのいわゆる年金たる補償の額に同額の表の率を乗じて得た額を補償の額といたしております。

なお、この額が、所定の補償額から他の法令による給付額を差し引いた残額より少ない場合には、その残額相当額を補償の額とするものといたしております。

第2項は、休業補償と他の法令による障害年金とが併給される場合の調整方法の改善を行うものでございまして、傷病補償年金の場合に準じた方法により行うものといたしております。

次に、附則でございしますが、以上申し上げた改正は、この条例の公布の日から施行し、昭和52年4月1日にさかのぼって適用するものといたしております。

経過措置でございしますが、附則第2項におきましては、適用日の前日に傷病補償年金制度が適用されていたならば、その受給要件に該当していた者には、昭和52年4月分から支給することといたしております。

附則第3項から第6項までは、他の法令による給付との調整方法の改善に関する経過措置を定めるものでございまして、うち第3項では、年金たる補償に係るものは適用日以後に支給事由の生じた休業補償についてそれぞれ適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給事由の生じた休業補償については、なお従前の例によることといたしました。

ただ、改正後の調整方法によつて算定した額が従来の支給額に満たないときは、適用日以後も従来の額を支給するよう、附則第4項から第6項までを規定いたしております。

以上、簡単でございしますが、議案第54号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し

上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（寺田茂君） ここで1つだけ認識のためにお聞きしたいんですがね。非常勤の問題なんですが、これは1年6カ月すると保険制度に切りかわりますね。そうすると、公傷扱いというのはその時点から切れるということになるんですが、継続して公傷した場合は、公傷については継続ということになるのか、その辺だけ聞かしてください。
- 議長（坂上國治君） 答弁
- 人事課長（稲田順三君） その病気が1年6カ月以上経過しても治らん場合については、継続して支給していきます。
- 1番（寺田茂君） いやいや、私が言うのは公傷問題でなくて、業務上で事故があつたりしたときにはこれの範疇に入るのかどうか。
- 人事課長（稲田順三君） もちろん公務上の場合はこれに該当いたします。
- 1番（寺田茂君） 私が聞いたのは、公務上の中で仮にけがしたとか、そういう問題については公傷扱いにする。そうすると、1年6カ月で切れるということですね。違うんですか。その後はこの制度に乗っかっていく、こういうことですね。
- 人事課長（稲田順三君） そのとおりです。1年6カ月までは休業補償等をやつていきます。それから後において、この傷病補償年金もしくは一時金を支給していくということになるわけです。
- 1番（寺田茂君） だから、公傷というのは、それで市としては切れるわけですか。
- 人事課長（稲田順三君） いえいえ、切れません。
- 1番（寺田茂君） 公傷扱いは切れなんでしょうか。
- 人事課長（稲田順三君） はい。
- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第54号を原案どおり可決決定いたします。
- 議長（坂上國治君） 次に、日程第16「和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

議案第55号

## 和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条  
例(案)

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市  
条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「30,000千円」を「90,000千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法施行令の一部改正により、地方公共団体の議会が議決すべき契約に係る金額の基  
準が引き上げられたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

議案第55号参考資料

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正(案)

新旧対照表

新

旧

(議会の議決に付すべき契約)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

新

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格90,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

旧

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格30,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

(市会事務局長朗読)

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(西川喜久君) ただいま御上程をいただきました議案第55号「和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

地方公共団体が行う契約及び財産の取得または処分につきましては、地方自治法第96条第1項の第5号と第7号とに、政令の定める基準に従い議会の議決を得ること、とされていましてその政令、すなわち地方自治法施行令第121条の2において、工事または製造の請負は、予定価格3,000万以上のものにつきましては議会の議決を得ること、と規定されているものでございますが、最近の経済情勢の変動及び建設事業の大型化などの理由によりまして地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴いまして、工事または製造の請負に係る議決を得て行う契約の基準となる金額が、現行3,000万円以上から9,000万円以上に引き上げられたため、本市においてもこの改正の趣旨にのっとり、所要の改正を行うべく御提案申し上げる次第でございます。

以上簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わります。よろしく御審議を賜り、可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 3,000万円から9,000万円以上に、ということの改正案でございますが、一つは、いままで実績で51年度3,000万円以下のものは何ほあつたか、さらに9,000万円以下であれば議会の議決に付さないということになってきますと、かなりの公共事業の分がこれからは議会の議決は要らんということになりますのでね。一つは、3,000万円以下というのは件数で何ほあつたか、さらに、これからは議決をしなくてもええというぐらゐの金額の分、たとえば8,000万円ですね、その辺のクラスが何ほあつたか、これをひとつ参考に発表してほしいと思います。

それと、これは地方自治法の施行令の改正ですから整備するというのは、議会でこういう工

事請負の金額を一定の歯どめをしている理由は二つあると思うんですよ。

一つは、市当局が工事を行う場合に、実際にたくさんのお金が上がってくる、設計料とかいろいろなところで。そういう場合に議会の議決を得ないから、もつと節約、始末をするというふうなかつこうで、一つは歯どめになる場合もあるんですけど、実際の例として、そういう点からいって余りにも9,000万円というのは大きいんじゃないか。

もう一つは、段取りとして一つの工事を二期に分ける。8,000万、片一方は7,000万、合わせて1億5,000万円の事業をやるんだと。工期を割っていく。前の棟、後ろの棟割っていく。割った場合には9,000万円になるからそれは通さんでもええとか、そういう脱法的な行為もこれからできやすくなる。そういうふうな心配もするんです。

ですから、議会の議決を得るといふことの基本は、私はそういう立場ではなからうか。つまり勝手なことをささない。同時に市が議会の議決をもらうから実際の節約という点でもいけるとか、二つに割っていくとかいうようなことの逃げ行為になつてもいけないとか、こういう問題もはらんでおりますのでね。

最初の点での質問とあとお聞きしましたこの施行令に基づく改正の9,000万円というものは本議会がこれはだめだ、少なくとも5,000万円にせい、こうなつた場合にそれは違法なのかどうか。その辺も、地方自治法の施行令がこういうふうになつた理由が書かれると、これについて議会が反対してもあかんのかという意見も出てくる。そういう思いもするんです。だから、議会が5,000万円にせいということになつた場合に、理事者は修正できるのかどうか。この施行令との関係でひとつお答え願いたい。この二つです。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁

○ 市長公室長（西川喜久君） まず、第一点目の件数でございますが、私の手元の資料で説明申し上げますと、最近の工事請負契約にかかる議案提出件数、すなわち51年3月から52年の6月までに御提案を申し上げた件数でございますが、総件数で19件でございます、そのうち9,000万円を超えるものは8件、すなわち11件が3,000万から9,000万の間にはまるということでございます。

第二点目でございますが、御承知のように現状では、第2条では、地方自治法第96条第一項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格3,000万円以上の工事または製造の請負とする、ということで規定されておまして、したがって、本件改正につきましても、3,000万から5,000万にせよということ云々よりも、すなわち先ほど説明申し上げましたように、改正によりまして52年7月22日に公布され、即日施行されております。これらの点から、3,000万を5,000万にするというようなことは法律改正によつてできません。

したがって、3,000から9,000万に条例改正をしなければならぬ、かように考えております。

○ 21番(直村静二君) したがって、私の言った点がそれではつきりしてくるんです。

つまりプール関係などは4,000万分、5,000万分で各学校に設置されていく。これは議会の議決が要らない、こうなつておるわけです。そうすると、実際にプールというものについて議会の議決、つまり議会の議員の目が届かないという問題になつてくるんじゃないか、という点で、おそれを抱く者です。

しかし、議会の議決に付さなければならぬ金額を9,000万とした場合に、実際にそういうわれわれの していることをどこで歯どめをするのか、ここが問題になつてくる。

これは法律改正で公布されているから、和泉市の条例改正をやつておかんとぐあいが悪いということなんですな。しかし、問題は、私の危 しているように、プールが4,000万、5,000万分で議決になつたものがなくなる。そうすると議会でこれについて意見を言えない。それまあ、一般質問通じて言える、補正予算、その他で開けるとかいうふうになつておりましたも、いわゆる市全体の立場から、また計画的な問題から、財政状況からいつて、26人の目の届くそういう審議というものが外れる。ここが問題であります。

ですから、私は内規として3,000万円以上を5,000万円ぐらいにしといてですよ。

9,000万はしょうがない。それ以下の場合は議会の議決かけなくてもええということにしても、しかし内規として、5,000万まではええとして、それを超えるものについては適切な委員会、担当がござりますが、さらには、それについての一定の資料をつけたものを各議員に配つておくとか、また、意見を聞くというのが私は要るのではないかという気もするわけです。

そうしないと、これ二つに分けてこられた場合に、また、年度を変えてこられた場合に、一億数千万までいけるということなんでね。ところが、この施行令の改正そのものがね、それ大都市クラスに合うかもしれませんけれども、人口12万足らずの、しかも目と鼻の先で皆やつておるという中でそういうことはかえつてぐあいが悪いんじゃないか。こう思うんです。ですから、内規として5,000万ぐらいにしといて、それに見合つて一定の報告をする義務化を、つまり議員の声を聞けるそういうものをつくつてもらえんかと。これは議長さんにもお願いしてですね、ぜひこれはひとつ各議員で相談をしてもらふようなことが要るんじゃないかと思ひます。

いまの答弁を聞いてますと、9,000万しょうがないという答弁なんでね、私はその点を心配するんです。つまり19件あつたものが、これから8件でええわけでしょう。その点ですね、市長いかがですか。私の言うている意味はわかつてもらえると思うんですよ。それについてひとつ意見を。 私が言つているのは、5,000クラスというふうなことで一応内規しておいて、9,000万超えた分は当然議会に諮るけれども、以下の分の場合は議会へ通知するとかね。前からこの

問題いろいろあつて、建設委員長、副委員長あわせてまた各委員、さらにはその地域の議員にも工事請負契約をしましたから、という通知とか送つてますわね。そういうふうなことをさらにもう一歩進めてきちんとしていくというようなことも考えて、御答弁いただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

しごとごとともな御意見でございまして、地方自治法施行令の一部改正に伴いましてお願いをいたしております議案でございますので、議員さん御理解をいただいておりますとおり、この議案は議案として、施行令、国から出てきているものでございますので、お認めをいただきたいと存じます。ただ、議員さんおつしやるように、理事者といたしましては、議会尊重の立場からいたしましても、やはりそちらの御意というものは十分参耐さしていただき、検討させていただいて、いろんな場を通じて御相談申し上げたい、あるいは御報告申し上げる。これらの点についてはよく検討もさせていただきたい、このように存じますので、よろしく願いいたします。

○ 21番（直村静二君） これはほかの方の意見もあるので、私ばかり言うていかんのですけど、実際問題としてこういう条例そのものが成立しますと、われわれの意図はどうあろうと、これはこれなりに独自に動きますんで あ、触れるな、そんなら分けようかということもあり得るわけなんですね。また市民団体としても、9,000万円以下にしておけ、そんならいけるやないかとかね。

こういうことは一つの線というものがあましてね、それについての進め方、引き方という問題がありますので、いま市長答弁がありましたように、一応、これは通しておいてもらつて、後でそういう問題の をなくすることは、ひとつ御意見なり 。これは私、いまの質問の中を通じて議長にもお願いしたいと思ひますわ。こういう問題でそれなりの適切な措置を考えてもらいたいということで、議員の側にもお諮りを願ひたいと思ひしておりますのでね。

いずれこの議会は役選の議会ですから、議長さんをお願いしても、議案もたら辞表が出るというようなことも知つてますけどね。しかし、次の議長になる人もこの中にはいはるんでね、市長もああいり答弁をしているんですから、次の議長になる人はよう聞いておいてもらつて、9,000万円ではこないなかの、12万の市では抜けがある。悪くいけば非常にうまく利用されて、2年に分けたり、2つに分けたりしていかれてしまうというようなおそれがある。この点だけを申し上げておきます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 17番（富山敏治君） ちよつと観点を変えてお伺ひします。「現在の市長を除く助役あるいは部課長でこういう金額の決裁のできる額は幾らなのか、ちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○ 議長(坂上國治君) 答弁

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

工事請負契約等に対しますいわゆる決裁区分は、部長で50万、予定価格50万未満のもの、助役が200万未満のもの、それ以上は市長決裁、このようになってございます。以上です。

○ 17番(富山敏治君) 課長はないですか。請負契約じやなしに、ほかの物品とか、そんなものについても課長はないんですか。

○ 助役(坂口禮之助) 物品購入等それらのものを含めると、10万未満は課長専決になっております。

○ 17番(富山敏治君) 課長は10万円、部長は50万円、助役200万円、これから考えてもいま直村君が言うておつたように90万というもの、私はあえて聞きました。しかし、いま公室長の方から、これは法令かなんかによつて変えることができませんと言うているんですね。そんならなぜこんなものを改めて書くんやなしに、法令第何条によると書いといたらええんと違いますの。金額を云々と書かなくともね。3,000万円のやつは9,000万にせよということになつておるんでしょ。それならなぜこんなことを書く必要があるんですか。

議会に提案し、議会の認定あるいは議決をしようと思えば、やはりいま直村君がおつしやつたように、議会に提案することがある場合に、議会も修正権があるんですよ。こういうものについては、これは予算じやないんですからね。それもできないようなものならなぜ、こんな出すんですか。その点ちよつとお聞きしたい。

○ 市長公室長(西川喜久君) お答え申し上げます。

現行条例第2条におきましては、議会に付すべき予定価格は3,000万以上の工事云々となっております。したがつて、この改正によつて9,000万という改正になっておりますので、現行条例を9,000万に改正したい、かように提案したわけでございます。

○ 17番(富山敏治君) それでしたら、あえて9,000万という金額は変えてもええわけやな。今年も9,000万以上の工事ということになつておるんですか。

○ 市長公室長(西川喜久君) そうです。

○ 17番(富山敏治君) そういう金額が出ておるならば、あえてここへ9,000万と書かんでもあるいは3,000と書かんでも、法令第何条によると書いといたらええんと違いますの。そうならんの。ということは、これを出さして、われわれに審議さして、議決あるいは云々ということになればね、あんた、いま直村さんの質問に答えて、これはどうにも変えられませんかと言っているんですがね。しかし、この9,000万という額は非常に私は大きいと思うんです。

現在でも小さい工事については、建設委員を除く他の議員さんは何もわからない。どこで何を



やつておるのか。たとえばある一部の地区へ行つて、「富山さん、あれ何やりますねん」と聞かれても、われわれは「あれ、何なのか知りません」ということですね。現行では小さい工事については、建設委員会に属している議員さんには、こういうものをやりましたとかいう通知をしているらしいんですが、われわれにはそういうことはわからないわけなんです。

だから、いま直村君が言つておるように、そういうものについてはどうするんかということ、は言うてましたけれども、これを9,000万なら9,000万だということに決めてしまえば、行政の方は、これはもう9,000万でええんやからということになつて、そのままやりますね。やつたところで、それはいかんやないかというようなことは言えないわけです。したがつて、その点をもつと議員に一番ええ方法、よくわかる方法について一応考え方を示していただきたいと思つておるんです。

○ 市長公室長(西川喜久君) この9,000万円以上、以下については、9,000万以上については必ず議会の議決が必要である。9,000万以下については必ずしも議会の議決を必要としないということであつて、あえて必要とされても、理事者そのものが必要としてもいいわけなんです。6,000万円にしてでも、議会で議決を求めてもいいということであつて、先ほど市長も、ちよつと触れておりましたが、工事関係あるいは取得関係については、かなり広い関係部課にまたがっておりますので、それらの点十分頭に入れた中で内部で検討してみたい、かように考えております。

○ 17番(富山敏治君) あのね、あんたがいまこれは変えられないと言つたでしょう9,000万を。

○ 市長公室長(西川喜久君) そうです。

○ 17番(富山敏治君) ところが、内規によつてですか、なにによつて6,000万云々でもええということを言つたですな。

○ 市長公室長(西川喜久君) これは法律でございまして、9,000万以上の額については必ず議会の議決を要する。これが法律なんです。9,000万以下については、議会の議決をせんでもええというような法律ではございません。この法律そのものは、9,000万以下についてはとつてもらんでもええんや、というような法律なんです。したがつて9,000万以下においても理事者そのものが物によつて、あるいはものによつて議会で十分説明した中で、議決を求めてもいいということであつて、いま、内規云々という話は出ておりますけれども、それらの点、御指摘をいただいております点、あわせて規約というんですが、これらの点のないような方法を理事者として考えていきたい。議会の御協力、御指導をいただいきたい、かよう考えております。

○ 議長(坂上國治君) 他に。

○ 27番(竹下義章君) この問題は非常に大きな問題だと思うんですよ。いかに議員の権威がなくなつたかというふうに言うてよいくらい大事な問題だと私は思うんです。ということは、いずれ恐らく和泉市もいままでの総合発注というものを別途発注に切りかえていかなくちやならない時期も来るだろうと思うんです。

そうした場合に、建設は9,000万までよろしいということになれば、いまの和泉市における保育園、幼稚園というものは恐らく9,000万までに済んでしまふだろう、このように私は考えるわけです。ということは、建物だけは9,000万まで済んだ。あと設備関係、浄槽関係については別途発注してしまふ。こういうことになれば、今後においてわれわれ議会がチェックできるのは、新しい学校の建設なり、そういうものしかチェックできないというような問題が起こってくるんじゃないかと思うんです。何も私はいままで変なことをしたということを行ないやないですよ。和泉市会はいま、非常に大きな問題を抱えているわけですね。そういうことを心配して私は申し上げるんです。

そこで、これを考えていくといろいろ心配される点がございまして、改めて提案者側にお聞きしたいのですが、もちろん法令ですから、いずれこのまま通さんといかんと思うんですけども、国の方からいつごろまでに議会で議決をせよというような達しが来ておるのか、その点をちよつとお聞かせ願いたい。

○ 議長(坂上國治君) 答弁

○ 市長公室長(西川喜久君) これは私からお答え申し上げますが、御質問以外の参考もひとつあわせて申し上げたいと思います。都道府県につきましては1億円が3億円になつておる。指定都市については6,000万が1億8,000万、市においては3,000万が9,000万、町村については1,000万が3,000万に改正されております。

本題に入りますが、この政令は、公布の日から施行する中で、附則の2項といたしまして、昭和52年12月31日以前において当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による、こう附則でうたわれておりますので、あえて申し上げるならば、12月31日まで改正してもよろしいと、こういうことになつております。

○ 27番(竹下義章君) そこが非常に私は重要な問題だろうというふうに思いますから、しただつて今後、先ほどからいろいろ言われておりましたように、5,000万なり6,000万ということも言われておりました。しただつて、私はこれに関係する委員会に今期については付託をしていただきまして、12月は必ず議会があるわけですから、12月議会まで委員会付託で審議をしていくということをお願いしたいと思います。

○ 21番(直村静二君)

私が口火を切つて、いかげんなところで引き下がつたような感じがしましたがね。私の言うているのは、内規としてつくつていくということなんです。ところが、答弁としては、別に9,000万円以下であつたら、あえて議会に提案して請負契約に出してもいい、という答弁が後から出てきたんでね。私はそういうこともしがたいではなからうかという気もしたんでね。

そこで、市長にその点を言い、さらに議長さんにもお願いして、各議員さんに諮つてもらいたい。しかし、いま諮るといつても、議長さんは議会が済んだらしまいという状況です。ね、次の議長になる人にも言つておく、余分なことまで言つておきますが、これは26人の議員が目を通して、公正な、まともな、あたりまえの姿勢でいくということで考えてもらつたらもう少ししつかりした、きちんとした答弁というものを求めたい。

だから、再度市長はこの件につきましては、いま竹下議員が言つたごとく、つまり西川公室長が言つたように、12月31日までやつてもいいんだということになれば、その間はきつちりわれわれが納得のできる形ができるように、担当の委員会は当然つくるけれども、きつちりとやつてもらわんと。これここで議決をしまえばですな。議長どうですか、最後に、この案件だけいますぐ決めらん方が値打ちあるんですわ。これ決めてしまつたら、いやあありません。こうなりましたということになりますから、この分だけ抜いてもらいたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 議案の審議中でございますけれども、実は、航空局の方から市長、議長にぜひともお会いしたいということが、きのうからそういう話があるんです。ちょうどいまお見えになつておるらしいん、できたらこの審議が終わつてからということ待たしてあるんですけれども、あんまり長く待たすのもどうかと思いますんで、ここで 時休憩いたしたいと思います。

(午後3時 休憩)

(午後4時45分再開)

- 議長(坂上國治君) 大変長らくお待たせをいたしました。  
休憩前の議員さんの御答弁、ひとつ理事者からお願いいたします。
- 市長(池田忠雄君) 議案第55号に關しまして、いろいろと御論議、御指摘をいただきまことにありがとうございます。休憩前、いろいろと御指摘をいただきました諸点につきまして理事者としてはいろいろと検討もさしていただき、また、御指摘を胸に置かしていただいて、今後運営をさしていただきたい。こうした法律の改正でございますので、この条例はひとつお

認めいただくとして、われわれ理事者といたしましては、3,000万以上9,000万の間につきましても、従来の規定と変わりなしに、われわれといたしましては、12分に議員さんにも御報告申し上げ、御相談も申し上げまして運営をさせていただきたい。このように存じておりますので、よろしく御理解をお願いを申し上げたい、このように存じます。よろしくお願いいたします。

- 議長(坂上 治君) 先ほど休憩して、いまの市長の発言で大体は了とするんですが、説明の中で、議員に報告、議会に報告する。こういうことなんですが、具体的に御報告の措置ですね、つまり請負契約につきまして、3,000万から9,000万の分については、担当の常任委員会には当然報告されるだろうと思っておりますので、その場合には担当の委員会だけだと、しかし、いまのお答えでは議会に報告すると。そういたしますと、それなりの報告の措置というものがね。

つまり、議員総会を開いて、そこへ報告するというふうな措置なのか、それとも個々の議員にその案件についての分は送致してやるのか、そこまでは、休憩の間に結めをしておつたかどうか私知りませんが、あなたのお答えでは、その辺のことが私はちよつと気になるんです。ただ、法律案件でございますので通してくれと、もちろんそういう理由はありますから、委員会にかけるにしても、そんな恥じをかくようなことは理事者はできませんから、それは了としますよ。

しかし、いまの理事者の報告では、つまり議会に報告するその措置は何か、一つは、担当委員会以外の議員にはどうするのか、議会にはどうするのか、その措置はどうお考えになつていいのか。何らかの方法といひましても、何らかという限りは具体的に、議員総会へ出して御意見を聞く、それから担当委員会とか順序がある。順序はいいとして、その報告の措置、それをひとつもう少し、煮詰まつているんでしたら、協議した結果を言つてもらつたら結構です。

- 助役(坂口 之助君) お答えいたします。いろいろの事業等を計画いたしていく段階では、その執行の前段で、当該常任委員会に事前にいろいろの御協議を申し上げてきておるといふことは従来のルールでございますので、それは従来どおり踏襲していこうという考え方を持つているわけなんです。したがつて、本日、議題になつております3,000万以上9,000万までの、いわゆる今改正によつて議会に議決を賜らなくてもよくなる部分につきましては、これはまだ詳細に議長さん等とも御協議申し上げてございませんですけれども、私の考え方ではできれば議長さんとも御相談を申し上げ全員協議会等の機会を持つていただいて、御報告を申し上げるような方法論をとりたいというふうに考えておるわけでございます。その点ひとつ、十分議会側との協議がそこまでは整つてございませんで、私の考えとしては、そういう方向で御協議申し上げたいというふうに存じておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

- 21番(直村静二君) 大体はわかるんですが、念を入れておきますが、こういうものは実際出発してやつているうちに、仮に3,100万円だと。全員協議会を開くと、やめとけよ、うるさい

わ、じゃまくさいわ、ということになりませんねん。そんならもうちよつと、ということになつてね。そういうたぐいがありますからね。私は念のために、ここで約束されたことですね、実際に議会に報告するという措置をきちんとやつてもらわないと、それは困るんですよ。やつてるうちに3,100万になつた。100万やそこらがオーバーしているということで議員総会を開く。何じやない、ということに絶対になる可能性がありますからね。だから、議会に報告という形は、議員総会だけやなしに、何らかの形でということもありますからね、その点はひとつきつちりやつていただくと。その確約していただけませんか。

○ 助役(坂口禮之助君) よくわかりました。私もそういつた意向で議会側との意見調整に当たりたいと存じます。

○ 議長(坂上國治君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第55号を原案どおり可決決定いたします。

---

○ 15番(横田憲治郎君) 議事運営上ちよつと発言を

定刻時間も寸前になつてまいりましたので、きようは新しく案件に恐らく物理的にも入れん  
だらうと思います。議運の決定では、明日、さらに月曜日というふうに議案審議の日程があり  
ますけれども、あと理事者提案の議案も4件と少なくなつてまいっておりますし、できたら、  
明日は土曜日でございますし、執務の関係もありましようから、休会にさせていただきます、  
もちろんお諮りいただいた上で、3日の日に再開していただくというようなお計らいをいた  
だきたいと思ひます。

○ 議長(坂上國治君) ただいま議運の委員長さんからの御発言があつたんですけれども、議  
会運営委員会の決定では、あす土曜日と3日月曜日の日程が組まれてあるんですけれども、  
土曜日を休んで、そして3日にしたらどうかという御発言があるんですけれども、いかが取り  
計らいますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、本日はこれにて散会し、明日と3日月曜日は議案審議となつておりますが、明日  
は土曜日のごとでもあり、休会といたします。これについて御異議ございませんか。

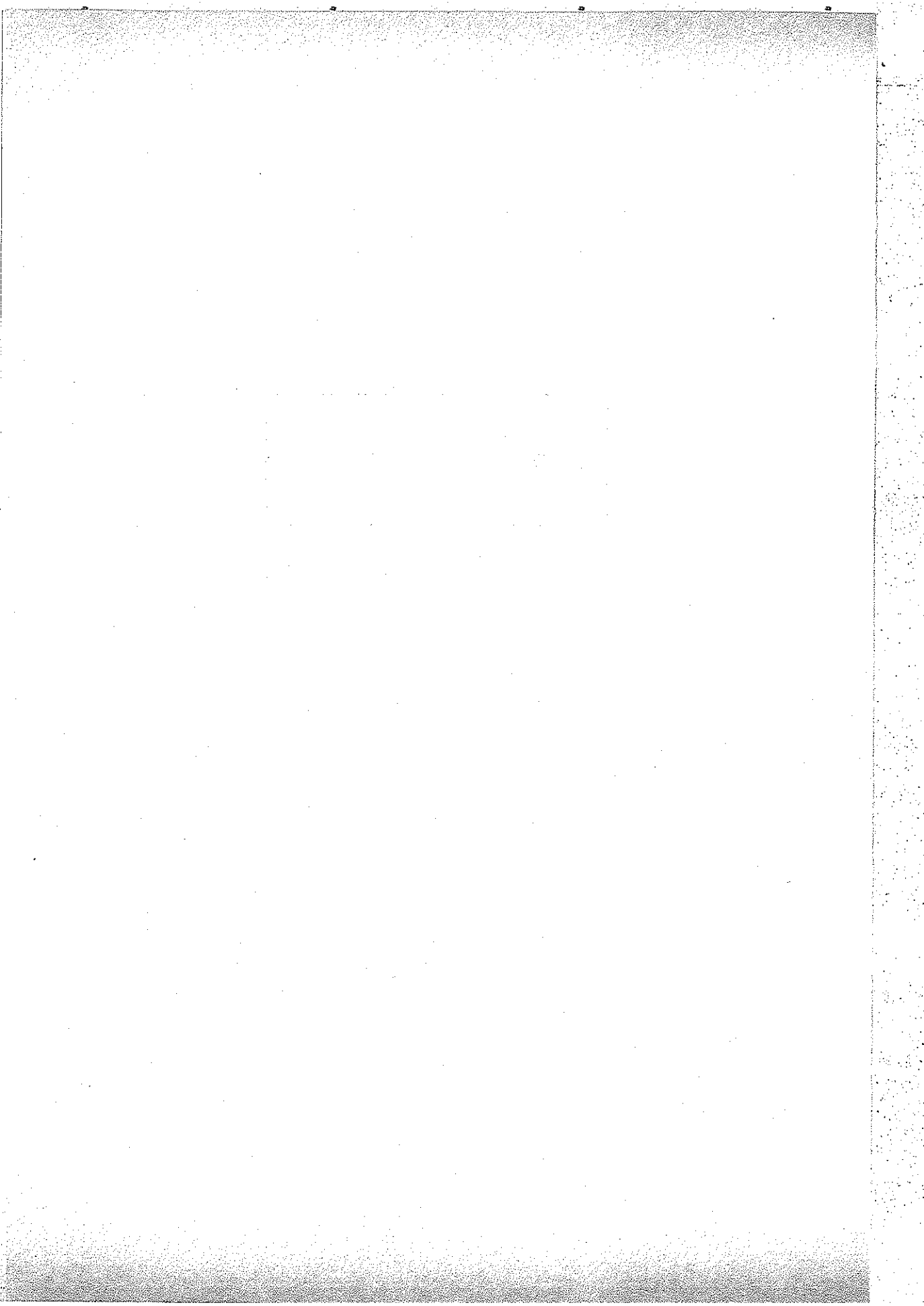
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、明日は休会といたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。3日は定刻御参集賜りますようよろしくお願  
いを申し上げます。(午後4時54分散会)



第 4 日





昭和52年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝瀨博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
12番	藤原要馬君	26番	柳瀬美樹君
13番	赤阪和見君	27番	竹下義章君
15番	横田憲治郎君	28番	坂上國治君
		29番	藤原利一君

欠席議員

11番 上代卯之松君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	財	務	部	長	吉岡昭男												
助	役	坂口禮之助	事	次	長	兼	財	政	課	長	兼	取	扱	麻生和義					
参	与	兼	建	設	部	長	兼	取	扱	中塚白	同	和	对	策	部	長	佐原行雄		
市	長	公	室	長	西川喜久	市	民	部	長	内田繁	市	民	部	長	内田繁				
		次	長	兼	企	画	室	長	杉本弘文	市	民	部	長	内田繁	市	民	部	長	内田繁
		秘	書	広	報	課	長	竹田明郎	市	民	部	長	内田繁	市	民	部	長	内田繁	

福祉事務所長	青木孝之	消防長	和田増義
産業衛生部長	山本俊兼	〃次長兼消防署長	湯川行雄
〃次長	富田宏之	収入役職務代理者	北野敦雄
建設部次長	森保	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	林徳次	教育長	葛城宗一
〃次長	逢野一郎	〃次長兼管理部長	広岡史郎
解放総合センター所長 〃総務課長事務取扱	萩本啓介	〃次長兼指導部長	乾武俊
用地担当理事， 土地開発公社事務局長	西川武雄	管理部次長	松村吉堯
用地担当理事， 土地開発公社事務次長	岩井益一	指導部次長	橋本昭夫
病院長	竹林淳	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局長	平野誠蔵	〃事務局長	岸田秀仁
〃次長兼庶務課長	藤原光夫	監査委員	西口喜一郎
水道部長	田中稔	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井洋
〃次長	福本喬久	農業委員会事務局長	信田種行

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 宇沢清  
次長 吉田種義  
議事係長 西垣宏高

議 事 係 佐土谷 茂 一  
 議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議 案 第 5 6 号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P・35
2	議 案 第 5 7 号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P・46
3	議 案 第 5 8 号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P・49
4	議 案 第 5 9 号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P・52
5	議 案 第 6 0 号	工事請負契約締結について( (仮称)和泉第四団地Aブロック建設工事)	別冊P・1
6	決 議 第 4 号	「狭山事件」の公正な裁判の審理と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議	別 紙
7	決 議 第 5 号	国際人権規約の批准促進についての決議	別 紙
8	決 議 第 6 号	「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議	別 紙
9	請 願 第 2 号	教育予算の増額補正化に関する請願	別 紙
10	請 願 第 3 号	身体障害者(児)・精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金・敬老祝金等の増額に関する請願	別 紙

(午前10時49分開議)

○ 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さん方には、公私御繁忙の中、大変お疲れのところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席の届け出ある議員さんは、上代議員

さん1名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。

現在、20名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告のとおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 
- 議長（坂上國治君） それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第56号

### 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する 条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)

和泉市水道事業給水条例(昭和35年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「料金は」を「料金は、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 量水器使用料は次のとおりとする。

(1) 口径	13ミリメートル	1箇月につき1個	80円
(2) 口径	20ミリメートル	1箇月につき1個	140円
(3) 口径	25ミリメートル	1箇月につき1個	160円
(4) 口径	40ミリメートル	1箇月につき1個	400円
(5) 口径	50ミリメートル	1箇月につき1個	1,000円
(6) 口径	75ミリメートル	1箇月につき1個	1,400円
(7) 口径	100ミリメートル	1箇月につき1個	2,200円
(8) 口径	150ミリメートル	1箇月につき1個	3,400円
(9) 口径	200ミリメートル	1箇月につき1個	5,400円
(10) 口径	250ミリメートル	1箇月につき1個	8,800円

第28条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 道路占用及び掘削申請手数料

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

水道料金表

事業別	種別	用途別及び口径別	月額		使用料	
			メーター口径	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	料
和	専用せん	一般用	25ミリメートル以下	8立方メートルまで	9立方メートルから20立方メートルまで	100円
				800円	21立方メートルから80立方メートルまで	110円
	計	口径別	40ミリメートル 50ミリメートル 75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル以上	2,000円	1立方メートルから20立方メートルまで	100円
				3,500円	21立方メートルから80立方メートルまで	110円
				10,200円	81立方メートルから50立方メートルまで	130円
19,800円	51立方メートル以上	150円				
49,000円						
泉	専用せん	湯屋用	—	200立方メートルまで	201立方メートル以上	90円
				12,000円		
上	専用せん	福祉施設用 (民間社会福祉施設のうち市長が認めるもの)	—	100立方メートルまで	101立方メートル以上	90円
				6,000円		
計	共用せん	一般用	25ミリメートル以下	8立方メートルまで	9立方メートルから20立方メートルまで	90円
				600円	21立方メートル以上	100円

水道	水	連用せん	一般用	25ミリメートル以下	8立方メートルまで 800円	9立方メートルから20立方メートルまで 110円 21立方メートルから30立方メートルまで 130円 31立方メートルから50立方メートルまで 150円 51立方メートル以上
		専用せん	臨時用	—	10立方メートルまで 2,000円	11立方メートル以上 200円
	九簡易水道 鬼道	1戸当り 定額制	—	—	400円	—

給水区域外に分水するときの料金は、この表に定める料金の2割増とする。

別表第2 手 数 料 表

種 別	手 数	料 率
設 計 審 査 手 数 料	口径20ミリメートル以下	1件につき 1,000円
	口径40ミリメートル以下	" " 2,500円
	口径75ミリメートル以下	" " 5,000円
	口径100ミリメートル以上	" " 10,000円
ただし、メーターの設置を要しない共用管、増設、改良等については、口径にかかわらず1件1,000円とする。		
材料検査手数料	各種給水管	延長10メートルまで 40円 5メートル増すごとに 20円

各種異型管、弁栓類	1個につき	50円	
各種接手類	1個につき	10円	
しゅん工検査手数料	口径20ミリメートル以下	1件につき	2,000円
	口径40ミリメートル以下	"	3,000円
	口径75ミリメートル以下	"	6,000円
	口径100ミリメートル以上	"	12,000円
	ただし、メーターの設置を要しない共用管、増設、改良等については、口径にかかわらず1件1,000円とする。		
道路占用及び掘削申請手数料	国道	1件につき	20,000円
	府道	"	15,000円
	市道	"	500円
	河川敷	"	府道に準ずる。
登録手数料	公認業者	1件につき	5,000円
証明手数料		1件につき	200円

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、昭和52年12月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第24条の規定は、昭和53年1月分として徴収する水道料金及び量水器使用料から適用し、昭和52年12月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の新条例別表第2の規定は、昭和53年1月1日から適用し、施行前に既に納付し、または納付すべきであっ



手数料については、なお従前の例による。

(改正料金の算定)

4 昭和53年1月の計量月による水道料金1月分の算定基礎となるべき水量は、和泉市水道事業給水条例施行規程第27条第1項の規定により算定し、同項ただし書中「計量月分に加える」とあるのを「前月分に加える」と読み替えるものとする。

(暫定措置)

5 昭和53年1月分から同年9月分までの間における水道料金は、新条例別表第1の規定にかかわらず附則別表の規定を適用する。ただし、昭和53年10月計量月の算定基礎は、前項の読み替え規定と同様とする。

附則別表

水道料金表

事業別	種別	用途別及び口径別	月額		使用料	
			メーター口径	基本料金	従量料金	(1立方メートルにつき)
和	専用せん	一般用	25ミリメートル以下	8立方メートルまで 700円	9立方メートルから20立方メートルまで	90円
					21立方メートルから80立方メートルまで	100円
					81立方メートルから50立方メートルまで	120円
					51立方メートル以上	140円
			40ミリメートル	1800円	1立方メートルから20立方メートルまで	90円
			50ミリメートル	8200円	21立方メートルから30立方メートルまで	100円

泉	量	口径	径別	75ミリメートル 100ミリメートル 150ミリメートル以上	9,200円 17,800円 44,000円	31立方メートルから50立方メートルまで 51立方メートル以上	120円 140円
上	専用せん	湯	屋	用	200立方メートルまで 11,000円	201立方メートル以上	80円
	専用せん	福 社 施 設 用 (民間社会福祉施設のう ち市長が認めるもの)			100立方メートルまで 6,500円	101立方メートル以上	80円
水	共用せん	—	般	用	8立方メートルまで 500円	9立方メートルから20立方メートルまで 21立方メートル以上	80円 90円
	通せん	—	般	用	8立方メートルまで 700円	9立方メートルから20立方メートルまで 21立方メートルから30立方メートルまで 31立方メートルから50立方メートルまで 51立方メートル以上	90円 100円 120円 140円
道	専用せん	臨	時	用	10立方メートルまで 1,800円	11立方メートル以上	180円
	1戸当たり 定額制	—	—	—	350円	—	—

給水区域外に分水するときの料金は、この表に定める料金の2割増とする。

## 理 由

最近の諸物価の高騰並びに受水費の増嵩により、水道財政が極度に悪化しているのにかんがみ、将来にわたる円滑な給水を確保するため、水道料金、量水器使用料及び諸手数料を適正な額に改め、水道財政の健全化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第56号参考資料

和泉市水道事業給水条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2. 量水器使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 口径 13ミリメートル 1箇月につき1個 80円</p> <p>(2) 口径 20ミリメートル 1箇月につき1個 140円</p> <p>(3) 口径 25ミリメートル 1箇月につき1個 160円</p> <p>(4) 口径 40ミリメートル 1箇月につき1個 400円</p> <p>(5) 口径 50ミリメートル 1箇月につき1個 1,000円</p> <p>(6) 口径 75ミリメートル 1箇月につき1個 1,400円</p> <p>(7) 口径 100ミリメートル 1箇月につき1個 2,200円</p> <p>(8) 口径 150ミリメートル 1箇月につき1個 3,400円</p> <p>(9) 口径 200ミリメートル 1箇月につき1個 5,400円</p>	<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は別表第1のとおりとする。</p> <p>2. 量水器使用料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 口径 13ミリメートル 1箇月につき1個 40円</p> <p>(2) 口径 20ミリメートル " 70円</p> <p>(3) 口径 25ミリメートル " 80円</p> <p>(4) 口径 40ミリメートル " 200円</p> <p>(5) 口径 50ミリメートル " 500円</p> <p>(6) 口径 75ミリメートル " 700円</p> <p>(7) 口径 100ミリメートル " 1,100円</p> <p>(8) 口径 125ミリメートル " 1,300円</p> <p>(9) 口径 150ミリメートル " 1,700円</p>

新	旧
(10) 口径250ミリメートル 1箇月につき1個 <u>8,800円</u>	(10) 口径200ミリメートル " 2,700円
(11) 口径250ミリメートル	(11) 口径250ミリメートル " 4,400円
<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計審査手数料</p> <p>(2) 材料検査手数料</p> <p>(3) しゅん工検査手数料</p> <p>(4) <u>道路占用及び掘削申請手数料</u></p> <p>(5) 登録手数料</p> <p>(6) 証明手数料</p> <p>2 4 略</p> <p><u>別表第1</u> 略</p> <p><u>別表第2</u> 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計審査手数料</p> <p>(2) 材料検査手数料</p> <p>(3) しゅん工検査手数料</p> <p>(4) 登録手数料</p> <p>(5) 証明手数料</p> <p>2 4 略</p> <p><u>別表第1</u> 略</p> <p><u>別表第2</u> 略</p>

昭和52年9月

# 諸手数料改定説明資料

和泉市水道部

1. 料金算定の基本的な考え方

- 。料金体系は用途別併用口径別とする。
- 。料金算定期間は、昭和53年1月1日から昭和56年3月末日までとする。
- 。昭和52年12月末日に売込まれる不良債務は、昭和53年1月1日から昭和56年3月末日までの期間で解消するものとする。
- 。一般会計からの補償、負担は現行通りとする。
- 。料金は資金原価によって算定する。
- 。料金は段階的に改定する。

## 2. 水道料金改定案策定について

本市水道事業は、昭和44年に料金改定を実施したまま、現在に至っているが、51年度末には不良債務額が212,905千円に達し今後益々経営状態が悪化し、このまま放置すれば拡張事業等の起債制限を受け正常な給水をするのが出来難い状態となる見通しであり、大阪府の指導を受け財政健全化計画を策定、自主再建に努めているところである。その方策の主たるものは企業経営の合理化の徹底と料金適正化によって速かに不良債務を解消し企業経営の健全性を回復せんとするものである。これに際し従来用途別料金体系をより科学的、合理的な口径別料金体系に改めるべく検討し財政健全化計画に基づき料金の算定期間を52～55年度の4年間と定め、この期間の総費用（資本報酬及52年12月末の不良債務額を含む。）より控除項目に対応する費用を除いた額を総括原価とし別紙の通り算定を行った。

先づ総括原価を需要家費、固定費、変動費に配分し次にこれを各口径別に基本料金（準備料金及水量料金）と従量料金に配賦集計した。その結果をみると1.8%の基本料金が820円、2.0%が1,030円、2.5%が1,200円等と算出され現行料金を遂かに上延るのでこの料金を直ちに実施することは非常に困難である。そこで基本料金については政策的配慮を加えて1.3%～2.5%を統合して一般用とし、これを低く抑えた基本料金を設け、従来用途別料金の要素をある程度加味した料金体系をとることが最も適当であると考察する。即ち共用、連用、湯屋用、臨時用については現状通り存続し次の8種に分類するものである。

- (1) 1.3%～2.5%は一般家事的なもののみなし、これを統一して一本化し、一般用を設けて基本料金を第1回目で700円、第2回目で800円とし、従量料金は104円と算定されているので水量ランク別に逦増式とし第1回目90～140円、第2回目で100円～150円と算定した。
- (2) 4.0%以上の口径については口径別料金とし、算出した基本料金の口径別配賦比率により基本料金額を算出し、従量料金についてはこれも104円と算出されているので水量ランク別に逦増式とし、第1回目を90円～140円、第2回目を100円～150円と算定した。尚、この口径別料金については水量料金を配賦しては水量を附与せず、従量料金は1㎡の使用から徴収する方法をとった。



- (3) 共用についてはその性格上一般用とは別個にし、基本料金を一般用の改定率より抑え、第1回目を500円、第2回目を600円と算定し、従量料金については水量別にランク制とし、一般用よりも低く抑えて第1回目を80円～90円、第2回目を90円～100円と算定した。
- (4) 運用については、一般家事用的な性格を有するので、基本水量、基本料金、従量料金の額は一般用と同額としたが、給水装置の形態が専用栓と異なるので一般用とは別個に存続した。
- (5) 湯屋用についてはその政策的見地より更に低く抑え、基本料金については第1回目で1,000円、第2回目を12,000円とし、従量料金についても低く抑えて第1回目80円、第2回目は90円と算定した。
- (6) 社会福祉施設の内民間が経営するものについては社会福祉政策的見地から、料金改定による負担の影響を出来るだけ少くするのが現在の社会状況より見て適切であるものと考察し、基本料金については最も低い栓種である湯屋用の1㎡当り単価(第1回目が55円、2回目が60円)に基本水量(100㎡)を乗じた額と算定し、従量料金についても湯屋用と同じく第1回目を80円、第2回目を90円と算定した。
- (7) 臨時用については一般用と比較して割高とし、基本料金については第1回目を1,800円、第2回目を2,000円とし従量料金については第1回目を180円、第2回目を200円と算定した。
- (8) 九鬼簡易水道については、一般用の改定率にあわせて第1回目を350円、第2回目を400円と算定した。

尚、詳細については、別紙料金改定案比較表の通りである。

3. 水道料金改定案比較表

種別	基本料金			従量料金			UP率			
	基本水量	第1回改定案(B)	UP率(B)/(A)	第2回改定案(C)	UP率(C)/(B)	現行(D)	第1回改定案	UP率(D)	第2回改定案	UP率(F)/(E)
一般用 ( $\phi$ 13%~ $\phi$ 25%)						1㎡につき	90円	1.286	100円	1.111
	8㎡	400円	1.75	800円	1.148	9~20㎡	70円	1.429	110円	1.100
						21~30㎡	70円	1.714	130円	1.083
						31~50㎡	70円	2.000	150円	1.071
						51㎡以上	70円			
口径別	メーター口径					1㎡につき				
	$\phi$ 40%			2,000円	1.111	1~20㎡	70円	1.286	100円	1.111
	$\phi$ 50%			3,500円	1.094	21~30㎡	70円	1.429	110円	1.100
	$\phi$ 75%			10,200円	1.109	31~50㎡	70円	1.714	130円	1.083
	$\phi$ 100%			19,300円	1.116	51㎡以上	70円	2.000	150円	1.071
共用	$\phi$ 150%以上			4,900円	1.114					
	基本水量 8㎡	300円	1.667	600円	1.20	9~20㎡	70円	1.143	90円	1.125
連用						21㎡以上	70円	1.286	100円	1.111
	8㎡	400円	1.75	800円	1.148	9~20㎡	70円	1.286	100円	1.111
湯屋用						21~30㎡	70円	1.429	110円	1.100
	200㎡	8,000円	1.375	12,000円	1.091	31~50㎡	70円	1.714	130円	1.083
福祉施設用 ( $\phi$ 15%~ $\phi$ 25%) ( $\phi$ 15%~ $\phi$ 25%) ( $\phi$ 15%~ $\phi$ 25%)						51㎡以上	70円	2.000	150円	1.071
	100㎡			6,000円	1.091		70円	1.143	90円	1.125
臨時用	10㎡	1,000円	1.80	2,000円	1.111		100円	1.80	200円	1.111
		200円	1.75	400円	1.148					
九景簡易水道 1戸当り定額制										

平均使用水量による新旧料金比較表

第2回改定案

種別	1ヶ月平均 使用水量 m <sup>3</sup>	現行	改定案(A)	現行 UP率	第1回 改定案(B)	(A)/(B)
一般用	20	1,240	2,000	1.613	1,780	1.124
官公署学校病院用	377	25,790	56,750	2.201	52,780	1.075
工場用	411	26,370	61,850	2.346	57,540	1.075
学校及公共プール用	672	34,040	101,000	2.967	94,080	1.074
官公署学校病院用	802	55,540	122,000	2.197	118,680	1.078
工場用	557	36,590	85,250	2.330	79,380	1.074
学校及公共プール用	950	58,500	144,200	2.695	134,400	1.073
官公署学校病院用	1,012	70,240	160,200	2.281	149,080	1.075
工場用	1,937	183,190	298,950	2.245	278,580	1.078
学校及公共プール用	1,138	66,660	179,100	2.687	166,720	1.074
官公署学校病院用	1,833	92,710	217,450	2.346	202,120	1.076
工場用	938	63,260	158,200	2.501	146,820	1.076
学校及公共プール用	—	—	—	—	—	—
共用	9	370	690	1.865	580	1.190
連用	20	1,240	2,000	1.613	1,780	1.124
湯屋用	680	38,100	50,700	1.331	45,400	1.117
福祉施設用	351	23,970	28,590	1.193	25,580	1.118
臨時用	21	2,100	4,200	2.000	3,780	1.111
九鬼簡易水道	—	200	400	2.000	350	1.148

第1回改定案

種別	1ヶ月平均 使用水量 m <sup>3</sup>	現行	改定案	UP率
一般用	20	1,240	1,780	1.435
官公署学校病院用	377	25,790	52,780	2.047
工場用	411	26,370	57,540	2.182
学校及公共プール用	672	34,040	94,080	2.754
官公署学校病院用	802	55,540	118,680	2.047
工場用	557	36,590	79,380	2.169
学校及公共プール用	950	58,500	134,400	2.512
官公署学校病院用	1,012	70,240	149,080	2.122
工場用	1,937	183,190	278,580	2.092
学校及公共プール用	1,138	66,660	166,720	2.501
官公署学校病院用	1,833	92,710	202,120	2.180
工場用	938	63,260	146,820	2.321
学校及公共プール用	—	—	—	—
共用	9	370	580	1.568
連用	20	1,240	1,780	1.435
湯屋用	680	38,100	45,400	1.192
福祉施設用	351	23,970	25,580	1.067
臨時用	21	2,100	3,780	1.800
九鬼簡易水道	—	200	350	1.750

4. 水道料金を改定する理由

本市水道事業は、昭和51年度末には多額の不良債務（資金不足）を有し、今后益々経営状態が悪化する見通しであり、この不良債務を速やかに解消し、経営の健全化を計るため、現行料金を給水原価に見合うべく改定せんとするものである。このような財政悪化をきたした主な要因としてはオイルショック以後の諸物価の高騰が第1にあげられるが、建設投資に要した支払利息等の増嵩もまた考えなければならぬ。これらを分析すると今後の費用構成については次の通りとなる。

先づ昭和51年度決算を見ると1000の水量を受水してもその内洗滌水排水、消火用水、漏水等で15%のロスがあり、需要家のもとにとどいた給水量（有収水量）は85%である。この85%の水量を給水するために要する1㎡当りの費用は受水費で18円10銭、他の費用は費用構成表（1）の通りでこれを集計すると81円90銭で合計1000円の費用がかかっている。

次に昭和52年～55年度予定で1㎡当りの費用は受水費で36円87銭、他の費用は費用構成表（2）の通りで集計すると90円47銭で合計127円34銭の費用がかかる予定である。

費用構成表（1）（51年度決算）

項目	費用額 千円	構成比%	有収水量1㎡当り金額
安水費	169,209	18.1	18円10銭
人件費	300,089	32.1	32円10銭
動力費	36,017	3.9	3円85銭
薬品費	16,443	1.8	1円76銭
修繕費	292,555	31	31円13銭
その他費用	77,606	8.3	8円26銭
計	628,619	67.3	67円20銭
減価償却費等	81,059	8.6	8円67銭
支払利息等	225,611	24.1	24円13銭
費用合計	935,289	100.0	100円

費用構成表（2）（52～55年度合計）

項目	費用額 千円	構成比%	有収水量1㎡当り金額
安水費	1,637,696	29.0	36円87銭
人件費	1,598,352	28.8	35円99銭
動力費	232,118	4.1	5円23銭
薬品費	100,351	1.8	2円25銭
修繕費	1,038,277	18	2円34銭
その他費用	370,146	6.5	8円83銭
計	4,042,490	71.5	91円02銭
減価償却費等	498,636	8.7	11円11銭
支払利息等	1,119,664	19.8	23円24銭
費用合計	5,655,807	100.0	127円34銭

また、給水原価高騰の大きな要因となっている受水費の値上げの推移状況及び本市の料金改定の予定は次の通りである。

区分	改定年月	44年2月		49年6月		51年10月		52年10月		53年1月		53年10月	
		1㎡につき	対比	1㎡につき	対比	(現行) 1㎡につき	対比	1㎡につき	対比	1㎡につき	対比	1㎡につき	対比
府営水道		16円	1.23	19円70銭	1.86	29円70銭	2.73	48円70銭	—	48円70銭	—	48円70銭	3.04
		基本料金(現行) 8㎡ 400円	—	—	—	—	—	—	—	基本料金 8㎡ 700円	1.75	基本料金 8㎡ 800円	2.00
和泉市		超過料金 1㎡につき 70円	—	—	—	—	—	—	—	超過料金 1㎡につき 90円~140円	平均 1.61	超過料金 1㎡につき 100円~150円	平均 1.75
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

したがってこの表を参照すれば、和泉市の現行料金に改定した昭和44年当時の料金額を1とするならば、府営水道料金は現行で1.86倍、52年10月には2.73倍、53年10月には3.04倍となる。これに比較して和泉市では、53年1月には基本料金が1.75倍、従量料金が平均1.61倍、53年10月には基本料金が2倍、従量料金が1.75倍の予定である。このように本市の料金改定予定率は府営水道料金の改訂率をかなり下廻っている。

以上のように需要家に給水するためには受水費はじめ各種の費用がかゝり、これらの原価を無視した料金体系では収益と費用の均衡が保てなくなり、それによる赤字補填のための一時借入金利息が加算され、雪ダルマ式に資金不足が増加し、結果的にはこれらは需要家の負担となるので早期に給水原価に見合う適正な料金に改定することが現下の水道事業における経営健全化への急務である。

## 5. 経営改善の具体策

本市水道事業は良質豊富な給水の確保と市民サービスの向上を目指して常に経営改善に努めてきたのであるが、今般経営健全化のため収入面における料金及び諸手数料の改定を計画するに際し、支出面における経営改善についても次の通り実施せんとするものである。

1. 料金の口座振替制度を推進し、徴収経費の節減を計る。
2. 有収率向上のために漏水防止対策を徹底し、経費節減を計る。
3. 施設の集中管理により人件費等経費の抑制を計る。

1.については、昭和44年度より自動振替率70%を目標とし、その実現に努めているが、現在57.7%に達しており、今后尚一層これを推進し、各金融機関（銀行、信用金庫、農協）の協力を得て目標達成に努力し、徴収経費の節減を計るものである。

2.については、全国各都市の水道事業における重要課題であり、常にこの対策に苦慮しているところである。本市においてもこの対策については水道事業発足以来取りくんで来たが、51年度の実績は有収率85%で全国平均値である。この際尚一層積極的にとりくみ、ロスを極力少なくして、効率的な水の活用が出来るよう、今般特に漏水防止専門職員を配置し、これの徹底化により経費の節減を計るものである。

3.については、市内に散在する施設を和田浄水場において集中管理することにより、経費の需要増に対処するものである。

## 6. 市民サービスの具体策

経営の健全化のためとは言え、今回の水道料金の改定により当然受益者である市民に応分の負担を求めることになるが、負担を求めめるだけでなく、それに対して積極的に市民サービスをもちつて需要家の方々にこたえるのが水道行政としてとるべき措置と考え、尚一層積極的に努力し更に次のような業務を実施せんとするものである。

1. 給水栓パッキンの減耗或いは損傷による取替は、現行公認業者により有料で実施しているが、今般料金改定時よりこれを直営により無料サービスとするものである。

7. 業務の実績及び予定量

年度 項目	実 績			予 定				
	48	49	50	51	52	53	54	55
行政区域内人口 (人)	116,094	118,871	120,602	121,761	125,290	137,592	145,192	151,492
給水区域内人口 (人)	115,713	118,525	120,240	121,395	124,895	137,232	144,832	151,132
給水人口 (人)	104,645	109,401	113,486	115,600	118,900	130,600	138,200	144,600
普及率 $\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}$ %	90.1	92.0	94.1	94.9	94.9	94.9	95.2	95.5
普及率 $\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}$ %	90.4	92.3	94.4	95.2	95.2	95.2	95.4	95.7
給水戸数 (戸)	29,445	30,715	32,022	32,641	33,640	36,790	38,820	40,500
一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	33,700	33,614	37,521	37,311	40,100	43,900	47,400	50,600
一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	24,107	25,681	27,840	30,130	31,071	33,688	37,094	39,375
一人一日最大配水量 (ℓ)	322	307	331	323	330	336	343	350
一人一日平均配水量 (ℓ)	230	235	245	261	265	270	276	282
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	8,793,137	9,373,594	10,189,471	10,997,695	11,841,066	12,294,113	13,576,550	14,554,302
年間総有収水量 (m <sup>3</sup> )	7,628,962	8,129,210	8,651,893	9,348,041	9,639,855	10,511,467	11,675,833	12,589,471
有収率 (%)	86.6	86.7	84.9	85	85	85.5	86	86.5

8. 現行料金による財政収支見通し  
収益的収支

(単位 千円)

区分	年度		51 (実績)	52	53	54	55
	51	52					
収益的 収入	料金収入		681,968	666,809	709,636	785,394	848,426
	他会計補助金		10,000	10,000	0	0	0
その他 収入	その他収益		394,722	194,000	202,166	247,488	175,408
	計 (A)		1,086,690	870,809	911,802	1,032,882	1,023,829
収益的 支出	人件費		300,089	330,536	372,845	420,569	474,402
	動力費		86,017	44,183	52,146	62,580	73,259
	維持費		169,209	290,907	395,031	453,921	497,837
	薬品費		16,448	19,080	22,544	27,055	31,672
	修繕費		29,255	22,704	24,747	26,974	29,402
	その他費用		294,981	118,126	125,607	133,762	132,651
	計		845,994	825,486	992,920	1,124,861	1,239,223
減価 償却費等			81,059	84,178	135,238	136,485	137,731
	支払利息等		225,611	261,575	319,202	354,970	398,534
計			1,152,664	1,171,239	1,447,360	1,616,316	1,775,542
	単年度損益 (B)		△ 115,974	△ 300,980	△ 535,558	△ 583,484	△ 751,718
累積 損益 (A-B)			△ 275,905	△ 576,835	△ 1,112,393	△ 1,695,827	△ 2,447,540
	流動資産 (C)		△ 12,373	107,797	110,722	121,251	129,105
不良 債 務	流動負債 (D)		425,278	635,610	1,155,610	1,705,610	2,445,610
	うち一時借入金		800,000	600,000	1,120,000	1,670,000	2,410,000
差引 (D-C) (E)		212,905	527,813	1,044,888	1,584,359	2,316,505	



資本的収支

(単位 千円)

区分	年度				
	51 (実績)	52	53	54	55
収	企業債	562,500	256,000	0	0
	工事負担金	90,000	250,000	50,000	50,000
	その他の	4,500	4,500	4,500	4,500
入	収入計(a)	694,500	510,500	54,500	54,500
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	32,891	0	0	0
純	収入計(A)	694,500	510,500	54,500	54,500
支	建設改良費	767,090	559,819	78,841	75,723
	企業債返還金	58,620	67,986	68,181	96,945
出	支出計(B)	825,547	627,255	147,022	172,668
	差引不足額(B)-(A) (C)	101,460	181,047	116,755	118,168
繰 上 財 源	損益勘定留保資金	0	0	0	0
	繰越工事資金	32,891	0	0	0
再 差 引 不 足 額	繰上財源計(D)	32,891	0	0	0
	再差引不足額(C)-(D) (E)	101,460	98,156	92,522	118,168

9. 改定料金による財政収支見通し

収益的収支

(単位 千円)

区分	年度					
	51 (実績)	52	53	54	55	
収益的 収入	料金収入	752,570	1,268,423	1,487,383	1,602,432	
	他会計補助金	10,000	0	0	0	
	その他収益	394,722	217,474	277,918	196,982	
	計 (A)	1,036,690	1,485,897	1,765,301	1,799,414	
収益的 支出	人件費	800,089	872,845	420,569	474,402	
	動力費	36,017	44,183	62,580	73,259	
	受水費	169,209	290,907	453,921	497,837	
	薬品費	16,443	19,080	22,544	27,055	
	修繕費	29,255	22,704	24,747	26,974	
	その他費用	294,981	118,126	125,607	133,762	
	計	845,994	825,486	992,920	1,124,861	
	減価償却費等	81,059	84,178	185,238	136,485	
	支払利息等	225,611	257,575	310,734	288,992	
	計	1,152,664	1,167,239	1,438,892	1,550,338	
単年度損益 (B)	△ 115,974	△ 210,337	47,005	214,963	160,076	
累積損益 (A-B)	△ 275,905	△ 485,942	△ 488,937	△ 223,974	△ 63,898	
不良 債 務	流動資産 (C)	212,373	118,690	184,178	213,104	222,747
	流動負債 (D)	425,278	555,610	555,610	325,610	155,610
	うち一時借入金	300,000	520,000	520,000	190,000	120,000
	差引 (D-C)(E)	212,905	436,920	371,432	112,506	△ 67,137

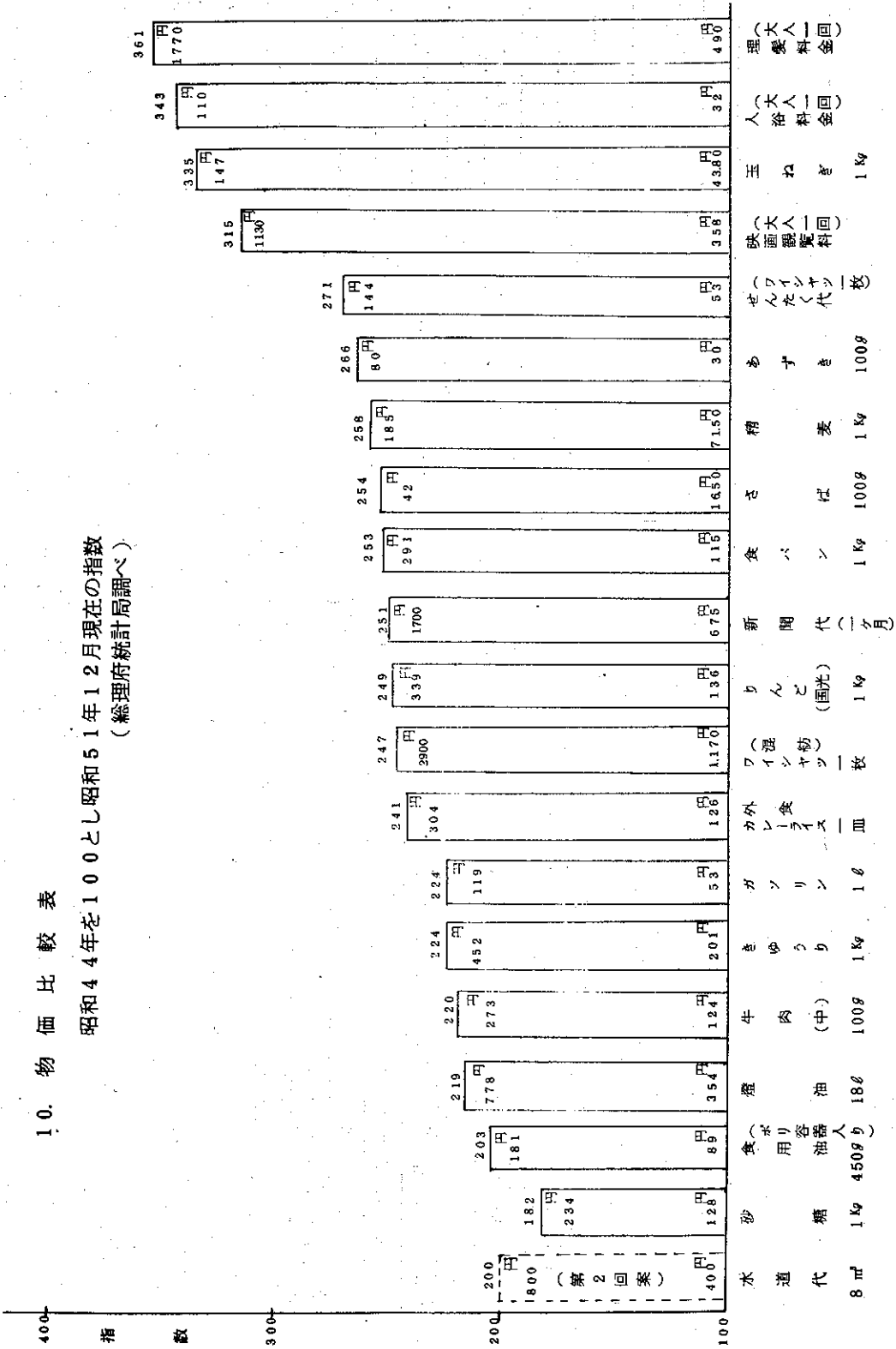
資本的収支

(単位 千円)

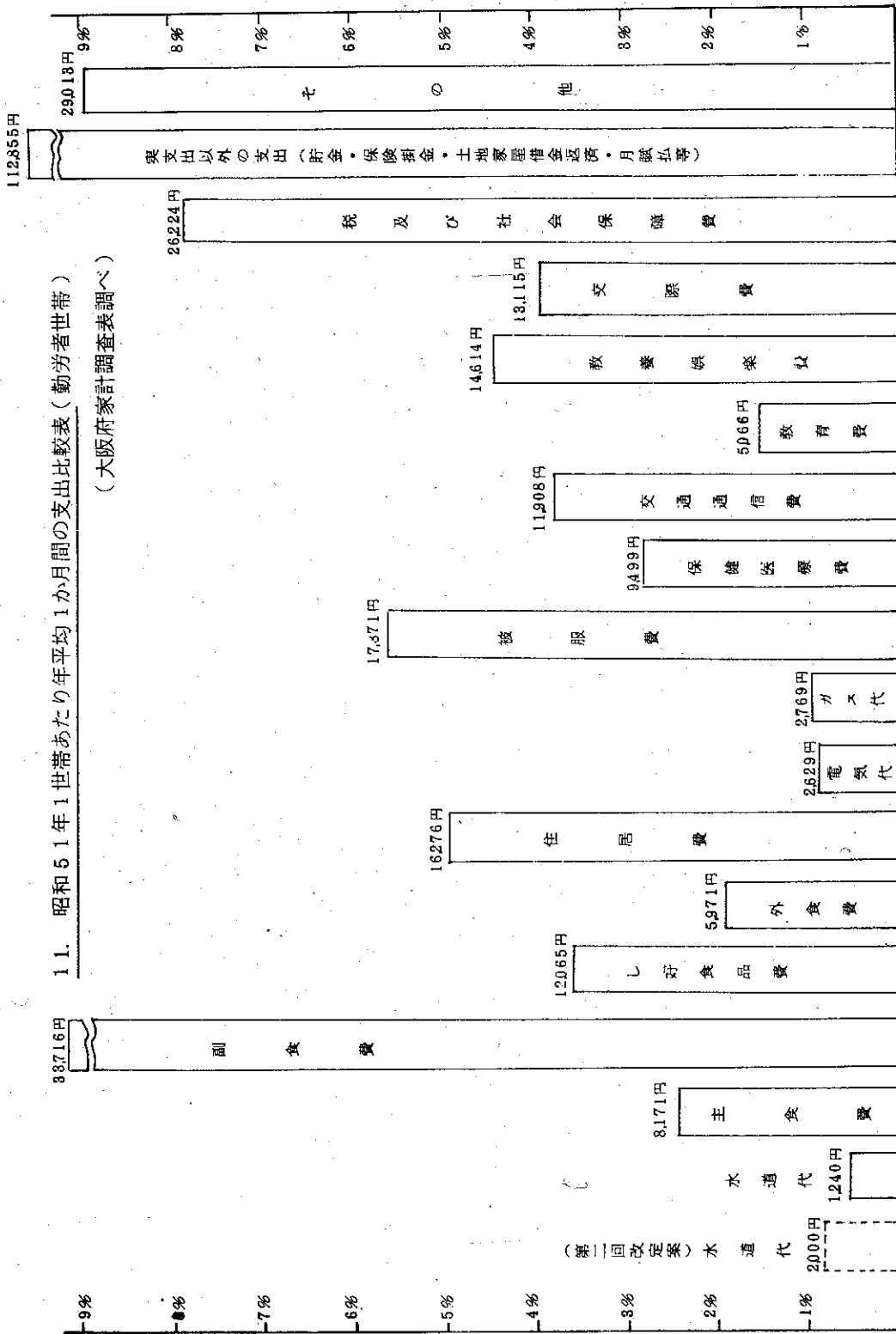
区分	年度		51 (実績)	52	53	54	55
	50	51					
収	企業	債	786,000	562,500	256,000	0	0
	工事	負担金	552,782	90,000	250,000	50,000	50,000
	その他		4,500	42,000	4,500	4,500	4,500
入	取入	計(a)	1,343,282	694,500	510,500	54,500	54,500
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	(b)	82,891	0	0	0	0
	純計	(A)	1,310,391	694,500	510,500	54,500	54,500
支	建設	改良費	1,355,281	767,090	559,319	78,841	75,723
	企業	償還金	56,620	53,457	67,986	58,181	96,945
出	支出	計(B)	1,411,851	825,547	627,255	147,022	172,668
	差引不足額	(B)-(A) (C)	101,460	131,047	116,755	92,522	118,168
繰上 り財源	損益	勘定留保資金	0	0	116,755	92,522	118,168
	繰上	工事資金	0	32,891	0	0	0
	繰上	財源計(D)	0	32,891	116,755	92,522	118,168
再	差引不足額	(C)-(D) (E)	101,460	98,156	0	0	0

1.0. 物価比較表

昭和44年を100とし昭和51年12月現在の指数  
(総理府統計局調べ)



1.1. 昭和51年1世帯あたり年平均1か月間の支出比較表（勤労者世帯）  
 （大阪府家計調査表調べ）





13. 量水器使用料改定案策定について

本市の量水器使用料は、昭和40年度に改定されたまま12年間も据置かれていたが、その後量水器購入価格は下記の通り大きく変動上昇しており、現行料金は非常に低廉で原価に対応していないので、今般水道料金を改定するにあたり、量水器使用料についても改定する必要があると考へ、購入価格の上昇率、全口径平均2.796倍であるが、この上昇率を乗ずることなく低く抑えて、別表の通り100%改定(2倍とする)と算定するものである。

量水器購入価格比較表

口径	40年における 価	現在価格	価格上昇率	備考
18 <sup>m</sup> / <sub>m</sub>	1,550円	4,100円	2.645	
20	3,100	8,400	2.710	
25	3,250	8,900	2.738	
40	6,600	16,900	2.561	
50	23,300	89,700	1.704	
75	35,000	103,300	2.966	
100	42,000	131,000	3.119	
150	125,300	390,800	3.119	
200	170,100	530,700	3.120	
250	219,100	683,330	3.119	

量水器使用料改定案

口径	現行	改定案	改定率	備考
18 <sup>m</sup> / <sub>m</sub>	40円	80円	2.00	
20	70	140	"	
25	80	160	"	
40	200	400	"	
50	500	1,000	"	
75	700	1,400	"	
100	1,100	2,200	"	
125	1,300	—	—	廃止
150	1,700	3,400	2.00	
200	2,700	5,400	"	
250	4,400	8,800	"	

# 水道料金等改定説明資料

諸手数料改訂案策定について

現行の手数料は公認業者手数料を除き、昭和37年4月水道事業発足以来、そのまま据え置かれており、現下の経済状況をみると、あまりにも現状にそぐわない状態である。

については、府下各市の実態を調査のうえ、その業務に要する時間等から関係職員の人件費を勘案し算出した。また、道路占用及び掘削申請手数料については、申請の内容が以前より相当複雑化し、かなりの時間を要するので、それらに係る諸経費を負担していただくのが相当と考え新設したもので、改定案については別紙の通りである。



手 数 料 改 定 案 比 較 表

種 別 比 較	設 計 審 査 手 数 料	材 料 検 査 手 数 料	し ゅ ん 工 検 査 手 数 料	道 路 占 用 及 び 掘 削 申 請 手 数 料	そ の 他 手 数 料
改 定 案	口徑 20%以下 1件につき 1,000円	各種給水管 延長10mまで 5m増すごとに 4.0円	口徑 20%以下 1件につき 2,000円	国 道 1件につき 20,000円	証明手数料 1件につき 200円
	口徑 40%以下 1件につき 2,500円	各種異型管、弁栓類 1個につき 50円	口徑 40%以下 1件につき 3,000円	府 道 1件につき 15,000円	
現 行	口徑 75%以下 1件につき 5,000円	各種接手類 1個につき 1.0円	口徑 75%以下 1件につき 6,000円	市 道 1件につき 500円	証明手数料 1件につき 200円
	口徑 100%以上 1件につき 10,000円		口徑 100%以上 1件につき 12,000円	河 川 敷 1件につき 府道に準ずる	
	ただし、メーターの設置を要しない共用管、増設、改良等については、口徑にかかわらず1件につき1,000円とする。	各種給水管 延長10mまで 5m増すごとに 20円	ただし、メーターの設置を要しない共用管、増設、改良等については、口徑にかかわらず1件につき1,000円とする。		
		各種水栓類 1個につき 10円	1件につき 100円		
		各種接手類 1個につき 5円			

各市手数料表 (抜粋)

(給水人口10万人以上対照)  
昭和52年1月現在

種別 各市	設計審査手数料	材料検査手数料	しゆん工検査手数料	通路占用及び掘削申請手数料	その他手数料
豊中市	工事設計額の $\frac{10}{1,000}$ 設計手数料 工事設計額の $\frac{10}{1,000}$ 給水に關する証明手数料 1件につき 50円	各種水栓類 口径25%以下 1個につき 80円 口径30%以上 90円 各種分岐用具 分岐口径40%以下 1個につき 100円 分岐口径50%以上 200円 各種弁類 口径50%以下 1個につき 180円 口径75%以上 250円 給水管用継手類 1個につき 90円 各種給水栓柱 1本につき 60円	工事設計額の $\frac{20}{1,000}$		
大東市	口径80%未満 1件につき 1,000円 口径75% " " 2,000円 口径75%以上 " " 3,000円		口径80%未満 1件につき 3,000円 口径75% " " 5,000円 口径75%以上 " " 8,000円		設計手数料 口径80%未満 1件につき 1,000円 口径75% " " 2,000円 口径75%以上 " " 3,000円
門真市	口径20%以下 1件につき 750円 口径25% " " 1,150円 口径40% " " 1,700円 口径50% " " 2,250円 口径75% " " 3,750円 口径100%以上 " " 7,500円		口径20%以下 1件につき 750円 口径25% " " 1,150円 口径40% " " 2,250円 口径50% " " 3,750円 口径75% " " 7,500円 口径100%以上 " " 11,250円		設計手数料 口径20%以下 1件につき 750円 口径25% " " 1,150円 口径40% " " 1,700円 口径50% " " 2,250円 口径75% " " 3,750円 口径100%以上 " " 7,500円 諸証明交付手数料 1件につき 150円
岸和田市	1工事につき メーカー口径18%から20%まで 1,000円 " " 25% " 3,000円 " " 75%以上 10,000円		1工事につき メーカー口径18%から20%まで 1,000円 " " 25% " 3,000円 " " 75%以上 10,000円		給水に關する証明手数料 1件につき 100円
堺市	1専用給水装置又は1給水装置につき、 給水主管(口径25%以下を除く。)1申 請につき 口径25%以下 180円 口径30%及び40% 350円 口径50% " 75% 500円 口径100% 650円 口径150%以上 1,000円	鉛管 延長10mにつき 110円 1個につき 110円 止水栓 1個につき 90円 分水管 サドル各種 1組につき 200円 サドル分水管 200円 混合水栓 " 200円 止水栓ボックス 1個につき 60円 メーカーボックス(25%以下)1個につき50円 " (30%及び40%) " 120円 " (50%以上) " 300円 メーカーユニオンナット 1組につき 110円	1専用給水装置又は1給水装置につき、 給水主管(口径25%以下を除く。)1申 請につき 口径25%以下 8,000円 口径30%及び40% 4,000円 口径50% " 75% 6,000円 口径100% 8,000円 口径150%以上 12,000円		証明手数料 1件につき 100円

種別 各市	設計審査手数料	材料検査手数料	しゆん工検査手数料	道路占用及び掘削申請手数料	その他手数料
東大阪市	<p>口径25%以下 1巻について 1,000円 口径50 " " 2,000円 口径75%以上 " " 3,000円 ただし、分岐1巻を増すごとに半額を加算する。</p>	<p>各種給水管 延長10mまで 2.0円 5m増すごとに 1.0円 各種水栓類 1個について 1.0円 各種継手弁類 1個について 1.0円 その他 類似した物件に対する金額に準じて 管理者が定める額</p>	<p>口径25%以下 1巻について 1,000円 口径50 " " 2,000円 口径75%以上 " " 3,000円 ただし、分岐1巻を増すごとに半額を加算する。</p>		<p>設計手数料 口径25%以下 1巻について 1,000円 口径50 " " 2,000円 口径75%以上 " " 3,000円 ただし、分岐1巻を増すごとに半額を加算する。 証書交付手数料 1件について 50.0円</p>
高槻市	<p>1件につき工事費の額の <math>\frac{80}{1,000}</math></p>		<p>口径25%以下のもの1件につき 工事費の額の <math>\frac{15}{1,000}</math> 口径80%以上のもの1件につき 工事費の額の <math>\frac{45}{1,000}</math></p>	<p>(道路掘削申請手数料) 1件につき 3,000円</p>	<p>証明手数料 1件について 50円</p>
枚方市	<p>新設計審査手数料 1工事につき (口径)18% 25%まで 2,500円 25 " 8,500円 40 " 4,500円 50 " 9,000円 75 " 18,000円 100%以上 45,500円 増設改築設計審査手数料 1工事につき (口径)18% 150円 20%まで 200円 25 " 250円 40 " 350円 60 " 450円 75 " 900円 100%以上 1,200円 増設改築等により口径差が生じた場合は 新設とみなしその差額を徴収する。</p>	<p>給管、銅管 1mにつき {口径25%まで 5円 口径30%以上 10円 給水管 1本につき 15円 水栓柱 " 20円 水栓 上取下部各々1個につき 10円 異型管、弁類、消火栓 1個につき 50円 鋼管、鋼鉄管、石綿セメント管 1本につき 50円 その他 類似した物件に対する金額に準じて 管理者の権限を行なり市長が定める。</p>	<p>(工事検査手数料) 1工事1回につき { 新設 800円以内 増設改築 800円以内</p>		<p>設計手数料 新設計手数料 1工事につき (口径)18% 20%まで 3,000円 25 " 4,000円 40 " 5,000円 50 " 10,000円 75 " 20,000円 100%以上 50,000円 100,000円 増設改築設計手数料 1工事につき (口径)18% 20%まで 200円 25 " 250円 40 " 300円 50 " 400円 75 " 500円 100%以上 1,000円 1,500円 増設改築等により口径差が生じた場合は 新設とみなしその差額を徴収する。</p>
八尾市	<p>口径80%未満 1件について 500円 口径75 " " 1,000円 口径75%以上 " " 1,500円</p>	<p>口径80%未満 1件について 500円 口径75 " " 2,000円 口径75%以上 " " 2,500円</p>	<p>口径80%未満 1件について 800円 口径75 " " 1,500円 口径75%以上 " " 2,500円</p>		<p>設計手数料 口径80%未満 1件について 800円 口径75 " " 1,500円 口径75%以上 " " 2,500円 証明手数料 1件について 100円 証明交付手数料 1件について 500円</p>

権別 各市	設計審査手数料	材料検査手数料	しゆん工検査手数料	遠路占用及び掘削申請手数料	その他手数料
茨木市	工事設計額の 25 1,000	口径25%以下 10mまで 超過10m毎に 口径80%以上 水栓その他口径10cmにつき 60円 25円 5割増 5円	(工事監督及び竣工検査手数料) 工事設計額の 30 1,000 (工事監督手数料) 工事設計額の 15 1,000 ただし時間外にあっては強請増		設計手数料 工事設計額の 85 1,000 責任技術者、技能者登録及び 証明交付手数料 200円
狭山市	口径20%以下 口径25 口径50 口径100 口径101%以上	鉛管及び銅管類 1メートルにつき 10円 給水管類 1本につき 30円 各種水栓 1個につき 20円 各種管継手 10円 蓋 類 10円 鉄管及び石綿管類 1本につき 60円 制水弁 1個につき 100円 消火栓 100円	(給水装置検査手数料) 1件について 1,000円 (私設配水設備検査手数料) 1件について 15,000円		
吹田市	口径80%未満 口径75%未満 口径100%未満 口径101%以上	銅管延長10mまでごとに 硬質塩化ビニール管(5m以内) 10円 各種水栓及び継手類 1個につき 15円 異型管口径200%未満1個又は1本40円 口径200%未満 1本 40円 口径200%未満 1本 60円 口径200%未満 1個 80円 口径200%未満 1個 120円 口径200%未満 1個 80円 前各号に該当しない物件の検査を必要とする場合に、類似した物件に對する料金を参しやくして管理者がこれを定める。	口径30%未満 1件につき 800円 口径30%未満 水栓1個につき 50円 口径75%未満 1件につき 1,500円 口径75%未満 水栓1個につき 50円 口径75%以上 1件につき 2,500円 口径75%以上 水栓1個につき 50円	市道占用 1件につき 2,800円 市道掘削 1,600円 市道 20,000円	設計手数料 口径30%未満 1件につき 1,600円 口径75%未満 1件につき 3,000円 口径75%以上 1件につき 1,000円 口径75%以上 1件につき 5,000円 口径75%以上 水栓1個につき 1,000円 証明交付手数料 1件につき 100円
松原市	1件について 2,000円		1件について 3,000円		甲式手数料 1件につき 500円 設計 " " 2,000円 証明交付手数料 100円
守口市	1巻につき 以上1巻を増す毎に		1巻につき 以上1巻を増す毎に		設計手数料 1巻につき 100円 以上1巻を増す毎に 50円 給水装置台帳検査手数料 100円 1枚につき

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました議案第56号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

御承知のように、本市の水道事業は昭和37年4月、法の全面適用を受け経営いたしてまいりましたが、この間、企業の健全性を保ちながら、市民への正常な給水に努力いたしてまいりましたが、しかし、真剣な企業努力にもかかわらず、昭和49年度より急激に経営状態が悪化の一途をたどり、昭和51年度末には不良債務、すなわち資金不足が2億1千290万5千円に達するに至りました。これはオイルショック等による諸物価の高騰と、建設投資に要した支払利息等の増加、さらには、水需要が伸び悩んだことが大きな要因となっておりますが、中でも昭和49年からの相次ぐ府営水道料金的大幅値上げは原価の高騰に一層の拍車をかけ、今回の改正を決定的なものに至らしめた結果となっている次第でございます。

このような現状に立ち、大阪府の指導を受けまして今般、財政健全化計画を策定、自主再建に努めているところでございます。

しかしながら、昭和52年度の起債申請を現在行っておりますが、経営の健全性が損なわれている現状を強く指摘され、申請どおりの起債額の許可はなかなか認められず、このまままいりますと、第3回拡張事業も年次を延長せざるを得ないし、また、そのために正常な給水を行うことができなくなるという、非常事態に立ち至っているのでございます。

したがって、これら諸般の状況を十分考慮し、現状を何とか打開するため、昭和44年年度より長年据え置いてまいりました料金等の改定を今回、不本意ではありますが、やむを得ず実施することにいたしました次第でございます。

なお、料金改定に際しましては、従来の用途別料金体系を、より科学的、合理的な口径別料金体系に改めるべく検討し、かつ料金の算定期間を財政健全化計画に基づき、昭和52年度から昭和55年度の4年間と定め、この期間の総費用より控除項目に対応する費用を除いた額、すなわち需要家費、固定費、変動費を総括原価とし算定配分を行い、これらを各国径別に基本料金と従量料金に配賦集計いたしました。しかし、その結果を見ると、現行料金をはるかに上回ることとなり、この料金を直ちに実施することは問題もあると考えまして、政策的配慮を加え、口径別料金体系に従来の要素をある程度加味した用途別併用口径別料金体系とし、さらに、昭和53年1月から同年9月までを暫定期間と定め、2段階にわたって改定いたすものであります。

次に、用途別併用口径別料金体系の内容でございますが、メーター口径13ミリメートルから25ミリメートルまでを現行の家事用的なもののみとし、これを統一して1本化し、一般用

といたしました。

基本水量は現行のまま8立方メートルとし、超過料金につきましては、単一制から逦増式に移行いたすものであります。メーター口径40ミリメートル以上の大口径につきましては、基本水量を付与することなく口径別料金とし、超過料金については、水量抑制の目的も含めて、一般用と同じく逦増式といたしました。

次に、共用につきましては、その性格上一般用よりも低く抑えました。

逦用につきましては、一般用と同じ料金内容であります。その形態が専用栓と異なっている関係上、存続することといたしましたものでございます。

次に、湯屋用及び民間の経営する福祉施設用につきましては、現今の社会情勢からみて、一般用より低く抑えたものといたしました。

次に、臨時用につきましては、その内容からして、他の栓種より割り高の料金体系にいたしましたものでございます。

また、九鬼簡易水道につきましては、一般用との兼ね合いを考慮し、改正せんとするものでございます。

なお、本改定案策定に当たりましては、社会情勢をながめ、福祉型料金体系とすることに十分配慮いたしたところでございますが、いかんせん本市の実態は、水道事業を経営するについて最も不利な状態、すなわち、地理的条件及び需要家内容いずれもが他市よりも悪く、それが大きな障害となり、全体を福祉型料金とすることができなかつたのであります。

具体的に申し上げますと、水源に恵まれず、下から上に送水しなければならない地形、集落から集落の連絡管が多く、配水管の使用効率が大変低いこと、さらには、大口需要家がほとんどなく、全体の98%までが一般用であり、どうしても基本料金にウエートを持つていかなければ財政再建が不可能という、最も悪い条件におかれているのでございます。このことにつきましては、本市の実態とは申せ、私どももいたしましては、大変苦しいところでございます。

しかしながら、その中であつて本市は本市ながらの方向を考え、個人に対して福祉型とは言えなくとも、湯屋用あるいは民間福祉施設につきましては、何分の配慮をさせていただくものでございます。どうかこの現状を十分御推察賜り、格別の御理解をお願いいたすものでございます。

次に、量水器使用料の改定につきましては、過去12年間据え置いてまいりましたが、その後、購入価格が大きく変動上昇しておりまして、現行では、原価と大きな差がありますので、今般、料金を改定するに当たり、原価に対応する額に改定しようとしたものでございます。

次に、諸手数料の改定でございますが、現行の手数料は、公認業者手数料を除き、昭和37

年4月水道事業発足以来、そのまま据え置いてまいりましたが、現下の経済情勢を見るとき、余りにも現状にそぐわない状態でありますので、府下各市の実態を調査の上、その業務に要する時間等から関係職員の人件費を勘案し、算出したものでございます。

また、道路占用及び堀削申請手数料につきましては、申請の内容が以前より相当複雑化し、かなりの時間を要しますので、これらに係る諸経費を負担していただくのが相当と考え新設するとともに、既設のものについて、増額改定しようとしたものでございます。

以上、料金等今回の改定案の理由について申し述べましたが、収入面における増収を図るだけでなく、今後も引き続いて経営改善に懸命の努力をいたすことはもちろん、住民サービスについても積極的に取り組み、本改定案実施にあわせ、従来、公認業者により有料で実施してまいりました給水栓のパッキン取りかえは、これを直営で無料サービスといたすものでございますので、よろしく御承願したいと存じます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、第24条中用語の整理を行なうとともに、同条第2項、量水器使用料の金額「40円」を「80円」に、「70円」を「140円」に、「80円」を「160円」に、「200円」を「400円」に、「500円」を「1,000円」に、「700円」を「1,400円」に「1,100円」を「2,200円」に、「1,700円」を「3,400円」に、「2,700円」を「5,400円」に、「4,400円」を「8,800円」に改め、第8号中「125ミリメートル1か月1,300円」とあったものを削り、第9号から第11号までを各1号ずつ繰り上げたものであります。

次に、第28条第1項中「第5号」を「第6号」とし、「第4号」を「第5号」とし、「第4号」に「道路占用及び堀削申請手数料」を加えたものであります。

続きまして、別表第1及び別表第2についてでございますが、新旧の比較をいたしますと、項目等が全く変わっている部分があり、かえって複雑な説明になりますので省略して、改定案のみ御説明申し上げます。したがって、別途配布いたしております料金、手数料の説明資料を御参照したいと存じます。

それでは、別表第1は、水道料金表であり、従来の用途別料金体系から、用途別併用口径別料金体系に移行したものであります。

「専用せん一般用」は、「メーター口径25ミリメートル以下」とし、「基本料金8立方メートルまで」を「800円」、超過料金につきましても、単一制からいわゆる逦増制料金に移行するものであり、「9立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「100円」とし、「21立方メートルから30立方メートルまで110円」、「31立方メー

トルから50立方メートルまで130円」、「51立方メートル以上150円」とするものでございます。

「専用せん口径別」は、「メーター口径40ミリメートル」の口径から、それぞれに水量を付与することなく、装置料ともいうべき基本料金を設けたものであります。「40ミリメートル2,000円」、「50ミリメートル3,500円」、「75ミリメートル10,200円」、「100ミリメートル19,300円」、「150ミリメートル以上49,000円」とし、従量料金は、「1立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「100円」とし、「21立方メートルから30立方メートルまで110円」、「31立方メートルから50立方メートルまで130円」、「51立方メートル以上150円」と致すものであります。

「専用せん湯屋用」については、メーター口径にかかわらず「基本料金を200立方メートルまで12,000円」とし、従量料金は、現行の単一制を存続し、「201立方メートル以上1立方メートルにつき90円」といたすものであります。

「専用せん福祉施設用」は、「(民間社会福祉施設のうち市長が認めるもの)」で、メーター口径にかかわらず「基本料金を100立方メートルまで6,000円」、従量料金は、湯屋用と同じく「101立方メートル以上90円」とし、「共用せん一般用」は、「メーター口径25ミリメートル以下」とし、「基本料金を8立方メートルまで600円」、従量料金は、「9立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「90円」、「21立方メートル以上100円」といたしました。

また、「連用せん一般用」については、専用せん一般用と同額にしたものでございます。

「専用せん臨時用」は、「10立方メートルまで2,000円」、「11立方メートル以上」1立方メートルにつき「200円」。

「九鬼簡易水道」につきましては、現行の体系を存続し、「1戸当たり定額制」月「400円」といたしました。

また、給水区域外に分水するときの料金は、現行どおり、この表に定める料金の2割増とするものでございます。

次に、別表第2、手数料表でございますが、さきに御説明申し上げたとおり、新たに道路占用及び掘削申請手数料を加えたほかは、料金の改定でございます。 「設計審査手数料」につきましては、「口径20ミリメートル以下1件につき1,000円」、「口径40ミリメートル以下1件につき2,500円」、「口径75ミリメートル以下1件につき5,000円」、「口径100ミリメートル以上1件につき10,000円」、ただし、メーターの設置を要しない共用管、増設、改良等については、口径にかかわらず1件につき「1,000円とする」とするもの



でございます。

次に、「材料検査手数料」につきましては、「各種給水管延長10メートルまで40円」、「5メートル増すごとに20円」とし、「各種異型管、弁栓類1個につき50円」、「各種接手類1個につき10円」といたすものであります。

「しゅん工検査手数料」につきましては、「口径20ミリメートル以下1件につき2,000円」、「口径40ミリメートル以下1件につき3,000円」、「口径75ミリメートル以下1件につき6,000円」、「口径100ミリメートル以上1件につき12,000円」、ただし、メーターの設置を要しない共同管、増設、改良等については、口径にかかわらず1件「1,000円」とするものであります。

次に、「道路占用及び堀削申請手数料」につきましては、「国道1件につき20,000円」、「府道1件につき15,000円」、「市道1件につき500円」、「河川敷1件につき府道に準ずる」にいたすものであります。

なお、登録手数料、証明手数料につきましては、現行どおりで変更はございません。

次に附則でございますが、第1項につきましては、この改正条例は、昭和52年12月1日から施行いたすということでございます。

第2項につきましては、水道料金及び量水器使用料は、昭和53年1月分として徴収するものから適用し、昭和52年12月分までの料金については、なお、従前の例によるものでございます。

次に、第3項につきましては、改正後の新条例別表第2の各種手数料表につきまして、昭和53年1月1日から適用いたすものでございますが、施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料については、なお、従前の例によるものでございます。

次に第4項ですが、本市では、隔月集検針制度を行っております関係上、昭和53年1月の計量月による昭和52年12月分及び昭和53年1月分の算定基礎となるべき水量は、和泉市水道事業給水条例施行規程第27条第1項の規定により算定いたすものでございます。すなわち、使用水量は各月均等とみなし、2等分した場合における端数が生じた場合、需要家に少しでも有利になるよう前月分に加え、旧料金に組み入れるため、読みかえて適用するものでございます。

続きましては、第5項でございますが、さきに御説明申し上げましたとおり、今回の改定は、段階的に改定することにしておりますので、昭和53年1月分から同年9月分までの間は、新条例別表第1の規定にかかわらず、附則別表の規定を適用するものでございます。

また、9月分、10月分の料金算定基礎につきましても、第4項同様の取り扱いを行うもの

でございます。

次に、附則別表水道料金表について御説明申し上げますが、別表第1と体系は全く変わりませんが、基本料金及び従量料金について、少しですが低く抑えたものといたしております。

内容でございますが、「専用せん一般用」は、「メーター口径25ミリメートル以下基本料金8立方メートルまで」は「700円」と100円低くし、「従量料金」は、「9立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「90円」、「21立方メートルから30立方メートルまで」100円、「31立方メートルから50立方メートルまで」120円、「51立方メートル以上」140円と、1立方メートルにつき10円低くしたものでございます。

「専用せん口径別」は、「メーター口径40ミリメートル」で「1,800円」、「50ミリメートル」3,200円、「75ミリメートル」9,200円、「100ミリメートル」17,300円、「150ミリメートル以上」44,000円と、基本料金で約10%前後低くしたものでございます。

従量料金は、「1立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「90円」、「21立方メートルから30立方メートルまで」100円、「31立方メートルから50立方メートルまで」120円、「51立方メートル以上」140円と、1立方メートルにつき10円低くしたものでございます。

「専用せん湯屋用」については、「基本料金200立方メートルまで」11,000円と、1,000円低くし、従量料金も「201立方メートル以上」1立方メートルにつき80円と、10円低くしたものでございます。

「専用せん福祉施設用」については、「基本料金100立方メートルまで」5,500円と、500円低くし、従量料金は、「101立方メートル以上」80円と、1立方メートルにつき10円低くしたものでございます。

次に、「共用せん一般用」については、「メーター口径25ミリメートル以下」で「基本料金8立方メートルまで」500円と、100円低くし、「従量料金」は、「9立方メートルから20立方メートルまで」1立方メートルにつき「80円」、「21立方メートル以上」90円と、1立方メートルにつき10円低くしたものでございます。

「連用せん一般用」は、専用せん一般用と同額といたしたものでございます。

「専用せん臨時用」は、「基本料金10立方メートルまで」1,800円と、200円低くし、「11立方メートル以上」180円と、1立方メートルにつき20円低くしたものでございます。

九鬼簡易水道につきましては、「1戸当たり定額制」月「350円」と50円低くしたものでございます。

また、給水区域外に分水するときの料金については、別表第1と同じく、この表に定める料金の2割増とするとしたものでございます。

以上が本改正案の内容でございますが、詳細につきましては、お手元に配布いたしております参考資料に記載いたしておりますので、よろしく御参照いただきまして、何とぞ原案どおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番（横田憲治郎君） 恐らくや本件は、委員会付託で詳細に継続的に審議されるだろうと思いますが、本席では、きわめて概括的に2、3点お伺いしておきたいと思えます。

まず第1点ですが、具体的に改定の説明資料もつけてくださってるわけですが、理事者の立場として、改正案を裏づける材料としては当然といえば当然かも知れませんが、その中で1、2、まずいろんな基本的な本市の抱える、宿命的な要素とは言え、今度、この改定案がもし通過いたしますと、府下でトップの水道料金に残念ながら踊り出る案になってございます。

まず、基本的に市長、水道当局にそういう点でお伺いをしたいと思えますのは、水というのは井戸を掘るとか、川へ水を取りに行くか、いわゆる公共事業の中でも市民にとって選択権がないというか、水道に頼らなければならない。タクシーとか国鉄運賃もそうですが、生きるための最低の必需品でございますので、いかに10数年上げてないとは言え、これだけの高額のアツプですから、より慎重にやっていく意味から、極力最大限に値上げ幅を抑えるという考え方が基調になれば、56年度ですか、赤字解消という4カ年計画を立てているわけでございますけれども、いみじくも、水道部長が提案理由の中でおっしゃいましたが、広大な市域を抱え、工事はすれど需要は少ない、工事費は高いという反比例で、他市と平均的な比較はできないんだ、あるいはまた、一般需要が98%で福祉型といつてもとらえられにくいんだ、そういうふうな提案理由の説明もされている中で、4年間で不良債務をなくしてもらう努力は当然なんです、4年間の経営努力でゼロにもついでこうということが果たして妥当なのかどうか。いわゆる市民負担の増を極力最大限に回避していく中で、その結果として4年であれ、5年であれ、6年であれ、出てくるべきものである。不良債務を4年間で解消せないかんというのが、メインになって、水道料金の受益者負担という原則から計算されてきているんじゃないか。いわゆる便益的に不良債務に焦点を合わせて考えられているんじゃないか。水道料金に対する基本的な考え方、基調をなしているものをまず、市長、部長からお伺いしておきたいと思えます。

それと、13ミリと20ミリ口径を一般用としてくりつけた、この表現がまずければ変えますが、一緒にしたということですか。これでもって提案理由の中で述べられたような98%を13、20で占めている、その中で13ミリはどの程度、20ミリは何%の比率になっているのか、2点目にお伺いしておきたい。

それから、府営水が16円当初から数字にわたって引き上げられたことは私たちもよく存じております。いわゆる卸値が飛躍的に上がってきたので小売値も上げないかんねんやと、この論理は一応否定するものではございません。当然かと思えます。この府営水の値上がり分で容易に計算すれば出てくると思いますが、いわゆる営業収支にいろんな影響を来していることは当然でございますけれども、その府営水の原価が値上がりした分を、そのままろに市民負担にはね返らしたというふうにしかわれかれには受け取れないわけです。

ここで第1点で申し上げましたように、本市域の構造、宿命的な立地条件あるいは大口需要がないというような経営実態から、公営企業の独立採算はもちろんよくわかりますが、人口急増あるいはそういう宿命的な市域構造、そのような観点から一定の財政援助の努力というものがなされないのかどうか、その点もお伺いしておきたいと思えます。

あと細かい点まだ聞きたいことあるんですが、恐らくや、議長さんの計らいで委員会付託という方向にさせていただきたいし、また、そうなるうと思えますので、その場に詳細にわたっては申し上げたいと思えます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

先ほど来、水道部長から詳細に提案理由の説明をさせていただきましたが、非常に理事者としても現下抱えている大きな不良債務、議員さんから御指摘をいただきましたように、卸元の府営水の値上げが相次いでなされ、水道行政を圧迫しているのが大きな原因でございます。他にも幾つか原因がありますが、こうした現下の情勢に立てば、非常にやむを得ない措置として、理事者もこうして御提案をさせていただいた次第でございます。いろいろと御指摘をいただきましたけれども、水道事業を預かっている立場といたしまして、こうした大きな不良債務を抱え、生活に欠かせることのできない水のことでございますので、やむを得ない改定措置として御提案申し上げ、御論議をいただき御了承を賜りたい、このように存じて御提案させていただいた次第でございます。

もちろん、御提案を申し上げる以前に、あらゆる点での経営改善の努力は、水道当局に命じましてあらゆる手だては講じてまいったわけでございますが、いかんせん、卸が上がってまいりまして、小売としてもしんどい面がございます。ただ、市民にストレートにお願い申し上げ

ることについては、慎重にいままで努力させていただいたわけでございます。福祉型のいろんな点も詳細に整備、検討もさせていただきましたが、やむを得ず非常に市民さんに御迷惑を相かけますが、現下の水道の財政実態からぜひお認めいただきたいという案でございます。もちろん、企業の特別会計のことでございます。あらゆる点で今後とも市民負担だけを強いるんじゃなく努力を重ねたい、このように存じております。何とぞよろしく御審議をいただき、御了承を賜りたいと思います。基本的な考え方だけ申し上げ、あと水道部長から御指摘の点につきまして再度、お答えさせていただきたいと思います。

○ 水道部長（田中稔君） お答え申し上げます。

議員さんの言われる公共性の高いことにつきましては、私ども、十分承知いたしておりますし、心中、本当に苦しんでおります。そういう中で、いわゆる財政健全化計画は4カ年でございます。実は、大阪府も55年度までの計画で今回の料金改定をしております。56年には、再度値上げを考えてるという府の意向も聞いております。大体、府下各市の財政再建は3カ年ぐらいが妥当だということで料金改定をいたしておりますし、府の指導も大体3カ年ぐらいということでございます。しかし、何分にも本市の基本料金が現在でも余り安いことはないわけで、府下でも10位までに入るわけでございますので、さらに期間を延長して再建するんだということを、府との協議の中で強く申し出ております。そういうことで、これでまだ1年延長してるわけでございます。

なお、大きな赤字が出る原因につきましては提案理由でも申し上げましたが、議会の皆様方の要望もございまして、もちろん市として当然のことでございますが、未給水地区の解消という、非常に公共性を重要視してきたという過去のいきさつがあるわけでございます。

なお、一般用といたしました20ミリ以下につきましては、52年3月現在で13ミリ78.2%、20ミリは14.65%という数値を示しております。

なお、府営水道の値上げによる影響でございますけれども、55年度まで計算しますと6億余、それに、泉北水道も過般の議会で府営水道と同価格で議決されておりますので、府営水、泉北水道合わせると、55年度末までの影響は、9億7千4百万余の費用の増加ということでございます。もちろん、これは受水だけでございます。

なお、国の援助等の問題でございますけれども、現行の本市の料金でまいりますと、国の高料金対策というものがございまして、その補助基準に合わないわけでございます。それは一般会計の方へ特別交付税という形で国の方から何分か面倒を見て、1千万円なら1千万円ということで一般会計から繰り入れをいただいております。たしか昨年度あたりから全国の料金の水準がかなり上がっておりますので、現行の和泉市の8立方400円では、少し基

準よりも不足して対象にならない、こういう現状でございます。

以上でございます。

- 15番（横田憲治郎君） 市長ね、苦しいことはよくわかるんですけど、内容は53年1月1日、そして10月ですか、2段階で倍になる、100%です。本市の水道事業の実態、これは公営企業法を根幹としてまいらなければならない。私たちの考え方による公営企業は実現してこないわけですから、現行の公営企業法の中で論議してもむなしいものを感じるんですけど、せめてもが、やはり卸値がこれだけ上がってる、本市の構造はこうなんだということについて、市民の人たちの御理解をいただけなくても、いただくんだという姿勢が必要ではないか。このためには、いま水道部長、3年のやつを4年にむしろ延ばしたというようなお話がありましたけれども、これは私たちの立場から言うならばもつてのほかだ。

最後の答弁でもう1度聞きますが、そういう基本的な考え方、福祉型料金も導入できない。13ミリ、20ミリについて聞いただけでも93%、ここまで一般需要がいつてるんですから、福祉型料金体系の無理なことは容易に理解できます。それであればあるほど、私はこの値上げ案について、もつと市民サイドに立って御理解いただかなければならないことはだれが見てもわかります。しかし、1銭も値上げしたらいかんという、やばなことを言うつもりはさらさらございません。御協力願わなければいかんこともよくわかりますが、その努力の跡というのが大事です。そういうことでいくならば、4年間で不良債務をなくす、3年間で1年間延ばしたんやという姿勢であつては困ります。公聴会も必要でしょうし、何よりも満1年すれば現行料金が倍になる。この1つの命題を取り上げても、府営水は何ぼ上がって影響は何ぼという細かいこともさることながら、現実に日々感ずるのは、いままで1,500円やったのが3,000円、3,000円が6,000円、その負担感から出発し重視する。そういう立場というものを謙虚に受けとめる中での、実は、値上げをさせていただくとしても最大限の努力をした、そういう姿勢がここから出てこない。全部値上げ肯定論の資料ばかりです。そういう基本的なとらえ方、姿勢を厳しく御批判申し上げておきたいと思ひます。

それから、あとは答弁は結構ですが、私がいま申し上げましたように、市民の良識ある皆さん方の御参加をいただく中で、本件に対する公聴会なり、あるいは市民の皆さん方の御意見を何らかの形で吸収するというを踏まえながら、水道当局は慎重に対処していただきたいことを強く要望するとともに、高料金対策の問題でございませうけれども、現行ならば適合しないということは私も一応、承知してたんですが、これが通過すれば当てはまるも、はまらんもないと思う。そういう意味ではなく、私の聞いているのは、いま、基本料金が800円のメーター40円ですか、どの幅でそれが取り得られるのか、その点についてもう1度お伺いしておきた

いのと、市長に一言、今後審議されていくわけですから、さきの質問の基本的なとらえ方を踏まえていただいて所信を伺っておきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

いろいろと御指摘をいただき本当に痛み入ります。やむを得ない措置として、じくじたる思いをしながら御提案をさせていただきました。もちろん、横田議員さんの市民サイドに立って考えよという御指摘、水道当局に私が命じたのもそういう点でございます。

その観点に立って、これまで水道当局としての論議を積み重ねてまいりましたが、これだけはお願いしなければどうしてもいたし方ないという線が今回の御提案でございます。御指摘もつともな点はございます。われわれとしても安易に市民負担をお願いするという態度ではなく、厳しく戒めながら経営改善に努め、いろんな努力をさせてまいった上でございます。いかんせん、府営水卸値の相次ぐ値上げによるコスト高等のため御提案に至った次第でございます。

今後、御付託されるであろう委員会の中での審議を経て、われわれの意のある点を議員さんにもお訴え申し上げ、議会の皆さんの御了解を得る努力を最大限努めさせていただくとともに、いろいろ御指摘のことにつきましては謙虚に受けとめお願いをさせていただきたい、よろしくお願いたします。

○ 水道部長（田中稔君） お答え申し上げます。

高料金対策の国の基準は、10立米で換算して、51年度で1立米75円と記憶しております。和泉市の10立米で換算しますと、現在、1立米54円でございます。対象にならないということでございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 1番（寺田茂君） 先ほども出ましたが、これは恐らく今後、委員会の中で市民の皆さんの話を聞きながら、また、そこへ参加される中でこの問題は進めていくと思いますので、基本的に1つお聞きをしておきたい。

とにかく水道料金値上げとなると、市民はどういうふうに感ずるかという、池田市長が誕生されて以来、予算のときにはことごとく公共料金の値上げが2年間連続して続いた。そこへ水道料金の値上げになってどうなってるんやという問題がまずはね返ってくる。

ここで私、横田議員が聞かれたので、細かい数字はさらさら聞かずもりはございません。ただ、400円が800円になるという、基本的な最低の料金が倍額になる。これがまず大変だ。

それと、和泉市の水道の使用されている方々は、18ミリ口径と20ミリ口径という圧倒的に多い小口のところに重点を置いてやられてる点、基本的な態度を考えるべきであると思えます。

それともう一つは、いま、8立米が基本になるわけですね。8立米を基本にしながら、400円が最終800円ということですね。8立米までの需要が約20%。これは5立米かも6立米かもわからない。さすれば、5立米使っても800円、たとえば8立米きっちり使えない。ちょっと過ぎると9になると計算して使うことはできない。原則として、8立米までの料金をどう考えるか。5立米でも800円という、料金改定に大きな矛盾が出てくる。この点の御答弁を願いたい。

それと市長、この水道会計に2億1千3百万円の不良債務が出てきて、そのために料金改定をお願いするということなのですが、大体、他市では、一般会計からかなり水道会計に対して補助というか、援助がなされてるわけなんです。この近隣の市でも、岸和田、高石、泉大津にしろ、一般会計から水道会計に補助してる。しかし当市は、財政難だということではなかなかできない。この問題をひとつ基本的に考えてもらいたい。市民は公正を欠く市政だと思ってるので、やはりもつともだという行政をやっていくためにも、水道料金だけを値上げして市民にしわ寄せをするという形ではなく、一般会計から水道会計に対する補助、これはここで実際考えるべきではないか。

そして、前向きで取り組む姿勢でここに1つの基点を置きたいと思うんです。

先ほど言った8立米までの問題と、いまの市長サイドの一般会計から水道会計に対する補助をする、しなくてはいかんという態度、まず、この2点だけお答えしてほしいと思います。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 水道部長（田中稔君） 御答弁申し上げます。

まず、初めの一般用にウエートを置いているということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この点は私ども、非常に苦しいのでございます。実は、100立米以上にかなりのウエートをもっていきたかったのですが、現実には、それだけの使用量がないということです。非常に他市と違った事情ということで、このため寺田議員さんが言われるように、一般家庭にかなりの負担がかかっているわけです。私ども、非常に苦しいところでございますが、現状、98%に近いものが一般用ということでこうせざるを得なかった、この辺はひとつ御推察願いたいと思います。

- 助役（坂口禮之助君） 私から第2点についてお答えしたいと思います。

先ほどから御議論をいただいておりますように、本市の水道会計に対しまする一般会計からの助成措置につきましては、いわゆる高料金対策として、地方交付税の特別交付税の中に含まれてるというふうに推計されております金額、いわゆる1千万円でございます。これを過去、一般会計から水道会計に助成してまいりましたが、現在、御承知の一般会計の財政事情でござ



いますし、今後、高料金対策として特別交付税等に算入されたものにつきましては、従来どおりの助成措置をとらせていただきますけれども、今後、それが対象にならないということで国の助成措置も得られない場合には、単独で一般会計から水道会計に助成することにつきましては、現時点では、まだ明確にそのことをお約束することはできないと思います。そのような事態の段階で、水道会計並びに一般会計の財政事情等も十分勘案の上検討してまいりたい、このように存じておる次第でございますので、御理解願いたいと思います。

- 1番(寺田茂君) 第1点の8立米までの料金問題、これはおたくの言われること、わかるんです。しかし、一般的に見て矛盾でしょう。8立米まで全部使いなさい。8立米きたらメーターが鳴るようなことなら別ですが、3、4立米はどないなるんですか。8立米で800円なら立米100円。3立米で300円のやつが800円になる。かなり少ない量の家庭が多いのに、そこへウェートをかけてるが、その辺の配慮が必要ではないか、こういう意味で言ってるんです。これもどんどん進みますが、そういうものを基本に置きながら、料金の改定とともにもっと考え直す形をまずお願いしたい、こういうことです。

それと、助役さんが答弁されましたが、いま、1千万円特交で入ってるんですか。こういう市民さんに負担をかけるときに問題が出るが、岸和田なんか水道に対して2億4千万円ほど出してるんです。これは他市のことですが、仮に和泉市の水道に2億1千300円出すと、1年間で採算がとれる。泉大津でも6,500万円、和泉市は特交で1千万円入ると言われましたが、他市と対比しながら、和泉市はもっと前向きで考える余地があるだろうと思う。そういう金があるとか、ないとかは別として、基本的な政策としてやらないかと申し上げてる。特交で1千万円、しかし、今後については見通しがあるんや、ないんやわからん。そんなことでは、水道会計を助ける基本的な政策にならないと思うんです。他市でも出てないところもあるでしょうが、今度は水道料金が倍になるという大変なときだからこそ、全市挙げての水道会計に対する補助なり考え方を持たんと、いつも向こうは別ですよ、うちはお金ありませんよ、という考えでは市民さんの理解もなかなか得られない。水道会計にしたって、皆一緒だと思ってますよ。水道会計は別だと言ったって、いや、市長は池田市長でしょうと。やはり市全体で考えていかなければならない問題だと思います。こういう他市との比較も見ながら、もっと補助できる部分があるだろう、また、そういうふうやっていかないかんのではないかと指摘して、後ほど委員会の中でも十分問題を提起させていただきたいと思います。基本だけで結構です。

- 議長(坂上國治君) 他に。

- 17番(富山敏治君) 公共料金値上げ並びに物価値上げ反対ということで、800万府民の信望を担って2期目に就いた黒田府政の6年間の大阪府の行政そのものを私たちはこの際、

明らかにしていく必要があるんじゃないかと思えます。しかし黒田さんといえども、物が上がれば上げなければしょうがないということで、水道料金の値上げについては、大阪府議会でも相当もまれたことは、新聞紙上でも御承知のとおりであります。

あえて私は、本席で黒田府政に対して云々言うわけじゃない。しかし、こうした大阪府の水道料金が値上げしたから、それに追随し、あるいは便乗して、各議員が指摘されてるように、40円が80円に、100円が200円になるという現実、市長にお伺いしたいが、あなたは再々、住んでよかつた和泉市と言われてますが、革新的な池田市政が誕生したとき、あなた自身は、公共料金値上げに対しては反対するんだ。極力抑えていくんだと市民に公約されたと思う。

そこで申し上げたいのは、不要不急の施設、たとえば私が指摘したように、同じプールで8倍もの水道料金を支払ったり、その他もろもろの漏水等についても、もっと真剣に考えるべき必要があるんじゃないかと思うんです。市の財産管理においてもしかり。12万市民に現在、的確にやっておりますと断言できる機構にはなっておらないと思うんです。

市長、あなたはこういう大きな一般市民に負担をかける原因というものは、やはり府の水道料金が値上げされたから云々ということもさることながら、革新を唱えて出たあなたも同じこと。革新を唱えて800万府民の信望を担って出た黒田府政も同じこと、この際、市民に明らかにしていく必要があるんじゃないかと思う。でない限り、この値上げ案に対して12万市民は決して納得できない、あるいはしないと私は断言するものであります。

そこで申し上げたいんですが、かつて大阪府も富裕団体のうちの4つに数えられたが、1昨年神奈川県、昨年愛知県、ことしは大阪府というふうに赤字団体になった。赤字団体になったこと自身、これは全部黒田さんの責任だとは申し上げません。しかし、事水道料金に関する限り、これだけの値上げをした時点で、大阪800万府民が一体どのように影響を受けるかも考え合わせ、そして、市長みずから和泉市政を担当する責任上、この倍額値上げそのものについては、あなた方が何ば検討した云々といえども、私は何も検討してないと思うんです。2億余の赤字を解消するには、これだけ値上げせんと4年間でできないからという簡単な考え方でなされたんじゃないかと思う。と申しますのは、先ほど横田議員が述べたように、この資料そのものは、料金値上げを肯定することばかりなんです。しかし、こういうこともありますよ。あるいは否定的な立場に立ったことも当然出てこなければならぬと思う。クリーニング代何ば、石油代何ばと書かれたところで市民は納得しませんよ。

私は意見だけ申し上げます。後刻、特別委員会によつてもっと詳細に検討されると思えますが、少なくとも市長、私はこの倍額値上げについては、委員会が開かれるまでに、市長の真剣

な考え方を明らかにしていただきたい。

以上の意見を申し述べて、終わります。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 先ほどから3名の議員さん、他にもいろいろ意見があると思いますが、この問題は非常にむずかしく、全市民に及ぶ問題であり、また、いろいろの意見調整、納得できる対処の仕方をしなければならないと思います。その上に立つて特別委員会を設置し、その中で慎重審議をやっていきたい、そのように思いますので、議長からお諮り願いたいと思います。

○ 21番（直村静二君） この提案の中で2、3点お聞きしたい。寺田議員と重複しない点で、1つは、水道の量水器の使用料が40円から80円に倍額になる。先ほどの水道部長の提案説明の中で、13ミリと20ミリまでは一般だということですね。しかし、量水器の使用料を見ると、13ミリ40円、20ミリ70円、25ミリ80円が、それぞれ倍の80円、140円、160円と3つのランクを使うてる。片方は25までが一般だとしているこの扱い、なぜこのようにするのか。

それから、13ミリの世帯数をちょっと発表してほしい。

さらに、開発関係の今後の問題、つまり和泉市の水道会計が赤字なのに、これから府中4団地、光明台、その他丘陵開発等でますます増設計画、拡張工事が出てくる。あわせて人口増、しかも一般家庭が多いが、需要が少ないから赤字がふえるという矛盾について、何らいままで行ってきた報告がないということです。

それから、新規加入者の負担金、13ミリ5万円、そういう問題についても伸びていくのか。ミニ開発の問題もからんでくる。そういう点もお答え願いたい。今回の料金改定に際して、やはりそれなりの報告がされてしかるべきじゃないか。この説明では、かなり欠落していると思います。

当然、委員会でもやりますが、以上の点についてお答え願いたい。

○ 議長（坂上國治君） 答弁、簡単に。

○ 水道部長（田中稔君） メーター料金につきましては、13ミリ、20ミリはそれぞれ値段が違いますので、使用料も違うということでございます。

なお、13ミリの件数ですが、52年3月現在で24,314件でございます。

それから、開発の予定でございますが、本市の水道計画は給水人口16万5千人で、それ以上オーバーするものについては、水源から確保しなければ開発は認められないということでございます。

なお、開発に伴う水道会計への影響でございますが、過去はもちろん、今後も開発について一切の施設の工事費は原因者に負担させておりますし、今後も負担させていく予定でございます。また、開発つほとんどは家事用ですが、最近、水洗化が進んで使用量が多く、水道事業にとれば、決して余りふえない一般用よりもマイナスになっておらない、平均20トンですが、団地等はそれ以上使っておるのが現状でございます。

○ 21番(直村静二君) 意見だけ。

いまお聞きしたように18ミリは2万4千、そうすると、400円を800円、暫定で100円引きの700円、1立米100円です。仮にこれを200円だけ上げて600円にした場合、200円の計算上の損、世帯数を掛けたら480万円、メーターにしても、20円アップして60円、計算上20円の損、全体で48万円、これぐらいは一般会計から補助すれば、それなりに福祉の観点が貫ける。おまけに今度はちょうつがいをはずして3立米でも5立米でも8立米の800円、どこに福祉が入ってるのか。革新府政黒田の責任だとの意見もあったが、これは政府の公営企業政策が1番悪い。800万府民のためにがんばって抑えてきた。そういう府政の追及、しれてますよ。他市を見なさい。一般会計から補助してる自治体のまねしなさい。国府小学校の水漏れを追及されたが、不合理的な同和行政による一般会計の危機はどうなるんか、この問題もあわせて追及すべきです。寺田議員が言ったように、水道は知りまへんぜ、では通りません。池田市政の責任を問われます。一般事業でも同和事業でも、不要不急であればこの際整理するということをしなければあきません。特別委員会でもっと詳細にやっていきたいと思ひます。

○ 議長(坂上國治君) 先ほど来、各議員さんの質問の中で、特別委員会を設置したらどうかという御意見がありました。御意見どおり、今会期中に水道料金改定に伴う特別委員会を設置させていただき本件を付託いたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。よつて、今会期中に水道問題特別委員会を設置して本件を付託し、閉会中も継続審議をお願いすることに決定いたします。委員の皆さん方にはまことに御苦勞でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(坂上國治君)

昼食のため暫時休憩いたします。

(午後12時休憩)

(午後4時40分再開)

- 議長(坂上國治君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。議会運営委員会の日程によりますと、本日までが議案審議となっておりますが、議案審議の都合によりまして、本日中に残る議案が終了できませんので、4、5、6日は休会とし、7日に議案審議をお願いいたしたく存じておりますが、さよう決定させていただいて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

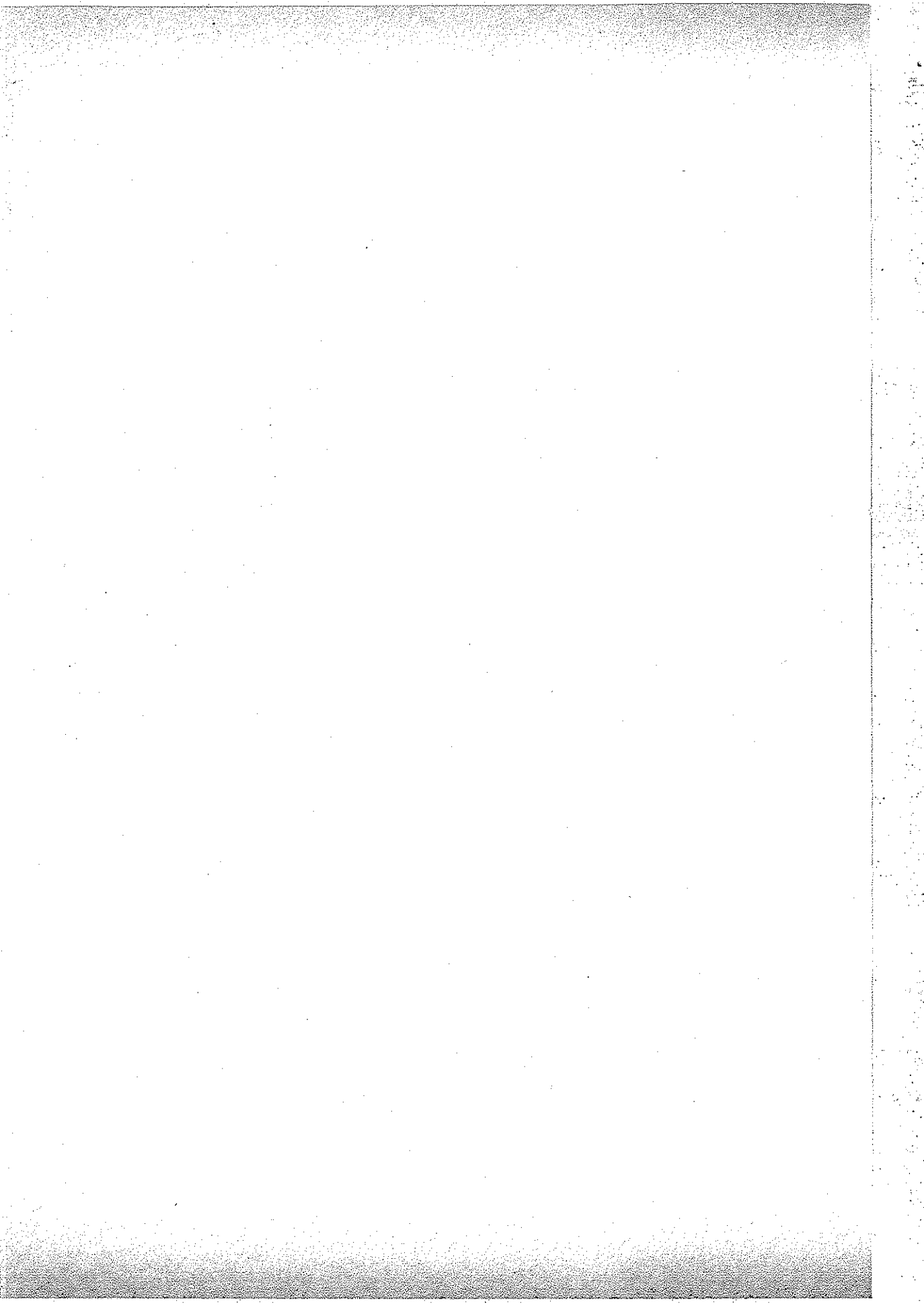
御異議ないようでございますので、さよう決定させていただきます。

それでは、本日はこれにて散会し、7日は定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(午後4時42分散会)



第 5 日





昭和52年12月7日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (26名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	17番 富山 敏治君
3番 橋本 佳行君	18番 池辺 秀夫君
5番 仁井 明君	19番 貝淵 博治君
6番 大谷 昌幸君	20番 田中 包治君
7番 金沢 勝君	21番 直村 静二君
8番 成田 秀益君	22番 勝部 津喜枝君
9番 松下 定君	23番 三井 正光君
10番 山口 義一君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和晃君	28番 坂上 国治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	同 和 対 策 次 長	生田 稔
助 役	坂口 禮之助	市 民 部 長	内田 繁
参 与 兼 取 扱 建設部長事務	中塚 白	市 民 次 長	中西 淳富
市 長 公 室 長	西川 喜久	福 祉 事 務 所 長	青木 孝之
市 長 公 室 次 長 兼 企 画 室 長	杉本 弘文	産 業 衛 生 部 長	山本 俊兼
秘 書 広 報 課 長	竹田 明郎	産 業 衛 生 次 長	富田 宏之
財 務 部 長	吉岡 昭男	建 設 部 次 長	森 保
財 務 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	麻生 和義	改 良 事 業 部 長	林 徳次
同 和 対 策 部 長	佐原 行雄	改 良 事 業 次 長	逢野 一郎

職 名	氏 名	職 名	氏 名
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
用地担当理事 土地開発公社事務局長	西川武雄	教 育 長	葛城宗一
用地担当参事兼土地 開発公社事務局長	岩井益一	教育次長兼管理部長	広岡史郎
病 院 長	竹林 淳	教育次長兼指導部長	乾 武俊
病院事務局長	平野誠蔵	管理部長	松村吉堯
病院事務次長 兼庶務課長	藤原光夫	指導部長	橋本昭夫
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道次長	福本喬久	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
消 防 長	和田増義	監 査 委 員	西口喜一郎
消防次長兼消防署長	湯川行雄	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
収入役職務代理者	北野敦雄	農業委員会事務局長	信田種行

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月7日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第57号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P・46
2	議案 第58号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P・49
3	議案 第59号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P・52
4	議案 第60号	工事請負契約締結について(仮称)和泉第四団地Aブロック建設工事)	別冊P1
5	決議 第4号	「狭山事件」の公正な裁判の審理と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議	別紙
6	決議 第5号	国際人権規約の批准促進についての決議	別紙
7	決議 第6号	「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議	別紙
8	請願 第2号	教育予算の増額補正化に関する請願	別紙
9	請願 第3号	身体障害者(児)・精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願	別紙
10	議員提出議案第1号	和泉市土地開発公社の公共用地取得事務執行調査について	別紙
追加	議長の辞職許可について		
#	議長退任について		

(午前11時開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。長らくお待ちいたしました。議員の皆さま方には、公私御繁忙の中大変お疲れのところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席の届け出のある議員さん、遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるもの

と思います。現在、20名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配してあるとおりでありますので、よろしくお  
いいたします。

- 議長（坂上國治君） それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1、「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第57号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田 忠 雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「130人」を「308人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市立病院の増築に伴い、病院事業の業務に従事する職員を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員</p> <p style="text-align: center;"><u>308人</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の補助機関たる職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員</p> <p style="text-align: center;"><u>130人</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 略</p>

○ 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) それでは、ただいま御上程いただきました議案第57号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

昨51年4月に着工いたしました病院の新館増築工事は、順調に進行いたしておりまして、本年11月末には本体竣工の見込みでございます。これひとえに議会の絶大な御支援のたまものと、深く御礼申し上げる次第でございます。

目下の予定では、11月末に竣工検査後、本体の引き渡しを受けまして、12月6日に竣工式、10日、11日の土曜、日曜に移転、12月12日から新館で診療開始と想定いたしまして、あと余すところ2カ月の間に、オープンに向けまして各般の準備を整えるべく、病院長指揮下に各部門とも全力を挙げて取り組んでおる次第でございます。

医師、看護婦等の診療要員の確保、医療機器、備品、診療機材器具の発注、薬品等診療材料購買折衝、また、外来診療受付業務等の医事事務の調整など、新病院運営に対処整備いたす事項は広範多岐に分かれておりまして、これまでの鋭意整備を進めてまいっておりますが、今回御提案申し上げております諸議案の御決定をいただき次第、最終的な仕上げを精力的に進める

存念でございます。

新館オープンによりまして、病床数は201床となりまして、現在120床に対し、81床の増床と相なります。現在棟は新館に対しまして本館と呼称するのが適当と内部で検討いたしております。この本館収容患者は全部新館に移つていただきまして、新館に収容し切れない整形外科診察室、医局、事務局の一部等は、暫定的に本館の病室跡を利用しながら、東側から順次改造整備を行いたい計画でございます。改造整備後には、本館で102床の病床を予定いたしております。病院といたしましての最終的には303床といたす計画で、現在より183床の増床と相なります。

診療面では、産婦人科を新たに開設いたしますほか、リニアックと呼ばれます、がん治療用の放射線装置、同位元素を使用いたします診療用放射線装置等、放射線部門の充実、また中央検査部門の強化、病理研究部門の設置等、診療の充実、高度化をも期しております。各部門とも業務は質量ともに増大いたしまして、これに対処するため、医師、看護婦、医療技術員、事務員、労務サービス要員等、それぞれ増員が必要でございますので、ここに職員の定数条例の改正案をお願い申し上げます。

改正案の内容でございますが、現行の定数条例第2条第1項第2号ウに、病院事業会計で給与を支弁する職員130人とありますのを、308人に改め、178人の定数増とするものがございます。職員の増員は、新館の竣工、本館の改造整備工事の進行に見合わせまして段階的に漸次増員してまいり、当面新館オープンの段階では、234人を予定いたしておりますが、求人がいまだ困難な状態にございます。また、増員数の大部分となります医師、看護婦につきましては、相手方の御希望、事情等に応じ、弾力的な採用を行うことが必要でございます。このため新定数案は、整備計画が完了いたしました303床規模に対応するものとして設定いたしました次第でございます。

病院は、労働集約産業と言われておりますごとく、あらゆる職種が連携いたしまして働くことが必要でございます。診療面で省力化につながる新しい機器の導入も十分検討いたしておりますが、結局は、人による働きが必要でございます。しかしながら、経営面からとらえますと、人件費の増高が経営圧迫の大きい要因となっておりますことは否定できない事実でございます。適正な診療の確保、診療の質的な水準の充実、向上と、経営改善、特に人件費の抑制の2つの課題をいかに調和両立させるかが最大の焦点でございます。苦慮いたしております問題点でございます。

原案の調製に当たりましては、病院長を中心にあらゆる角度からこの問題点を検討いたしまして、適正な診療を維持し得る絶対必要な職員数を厳しくとらえ算定いたしましたものでござい

す。同時に、運用面におきましては、さらに検討を加えまして、採用時期をできるだけ後へ延ばします話し合い、また一時パートによる応用、極力新鋭若手の充足、また、可能な部門につきましては流動体制による効率的な運営等、あらゆる工夫と手だけを講じてまいる存念でございます。

改正案の308人の内容といたしましては、医師、看護婦、医療技術員等のいわゆるパラメディカル職員が215人、これらの診療部門の補助員が33人、事務職員28人、その他、技能労務等に従事する職員32人と予定いたしておる次第でございます。

以上はなほだ簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議いただきまして、原案を可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 15番（横田憲治郎君） いま説明があつたんですが、第1番に聞きたいのは、178名の、これは本館で、すべてオープン時になるということなんですが、増員ということで、まず、提案理由の説明によると、新館オープン時にはさしあたり234名、こういうことでございますね。これで104名の現有定員よりオーバーになるわけですが、いわゆる医療職員の、あるいはまた、それに付帯した補助員等の増員数が、104名のうちで何名になるのか、これの内訳をお伺いしたい。とともに、あと308名まで74名、これは本館オープン時まで、こういうことに理解せざるを得んわけですが、それと、いま最終段階で説明がありました、医師団215名ですか、補助員30人、事務職員28人、技能職あるいは労務員等で32名、これとの関係がどうなるのか。いまの提案理由だけでは、ちょっとその内容に理解ができない面があるので、まず第1点にその説明をお伺いをいたしたいと思ひます。

それから第2点ですけれども、これも提案理由の中にございましたが、さしずめ12月オープン時にこれだけの増員をしなければならぬ背景というのは、一応は理解するんですけども、いわゆるパート採用、あるいは新鋭機器、また、業務の省力化等々によって極力抑制という説明の中で、果たしてこのオープン時に、それだけの医療職あるいはそれに付帯した職員の採用が可能なのかどうか。

3点目としては、省力化、効率化という立場で、どれほどのいわゆる運営努力の中で、これだけの定数で押えられるんだという結果が出てきたのか。もつと本来ならばふやさなきやならんところが、こういう効率的運用あるいは省力化によって縮小されたんだと、提案理由の説明によるとそういうふうに理解せざるを得んわけですが、であるならば、その内容についてもあわせてお答えをいただきたい。

この3点についてお伺いをします。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

まず、さしあたりの新館オープン時点での234名の職種別内容でございますが、現在人員が、実のところ、かなり早くから徐々に若干確保しつつありましたため、やや実は、申しわけない話でございますが、定数をちよつと超えております。130人の定数では、実はないわけですが、これは一挙に確保し切れないという事情からでございます。なるべく人件費の左迫を軽減するために、できるだけオープン時点に近づけた採用を意識しておりますが、ある程度徐々に進めざるを得ない実情でございます。

8月現在で152名の職員がおります。これのふえた主なところは、大体看護婦が中心でございます。201床時点で234名の職種別の内訳を申し上げますと、まず、医師が32名でございます。それから看護部門、看護婦、準看護婦、それから補助員と申しましようか、助手を含めまして123名と予定しております。それからレントゲン、検査、そういった技術部門の技術部職員、補助員等を含めまして30名でございます。事務職員は、当面22名を予定いたしております。それから給食調理員、中央材料室の補助員等々で27名、合計234人と予定いたしてある次第でございます。

その次の最終的な定数として御提案申し上げております308名の内容でございますが、これはあくまで案でございますが、医師が42名、看護部門、看護婦、準看護婦並びに看護補助員、合計163名、それから技術部門、技師、補助員含めまして38名、事務職員28名、その他給食等を含めました労務サービスに従事する職員37名、合計308名と予定いたしてある次第でございます。

8月時点での現在数は152名でございまして、まず、234名の当面目標に対しまして、82名を確保予定いたしております。82名の確保予定の内訳は、医師で13人、看護部門で50人、技術部門で4名、事務員で3名、労務サービス部門で13名、合計82名となるわけでございます。

現在のところ、最も力を注いでおりますのは、医師、看護婦でございまして、医師につきましては、病院長が大阪市大を中心にしまして鋭意話し合い、要請を続けておる段階でございます。

看護婦でございますが、50名のうち、資格を持ちました看護婦、準看護婦並びに助産婦は41名でございまして、残り9名は、補助員を充てるという計画でございます。41名中現在まで約20名が確保もしくは予約済みでございまして、今後2月間に約半数の20名を確保するという予定でございます。



技術員につきましては4名でございますが、これは一部の専門的な細菌検査、カンテナ等の現在持ち合わせておりません部門の技術員が必要な要素もございまして、そのかなりの経験者を物色等いたしておる次第でございます。

事務員につきましては、3名は、役所の方で御手配を願うべく話し合いを進めております。

労務サービス部門の職員12名につきましては、全く採用は行っておりません。今後、院内検討等進めまして、まず、公募の形で適切な時期に行いたいという感覚でございます。

最後の省力化、効率化の具体的な検討内容でございますが、まず、省力化につきましては、看護部門等につきましては、いろんな法令等の根拠、夜勤の体制等の関係で、省力化の及ぼすところはきわめて少のうございます。たとえば検査部門等におきましては、自動検査分析装置等の新鋭器械もたくさんございますし、そういった意味のものも極力検討しているわけでございます。

また、事務関係につきましても、速やかに患者さんに対応すべく、将来はコンピュータを導入も意識いたしまして、新館オープン時点では、各種の搬送器を設備として持っております。カルテを速やかに送り、また、処方せんも速やかに送るというふうな形で、最終的にはコンピュータによる省力化も考えておるわけでございます。そういったいろんな要素を、患者さん側の利便サービスを図りながら、病院側の事務の改善ないしは省力化につながることを検討をいたしておる次第でございます。

- 15番(横田憲治郎君) 第1点目の問題については、一応は了といたしまして、2点目のオープン時の82名、実質的には82名増でいいと、現在は130じやなしに152だと、実に22名現実にはオーバーしている、これは一応理解いたしまして、この82名のうちで、特に病院長も御出席いただいておりますので、13名の増員確保が必須課題になると思うんですが、いま事務局長の方から、先生の御手配よろしきを得てという答弁を得たわけでございますが、病院長の方から、その点の見通しなどについて御見解を承っておきたいと思います。

それともう1点、人員が152名から、来年本館がオープン時には300名、結局倍以上に、医療職を含めて病院の機構が膨大なものになるわけでございますが、いわゆる医療職の管理面、これはどのような御所見にお考えいただいておりますのか。現在の152名が、これはもちろん事務職員も含めてでございますが、308名というふうになってまいるわけでございますけれども、当面、新館オープン時には234名にふえるわけですが、私、懸念いたしますのはふれたそういう看護婦さんあるいは医局の先生方、それらを統率管理運営していく面で、現在の機構から新たな御発想をお考えいただいておりますのかどうか、その点をあわせてお伺いをさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○ 病院長（竹林淳君） 医師とか看護婦の問題でございますが、これはまず100%に近く充足可能でございます。ただ、医師を採用いたします場合、採算性を見ながら1人、2人と時期を見て採用していきたいと、このように考えております。看護婦さんにつきましては、そんなことを言っておられませんので、全力を挙げて100%確保ということに邁進したいと考えております。

それから、非常にむづかしい第2点の御質問でございますが、管理運営は、現在のところ、非常にうまくいっているようないぬほれは持っております。したがって、308人の定員増になりましても、うまくやれる自信は持っております。

○ 15番（横田憲治郎君） これで最後にいたします。

あと、この条例には直接関連しませんが、看護婦さんがぐんとふえるということで、163人ですが、看護婦宿舎の問題も懸念に挙がっているわけですが、宿舎建設については、まだ、財源その他で現在できてないわけでございますが、条例だけ先行するわけですが、それの方の確保見直し、これもやはりこの定数条例と大いなる関連があると思えますので、これは市当局の方から見直しなどについて、簡単で結構です、基本的なポイントだけで結構ですからお答えいただいて終わります。

○ 病院事務局長（平野誠威君） 市当局という御意向でございますが、やはり看護婦宿舎の問題につきましては、病院当局の切実な問題でございますので、私の方からお答え申し上げます。

確かに御懸念のとおり、現在のところ、新看護婦宿舎につきましては、本館の改造工事も含めまして、財源見通しが100%確定に至っておりませんので、継続して御審議をいただくということで、特別委員会等にもお願い申し上げておる状態でございますが、間もなく秋、11月でございますので、見通しはその辺で得られるだろうと観測しております。大方の確定的な見通しを得次第、委員会、議会に御協議申し上げ、速やかな事業化に取り組みたいという存念でございますが、目下では、その完成時期については、来年の中ごろ以降になるだろうということで、この間にふえてまいります特に看護婦を、通勤以外の入寮者につきましては、実は、非常に苦しいんでございますが、現在、48人定員の看護婦宿舎につきましては、約20人程度の定員予備がございます。これは2人定員を実行した場合でございますが、しばらくはそれで说得いたしまして、2人定員でごしんぼういただくということ、また、なおあふれます分につきましては、できるだけ近辺で適当な宿舎をあつせんしたいという努力を実は続けたいと思っております。現在までの20人の増員実績につきましては、入寮者はごくわずかでございまして、これからが問題になるだろうというふうに思っております。

○ 議長（坂上 國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 6番（大谷昌幸君） 人員の方ですけど、これは後の補正予算とかなり関係があるように思うんですけども、私、質問したいんですが、補正予算にからんできますので、これは後の補正予算と一緒にしていただきたいと思うんですが、いかがなものでですか。

それと、いまの人数ですが、これは数字の間違いと思いますけども、議案書の60ページには、9月1日現在の合計数が155になると思うんですけども、さっき局長が言われたのは8月現在ですから、おそらく8人ふえてるんかわかりませんが、これは155でよろしいんですね、現行は。それだけ確認しておきます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 前段の御質問は、次の補正予算がらみでございますので、ちよつとお答えしにくいんですが、後段の152名、それで、この給与費明細書の155名、これは私の提案による説明は8月1日で、以降3名の看護婦の採用がございまして、9月現在では155名でございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 関連して聞いておきますけど、先ほどこの条例案を出された段階で、現行で130名の定数があった。実情はそうではない、152名だと。ですから22名がもうすでに雇用してる、また、職員になってるという御答弁だったんで、その理由は、一挙に募集するとなかなか確保しがたいので、これをやってきたということなんで、そうすると私がお聞きしたいのは、こういうふうをなしくずし的な採用は、具体的にしかるべき機関、議会の承認を得てやってきたものかどうか。つまり、この22名の定数外の職員に実際に給与を払ってあるということ、これをいま報告されて、あと残り何ぼやと、これから努めて公募していくんだと、こういうふうなあり方は、やはり問題があると思うんです。ですから、この間の22名の採用について、しかるべき機関、それなりの議会で報告をされて承認を得てやったものか。そういうことなしでこういう独立採算の企業の場合にはやれるんか。やれるんやったら、その法的根拠は何かという点を、ひとつ明快にお答えを願っておきます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 御質問はまことに答弁に苦しいのでございますが、51年4月に着工の段階から、やはり看護婦求人難ということは当然予想しておりまして、なるべくオープン時点で一挙にとるということが一番理想であったんでございますけども、現下の看護婦の需給状態ではそれもまいたないということが事実でございまして、やむなく看護婦等の医療技術職員に頼ってのこれは準備行為でございまして、議会の定数オーバーの御承認をいただいておりますかどうかということになりますと、はっきりした御了解は、実は得てないわけでござ

いますけれども、実情をひとつ御賢察いただきまして、やむを得ない仕儀というふうに御理解賜りたいと思います。

それから、公募と申し上げましたのは、こういう看護婦とか、医師、技術員のいわゆる資格を持つ者じゃなくて、一般のサービス部門、労務部門に従事する職員12名につきましては、今後、公募をもって対処したいという意味でございます。

- 21番（直村静二君） まあ、看護婦さんのこと、私がちよつとお聞きしたかったのは、22名はすべて看護婦、また、準看護婦であつたということですか、そういうことですか。

こういう定数外の職員を生む場合には、それなりの機関の承認を、議会にも了解事項として、一定の文書的なものを入れておいてもらわないとぐあい悪いという点、申し上げておきます。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

- 22番（勝部津喜枝君） 看護婦さんの問題でもう少しお聞きしておきたいんですけども、1つは、家庭婦人のそういう資格を持つておられる方の登用を広く広げるということで、保育所対策を含めまして、何かそういうものを考えておられるのかどうかということと、以前に、特定のそういう専門学校と市との契約と申しますか、学債などを買って、確保の道を開いておくというようなことも考えておられたことがあつたように思うんですけども、その辺の看護婦確保対策として、単になし崩しの、常時弾力的に採用するということだけでなく、定期的なそういう確保の道がとられているかどうかということと、もう1つは、常々問題になります夜勤の体制ですけれども、これは新館オープンと同時に、どのような状況に考えておられるのかどうか、その点ひとつお願いします。

- 議長（坂上國治君） 答弁。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 看護婦の、特に潜在看護婦さんと申しましよるか、家庭婦人の有資格者の登用を広げるということは、国、府等においても十分に意識されておりました、ナースバンクというふうな機関の設置もでございます。

問題の、院内に保育所等の施設をつくり、そういう方の確保も考えられるじゃないかというふうな御意向だと思いますが、確かに院内保育所の問題は、看護婦確保にかなりつながつてまいるという考え方は持ち合わせておりますが、いまの新館段階では、残念ながら、院内保育所は設置できないというふうになっております。改造計画の中で院内保育所をつくり得るかどうか、また、どの程度の保育ができるかどうか、実は課題といたしております。もちろん、今回の看護婦対策につきましては、先ほど申し上げました、大阪にあります府の機関であるナースバンク、職業安定所、広告等、あらゆる手段をとつておりました、約半数を確保し得る見通しで、あと2月間にお一層の目標を加えて取り組むという状態でございます。先ほど説明のと

おりでございます。

それから奨学委託生、九州の2校に委託しております分につきましては、毎年4月定期に入ってまいります。したがって、これはどちらかといいますと、定期的な退職要員というふうな意識を実は持っているわけでございます。その数も、いまのところ約10名強でございます。ただ利点は、定期的に入ってくるという安定性があるということでございます。

それから、看護婦の確保について、定期的な何らかの方策を講じるということを考えるべきだという御説明でございますが、実際問題、常時募集ということにいたしませんと、定期的な形の採用はなかなかむづかしいという辺を御理解いただきとうございます。

それから申しおくれましたが、3交代制夜勤体制でございますが、原則的には3交代、時間の組み方とか、いろいろございますが、3交代が大体通例でございます。基本的には、そういう3交代制を十分に意識しているわけでございます。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第57号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（坂上國治君） 日程第2、「和泉市市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第58号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立病院の料金等に関する条例（昭和47年和泉市立条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区	分	料 金		
		本 市 住 民	本 市 住 民 で な い 者	
分 べ ん 料	時 間 内	1 回 に つ き 25,000 円	1 回 に つ き 30,000 円	
	時 間 外	1 回 に つ き 35,000 円	1 回 に つ き 42,000 円	
	休 日 及 び 深 夜	1 回 に つ き 45,000 円	1 回 に つ き 54,000 円	
入 院 加 算 料 金	新 館	特 別 室	1 床 に つ き 日 額 10,000 円	1 床 に つ き 日 額 13,000 円
		個 室 A	1 床 に つ き 日 額 6,000 円	1 床 に つ き 日 額 7,800 円
		個 室 B	1 床 に つ き 日 額 5,000 円	1 床 に つ き 日 額 6,500 円
		2 人 室	1 床 に つ き 日 額 2,000 円	1 床 に つ き 日 額 2,600 円
		3 人 室	1 床 に つ き 日 額 1,000 円	1 床 に つ き 日 額 1,300 円
		4 人 室	1 床 に つ き 日 額 500 円	1 床 に つ き 日 額 700 円
		6 人 室	1 床 に つ き 日 額 300 円	1 床 に つ き 日 額 400 円
	本 館	個 室	1 床 に つ き 日 額 4,000 円	1 床 に つ き 日 額 5,200 円
		2 人 室	1 床 に つ き 日 額 1,500 円	1 床 に つ き 日 額 2,000 円
		6 人 室	1 床 に つ き 日 額 0 円	1 床 に つ き 日 額 300 円

備 考

1. 時間内、時間外、休日及び深夜の区分は、健康保険診療報酬算定方法の例による。
2. 多胎分べんの場合の分べん料の額は、この表に定める金額に、1人増すごとにこの表に定める金額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

産婦人科の新設、病棟の増改築等に伴い、分べん料の額を定め、及び入院料加算の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第58号参考資料(2)

和泉市立病院 病室数・病床数等の新旧対照表

新 館 (新 設)				本 館 (現有棟) 改造整備後				現 行						
室 区 分	室 数	病 床 数	料 金 (案)		室 区 分	室 数	病 床 数	料 金 (案)		室 区 分	室 数	病 床 数	料 金	
			市 内	市 外				市 内	市 外				市 内	市 外
特 別 室	2	2	10,000	13,000	個 室	10	10	4,000	5,200	1 等 A (個 室)	8	8	2,500	3,500
個 室 A	7	7	6,000	7,800						1 等 B (個 室)	5	5	2,000	3,000
個 室 B	10	10	5,000	6,500	2 人 室	4	8	1,500	2,000					
2 人 室	9	18	2,000	2,600	6 人 室	14	84	0	300	2 等 A (6 人 室)	4	20	800	500
3 人 室	2	6	1,000	1,300						2 等 B ( " )	3	18	200	350
4 人 室	2	8	500	700						2 等 C ( " )	7	42	100	200
6 人 室	25	150	300	400						2 等 D ( " )	5	27	0	100
計	57	201			計	28	102			計	32	120		

議案第58号参考資料

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新				
別表（第2条関係）				
区 分		料 金		
		本 市 市 民		本 市 市 民 で な い 者
分 べ ん 料	時 間 内	1 回 に つ き	25,000 円	1 回 に つ き 30,000 円
	時 間 外	1 回 に つ き	35,000 円	1 回 に つ き 42,000 円
	休 日 及 び 深 夜	1 回 に つ き	45,000 円	1 回 に つ き 54,000 円
入 院 料 加 算 金	新 館	特 別 室	1 床 に つ き 日 額 10,000 円	1 床 に つ き 日 額 13,000 円
		個 室 A	1 床 に つ き 日 額 6,000 円	1 床 に つ き 日 額 7,800 円
	個 室 B	1 床 に つ き 日 額 5,000 円	1 床 に つ き 日 額 6,500 円	
	本 館	2 人 室	1 床 に つ き 日 額 2,000 円	1 床 に つ き 日 額 2,600 円
		3 人 室	1 床 に つ き 日 額 1,000 円	1 床 に つ き 日 額 1,300 円
		4 人 室	1 床 に つ き 日 額 500 円	1 床 に つ き 日 額 700 円
		6 人 室	1 床 に つ き 日 額 300 円	1 床 に つ き 日 額 400 円
	本 館	個 室	1 床 に つ き 日 額 4,000 円	1 床 に つ き 日 額 5,200 円
		2 人 室	1 床 に つ き 日 額 1,500 円	1 床 に つ き 日 額 2,000 円
	館	6 人 室	1 床 に つ き 日 額 0 円	1 床 に つ き 日 額 300 円
備考				
1 時間内、時間外、休日及び深夜の区分は、健康保険診療報酬算定方法の例による。				
2 多胎分べんの場合の分べん料の額は、この表に定める金額に、1人増すごとにこの表に定める金額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。				
旧				
別表				
入 院 加 算 料				
種 別		料 金		
		本 市 市 民		本 市 市 民 で な い 者
1 等	A	1 床 に つ き 日 額	2,500 円	1 床 に つ き 日 額 3,500 円
	B	1 床 に つ き 日 額	2,000 円	1 床 に つ き 日 額 3,000 円
2 等	A	1 床 に つ き 日 額	300 円	1 床 に つ き 日 額 500 円
	B	1 床 に つ き 日 額	200 円	1 床 に つ き 日 額 350 円
	C	1 床 に つ き 日 額	100 円	1 床 に つ き 日 額 200 円
	D	1 床 に つ き 日 額	0 円	1 床 に つ き 日 額 100 円



議案第58号参考資料

産婦人科における自費料金(案) (条例で定めるもの以外)

診療行為	診療料金					
初診料	時間内	840円	時間外	1,440円	休日	2,640円
	深夜	4,440円				
再診料	時間内	516円	時間外	996円	休日	1,956円
	深夜	4,116円				
入院料	1日 6,360円					
新生児介補料	1日 3,000円					
手術料	人工妊娠中絶 (3ヶ月まで)	20,000円	頸管裂傷縫合	4,680円		
	人工妊娠中絶 (6ヶ月まで)	30,000円	会陰縫合	筋層 2,400円	肛門 3,760円	
	頸管ブジー法	2,400円	吸引遂娩器	9,360円		
	胎盤用手剥離	3,480円				
麻酔料	人工妊娠中絶に伴う麻酔料		1,440円			
指導料	妊産婦指導料		1,000円			
処置料	子宮腔洗浄	1回 180円	リング挿入	10,000円		
	悪露交換	1回 180円	リング抜去	8,000円		
	褥婦処置	1,000円	コルポリリーゼ	840円		
	胎盤処置	1,000円	メトロリリーゼ	2,400円		
	乳房マッサージ	120円	ラミナリヤ	840円		

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第58号、和泉市市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

病院新館の竣工並びに産婦人科の新設に伴いまして、入院加算金と産婦人科料金を定める必要がございますので、ここに料金等に関する条例の改正案を御提案申し上げた次第でございます。

まず、料金につきましての基本的な考え方でございますが、市立病院の公的な医療機関としての公共性から、広く地域住民の方々に御利用いただくに当たりましては、できるだけ負担が軽減されねばならないということは、十分に認識いたすところでございます。一面、低迷いたします経済情勢の中で、巨額の借り入れ資金を投じまして病院整備を行っております現状、また、病院事業会計が赤字経営からお脱し得ず、加えまして、ここ一两年は整備事業の過渡期に遭遇いたしますため、一層困難な経営状態で切り抜けねばならず、この対策に大変苦しんでおるわけでございまして、この厳しい現実、実情をも十分考えあわせまして、原案を調製いたしました次第でございます。

条例改正案は、別表に規定の入院加算金につきまして、新設の新館各室料金を定め、あわせて既存の本館料金を改定し、新設産婦人科の分娩料を定めるものでございます。別紙で参考資料として、入院加算金新旧対照表を添付いたしておりますが、各館の病室数、ベット数等を追加資料として本日、お手元に御配付申し上げておりますので、何とぞ御高覧いただきますようお願い申し上げます。

まず入院加算金、すなわち、一般に言われます室料差額でございますが、新館各室の病床数と、日額の料金案を御説明申し上げます。

まず、特別室は2床でございまして、日額1万円、個室A7床、6千円、個室B10床、5千円、3人室9室、18床、2千円、3人室2室、6床、1千円、4人室2室、8床、500円、6人室25室、150床、300円であります。本市市民でない方につきましては、市民の方の3割増し額といたしまして、別表の右欄に記載のとおりでございます。

既存の本館の現行料金は、1等個室A、B、2等総室A、B、C、Dと細かく分類いたしておりますが、改造整備後は、個室10床、2人室4室、8床、6人室14室、84床と予定いたしております。料金の案につきましては、新館とのバランス等も考えまして、個室4千円2人室1500円、6人室は無料といたしました。市外の方につきましては新館同様、市民の方の3割増し額とし、別表に記載のとおりでございます。

新館、本館を通じまして、全体303床の内訳であります。個室が29床、2人室から4人室まで40床、6人室が234床でございます。有料、無料別では、有料が219床、無料が84床であります。現在は、120床中有料が93床、無料27床でございますが、市外の方は、新旧ともに全部有料でございます。

特別室及び個室につきましては、患者の御希望によって選択されることが多いことから、現下の経済情勢での応分の額をいただき、2人室から6人室までのいわゆる相部屋につきましては、極力料金の軽減を図り、とりわけ、最も病床利用の多い6人室につきましては、本館で無料といたした次第でございます。

御承知のごとく、病院の収入の大宗となります診療報酬につきましては、国が定める事項となっております。51年4月に改定後、今日まで据え置きとなっております。最近、ようやく諮問機関でございます中医協、すなわち中央社会保険医療協議会が再開されて、具体的な論議に入る様子でございますけれども、結論に至りますまでには、まだかなりの時日が必要であると予想されております。

この入院加算金は、数少ない病院としての自主料金でございます。有力な財源とせざるを得ない実情でございます。甘い見通しに立ち得ない厳しい経営状態が続いておりますが、基本的には、公立病院といたしましては、差額負担の軽減、解消の課題として、経営改善にあらゆる努力を今後積み重ねてまいる所存でございます。

次に、産婦人科料金案でございますが、保険給付の対象とならない妊娠、正常分娩の各種料金を定めるものでございまして、原案の調製に当たりましては、府下の公立病院の料金、大阪産婦人科医会の料金規定等を検討いたしまして、特に本市と泉大津両市間で、それぞれの市立病院について相互に市民抜いとする協定がございますこと、また、これまで多くの市民の方が泉大津市立病院の産婦人科を御利用された経過等を考えまして、検討に際しましては、泉大津市立病院料金を重視いたした次第でございます。

保険外の自費料金につきましては、条例の第2条第1項第2号で保険料金の2割増しという規定がございまして、また同条第2項で規則委任の規定もございまして、各市の産婦人科料金規定の仕方を検討いたしまして、分娩料について条例事項とし、他は保険料金の2割増しの規定に準拠いたしまして、人工中絶料等、保険点数に入らない事項につきましては、別途規則で定めたい考えでございます。

分娩料は、時間内2万5千円、時間外3万5千円、休日と深夜は4万5千円、その他の料金案は、参考資料に記載のとおり、規則で定める予定でございます。時間内とは、平日の場合、午前9時から午後5時まで、深夜は午後10時から翌朝午前5時まで、時間外は平日の午後5

時から午後9時まで、午前5時から午前9時まで、及び土曜日につきましては正午から午前10時まで、すなわち、職員の勤務時間に準拠するものでございます。なお、分娩料につきまして、市外の方につきましては、市民の2割増し額といたしまして、別表の右欄にそれぞれ記載のとおりでございます。

この料金案によりまして、入院期間1週間と仮定いたしましたお産の料金額は、入院加算金、すなわち室料差額、それから、投薬、注射料等を一応別といたしまして、時間外分娩の場合、約10万ないし11万、休日、深夜の分娩では、約12万ないし13万程度と概算されるわけでございます。

また、この改正条例の施行日につきましては、新館オープン予定の12月12日と一応は想定いたしておりますが、100%確定には至りませんので、公布の日から90日以内に規則で定めることとした次第でございます。

以上、大変簡単でございますが、提案理由と内容の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議賜り、原案を可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番（横田憲治郎君） 簡単に一点だけで終わります。

一つは、27床から84床ですか、6人部屋がふえるということですが、これは本館工事が完了せなかならんわけですね。これはやむを得ないことなんですけれども、老人が長期入院でいらっしゃるわけですが、あの方々が安心して長期療養についていただけるためにも、これは結構なことだと評価できると思うんですけども、問題は、改造過程で新館へ全部移っていただくというような手法をとるらしいですけれども、それがまた、本館オープン時にさらに別に戻すというときの問題点消化を事前にしておかなきゃならんんじゃないかと思えます点、一点確認したいのと、それから産科、これは何人ぐらい収容できる能力があるのか、この点ちょっと確認させていただきたい。

以上です。

- 議長（坂上國治君） 理事者答弁を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

改造は、新館へ現在の本館に入院されておる患者さんを一たん全部移しまして、病室をからっぽにいたしまして、一部新館に入り切れない院長室、医局、事務室の一部等々が病室に仮住まいするという事は、先ほど御説明申し上げましたが、一たん移した患者を再び本館整備後戻すということにつきましては、当然に一定の御理解、納得を得て移すことになるわけです。

ただ、この辺につきましては、むしろ新館から本館に移っていただくというような御希望も

あるかと思いますが、多分その時点では、新館はほぼ満室という状態になると思います。したがって、満室以後の本館の方の整備のできました部屋には、その後から逐次患者さんが入ってくる、こういうことになるんじゃないかと思うわけでございます。いずれにいたしましても、現在の本館から旧館にお移りいただくという場合にも、当然、あらかじめ一定の料金差が生じますので、適当な手段で一定の余裕期間をもちまして、患者さんに十分に御理解を得た上、御同意を得た上で移すということは、当然にやらなくてはならないという考えを持っております。

産科でございますが、これは産科のみならず産婦人科で、婦人科も入っております。病床は全体で36床でございますが、うち未熟児のベッドが5床入っております。これは未熟児専用でございますので、産婦人科ベッドとしましては、31ベッドでございます。

○ 議長（坂上國治君） ほかに。

○ 22番（勝部津喜枝君） 一つは、市民の皆さんの非常な期待の中で、とりわけ産婦人科の新設という中での開設なんですけれども、この新しい料金の改定につきましては、近隣の、たとえば泉大津市民等がどうなっているのかというふうな資料を御提示願えたら、参考としても非常にいいんじゃないかという点で、ぜひ出していただけないものかというふうに思います。

もう一つは、産婦人科の問題では、かねがね御要望の強かった入院助産制度の指定の状況はどうなっているのかということと、その指定病院になった場合の病床はどれほど確保していただけるのかと、この点の一つお聞きしたいと思います。

それともう一つは、これまでの病院経営の中での差額の収入が、全体の収入の何％ぐらいを占めてきたのか。今回、新しくこういう料金改定になりました場合に、財源確保として非常に少ない自主的に決められる額だけというふうな御説明でしたけれども、今回も予定としまして、この新しい料金になった場合に、何％ぐらいの差額での収入増を見込んでおられるのか、この点一つお聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） まず料金の、近隣の公立病院、たとえば泉大津の市立病院の現状等、資料の提示の御要求でございますが、現在のところ、議員さんに御配付する用意はしておりませんが、資料としては、当然にわれわれの方で用意いたしておりますが、非常に判断の苦しいところは、いろんな設備差、広さ、建築年次差等がございまして、どうも単純に額面比較ができないという苦しさがあるわけでございます。また、各市にはいろんな歴史的な過程の中で、あまりにもはらつきがある。これは、われわれの考え方なんで、先生方がどうごらんになるかは別といたしまして、資料は持ち合わせておりますので、御要望がございましたら、御用意を申し上げます。

それから、助産指定の状況並びに確保ベッド数でございますが、助産指定は受けるという考え方でございまして、適当な時期に大阪府に対して手続をするということでございます。確保ベッド数につきましては、先ほども横田先生の御質問にお答えしましたごとく、産婦人科を含めて31床でございますが、このうち産科助産ベッドを何床にし得るか、実のところ、もう少し時間をかけていろんな検討を院内で行って、結論を出したいという考え方でございます。

最後の室料差額収入の全体収入に対する率でございますが、これは本市立病院の場合の御質問かと思えます。現状は、昭和51年度の決算で申し上げますと、全体収入じゃなくて、これは入院収入対室料差額という関係に実はなっております。入院収入に対して、差額ベッドの収入が51年度で1千600万円でございますが、入院収入に対して3.5%が51年度の実績でございます。

それから新館になったとき、201床、303床、2段階であります。実のところ、いろんな過程での読みはいたしておるんでありますけれども、極力収入を上げねばならないという意識を持ってございまして、その収入を何はと見込むかということによってこの率が変わるんでございますが、額で申し上げますと、これは大体100%というような形で、事実とは若干ずれるように思いますが、この案でまいりますと、新館で約7千万、本館で1千800万、合計8千800万円、これは、フルに100%利用された場合でございます。

問題の医療収入、特に入院収入がこれに対してどれだけ収入を上げるかという点が問題でございますが、いまのところ、その推計をいたしておりますが、いまの実績からスライドさせたということになりますと、至って話は簡単でございますけれども、それではとうてい収支活動はできないという意識でございまして、その辺は御賢察いただきとうございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 助産指定につきましては、適当な時期に受けるということでの御答弁なんですけれども、これは診療を始めたときには、ぜひ指定を受けて、ベッド数が決まっているということを強く要望しておきたいと思えます。助産指定を受ける場合、大変改悪されておまして、健康保険の方々には適用されないなどというふうな状況も起きておりますけれども、希望者の方にはぜひベッド数が確保されておるように、その点を強く要望しておきたいと思えます。

もう一点、これは大変あれなんですけれども、公立病院の性格としまして、やはり地域に合ったといいますか、広く市民に利用できる、こういう立場から、高い医療技術と、そういう器械の投入ということとあわせて、低所得者層、お年寄りを含めた方々の対策も当然必要だと思えます。その点で、改造後84病床に差額ゼロをふやしていただいているという点では、大変いいと思うんですけれども、新館で6人部屋がすべて300円の差額ということにつきまし

ては、収入のかげんからということになるのかどうか。新館にも差額ベッドのゼロということの考慮はできなかったのかどうか、その点再度お尋ねしておきたいと思います。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 助産指定の御趣旨はよく理解いたしておりますので、適時と申しますのは、当然に新館オープンの事前の適当な時期にということでございます。

それから、新館でのいまの6人部屋300円について、特に家計の苦しい方に対する配慮ができないのかということでございますが、提案理由で申し上げましたように、公立病院の考え方といしましては、差額負担を極力解消していくというのがもちろん本旨であることは間違いないでございます。できればそう持っていかなければならない。ただ、現実巨額の投資をしております関係で、最も新しい現在竣工いたします館につきましましては、苦しい経営がございますので、できるだけ最低の料金を御負担いただきたいというのが、実のところやむを得ない判断でございますので、その辺をひとつよろしく御賢察いただきとうございます。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） 実は、この新館建設のときによく言われておったんですが、120床であればどうしても赤字になるんだと、そういうことで年間1億円程度の赤字を出したわけなんです。当時の事務局長の話では、300床になったら、何とか収支がとんとんだという話をしておりましてですね。この点が私いまだにわからないんですが、人件費にしても大体3倍程度が増員されておりますし、そこらで、やはり病院といえども特別会計であり、赤字を出せば、これは市の一般財源から出さざるを得ないわけなんです。

というわけで、私、じつと考えてみましたら、人員についても非常に大ざっぱに出されておるわけです、はっきり言いましたら、人員の条例案にいたしましても、そういうことで実際3百床になれば、現在、1億円程度の赤字ですけれども、よく言えば人件費だけ赤字と、そういうことだから、どうなるんですか、会計収支決算の方は。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 確かに計画段階並びに実行段階で、120床は一つの不適正規模である、300床が経営的にも適正規模であるというふうなことを申し上げておりますが、その観点は変わらないわけでございまして、小さい形の病院でございまして、ある基本的な条件は要るわけでございまして、そういう意味合いで、やはりある適正規模まで持つていく方が合理的なといひますか、適正な経営もし得るということでございます。

ただ、実際の問題として、果たして全整備完了いたしました303床段階で、一体経営状態の見通しはどうなるのかと、赤字幅が減るのか、ふえるのか、もしくは収支とんとんになるのか、こういうふうな見通しに対する御質問でございます。これは、私どもの方も一番推定に

苦しんでいるところでございまして、現在のいろんな形の構成をそのまま規模拡大にスライドしました場合には、当然に、赤字は同じような率になりまして、むしろ額としてはふえるという事は明らかでございます。

ただ、院長先生等の所存といたしましては、内容を充実することによって収益増加につながり得るという一つの考え方がございます。また、病院の規模の整備、それから診療スタッフの充実等によりまして、医療の質に対する評価が漸次高まってきたるべく当然に対応せいかんということで、患者数、外来を含めまして当然伸びていくだろうという目標ないし期待を持つてゐるわけでございまして、問題は一にかかって、極端な費用の切り詰めは、実際問題ある限界がございまして、医療収支は、経常的な収支でございまして、これをいかに改善するかということが、医療の充実とあわせまして最大の課題であると、われわれも十分にそれを意識してあるということをおぼろげに申し上げたわけでございます。

具体的な計数等につきましては、幾通りもわれわれの方では検討いたしておりますが、実のところの確な予想が、いろんな経済事情の変化、たとえば診療報酬の引き上げの状態ないしは人件費のベースアップの状態、物価の上昇等、いろんな要因が的確に見通し切れませんで、実のところ、的確な資料の御提示がむづかしいのでございますが、なお今後、極力整備いたしまして、その見通しをやはり目標として立てねばならんということは重々意識しておりますので、ひとつ今後の最大の努力というものをごらんいただきまして、いろんな面での御指導を仰ぎたいと存じているわけでございます。

- 20番(田中包治君) いま話を聞いてみると、やっぱりそれに応じて果進的に赤字が出るんじゃないかと、こういうことなんです、はっきり言いましたら、私たちが、120床の場合に、病院は福祉行政だからやむを得ないのではないかと、そう言うたら、病院の返答は、そうやったと思うんです。120床だから赤字になるんだと、300床になったら、適正規模になって赤字が減っていくんだと、こういうように私は理解しとつたんですけれども、現実にごとまで来ておるんですから、私たちがとやかく言えませんが、やはり病院というのは、福祉行政の一貫であるわけなんです。この点だけは理解してもらいたいと思うんです。その上に立って、それは市財源を出すのもやむを得ないと思えますけれども、やはり合理化というもの、あるいは機械化によるところの合理化とか、そういう方向の中で、財政の収支をできるだけ赤字をなくすように努力するという熱意だけは持つてもらわないと、殿切皆さんが言ったことと、現在の答弁聞いてつたら非常に差があるので、その点よく御了承してもらいたいと、そういうことを要望して終わります。

- 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ありませんか。



○ 21番(直村静二君) 一つは、ここに書いてあります料金表で、本市市民でない者というのがありますね。これは読んで字のごとく、和泉市市民でない者、こういうことなんですが、これは確認しておかないといかんのは、この病院が分離独立したわけですね、泉大津病院から。したがって、十年間の協定があるんだということですから、具体的に、この本市市民でない者という中に、どういうふうにこれを織り込まれておるのか、つまり和泉市民であって泉大津病院に行ったと。その場合、十年間協定で本市市民扱いだということになってると。それについて泉大津病院の場合は具体的に差があるのか、つまり泉大津市民と和泉市民の差があるのか。なければ、今度、泉大津から和泉市の病院に来た場合、その十年間協定が生きて、そして、本市市民でない者という規定が入った場合、泉大津市民であっても十年間協定がありますから、これは和泉市民であるというふうになっておるのかどうか、この点ひとつ明快にしておかないと、そういう申し合わせ、十年間協約というものがあるのかどうか。そうしないと、実際の運用面で、泉大津から来てそういうことを知らない人が、十年間協定知らなかったら、また、病院としても金欲しいから、あなた泉大津やから2割もらいますと。逆に大津の方に行った場合、その点をひとつ確認をきちりね。条例として、本市市民でない者という意味で確言、確約できるのかどうか、その点をお答え願いたい。

議長、まだ昼から二、三あると思いますので、休憩を先したらどうですか。

○ 議長(坂上國治君) 昼回っておりますんで、もう済むだろうという考えでございましたけど

○ 21番(直村静二君) そしたら、一言だけ意見を言いますと、市立病院が新しくオープンするのに、こういう膨大な料金収入の手数料の関係が、資料これだけで出すというのではね。やっぱり、しかるべき機関で一定の審議をして、それで各資料をもらい、十分詰めて、そうして出てくるということが私は必要だと思ひます。これは適当な委員会においてそれなりの審議をしたのかと、これは事前に審議したらあかんねやと、本会議でやりなさい。しかし、これは膨大なものですから、それだけ聞いても、やっぱり資料がないとね。そうすると資料はここに配付する予定なかったと、しかし、事務所で保管してるから、必要があつたら見てくれ、こういう答弁ですからね。

新しくオープンされて私は結構だと言ひますよ。何が結構だと。つまり新しくオープンされて、市民が健康、医療増進の立場から利用される。まず第1に、医療技術が優秀だということの評判を取ってもらつたら大いに結構、たくさん来てくれます。しかし、公立病院ですから、普通の民間病院と違ひますから、金もうけが目的じゃない。少なくとも、和泉市民十何万という点からいくと、低所得の方もいてはるから、やはりそれにふさわしい料金というものを見

ないかん。また、ほかの民間病院との格差の問題があつて、こつちの方を高くすりや、あまり人が来んということになつたらいかんのでね。また、旧館については暫定措置も考えないかん。しかもこの条例は、90日以内に施行するというんでしょ。そんなら12月12日にきつちりやつたら、いまは10月7日ですわな。何もあわててせんでもいいじやないかと。この料金については、他の病院と比べて、料金をきつちりと調べて、これが一番適正というかつこうで、そこまで詰めて、それなら私はまことに結構と思うんですよ。

条例の問題として、泉大津市民であること、10年間協定がどこに生かされておるか、そういうふうな実際の説明がなかつた、つまり同じ市民として扱いとつた場合に、完全に泉大津市民の場合には同格だということの確認ですな。

- 12番(藤原要馬君) 議長、休憩するんですか、続行するんですか。続行するんやつたらこれでよろしいけど。まだ、後続くんだつたら、早く休憩してもらいたい。
- 議長(坂上國治君) 先ほど続行せよということでございますんで、続行してください。直村君、本論に入ってください。
- 21番(直村静二君) 次に、救急の医療体制、具体的にこれはせないかんですね。これがオープンした場合、救急車が実際に市立病院へ運んでくるとつた場合に、どれとどれを受け入られるのか。つまり外科、交通、その他ありますね。その点についても、救急医療体制としては、オープンした段階で、何と何となら確実にできるんかと、しかも救急についての医師の配置が具体的にどうなつてるか。つまりオープンしてからはどうなる、それからどうなるという点。

先ほどの御答弁の中で、本館を改造した段階で、長期の老人の患者の方を引き取つていかならんという段階で、本人の同意を得たということでしたな。しかし、同意を得られなかつたらどうするんやという問題があります。お金が差額かかりますが、よろしいかと、その辺について、同意がなかつたらどうするんやと、そのままということになるんか。

この際、それなりの医療体制と、老人の方の長期の入院については、病気の進行度合い、その辺は医師の判断によりますけど、最終的に同意によってですからね。その同意というのは、具体的にどういうものか、その辺についてお聞きします。トラブルが起つたらいいけませんからね。

その3点についてお答え願えますか。

- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) まず、第1点でございますが、条例には、現行条例においても、市民、それから市民でない、いわゆる市外居住者、市内居住、市外居住という表現になつ

ておりました、47年4月、その段階での10年協定相互市民扱いというのは、これまでの扱いにおいても、それぞれ市民扱いをいたしております。今後においても、この条例の表現は市民、それから市民でないという従来の形と同様でございますが、この協定は、条例として10年間生きるということで、運用面において和泉市立も泉大津も、それぞれ市民扱いをいたしております。

それから、救急医療体制でございますが、これは実は本館整備の段階で、その救急医療スペースを計画しておりました、新館の段階でどのように対処し得るかということにつきましては、実のところ、まだ課題としている段階でございます、具体的に医師配置をどうする、どれだけの診療科目を診るというふうなお答えは、現在ちよつとむづかしいと思います。少なくとも、公立病院であります以上、病院内部の事情はございまして、基本的な姿勢としては、何らかの形で社会的な要請を受けていかざるを得ないということは、十分認識するところでございます。

それから最後の、現在館から新館に、また、現在館の整備が終わりました段階で新館から旧館に、こういう患者さんの移転につきまして、同意がなければどうするんですかということでございます。これは同意と申し上げましたのは、やはり一定のお話し合いといいますか、お知らせとか話し合いをしまして、御納得をいただかないかんという趣旨で申し上げましたんでございまして、どうしてもお金の負担で困るというふうなケースについては、大変むづかしい質問になっておりますが、たとえば個室を選ぶ際、2人室、3人室、4人室、今度は新館の方は現在と比べて室の種類も分かれておりますので、どの部屋を御選択いただくかということも、治療上の面とあわせて、患者さんの御納得を一面では得たいというふうな形で申し上げたんでございます。もちろん、公的な扶助を受けられる方につきましては、有料な室につきましても、現在同様免除はいたすこととなります。

同意を得なければどうするんかということにつきましては、やはりこれは治療は継続せないかんという人道的な問題もからみますので、極力御同意をいただくべく努力をするということでございます。

○ 21番(直村静二君) これは仮定の問題ですから、ケース・バイ・ケースで実際はやっていかないかんと思います。

さて、これは市民と大津の関係でいきましたら、私は、やはり条例としては、ただし書きとして、10年協定に基づいて泉大津市民も含むというかつこうにしてもらいたい。そうしないと、事務上の手違いも出てくると思います。和泉市民だつて、大津へ行っているいろんな問題が出てくると思いますので、びしつとその点は統一してもらいたい。

救急問題については、当然公立病院でもせないかん。その体制に早く入ってもらいたい。これは公立病院同士の連携プレイもあります。医療内容によっても、ここはこれとこれの救急だと、これを早くして上げないと、オープンしてから飛び込みで来て、やっぱり、いろんな問題が起こってくるんじゃないですか。その点も私は言いたいと思います。

それから、いまの老人の長期の医療問題について、これはケース・バイ・ケースですから。それと、先ほど言いましたように、資料出してください。各議員が見にこいというふうなことにやなしにね。どうせこの後の案件、まだ、補正予算もついていますから、この点については、私は全部資料欲しいと思います。そうしないと、ただ、これだけで言うてると、何か歯がゆいというか、納得いかん点がありますので。

一応、そういうことで私の質問を終わっておきますが、注文として、他市の状況をわかってる範囲内で資料を出してもらいたい。これ出せますか、昼の休憩中に。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 公立病院のデータにつきましては、定期的な情報交換がございますのでわかりますが、残念ながら、私立の周辺病院さんの状況につきましては、ちょっと資料がつかみにくうございます。

○ 21番（直村静二君） そんなら私立について、全部と言いませんよ。たとえばこの産科婦人科の新設の段階では、民間病院での分娩とか、こういうのは、かなりきついと思うんです。その分の資料があつたら出していただきたい。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 現在、大阪産婦人科医会という組織がございます。これは、文字どおり産婦人科の医療をなさってる方々の料金規定でございます。この資料は持ち合わせております。

○ 21番（直村静二君） それをひとつ出していただきたい。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 2番（天堀博君） お昼過ぎておりますけれども、続行ということですので、一点だけ質問させていただきます。

先ほどの勝部議員の質問に関連してですけれども、6人部屋の新館の方の差額が300円ということですね。これについて、私は協議会の折にもこれははずすよという要望はしましたけれども、そのままです。この点について再度、お考えをお聞きしたい。

さらに、他市の公立病院の差額の徴収実態はどういうふうになっているのか。大阪府下なら大阪府下にある公立病院のうち、大体何%の公立病院が差額徴収、いわゆる最低の6人部屋と

100円であるとか、300円であるとか、500円であるとか、そういうふうな金額的なも

のですね、そういうものもひとつ明らかにしていただきたい。

それから、そういうふうな資料が事前の協議会の折にも出ておりませんので、その点を明らかにしていただくことと、その300円の差額を取ることによって、年間でどれぐらいの増収になるか。先ほどすべての差額分の増収が201床で7千万ということは出ましたけれども、新館6人部屋についての増収がどれぐらいになるのかということですね。

それから、いわゆる高級の特別室とか、個室Aとか、こういうところの他の病院、これは私立の病院も含めて、そういう病院の室と、今度の和泉市立病院のそういう部屋とが、どれぐらいの差と申しますか、部屋の状況がどういふものなのか、違うのかどうか。それから、そういうところの利用状況とか、あるいは差額料はどういふことになっているのかいふふうな点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 6人床、新館300円の案につきましてお尋ねでございますが、これは繰り返し申し上げておりますように、差額負担は当然なくさないかんという前提を十分意識しておりますが、巨額の投資をしている中で、現状やむを得ないということで御理解いただきたいということを申し上げているのでございます。

他市の差額徴収の状況、特によく似たような状況はどうかということでございますが、これは先ほど来申し上げましたように、その室面積差、設備差、建築年次差、それから料金差等、非常なばらつきがございまして、一概に平均値はこうだということは、ちょっと説明し切れませんのでございます。

3点目の、新館6人床の分の差額診療推計でございますが、一応、365日100%と仮定いたしまして、市内90%、市外10%というふうな一応の仮定ではじきますと、約1千700万程度でございます。

○ 2番（天堀博君） それから、個室とか特別室。

○ 病院長（竹林淳君） 答えいたします。

ちょっと追加させていただきますが、部屋の質的な問題、個室とか特別室、これは機能的には非常にいいものだと自負しております。しかし残念ながら、他の公立病院の特別室なんかと比べて非常に狭いというか、半分ないし3分の1ぐらいしかございません。

料金の方は、他の病院に比べて、ランクから言いますと、やや高い方に位置しております。

それから、根本的な問題でございますが、もし新館の6人床を無料といたしますと、旧館の6人床との間に不平等が出るのではないかということでございます。

- 2番(天堀博君) ちよつと漏れた点は、個室とか特別室の利用状況がどうかということと、2番目の点で、他の病院との差についても、いろんな設備差、その他が複雑だということですね。そういう理由だけで大ざっぱに言われるんですけれども、それなら、たとえばこの病院ということで1、2カ所取り上げて、こういうことかというふうなことが出せないものかどうか。いわゆる似通ったといいますか。ここでは、違うのはこういうことで違うんですというふうな資料まで、できれば出していただきたい。でないと、いろいろまちまちでございましてということでは、ちよつと納得しがたいというふうに思うわけです。

それから、府下で何割ぐらいの公立病院が差額徴収しているのかというところ辺りも、これも出ていないという点では大変資料不足だと思うんです。年間の収入増の推計が約1千700万円程度だということですが、その点については、もう少し特別室とか個室なんかの具体的な利用状況、その他の資料もわかれば、その辺りもう少し検討の余地があるんじゃないかというふうにも考えられるわけです。

たとえば協議会のときにいただいた資料では、特別室というようなものはオールケア・システム、すべて洗面用具、その他がちゃんと壁に収納されてるという状況らしいですが、応接4点セットとバス、トイレ、電話つきだと、このような高級なものが2室あるということですね。こういうところの利用状況がわかれば、これらを利用していただく方には、もう少し応分の負担を願った方がいいんじゃないかということも考えられますので、そういう点では、もう少し煮詰めた検討が必要じゃないかと思うわけです。そういう点はどうなんですか。

- 病院事務局長(平野誠蔵君) 特別室、個室の利用状況については、本病院の場合は、実績は、現在館の個室はございません。御質問の御趣旨は、よその病院はどうかと、こういうことだと思います。

残念ながら、全体のベットの回転率とか、許可病床に対するベッド比率とかいうデータは持っておりますが、特定の個室、6人室の回転状況については、そういう資料はございません。

それから、他市の差額の徴収状況はどうかということですが、これは先ほどの御質問で、医療収入に対してどのぐらいのあれになっておるかというデータは持っております。たとえば多いところでは、池田が51年度で6千600万円の差額徴収で、医療収入に対して10%であると、一番最低では、これは調べた範囲では、私どもになりますが、1千500万円の2.9%が実績であると、こういう姿でのとらえ方をしておりますが、これまた2.9%から10%まで、3%あり、6%あり、千差万別でございまして、とにかく一様でないので、なかなかそのとらえ方がむづかしいというのが率直な考え方でございます。

- 2番(天堀博君) これ以上の質問はおきますけれども、やはり改定しようということでは

すから、それなりにもつと十分資料も集めるということが必要だと思いますし、その点で、資料をよく各議員に示して、そして審議を願うということが必要だというふうに考えます。そういう点では、先ほど、私どもの議員団の直村議員からも発言がありましたけれども、そういう点での特別の審議機関、そういうものを設けて、十分なる審議をして料金を決めていくことか、そういうことをやっていくということが必要やないかという意見を申し上げて、終わりたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 意見だけ申し上げます。

実は、こういう料金関係について、先ほど申しましたように資料がないので、本来は、この案件について私の方は賛成したいと思っておるんです。しかし、十分な資料がないので、したがって、本件については、うちは態度を保留するということを申し上げて、終わります。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第58号を原案どおり可決決定いたします。

それでは、お昼のため暫時休憩をいたします。

（午後12時38分休憩）

---

（午後2時50分再開）

○ 議長（坂上國治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第3、「昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 59 号

昭和 52 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 昭和 52 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 52 年度和泉市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条第 1 号中、「120 床」を「201 床」に、同条第 2 号中「43,800 人」を「48,920 人」に、「87,818 人」を「98,790 人」に、同条第 3 号中「120 人」を「134 人」に、「294 人」を「316 人」に、同条第 4 号中病院増改築事業費「869,000 千円」を「883,710 千円」に、器械備品購入費「5,500 千円」を「515,700 千円」にそれぞれ改める。

第 3 条 予算第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 病院事業収益	920,573 千円	97,465 千円	1,018,038 千円
第 1 項 医業収益	826,859 千円	97,069 千円	923,928 千円
第 2 項 医業外収益	53,234 千円	396 千円	53,630 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	1,264,704 千円	214,959 千円	1,479,663 千円



第1項 医業費用	1,076,466千円	198,251千円	1,274,717千円
第2項 医業外費用	187,937千円	16,708千円	204,645千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	889,813千円	379,100千円	1,268,913千円
第2項 企業債	869,000千円	379,100千円	1,248,100千円

支 出

第1款 資本的支出	930,293千円	524,910千円	1,455,203千円
第1項 建設改良費	875,733千円	524,910千円	1,400,643千円

第5条 予算第5条中、起債の限度額「869,000千円」を「1,248,100千円」に改める。

第6条 予算第6条中、一時借入金の限度額「1,200,000千円」を「1,500,000千円」に改める。

第7条 予算第8条中、職員給与費「641,870千円」を「750,836千円」に改める。

第8条 予算第10条中、たな卸資産の購入限度額「343,911千円」を「411,813千円」に改める。

第9条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変		更		前		変		更		後			
総	額	年	度	年	割	額	総	額	年	度	年	割	額
		50	年度			158,000 <sup>円</sup>			50	年度			158,000 <sup>円</sup>
2,227,000 <sup>円</sup>		51	年度			1,200,000	2,241,710 <sup>円</sup>		51	年度			1,200,000
		52	年度			869,000			52	年度			883,710

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益	1. 医療収益		920,578	97,465	1,018,038	
			826,859	97,069	923,928	
		1. 入院収益	486,336	58,936	545,272	
	2. 外来収益	319,303	26,547	345,850		
	3. その他医療収益	21,220	11,586	32,806		
2. 医療外収益			53,234	896	53,630	
	1. 受取利息配当金		1,300	300	1,600	
	5. その他医療外収益		900	96	996	

支出

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			1,264,704	214,959	1,479,663	

1. 医業費用		1,076,466	198,251	1,274,717
	1. 給与費	641,870	108,966	750,836
	2. 材料費	826,711	53,118	879,829
	3. 経費	87,007	36,167	123,174
2. 医業外費用		187,937	16,708	204,645
	1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	181,108	16,105	197,213
	2. 患者外給食材料費	6,829	608	7,432

資本的収入及び支出

収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	計	備考
1 資本的収入			889,813	379,100	1,268,913 /	
	2. 企業債		869,000	379,100	1,248,100	
		2. 企業債	869,000	379,100	1,248,100	

支出

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	計	備考
1 資本的支出			980,293	524,910	1,455,203	
	1. 建設改良費		875,733	524,910	1,400,643	
		2. 器械備品購入費		5,500	510,200	515,700
		3. 病院増改築事業	869,000	14,710	883,710	

昭和52年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受入資金		4,740,552 <sup>円</sup>	支払資金		4,699,257 <sup>円</sup>
1. 医療収益		769,928	1. 医療費用		1,195,035
2. 医療外収益		12,464	2. 医療外費用		203,406
3. 出資		20,813	3. 建設改良費		2,301,510
4. 他会計補助金		38,707	4. 企業債償還金		14,080
5. 企業債		2,150,200	5. 看護婦宿舍割賦金		1,233
6. 国庫補助金		1,275	6. 特例債償還金		40,480
7. 一時借入金		1,450,000	7. 一時借入金		800,000
8. 繰越未収金		126,615	8. 繰越未払金		53,513
9. 預り金		90,000	9. 預り金		90,000
10. 特別利益		40,480			
11. 前期繰越金		40,070	差引		41,295 <sup>円</sup>

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	一般職員数	給 与 (単位千円)				法定福利費 (単位千円)	合 計 (単位千円)
		報 酬	給 料	賃 金	手 当		
損益勘定 支弁職員	234	86,277	332,489	210	295,280	86,630	750,836
損益勘定 支弁職員	144	36,277	284,628	210	248,662	72,098	641,870
比 較	90	0	47,816	0	46,618	14,532	108,966
手 当 の 内 訳 (単位千円)	調 整 手 当	28,260	通 勤 手 当	9,709	時 間 外 勤 務 手 当		18,021
	扶 養 手 当	5,697	期 末 手 当	125,908	宿 直 手 当		2,929
	管 理 職 手 当	13,416	勤 勉 手 当	36,154	夜 間 勤 務 手 当		1,993
	特 殊 勤 務 手 当	49,108	住 居 手 当	4,025	児 童 手 当		60
	退 職 給 与 金	5,000			合 計		295,280
一般職員1人当り給与費の状況							
区 分		補 正 後		補 正 前		1 人 当 り 年 間 給 与 費	
		3,610千円		3,669千円			
初任給の状況							
区 分	学 歴	医 療 職 (一 師)	医 療 職 (二 師)	医 療 職 (三 師)	医 療 職 (四 師)	医 療 職 (五 師)	行 政 職 (行 務 員)
52年9月1日現在	高 卒	—	—	—	—	95,700円	89,700円
						89,700円	79,700円-89,700円

大卒	180,800	109,000	110,600	—	108,100	86,000~98,500
52年1月1日現在				95,700 <sup>円</sup>	89,700 <sup>円</sup>	79,700 <sup>円</sup> ~89,700 <sup>円</sup>
高卒						
大卒	180,800	109,000	110,600	—	108,100	86,000~98,500

平均給料月額及び平均年令の状況

区	分	医療職(一)(医師)		医療職(二)(医療技術員)		医療職(三)(看護婦)		医療職(四)(准看護婦)		行政職員(事務員)		行政職員(労務員)	
		人数	平均給料月額	人数	平均給料月額	人数	平均給料月額	人数	平均給料月額	人数	平均給料月額	人数	平均給料月額
52年9月1日現在	平均給料月額	260,510 <sup>円</sup>	154,000 <sup>円</sup>	130,247 <sup>円</sup>	126,331 <sup>円</sup>	172,331 <sup>円</sup>	138,170 <sup>円</sup>						
	平均年令	37才8月	32才0月	36才6月	28才7月	35才5月	36才7月						
52年1月1日現在	平均給料月額	258,979	152,648	151,061	124,564	178,678	141,316						
	平均年令	36才7月	31才4月	38才6月	29才0月	35才6月	40才6月						

等級別職員数の状況

区	分	医療職(一)(医師)		医療職(二)(医療技術員)		医療職(三)(看護婦)		医療職(四)(准看護婦)		行政職員(事務員)		行政職員(労務員)	
		等級	人数	等級	人数	等級	人数	等級	人数	等級	人数	等級	人数
52年9月1日現在		特1	1	特1	2	特1	2	特1	1	特1	1	特1	1
		1	5	1	2	1	4	1	1	2	1	2	2
		2	11	2	7	2	7	2	2	3	5	3	3
		3	2	3	7	3	1.6	3	2.2	4	5	4	9
		4		4	5	4	2	4	1.4	5	4	5	18
	計	19	23	計	31	計	36	計	19	計	27		





				増減	22	68	90			
				採用、退職の状況等						
				昭和51年度中の退職者数		12人				
				昭和52年度中の採用者数(見込)		100人				
				昭和52年度中の退職者数(見込)		10人				
手当	46,618	1. 特殊勤務手当の増加分	4,206	特殊勤務手当の状況(1人平均月額) 単位円						
				区分	医師	看護師	准看護婦	医療技術員	事務員	労務員
				補正後	118,157	11,546	12,445	8,536	12,548	6,210
				補正前	107,489	19,221	18,275	7,844	14,227	7,020
				2. 期末勤勉手当の増加分	35,276					
				3. その他の増減分	7,186					
				調整手当						
				扶養手当						
				通勤手当						
				宿直手当等						
				期末勤勉手当の支給率						
				支給期	6月	12月	3月	合計		
				支給率	1.9ヶ月	2.6ヶ月	0.5ヶ月	5.0ヶ月		

継続費に関する調書

(単位千円)

款	項	事業名	全体計画				前々年度の未支払義務額	前年度の未支払義務額(見込)	当該年度未支払義務額(見込)	当該年度支払義務額(見込)	当該年度未支払義務額(見込)	翌年の支払義務予降義	年度の支払義務予定額	以総額に對する進捗率	備考
			年度	年割額	左の財源内訳 企業債	その他									
			50	158,000	158,000		57,000						2.5%	通次繰越 101,000	
1.資本的支出	1.建設改良費	病院増改築事業	51	1,200,000	1,200,000	0		898,900					17.8	通次繰越 902,100	
			52	888,710	757,300	128,410			1,785,810	1,785,810			79.7		
			計	2,241,710	2,115,300	126,410	57,000	898,900	1,785,810	1,785,810			100		

昭和52年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和53年3月31日現在)

(単位千円)

	資 産	の	部
1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
1. 土地			150,996
2. 建物	240,415		
建物減価償却引当金	<u>55,621</u>		184,794
3. 構築物	2,848		
構築物減価償却引当	<u>1,522</u>		1,326
4. 車輜	3,330		
車輜減価償却引当金	<u>1,118</u>		2,217
5. 器械及備品	561,111		
器械備品減価償却引当	<u>31,052</u>		580,059
6. 建設仮勘定			<u>2,232,417</u>

有形固定資産合計

3,101,809

(2) 投資

- 1. 投資有価証券
- 2. 長期貸付金

138  
9,499

投資合計

9,637

固定資産合計

3,111,446

2. 流動資産

- (1) 現金預金
- (2) 未収金
- (3) 貯蔵品
- (4) 前払金

41,295  
171,278  
15,496  
767

流動資産合計

228,836

資産合計

3,340,282

負債の部

- 3. 固定負債
- (1) 特例債
- (2) その他の固定負債

242,960  
16,683

259,598

固定負債合計

4. 流動負債

(1) 一時借入金 1,450,000

(2) 未払金 65,588

(3) その他流動負債

1. 予納金 1,268

2. 預り金 6,615

3. 預り金(共済基金) 3,100

その他流動負債合計

10,978

流動負債合計

1,526,561

負債合計

1,786,154

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 223,141

(2) 借入資本金

1. 企業債

2,792,851

資本金合計

3,015,992



昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細
					節	金額	
1.病院事業収益		920,573	97,465	1,018,038			考
1.医療収益		826,859	97,069	923,928			
	1.入院収益	486,386	589,86	545,272			
					入院収益	58986	
							投薬料追加 3,600
							注射料追加 15,335
							処置料追加 3,894
							検査料追加 8,884
							X線料追加 741
							入院料追加 14,098
							手術料追加 2,600
							看護料追加 7,845
							寝具料追加 541
							給食料追加 6,284
							その他追加 719
							計 58,986



2.外来収益	819,308	26,547	845,850	外来収益	26,547	初診料追加 再診料追加 投薬料追加 注射料追加 処置料追加 検査料追加 X線料追加 手術料追加 その他追加 計	882 2,172 14,533 1,193 751 3,910 2,363 285 458 26,547
3.その他 医業収益	21,220	11,586	32,806	密料差額収 益 公衆衛生活 動収 益 その他 医業収 益	11,067 190 329	入院室料差額追加 予防注射その他手数料追加 証明診断書料追加 体温計等破損料追加 計	11,067 190 329 329
2.医業外収 益	58,234	396	53,630				
1.受取利息 配当金	1,300	300	1,600	預金利息	300	預金利息追加	300

	4.その他医業外収益	900	96	996	その他医業外収益	96	電気、ガス使用料追加	96

支 出 (単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目			備 考
					節	金額	明 細	
1.病院事業費用		1,264,704	214,959	1,479,663				
	1.医療費用	1,076,466	198,251	1,274,717				
	1.給食費	641,870	108,966	750,836				
					(給料)	47,816		
					医師 給	9,720		
					看護婦 給	11,798		
					准看護婦 給	11,655		
					医療技術員 給	1,156		
					事務員 給	3,228		
					労務員 給	10,259		
					(手当)	4,651		
					医師 給	13,640		
					看護婦 給	6,073		
					准看護婦 給	16,670		
					医療技術員 給	1,694		

				事務員給 1,096				
				労務員給 7,445				
				法定福利費 14,532				健康保険負担金追加 4,628 互助会補給金追加 2,850 共済組合負担金追加 7,554 計 14,532
2.材料費	326,711	53,118	379,829					
				薬品費 26,182				内服薬追加 12,937 注射薬追加 11,459 外用薬追加 862 試薬追加 924 計 26,182
				診療材料費 4,479				X線フィルム追加 1,329 カルテ、処方箋追加 830 注射器、針追加 836 酸素追加 336 綿花、ガーゼ等追加 1,648 計 4,479
				給食材料費 2,457				患者用給食材料追加 2,457
				医療消耗品費 20,000				病棟用医療器具追加 10,000 外来用医療器具追加 10,000 計 20,000

8. 経 費	87,007	36,167	123,174				
	職員被服費	113			看護編靴等追加	113	
	消耗品費	1,570			病棟用追加 外来用追加 事務用追加	270 200 1,100	
					計	1,570	
	消耗備品費	13,333			病棟用追加 外来用追加	8,869 4,464	
					計	13,333	
	光熱水費	14,240			電気使用料追加 ガス使用料追加 水道使用料追加	8,862 8,439 1,939	
					計	14,240	
	燃料費	△ 2,135			重油更正減	△ 2,135	
	食料費	56			来客者等賄費追加	56	
	印刷製本費	1,300			診療用追加 事務用追加	900 400	
					計	1,300	
	保険料	51			火災保険料追加	51	
	質借料	1,853			土地借料追加 診察衣、看護衣、借料追加	915 112	

						基準器具借料追加 ゼロックス等借料追加	726 100
						計	1,858
						通信運搬費	1,586
						通話料追加 通話交換機使用料追加	500 1,086
						計	1,586
						委託料	4,222
						院内清掃委託料追加 看護婦養成委託料追加 設備管理委託料追加 各科教室委託料等更正減	8,088 276 2,520 △1,662
						諸会費	28
						計	4,222
						2医業外費用	28
						企業利息	△1,488
						一時借入金利息追加 起債前借利息追加	7,944 19,896
						計	27,340
						企業債手数 料及び取扱 費	248
						企業債借入手数料追加	248
						1.支払利息 及び企業債 取扱諸費	187,987 181,108
							16,708 16,105
							204,645 197,218

	6,829	603	7,432			
2.患者外給 食材料費				患者外給食 材料費	603	
						職員給食材料費追加 603

資本的收入及び支出

収 入

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目			明 細
					節	金 額	備 考	
1. 資本的收入		889813	379,100	1,268,913				
1. 企業債		869,000	379,100	1,248,100				
	1. 企業債	869,000	379,100	1,248,100				
					企 業 債	379,100	医療器械備品購入費に充当	379,100

支 出

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目			明 細
					節	金 額	備 考	
1. 資本の支出		930,293	524,910	1,455,203				
1. 施設改良費		875,733	524,910	1,400,643				
	2. 器械備品購入費	5,500	510,200	515,700				
					器 械 備 品 購 入 費	510,200	医療器械備品購入費追加	510,200
	3. 病院増改築事業費	869,000	14,710	883,710				
					工 事 請 負 費	173,100	建築工事費追加	173,100
					事 務 費	2,500	消耗品等更正減	△2,500

- 議長（坂上國 浩君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 御説明の前に、議案書59ページ以下、給与の明細書中に、金額の単位が教カ所漏れておりまして、正誤表のとおり御訂正方、ひとつ不手際をおわび申し上げます。御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま御上程いただきました議案第59号、「昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

増築新館の竣工、12月中旬オープン予定に伴いまして、業務量が增大いたしますので、経常的な収益及び費用の追加が必要となりました。また、新築増築工事が確定しつつありまして、一部追加が必要となり、建物の整備に付随いたします医療用の機器、診療用及び事務用備品器具購入費の追加計上が必要であり、補正予算第1号を御提出申し上げた次第でございます。

補正予算案の内容につきまして、以下御説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量の変更でございまして、病床数を現行120床から、新館収容の病床数201床に改め、診療患者予定数は、入院、年間延べ4万3千800人、1日平均120人の当初予定に対しまして、年間延べ4万8千920人、1日平均134人、外来は、年間延べ8万7千318人、1日平均294人の当初予定を、年間延べ9万3千790人、1日平均316人にそれぞれ改め、入院で延べ5千120人、外来は、延べ6千472人の増加と見込みました。

当年度の患者増加は、増床時点の12月中旬以降53年3月末までの期間に漸次増加する見込みでありまして、この間の増加を1日平均入院で65人、外来では、産婦人科50人、その他の診療科30人、計80人と予定いたしました。

主要な建設改良事業は、増収築事業費当初予定額8億6千900万円に対し、1千471万を追加し、8億8千371万円に、器械備品購入費は、当初予定額550万円に、新館用医療機器、ベッド、待合室、診療用備品器具、カルテ保管庫等を含む事務用備品器具等の購入費といたしまして5億1千200万を追加し、5億1千570万円とするものでございます。

第3条は、経常収支に相当いたします収益的収支の補正でございまして、収益で、診療患者増によりまして医業収益9千766万9千円、医業外収益39万6千円、合計9千746万5千円を追加し、当年度事業収益を10億1千808万8千円といたすものでございます。

医業収益追加額の内訳は、入院収益で5千893万6千円、外来収益2千654万7千円、室料差額等その他で1千158万6千円。医業外収益の追加の内訳は、預金利息30万円、電気、ガス使用料9万6千円でございます。

次に費用では、医業費用1億9千825万1千円、医業外費用1千670万8千円、合計2



億1千95万9千円の追加補正で、補正後の当年度事業費用は、14億7千966万3千円となります。

医業費用の補正額の内訳は、給与費1億896万6千円、材料費5千311万8千円、経費3千616万7千円で、給与費につきましては、新館オープンに対応する職員を234人と予定し、当初予定144人に90人を増加、各職種平均給与額の3カ月相当分を算定計上いたしました。

材料費は、診療増加に伴います薬品、診療材料、給食材料等8千311万8千円。新館オープン時点で調達が必要であります医療用器具購入費2千万円の追加でございます。

経費につきましては、新館の運営維持管理に必要な額2千496万9千円、待合室、ロッカー等、新館オープン時点で調達いたします備品1千333万3千円、合計3千996万4千円の追加。

なお、暖房用のエネルギーが、重油ボイラーから電気蓄熱式に変わりますため、重油の購入費不用分213万5千円並びに大学に対します研究委託廃止によります委託料不用額166万2千円、合計379万7千円の更正減でございまして、差し引き3千616万7千円の追加でございます。

医業外費用の内訳は、支払利息並びに企業債取り扱い諸費1千610万5千円、職員増加によります患者外給食材料60万3千円の追加でございます。

これの補正後の収益的な収支は、医業収支で8億5千78万9千円、医業外収支で1億5千101万5千円、合計4億6千162万5千円の当年度欠損見込みとなりますが、収益中には、特例償元金償還に充当いたします特別利益4千48万円が含まれておりますので、この額を差し引いた実質の欠損額は、5億210万5千円と見込まれる次第でございます。

昭和52年度は、年末に新館に移りまして、201床が段階的に稼働いたしますが、既存の本館につきましては、改造整備期間中休止状態となりまして、53年度前半におきましての全病床稼働に至らぬ過渡期となりまして、きわめて困難な経営が続くものと予期いたしております。この間の赤字急増は避けられず、深刻かつ切実な問題として日夜苦悩いたしておるところでございますが、速やかにこの過渡期を切り抜けまして、医療の確保、充実、向上を図りながら、まず、経常的な医業収支の改善を目標とし、全力を挙げあらゆる努力を尽くさねばならないとたく期しておる次第でございます。

第4条は、資本的収支の補正でございます。

収入は、企業債3億7千910万円、支出では、建設改良費5億2千491万円のそれぞれ追加でございます。建設改良費追加の内訳は、医療機器、備品購入費5億1千20万円、新館

増築工事費の追加1千731万円。事務費につきましては、260万円の更正減額でございます。

補正後の資本的収入予定額12億6千891万3千円、支出予定額14億5千520万3千円となりますが、この予定額の中には、本館改増整備事業費1億4千500万円、収入中に企業債4千380万円を含んでおりまして、改造関係費は起債の確定を待ちまして、収支ともに補正を次回に予定いたしてある次第でございます。

特別利益4千48万円を特例債元金償還に充当し、また、改造関係費を留保といたしまして、新館増築関係の収支の不足額は4千491万円と見込まれ、不足額の財源につきましては、増床整備に対する府の振興補助金をもって補てんし得る見込みでございますけれども、なお、若干不確定要素もございまして、次回補正といたしたものでございます。

第5条は、起債の限度額を3億7千910万円追加いたしまして、12億4千810万円に改め、第6条は、一時借入金の限度額12億円を15億円に、また、第7条流用につきまして、議会の御議決を必要とする職員の給与費。第8条は、たな卸し資産購入限度額につきまして、それぞれ予算補正に伴いまして改めるものでございます。

第9条は、継続費の総額及び年割り額の補正でございます。増築事業につきまして、ほとんど事業費が見通されましたので、総額22億2千700万円を22億4千171万円に、52年度年割り額8億6千900万円を8億8千371万円に、それぞれ1千471万円の追加変更でございます。

この継続費は、増改築事業といたしまして昭和50年度に設定し、御承認をいただいております。増築事業につきましては、新館の竣工によりまして本年度で完了いたしますが、改造事業につきましては、先刻御説明申し上げましたごとく、起債の見通しを得まして、次回に変更を予定いたしております。年割り額につきましても、53年度への継続を予定いたしてある次第でございます。

新館の増築事業費の集約につきまして、この際御報告申し上げます。端数を省略させていただきまして、総額は、26億8千600万円の見込みでございます。内訳では、建築工事、付帯設備工事で19億6千200万円、設計管理及び事務費6千万円、用地取得費5千600万円、医療用機器5億2千900万円、ベッド等2千300万円、その他待合室、診療机、ロッカー等の備品並びに診療器具等5千400万円であります。

この執行状況につきましては、51年度までに支払済み額4億9千800万円、52年度支払済み額5億3千800万円、年度内支払い予定額は16億5千万円でございます。

また、事業費財源の主力となります起債につきましては、決定済み額20億7千400万円、増額見込み額5億800万円、合計25億8千300万円の見込みでございます。

このような巨額の投資でありまして、大方は起債に依存、借り入れ資金導入によります事業でございまして、事業完成の暁には、効率的に施設を活用し、また、維持管理にも万全を期しまして、実りのある医療を市民に御提供し、地域医療に貢献しなければならないことを十分に銘記いたしまして、病院長以下各部門連携をいたしまして、全力を挙げ運営に当たる所存でございます。何とぞよろしく御審議賜りまして、本補正予算案を可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（大谷昌幸君） まず、この補正予算をお見せいただきまして、ちょっとお聞きしたいんですが、人員は、先ほどの話にありましたように、ざっと150人から234人という、90人近い人数がふえてるわけです。現在、病院といえども大変多くなりまして、競争の激しいときでございますので、増床したからというだけでは患者さんがあるか、予測するということは大変むづかしいということは、私も理解するわけなんでございますけれども、先ほども説明がありましたけれども、55ページの医業収益のところを見てみますると、既決予定額が9億2千万円何がし、補正額が9千746万、12%ぐらいの収益の増加しか見ておられないようなんです。

これは、先ほどの御説明にもありましたように、1月から1、2、3の3カ月間だというお話だったと思いますが、それから試算いたしますと、来年度はこれの4倍、1年ですから4倍ということを見込みますと、当年度の当初予算に比べてわずか50%しか増加を見込んでおられない。病床が120から201ということは、約70%増加しておるのに、医業収益がわずか50%しか来年度見られていないというような現状です。

しかるに人件費は、56ページの2行目になります。当初の6億4千万何がしから約1億900万円、約17%のアップを見込んでるわけなんです。この両方をいわゆるバランスシート的に見た場合に、来年度は、いまから予測せずしてさらに累積赤字が積もっていくということは、火を見るよりも明らかであると思います。

また、バランスシートの説明をしてみますと、支払い基金及びその他の保険医療請求を見てみますと、大体现在が7千万前後になっておるようですけども、この年度末の未収金、1、2、3月になると思いますが、それを見ましても、1億7千万何がしになっておるようなんです。

そうしますと、せつかく70%の増床を見ながら、入院及び外来ともに3カ月間で10%そこそこしか見込んでおられない。外来は、詳細に申し上げますと、私の試算では8.4%になるわけですけども、こういうところの試算は、一体どのようにして出てきたものでしょうかとい

うことをお聞きしたいのと、あわせて、せっかく病院が新しく、しかも増床されたんですから、PRをもっと多くせられて、そして毎日の入院患者及び外来も、現在のこの増床と同じように、少なくとも60、70%ぐらいの増加を見込めないものかという2点につきまして、御質問申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 病院事務局次長（藤原光夫君） 収益につきましては、51年度収益を換算いたしまして、平均1日当たりの収益、入院、外来ともに1人当たりの収益を、先ほど局長が説明いたしました患者数に乗じて、1、2、3を見たようなわけでございます。

続きまして給与費でございますが、給与費につきましては、一応、先ほどの234名につきまして、各部門別のゲン給、いわゆる52年度のゲン給をもちまして算出したようなわけで、看護婦、医師、医療技術員、事務員、労務員等に分類いたしまして、給料、手当、三共済等を見たとしたわけでございます。そういたしますと、先ほど御指摘のような数字になるわけでございます。

以上でございます。

○ 病院長（竹林淳君） ちょっと追加させていただきますが、収入の面でございますけれど、事務局の判断が非常に厳しく判断してる。と申しますのは、ベッドはなるほどかなりふえますが、外来患者の伸びを20%以下に押えてる。それで算定された金額でございます。私は、うねほれかもしれませんが、倍増を考えておるんです。

○ 6番（大谷昌幸君） いまの院長さんの御答弁をお聞きして、意を強くしたわけなんですけれども、70%の増床をしたからというて、70%がすぐにふえると言い切れるもんじやないと思うんですけれども、単年度、ことしの年度末に出てくる赤字が5億幾らということになるわけですね。このバランスシート見ましても、約5億というのが出てくるわけなんですけれども、これは建設費は一切含んでいないと思います。普通に言う営業収支だけでそういうものが出てくると思うわけです。もし違ったら、私の考え違いかもわかりませんが、いずれにしても、端的に見まして、大体、来年度予定される所々の人件費、いわゆる給与額というのは、恐らく9億ぐらいになってくると思うんです。

というのは、ことしの補正で7億5千万、3カ月で1億ふえてるわけですから、56ページの表の2段目、補正が1億896万6千円ですね。それで、これが1、2、3カ月分というんですから、来年度はこれの4倍になるわけですね。年間に。そうすると、4億3千500万ぐらいになるわけですね。もともとの当初予算の6億4千万はそのままとしまして、試算出てくるとおりに4億3千万の上へ上乗せしましたら、10億7千万ぐらいになってくると、この

ままにきましたら。

それで、今度は医業収益の方は、当初予算が9億2千万、1、2、3月の新館開業後の9千700万、ざっと1億と見まして、来年度4倍ですね、これを上積みしたとして、両方で18億ぐらいですか。人件費と医業収益とで、ほとんどプラス・マイナス、ゼロになってしまうような感じですね。

そうしますと、その他の支出面が全部赤になってくるというように思うわけです。赤字はどうしても構造的に出るものとするならば、後は収益をふやすしか方法がないということは、入院患者と外来患者をふやすしか方法がないと思うんです。

そういう点から見まして、ことしの補正が、いわゆる収入面で非常に見方が甘いといま、院長先生から倍増するということをお聞きしたんで、それでええわけなんですけれども、事務局として、そういう点をもう少し患者をふやすための具体的な方策というものの御説明をお願いしたいと思います。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 院長の答弁のように、患者倍増ということは、もちろん、診療の關係のいろんな御理解なり、御尽力が当然要るわけなんです、当年度は、実際問題として52年度は3月強でございまして、この間には漸次入院、外来とも増加いたしました、また、来年度も引き続いて段階的にアップしてまいるという予想でございまして、いきなり近い点での倍増は、ちょっと至難であろうと。

それで、収入の見方がかなり甘いんじゃないかと。もちろん、院長の補足説明のように、実のところ、現実の単価等によりまして、かなり手がたく構えたことは事実でございまして。過大見積もりには、結果的にはむつかしい点があるということで、あくまで実績に重きを置きまして算定いたしましたのが、かような結果になっているわけでございます。したがって、今後ともこういう線で臨むかということになりますと、御指摘のように、いまのようなバランスシートのままでは、赤字全体額がふえることは明らかでございます。

給与費につきましては、過渡期は、確かに提案理由の説明の中で申し上げましたように、この年度並びに53年前半につきましては、ある意味で人の先抱えという要素が勝ってまいりますので、収入増よりも人件費増が上回っていくということは、まず必至の状態でございます。この間の赤字が、先生の御指摘のとおり、かなり急増するだろうということは、深刻に考えておるわけです。

よしんば、これは避けられないといえしませんが、最終の308床整備の段階で、以後、どういう安定した姿になるのかと、こういうのがわれわれの最大の課題であるわけです。仮に現行平均給与、現行平均医業というような姿をとらえましても、一番安易な考えでやりましたも、

決して人件費が収入イコールになるということではございません。何億かの収入増になります。しかし、これでは現在以上の巨額の赤字ができますので、御指摘のように、いかに収入をふやすかというところ辺りに最大の焦点があるということは、お説のとおりでございます。

この辺につきましては、はなはだ意欲論のみで申しわけないでございますが、診療の内容と申しますか、時間をかけ、十分な診療、治療を行うということは、非常に大切でございますが、御指摘のように、PRと申しますか、そういった医療の内容が、実質的にだんだん実績が積み重ねられますと、自然に患者さんも多く利用されるということもございませぬけれども、極力PRに努めまして、できるだけ経費の節減、合理化を図りながら、とは申してもこれは限界がございますから、最終的には、医療収入を十分に伸ばしていきたいという、まあ、意欲論でございますが、存念でございます。

それで、5億の赤字は、即経常経費では実はないんでございまして、先ほど説明いたしましたごとく、経常経費に相当いたします収益的収支の赤は約3億5千万、それから医療外の収支、これはほとんど支出の面では支払い利息でございます。これも一般的な赤字のための補てんではなくて、起債前借りというかつこうで、現在はほとんどの資金を借りておまして、いずれ長期の企業債に切りかえるわけでございまして、この分にかなりの投資資本の利息が含まれております。

それから経常経費中にも、初年度オープンに必要な調達備品類が数千万円入っております、ある意味では、事務的な経費の要素も残るんでございまして、とにかく現状では、医療収益関係で3億5千万、医療外で1億5千万、合計5億という赤字が最低見積もられたわけでございまして、この状態で推移しては、収支改善は全く望めないということは、深く覚悟しております。あらゆる方策を重ねまして、当面は医療収支の改善に取り組むという強い決心でございますので、ひとつ御賢察賜りとうございませぬ。

○ 6番(大谷昌幸君) それで結構なんですけど、ついでにお伺いしておきますが、支払基金その他保険料の収入ですが、決算書の28ページのところに、ことしの年度初めの未収金の内訳が載ってますね。支払基金外保険報酬、1月は、恐らくこの時点で相当金額がすでに入金になっておるから、これだけ少ないと思いますので、1月は省くとして、2月の請求した分が5千749万余ですね。3月が6千474万、大体平均的に見た場合、おそらく2月、3月ごろが一番患者の多い時期やないかと思うんですけども、これは現状のままですと、大体平均こんなものですか。6千万ぐらいですか。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) 7千万ぐらいです。

○ 6番(大谷昌幸君) そしたら2月、3月は少ないわけですね。このほかに国保の場合、3

割取ってるわけですか。それは別途になってるわけですね。そういうものと、それからさっきの室料がありますね。この室料を合わせて、現在、大体1カ月の収入はどのぐらいあるんですか。

- 病院事務局次長（藤原光夫君） 保険収入も窓口収入も、いろいろ全部の収入を含めまして、6千500万から7千万ぐらいの数字でございます。

- 6番（大谷昌幸君） そうすると、年間に8億ぐらいですね、ざっと計算したところで。

それで、先ほどと重複するわけなんですけれども、できるだけこれをふやしてもらいようにしていただきたいということと、支払基金の方は、聞くところによりますと、当病院は委託してるわけですね、セットの整理なんかね。その場合、どうしても脱落といたしますか、あるいは不備で返ってきたりする分もあると思うんですけれども、そういう点は完全に全額の収入はさされてるんでしょうね。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） まず、未収金の関係から申し上げますが、これはいわゆる月おくれ請求という形になっておりまして、月がずれていくわけでございます。これは国保の関係も同じでございますけれども、病院側は請求いたしますが、支払基金なりの方は、一定の審査期間がございまして、月がずれて収入になってくるという関係で、8月末には、何か月間の未収が上がってくると。結果的には全部収入してしまいます。未収のままで入らないということではございません。

それから診療報酬のセットと申しますか、一部委託に出しておりますが、これは初めから終わりまでの委託ではございませんで、点数を拾うと申しますか、基礎になるものは全部職員で行って、ある一定の資料を整えまして、それを診療報酬支払基金へ出します正式のものに写しかえるというところ辺を、実は委託させておるわけです。それも外来の方でございまして、入院はございません。そのまま基金の方へ出せばなしということやなしに、当然、まず各医師にチェックをしてもらいます。それから医事担当の方でさらに点検をいたします。そういう過程を経ておりますので、請求漏れという事態は、絶対とは申し上げにくいんですが、そういうことも、まずまず起こっていないという確信を持っております。

- 6番（大谷昌幸君） それで大体わかりました。とにかく病院というのは、各病院によっていわゆる営業というものが違いますし、また、利益というものも変わってくると思います。大変やりにくいときに御苦労してくれてることはわかるわけなんですけれども、せっかくよい病院を建ててもらった以上は、しょっちゅう赤字赤字と言うんでなしに、赤字になるのはあたりまえやということではなしに、和泉市の構造的な赤字を、ひとつ病院が手本を示していただいて、少しでも赤字を少なくすることに努力していただくように要望しまして、終わりたいと思

います。

- 議長（坂上國治君） ほかに質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 補正の予算ですけど、いまの答弁の中で、本年度の赤字何ぼ、それは経常的なものではない、こういうような御答弁があつたんですが、私の質問したいのは、実際、この補正予算は流動的なものだ、3月足らずの分だと。これを了承した上、一応、ここに書かれている計数はそのままいつたとして、実際に何ぼの赤字になるのか、その点だけ参考としてひとつきちんと答えてもらいたい、こう思います。

- 議長（坂上國治君） 答弁。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） ちよつと御質問の趣旨が理解しかねますが、先ほど申し上げましたように、医業収益費用、つまり医業収支の関係で約3億5千万、医業外収支の関係で1億5千万、大体5億200万というふうに申し上げました。

ただ、これは収入面は診療収入のみでございまして、若干府の助成等の次回補正がございしますので、縮まることはございます。そういうことでございます。

- 21番（直村静二君） 流動的な内容でありますので、確定的には申し上げられませんので、具体的にはこれは担当の場合、議会は補正予算のときにきっちり、こういう短時間で質問し、答え聞いても、なかなかわからない。病院の方は建設委員会があつて、これはオープンすれば解散ですが、具体的な担当所管はどこになるか。産業衛生ですか、ここにかかるということが出てくる。

これは一度市長、後になって議長も聞いてほしいんやけど、こういう膨大な赤字が出てくることは明白だと。そうしますと財源再建、また財源獲得、そういう意味の適切な病院対策を、担当常任じやなしに、そういうものが要るんじゃないかと思つたので、そういう必要を市長として感じるかどうか、検討するかどうか。この点を提言のようでございますけれども、お答えできるんやつたら聞かせて下さい。

つまり、前から補正出ますけど、短時間ではなかなかわからない。これから赤字を抱えることはわかつてる。そうすると、赤字の解消策に一定の委員会が要るんじゃないか。これは企業内努力ということもありますけれど、議会としての、いわゆる議会内の所属の委員会だけでは、これは病院の委員会じやないんですから、産業、その他が入つておりますから、理事者側として一定の考え方があるかどうか、これをひとつお答え願いたい。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

従来、こうした大事業でございまして病院の増改築につきましては、病院の建設特別委員会に非常にお世話になつて、いろいろと御指導、御尽力をいただきまして、きょう、いろいろ御可



決いただいておりますような各種の準備もしてあるわけで、12月オープンを控えてやるわけでございまして、非常に御努力いただいておりますことを感謝いたしております。

なお、御承知のように、病院はこうした大きな赤字も出ておりますが、医療福祉の原点だという割り切りで、しんどい中を病院の増改築に踏み切らしていただき、議会の御議決をいただいて今日に至っているわけでございます。しかし、先ほど来事務長が申し上げておりますように、医療福祉の原点だという割り切りで、こうして一生懸命市民のための病院として建ていただき、新しい施設あるいは竹林院長先生を迎え、病院長初め、一身同体になってこれからの医業収支の改善のために取り組む、こういう決意であるわけでございますが、いかんせん、累積の赤字が多い現在でございます。

担当は、御指摘のように、産業衛生病院常任委員会で、いろいろこうした運営面についてお世話になっているわけでございます。建設面につきましては、建設特別委員会というもの、いまの議員さんの御指摘ですと、なくなる。今後の運営について、特別な委員会ということでございますが、御意見として承らしていただいております。これは議会の運営でございしますので、やはり議員さんと御相談をしながら、このように思います。御意見として承っております。

○ 21番（直村静二君） 一応、そういう点で要望しておきます。終わります。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第59号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に日程第4、「工事請負契約締結について」（（仮称）和泉第4団地Aブロック建設工事）を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第60号

工事請負契約締結について

（仮称）和泉第4団地Aブロック建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規

定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年9月27日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 (仮称) 和泉第4団地Aブロック建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 480,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町37-4  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内 務
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)  
至 昭和53年 3月31日
- 7 契約保証金 240,000,000円
- 8 保証人 大阪市浪速区馬場町23  
南海建設株式会社  
代表取締役社長 松本 俊雄

議案第60号参考資料

(仮称) 和泉第4団地Aブロック建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市幸町175番地
  - 2 敷地面積 4,822㎡
  - 3 工事種別 新築
  - 4 構造 鉄筋コンクリート造 4階建  
共同住宅40戸 1棟 延床面積 2,549㎡  
16戸 1棟 延床面積 1,019㎡ } 合計 3,568㎡
- 道路(地区内1号線 幅員11m)総延長 162



○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長（林徳二君） ただいま御上程されました議案第60号、「工事請負契約について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

● 本件は、（仮称）和泉第4団地Aブロックの工事請負契約を締結しようとするものでございまして、その内容につきましましては、指名競争入札の結果、契約金額は4億8千万円。契約の相手方は、市内旭町37番地の4、株式会社竹内建設でございます。

なお、工期につきましては、議決を賜りました日から昭和53年8月31日までとし、保証金2千400万円、保証人は南海建設株式会社でございます。

また、工事の概要につきましては、参考資料に記載のとおり、住宅につきましては、鉄筋4階建て、3DKで、40戸1棟及び16戸1棟、計2棟56戸。また、道路につきましては、地区内1号線の一部、延長162メートル、幅員11メートルを築造しようとするものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、議案第60号の内容説明を終わります。よろしく御審議の上、可決決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第60号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に日程第5、「「狭山事件」の公正な裁判の審議と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議」を議題といたします。決議を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 決議第4号

「狭山事件」の公正な裁判の審議と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議  
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年9月27日

和泉市議会議員

橋 本 佳 行  
藤 原 要 馬

富	山	敏	治
横	田	憲	治郎
藤	原	利	一
仁	井		明
三	井	正	光
竹	下	義	章
金	沢		勝
大	谷	昌	幸

「狭山事件」の公正な裁判の審理と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議

本市議会は、去る昭和45年6月と昭和49年10月、昭和49年12月と3回にわたり、「狭山事件」の公正な裁判を要望する決議をし、各関係機関に提出した。にもかかわらず最高裁判所は社会正義を実現するという任務を放棄し、8月9日「狭山事件」の上告棄却を決定した。この決定は弁護側が、この事件をあらゆる角度から科学的に分析した結果を一切無視した不正きわまりないものであつてまことに遺憾である。

又、「異議申立て」についてもこれを8月16日棄却したことはまことに遺憾である。

最高裁判所が自からがうように「解明されない部分」があるにもかかわらず、口頭弁論を開くことなく、まったく抜き打ち決定であり充分審理をつくり、公正な裁判がおこなわれたとはいえない。

再度、公正な裁判の道が開かれることを要望するものである。

また、その道を保障するため、最高検察庁は全証拠を保全し開示するよう要望する。

また、予断と偏見による裁判によって獄中に身柄を拘束されている石川氏を基本的人権尊重の立場から、早期釈放されるべきである。

以上により、本市議会は裁判所が、正義と真実を求める国民の期待にこたえ正しい裁判を行なう様強く要望する。

以上決議する。

昭和52年9月27日

和泉市議会

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 3番（橋本佳行君） それではお許しを得まして、決議第4号の「狭山事件の公正な裁判の

審理と石川一雄氏の仮釈放を要求する決議」の提案理由説明を行います。

去る8月9日、最高裁判所第2小法廷は、いわゆる狭山事件に関する石川一雄君と弁護団の上告を棄却し、さらに17日、決定に対する異議申し立てをも却下いたしました。これによって石川一雄君は、一昨年10月31日、東京高等裁判所が下した無期懲役が一応確定され、石川氏は現在、千葉刑務所へ移管されております。

この狭山裁判につきましては、和泉市会におきましても、過去3回、部落に対する差別的予断と偏見によらず、公正な裁判を行われたい旨の決議を行い、世論を喚起し、東京高等裁判所あるいは最高裁判所に対して要請をいたしておるものであります。

しかるに今回、最高裁判所は、石川氏や弁護団が提出した上告趣意書並びに補充書及びこれらに付随する鑑定書を無視し、差別的な判決を行ったのであります。

疑わしきは罰せずという原則が被告人の人権を守り、誤審をなくする唯一の立場であり、国際的な裁判の常識であります。しかし今般の決定は、判決文そのものが、一部の証拠にお細部にわたっては解明されない事実が存在することを認めながら、疑わしきは罰せずでなく、このような場合に全関係証拠の総合的判断により黒とする、まさに疑わしきは有罪という、戦前の暗黒裁判を思わせるような問答無用の姿勢であります。

すでに8月30日、石川氏と弁護団が、20数点の無罪証拠を添えて東京高等裁判所に再審要求を行い、同時に仮釈放を申請いたしております。この際和泉市会においても、裁判の公正を守り、国民の人権を願う立場で提出された全証拠を、国民世論の納得のいくまで審理するために、東京高等裁判所が直ちに再審を開始されますとともに、石川一雄氏の仮釈放を願うよう要請することは、まことに意義あることと思われま。

以上申し上げましたように、本決議の提案理由説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議、御可決賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 本件につきましては、私どもは議会の運営委員会においても申し上げましたが、このような一般刑事事件に関するものは議会で取り上げるべきではない。そういう立場をもって議会運営委員会で申し上げたんですが、これは本会議においてそのことを言うて下さいということとでございますので、そういう点を申し上げます。

本件につきましては、昭和49年度からも、また、翌50年にも出ておりますが、一つの問題として、差別裁判だという認定で一方的にやっつたという経過がございます。今日、こういう言葉は抹消しておりますけれども、その点もいろんな国民的な批判、その他の中での成果だと、文章表現だと思っております。

さらに、この種の決議によりますと、一般刑事事件における個人の仮釈放まで本市議会で取り上げていくということにつきましては非常に問題があると。だから、本市議会で取り上げるべきではないという立場が言えます。

第3点は、この種の決議によりいかなることが起つておるか。この10月30日に、この問題で和泉市内の同和校で再び教育の現場を混乱さす同盟休校なるものが計画されているというふうに情報が入っておりますが、しかし、すでにいままでこの狭山裁判ということにかこつけて、公的教育の場に同盟休校なるものが行われ、しかも理事者の答弁では、これが心情は理解するというので、公的教育の場、学校管理の点が非常に不十分だというふうに私は指摘しました。したがって、このような決議が本市議会で出されることは、再び公的教育の場における同盟休校に一定の口実を与えるという点で好ましくない、私はそういう意見を持っております。

したがって、本来はこういう案件は議会で出すべきではないという立場をもちまして、共産党議員団の立場は、これにつきましては賛成しない、また反対しない。こういう問題については責任はとれんということで、これは棄権する。したがって退席します。

○ 議長（坂上國治君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第4号を原案どおり決議することに決めます。

○ 議長（坂上國治君） 日程第8、「国際人権規約の批准促進についての決議」を議題といたします。決議を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第5号

国際人権規約の批准促進についての決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年9月27日提出

和泉市議会議員

橋 本 佳 行  
藤 原 要 馬

富 山 敏 治  
横 田 憲 治 郎  
藤 原 利 一  
仁 井 明  
三 井 正 光  
竹 下 義 章  
金 沢 勝  
大 谷 昌 幸

#### 国際人権規約の批准促進についての決議

国際人権規約は、1966年国連で採択され、日本政府においても賛成されているが、今日に至るまで10余年間批准はおろか調印すらされておられない。

世界各国ではすでにA規約42カ国、B規約40カ国、「選択議定書」も15カ国が批准され1976年3月23日に発効した。

しかし、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法を持ち、しかも国際人権規約に賛成した我国がいまだに批准していないことはまことに遺憾であります。

基本的人権の擁護があらためて世界で注目されている今日国内においては、特に同和地区住民に対する社会的偏見を利用し、それを営利の目的としていたいわゆる地名鑑査事件が大きな社会問題となっている。

本市においては基本的人権にかかわる重大な問題である部落差別の早急な解決を重点政策の一つとして取り組まれているところである。このようなときにあたり本市議会としては本規約発効の意義を深く認識するとともに、普遍性を原理とする「基本的人権」を保障した我国の憲法の主旨にかかわるものとして国際人権規約の批准をすみやかに実現することを強く要望するものである。

以上決議する。

昭和52年9月27日

和 泉 市 議 会

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 3番（橋本佳行君） それではお許しを得まして、決議第5号、「国際人権規約の批准促進についての決議」の提案理由説明を行います。



最近、国の内外を問わず、差別に反対し、平等を人権尊重の求められる機運が急速に高まっております。国内では部落差別、女性差別、さらには、障害者差別に反対する世論が高まっておりますし、国外では、アメリカにおけるところの黒人差別や、南アフリカでの白人支配に対する批判が急速に高まっております。民族開放運動も大きく前進をしており、こうした情勢の中で、昨年3月、国際人権規約が完全発効いたしました。

この国際人権規約とは、1948年に国際連合で定められた世界人権宣言に法的拘束力を持った条約で、人類の平等と平和を求めて、また、歴史に大きく1ページをしるす画期的な条約であります。

ところがこの人権規約は、日本においてごく一部の人が知られておりません。日本政府は、過ぐる1966年に国連でこれを採択されたときには賛成をしておりますものの、10年たった現在、いまだにこれらを批准しておりません。

ここでこの条約について少し御説明をいたしますと、まず、この国際人権規約は、経済的、社会的、文化的権利に関する国際条約、つまりA規約と、市民的、政治的権利に関するB規約と同時にB規約に関する採択議定権の3つから成り立っております。

まずA規約では、1条で人民の議決権を、第2条では一切の差別の禁止を、第3条では男女の実質的な平等を、第6条では完全雇用を、また、第7条では同一労働、同一賃金の実現を、第8条では労働者の団体権、第12条では身心ともに健康な生活を営む権利を、さらに、第13条ではすべての者が教育を受ける権利義務、教育の無償及び技術職業教育の無償化を定めております。これらは、いずれも国民全体の権利を守る重要な条項であります。A規約は、こういった権利を一步ずつ実現していくことを義務づけておるのであります。

さらにB規約であります。これらは第2条で一切の差別の禁止、さらに7条では拷問または残虐な刑を禁止し、12条では住民の移転居住の自由を認め、在日外国人の自由な出入国を保護しております。14条では公正な裁判を受ける権利を、17条ではプライバシーの法的保護、20条では戦争と差別、さらには俗悪な宣伝を法的に規制し、25条ではすべての人に対する公務への参加、選挙、被選挙を保護し、27条では少数民族の保護などを定めております。特に20条では、戦争、宣伝や差別の扇動を法的に禁止する点は、非常に大切であります。

さらにB規約は、批准と同時に各国内でこれを実施することを義務づけております。これらに違反したときには、第28条に基づいて国連人権規約委員会が取り上げ、第41条に基づいて義務不履行に対しての注意を行い、さらに、第42条に基づいて特別委員会が調停を行うようになっております。

このように国際人権規約は自由を守り、平和を保護し、戦争と差別に反対する人類の希望の

実現を義務づけております。これらは日本国憲法の精神にも合致するものであります。速やかにA及びB規約条項を実施するためにも必要な法的、財政的措置をとることは、まことに重要なことであります。自由、平等、人権の尊重を心から切望し、12万和泉市民の願いを込めて対応いたしまして、本市議会が本提案を満場一致で可決、採択されますよう、提案趣旨説明にさせていただきます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 本件でございますが、本件決議案の中で、同和問題だけを特別にピックアップされているという感を受けます。趣旨説明の中でいろいろ説明されておりましたが、基本的には、差別をなくすることについては賛成でございます。

今日の差別問題を大きく分けて、世界じゅうに差別の種類は4点ある。まず、第1に民族的、人種的差別、第2は政治による差別、婦人差別、第3点は人権差別、部券差別を含んでおります。4番目は思想上の差別または宗教的差別、こういうものが社会的差別、偏見というもので充満している現在、具体的にはこれを連関性と言ひまして、特にこの中で一つをピックアップしてということではなしにやってもらいたい。

したがって、本件につきましても、部分的には賛成でございますが、こういうものは、全会一致という点におきましては、文章上、その他の面も必要と思ひます。そういう点で、ここに書かれてる文面については異論がございます。そういう点につきましても、私の方としては、本件についても、態度表明については、棄権させていただきます。

- 議長（坂上國治君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お話しいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、決議第5号を原案どおり決議することに決めます。

- 
- 議長（坂上國治君） 次に日程第7、「「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議」を議題といたします。決議を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第6号

「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年9月27日提出

和泉市議会議員

橋	本	佳	行
藤	原	要	馬
富	山	敏	治
横	田	憲	治郎
藤	原	利	一
仁	井		明
三	井	正	光
竹	下	義	章
金	沢		勝
大	谷	昌	幸

「部落地名総鑑」「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議

一昨年末より、「部落地名総鑑」「部落リスト」なる悪質な差別図書が5種類にわたって作成され、143にも及ぶ購入者が存在していることが明らかになって参りました。

周知のように「同和問題」を「人類普通の原理である基本的人権にかかる問題」であり「その早急な解決に国及び地方自治体の責務であり、国民的課題である」とした「同対審」答申が出されて12年、この答申にもとづいて出された同和对策事業特別措置法が出されて8年有余を経過した今日、かかる悪質な差別事件の生起を見たことはまことに遺憾であります。

しかも現在判明している以外にも同様の「差別図書」が作成、購入されていることが確実視されております現在、政府関係省庁が対策本部を設置し早急に真相糾明を行うとともに従来のとりの根本的な反省と抜本的な諸施策の確立、特にかかる悪質な差別行為に対する法的規制、ILO111号条約の早期批准及び就職差別の禁止に関する立法措置を構ぜられますよう強く要望する。

以上決議する。

昭和52年9月27日

和泉市議会

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 3番（橋本佳行君） それではお許しを得まして、決議第6号の「部落地名総鑑」、「部落リスト」に対する法的規制及び立法措置制定に関する要望決議」の提案理由説明を行います。

一昨年12月、人権週間の中にもかかわらず部落地名総鑑が発覚して以来、2年余りに至ったわけですが、この間、実に5種類にも及ぶ地名総鑑、地名リストが発覚し、さらに最近では、第6、第7の地名総鑑が存在しております。このことが、私たち部落解放同盟による摘発で明らかにされておるわけでありす。

すでに第5の地名総鑑まで143社の企業が購入し、その中にはトヨタ、日産、関西電力を初め、日本を代表するような大企業が名を連ねております。さらに最近、近畿大学、関西大学、大阪産業大学、四天王寺学園などの教育関係者にもこれらが及んでおります。高石市の興和石油、泉大津市の大津工業、貝塚市のユニチカなど、購入した事実が判明いたしております。

地名総鑑の作成者ツボタ氏は、確認会の席上で、世の中の建前と本音は違っており。今日でも特に結婚や就職、管理職登用の際に、興信所を使って身元調査などが公然と行なわれている。そのうちの大半が、部落出身者であるかどうか調べてくれ、というものであったという作成動機を告白しております。

また購入企業の方も、採用や労働管理の役に立たすので購入したことを認め、企業側の差別性が露骨に示されております。

このように部落差別は今日、根強く存在しており、しかも、この地名総鑑や部落リストが、ほとんど1975年に販売あるいは購入されていることを考えますときに、非常に不況の中であらゆる差別が強められていることに注目する必要があると思われす。

こうした背景には、特に政府の人権政策の貧困、手放しが指摘されねばなりません。全国50カ所の法務局には、わずか合計200名の人権関係職員しかおらず、啓蒙、啓発費もごくわずかで、人権擁護委員も定数の半数しか確保されておらず、活動費等を見ましても、年間わずか1人1万1千円程度のお粗末な予算であります。

また、興信所などによると、差別を売り物にする行為すら野放しにされ、何ら有効適切な法的規制措置がなされておりません。

さらに政府は、ILO第111号条約で定められたところの就職差別禁止の条項をいまも批准していないということが、この問題に対しての現実であります。部落解放にとつても、特に就職における機会均等、また、就職差別に対する嚴重な処置が中心的課題であります。昨今の厳しい不況の状況の中で、労働行政の確立は、ひとり部落差別の解消のみならず、あらゆる差別を許さず、市民の人権の擁護にとつても、緊急に必要なことであると思われす。

和泉市民がさらに人権尊重の立場に立つて、労働行政及び企業指導をより一そう充実させていくという、ゆるぎない決意を込めて本決議案を採択されますよう、御提案申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 本要望決議につきまして、意見を申し上げます。

私たちは、この部落地名総鑑、部落リストなる悪質な図書が出るということについて、深い憤りを持っております。厳しく批判すべきであります。このような図書が出るということに、部落の住民の人々、いわれなき差別に苦しむ多くの人々は、大変憤り、悲しみ、嘆いているだろうと思います。

それでは、このような文書が、今日、民主主義が前進しているんだと言われているときに、なぜ出てくるのか。封建時代に逆戻りしたんか、決してそうではない。こういう悪質なものは戦前でもなかったと言われるぐらいのもです。これには、それなりに出てくる背景、原因というものをやはりわれわれは知っておかなくてはならない。

それでは、誤った解放運動と不公正な同和行政が、このような差別助長の一端の原因になってある。たとえば地区住民全体の利益を擁護するのではなくして、特定の団体の利益を擁護して、特権的擁護をし、それを批判する者については、差別者というレッテルを張る。

兵庫県の入鹿高校において、解放同盟による暴力事件、大阪府下の矢田中学においては、差別でないものを差別だと言って、差別文書によって糾弾をする。また、本議会におきましても、都合が悪ければ悪罵、ばり雑言を私に加える。

ということは、その部落解放問題についていろんな意見がある。しかし、特定のイデオロギつまり特定の団体と相違う場合には、一種のタブー化されている。物を言うのに非常に勇気が要る。つまり私などは、日共差別者だというレッテルを張られております。これでは非常に問題がある。

部落解放運動及び同和行政は、地区住民と一般住民とが仲よくしていくという方向が、本来の姿ではないのですか。現実はそのようになっていない。ですから、本決議によりますと、こういう文書の立法措置によって解決するんだということを求めているではありません。

現在、同対審答申が出て、特別措置法が出て、時限立法が出て、同和事業やって、そうして、地区住民、一般住民が仲よくやっているとことよりも、むしろ逆差別だと、同和予算の食い過ぎ、超過負担が多いんだということになっていきますと、非常に問題がある。

したがって、このような問題の解決のあり方は、立法措置を行うなれば、誤れる解放運動がますます押しかけてくる、一方で糾弾が激しくなる。それに対して、また、それを盾にして一方ではこういう差別文書が出てくる、ということになれば、不幸のきわみではなからうか。

そういう点で、私は意見として、こういう立法措置を求めるのじゃなくして、民主主義のルールに基づいて、同和問題の推進を進めていかなくてはなりません。そのためには、独善的管理をしておるこの窓口一本をやめること。さらには、部落民以外は差別者やという、このように誤った理論を放棄すること。そして、暴力的糾弾などをやめること。そして、真に国民的な融合、公正無私の同和行政がいまこそ必要ではなからうか。そういう点で、私はこういう問題についての立法措置、これには賛成しがたい。

しかし、このように中に書れております就職差別の問題、共産党議員団は、就職差別をなくして立法措置を講ずる、この問題につきましては、共産党議員団、国会議員団、内外含めまして、就職差別をなくすることについては賛成でございます。

しかし、ここに書かれております内容は、根本的な解決、国民的融合を乱す。そして等しく差別をなくしていくという体制上、また、行政上の問題点を非常に含んでおりますので、私もこの点につきましては、これも賛成するわけにいかない。

私の言うてる意見は、毎回一貫して言うてまいりましたが、これは全議員さんよくよくお考え願ひまして、真の部落解放、和泉市が喜んで同和事業を打ち出せる、超過負担がない、そして、本当に物が言えるということ、今日、福祉のまともな公正な指導層がまだにないという点をわれわれはしっかりと考えていこうということを言ひまして、最後に、共産党議員団は未解放部落解放のために今後とも奮闘いたします。

○ 議長(坂上國治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決議第6号を原案どおり決議することに決めます。

○ 議長(坂上國治君) ここで私から皆さん方に一言お諮りしたいんですけれども、後に請願が2件、議員提案が1件、その他にもう1件、4件でございますので、このまま続行して時間延長するのか、皆さん方にひとつお諮りいたします。

○ 21番(直村静二君) 一応、議案消化の件がございますので、あと議案そうたくさんないと思います。時間が迫っておりますし、あらかじめ、この議案の終了時点で5時を過ぎる場合は、一定の時間延長というふうにひとつお諮り願ひしておいた方がいいんじゃないですか。場合によっては終わるかもしれません。しかし、終わらない場合には、若干議案終了まで延長するというふうにしてもらったら結構です。

○ 議長(坂上國治君) 他に意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それなら、そういうことで続行いたします。

○ 議長(坂上國治君) 日程第8、「教育予算の増額補正化に関する請願」を議題といたします。請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 教育予算の増額補正化に関する請願

#### 紹介議員

和泉市議会議員	横	田	憲	治	郎	㊦
同	富	山	敏	治		㊦
同	竹	下	義	章		㊦
同	山	口	義	一		㊦
同	三	井	正	光		㊦
同	松	下		定		㊦
同	橋	本	佳	行		㊦
同	寺	田		茂		㊦

#### 教育予算の増額補正化に関する請願書

(請願の主旨)

今日、市新の事業閉鎖、全員解雇にみられるように、繊維を中心とした地場産業や中小零細企業は壊滅的な打撃を受け、企業閉鎖や倒産、失業が相づく反面、公共料金の値上げ教育費の父母負担の増大等によって、子供たちの家庭生活は大きく破壊され、困難な状況をつくり出してきています。

そういった子供の不安や困難を取り除き修学と教育の機会均等を保障させていくために教育補助制度の活用は今日、大きな意義をもつものとなっており、そのための予算措置が強く要求されてきています。

しかし、和泉市教育委員会は、「予算の都合で昨年度と同程度、1,350人しか認め

られない。」として、自らが規定した収入基準額の枠内にほとんどが入っている260人の人達の認定をはずしてきました。これではなんのために基準を設けたのか全く理解ができません。

和泉市は、ただちに教育補助費と増額補正予算化し、支給者の枠を拡大し、該当者をすべて認定するよう要求するものです。

更に、昨年度まで公費で負担していた予防接種費と給食燃料費を今年度から親の負担としてきたことです。

和泉市教育委員会は今年度から、日本脳炎1回につき800円(初めての子供は600円)、インフルエンザ1回につき150円と、給食燃料費を運営費という名目で1人80円をそれぞれ親から徴収しています。予防接種は児童・生徒に義務づけられたものであり、他市でも当然公費で負担しています。また、給食の燃料費は“給食費を無償にせよ”の要求からは逆行するものであり、“せめて子供の口に直接入らないものは公費で負担せよ”の要求が実現して間がない今日、再び親の負担に逆もどりするものに他なりません。

(請願項目)

私たちは、子供たちの教育環境を充実し、父母の教育費負担を軽くするために、教育予算の増額補正化を特に次の2点について請願するものです。

1. 教育補助の予算を増額補正化して支給者の枠を拡大し、該当者全員を認定すること。
1. 少なくとも日本脳炎とインフルエンザの注射代と給食運営費は、今年度分から公費負担とし、そのための補正予算を組むこと。

1977年9月27日

取扱い団体

教育補助制度の改善をすすめる会

代表 岩田 あや子 印

他 2003名

和泉市議会議長 坂上 國治 殿

- 議長(坂上國治君) 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 1番(寺田 茂君) いま、請願の趣旨内容につきまして事務局の方から読んでいただきましたように、この中には市新の企業閉鎖の問題から、いまの和泉市の一連の教育予算に対する増額問題、また家庭の中では、いま、学校へ通っている皆さん方からPTAに対する負担率の



問題とか、多々いろんな教育に対する問題が、父兄の中で一つの話題となってきました。詳細にわたってこの請願の趣旨が求められておりますので、何とぞ皆さん方のお力でこの請願採択をお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、本件につきましては、十分審査検討の必要があると思いますので、本件の内容からして、厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員会の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 次に日程第9、「身体障害者（児）・精神薄弱者（児）及び寝たきり老人見舞金、敬老祝い金等の増額に関する請願」を議題といたします。請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

身体障害者（児）・精神薄弱者（児）及びね  
たきり老人見舞金敬老祝い金等の増額に関する請願

紹 介 議 員

和泉市議会議員	横	田	憲	治	郎	㊦
同	大	谷	昌	幸		㊦
同	上	代	卯	之	松	㊦
同	田	中	包	治		㊦
同	金	沢	勝			㊦
同	赤	阪	和	見		㊦

身体障害者（児）・精神薄弱者（児）及びね  
たきり老人見舞金敬老祝い金等の増額に関する請願書

慢性化した不況と高物価が市民生活を圧迫している中で、特に身心に障害をもつ人達や、その

家族、そして老人にとってきびしい日常生活における負担は深刻の度を増している。

社会的に弱い立場の人達が、自信と生がいをもって暮らせる為のゆきとどいた福祉諸施策の充実が今ほど切望される時はない。

和泉市においても、身体障害者（児）や、精神薄弱者（児）に対する給付金及びねたきり老人見舞金・敬老祝金等の諸制度が一応存在しているが、その内容の実態はここ数年すえおかれ、近隣各市にくらべいぢるしく低額である。

福祉諸施策の原点の立場から、これが見直し増額の措置をここに強く要望し、市議会に対し請願申し上げる次第であります。

昭和52年9月27日

代 表 者 和泉市伯太町2丁目10番8号

辻 野 勝 ㊦

以下 1,752名

和泉市議会議長 坂 上 國 治 殿

- 議長（坂上國治君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 20番（田中包治君） 本件につきましては、御存じのとおり、ここに書いてあるとおりでございますので、満場一致可決決定されるようお願いいたしまして、提案の説明を終わります。
- 議長（坂上國治君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件につきましては十分審査検討の必要があると思っておりますので、本件の内容からして厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦勞ですが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

- 
- 議長（坂上國治君） 次に日程第10、議員提出議案第1号、「和泉市土地開発公社の公共用地取得事務執行調査について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議員提出議案第1号

和泉市土地開発公社の公共用地取得事務執行調査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定により、和泉市土地開発公社の公共用地取得事務執行について次のとおり調査するものとする。

昭和52年10月7日提出

和泉市議会議員

木	下	甲子三
直	村	静二
大	谷	昌幸
横	田	憲治郎
山	口	義一
赤	阪	和見
寺	田	茂
勝	部	つきえ
天	堀	博

記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 調査の期限   | 調査が終了するまで閉会中継続審査   |
| 2. 調査の方法   | 9名をもって構成する行政事務調査特別委員会を設置し付託の上行なら関係人の出頭、証言及び記録の提出等一切の権限を委員会に委任する。                                       |
| 3. 調査の対象物件 | (1) 一条院町347・388番地<br>信太山丘陵開発事業用地<br>(2) 王子町668-1番地外2筆<br>青少年総合グラウンド用地<br>(3) 府中町7丁目7-1番地外1筆<br>青少年会館敷地 |
| 4. 調査理由    | 上記調査事項の真相究明するため  |
| 5. 調査の経費   | 30万円以内（既決予算、議会費、旅費、需用費より充当）  |

## 理 由

和泉市土地開発公社の事務に関する報告は従来の通りでは不充分である。

土地開発公社特別委員会の審議が現行のままでは困難であるとされており議会において適切に公社事務を明瞭にさせるためである。

- 議長（坂上國治君） 提案理由並びに趣旨の説明をお願いいたします。
- 15番（横田憲治郎君） ただいま上程されました議員提出議案第1号、「和泉市土地開発公社公共用地取得事務執行調査について」の議案につきまして、その提案趣旨説明を申し上げます。

まず、提案議案の内容でございますが。

- 1、調査の期限、調査の終了するまで閉会中継続審議といたさしていただきたい。
- 2、調査の方法、9名をもって構成する行政事務調査特別委員会を設置し、付託の上行り関係人の出頭、証言及び記録の提出等一切の権限を委員会に委任する。
- 3、調査の対象物件、(1)一条院347、同388番地、信太山丘陵開発事業用地、(2)、王子町668-1番地外2筆、青少年総合グラウンド用地、(3)、府中町7丁目7-1番地外1筆青少年会館敷地用地。
- 4、調査の理由、上記調査事項の真相を究明するためであります。
- 5、調査の経費、30万以内、(既決予算、議会費、旅費、需用費より充当)

次に、提案理由の内容について説明をいたします。

和泉市土地開発公社においては、昭和46年及び47年、さらに49年において、多額の費用を要する公共用地の先行取得を行ってきております。その額は、昨年51年9月末現在で98億4千余円に上っているのであります。この中で事業張りつけの変更、あるいは不明等々で、事業用途に供することが不可能あるいは未定のまま放置されているのみ換算いたしましても、35億円余に上るのであります。

これらの公社保有財産の適正な運営、処分等々につきまして、昨年12月定例会におきまして、適正な運営と、その内容の実態の把握のために特別委員会が設置されました。12月18日を第1回といたしまして、10数回にわたりまして、公社運営の内容実態につきまして、慎重に調査並びに審議が経過してまいりました。

6月の第2回定例会におきましては、その一応の結論なるものが議会に報告されてまいりました。しかし、議員総会の中で、これらの詳細な内容の調査、把握については、特別委員会委員の格段の努力を議長名において要請を受け、さらに7月、8月、9月と、理事者の一定の努

力の跡をも見られる答弁内容も踏まえながら、慎重かつ厳正に審査をまいりました。

しかるに9月9日、当開発公社特別委員会の出席委員全員一致の結論の中で、これ以上の説明が不可能であるという一定の結論を出すに至りました。議会にその報告をなされたことは、周知のところであります。

主物件のこれらの買収経過の共通した課題といたしましては、第3者のあつせん、あるいはまた、当時の用地取得に関する合議、決裁あるいは決議等々、開発公社当局における理事会の内容、あるいはまた、市当局者の合議、決裁の内容等々、不鮮明な点が多岐にわたっています。私ども、市民の選良として市会に籍を置いておる立場にとつて、まことに不幸ではありますけれども、極度な財政難の折から、市民周知の中でこれらが実態究明は、私たちの責任であり、使命でもあらうと考えます。

調査対象物件の特別委員会の扱いについては、35億円になんなんとする事業張りつけの変更、不鮮明な事業用地の中で、さしあたって、この物件に集約されたのでありまして、他に意図的なものは断じてございません。議会に寄せる市民の期待とその負託にこたえるためにも、今後とも、残された百数十億円になんなんとする公社所有の財産運営を容易ならしめるためにも、公社運営の誤りなき方向を示唆していくためにも、今回まことに残念のきわみではありますけれども、厳粛な気持ちで本調査特別委員会の設置を上程さしていただいた次第でございます。何とぞ賢明なる議員諸氏の賢慮なる判断をいただきまして、本件を可決御決定いただきすよう提案の理由を申し述べまして、趣旨の説明にかえる次第でございます。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 20番（田中包治君） 私は、本件の中で3件にしばつた問題について、いささか何らかの意図があるのではないかと考えます。

といいますのは、私たちは2年前からこの問題について、一般質問の中でいろいろ論議をいたしてまいりました。そして、1億円の品物が3カ月で1億7千70万円という数字によって売買されておることも事実だと思います。そういう中で私たちが言いたいのは、3件のみにしばつてこの問題を解明しようとするところに問題があると思います。

もう一つ私が考えるに、この特別委員会の調査の方法についても、いささか疑義を持たざるを得ないと思います。御存じのとおり、開発協会を設立いたしましたときには、議会より4名の理事が出ております。そして、協会理事会の副理事長に議長が就任しておつたことも事実でございます。そうなつてくると、議会と理事者と共同してこの売買に当たつてきたという事実を私たちは認識しなくてはならないと思います。

その時点において4名出つた理事諸公が、議会の中において報告をしているものと思いま

す。そういう報告等について全然調査が行われてないところに、私はいささか疑義を持つのでありまして、果たして、この共同で売買した案件について、議会がどういう方向の中で責任を持つかということが明白にされておらない。これは市民に対して隠し事をやってる、議会の責任というものに全然触れてないところに、私は大きな問題があると思います。

第2点に、特別委員会の報公によれば、理事会の決定もなく、あるいは評価委員会の査定もなく、これが売買されておるといふ疑いがあります。この疑いは晴らさなくてはならないだろうし、そうすると、当時の議会から出とつた理事が一体何をしておつたんだろうかという問題もあるし、そういう人々の責任問題をどう解釈するかということでございます。

最後に、この実態の中で3件のみにしぼつた理由の意図がわからないわけでございます。したがって、私は、これは疑惑であるんだから、地方自治法第100条第1項に基づく調査委員会が設定はされなければならないと思います。しかしながら、一部のものだけをやつてこれ以外に1億円としても、7、8件があるわけです。これをそのまま隠しておいて、3つだけにしぼつて出してくるというところに、何らかの意図があると思われても仕方がないと思います。

そういう意味において、もし、この調査委員会を設置するとするならば、1億円なら1億円、5千万円なら5千万円という方向でなぜしなかつたのか。この5千万円にいたしまして、さきに言つたとおり、理事会、その他の決定が行われておらないというように実態であるとするならば、なぜこれだけを隠そうとしておるのか、その真意がわからないのであります。

それから最後に、私たちが考えるのに、公文書的存在である理事会の議事録というものをなぜ調査いたさなかつたかというところに問題があると思います。これを見ることによって大体のことがわかるにもかかわらず、なぜこれを調査検討しなかつたか。これは公文書であり、理事者が持つてゐるはずなんだと、それをなぜ調べなかつたかというところに問題があると思います。

したがって私は、いずれはしなくてはならないし、近いうちに整理をしてやはりやらなくてはならない。いま、ここでやるとするならば、そういうようにして全部を対象としてやるのが、正しい市民に対してのガラス張りになると思います。したがって、3件のみにしぼるということは、片っ方は隠して、片っ方はばらす、そういうやり方についてはどうしても理解できない。したがって、本案件については反対をいたします。

- 議長（坂上國治君） 他に。
- 21番（直村静二君） 本案件について賛成の意見でございます。

和泉市の土地開発公社は、先ほどの説明でございましたように、膨大な用地を買い、35億円になんなんとする用地が行方不明。こういったことがなぜ行われたか。一つには、地方自治法に基づいて、公社会計、つまり予算、決算、これが議会の承認ではなしに、議会への報告だと、だから、どんぶり勘定で行われた、だから、今日こういった不明朗な、しかも、ずさんなことが対象になってくるということでございます。したがって、制度上の欠陥があると、したがって不明朗である。そういう点では、これを100条によってやるべきだ。

さらに、議会から4名が出ておった。理事だろうとおっしゃっておりますが、基本的に地方自治法で、議員の事務、職務につきましては、執行者である理事長並びに幅理事長、それが判こをもって売買決議でき、それが議会の議員として審議をするということについては、これも公私混同で問題があるろうかと思えます。これは100条調査委員会において出席願って、明白にその点は言っていたきたい。その点で特別委員会につきましては、そのような権限がございませんので、9月9日の報告として出してあるわけでございます。

さらに、特別委員会におきまして行き詰まった点は、すでに理事者死亡、さらには担当部長が退職していると、だから証拠物件とあわせて、その担当理事者がおられない。その人に出席してもらって聞かなくては、不明朗の解明ができないということで、壁に突き当たった。したがって100条しかないこと。

しかも、この問題につきましては、出席委員全員一致においての報告に基づいて、これが提案されているものでございます。さらにこの報告書を見ますと、全議員知っておりますように、審議促進の立場から、この膨大なる事業のうち、さしあたり、次の3件の取得原因、経過等について集中審議を行ったんだと。したがって、先ほど提案者の説明がございましたように、98億円のうち35億円全部調査対象、当然でございます。しかし、それは特別委員会としては非常に日数がかかるということで、これは各委員さんのお許しを得て、各委員さんの御希望に基づいて3物件ということでございますので、その点は何ら他意はないわけでございまして、次々と公社運営を改めていくためにもこれは必要であろうと思えます。

私はそういう点から、この際、市民の期待が寄せられております中で、本当に公正な公社運営という立場から、一定の御意見がある方も含めて、先ほどの御意見では、全部やるべきだと、ただ、3物件にしぼった意図がわからないということだけの反対のようでございますので、実はこの文書に、さしあつて3物件審議促進ということですから、もう一度お読みいただきまして、何とぞこの案件については、全市民の立場で御賛成願いたいということで、賛成意見です。

以上です。

- 議長（坂上國治君） 皆さん方にお諮りいたします。時間ももうおつつけり時になりますので、いかがしたらいいか皆さん方にお諮りいたします。

（「時間延長」と呼ぶ者あり）

それでは時間延長いたします。他に。

- 27番（竹下義章君） ただいまの提案につきまして、反対の立場から申し上げたいと思います。

特に今回の問題につきましては、各方面より重々批判されているところであります。過日の議員総会におきまして、委員会の人以外の議員の方の開発公社委員会の報告をして、何とかわかっていただこうという議員総会がございました。その中で私どもはいろいろ聞かしていただきまして、その内容をいろいろと質問をしたわけでありませうけれども、特に質問の中では、内容が十分わかるような質問がされていない。また、本当にこの開発公社委員会といたしまして、解決のための審査をしたかどうかということについては疑いたいというところまで、私は議員総会で申し上げたわけでありませう。

と申しますのは、少なくとも私どもは、審査した経過をすべて報告されて、そして、3件だけに絞ってということなら別といたしましても、当初から例を挙げて説明いたしましよというところで、3件だけの報告をある程度聞いただけで、何らの結論も出なかつたというのが、私は議員総会の経過であろうと考えるわけでありませう。

したがって、私は、この問題を決して覆い隠せるものでなく、少なくとも、この重大な案件を本会において十分審議することなく、単なる議員総会だけで100条規定をつくらうという、こういうことにつきましては、私が許しがたいところでございませう。本件に関する限り、慎重に十分なる資料をもとに今後もお十分審査し、本件の結論を出したいと考えるものでございませう。

また、これを単に3件のみに集約しているのはなぜなんだと、われわれは今後十分調査の上、開発公社取得の全体を調査すべきであると考えませう。よって、改めて議員各位の御同意を得て、慎重に御審議を賜りたいと考えるものでございませう。

以上申し上げたようなことで、本件に対しまして反対の意を述べたいと思ひませう。

- 議長（坂上國治君） 他に。  
○ 6番（大谷昌幸君） 賛成の立場で2、3意見を申し上げたいと思ひませう。

私は、昨年度この議場に入れさしていただいたもので、以前のことはほとんど知っておりませう。しかしながら、このたび土地開発公社の特別委員会が設置されまして、そしてことしの正月より、現在持っている土地をいかに処分をして、この赤字にならんとおる公社の運営を立て直していくかということの諮問をうけたわけでありませう。



その委員会の席上におきまして、この出ております3物件を公社側が住宅、いわゆる宅地造成をして、これを販売したい。ただし、うち1件の青少年会館につきましては、これは近々着工される予定の図書館の経費に充当すべく、第3者に販売したいということで諮問をうけたわけであります。そのためには、過去いかような手続を経て、しかも、いかなる金額でもって購入されておるか。そしてまた、いままで保有している期間、どのように利息が払われていたか。いわゆる投入した資金を調査して、そして今度宅地造成をして、これが幾ばくの金額で売れるものかということを経定する段になりまして、この土地は、果たしてそういうように宅造できるものであるかどうか。また、宅造ができたと仮定しましても、公社側が考えておる代金で販売できるものかということをお考えた場合に、一抹の不安と疑惑を持ったわけであります。

現在、土地投機が下降になっておるときに、果たして20万近い金額で売れる土地であるかということをお考えていた場合に、いままでの取得された経緯というものを一応はつきりしてということになって、この委員会が、先ほどの説明にもありましたように、10数回の会合を経て調査されたわけであります。しかしながら、その途上においてどうも納得しがたいところが多々ある。しかしながら、それ以上も調べるにも、調べる手だてがないという結論に達したわけでございます。

先ほども他に意図があるのではなからうかということが言われておりましたけれども、他に意図はございません。3件にしぼったわけは、以上申し上げました、この土地を処分していく途上におきまして、こういうことが必要であるということになったわけでございます。何とぞよろしくその点を御勸案いただきまして、本件の成立に御協力いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ございませんようでしたら、私から、この議会議長としての現在までの経過について皆さん方に聞いていただきたいと思っております。

- 27番（竹下義章君） 議長、運営上でちよつとお聞きをしておきたいと思うんですが、少なくとも、いま提案されて、で、賛成、反対という討論があったわけですね。私は、この提案をされる前に、されると同時に議長が言われるなら、ある程度筋として合つただろうと思うんです。筋としてはどうかという議論じゃないかという気もしますけれど、少なくとも、現在提案されて、双方が賛成、反対意見ということで審議をしているわけです。これから議長が言われたところで、何ら意味をなさぬと思うんです。したがって、やはりルールにのっとり、採択なら採択をとつていただいて、すきつとした形の審議をしていただきたい、ということをお

お願いしたいと思うんです。

○ 議長（坂上國治君） いや、皆さん方をお願いしているのは、お話ししてらんですけど、これはいろいろと皆さん方御意見あると思いますけれども、現在の賛成意見、反対意見の中で、それならば、議会運営をしてる議長が現在まで何をしておつたんだというふうな解釈をされる方もあると思うわけです。そやから、現在まで調整に入ってきたことの私の立場だけを申し上げたいと思うんですけども。

○ 27番（竹下義章君） 議長はいろいろやっただきました。ただ、議場でやられるのは運営です。議長の。まとめとか、いろいろのことについての運営の仕方は、これは少なくとも、代表者会議なり、議員総会なり、そういうところであろうと思んです。こういう公な場でございますから、議長のごことは、私ら議員全部わかるとるわけですから、したがって、いまさら弁明云々じゃなくて、やはり採決ではっきりしていただきたいと思んです。

○ 議長（坂上國治君） 本件については反対の意見がありますので、採決を行います。

○ 21番（直村静二君） 議事進行と、いまの採決のお言葉を聞きましたので、私の方の議員団から、その採決の方法について提案いたします。

本件につきましての採決、表決につきましては、やはりわれわれの立場からいしまして、非常に重大な問題だということを含めまして、やはり明々白々にするという点もございましょう。その点で表決方法につきましては、反対から先にとつていただきたい。私どもの議員定数からいって、それを願います。

○ 議長（坂上國治君） 御異議ございませんか。

○ 27番（竹下義章君） 少なくとも、提案されてるわけですから、賛成、反対とるわけですが、やはり条件ですから、賛成から表決をとつていただくというのが運営だと思いますから、私の方は、やはり提案している以上は、賛成からとつていただきたい。

○ 議長（坂上國治君） 現在までのルールに従つて、賛成からいたささせていただきます。

それでは、本件について賛成の方の挙手を願います。

（挙手少数）

挙手少数でありますので、よつて、議員提出議案第1号、「和泉市土地開返公社の公共用地取得事務執行調査について」の件は否決されました。

暫時休憩をいたします。

（午後5時9分休憩）

---

（午後5時26分再開）

- 副議長（木下甲子三君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま坂上議長より辞職願が提出されました。よって、新議長が誕生するまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。何分にもふなれな私でございますが、議事運営に格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お諮りをいたします。「議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、「議長の辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

「議長の辞職許可について」を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 辞 職 願

私 儀

今般都合により議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和52年10月7日

和泉市議会議長

坂 上 國 治 ㊦

和泉市議会副議長

木 下 甲 子 三 殿

- 副議長（木下甲子三君） ただいま朗読のとおりでございます。坂上國治君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、坂上國治君の議長の辞職を許可することに決しました。

この際、前議長のあいさつをお願い致します。

（坂上前議長あいさつ）

- 28番（坂上國治君） お許しをいただきまして一言、皆さん方に御礼かたがたごあいさつを申し上げます。

顧みまするに昨年10月、皆さま方の絶大なる御支持をいただきまして、議長に御推挙いただきまして、これという仕事もできないまま今日に至ったわけでございます。いろいろと議会運営の中で皆さん方に不手際のあったことに対しては、厚く御礼を申し上げる次第でございます。しかしながら、大過なく今日を迎えられましたことは、幾重にも皆さま方の暖かい御支援、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第でございます。

これからは一議員といたしまして、和泉市発展のために一生懸命に尽くす所存でございますので、いままで同様ひとつよろしくお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、皆さま方にお礼の言葉にかえたいと思います。

どうも長らくありがとうございました。

- 副議長（木下甲子三君） 前議員さんのごあいさつが終わりました。坂上前議長さん、どうも長らく御苦労さんでございました。

それでは、ただいまより「議長選挙について」を日程に追加し、議題とするに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の日程によりますと、本日より役員選挙と相なっておりますが、議案の都合上非常におくれましたので、明8日より役員選挙となりますが、明8日は土曜日のことでもありますので、来る11日より役員選挙に入りたいと存じますが、これについて御異議ありませんか。

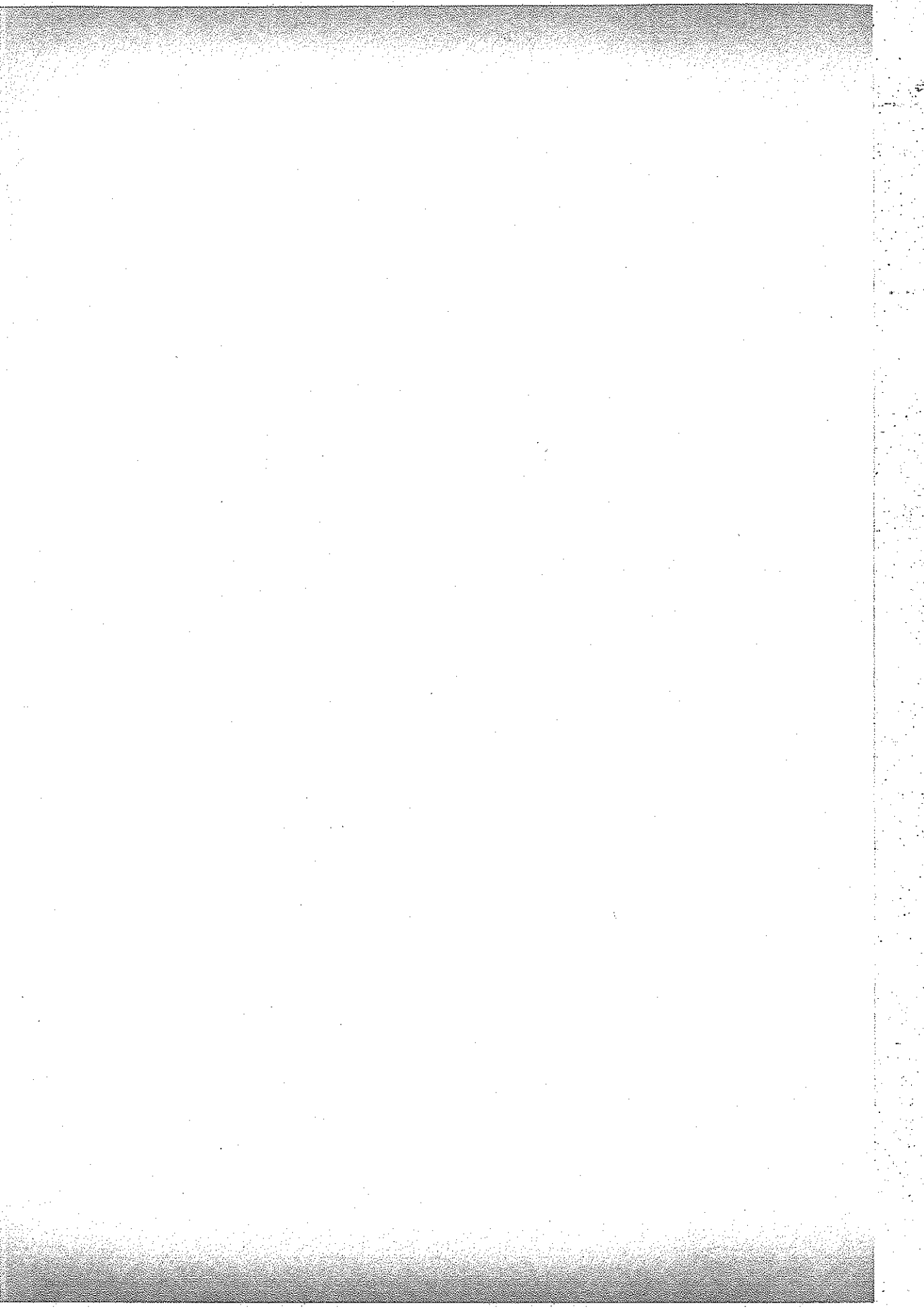
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、明8日土曜日と9日日曜日と10日体育の日を休会とし、11日に定刻御参集賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これにて散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後5時32分散会）

第 6 日



昭和52年10月12日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	17番	富山 敏治君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	21番	直村 静二君
7番	金沢 勝君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
12番	藤原 要馬君	26番	柳瀬 美樹君
13番	赤阪 和見君	27番	竹下 義章君
15番	横田 憲治郎君	28番	坂上 國治君
		29番	藤原 利一君

欠席議員(3名)

8番	成田 秀益君	11番	上代 卯之松君
20番	田中 包治君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	用地担当参事, 土地開発公社事務局長	岩井 益一
助役	坂口 禮之助	病院 長	竹林 淳
参与兼建設部長事務取扱	中塚 白	病院事務局長	平野 誠蔵
市長公室長	西川 喜久	" 次長兼庶務課長	藤原 光夫
" 次長兼企画室長	杉本 弘文	水道部長	田中 稔
秘書広報課長	竹田 明郎	" 次長	福本 喬久
財務部長	吉岡 昭男	消防 長	和田 増義
" 次長兼財政課長事務取扱	麻生 和義	" 次長兼消防署長	湯川 行雄
同和対策部長	佐原 行雄	収入役職務代理者	北野 敦雄
" 次長	生田 稔	教育委員長	堀内 由延

市 民 部 長	内 田 繁	教 育 長	葛 城 宗 一
" 次 長	中 西 淳 富	" 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
福 祉 事 務 所 長	青 木 孝 之	" 次長兼指導部長	乾 武 俊
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
" 次 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	" 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
" 次 長	逢 野 一 郎	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
解放総合センター所長兼 総務課長事務取扱	萩 本 啓 介	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
用地担当理事、土地開発 公社事務局長	西 川 武 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月12日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	



(午前11時17分開議)

- 副議長(木下甲子三君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、何かとお疲れのところ多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは15名でございます。欠席の届け出のある議員さん及び遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 副議長(木下甲子三君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく願いいたします。

- 副議長(木下甲子三君) 日程第一「議長選挙について」を上程いたします。

本件についていかがいたしましょうか。お伺いいたします。

- 15番(横田憲治郎君) まだ20名に達しないような出席状態ですので、まことに残念ではございますけれども、事実上できないと思いますので、一応休憩していただき、午後一時なら一時再開と決めておいていただき、休憩に入っていただくという措置をお取り計らい願いたいと思います。

- 副議長(木下甲子三君) お諮りいたします。この際、調整のため暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

- 21番(直村静二君) 異議というより意見を言いたい。

いま、副議長がおっしゃいましたように、今度の役選はやはり非常に重要だと思います。調整もしかるべきことですが、それ以上に私の方から発言しなくても、副議長さんの方に私の方がしかるべきことをしておりますので、そのことの御発言だけお願いしておきます。

- 副議長(木下甲子三君) 報告いたします。

ただいまの申込書が私の方にまいっておりますので、局長に朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(宇沢清君) それでは、私から申込書を朗読させていただきます。

申 込 書

53年度議員の役員選挙がおこなわれることになっていますが、選挙によって当選された議長は、

議員及び理事者を招待するような慣例はやめるよう申し入れます。

昭和52年10月7日

共産党議員団

寺田 茂 印  
直村 静二 印  
勝部 津喜枝 印  
天堀 博 印

市議会副議長殿

以上のとおりです。

○ 副議長（木下甲子三君） 以上のとおり報告申し上げます。

この際、もう一度お詫りいたします。調整のため暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○ 15番（横田憲治郎君） 結構ですが、ちゃんと再開の時間をここで決めた上休憩に入っていたきたい。ふしをつくっとしてもらわんと、待たされる、待たしてないということになるかと思しますので、もし、そういうことになったらいかんと思しますので、一応、予定なのでどうなるかわかりませんが、こうして開いた以上、何らかのけじめをつけてもらいたいと思います。そういう意味で話してください。

○ 副議長（木下甲子三君） 私の考えでは、休憩に入れば直ちに代表者会議を開きまして、今後の選挙方法等の運営について代表者の皆さんと協議したい。その上ではっきり決めていきたい。かように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、暫時休憩いたします。

（午前11時23分休憩）

○

（午前11時57分再開）

○ 副議長（木下甲子三君） 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま代表者会議を開き協議の結果、本日はこれにて散会し、明日を休会として明後13日定刻御参集賜りたくお願いいたします。

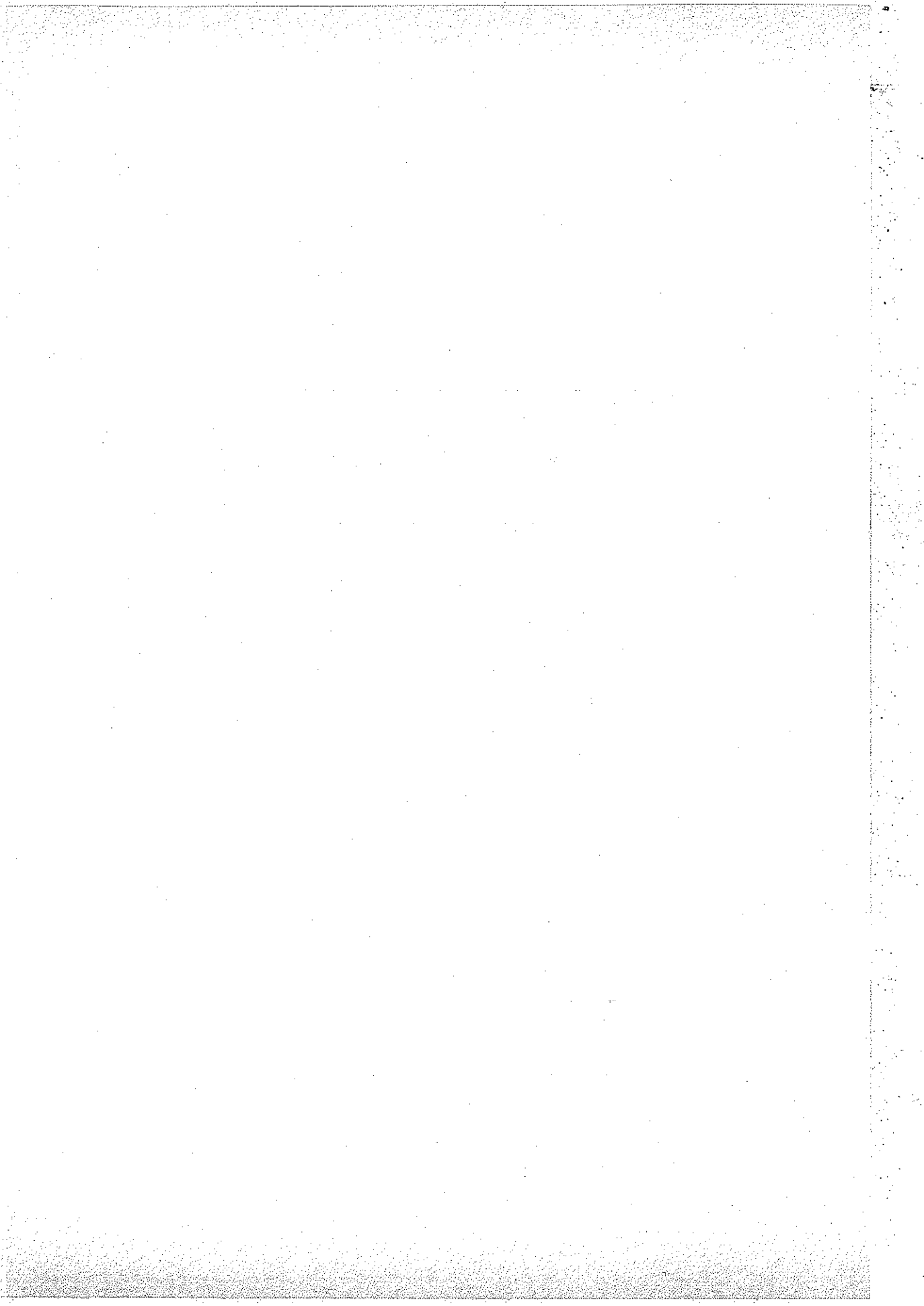
なお、代表者会議の内容ですが、議長の選出については従来どおり、選挙をもって行うこととし、13日朝、もう一度代表者会議を開きまして、立候補の届け出をやっていただくということでございます。そして、すぐ本会議を開きたい。このように考えております。13日中に正副議長さんを選任していただき、14日には各委員会の構成等を完了したい。このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(午後12時散会)





第 7 日



昭和52年10月14日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳類美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	用地担当参事, 土地開発公社事務局長	岩井益一
市助	坂口禮之助	病院長	竹林淳
参与兼建設部長事務取扱	中塚白	病院事務局長	平野誠蔵
市長公室長	西川喜久	" 次長兼庶務課長	藤原光夫
" 次長兼企画室長	杉本弘文	水道部長	田中稔
秘書広報課長	竹田明郎	" 次長	福本喬久
財務部長	吉岡昭男	消防長	和田増義
" 次長兼財政課長事務取扱	麻生和義	" 次長兼消防署長	湯川行雄
同和対策部長	佐原行雄	収入役職務代理者	北野敦雄
" 次長	生田稔	教育委員長	堀内由延

市 民 部 長	内 田 繁	教 育 長	葛 城 宗 一
" 次 長	中 西 淳 富	" 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
福 社 事 務 所 長	青 木 孝 之	" 次長兼指導部長	乾 武 俊
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
" 次 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
改 良 事 業 部 長	林 德 次	" 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
" 次 長	逢 野 一 郎	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
用 地 担 当 理 事, 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○  
 本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月14日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	



(午後3時5分開議)

- 副議長(木下甲子三君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には何かとお忙しいところ多数御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席の届け出ある議員さん、遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思えます。現在、25名でございます。

- 副議長(木下甲子三君) ただいま報告のとおり、25名出席につき議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 副議長(木下甲子三君) まず、議長選挙についての議題に入る前に、私より11日からの代表者会議の状況を簡単に申し上げます。

議長選挙の日程は去る11日より入っているわけでございます。12日は、調整のため休会いたしました。

続いて翌13日、各会派の意見聴取を行うために代表者会議を開きました。その結果については、すでに代表者の皆さんよりお聞きのことと存じますが、念のため申し上げますと、まず第一点として、議長選挙については、例年のごとく会期延長ということではなく、会期中に役員選挙を終了することの確認を行いました。

第二点として、三候補の届け出については、さきの代表者会議の際、13日の議会開会までに届け出を行う旨確認を行いました。その報告については、代表者の皆さんから立候補の報告を受けました。

以上のことで直ちに議長選挙に入ることについてお諮り申し上げたところ、各会派より調整がつかないところもあり、午後2時ごろまで猶予しては、との意見でありましたので、開会時間の延長を行なったわけでございます。

以上の確認がなされ、なお調整がつかない場合、全会派の意見を聴取して、八会派中過半数の五会派以上の意見がまとまれば、本日中(13日)に選挙を行う旨の確認が得られれば直ちに選挙に入ることの申し合わせを行ったのでありますが、昨日の段階で午前中の調整時間を2時までということで各会派に出向き意見を聞きましたが、調整がつかない会派が多く、さらに、3時に各会派の意見聴取を行いました。八会派中四会派のみ調整済みとのことであり、昨日(13日)の議長選に入ることに對し至難であると判断し、再度、代表者会議を行い、各会派代表者に状

況説明を行い、昨日は自然休会となりました。

したがって、本日開会までに調整を願うべく代表者会議を行ったわけではありますが、調整時間を要することであり、ただいままで開会時間を延長いたしました次第です。

この際、皆さん方の御意見を賜わり、直ちに選挙に入るかをお諮りいたします。

お諮りいたします。直ちに議長選挙に入ることに御異議ありませんか。

○ 18番(池辺秀夫君) 副議長がいろいろこの議長選挙に努力され、本当に御苦労でございます。また、各会派の代表者も非常に調整のため御努力賜っておることについても、私ども、非常に感謝しておりますが、いましばらくの間、まだ調整が至難であろうかと私個人で思っておりますので、直ちに選挙ということではなく、いましばらく調整時間というか、お取り計らいをしていただければ議長選挙もスムーズに行えるのではないかと存じますので、いましばらく調整時間を持つよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 副議長(木下甲子三君) ほかに御意見ございませんか。

○ 7番(金沢勝君) 昨日の本会議では、本日中午に議長、あと副議長と役員選挙ということ副議長が宣誓されたのでございます。3時の代表者会議におきまして、これではとうてい無理だということできょうに延期されたわけですが、昨日の時点と、延期された時点とでは何ら進展してない。空転してと思います。昨日延ばしたということは、きょうも延ばす必要があるんじゃないか。報道機関などに発表されると恥しいような議長選挙になりはしないか。法定数を割るようなことで、実際、実のない議長選挙が行われるのではないかという危険を感じるわけです。だから、もう少し議運を開いていただいて延ばしていただき、その目的に向かって進んでいただきたい。池辺議員の意に付け加えて補足して申し上げたいと思います。

○ 副議長(木下甲子三君) ただいまの御意見では、もうしばらくの調整時間が必要ではないかということだと思います。私も、ただ早くやればええということではなくして、やはり今後の議会運営につきましては、安定した運営ができるように、できましたら、過半数を上回るような形の中で新しい議長を選んでいきたいという気持でございます。

○ 21番(直村静二君) いまの副議長さんの発言によりますと、きょうは恐らく調整至難、あと1時間40分ほどで散会という可能性が出てきました。そうすると、会期は明15日で終り、土曜日ということで、これから明日も調整ということになるのか。しかし、物理的に考えて、明日はやはり無理ではないかという危惧もあるかのように思います。

その点、きょうの3時からの定例本会議では、単に調整ということだけでなく、会期をどうするかという問題が出てきますので、扱いとしては、5時まで待つてするのか、それともこの段階で会期問題も諮っていくのか、どちらかにしてほしいと思います。私は、すぐ選挙に、という立

場をとっておりますので、調整がどうのこうのと言いたくない。明日は土曜ですし、会期という問題が出てきますので、調整する、休憩するとなるとけじめがつかえません。以上でございます。

○ 副議長（木下甲子三君） 私の申し上げた意味は、ここで暫時調整のため休憩に入り、そして、本日の定刻は5時ですので、5時までに何とかもう1回努力していただいて、5時までに調整がつき次第、その場で直ちに入ってもらい、このように持っていったらどうかと考えております。万一、5時までに調整がつかない場合、この後の日程といたしましては、自然流会という形をとっていきたい。そして、明15日の定刻に議長選挙を行いたい、かように考えておるんですけど……。

○ 7番（金沢勝君） それで結構ですが、直村議員のとおり、非常にお気の毒ですが、5時までの見通しがつかんとなれば、議運でひとつはっきり延長ということをお決めいただき、各会派に御連絡の措置をとっていただけたらと思うんですが、御苦労ですが議運にお願いしたらどうですか。

○ 15番（横田憲治郎君） 会期を1日余して、きょうの時点で会期延長というのはちょっと筋が違らと思う。だから、副議長が言うたように、実際問題、物理的にはむずかしいかもわかりませんが、当初から13日あるいは14日にはと、何としてでも進んできたわけですから、一応、5時まで最善の努力をするということで、もし不可能な場合、その方が可能性としては強いかもしれませんが、自然流会の措置をとっていただき、会期延長云々の問題は明日もう1日ありますから、午前中あるいはお昼になるかわかりませんが、そこで取り計らっていただくのが至当ではないかと思えます。

○ 副議長（木下甲子三君） 私も横田議員さんがおっしゃったように、きょうはできるだけあと2時間ほど調整をやっていただき、できれば定刻までにもう1回入って選挙を行いたい。どうしてもだめな場合は、明日の定刻に選挙を行いたい。このように考えております。

会期については、明日のええころあいの時間を見はからって議運の皆さん方をお願いするつもりでございますので、御異議ございませんか。

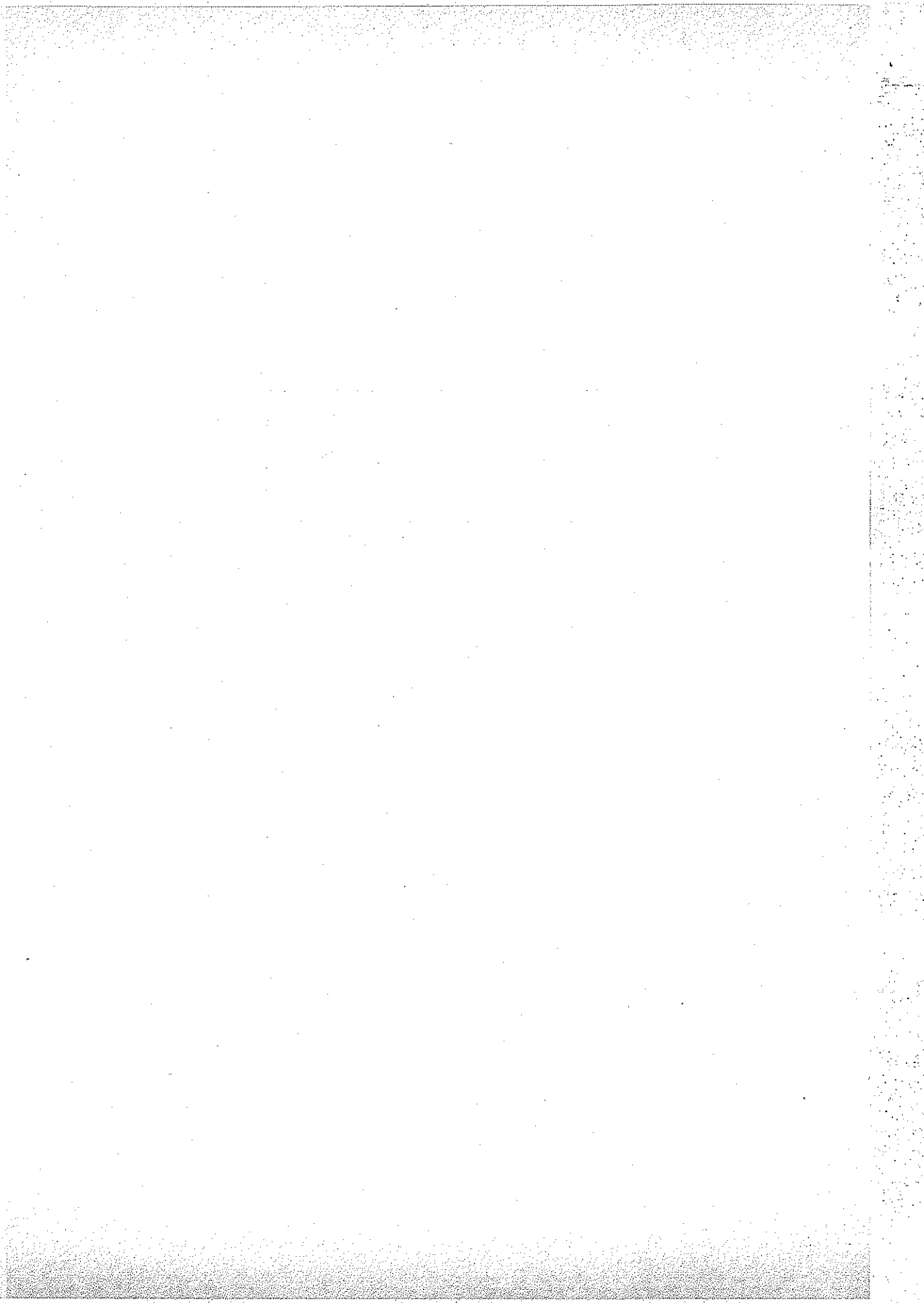
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午後3時20分休憩）〔自然流会〕



第 8 日



昭和52年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田	茂君	17番	富山	敏治君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
7番	金沢	勝君	22番	勝部	津喜枝君
8番	成田	秀益君	23番	三井	正光君
9番	松下	定君	25番	竹内	修一君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
15番	横田	憲治郎君	28番	坂上	國治君
16番	木下	甲子三君	29番	藤原	利一君

欠席議員(2名)

12番	藤原	要馬君	13番	赤阪	和見君
-----	----	-----	-----	----	-----

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	用地担当参事, 土地開発 公社事務局次長	岩井 益一
助役	坂口 禮之助	病院 長	竹林 淳
参与兼建設部長事務取扱	中塚 白	病院 事務局 長	平野 誠藏
市長公室 長	西川 喜久	" 次長兼庶務課長	藤原 光夫
" 次長兼企画室長	杉本 弘文	水道部 長	田中 稔
秘書広報課長	竹田 明郎	" 次 長	福本 喬久
財務部 長	吉岡 昭男	消 防 長	和田 増義
" 次長兼財政課 長事務取扱	麻生 和義	" 次長兼消防署長	湯川 行雄
同 和 対 策 部 長	佐原 行雄	収入役職務代理者	北野 敦雄

教育委員長	堀内由延	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
教 育 長	葛城宗一	“ 事務局長	岸田秀仁
“ 次長兼管理部長	広岡史郎	監 査 委 員	西口喜一郎
“ 次長兼指導部長	乾 武俊	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向井 洋
管 理 部 次 長	松村吉堯	農業委員会・事務局長	信田種行
指 導 部 次 長	橋本昭夫		

各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

---

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊



本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	件	名	摘要
1	議長選挙について		
追加	会期延長について		

---

(午前11時28分開議)

- 副議長(木下甲子三君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ多数御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席の届け出のある議員さんは藤原要馬議員さん、赤阪和見議員さん、遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。

現在、16名でございます。

- 副議長(木下甲子三君) ただいまの報告どおり、16名出席につき議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 副議長(木下甲子三君) この際お諮りいたします。これより議長選挙に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

- 7番(金沢勝君) 私の方の会派におきましては、候補者を持たずしていままで待たしていただいたわけでございます。先ほど議長がお越しいただきまして、議運というお言葉もございました。説明にはずれた議会が開かれておりますが、いままでの議長選挙で26名中16名というような選挙を行ったことは、私、17年間させていただいておりますが、例がないわけで

ございます。恐らく市役所内におられることと思いますので、全員願うような努力をした後でやっていただきたい、かように思います。

○ 15番(横田憲治郎君) いずれにしても、会期末で直ちに選挙しても、時間延長すれば別ですが、ちょっと無理だと思います。会期の延長という問題もありますので、いま、金沢議員さんから意見が出ましたように、過半数ぎりぎりという中での選挙は前例がないと思いますので、議運を開いていただくなり、あるいはその後、代表者会議等々適宜にお諮りいただいて、ここまで数日間練ったわけですから、その中でこんな状態ではどうかと思いますので、その辺を諮っていただきたいと思います。

○ 副議長(木下甲子三君) 実は、私も昨日来の成り行き、経過等を見まして、きょう選挙に入るのは無理ではないかという考え方を持っておりました。ところが先ほど、八会派中四会派の方が、もういつでも開いてくれという態度表明がございましたが、あとなかったわけです。ところが先ほど、社会党さんの方から、もう開くべきであるということを言われましたので、お諮りする暇もなく、開会したような次第です。八会派中五会派が開けということでございますので、開会を宣したわけでございます。

いま、金沢議員さん、横田議員さんから、われわれの議長を選ぶんだから、せめて24、5名の議員がそろった上で、円満に運営できるような議長を選んでどうか。それには会期の延長もあるのではないかという御意見でございますが、皆さん方にお諮りいたします。きょうは選挙を一応見送って会期延長をし、その上で調整に入ってできるだけ円満な運営のできる議長を選ぶべきであるという考えの中で、会期延長を前提とした議運を開いていただくことに御異議ございませんか。

○ 21番(直村静二君) ちょっと模様がおかしい。昨日の段階で私が申し上げたように、物理的に無理であろう。会期問題も諮ったらどうかと言ったが、会期末にということでした。したがって、この状態で御意見があるならば、16名で議長選挙をやってはいけないという御意見があるならば、これは考えないかん。同時に副議長の判断として、いまここで議運を開いていただくということなら、こういう出席は少ない、こういう状態ではいかんと、会期延長問題についていま出席の議員さんはOKでも、16名でOKという形はよろしくないと思います。だから、庁内におられるならば努力してください。そして、皆さんに入っていたいて諮っていただかんと、議運の委員だって、このままの状態で勝手にやることはよくない。私の言うてる意味は、どちらに決まってもいいんですから、もう少し過半数の定員数を上回った中で決めていただきたい。

○ 副議長(木下甲子三君) 議員さんの中でまだ方々で用事をしておられる方もあるかもわか

りませんので、しばらく時間をおきまして、いまよりも多数の出席の中でやりたいと思います。選挙にも入れんような状態で、この中で議運の確認はやるべきでないと思います。

- 15番(横田憲治郎君) 私は、きょうやる、やらんは別にして、きょうやったにしても、完全に予測される議案がありますから、議運をきょう開かなければ終わりですよ。午後から再開して議長選挙に入るとしても、議運を開いていただかんと、第三回定例会の会期末ですから、その認識をもって諮つとかなあきまへん。

- 副議長(木下甲子三君) それでは、暫時休憩いたします。その間に議運の方々には御苦勞願ひまして、会期について御相談願ひたい、このように思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしく願ひいたします。

(午前11時37分休憩)

(午後12時10分再開)

- 副議長(木下甲子三君) 長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、先ほどは私の不手際で皆さん方に御迷惑をかけましたことを深くおわびいたします。この際、お諮りいたします。会期の延長を日程に追加し、議題といたし と思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よつてこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決します。

- 会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を10月20日までの5日間延長いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

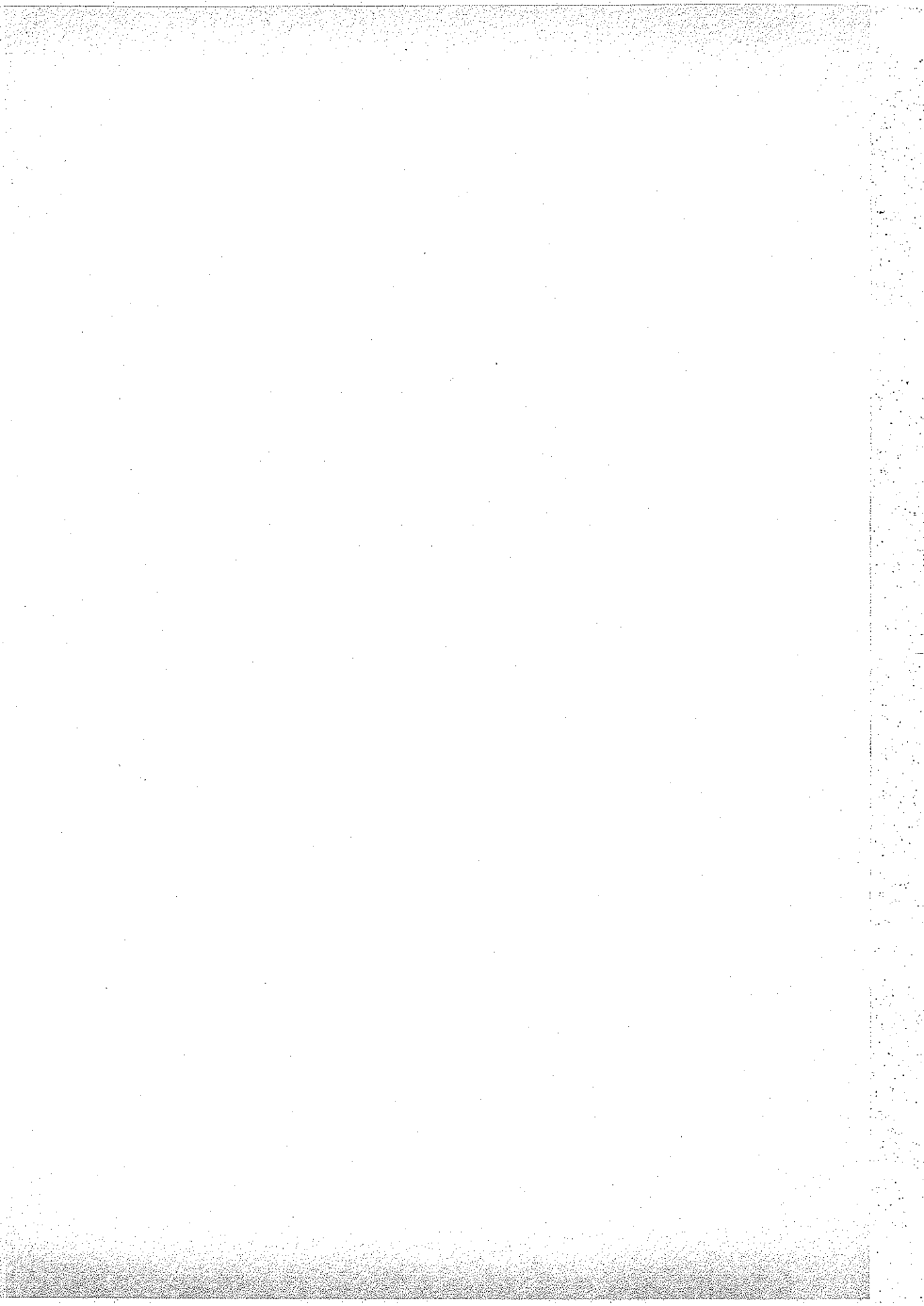
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明16日は日曜日でございますので休会とし、明後日17日に定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(午後12時13分散会)

第 9 日



昭和52年10月20日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番		博治君
6番	大谷	幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番		代之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君



地方自治法第121条により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	用地担当参事，土地 開発公社事務局次長	岩井益一
助役	坂口禮之助	病院長	竹林淳
参事兼建設部長 事務取扱	中塚白	病院事務局長	平野誠蔵
市長公室長	西川喜久	“次長兼庶務課長	藤原光夫
“次長兼企画室長	杉本弘文	水道部長	田中稔
秘書広報課長	竹田明郎	“次長	福本久
財務部長	吉岡昭男	消防長	和田増義
“次長兼財政課 長事務取扱	麻生和義	“次長兼 消防署長	湯川行雄

同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄	収 入 役 職 務 代 理 者	北 野 敦 雄
” 次 長	生 田 稔	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
市 民 部 長	内 田 繁	教 育 長	葛 城 宗 一
” 次 長	中 西 淳 富	” 次 長 兼 管 理 部 長	広 岡 史 郎
福 事 務 所 長	青 木 孝 之	” 次 長 兼 指 導 部 長	乾 武 俊
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
” 次 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	楠 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	” 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
” 次 長	逢 野 一 郎	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
用 地 担 当 理 事 ・ 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和 泉 市 議 会 嘱 託 速 記 士 中 野 満 男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議事係長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
”	山 本 雅 俊

○  
 本日の議事日程は、次のとおりである。



昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

日程	件名	摘要
1	議長選挙について	
追加	副議長の辞職許可について	
追加	副議長選挙について	
追加	会期延長について	

(午後1時8分開議)

- 副議長(木下甲子三君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、連日何かとお疲れのところ多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。以上のとおりでございます。

- 副議長(木下甲子三君) ただいまの報告どおり、26名出席につき議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 副議長(木下甲子三君) 日程第一「議長選挙について」を議題といたします。本件についていかがいたしましょうか。お伺いいたします。

- 17番(富山敏治君) 長期にわたって、本件については各派それぞれ調整されておると思いますので、直ちに選挙に移っていただきたい、このように思います。

- 副議長(木下甲子三君) 選挙によつてという意見ですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は26名であります。

お諮りいたします。開票立会人を2番、天堀博君、3番、橋本佳行君に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、天堀博君と橋本佳行君をお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。天堀博君、橋本佳行君、立ち合いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

投票総数26票で出席議員数と合致いたしております。内訳は、有効投票中、柳瀬議員さん18票、成田議員さん9票、寺田議員さん4票でございます。柳瀬議員さんが最高得票者でございます。

以上のおりでございます。

- 副議長(木下甲子三君) 以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よつて、柳瀬美樹君が議長に当選されました。

以上で議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました柳瀬美樹君が議長におられますので、本席から会議規則第

29条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議長のあいさつを願います。

(議長就任あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) このたびの改選によりまして議長に選任され、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

その責任の重大さを考えるとき、ただ身の引き締まる思いがいたしまして、まだまだ心の整理も十分つきねてる次第でございます。選任されました以上、歴代議員の功績を汚すことなく、また、正常な議会運選のために全力を傾注する覚悟でございます。若輩未熟な者でございますが、皆様方のよりよき御支援と御協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが、議長就任に際しましてのごあいさつといたします。(拍手)

- 副議長(木下甲子三君) 以上をもちまして私の任務が終わりました。つきましては、私、不慣れのため皆様方に非常に御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして無事、職務を遂行させていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

(議長着席)

- 議長(柳瀬美樹君) まことに恐れ入りますが、しばらく自席で御休けい願います。

(午後1時24分休けい)

○

- 議長(柳瀬美樹君) お待たせいたしました。ただいま副議長より辞職願が提出されました。お諮りいたします。「副議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、本件を日程に追加いたします。

それでは、「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

辞職願を 読させます。

(市会事務局長 読)

- 市会事務局長(宇沢清君)

辞 職 願

私儀、今般都合により副議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和52年10月20日

和泉市議会副議長

木 下 甲子三

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹 殿

- 議長（柳瀬美樹君） 木下副議長の辞職を許可するに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よつて、木下副議長からごあいさつしたい旨の願いがありますので、これを許可します。  
（木下副議長退任あいさつ）
- 副議長（木下甲子三君） （拍手）退任にあたりまして貴重なお時間を拝借いたしまして一言、御礼とごあいさつを申し上げます。  
昨年10月、浅学非才の私を副議長という要職に皆さん方の御推挙によりまして就かせていただきました。振り返りまして1年間、私のような者を盛り立ていただき大過なく職責を果たさせていただきましましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。  
なお、今後は一議員として和泉市政の発展のため、微力ではございますが精いっぱいがんばつてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。（拍手）
- 議長（柳瀬美樹君） 木下副議長さん、どうも長らく御苦労さんでございました。お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないようでございますので、本件を日程に追加いたします。  
それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。  
お諮りいたします。副議長選挙につきましていかがいたしましょうか。

○ 28番(坂上國治君) 調整のため暫時休憩してはどうかと思いますので、お取り計らい願います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 調整のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩いたします。

(午後1時40分休 )

○  
(午後4時15分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日の会議時間は延長することに決めます。

それでは、調整のため暫時休憩いたします。

(午後4時16分休憩 )

○  
(午後6時42分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よつてこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決めます。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を明21日まで延長いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

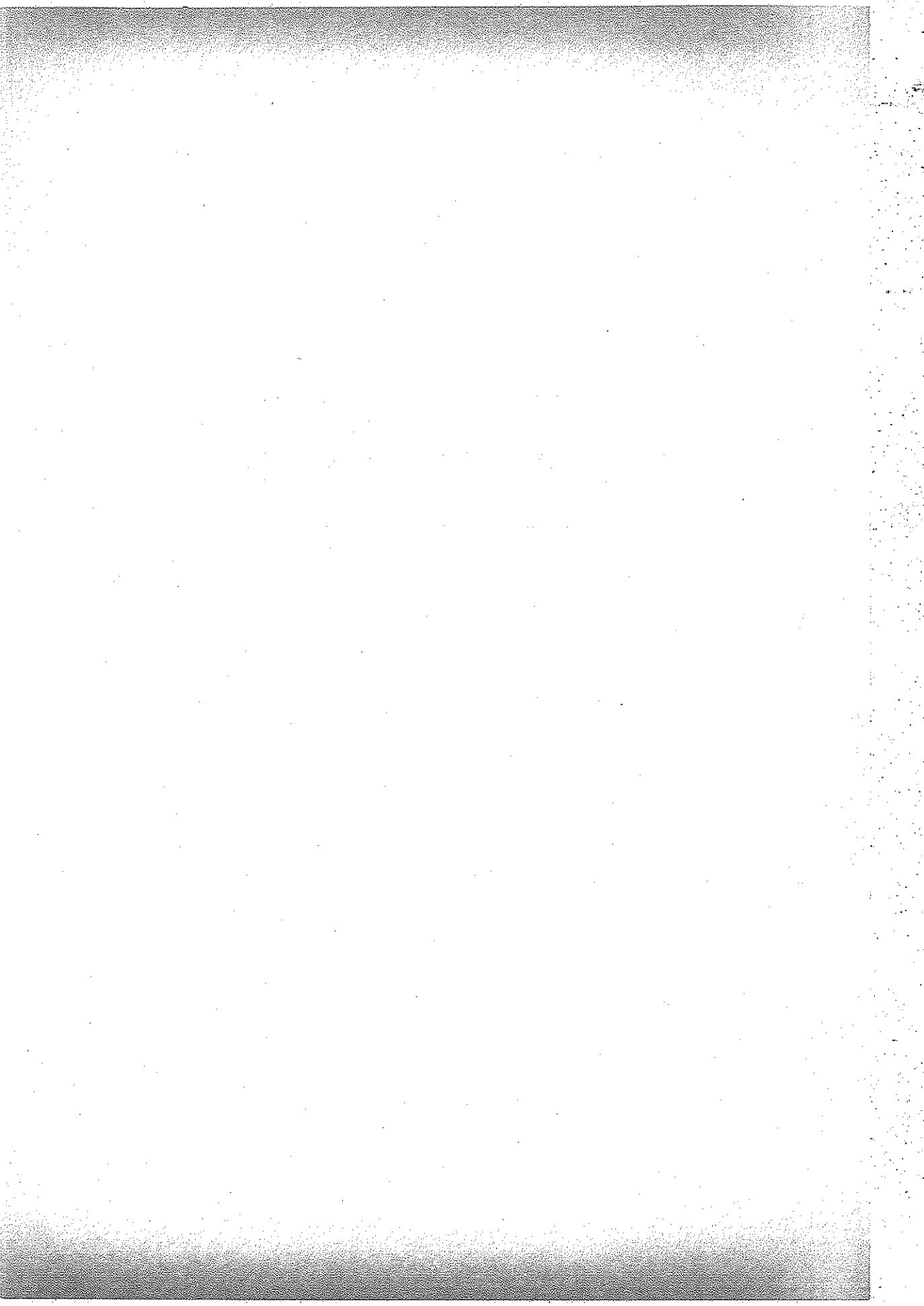
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会し、明 21 日定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。

本日は時間延長大変御苦勞様でございました。

(午後 6 時 43 分散会)



第 10 日





昭和52年10月21日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	17番	富山 敏治君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卯之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	27番	竹下 義章君
13番	赤阪 和見君	28番	坂上 國治君
15番	横田 憲治郎君	29番	藤原 利一君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	用地担当参事、 土地開発公社事務局次長	岩井 益一
助役	坂口 禮之助	病院 院長	竹林 淳
参与兼建設部長事務取扱	中塚 白	病院 事務局 局長	平野 誠蔵
市長公室 長	西川 喜久	" 次長兼庶務課長	藤原 光夫
" 次長兼企画室長	杉本 弘文	水道部 長	田中 稔
秘書 広報課 長	竹田 明郎	" 次長	福本 喬久
財務部 長	吉岡 昭男	消防 長	和田 増義
" 次長兼財政課長事務取扱	麻生 和義	" 次長兼消防署長	湯川 行雄
同和対策部 長	佐原 行雄	収入役職務代理者	北野 敦雄

同 和 対 策 部 次 長	生 田 稔	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
市 民 部 長	内 田 繁	教 育 長	葛 城 宗 一
” 次 長	中 西 淳 富	” 次 長 兼 管 理 部 長	広 岡 史 郎
福 事 務 所 長	青 木 孝 之	” 次 長 兼 指 導 部 長	乾 武 俊
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
” 次 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	” 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
” 次 長	逢 野 一 郎	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
用 地 担 当 理 事、 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

---

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議事係長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

---

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程

10月21日

日程	件名	摘要
1	副議長選挙について	

昭和52年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

10月21日

日程	件名	摘要
2	常任委員会委員の辞職許可について	
3	議会運営委員会委員の辞職許可について	
4	交通公害対策委員会委員の辞職許可について	
5	開発事業対策委員会委員の辞職許可について	
6	第2阪和国道対策委員会委員の辞職許可について	
7	同和対策委員会委員の辞職許可について	
8	公園墓地設置委員会委員の辞職許可について	
9	関西新国際空港対策委員会委員の辞職許可について	
10	市立病院建設委員会委員の辞職許可について	
11	土地開発公社委員会委員の辞職許可について	
12	常任委員会委員の選任について	
13	議会運営委員会委員の選任について	
14	交通公害対策委員会委員の選任について	
15	開発事業対策委員会委員の選任について	
16	第2阪和国道対策委員会委員の選任について	
17	同和対策委員会委員の選任について	
18	公園墓地設置委員会委員の選任について	
19	関西新国際空港対策委員会委員の選任について	
20	市立病院建設委員会委員の選任について	
21	土地開発公社委員会委員の選任について	
22	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
23	泉北水道企業団議会議員の選挙について	
24	決算審査特別委員会委員の選任について	
25	水道問題特別委員会委員の選任について	
追加	議案第61号 監査委員の選任について	

(午後1時15分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、お疲れのところ多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

以上のとやりでございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、26名出席につき議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第1「副議長選挙について」を議題といたします。

本件についていかがいたしまししょうか。お伺いいたします。

- 15番(横田憲治郎君) 会議時間も経過しておりますので、直ちに選挙にもつていつていただきたいと思いますので、お諮りいただきたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 選挙によつて、という御意見ですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

開票立会人を5番、仁井明君、7番、金沢勝君、に指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、仁井明君と金沢勝君をお願いいたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票願います。

( 投 票 )

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。仁井明君、金沢勝君、立ち合いをお願いいたします。

( 開 票 )

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢 清君) 御報告申し上げます。

投票総数 26 票で出席議員数と合致いたしております。内訳は、有効投票 24 票、無効投票 2 票、有効投票中、大谷議員さん 11 票、藤原利一議員さん 9 票、勝部議員さん 4 票でございます。大谷議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおりでございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告とおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よつて、大谷君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

ただいま副議長に当選されました大谷君が議場におられますので、本席から会議規則第 29 条第 2 項の規定により告知をいたします。

副議長のあいさつを願います。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(大谷昌幸君) このたび皆様方の御協力を得まして、副議長の重責に就かせていただきましたことを厚く御礼申し上げます。柳瀬議長さんはお生まれは後輩に当たりますけれども、幸いにして学齢が同じでございますので、柳瀬議長の片腕といたしまして一層の奮闘をいたす覚悟でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○

- 議長(柳瀬美樹君) 副議長のあいさつが終わりました。

お手元に配布申し上げました常任委員会、特別委員会関係議案を上程いたします。日程第 2

より日程第11まで及び日程第12より第21までの辞職許可及び選任についてをそれぞれ日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは、日程第2より日程第11までは、各委員の辞職許可でありますので、これを一括上程いたします。

お諮りいたします。各委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第2より第11までの各委員の辞職は許可されました。



- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程第12より第21までの各委員の選任についてを議題といたします。

この際、暫時休憩いたしまして、委員会室において議員総会に切りかえ、各議員の役割をお決め願いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(午後1時50分休憩)

(午後4時53分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



- 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日の会議時間を延長することに決めます。

ここで暫時休憩し、水道問題につきまして議員総会に切りかえたいと思います。

(午後4時54分休憩)



(午後5時15分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど一括上程いたしました日程第12より第21までの各委員の選任中、日程第18「公園墓地設置委員会委員の選任について」は、都合により取り下げたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第18「公園墓地設置委員会委員の選任について」は取り下げることに決定いたします。

それでは、各委員の選任につきましては、先ほどの議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

朗読いたします。敬称は略させていただきます。

◎総務委員会委員

木下 甲子三 君	三井 正光 君	天堀 博 君
上代 卯之松 君	竹下 義章 君	藤原 利一 君
		以上6名

◎厚生文教委員会委員

田中 包治 君	仁井 明 君	寺田 茂 君
成田 秀益 君	横田 憲治郎 君	富山 敏治 君
		以上6名

◎建設水道委員会委員

竹内 修一 君	直村 静二 君	金沢 勝 君
山口 義一 君	池辺 秀夫 君	柳瀬 美樹 君
坂上 國治 君		以上7名

◎産業衛病院委員会委員

貝淵 博治 君	赤阪 和見 君	橋本 佳行 君
大谷 昌幸 君	松下 定 君	藤原 要馬 君
勝部 津喜枝 君		以上7名

◎議会運営委員会委員

木下 甲子三 君	山口 義一 君	天堀 博 君
仁井 明 君	成田 秀益 君	藤原 要馬 君
富山 敏治 君	直村 静二 君	三井 正光 君
		以上9名

◎交通公害対策委員会委員

貝淵 博治 君	横田 憲治郎 君	寺田 茂 君
富山 敏治 君	直村 静二 君	三井 正光 君
竹内 修一 君	坂上 國治 君	藤原 利一 君
		以上9名

◎開発事業対策委員会委員

池 辺 秀 夫 君	竹 下 義 章 君	天 堀 博 君
山 口 義 一 君	上 代 卯之松 君	藤 原 要 馬 君
赤 阪 和 見 君	田 中 包 治 君	勝 部 津喜枝 君

以上 9 名

◎第 2 阪和国道対策委員会委員

坂 上 國 治 君	橋 本 佳 行 君	金 沢 勝 君
山 口 義 一 君	池 辺 秀 夫 君	直 村 静 二 君
竹 内 修 一 君	柳 瀬 美 樹 君	

以上 8 名

◎同和対策委員会委員

富 山 敏 治 君	橋 本 佳 行 君	寺 田 茂 君
天 堀 博 君	藤 原 要 馬 君	池 辺 秀 夫 君
直 村 静 二 君	竹 下 義 章 君	

以上 8 名

◎関西新国際空港対策委員会委員

横 田 憲治郎 君	藤 原 利 一 君	金 沢 勝 君
成 田 秀 益 君	山 口 義 一 君	上 代 卯之松 君
赤 阪 和 見 君	勝 部 津喜枝 君	

以上 8 名

◎市立病院建設委員会委員

竹 下 義 章 君	三 井 正 光 君	仁 井 明 君
藤 原 要 馬 君	横 田 憲治郎 君	貝 淵 博 治 君
田 中 包 治 君	直 村 静 二 君	

以上 8 名

◎土地開発公社委員会委員

田 中 包 治 君	赤 阪 和 見 君	天 堀 博 君
山 口 義 一 君	富 山 敏 治 君	池 辺 秀 夫 君
貝 淵 博 治 君	直 村 静 二 君	竹 内 修 一 君

以上 9 名です。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、朗読どおり選任することに決めます。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 2 2、第 2 3 を日程に追加したいと思いますが、御異議  
ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第 2 2、第 2 3 を日程に追加し、議題といたします。

それでは、日程第 2 2、第 2 3 は、いずれも組合議会議員の選挙でありますので、一括選挙を行います。

この際、お諮りいたします。これらの選挙の方法につきましては、先ほど来種々御審議、御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

朗読いたします。敬称は略させていただきます。泉北環境整備施設組合議会議員に藤原要馬君、赤阪和見君、横田憲治郎君、三井正光君、坂上國治君、以上 5 名。

次に泉北水道企業団議会議員に天堀博君、成田秀益君、山口義一君、池辺秀夫君、勝部津喜枝君、以上 5 名です。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、朗読どおりそれぞれ組合議会議員に選任されました。

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第 2 4、第 2 5 を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第 2 4、第 2 5 を日程に追加し、議題といたします。

本件につきましても先刻来、議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、委員の氏名を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

朗読いたします。敬称は略させていただきます。決算審査特別委員会委員に、坂上國治君、富山敏治君、橋本佳行君、仁井 明君、金沢 勝君、成田秀益君、山口義一君、上代卯之松君、

藤原要馬君、横田憲治郎君、田中包治君、直村静二君、勝部津喜枝君、以上13名です。  
次に水道問題特別委員会委員に、横田憲治郎君、勝部津喜枝君、金沢 勝君、山口義一君、上代卯之松君、木下甲子三君、富山敏治君、池辺秀夫君、貝淵博治君、田中包治君、直村静二君、竹内修一君、坂上國治君、藤原利一君、以上14名です。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、朗読どおり選任することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦労さんでございますが、閉会中もよろしく御審査をお願いいたします。

以上で各常任委員さん並びに特別委員さん、出先各議員さんはそれぞれ決まりました。各委員さん、議員さんには御苦労さんでございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

ここで各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（宇沢 清君） それでは、各常任委員会の正副委員長さんの氏名を朗読させていただきます。

総務委員会委員長 木下議員さん、副委員長 三井議員さん。

厚生文教委員会委員長 田中議員さん、副委員長 仁井議員さん。

建設水道委員会委員長 竹内議員さん、副委員長 直村議員さん。

産業衛生病院委員会委員長 貝淵議員さん、副委員長 赤阪議員さん。

以上のとおりでございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 代表いたしまして総務委員長、ごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表あいさつ）

- 総務委員長（木下甲子三君） はなはだ借越ではございますが、ただいま御選任いただきました常任委員会の8名の正副委員長を代表いたしまして一言、ごあいさつ申し上げます。

このたびの役員選挙にあたりまして、われわれのような浅学非才の者を常任委員会の正副委員長として御選任いただきましたことを厚く御礼申し上げます。御存知のように、まだ未熟な者でございますが、今後、委員会の運営にできるだけがんばってまいりたいと存じますので、皆さん方の御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（柳瀬美樹君） 正副委員長さんのごあいさつが終わりました。

お諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加、議題といたします。  
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第61号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条  
第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和52年10月21日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所 和泉市伯太町2-21-139  
氏 名 竹下義章  
生年月日 昭和9年10月8日  
職 業 団体役員

議案第61号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の  
経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」  
という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任  
する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人  
とするものとする。

2、3略

(任期)

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年  
とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任さ  
れるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第 6 1 号「監査委員の選任について」提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして 2 名であります。議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ 1 名をもつて構成いたしております。

今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員 1 名を選任するに当たりまして、竹下義章議員さんを選任いたしたくお願い申し上げる次第でございます。

竹下議員さんは御存知のとおり、人格識見ともに兼ね備えた方でございまして、適任者であると存じます。今後とも地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか竹下義章議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得、満場一致御同意を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 6 1 号を原案どおり同意することに決めます。

ただいま同意いただきました監査委員さんのごあいさつを許可いたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（竹下義章君） ただいま監査委員として私に同意をしていただき、心から厚く御礼申し上げます。私は未熟者ではございますけれども、向こう一年間、和泉市のために公費が有効に使われているかどうかを十分監査してまいつていきたいと思っておりますので、どうか皆様方の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、私の御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（柳瀬美樹君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終わりましたので、これで閉会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よつて、本日をもつて昭和 5 2 年第 3 回定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のごあいさつをお願いいたします。

○

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

去る9月27日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ議員の皆様方には、公私御多忙の折にもかかわらず、長期間にわたり慎重御審議をいただきまして、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。水道事業会計並びに病院事業会計の昭和51年度決算につきましては決算特別委員会に、水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につきましては所管の特別委員会に付託されました。委員の皆様方には、今後ともよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

今議会におきまして、一般質問並びに議案審議を通じ御指摘、御要望いただきました点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会におきまして、任期満了の上御退任せられました坂上議長さん、木下副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のために御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におけるお二人の並み並みならぬ御尽力と御心労に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

後任の議長さんには柳瀬美樹議員さん、副議長さんには大谷昌幸議員さんが先刻、皆様方の御推挙により御就任をされました。まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

なお、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選せられました。それぞれ所管される事項につきましていろいろ御審議を賜り、御苦勞をおかけすること存じますが、よろしく御礼申し上げる次第でございます。

終わりに、長期間にわたり御審議を煩わし御議決いただきましたことに対し、重ねて厚く御礼を申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。

本当にどうも長期間ありがとうございました。(拍手)

(議長あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつ申し上げます。

本年第3回定例会も本日をもって閉会の運びに至りました。去る9月27日開会以来、本日まで25日間、一般質問並びに提案されました多数の重要議案を終始、きわめて熱心に慎重審議を煩わし、ことに議事運営には格段の御協力をいただき、本日、ここに全日程を終了、無

事閉会の運びとなりましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれては、各議員から指摘されました事項を十分慎重配慮され、市民の要望にこたえるべく格段の御尽力をお願いいたします。

長期間にわたりましてどうも御苦勞さんでございました。これをもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後5時45分閉会)



会議のてんまつを記載、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

和泉市議会 議長

前議長

前副議長

署名議員

署名議員

署名議員